平成12年版

防衛白書

Defense of Japan 2000

防衛庁編

防　衛　白　書

平成 12 年 7 月
防　衛　庁　編

刊行によせて

國務大臣
防衛庁長官　虎島和夫

防衛庁は、従来、我が国防衛の基本的事項や1年間の防衛庁・自衛隊を取り巻く主要な事象について、国民の皆様のご理解を得るため、毎年防衛白書を刊行しております。これは、「開かれた防衛庁・自衛隊」の実現という私の目標にも沿うものであります。また、この防衛白書の刊行は、我が国に対する諸外国の理解と信頼を高める上でも大きな意義があります。

アジア太平洋地域においては、冷戦終結後も、依然として不透明・不確実な要素が残されています。このような中、米国を中心とする二国間の同盟・友好関係とこれに基づく米軍の存在が、この地域の平和と安定に引き続き重要な役割を果たしており、また、二国間

や他国間の対話などの安定化に向けた様々な努力が重ねられています。

このような状況の下、防衛庁・自衛隊としては、引き続き日米安保体制の信頼性の向上を図り、さらに、周辺諸国との各種の交流を活発化するとともに、様々な事態への対応を通じて、国民の生命や財産を保護する公共財としての役割について国民のご理解を得るよう努力しております。

本年の白書では、第4章に「多様化する防衛庁・自衛隊の施策と活動」として、近年ますます増加する自衛隊の運用面などに焦点を当てた章を設けました。これは、緊急事態、ミサイル発射、不審船など様々な事態に、自衛隊が適切に対応することを国民から求められていることを踏まえ、防衛庁・自衛隊がいかに対応するかを系統的にまとめ、国民の皆様にご理解していただくためのものです。

21世紀の到来を目前に控えた今、安全保障面について、国民の皆様のご理解を得ながら、国民の生命や財産の保護と国際平和への貢献に必要な枠組みや制度について、対応を図っていきたいと考えております。

2000年を迎え、本年の白書は記念すべきものでありますが、広く国民に親しんでいただくため、紙面の大判化、ビジュアル化など読みやすさ、見やすさの向上に特段の配意をし、作成しました。

国の防衛は、防衛に対する国民のご理解とご協力があって初めて全うされるものです。本年の白書が一人でも多くの国民に読まれ、防衛に対するご理解を深めていただく一助となることを切に希望しております。

「2000年」を迎えて

1950～1960年代

61式戦車

（国　　　際）

1950～1951

1950.6.25　朝鮮戦争（～'53.7.27）

1952～1953

1952.11.1
米国、初の水爆実験

1953.8.12
ソ連、初の水爆実験

1953.10.1
米韓相互防衛条約署名

1954～1955

1955.5.14
ワルシャワ条約署名

1956～1957

1957.8.26
ソ連、ICBM実験成功と発表

1958～1959

1958.12.17
米国、ICBM実験成功

（国　内）

1950.8.10
警察予備隊発足

1951.9.8
対日講和49カ国調印、日米安全保障条約署名

1951.10.20
ルース台風による山口県北河内村の災害救援のため初出動

1952.4.26
海上保安庁に海上警備隊発足

1952.8.1
保安庁設置

1954.3.8
日米相互防衛援助（MDA）協定署名

1954.7.1
防衛庁設置、陸・海・空自衛隊発足

1956.3.23
霞ヶ関庁舎へ移転

1956.12.18
日本、国連に加盟

1957.5.20
「国防の基本方針」国防会議・閣議決定

1957.6.14
「防衛力の整備目標」（1次防）閣議了解

1958.2.17
対領空侵犯措置を開始

○防衛庁の設置、陸・海・空自衛隊発足
戦後の我が国の防衛の在り方について種々の議論が重ねられた末、警察予備隊、海上警備隊、保安庁を経て、1954年に防衛庁・自衛隊が設置された（越中島）。

（霞ヶ関庁舎）

（越中島庁舎）

○対領空侵犯措置を開始
戦後、米軍が実施してきた我が国の領空侵犯措置を、1958年から航空自衛隊が引き継ぐことになり、全国のレーダーサイトも移管された。

○主な動き

1950年代、東西冷戦の激化とアジア・アフリカ諸国の提携がみられた国際情勢は、1960年代に入り、キューバ危機を契機とする東西緊張の緩和がみられる一方で、フランスのNATO脱退や中ソ対立の本格化など多極化してゆき、またヴィエトナム戦争の拡大などの変化がみられた。

一方、我が国では、1954年に防衛庁・自衛隊が発足した。1957年には、その後の防衛政策の基本となる「国防の基本方針」を決定し、米国との同盟体制を基本に国の安全を図ることを明確にした。同方針の下で、我が国は数次にわたる防衛力整備計画を策定し、防衛体制の基盤の整備に努めた。

○対日講和49カ国調印、日米安保条約署名［共同通信］

1951年には、対日講和条約と日米安全保障条約が調印され、翌年、我が国は主権を回復し、自由主義諸国の一員として歩み始めた。

護衛艦「あまつかぜ」

F－104

1961.7.6 ソ・朝友好協力相互援助条約署名

1961.7.11 中・朝友好協力相互援助条約署名

1961.8.13 ベルリンの壁構築

1962.10.24 米国、キューバ海上隔離(～11.20)

1963.8.5 米・英・ソ部分的核実験停止条約

1964.8.2 トンキン湾事件

1964.10.16 中国、初の原爆実験に成功

1965.2.7 米軍、北爆開始

1966.10.27 中国、初の核ミサイル実験成功

1967.6.17 中国、初の水爆実験

1968.7.1 核兵器不拡散条約(NPT)署名

1969.3.2 珍宝島にて、中ソ武力衝突

1960～1961

1962～1963

1964～1965

1966～1967

1968～1969

1960.1.11 檜町庁舎へ移転

1960.1.19 日米安全保障新条約署名

1961.7.18 「第2次防衛力整備計画」閣議決定

1962.11.1 防衛施設庁発足

1965.11.20 砕氷艦(さいひょう)「ふじ」初の南極観測協力に出港(～'66.4.8)

1966.11.29 「第3次防衛力整備計画の大綱」閣議決定

1969.11.21 佐藤・ニクソン声明

(檜町庁舎)

1970～1980年代

F－15

（国　際）

1972. 2.28 ニクソン米大統領訪中、米中共同声明
1972. 4.10 生物兵器禁止条約署名
1972. 5.26 米ソ両首脳、SALT I に署名、対弾道ミサイル・システム制限条約（ABM条約）に署名
1973. 3.29 米軍、ヴィエトナム撤兵完了
1973.10. 6 第４次中東戦争（～12.25）
1973.10.17 アラブ石油輸出国機構の10か国、石油の供給削減決定（第1次オイルショック）
1974.5.18 インド初の地下核実験
1978. 8.12 日中平和友好条約署名

1970～1971
1972～1973
1974～1975
1976～1977
1978～1979

（国内）

1970.6.23
日米安全保障条約自動継続
1970.10.20
第１回防衛白書「日本の防衛」発表
1971.7.30
全日空機、自衛隊機と衝突（雫石）
1972.2.8
「第４次防衛力整備５か年計画の大綱」閣議決定
1972.5.15
沖縄返還
1973.2.1
防衛庁「平和時の防衛力」発表
1976.9.6
ミグ25、函館空港に強行着陸
1976.10.29
昭和52年度以降に係る「防衛計画の大綱について」閣議決定
1978. 9.21 防衛庁、有事法制研究・奇襲対処に関する見解発表
1978.11.27 「日米防衛協力のための指針」を日米安保協議委員会で了承
1979. 7.17 「中期業務見積りについて（昭和55年～昭和59年）」発表

○ミグ25、函館空港に強行着陸［時事］
　ソ連のミグ25戦闘機が米国への亡命を目的として、突如、我が国領空に不法に侵入し、函館空港に強行着陸した。この事件の教訓等を踏まえ、早期警戒機の導入や連絡体制の整備等が図られた。

74式戦車

○支援戦闘機（F－２）
1988年11月、支援戦闘機（F－２）については、日米の優れた技術を結集し、共同開発が着手されることとなった。本年度中に部隊配備される予定である。

○主な動き

デタントやヴィエトナム和平が進展する一方で、この間も一貫して軍事力を増強するとともに、アフリカ、ヴィエトナム、アフガニスタンに影響力の拡大を図ったソ連に対し、米国は、1980年代に入ると、軍事力の充実に努める一方、同盟諸国にも着実な防衛努力を求めた。冷戦構造は、西側陣営の結束に直面したソ連が、1980年後半、西側との協調路線をとるに至り、東欧諸国の民主化の進展等を経て、終結に向かった。

我が国は、1976年に「防衛計画の大綱」を策定し、翌年には有事法制の研究が開始されるなど防衛の構想を様々な形で国民に掲示した。さらに、「日米防衛協力のための指針」の策定、日米共同訓練の推進、装備技術交流など日米防衛協力を進展させた。

○沖縄返還
1972年、沖縄の復帰に伴い、政府は、日米安全保障条約に基づき、在日米軍施設・区域を提供した。現在、沖縄に関連する諸課題については、内閣の最重要課題の一つとして政府を挙げて取り組んできている。

P－3C

1978.4.12
中国漁船団、尖閣(せんかく)諸島周辺領海を侵犯

1979.6.18
米ソ首脳、SALTⅡ署名

1979.12.27
ソ連、アフガニスタン侵攻

1980.9.22
イラン・イラク紛争（～'88.8.20）

1982.4.2
フォークランド紛争（～6.14）

1983.3.23
レーガン米大統領、戦略防衛構想（SDI）発表

1983.9.1
ソ連、樺太上空付近で大韓航空機を撃墜

1987.4.16
MTCRガイドライン採択

1987.12.8
中距離核戦力（INF）条約署名

1988.3.14
中国・ヴィエトナム、南沙群島周辺海域で武力衝突

1989.2.15
ソ連軍、アフガニスタンから撤退完了

1989.6.4
中国、天安門事件

1989.11.9
ベルリンの壁崩壊

1989.12.2
米ソ首脳会談（マルタ、～12.3）

1980～1981

1982～1983

1984～1985

1986～1987

1988～1989

1980.2.26
リムパックに初参加

1982.7.23
「56中期業務見積り」を国防会議に報告、了承

1983.1.14
対米武器技術供与決定

1985.9.18　「中期防衛力整備計画」閣議決定

1986.5.22　「安全保障会議設置法」成立

1987.1.24　「今後の防衛力整備について」閣議決定

1988.7.23　潜水艦・遊漁船衝突事故（横須賀沖）

1988.11.29　FS－X共同開発に関する日米政府間の交換公文及び細目取極署名

1989.1.27　防衛庁、「防衛力検討委員会」設置

1989.2.24　大喪の礼

1990～1995年

イージス艦「こんごう」

（国　際）

1990.8.2
イラク軍、クウェイト侵攻
1990.10.3　ドイツ統一

1991.1.17　多国籍軍、「砂漠の嵐」作戦開始
（4.11湾岸危機の正式停戦発効）
1991.3.31　ワルシャワ条約機構解体
1991.7.31　米ソ首脳、START Ⅰに署名
1991.12.8　ソ連解体
1992. 3.15　国連カンボディア暫定機構（UNTAC）正式発足
1992. 8.24　中韓国交樹立
1992.12.18　中露共同宣言（声明）署名

1990

1991

1992

（国　内）

1990.12.20
「中期防衛力整備計画（平成３年度～平成７年度）について」閣議決定

1991.1.30
第１回日朝国交正常化交渉（～1.31）
（1992.11.5～6の第８回交渉を最後に一時中断）

1991.4.26
ペルシャ湾へ掃海艇など６隻出港（～10.30）

1991.6.3
雲仙普賢岳噴火に伴う災害派遣（～'95.12.16）

1992. 6.15　「国際平和協力法」及び「国際緊急援助隊法改正」成立
1992. 7.30　防衛庁、「情報委員会」設置
1992. 9.17　カンボディアにおける国際連合平和維持活動のため自衛隊の部隊等を派遣（～'93.9）
1992.12.18　「中期防衛力整備計画（平成３年度～平成７年度）の修正について」閣議決定

○ペルシャ湾へ掃海艇など６隻派遣
長期間にわたる緊張と、厳しい自然環境下において、計34個の機雷を処分し、帰国した。自衛隊にとって初の国際的な人的貢献としても意義を有するものであった。

○阪神・淡路大震災に伴う災害派遣開始
戦後最大規模の被害をもたらした阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、政府全体として、各種法律の改正及び地方公共団体との連携強化など災害派遣態勢の充実が図られた。

○雲仙普賢岳噴火に伴う災害派遣
1658日にも及ぶ自衛隊災害派遣史上最長のものであり、不安な気持ちで生活を続ける住民にとって、精神的にも大きな支えとなった。

1994.2.23
内閣総理大臣の下に「防衛問題懇談会」発足

1994.2.25
防衛庁の「防衛力の在り方検討会議」発足

1994.9.21
ルワンダ難民救援のためにザイール等へ自衛隊を派遣（～'94.12）

○主な動き

冷戦の終結により、世界的規模の紛争が発生する可能性は遠のいたものの、複雑で多様な地域紛争、さらに、核を始めとする大量破壊兵器やミサイル等の拡散など、国際情勢は、依然として不透明・不確実な要素をはらんでいる。これに対し、国際関係の安定化を図るための様々な取組が進展している。

我が国は、冷戦後の国際情勢の大きな変化、自衛隊の役割に対する期待が高まってきていることにかんがみ、「平成８年度以降に係る防衛計画の大綱」を策定し、新たな指針を示した。

90式戦車

○カンボディアにおける国際連合平和維持活動のため自衛隊の部隊等を派遣
自衛隊にとって、初めての国際平和協力業務であったが、国際的にも高い評価を得、国内においても国民の理解と支持を深めることができた。

1993.1.3
米露首脳会談、STARTⅡ署名(未発効)
1993.1.13
化学兵器禁止条約署名
1993.1.26
国連軍備登録制度に関するアジア・大洋州会議(～1.27)
1993.3.12
北朝鮮、NPT脱退を宣言
1993.5.29
北朝鮮、日本海中部に向けて、弾道ミサイルの発射実験を実施
1993.9.1
米国防省、「ボトムアップレビュー」発表

U－4

1993

1993.5.11
モザンビークにおける国際連合平和維持活動のため自衛隊の部隊等を派遣(～'95.1)
1993.7.12　北海道南西沖地震災害に対する災害派遣(～8.12)

1994

1994. 7.25　第１回ASEAN地域フォーラム(ARF)
1994.10.21　米朝「枠組み合意」署名

1995

1995. 2.27
米国防省、「米国の東アジア・太平洋安全保障戦略」(EASR)発表
1995.3.9
朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)発足
1995.5.11
NPT条約無期限延長を決定

1995. 1.17　阪神・淡路大震災に伴う災害派遣(～4.27)
1995. 3.20　地下鉄サリン事件に伴う災害派遣(～3.23)
1995.11.28　「平成８年度以降に係る防衛計画の大綱について」閣議決定
1995.12.15　「中期防衛力整備計画(平成８年度～平成12年度)について」閣議決定

1996～2000年

OH－1

（国　際）

1996.3. 8　中国、台湾近海において軍事演習（～3.25）
1996.3.23　台湾、初の「総統」直接選挙
1996.4.24　中露「21世紀に向けた戦略的パートナーシップ」を宣言
1996.7.11　ワッセナー・アレンジメント設立総会（～7.12）
1996.7.29　中国、地下核実験実施（45回目）、同日に核実験のモラトリアムの実施を発表
1996.9.10　国連総会、包括的核実験禁止条約（CTBT）採択

1996

（国内）

1996.1.31
ゴラン高原における国際連合平和維持活動のため自衛隊の部隊等を派遣開始
1996. 4.15　日米物品役務相互提供協定署名
1996. 4.17　日米安全保障共同宣言
1996.10.29　第１回アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラム（～10.31）
1996.12. 2　沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告

1997

1997. 1. 2　ナホトカ号海難・流出油災害に係る災害派遣（～3.31）
1997. 1.20　情報本部新設
1997. 9.23　新「日米防衛協力のための指針」を日米安保協議委員会で了承
1997.12.19　「中期防衛力整備計画（平成８年度～平成12年度）の見直しについて」閣議決定

1998

1998.3.26
即応予備自衛官制度発足
1998.7.29
捜索・救難に関する初の日露共同訓練
1998.11.13
ホンデュラスにおける国際緊急援助活動に自衛隊の部隊を派遣（～12.9）

○新「日米防衛協力のための指針」を了承
新しい時代におけるより効果的な日米防衛協力関係を構築するため見直しが開始された。その後、周辺事態安全確保法等の成立・承認など、指針の実効性を確保するための諸施策に取り組んでいる。

○不審船に対応した護衛艦「はるな」
３月23日、警戒監視活動中の海上自衛隊のP－３Cが発見した不審船に対し、24日０時50分、自衛隊創設以来初めての海上における警備行動が発令された。

輸送艦「おおすみ」

○ホンデュラスにおける国際緊急援助活動に自衛隊の部隊を派遣
中米という遠隔の地で、被災後の劣悪な環境の下、医療活動や防疫活動を行い、現地の要請に応えた。自衛隊として初の国際緊急援助活動であった。

E－767

○主な動き

アジア太平洋地域においては、冷戦終結後も、依然として不透明・不確実な要素が残されており、米国がこの地域の平和と安定に引き続き重要な役割を果たしているが、二国間・多国間の軍事交流など地域の安定化に向けた様々な努力も重ねられている。

このような状況の下、我が国は、引き続き日米安保体制の信頼性の向上を図った。さらに、周辺諸国との各種の交流を活発化させる一方、様々な事態への対応を通じて、自衛隊は「働く時代」にふさわしく、国民の安全を守る公共財としての役割について国民の理解が更に得られるよう努力している。

1997.5.19
米国防省、「4年毎の国防計画の見直し」(QDR)発表
1997.12.3
オタワで対人地雷禁止条約署名式(～12.4)

1998.5.11
インド、地下核実験実施(13日にも実施)
1998.5.28
パキスタン、地下核実験実施(30日にも実施)
1998.8.31
北朝鮮、日本上空を越えるミサイル発射を実施
1998.11.23
米国防省、EASR改訂版発表

○日米安全保障共同宣言
日米関係の中核をなす日米安保体制について、その重要性を改めて確認するとともに、21世紀に向けた日米同盟の在り方を内外に明かにした。

1999. 3.24 NATO軍、ユーゴースラヴィア連邦空爆開始(～6.10)
1999. 4.24 NATO首脳会議、「新戦略概念」採択
1999. 7. 9 李登輝・台湾「総統」、中台関係について「特殊な国と国との関係」であると発言
1999. 9.24 北朝鮮、米朝間の協議が行われる期間はミサイルの発射を凍結する旨表明
1999.10.12 米政府、ペリー報告を公表
1999.10.25 国連東チモール暫定統治機構(UNTAET)発足

1998

1999.3.24
能登半島沖の不審船に対処するため、海上警備行動発令
1999.4.2
「調達改革の具体的措置」を公表
1999.5.24
周辺事態安全確保法等成立・承認
1999.8.5
捜索・救難に関する初の日韓共同訓練
1999.8.16
弾道ミサイル防衛(BMD)に係る日米共同技術研究を開始
1999.11.22
東チモール避難民救援のために西チモールへ自衛隊を派遣(～2000.1)

1999

(市ヶ谷庁舎)

2000.3.20 台湾「総統」選挙
6.13 南北首脳会談(～6.15)

2000

そして、21世紀へ…

2000.3.29 有珠山噴火に係る災害派遣開始
2000.4. 4 日朝国交正常化交渉
2000.5. 8 市ヶ谷庁舎へ移転

目　次

第１章　国際軍事情勢
―不透明・不確実な要素をはらむ軍事情勢と安定化への努力―

第２章　日本の防衛政策
―我が国の独立と平和を守る―

第3章　我が国の防衛と日米安全保障体制に関連する諸施策
ー防衛力の整備・運用と日米安保体制の信頼性向上ー

6th ASIA-PACIFIC
SECURITY SEMINAR 1999

第５章　身近な自衛隊と諸問題への取組
―信頼と協力の下、国民と共に歩むための努力―

第 1 章
国際軍事情勢

−不透明・不確実な要素をはらむ軍事情勢と安定化への努力−

南北首脳会談（本年6月　平壌）［AFP＝時事］

第１節　国際軍事情勢概観

1 国際軍事情勢全般

第二次世界大戦後、40年以上にわたり世界の軍事情勢の基調をなした東西冷戦は、ソ連の崩壊により名実共に終結し、安全保障環境には大きな変化が生じている。

冷戦期の欧州においては、明確な二極対峙（たいじ）構造が成立していた。すなわち、米国を中心とする北大西洋条約機構(NATO: North Atlantic Treaty Organization)とソ連を中心とするワルシャワ条約機構(WPO: Warsaw Pact Organization)が成立し、厳しい軍事的対峙を続けた。両陣営間で武力紛争が生起した場合には最終的に米ソ間の核戦争に発展する可能性があることから、欧州においては、核兵器の使用はもとより、主要国間の通常戦争は抑止されていた。また、民族、宗教に起因する紛争は東西冷戦の下で押え込まれてきた。

他方、アジアなどそれ以外の地域の多くにおいては、各地に固有の領土、民族、宗教などの問題に起因する武力紛争が生起し、一部においては東西対立とも絡み、大国が様々な関与を行い複雑な様相を呈した(資料１参照)。

冷戦の終結に伴い、圧倒的な軍事力を背景とする東西間の軍事的対峙の構造は消滅し、さらに、ロシアの通常戦力は冷戦後大幅に低下し、全世界で軍事的に米国に対抗し得る国は出現しておらず、冷戦期のような世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は遠のいている。

他方、領土問題は依然として存続しており、また、宗教上の対立や民族問題に根ざす対立は、むしろ顕在化し、複雑で多様な地域紛争が発生している。さらに、核を始めとする大量破壊兵器(核・生物・化学兵器)やミサイル拡散などの危険が増大している。このように、冷戦後も、国際情勢は依然として不透明・不確実な要素をはらんでいる。

これに対し、力による抑止や力の均衡による安定という側面が引き続き存在する一方で、米ソ間のイデオロギー対立の消滅や国家間の相互依存の拡大と深化などを背景として、国際関係の一層の安定化を図るための国際的な協力を推進する様々な取組が行われている。

冷戦終結後の国際関係においては、地域紛争や民族紛争などへの対処に当たって国際連合（「国連」）が国際の平和と安全のために果たす役割に期待が高まっている。しかし、国連の試みがすべて成功しているわけではなく、また、近年ではロシアや中国などが米国に対抗して共同歩調を示す傾向も見られ、国連が国際関係の安定に向けてその機能・役割を発揮するには、加盟各国の努力とりわけ安全保障理事会(「安保理」）の五常任理事国の錯綜（さくそう）する利害の調整と協調が引き続き鍵となっている。

また、人権侵害や難民などの武力侵攻以外の事態が一国内の問題にとどまらず、これが国際社会全体の問題として認識される場合に、関係国が協調して軍事力を行使することによって問題解決を図る事例が見られるようになっている。安定化部隊

(SFOR) Stabilization Force や東チモール国際軍(INTERFET) International Force in East Timor のように国連安保理決議に基づき強制力を伴った多国籍軍が派遣されるという事例のほか、NATOのユーゴースラヴィア(「ユーゴ」)連邦共和国への空爆のように更なる犠牲者の増加という人道上の惨劇を防止するためにやむを得ず武力が行使される場合や、米国大使館爆破に関連した米国によるスーダンとアフガニスタン所在施設に対する攻撃のようにテロリストやテロ組織に対して軍事力が用いられる事例も見られる。いずれにせよ、国際社会は、今後とも、人権侵害や難民などの武力侵攻以外の解決困難な国際社会全体の事態に直面していくと考えられ、これに対して軍事力の活用を含め協調していかなる対応を行うべきかを模索していくことになろう。

欧州においては、冷戦終結に伴い二極対峙構造が劇的な変化を見せた。すなわち、いわば旧東西両陣営を統合する形で欧州通常戦力(CFE) Conventional Armed Forces in Europe 条約に基づく戦力の削減が行われている。各国は、冷戦期の厳しい軍事的対峙を前提に構築された戦力の再編・合理化を進め、協調して地域紛争など多様な事態へ対処するための能力を確保するための努力を行っている。

さらに、地域の安定を図るためにNATO加盟国と中東欧諸国の平和のためのパートナーシップ(PFP) Partnership for Peace やNATOの拡大などの新たな地域安定の枠組み作りの動きが見られ、一定の成果を挙げているが、新たな地域紛争の未然防止には必ずしも成功していない。また、NATOとロシアの関係のように地域的な枠組みとその外にある国々との関係を協調的なものとしていくという課題が浮上するなど、なお模索の過程にあることが明らかになりつつある。

アジア太平洋地域では、各国の安全保障観が多様であり、また、1960年代以降は中国という第三極が存在し、冷戦期においても明確な二極対峙構造は確立していなかった。この地域においては、冷戦終結後、極東ロシア軍の量的削減や軍事態勢の変化が見られるものの、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在している中で、経済力の拡大などもあいまって軍事力の拡充・近代化が進められてきている国々があり、また、朝鮮半島などの諸問題が未解決のまま存在するなど、依然として不透明・不確実な要素が残されている。

このような状況の下で、米国を中心とする二国間の同盟・友好関係とこれに基づく米軍の存在がこの地域の平和と安定に引き続き重要な役割を果たしている。さらに、近年、この地域においても、国連東チモール暫定行政機構(UNTAET) United Nations Transitional Administration in East Timor などの国連が行い、又は認めた活動などが見られる。軍事交流の拡大や二国間の安保対話とASEAN Association of South-East Asian Nations 地域フォーラム(ARF) ASEAN Regional Forum のような地域の安全保障に関する多国間の対話が具体的な安全保障上の諸問題に対してどのようにいかされるかは今後の課題となっているが、南北首脳会談や日朝国交正常化交渉、米朝協議などの外交努力を含む安定化に向けた様々な努力が重ねられている。

2 複雑で多様な地域紛争

地域紛争の性格は必ずしも一様ではない。それぞれが民族、宗教、領土などの様々な固有の問題に起因し、その態様も武力紛争のみならず軍事的な対峙が継続する場合もある。さらに、対立のレベルも国家間対立、民族間対立、人権や難民などの問題が国境を越えた広がりをみせ、国際問題化する場合など多岐にわたっている。

武力紛争など

(1) 国家間対立

冷戦終結後も、イラクのクウェイト侵攻や、最近ではエチオピア・エリトリア間の国境紛争など、国家間の武力紛争が依然として発生している。

(2) 民族間対立

さらに、民族の対立などに起因する内戦なども引き続き生起している。

アフガニスタンでは、1992(平成４)年のナジブラ政権崩壊以降、ムジャーヒディン各派が主導権をめぐって争ってきた。イスラムへの回帰を主張する武装組織タリバーンが、96(同８)年、首都カブールを占領するなど国土の大半を制圧し勢力を拡張してきており、北部地域においてタリバーンとその他の勢力との間で紛争が続いている。

アフリカにおいては、昨年、シエラ・レオーネやコンゴー民主共和国(旧ザイール)などにおける紛争について、地域機関や周辺諸国などの仲介による和平合意が成立するといった動きが見られた。

しかしながら、アンゴラなどにおいては、依然として紛争が続き、また、和平合意が得られた紛争についても、その原因が部族対立などであることや周辺諸国の紛争当事者への支援、戦闘継続の資金源となる地下資源の存在などがあいまって、その本質的な解決が困難となっている。

チェチェン共和国の首都グロズヌイを制圧したロシア軍［AFP＝時事］

ロシアでは、昨年８月、チェチェン武装勢力のダゲスタン共和国への侵入などを契機とし、ロシア軍が同武装勢力に対して武力行使を行い、本年３月には、チェチェン共和国の大半を制圧したものの、依然として一部地域で武力衝突が続いている。

(3) 国境を越えた国際問題

また、人権侵害、難民やテロなどの多様な事態に対して軍事力が使用される事例が見られる。

96(同８)年には、イラク北部のクルド人勢力の対立に介入したイラクに対し、少数民族に対する暴虐の代償を示し、隣国を脅かす能力を低下させるなどとして米軍が攻撃を行った。

ユーゴ連邦共和国セルビア共和国のコソヴォでは、ユーゴ連邦政府などとアルバニア系住民独立勢力との武力衝突に端を発した非人道的な事態の停止を目的として、昨年３月以降、NATO(North Atlantic Treaty Organization)によるユーゴ空爆が行われる一方、ユーゴ連邦軍やセルビア治安部隊などがコソヴォにおけるアルバニア系住民の弾圧を更に強化したことから、

主な紛争・対立地域

（注）資料は、ミリタリー・バランス1999／2000などによる。

大量の難民が発生した。ユーゴ連邦政府は、６月に米国、ロシアと欧州連合(EU)代表が提示した和平案を受諾し、コソヴォには国連安保理決議の承認を受けてNATOを主体とする国際安全保障部隊(KFOR)が展開された。
European Union
Kosovo Force

さらに、98(同10)年にケニアとタンザニアに所在する米国大使館の爆破テロに起因して、米軍がスーダンとアフガニスタンの施設をテロ関連施設として攻撃した。

軍事的対峙の継続

(1)　中東

中東においては、48(昭和23)年のイスラエル建国以降、イスラエルとパレスチナ人・アラブ諸国間で４次にわたる中東戦争が行われた。

しかしながら、イスラエルは、79(同54)年にエジプトと、94(平成６)年にはジョルダンと平和条約を締結した。また、イスラエルとパレスチナ解放機構(PLO)との間では、93(同５)年に相互承認を行って以来、様々な合意が結ばれてきた。さらに、昨年７月には、和平推進派であるバラック労働党党首を首相とする新政権がイスラエルに誕生し、同年９月には、98(同10)年10月に結ばれた合意の一部を修正した合意(シャルム・エル・シェイク合意)が結ばれ、ジョルダン川西岸地域からのイスラエル軍の一部撤退や、パレスチナ人拘禁者の釈放など一定の前進があった。ただし、西岸、ガザの地位、国境線、難民、エルサレムの地位などの問題の解決を目指す最終的地位交渉などをめぐる双方の立場には大きな相違も見られ、同交渉の実施は必ずしもスケジュールどおりには進んでいないものの、引き続き、最終的地位合意へ向けた努力が続けられている。
Palestine Liberation Organization

シリア、レバノンとイスラエルとの間では、いまだに平和条約が締結されていないが、バラック新政府は、１年以内のレバノンからのイスラエル軍撤退、シリアとの和平交渉再開を明言し、同年12月には、96(同８)年以来中断していたイスラエル・シリア交渉が再開された。また、本年５月には、イスラエルは予定より早くレバノン南部から軍を撤退させている。イスラエルとシリアの間における、永続的かつ包括的な和平実現に向けた努力が引き続き行われているが、国境画定や水資源などの問題について、依然として立場の相違があり、本年１月以降、交渉は中断を余儀なくされている。

イラクにおいては、湾岸危機終結後、イラクの大量破壊兵器及び長距離ミサイルの脅威を除去することを目的として、国連特別委員会(UNSCOM)が設置され、これらの兵器の廃棄状況などについての査察が実施されてきた。しかしながら、97(同９)年秋以来、イラクが無条件の査察受け入れを求める国連決議に違反する行動をとり、情勢が緊迫することが繰り返され、98(同10)年12月には、米国が英国と共にイラクの疑惑施設などに対する空爆を行った。その後もイラクの北部・南部に設定されている飛行禁止空域の無効を主張するイラクと米国・英国との間において、断続的な武力行使を伴う対立が続いている。また、こうしたイラクの査察受け入れ拒否に対して、昨年12月にUNSCOMに代わる新機関として国連監視検証査察委員会
United Nations Special Commission

(UNMOVIC)(United Nations Monitoring, Verification and Inspection Commission)を設立することやその査察に対する協力などを条件としたイラクに対する制裁の一部停止が決定されるなど、国連で対応策が検討されているが、新機関による査察をイラクは拒否している。

(2)　インド・パキスタン

インドとパキスタンの間では、カシミール地方の帰属問題などを背景として、これまでに3次にわたる武力紛争が生起している。現在も、両国の対立関係は基本的に変化しておらず、昨年5月から7月にかけて、カシミールの管理ラインのインド側で激しい戦闘が発生したほか、引き続き、管理ライン付近で小規模な戦闘が発生している。

両国は、核兵器不拡散条約(NPT)(Nuclear Non-Proliferation Treaty)に加入せず、包括的核実験禁止条約(CTBT)(Comprehensive Nuclear Test-Ban Treaty)にも署名しておらず、以前から核兵器開発の動きが伝えられていたが、98(同10)年5月、相次いで核実験を実施し、日本を含む国際社会の批判を浴びた。また、両国は弾道ミサイルの開発も積極的に進めており、同年4月のパキスタンによるガウリ弾道ミサイルの発射実験に引き続き、昨年4月には、インドがアグニ2弾道ミサイルの、またパキスタンがガウリ2及びシャヒーン弾道ミサイルの発射実験を相競って行うなど、弾道ミサイルの長射程化などが進められているとみられる。これらの事象については、南アジア地域の安全保障への影響が懸念される(国際的な軍備管理・軍縮への影響については、本節3参照)。

一方、両国関係については、昨年2月の印パ首脳会談において、両国間の平和と協調関係を進め、信頼醸成を図ることなどを内容とした「ラホール宣言」などが発表[i]されるといった関係改善の動きも見られた。しかしながら、その後同年5月には、インド側ジャンムー・カシミール地方の管理ライン沿いで戦闘が発生し、また、同年10月には、パキスタンにおいて、ムシャラフ統合参謀本部議長兼陸軍参謀長を首班とする軍事政権がクーデターにより成立するなどの動きもあり[ii]、両国関係は、なお流動的である。

(3)　朝鮮半島

朝鮮半島では、朝鮮戦争(50(昭和25)年～53(同28)年)が生起し、休戦協定締結後も緊張状態が継続し、現在も非武装地帯(DMZ)(Demilitarized Zone)を挟んで韓国と北朝鮮の間で依然として厳しい軍事的対峙が続いている(本章3節2参照)。

3 兵器の移転・拡散など

近年、一部の国においては、大量破壊兵器(核・生物・化学兵器)や弾道ミサイルなどの運搬手段を含む兵器の取得や開発が顕著な形で進められており、このような兵器の危険性が改めて認識され、主要国は対処能力の向上に努めるとともに、その移転・拡散問題への対応が、今まで以上に国際社会の抱える緊急の課題となっている(本章2節2参照)。

i)印パ首脳会談では、「ラホール宣言」のほか、両首脳による「共同声明」、ミサイル発射実験の相互の事前通報などを定めた両国外務次官の「覚書」が署名・発表されている。

ii)なお、本年5月に、ムシャラフ統合参謀本部議長兼陸軍参謀長が、2002(平成14)年10月までに、総選挙を実施し、民政に復帰させるとの意向を示した。

核兵器

核兵器不拡散条約(NPT)では、米国、ロシア、英国、フランス、中国の５か国が核兵器国(資料２、３参照)として認められているが、このほかにも核兵器の保有や開発が疑われている国が存在している。1998(平成10)年には、インドとパキスタンが相次いで核実験を実施した。NPTの締約国数は190か国近くに達しているものの、依然として加入を拒んでいる国もある。

Nuclear Non-Proliferation Treaty

また、96(同８)年９月の国連総会において採択された包括的核実験禁止条約(CTBT)は、その批准が発効要件となっている未批准国の説得が進んでいないことや昨年10月に米国議会で批准が否決されたことから、速やかな条約発効の見通しは立っていない。

Comprehensive Nuclear Test-Ban Treaty

生物・化学兵器

生物・化学兵器は、核兵器に比べて安価かつ製造が容易であるため、途上国なども保有が比較的容易であり、アジアや中東、北アフリカなどの国においても製造・保有されているものとみられている。

なお、95(同７)年３月に東京で起きた地下鉄サリン事件は、化学兵器の製造が比較的容易であり、その使用が武力紛争に必ずしも限定されないことを印象づけた。

パキスタンが行ったガウリ２弾道ミサイルの発射実験
［AFP＝時事］

ミサイル

弾道ミサイルは、大量破壊兵器の運搬手段として効果的であり、これに対する有効な防御手段は開発されていない。このため、弾道ミサイルの配備は、現に続いている武力紛争を激化させたり、あるいは軍事的対峙(たいじ)が継続している地域の緊張を更に高め、地域の不安定化をもたらす危険性が高い。

弾道ミサイルについては、80年代中期にソ連などがイラク、北朝鮮、アフガニスタンなど多数の国・地域にスカッドBを輸出したほか、中国の東風３(CSS－２)、北朝鮮のスカッド系列のミサイルの輸出などを通じて、現在、相当数の国が保有するに至っている。さらに、一部の国では、より長射程のミサイル開発・生産を行っている。98(同10)年７月には、イランがシャハブ３を、同年８月末には、北朝鮮がテポドン１号を基礎としたミサイルの発射を行い、さらに、昨年４月には、インド及びパキスタンが相次いで弾道ミサイルの発射を行うなど、長射程化に向けた発射実験などの動きが顕著であり、両国が核実験を実施したこととあいまって、大量破壊兵器などの不拡散のための国際的な取組などに対して深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

通常兵器

通常兵器は、各国の安全保障に直接かかわるものであり、一部の特定通常兵器を除き、国際的にその輸出入が容認されているため、その国際的な移転を一律に規制するには困難な側面がある。しかしながら、紛争地域への継続的な移転などが、紛争が激化する原因ともなっているため、その移転の実態についての透明性を高めたり、国際的な管理規制を行うために、国連の移転登録制度、ワッセナー・アレンジメント、対人地雷禁止条約及び小型武器の規制に関する検討など様々な取組が行われている。

4 軍事科学技術の動向

試験飛行中の無人機(UAV)[U.S. Air Force]

近年のエレクトロニクス技術や材料技術を中心とした軍事科学技術の大幅な進歩に伴い、戦闘状況の変化はより迅速となり、戦域が広域化するとともに、所要の時期・場所に、必要な規模の火力を陸上・海上・海中・空中の様々な装備から、戦場に複合的かつ正確に投射し得るようになった。米国が推進しているC４ISR(指揮、統制、通信、コンピュータ、情報、監視、偵察)(Command, Control, Communications, Computers, Intelligence, Surveillance and Reconnaissance)は、このような戦場空間における優勢な認識力を獲得するとともに、より効率的な戦力運用を目指すものである。

特に、冷戦終結に伴って発生している地域紛争については、その戦場の様相が多様であることに加え、軍事目標に限定した精密な攻撃が要求される傾向にあること、また、人的損耗に対する社会許容度が厳しくなっているなどの特徴が指摘し得るところであり、この面からも、兵器の破壊力の向上に加え、精密誘導技術やC４ISRを含む情報関連技術の研究開発が重視されてきている。

なお、ハイテク化も万能ではなく、巧妙な欺瞞(ぎまん)、コンピュータ・ネットワークに対する情報戦、生物・化学兵器を用いたゲリラ・コマンドウ攻撃などの非対称的な脅威を克服する必要性が併せて認識されるようになっている。

各種兵器の技術動向としては、誘導武器の長射程化並びに命中精度及び破壊能力の向上やステルス化、火砲の長射程化や弾薬の高威力化及び知能化[i]、水上艦の防空能力や潜水艦の静粛性の向上、航空機の高機動性[ii]及び超音速巡航性[iii]の向上並びに多目的化[iv]、戦闘攻撃タイプなどの無人機(UAV)(Unmanned Aerial Vehicle)の開発などが挙げられる。

また、最近の軍事科学技術の進歩は、本来の軍用技術はもとより、民生技術の発展にも負うところが大きく、現有装備品の性能向上や新たな装備品の開発を行うに当たり、これらが積極的に活用されている。

ｉ)効率的に目標を撃破するため、砲弾自身が目標検知、弾道標定、あるいは軌道修正などを行い得るようにすること。

ⅱ)低速・高速における急旋回や高迎角飛行などの高い運動性能を有すること。

ⅲ)アフター・バーナーによる推力なしで、超音速で巡航できること。

ⅳ)同一の機体で、要撃、制空、対艦・対地攻撃などのうち複数の任務を行い得ること。

第２節　主要国の国防政策と国際社会の安定化への対応

欧米主要国及びロシアは、冷戦後の安全保障環境を踏まえ、地域紛争などへの対処を念頭に、冷戦期に蓄積された軍事力の再編・合理化を進めている。各国は、平和維持活動の在り方やテロ・人道問題などの多様な安全保障上の事態への対応を模索しつつ、これに必要な能力を確保するための努力を行っている。この努力は、国際協力とあいまって、より安定した国際関係を構築する上で重要である。

1 主要国の国防政策

米国

(1)　安全保障政策と国防政策

①　安全保障政策

クリントン政権は、本年１月に公表された「国家安全保障戦略」において、米国の安全保障の強化、経済的繁栄の促進と海外での民主主義と人権の発展を目標として、国際問題に関与し指導力を発揮するとの戦略を維持することを表明している。米国は、この戦略の実施に際し、民主主義と市場経済の拡大が安全保障にも資するとの認識の下、米国が単独で行動する余地を確保しつつも国際的な協力を重視し、外交、軍事、治安などの様々な分野において総合的な取組を行うとしている。

②　国防政策

米国の安全保障の強化については、外交などを通じて好ましい国際環境の創出に努める一方で、あらゆる脅威と不測事態に対処し得る態勢を整え、また、不確実な将来に備えて新たな課題に的確に対応し得るよう自己変革を追求するとしている。

このような国家方針を踏まえ、米軍も海外展開と共同演習など平素からの軍事的関与を通じて好ましい国際環境の構築に努めている。また、海外における大規模戦域戦争から小規模緊急事態[i]、さらに、国境を越えて米国にも及び得る大量破壊兵器・弾道ミサイルの拡散、テロや情報戦などに至るあらゆる脅威に対処し得る態勢の整備を図っている。さらに、当面の即応性の維持とのバランスを図りつつ、地域大国の出現など万一の事態も考慮し、不確実な将来に備えるために、戦力の近代化、軍事における革命（RMA: Revolution in Military Affairs）の追求（本項⑤参照）、業務の効率化や情報能力と技術優位性の維持などにより軍事的な優位を確保することに努めるとしている。

i）非戦闘員退避活動、平和維持活動、人道救援活動などの対象となる多様で小規模な事態。

③　戦力構成の考え方

米国は、冷戦後に保持すべき戦力について、1993（平成５）年に「ボトムアップ・レヴュー」を実施し、ほぼ同時に生起する二つの大規模地域紛争への対処や海外プ

レゼンスの所要などを考慮し、昨年において現役総兵力約146万、陸軍現役師団10個、空母11隻(他に予備役1隻)、戦闘航空団13個(他に予備役7個)を保有するという目標を定めた。しかし、第2期クリントン政権の初年度である97(同9)年には、更に「4年毎の国防計画の見直し」(QDR)が実施され、将来の戦力近代化に資するため、主要な戦力を維持しつつ、兵力を更に削減することとし、最終的な現役総兵力を136万人とした。

Quadrennial Defense Review

このため、米軍は、現役のみならず予備役部隊も多様な任務をこなし、世界のいかなる場所へも迅速に展開するという全軍を挙げての対応を求められている。米国は、米軍に付与された任務はQDRにより構築することとされている水準の兵力により達成可能としてはいるが、二つの大規模地域紛争への介入能力を維持するために小規模緊急事態への新規介入について慎重な考慮をする必要があることや、小規模緊急事態に投入されている戦力を新たに発生した大規模戦域戦争に転用する際に適時適切に転用できるかどうかについての政治・運用上のリスクが存在することが指摘されるようになっている。米国は、事態に迅速に対応するために戦力の前方展開と緊急時における米国からの戦力展開能力を重視しており、欧州とアジア太平洋地域にはそれぞれ約10万人の兵力を前方展開させている(本章3節6参照)。

④　国防予算

米国では、ここ数年来、好景気による募集難と離職者の増大、任務の多様化と装備の高度化に伴う教育訓練の所要の増大と制約、作戦頻度の増大に伴う整備所要の増大などによる米軍の即応性の低下が懸念されている。米国は、既に、冷戦後削減が続いていた国防予算(国防省の所管する狭義の国防費の予算権限額)を2000年度に初めて増加させ、併せて2000年度から2005年度にかけて約1,100億ドルの増額を行う計画を明らかにしていたが、2001年度国防予算案も、即応性を維持しつつ、装備の近代化を進めるために、対前年度比約4.9%増の2,911億ドルとなった。

国防予算の説明をするコーエン国防長官［U.S. DoD］

⑤　軍事における革命(RMA)

米軍は、本節2項で述べる装備の維持・近代化を進めるとともに、RMAを推進し、不確実な将来においてもあらゆる分野で軍事的な優位を確保することに努めている。統合参謀本部が1996(同8)年7月に発表した「統合構想2010」や「統合構想2020」(本年5月公表)は、米軍が情報の優越と技術革新に立脚して軍事作戦のあらゆる分野で優位に立つとの目的を明らかにし、特に、敵に優る機動、精密で正確な攻撃、あらゆる攻撃からの防御とニーズに合致した後方支援に着目している。

米軍におけるRMAは、情報システムなどの技術進歩にとどまらず、各軍や統合レベルでの新たな運用コンセプトの開発と実験、有望なコンセプトを定着させる手順の確立、変革に適合した人材の育成や同盟国との相互運用性の確保といった分野に広がりを見せている。また、RMAの推進に伴い、情報戦に対する脆弱（ぜいじゃく）性と非対称的な脅威の克服という課題が認識されるようになり、米軍は、必要な対処能力の獲得に努めている。なお、米軍は、米国内で大量破壊兵器の使用を伴うテロ事案などにより、もたらされる被害に対処するため、その防護能力を提供するなどの役割を果たすことを明らかにしている。

米国の「統合構想2010」における「敵に優る機動」の概念図

米国国防省資料を基に作成

⑵　軍事態勢

①　戦略核戦力と弾道ミサイル防衛

米国は、ロシアとの間で核戦力の削減に向けて努力をしている。94（同６）年12月に発効した第１次戦略兵器削減条約（STARTⅠ）[Strategic Arms Reduction Treaty Ⅰ]に基づく戦略核兵器の削減は、来年12月の削減完了期限に向けて弾頭削減の最終段階にある。米国は、更に93（同５）年１月に締結された第２次戦略兵器削減条約（STARTⅡ）に基づき、2007（同19）年末までにその戦略核戦力を、単弾頭化したミニットマンⅢ大陸間弾道ミサイル（ICBM）[Intercontinental Ballistic Missile]500基、トライデントD－５を搭載した弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN）[Ballistic Missile Submarine, Nuclear-Powered]14隻、戦略爆撃機（B－52、B－２）95機まで削減するとしている。

STARTⅡは、米国が1996（同８）年１月に批准し、本年４月に一部条件が付されたものの、ロシアの批准がなされた。他方、ロシアの批准が遅れていたことから、米国は、STARTⅡの発効までその戦略核戦力をSTARTⅠの水準に維持するとの選択肢を保持してきた。現在の米国の戦略核戦力は、ICBM550基、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）[Submarine-Launched Ballistic Missile]432基（SSBN18隻）、戦略爆撃機113機である。なお、米露は、STARTⅡの発効を条件として削減対象兵器の非活性化を2003（同15）年12月に前倒しして実施するとともに、ロシアのSTARTⅡ批准後に第３次戦略兵器削減条約（STARTⅢ）の交渉を開始することで合意している。（本章２節３参照）

弾道ミサイル防衛（BMD）[Ballistic Missile Defense]については、増大する弾道ミサイルの脅威に対応するために、戦域ミサイル防衛（TMD）[Theater Missile Defense]と国家ミサイル防衛（NMD）[National Missile Defense]の双方を可能な限り早期に開発するとされている。NMDに関しては、対弾道ミサイル・システム制限条約（ABM条約）[Anti-Ballistic Missile]を変更する必要性[i]についてロシアなどの理解を得る努力が始められるとともに、本年７月に行われる３回目の迎撃実験を踏まえて本年夏に国防省の配備準備評価を作成し、大統領がNMDの配備の可否を決定するとしている。TMDに関しては、同盟国や前方展開された米軍を弾道ミサイルから防護することを目的として、下層システム（能力向上型のペトリオット（PAC－３）[Patriot Advanced Capacity]や海軍地域防衛（NAD）[Naval Area Defense]）や上層システム（戦域高高度地域防衛（THAAD）[Theater High Altitude Area Defense]や海上配備型上層システム（NTWD）[Navy Theater Wide Defense]）の構築が図られている[ii]。

i）例えば、NMD配備に際しての弾道ミサイル迎撃ミサイル基地の設置場所などが問題になると言われている。

ii）TMDの構成要素の一部（センサーや戦闘管理／指揮・統制・通信・コンピュータ・情報（BM/C４I）システム）については、巡航ミサイル防衛（CMD）への活用が検討されている。米国は、TMDの構成要素を含む様々なシステムを柔軟に組み合わせることにより、戦域において敵の各種ミサイルや航空機に一体的に対処し得るようなシステムを構築するとの構想を有している（戦域防空・ミサイル防衛（TAMD）構想）。

NMD試験飛翔体の打ち上げ［U.S. DoD］

②　通常戦力

陸上戦力は、陸軍10個師団約47万人、海兵隊３個師団約17万人を擁し、米国のほかドイツ（陸軍２個師団）、韓国（陸軍１個師団）、日本（海兵隊１個師団）などに戦力を前方展開している。陸軍は、重部隊[iii]と軽部隊[iv]の区別を無くし能力に富む標準化された戦力を構築するという長期的な構想に基づき、当面は、重部隊並みの戦闘力を有しつつも、装備重量を減らして部隊展開能力を強化

iii）戦車、装甲車、攻撃ヘリコプターや火砲を装備した機甲・機械化師団。

iv）空挺（くうてい）・空中強襲・軽歩兵師団。

した新たな旅団（りょだん）の創設に着手した。さらに、戦力の効率的発揮のためのディジタル化を推進している。海兵隊は、海上からの作戦機動能力の向上を推進している。

F－22新型戦闘機［U.S. Air Force］

海上戦力は、艦艇約970隻（うち潜水艦約75隻）約500万トンの勢力を擁し、大西洋に第２艦隊、地中海に第６艦隊、ペルシャ湾に第５艦隊、東太平洋に第３艦隊、西太平洋及びインド洋に第７艦隊が展開されている。海軍戦力については、広範な近代化が継続されており、艦艇については、ニミッツ級空母、サン・アントニオ級ドッグ型上陸作戦用輸送艦、バージニア級攻撃型原子力潜水艦、アーレイ・バーク級駆逐艦と新型後方支援艦（T－ADC（X）（Auxiliary Dry Cargo Carrier））の建造が予定され、次世代空母の開発や新型対地攻撃駆逐艦が計画されている。

航空戦力は、空軍、海軍と海兵隊を合わせて作戦機約3,560機を擁し、空母艦載機を洋上に展開するほか、ドイツ、英国、日本や韓国に戦術航空戦力の一部を前方展開している。空軍は、来年度中に輪番で緊急展開に備える航空機動展開部隊（AEF（Aerospace Expeditionary Force））の編成を完結する予定である。また、F－16、F/A－18戦闘機の調達のほか、F－22新型戦闘機や統合攻撃戦闘機（JSF（Joint Strike Fighter））の開発などの航空戦力の近代化が進められている。

遠隔地に部隊を展開する機動戦力についても、C－17輸送機の調達やC－５輸送機とKC－135空中給油機の改良などの輸送能力の向上が図られるとともに、各戦域における装備の事前集積にも努めている。

ロシア

(1)　国防政策

①　新政策の策定

昨年12月末、エリツィン大統領（当時）が辞任し、本年３月の大統領選挙を経て、同年５月にプーチン大統領代行が大統領に就任した。プーチン大統領は、自由、繁栄、豊かさ、強さ、文明を国家目標とし、STARTⅡや包括的核実験禁止条約（CTBT（Comprehensive Nuclear Test-Ban Treaty））を批准するなど軍縮政策を進め、各国と活発な首脳外交を行っている。このような状況の中で、ロシア政府は、1997（同９）年に策定された、安全保障全般の方針と原則を規定する「ロシア連邦国家安全保障コンセプト」を本年１月に改定した。この改定は、NATO（North Atlantic Treaty Organization）の拡大、ユーゴ連邦共和国への空爆、NATOのいわゆる「新戦略概念」の発表やロシア内外でのイスラム過激派の台頭などの情勢の変化

に対応するためになされたものである。新コンセプトにおいては、ロシアに対する直接的武力侵略の可能性を含む脅威認識を新たに詳述するとともに、核の使用については、他のすべての危機解決手段が尽きるか効果が無いと判明した場合には使用できるとしている。

さらに、同年４月には、この新コンセプトの下、ロシア国防政策の基本理念に関する規定として、93(同５)年に定められた「ロシア連邦軍事ドクトリンの主要規定」を改定し、新ドクトリンが策定された。この新軍事ドクトリンにおいては、潜在的な国内外の脅威は存続しており、一部の分野ではむしろ増大する傾向にあるとしている。具体的には、国外的脅威としては、領土要求・内政干渉や、ロシアの軍事的安全保障を損なう軍事ブロック及び軍事同盟の拡大、多極化する世界の中で、影響力ある中心の一つとしてのロシアの強化を妨げる試みなどが、国内的脅威としては、過激な国家・民族主義、宗教的民族主義とテロリズムの台頭などが指摘されている。このため、新ドクトリンは、軍と軍需産業への資源配分を重視するとしている。さらに、核の使用については、核及びその他の大量破壊兵器が使用された場合のみならず、ロシアの国家的安全にとって重大な状況下での、通常兵器を使用する大規模侵攻に対する報復などとして使用する権利を留保するとしている。核の使用について、従来のコンセプトやドクトリンに比べ、使用の敷居が下がったとの解釈があるのに対し、使用の基準を明確化したにすぎないとの反論もある。

② 軍改革

ロシアでは、ソ連崩壊後の軍再編は全般的に遅れていたが、近年、97(同９)年７月に軍改革に関する大統領令が署名されるなど、更なる兵員の削減と軍種の統合などの軍機構の改編、装備などの軍の近代化、即応態勢の立て直しなどが進められてきている。この結果、これまでに、ロシア連邦軍の定員の170万人から120万人への削減、宇宙軍と防空軍のロケット・宇宙防衛部隊の戦略ロケット軍への統合、軍管区司令官の指揮権の強化に伴う地上軍総司令部の廃止と参謀本部地上軍総局などの創設、空軍と防空軍の統合、ザバイカル軍管区とシベリア軍管区の統合などが実施され、機構改革の面では一定の進展があった。また、国内外の顕在化しつつある脅威に対処するため、これまで後回しにされてきた即応態勢の立て直しを更に進める必要があることなどから、本年度の国防予算では名目50%以上の予算増加が決定されている。しかしながら、98(同10)年来のロシア国内における困難な経済状況やチェチェン戦費の増大などの要因も重なり、今後も国防予算を増大させ続けるか定かではない。したがって、軍の近代化や即応態勢の立て直しを含めた軍改革の課題達成には今後とも困難が伴うものと考えられる。

③　独立国家共同体（CIS）との関係

Commonwealth of Independent States

ロシアは、その経済、国防、安全保障などのロシアの死活的利益がCISの領内に集中しているとし、グルジア、モルドヴァ、アルメニアとタジキスタンにロシア単独の部隊やロシア軍がその大多数を占めるCIS合同軍を派遣し、また、ロシアと他のCIS諸国との間で共同防空システム協定や国境共同警備条約を結ぶなど、軍事的統合を進めてきた。

しかしながら、昨年に入り、アゼルバイジャン、グルジアとウズベキスタンがCIS集団安全保障条約から脱退し、さらに、上記３か国とウクライナとモルドヴァが、安全保障などにおける相互協力を独自に強化する動きを見せ、また、昨年11月の欧州安全保障・協力機構（OSCE）首脳会談では、グルジア、モルドヴァなどに駐留するロシア軍が今後撤退することが決定されているなど、ロシアの軍事プレゼンスの低下と一部のCIS諸国のロシア離れの傾向が顕著となっている。こうしたロシア離れに対応し、ロシアは、中央アジア・コーカサス地域におけるイスラム武装勢力の活動の活発化に対して、ウズベキスタン、タジキスタン、カザフスタン、キルギスなどと同地域におけるテロ対策を中心とした軍事協力を進め、求心力の回復に努めている。また、昨年12月には、ロシアと緊密な関係を維持してき

Organization for Security and Co-operation in Europe

CIS加盟諸国

たベラルーシとの統一国家設立を目指した「連合国家創設条約」に調印している。

④　NATOとの関係

ロシアは、旧ソ連諸国と中東欧諸国のNATOへの新規加盟については、自国の安全保障に対する懸念などから反対姿勢を示し続ける一方、97(同９)年５月には、NATOとの協力関係を規定する「基本文書」[i)]に署名した。この「基本文書」に基づき、ロシア・NATO常設合同理事会が随時開催されるなど、ロシアとNATOの関係は強化されつつあったが、98(同10)年12月の米英によるイラク空爆や昨年３月から開始されたNATOのユーゴ連邦共和国への空爆の実施により、ロシア・NATO間に軋轢(あつれき)が生じた。しかし、同年７月には、中断されていた理事会を再開し、本年２月にNATO事務総長が訪露した際に、交流継続で意見が一致するなど対話再開の動きがあった。なお、ロシアは、NATOと対話を行うとしているものの、ロシア自身が参加しているOSCEを欧州安全保障の中心に位置付けようとしているものと考えられる。

i)NATOとロシアの相互関係の核心を形成することになる協議、協力、共同意思決定及び共同行動の目標とメカニズムを定義付けしている。NATOが新規加盟国に核兵器を配備しないことを確認することなどにより、NATO拡大の道を開いた。

⑤　武器輸出

ロシアは、財政事情の逼迫(ひっぱく)から外貨獲得の手段として、また、政治的影響力の確保を図るとともに、軍事産業維持のために兵器の輸出を積極的に行っており、近年、輸出金額も大幅に増加している。中国にキロ級潜水艦、ソブレメンヌイ級ミサイル駆逐艦やSu－27戦闘機などを、マレイシアにMiG－29戦闘機を、インドにMiG－29、Su－30戦闘機などを、ヴィエトナムにSu－27戦闘機を輸出しているほか、96(同８)年には、旧ソ連時代の借款の未返済部分の償還手段として韓国にＴ－80U戦車などを輸出した。なお、旧ソ連各国から核兵器などの大量破壊兵器に関連する物資や技術などが流出する可能性が国際的に懸念されている。

(2)　軍事態勢

①　核戦力

戦略核戦力については、ロシアは、戦略核ミサイルの削減を徐々に進め、戦略爆撃機ブラックジャックの生産も停止したと考えられるが、依然として米国よりも多くのICBM及びSLBMを保有している。さらに、旧式ICBMの耐久年数を延長したり、98(同10)年12月及び昨年12月には、それぞれSS－27(新型ICBM)10基を実戦配備するなど、旧式ICBMから単弾頭・移動式のICBMへの更新を継続している。また、当初の計画から遅延しているものの新型SSBNの建造も進めていると考えられる。なお、天然ガス代金の債権回収の一部としてウクライナより戦略爆撃機の引渡しを受けた。

非戦略核戦力については、ロシアは、射程500km以上の地上発射型中距離ミサイルを中距離核戦力(INF)条約に基づき91(同３)年までに廃棄したが、短距離地対地ミサイル、中距離爆撃機、攻撃型原子力潜水艦、海上(水中)・空中発射巡航ミサイルなど多岐にわたる戦力を依然として保有している。なお、艦艇に配備されている戦術核については、92(同４)年11月に、米国と同様に各艦隊から撤去し、陸

Intermediate-range Nuclear Forces

上格納庫に保管したことを明らかにしている。

また、ロシア軍においては、通常戦力の量的削減が続き、即応態勢の低下が見られる一方で、その近代化が必ずしも進んでいない状況にあることなどから、新コンセプト・新ドクトリンで核の使用が詳述されているように、安全保障上核戦力を相対的に重視する傾向が強まっており、限られた財源などを優先的に核戦力に投入し、核戦力部隊の即応態勢の維持に努めているものと考えられる。

② その他

通常戦力については、90(同2)年以降、量的に縮小傾向が見られ始め、この傾向は現在も続いている。

また、依然として続く厳しい財政事情に加え、軍人の生活環境の悪化や軍の規律の弛緩、徴兵忌避などによる充足率の低下なども問題となっており、旧ソ連時代のような軍の活動水準を維持していくことは困難であると考えられる。

いずれにせよ、98(同10)年に発生したロシアの経済危機とそれに続く政局の流動化に見られたように、ロシアの政治・経済情勢の今後の動向は不透明であり、ロシア軍の将来像は必ずしも明確ではなく、ロシア軍の今後の動向については引き続き注目しておく必要がある。

欧州諸国

欧州諸国は、冷戦終結後の戦略環境に適合するように冷戦期に蓄積された戦力の再編・合理化を進めており、近年、国防費は抑制されている。また、国連平和維持活動への参加や和平履行部隊(IFOR)(Implementation Force)、安定化部隊(SFOR)(Stabilization Force)と国際安全保障部隊(KFOR)(Kosovo Force)といった多国籍軍に部隊の派遣を行っている。さらに、欧州諸国は、欧州独自の安全保障体制を確立するため、NATOにおいて「欧州安全保障・防衛アイデンティティ」[i)](ESDI)(European Security Defense Identity)を強化・発展させてきた。他方、昨年のNATOによるユーゴ連邦共和国への空爆が米国主導で実施され、欧州諸国の軍事力が不足しているとの認識が深まった。そのため、EU(European Union)においては、2003(同15)年までにEUの緊急展開戦力を保有することが決定され、その準備が進められている。

i)NATOの手段及び能力を欧州の安全保障機構に提供することを通じて、欧州のNATO加盟国が欧州共通の安全と防衛により大きな責任を持つようにすること。

(1) 英国

冷戦終結後の英国軍の役割としては、当初三つの役割(①域外からの重大な脅威がない時においても、英国本土と属領を保護し、安全を確保する。②英国と同盟国への域外からの重大脅威に対して防衛の備えをしておく。③国際平和の安定の維持により、英国の広範な安全保障上の利益を増進する。)が示されていたが、その後、「平時における英国と国民の安全保障」、「NATO域内の危機」、「NATO域外の地域紛争」、「国際秩序と人道的原則への支援」などの七つの任務の類型に整理されていた。

ブレア政権は、1998(同10)年7月、「戦略防衛見直し」において、新たに、「予防外交」(軍備管理や教育・訓練イニシアティブなどの紛争予防のための取組)を防衛任務に追加し、大幅な核弾頭削減の実施(核弾頭を300～200発以下へ)、緊急対応部隊の創設、軍の近代化、統合戦闘能力の強化(海・空軍固定翼部隊「統合軍2000」、統合ヘリ

コプターコマンド、統合陸・空軍防空組織の編成)、2002(同14)年までの国防予算の削減(昨年から2002(同14)年の総額で681億ポンドから672億ポンドへ)などを実施していくこととなった。

(2) ドイツ

ドイツでは、国連の平和維持活動(武力行使を伴う活動も含まれる。)へのドイツ連邦軍の参加については、1994(同6)年7月に、連邦憲法裁判所が、連邦議会の過半数による承認と国連の枠内での活動を条件にNATO域外への派遣を合憲と判断した。さらに、国連の平和維持活動(武力行使を伴う活動も含まれる。)のみならず、シュレーダー政権は、国際法と基本法に基づく委任があることを前提に、国際平和創出のための連邦軍の戦闘活動への参加を認めるとしており、昨年3月に発生したユーゴ連邦共和国コソヴォをめぐる軍事行動において、ドイツは、NATO軍の一部として連邦軍を派遣し、戦後初めて武力行使、しかも、NATO域外での武力行使に踏み切った。

コソヴォでの軍事行動に参加したドイツ連邦軍トーネード戦闘機［U.S. Air Force］

ドイツ連邦軍は、本年までに実施予定であった34万人体制への移行を既に完了し、更なる削減を進めている。これに伴い、96(同8)年1月から兵役義務を12か月から10か月へ短縮している。

ドイツ連邦軍は、危機対応作戦のために、偵察・通信・長距離機動力の向上などを必要と認識しているが、ドイツ統一などに起因する財政難から、緊縮財政の一環として、本年以降の国防予算の削減が予定されている。また、シュレーダー政権は、昨年5月、ヴァイツゼッカー元大統領を議長とする「共通安全保障と連邦軍の将来委員会」を設置した。同委員会は、本年5月、中間報告[i]を実施した。その後、同年6月、政府は、兵力の27万7,600人への削減、現行10か月の徴兵期間の9か月への短縮、海外へ派遣できる15万人の兵力を保持するなどの改革案を閣議決定した。

i)この答申では、
・連邦軍の兵力を33万人から24万人へ削減
・徴兵制の選抜徴兵制への移行
・同盟の任務に適した14万人の作戦部隊の確保
などが述べられた。

(3) フランス

フランスは、冷戦終結などの戦略環境の変化を踏まえ、迅速な展開能力を有し、かつ、ハイテク兵器を駆使し多様な任務を遂行し得る軍隊への移行を目指している。このため、フランス革命以来の伝統であった徴兵制から志願制へ移行することとし、95(同7)年に約50万人であった総兵力を将来的に35万人に削減するとともに、装備の近代化などを推進することとしている。現在、97(同9)年から2002(同14)年を対象として1996(同8)年に制定・公布された「新防衛力整備計画法」に基づく改革が進められ

ているが、それによると、94（同６）年に策定された以前の計画（95（同７）年から本年を対象）に比べ、計画期間内の国防支出の総額は、約18%の縮小が予定されている。

また、NATO拡大を契機にフランスの同軍事機構への復帰の動きがみられたが、フランスが望むような同機構の体制変革にならなかったため、97（同９）年12月には、復帰が見送られた。しかし、昨年実施されたNATOのユーゴ連邦共和国への空爆においては、空母を含む戦力を展開し、空爆に参加した。

2 国際連合などによる国際社会の安定化のための努力

国連は、第二次世界大戦末期、当時の連合国を中心として戦後の国際の平和と安全の維持のために設立された。国連が国際的な平和維持機構として本来の機能を発揮するためには、特に安保理を中心に、加盟各国の協力が必要であるが、国連設立後、東西対立が激化したこともあり、国連憲章に規定された平和維持の制度は必ずしも十分に機能しなかった。

冷戦の終結により、東西対立の時代に比して、主要国間の協調が図られるようになり、安保理がより有効に機能し得るようになるとみられた。このため、地域紛争が発生する危険性が増大している状況の中で、国連が国際の平和と安全を維持する役割を発揮することが期待された。

しかしながら、国連の平和維持活動については、能力的な限界が認識されているほか、複雑な背景を有する地域紛争について、主要国の利害関係や思惑が錯綜（さくそう）している場合には、対応策について必ずしも合意が形成されない例が見られるなど、国連が十分にその機能を発揮するためにはいまだ多くの課題があることも同時に明らかとなってきている。

国連平和維持活動（資料４参照）

(1)　最近の国連平和維持活動

国連平和維持活動は、伝統的には、停戦の合意が成立した後に、停戦監視などを中心として、紛争の再発を防止することを主たる目的として行われてきた。その結果、紛争当事者間で停戦合意が成立していること、紛争当事者の受け入れ同意があること、中立性を保つこと、自衛の場合を除いては武器を使用しないことなどの原則が慣行として確立した。

冷戦の終結により、地域紛争の処理や予防に関して、安保理を中心とする国連の役割に対する期待が高まると、国連による平和維持活動の任務は、武装解除の監視、選挙や行政監視、難民帰還などの人道支援など、幅広い分野にわたるようになり、活動の規模も拡大した。また、国連憲章第７章の下で、武装解除などに関し強制措置を採り得るとされる活動や、紛争を未然に防止する目的を持った活動も実施されるようになった。

しかしながら、第２次国連ソマリア活動（UNOSOMⅡ（United Nations Operation in SomaliaⅡ））は、強制行動を行う権限を与えられたPKO（Peacekeeping Operations）であったが、所期の目的を達成することなく1995（平成７）年３月に

完全撤収（てっしゅう）した。その一方、94（同6）年、内戦の勃発（ぼっぱつ）したルワンダでは、国連の呼びかけに対して国際社会が速やかに対応せず、内戦の激化や市民の大量殺害を防ぐことができなかった。また、ボスニア・ヘルツェゴヴィナに展開した国連防護隊（UNPROFOR：United Nations Protection Force）も、十分に任務を実施できないまま、多国籍軍であるIFOR（Implementation Force）／SFOR（Stabilization Force）に取って代わられた。これらの反省を教訓として、PKOの効果的な実施のための方

国連平和維持活動が行われている地域（2000.4.30現在）

策について国連及び関係国間で活発な議論が行われた。

そのような中で、昨年は、国連東チモール暫定行政機構(UNTAET)といった大型かつ多機能で任務遂行に必要なあらゆる措置を採れるような強い権限を付与されたPKOの設立が相次いだ。また、国連シエラ・レオーネミッション(UNAMSIL)や国連コンゴー民主共和国ミッション(MONUC)のような大規模なPKOも設立された。昨年末現在、国連平和維持活動の要員は、約1万8,000人となっている。

United Nations Transitional Administration in East Timor
United Nations Mission in Sierra Leone
United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo

(2)　国連要員の安全確保

国連平和維持活動における国連要員の犠牲者数は、強制措置を伴うUNOSOMⅡやUNPROFORなどの活動が最盛期であった93(同5)年をピークに減少している。しかしながら、昨年までの犠牲者は1,500人を超え、国連平和維持活動などに携わる要員の早急な安全確保が望まれている。94(同6)年12月には、「国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約」が採択され、各締約国に対し、国連要員などに対する殺人、攻撃、誘拐などの行為を犯罪とすること、一定の場合に当該犯罪についての裁判権を設定すること、一定の場合に当該犯罪の容疑者を容疑者の引渡しを求めた国に引き渡すことなどを義務付けた。98(同10)年12月には、この条約の発効に必要な22か国が締結し、昨年1月に発効している。

軍備管理・軍縮

近年、一部の国においては、大量破壊兵器や弾道ミサイルなどの運搬手段を含む兵器の取得や開発が進められており、そのため地域的に敵対する勢力が、かつては、その保有が超大国のみに限定されていたような種類の兵器で武装するようになっている。そのため、このような兵器の移転・拡散問題への対応は、国際社会の抱える緊急の課題となっている。現在、移転・拡散の防止のため、各種の不拡散体制を強化・拡充して、大量破壊兵器などの移転・拡散を防止する努力が行われているほか、通常兵器や関連汎用品・技術に関する輸出管理が行われている。(4章2節4参照)

(1)　大量破壊兵器及びミサイル

①　核兵器

核兵器の拡散防止に関しては、核兵器不拡散条約(NPT)と国際原子力機関(IAEA)の保障措置を中核とする不拡散体制が存在するほか、日本を含む35か国が参加する原子力供給国グループ(NSG)により、原子力専用品及び原子力汎用品並びにその関連技術の輸出管理が行われている。NPTについては、92(同4)年に中国とフランスが加入し、98(同10)年9月には、ブラジルも加入するなど、締約国数は増加しているが、イスラエル、インド、パキスタンなど加入を拒んでいる国も存在する。

Nuclear Non-Proliferation Treaty
International Atomic Energy Agency
Nuclear Suppliers Group

95(同7)年5月、NPT運用検討・延長会議において、「包括的核実験禁止条約(CTBT)が発効するまで核兵器国は核実験実施を最大限自制する」ことが合意された。しかしながら、中国、フランスは、その後も日本を含む国際社会の批判を浴びながらも核実験を数次にわたって実施した。その後、フランスは、96(同8)年

Comprehensive Nuclear Test-Ban Treaty

１月末に核実験終結を宣言し、また、中国も、同年７月末以降核実験のモラトリアム（一時休止）を実施する旨発表した。

このような動きを受けて、同年９月には、オーストラリアなどから国連総会へCTBT決議案が提出され、本会議において圧倒的な賛成多数により採択された。同年11月には、CTBT機関（CTBTO）準備委員会が発足し、国際監視制度の整備などを進め、条約発効に向けた体制作りが始まった。本年４月末現在、署名は155か国、批准は日本、英国、フランスを含め、56か国であり、同年５月に、ロシアが国内批准手続を終了した。条約の発効にその署名・批准が必要とされる国のうち、インド、パキスタン、北朝鮮が未署名であり、条約への署名を拒否する意思を表明してきたが、98（同10）年来、インド及びパキスタンは条約の参加に前向きな意思表示を行っている。しかしながら、昨年10月には、同条約を推進してきた米国が上院において批准を否決するなど、現在、速やかな条約発効の見通しは立っていない。

CTBT Organization

なお、本年５月、NPT運用検討会議が開催され、明確な期限があるわけではないが、核兵器全面廃絶についての核兵器国の明確な約束などを含む最終文書を採択した。

② 生物・化学兵器

化学兵器については、これを全面的に禁止するとともに、その検証措置を規定した「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」（化学兵器禁止条約（CWC））の署名式が93（同５）年１月に行われ、97（同９）年４月末に日本を含む原締約国87か国により発効した。

Chemical Weapons Convention

生物兵器については、75（昭和50）年に発効した現行の「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」（生物兵器禁止条約（BWC））では、検証措置などが規定されていないことから、その整備作業がBWC強化の枠内で続けられている。

Biological Weapons Convention

このほか、生物・化学兵器の原材料・製造設備・関連技術の輸出規制を実施しているオーストラリア・グループ（AG）に、日本を含む30か国が参加している。

Australia Group

③ ミサイル

ミサイルや関連する機材・技術の不拡散については、日本を含む32か国が参加するミサイル輸出管理レジーム（MTCR）により、ミサイル関連機材・技術の輸出管理が行われている。92（平成４）年には、規制対象を核兵器のみならず生物・化学兵器を含むすべての大量破壊兵器の運搬手段として使用可能なミサイルにまで拡大することが合意された。

Missile Technology Control Regime

98（同10）年８月末には、北朝鮮が弾道ミサイル発射を行ったが、北朝鮮のミサイル開発が急速に進展している背景として、外部からの各種の資材・技術の調達活動が推測され、同年10月のMTCR総会においては、北朝鮮のミサイル関連活動に懸念が表明されるとともに、北朝鮮の自制を求める内容の議長声明が採択され

た。

(2)　**通常兵器**

通常兵器の移転・拡散については、以下のような取組が行われてきている。

まず、日本などが中心となって国連に提案した通常兵器の移転登録制度が92(同４)年１月に発足し、93(同５)年から登録が開始されている。本年４月末現在、80か国が98(同10)年分の登録を行っている。

また、冷戦終結に伴い、94(同６)年３月末に撤廃された対共産圏輸出規制委員会(COCOM)[i]（Coordinating Committee for Multilateral Strategic Export Controls）に代わる新しい輸出管理体制について、93(同５)年11月から交渉が行われてきたが、96(同８)年７月、設立総会が開催され、ワッセナー・アレンジメントが正式発足した。同アレンジメントは、あらかじめ特定の地域を対象とすることなく、通常兵器及び機微な汎用品・技術の移転に関する透明性の増大や、より責任ある管理を実現することにより、地域の安定を損なうおそれのある通常兵器の過度の移転と蓄積を防止することを目的としている。設立当初から協議に参加していた日本、米国、ロシア、欧州諸国など28か国を始め、参加国は本年５月現在で33か国となっている。

i)旧共産圏に対する戦略物資及び技術の輸出規制を目的とした輸出規制委員会。1949(昭和24)年設立。

通常兵器の使用などに関しては、従来、地雷、ブービートラップや焼夷(しょうい)兵器[ii]などの使用の態様などを制限する特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)（Convention on Prohibitions or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May be Deemed to be Excessively Injurious or to Have Indiscriminate Effects）があった。このうち、対人地雷については、96(同８)年ごろからオタワ・プロセスの場などで対人地雷の全面禁止に向けた取組が行われており、97(同９)年12月には、対人地雷禁止条約として署名式も開催され、昨年３月に発効した。本年６月現在、米国、ロシア、中国などが署名していないものの、これまでに137か国が署名、日本を含む96か国が締結している。

ii)外見上は無害であるが、近寄ったり触れたりすると突然機能する、殺傷を目的とする装置。

また、近年、頻発している紛争の主要武器である小型武器(自動小銃など)は、紛争を激化・長期化し、一般市民を含む被害者を出していること、紛争終了後も、市中に残余し治安を不安定にし復興開発を妨げる要因となっていることから、国連を中心に非合法取引の規制や過剰蓄積の削減の方途につき検討が行われており、日本は主導国の一つとなっている。

3 米露及び欧州における国際社会の安定化への対応

軍備管理・軍縮

(1)　**米露間の核軍備管理・軍縮**

1991(平成３)年７月に米ソ間で署名された第１次戦略兵器削減条約(START I)（Strategic Arms Reduction Treaty I）は、発効後７年以内に双方の戦略運搬手段及び弾頭数を、それぞれ1,600基(機)と6,000発を上限として削減(米ソの戦略運搬手段の約30～35%、弾頭の約40%を削減)するもので、史上初めて戦略核兵器を削減するという点で、画期的な条約である。同条約は、その後、ソ連の解体などの安全保障環境の変化を経て、94(同６)年12月に発効した。

ロシアにおいては、核弾頭の廃棄に必要な資金の不足などの問題も存在するが、

START Ⅰに基づいた戦略核兵器の削減は、現在も行われている。

93(同5)年1月に米露間で署名された第2次戦略兵器削減条約(START Ⅱ)は、先のSTART Ⅰよりも更に戦略核兵器の削減を目指している。同条約は、双方の戦略核兵器を2003(同15)年1月1日までに2段階に分けて削減することを目標としていたが、1997(同9)年3月にフィンランドのヘルシンキで開催された米露首脳会談において、履行期限の延期が合意された。また、同年9月に合意された議定書は第1段階(2004(同16)年末)では総弾頭数を3,800～4,250発に削減し、第2段階(2007(同19)年末)では更に3,000～3,500発に削減するとともに、多弾頭ICBM及び重ICBM(SS－18)を全廃し、SLBM搭載弾頭数を1,700～1,750発以下とすることなどを内容としている。

Intercontinental Ballistic Missile
Submarine-Launched Ballistic Missile

第1次戦略兵器削減条約(START Ⅰ)及び第2次戦略兵器削減条約(START Ⅱ)の概要

START Ⅰ

経緯	① 1990年5月～6月の米ソ首脳会談において基本合意。 ② 1991年7月31日の米ソ首脳会談においてSTART Ⅰ署名。 ③ 1992年5月23日、米とロシア、ウクライナ、ベラルーシ及びカザフスタンのCIS 4か国はSTART Ⅰ議定書に署名。 ④ ウクライナのNPT加盟により、1994年12月5日START Ⅰ発効。
概要	○ 戦略核運搬手段の上限は、1, 600基(機)、このうち、重ICBMについては154基。 ○ 弾頭数の上限は6, 000発。 ・弾道ミサイルの上限：4, 900発 ・重ICBMの上限　：1, 540発 ・移動式ICBMの上限　：1, 100発 ○ 射程600kmを超えるSLCMについては、政治的拘束力を持つ声明によって880発を上限とする。
備考	○ Tu－22Mバックファイアについては、旧ソ連が空軍用300機、海軍用200機を超えず、また、大陸間攻撃任務に就かせないことをSTART Ⅰ外で宣言。

START Ⅱ

経緯		① 1992年6月17日、米露首脳会談において、多弾頭大陸間弾道ミサイル(ICBM)の全廃を含め、戦略核兵器の大幅削減につき合意。 ② 1993年1月3日、START Ⅱ署名。 ③ 1997年9月、第2段階の履行期限を2007年末まで5年間延長する共同議定書署名。
概要	第1段階	○ START Ⅰ発効後7年間。 ・総弾頭数：3, 800～4, 250発の間か、それ以下で各国が自主的に決める数。 ・多弾頭ICBM(MIRV)：1, 200発 　重ICBM(SS－18)：650発 ・SLBM：2, 160発
	第2段階	○ 2007年末まで。条約発効後1年以内に両国が援助プログラムについて合意すれば、2000年末に完了可能。 ・総弾頭数：3, 000～3, 500発の間か、それ以下で各国が自主的に決める数。 ・多弾頭ICBM(MIRV)：全廃 　重ICBM(SS－18)：全廃 ・SLBM：1, 700～1, 750発の間か、それ以下で各国が自主的に決める数。
備考		○ 検証手続としては、原則としてSTART Ⅰで合意された手続を適用。

STARTⅡは、米露両国の戦略核弾頭数を90年代初頭の保有数のおおむね3分の1の水準まで大幅に削減するものであり、より低いレベルでの戦略的な安定を実現することを目指している。米国は、1996(同8)年1月にSTARTⅡを批准し、批准が遅れていたロシアも本年4月に批准したが、批准書の交換(発効)は米国の97(同9)年9月の議定書などの批准手続後という条件が付された。

さらに、97(同9)年、米露首脳会談においては、戦略核弾頭を2007(同19)年末までに2,000～2,500発まで削減することなどを内容とする第3次戦略兵器削減条約(STARTⅢ)交渉を、STARTⅡの発効後、直ちに開始することが合意されており、昨年8月より交渉の前段階である議論が開始されている。ロシアは、STARTⅡを批准したものの、米国は、いまだ関連議定書などを批准していないため、今後のSTARTⅢの進展についてその動向が注目される。

(2)　欧州における軍備管理・軍縮

1990(同2)年11月にNATO(North Atlantic Treaty Organization)とWPO(Warsaw Pact Organization)の加盟国で署名し、92(同4)年11月に発効した欧州通常戦力(CFE)(Conventional Armed Forces in Europe)条約は、東西両陣営間の通常戦力分野における初めての軍備管理・軍縮に関する合意であった。同条約は、戦車、装甲戦闘車両、火砲、戦闘機と攻撃ヘリの5つの区分の兵器について、東西両グループ[i)]の保有の上限を定め、保有上限を超える兵器の削減を、破壊又は民生転用などの方法で、実施することとしていた(資料5参照)。

i)1990(平成2)年11月に署名したNATOとWPO加盟国。

CFE条約は、95(同7)年11月までに約6万の各種兵器が削減されるという成果を得た。しかし、ロシアは、ソ連の崩壊により、ロシアの南北の側翼部(バルト三国に近いレニングラード軍管区とチェチェン共和国を含む北カフカス軍管区)で保有できる戦力が極めて少なくなった上、チェチェン進攻後の兵力移転などに伴い、側翼部での戦力削減が困難になったことを理由として、これらの地域での装備保有上限の修正を求め、97(同9)年1月よりCFE条約の見直しが開始された。同年7月には、交渉の基礎となる合意文書が採択され、これまでのグループごとの上限とゾーンご[ii)]との上限に代わり、国ごとの装備保有上限と各国領域ごとの装備保有上限(国ごとの上限に領域内の外国駐留軍を加えたもの)を導入すること、条約対象地域の保有装備総数の削減を目指すことなどが合意され、昨年11月にイスタンブールで開催されたOSCE(Organization for Security and Co-operation in Europe)首脳会議において、加盟30か国により調印された。なお、ロシアの南部の側翼部(チェチェン共和国を含む北カフカス軍管区)における暫定的な装備数の上限増加要求は、ロシアがチェチェン紛争を解決し次第装備数を削減することなどを約束したことをもって他の加盟国から合意を得ている。

ii)ゾーン3：ドイツ、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、ポーランド、チェコスロバキア、ハンガリー。ゾーン2：ゾーン3に加えデンマーク、イタリア、フランス、英国、ソ連(沿バルト、ベラルーシ、沿カルバト、キエフ軍管区)。ゾーン1：ゾーン3、2に加えポルトガル、スペイン、ソ連(ウラル山脈以西など)。

信頼譲成措置(CBM)(Confidence Building Measures)

偶発的な軍事衝突を防ぐとともに、国家間の信頼を醸成するとの見地から、軍事情報の公開や一定の軍事行動の規制、軍事交流などを進める努力が行われている。これは、一般的に信頼譲成措置(CBM)と呼ばれている。

(1) 米露間の軍事交流・信頼譲成措置

米露間の軍事交流は、93(同5)年以降、従来の友好親善を目的としたものから、海上・航空救難といった具体的な活動を伴うもの、さらには、平和維持活動などを目的とした共同演習の分野にまで発展してきた。93(同5)年9月に、米露の国防相間で、毎年1回の国防相会談や平和維持活動を想定した共同演習を実施することなどを内容とする覚書が署名されたが、これは、両国が軍事面でも協同する状況になったことを示すものと言える。

94(同6)年1月には、両国の国防省の間にホットラインが設置され、また、95(同7)年4月には、両国の国防相が「軍事技術協力に関する協定」に署名するなど、米露間の軍事協力関係は進展してきている。その後、両国の軍事交流は、昨年3月のNATOによるユーゴ連邦共和国への空爆などにより一時停滞したものの、2000年問題[i]に関連した臨時早期警戒センターを共同設置したり、本年6月の米露首脳会談でミサイル早期警戒センターを来年以降モスクワに設置することに合意するなど、改善しつつある。

i)西暦2000年にコンピュータの年号解釈に誤りが生じ、コンピュータ・システム全体に種々の悪影響が生じるとされた問題。

(2) 欧州における信頼醸成措置

欧州においては、89(同元)年3月から信頼・安全醸成措置(CSBM: Confidence and Security-Building Measures)交渉が行われてきたが、92(同4)年3月の欧州安全保障・協力会議(CSCE: Conference on Security and Cooperation in Europe)全体会議において、軍事情報の年次交換、一定規模以上の演習などの通報・査察・制限などを内容とする「ウィーン文書1992」が採択された。94(同6)年12月には、同文書における通報・査察の対象となる軍事活動の範囲の拡大、各国の防衛計画などに関する透明性の向上や軍事関係者の接触の増大に関する規定を追加した「ウィーン文書1994」が採択されている。さらに、昨年11月、主要兵器・装備システムが使われなくなった場合の通報、交流に関する情報提供、演習実施に関する砲・装甲戦闘車などの数的制限、査察報告の期限や地域的な信頼醸成のため多国間・二国間などの自主的な同意に基づく信頼譲成措置の実施などを追加した「ウィーン文書1999」が採択された。

また、相互の査察飛行により、締約国の軍事活動の公開性と透明性を増進させるとともに、軍備管理の検証手段を補足するオープン・スカイズ条約は、92(同4)年3月に25か国により署名された。同条約は、年8回以上の査察義務を有する国すべての批准を発効要件の一つとしており、本年3月現在、ロシア、ベラルーシ、ウクライナが未批准のため、いまだ発効に至っていないが、米露を含む一部署名国間で査察試験飛行が実施されている。

安全保障の枠組みの構築・活用

欧州では、冷戦終結後、いわば旧東西両陣営を統合する形で、CFE条約のようなロシアも含めた新たな多国間の軍備管理・軍縮の枠組み作りが行われてきた。他方、旧ユーゴースラヴィアにおける地域紛争の発生など冷戦後の新たな安全保障上の問題に直面した欧州諸国は、北大西洋条約機構(NATO)や欧州連合(EU: European Union)の地理的・機能的な役割の拡大を図るなど欧州としての安全保障の追求を続けている。

ワシントンでのNATO首脳会議［NATO Photos］

(1) NATOの動向

発足後、半世紀を超えたNATOについては、加盟国の拡大や役割の変化の動きが見られる。

まず、冷戦終結後、ワルシャワ条約機構（WPO）の解体により、いわば安全保障上の空白地帯となっている中東欧地域などに対して、NATOが、安全保障上どのような役割を果たせるか検討された結果、94（同６）年１月に、NATOと中東欧諸国などが個別に協力協定を結ぶ平和のためのパートナーシップ（PFP, Partnership for Peace）が採択された。同年９月以降、PFPに基づき、平和維持活動や難民問題への対処などに関する演習が実施されるなど、NATOと中東欧諸国などとの間で信頼醸成や相互運用性の確保が図られてきている。

加盟国の拡大については、95（同７）年９月に、NATO大使級理事会において、「NATO拡大に関する研究」が承認され、欧州・大西洋全域の安定と安全の強化というNATO拡大の目的が定められるとともに、軍隊の文民統制の確立、民族問題や国境問題の平和的な解決など、新規加盟国が加盟に際し受け入れるべき主要な原則などが提示された。NATOの加盟国の拡大に対し、ロシアは、一貫して反対の姿勢を貫いてきたが、97（同９）年５月に、NATOとロシアの協力関係を規定する「基本文書」がNATO加盟各国とロシアの首脳などにより署名され、一定の拡大を事実上容認する形となった。同年７月には、NATO首脳会議において、ポーランド、チェッコとハンガリーの３か国をNATO新規加盟の交渉対象国とすることが合意された。そして、昨年３月、３か国の加盟が正式発効し、NATOは、19か国体制となった。また、同年４月のワシントン首脳会議[i]において、NATOは、引き続き加盟希望国に対して門戸を開放していることを確認した。[ii]

i）この会議では、このほか、NATO諸国の相互運用性の向上を図ることを目的とする防衛能力イニシアティブ（DCI）についても合意された。

ii）首脳会議の共同声明において、ルーマニアとスロヴェニア、次いでエストニア、ラトビアとリトアニアが「（加盟に向けた）継続的な努力と進展」を評価・歓迎する国として、ブルガリア、次いでスロヴァキアが「明確な進展」を認識・歓迎する国として列挙された。

こうした加盟拡大の進展と併せ、NATOは、冷戦終結後の新たな戦略環境への適合を図るため、同首脳会議において、「同盟の戦略概念」いわゆる新戦略概念を採択した。この中で、NATOの任務として、加盟国への武力

パトロール中の国際安全保障部隊（KFOR）［UN Photo］

攻撃に対する集団防衛に加えて紛争予防や危機管理、平和維持などの任務を追加した。ただし、これらの新たな任務は、「欧州・大西洋地域の安全及び安定を強化する

（注）WPOの軍事機構は、91年4月をもって解体。WPOの政治機構としての解体も91年7月1日に解体議定書に署名、各国議会の批准後解体。

「凡例」★：中立諸国、＊：EUとの欧州協定（連合協定）署名国（10か国）、●：欧州評議会特別招請ステータス（4か国）
Ⓟ：PFP参加国（26か国）、▽：WEU準加盟国、▼：WEU提携協力国、◆：WEUオブザーバー

ため」実施されるものとされているが、その地理的範囲については明確に定義されず、また、新たな任務の根拠についても、国連安保理決議との関係は明確に打ち出されなかった。

昨年３月には、NATOは、コソヴォにおける非人道的な事態の停止を目的として、ユーゴ連邦共和国への空爆を開始し、発足以来、初めて主権国家に対する武力行使を行った。空爆は、ユーゴ連邦政府が米国、ロシア及びEU代表によって提示された和平案を受諾した同年６月まで続いた。そして、同和平案に基づく国連安保理決議が採択されたことから、NATOを主体とした国際安全保障部隊(KFOR)（Kosovo Force）がコソヴォに展開された。なお、KFORの司令部は、NATO軍隷下の中欧連合地上軍(LANDCENT)（Allied Land Forces Central Europe）が運営に当たっていたが、本年４月中旬から、ベルギー、フランス、ドイツ、ルクセンブルグ及びスペインにより構成された欧州軍団[i](EUROCORPS)（European Corps）に引き継がれている。

i）WEUに固有の軍事的能力を付与することなどを目的として92(同４)年の独仏首脳会談において創設が決定された機構。95(同７)年、実戦配備を宣言。現在、ドイツやフランスを始め５か国が参加。

また、91(同３)年以来、内戦状態が続いていたボスニア・ヘルツェゴヴィナにおいては、95(同７)年にデイトン包括和平協定が発効した。その後、この包括和平協定署名を受け、安保理の承認により平和強制のための武力行使も容認されたNATO指揮下の多国籍軍として和平履行部隊(IFOR)（Implementation Force）が設立された。96(同８)年には、安定化部隊(SFOR)（Stabilization Force）がIFORから任務を引き継ぎ、現在に至るまで駐留している。同包括和平協定については、欧州安全保障・協力機構(OSCE)の管理下において国政選挙が実施されるなど、おおむね順調に遂行されてきている。これを受けて、昨年12月に開催されたNATO国防相理事会においてSFORの３分の１の削減の方向が明らかにされた。

(2)　防衛における欧州の主体性強化に向けた動き

欧州統合の動きが具体化する中で、ドイツ、フランスなどは、欧州が安全保障、防衛政策の分野において独自の主体性を確立すべき旨主張していたが、94(同６)年のNATOブリュッセル首脳会議において、米国もこれに理解を示し、「欧州安全保障・防衛アイデンティティ」(ESDI)（European Security Defense Identity）を強化・発展させることが確認された。一方、英国は、欧州独自の防衛力の保持に懐疑的な姿勢を示していたが、98(同10)年12月における英仏首脳会談において、米国が軍事行動に参加しない場合に欧州のみでの紛争対処能力の保持が重要であるとの観点から、EUが信頼に足る軍事力に支えられた自立した行動力を保持することで合意し、欧州防衛に関して積極的な姿勢に政策転換を行った。また、NATOによるユーゴ連邦共和国への空爆に際して米軍に多くを依存した教訓から、機動展開・兵站（へいたん）補給・C４ISR（Command, Control, Communications, Computers, Intelligence, Surveillance and Reconnaissance）能力、多様な任務に対応できる柔軟性と相互運用性の向上が必要と認識された結果、EUは、昨年12月のヘルシンキ首脳会議において、NATOが介入しない分野で主導して国際的な危機に対する軍事行動を行う緊急展開戦力の整備を2003(同15)年までに実施することを決定した。これを受けて、本年３月には、EU内に欧州の共通安全保障・防衛政策の立案を行う政治安全保障委員会など三つの新たな機構を暫定的に創設した。

このような流れの中で、西欧同盟[i](WEU) Western European Union をEUの防衛要素として、かつ、NATOの欧州における柱を強化する手段として発展させるとの合意の下、WEUの機能強化が図られてきている。

EUは、昨年6月のケルン首脳会議において、EUへのWEU統合に向けた措置を本年末までに決定することなどを宣言した。また、本年5月のポルトガルにおけるWEU外相・国防相理事会でも統合を推進することが確認された。NATOは、新戦略概念において、ESDIを推進するものとしてWEU主導の作戦にNATOの手段と能力を提供すること及びその推進を具体化するものとしての共同統合任務部隊(CJTF) Combined Joint Task Forces 構想[ii]の推進を確認している。同年2月には、WEU主導の作戦においてNATO保有の手段と能力を利用することを想定した両機関の合同指揮所演習が初めて実施された。

このように、欧州の主体性強化に向けた動きは、EU及びWEUを中心とする欧州独自の動きとNATOの下でのESDIの推進が重複しつつ進展している。しかしながら、これらの国際機構が戦力の拠出を主権国家に依存していることには変わりはなく、厳しい財政事情の下で欧州各国が今後足並みを揃えて必要な能力の確保・維持をなし得るのか、また、各国際機構の一方のみに加盟している国々や米国やロシアといった欧州の情勢に影響を及ぼし得る域外の国家との関係をいかに調整していくかなどの課題が残されている。

(3) OSCEの動向

冷戦中、70年代に始まったCSCEプロセスは、1992(同4)年7月に紛争の防止や解決を主要任務としていくという方向を明確にした。また、94(同6)年12月の首脳会議において、自らを欧州域内の地域紛争を解決する第一義的機関としてOSCEに名称変更し、首脳会議などの定例化や事務局などの常設機関の設置により常設機構化した。

その後、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ問題では包括和平協定に基づき、選挙の実施や監視、人権擁護、軍備管理などを担当する機関として、積極的に貢献しており、96(同8)年9月及び98(同10)年9月には、その管理下において、ボスニアの国政選挙などが実施された。

また、コソヴォ紛争との関係では、OSCEは、同年10月、コソヴォに監視団を派遣し、さらに、昨年6月の国連安保理決議により設立が決定された国連コソヴォ暫定行政ミッション(UNMIK) United Nations Interim Administration Mission in Kosovo において、コソヴォの暫定自治のための制度・機構創設を担当している。

i)54(昭和29)年、西欧諸国の相互防衛援助などを目的として設立された防衛同盟。92(平成4)年のペータースブルグ宣言により、人道的支援及び救援活動に関する任務、平和維持などの任務が新たに付与された。常設の軍事機構は備えていないが、利用し得る戦力資源として、欧州軍団などが指定されている。英国、ドイツ、フランスなど10か国が参加。

ii)平和維持活動などの各種任務の効果的実施、ESDIの具体的反映などを目的として、94(同6)年のNATOブラッセル首脳会議において、正式承認された概念。本年をめどに創設が予定されている。

第3節　アジア太平洋地域の軍事情勢

1 全般情勢

アジア太平洋地域は、地理的、歴史的に多様性に富み、各国の安全保障観は多様である。

冷戦期においては、この地域にも東西の対立関係が持ち込まれたが、欧州のように東西両陣営がそれぞれ集団安全保障体制を構築して対立するといった明確な対峙（たいじ）構造は成立せず、米国とソ連を中心とする二国間同盟の関係が併存するというものであった。また、中ソ対立の結果、1960年代以降は広大な領土と多くの人口を有し、大規模な兵力を擁する中国が、東西どちらの陣営にも属さない独自の立場をとり、第三極を形成した。

冷戦終結後、この地域の軍事情勢にも変化が見られる。冷戦期に質・量共に増強が続けられてきた極東ロシア軍（旧極東ソ連軍）は、冷戦の終結、ソ連の崩壊といった動きの下で、90（平成２）年以降、量的に縮小傾向にあるとともに、即応態勢も低下していると考えられる。また、90年代以降、韓国と旧ソ連、韓国と中国の国交樹立、米国とヴィエトナムの関係正常化、さらには、長年対立関係にあった中露間の大幅な関係の改善など、外交関係にも変化が見られる。

他方、欧州に比べ、この地域の安全保障構造には劇的な変化は生じておらず、依然として核戦力を含む大規模な軍事力がそれぞれ存在している。加えて、この地域の多くの国々においては、97（同９）年以降の通貨・金融危機などの影響を考慮する必要があるものの、これまでの著しい経済成長を背景に、国防費の増額や新装備の導入など軍事力の拡充・近代化が行われてきた。さらに、朝鮮半島における緊張の継続、日本の北方領土と竹島や南沙群島などの諸問題が依然として未解決のまま存在しており、北朝鮮のミサイル発射や、南北艦艇の銃撃事件なども見られるなど、この地域には不透明・不確実な要素が残されている。

このような状況の下、米国を中心とする二国間の同盟・友好関係とこれに基づく米軍の存在が、この地域の平和と安定に引き続き重要な役割を果たしている。また、さらに、近年、この地域においても、国連東チモール暫定行政機構（UNTAET）（United Nations Transitional Administration in East Timor）などの国連が行い、又は認めた活動などが見られる。また、米中や中露などの二国間軍事交流の機会の増加が見られるほか、ASEAN（Association of South-East Asian Nations）地域フォーラム（ARF）（ASEAN Regional Forum）のような地域の安全保障に関する多国間の対話の努力も定着しつつある。冷戦期から残されている諸問題の解決に対して、これらの努力がどのようにいかされていくかについては、今後の課題となっているが、南北首脳会談や日朝国交正常化交渉、米朝協議などの外交努力を含む安定化に向けた様々な努力が重ねられている。

アジア太平洋地域における主な兵力の状況（概数）

極東ロシア
22万人（16）　790機　370隻 85万t

中国
183万人（62）
海兵隊0.5万人
4,080機
800隻 100.7万t

北朝鮮
100万人（27）　590機　720隻 10.6万t

韓国
56万人（22）
海兵隊2.5万人
520機
210隻14.7万t

在韓米軍
2.7万人（1）
90機

日本
14.9万人（12）
500機
140隻37.4万t

在日米軍
2.1万人（1）
130機

台湾
24万人（12）
海兵隊3万人
660機
350隻22万t

米第7艦隊
60隻
66万t
130機（艦載）

（注）1　資料は、ミリタリー・バランス（1999〜2000）などによる（日本は99年度末実勢力）。
2　在日・在韓駐留米軍の陸上兵力は、陸軍及び海兵隊の総数を示す。
3　作戦機については、海軍及び海兵隊機を含む。
4　（　）は、師団数を示す。

凡例

2 朝鮮半島

朝鮮半島は、地理的、歴史的に日本と密接な関係にある。また、朝鮮半島の平和と安定は、日本を含む東アジア全域の平和と安定にとって重要である。

朝鮮半島においては、現在、韓国と北朝鮮を合わせて150万人程度の地上軍が非武装地帯(DMZ)を挟んで対峙(たいじ)している。このような軍事的対峙の状況は、朝鮮戦争終了以降続いており、冷戦終結後も基本的に変化していない。

Demilitarized Zone

北朝鮮

(1) 全　般

北朝鮮では、1998(平成10)年9月に、約4年半ぶりに最高人民会議[i]が開催され、金正日労働党総書記が新しく「国家の最高職責」と位置付けられた国防委員会委員長に再任された。同時に、政務院を改称した内閣の設置、国家主席の廃止などの国家組織の改編や国家幹部の人事などが行われた。また、昨年の最高人民会議では、約5年ぶりに国家予算が採択され、本年4月の最高人民会議でも、2年連続での国家予算の採択、「教育法」、「対外経済仲裁法」、「民間航空法」の承認などが行われた。このようなことから、北朝鮮では、金正日国防委員会委員長を中心とする統治体制が名実共に整備され、その国家の統治については一定の軌道に乗ってきていると考えられる。

また、北朝鮮は、最近、思想、政治、軍事、経済などすべての分野での社会主義的強国の建設を目指すとする、「強盛大国」建設を国家の基本政策として標榜(ひょうぼう)し、その実現に向けて「先軍政治」という政治方式をとっている。これは、「軍事先行の原則に立って革命と建設に提起されるすべての問題を解決し、軍隊を革命の柱として前面に出し、社会主義偉業全般を推進する領導方式」と説明されている。実際に、金正日総書記が国防委員会委員長として軍を完全に掌握する立場にあり、また、軍部隊を引き続き頻繁に視察[ii]していることなどから、北朝鮮においては、このような国家の運営において、軍事を重視し、かつ、軍事に依存することは、今後とも、継続すると考えられる。

経済面では、北朝鮮は、社会主義計画経済の脆弱(ぜいじゃく)性に加え、冷戦の終結に伴う旧ソ連や東欧などとの経済協力関係の縮小の影響などもあり、近年は、慢性的な経済不振、エネルギー不足[iii]や食糧不足が続いている。最近は、若干上向きの傾向もあるとみられているものの、基本的に依然として厳しい状況にあるとみられている[iv]。特に、食糧事情については、近年、恒常的な食糧不足に陥っているとみられており、依然として国外からの食糧援助に依存せざるを得ない深刻な状況にあるとみられている[v]。こうした中、北朝鮮の住民の間には、多数の飢餓者の発生や規範意識の低下などが見られるとの指摘もある[vi]。

こうした経済面での様々な困難に対し、北朝鮮は、現在の統治体制に影響を与えるような構造的な改革を行うことなく、計画経済の考え方を基本的に維持する一方で、限定的ながら現実的な改善策や一部の経済管理システムの変更[vii]も試みている。

i)最高人民会議は、選挙により選出された代議員により構成される意思決定機関で、北朝鮮の憲法では「最高主権機関」であるとされる。我が国の国会に相当。

ii)昨年中に北朝鮮の公式報道で伝えられた金正日国防委員会委員長の全行動64回のうち、42回が軍関連のものであった。

iii)例えば、本年2月に、趙昌徳北朝鮮副首相は、「我が国で今日のように電気事情が緊張した時はこれまでになかった」旨発言している。

iv)例えば、各種産業施設の生産稼働率は、平均で20～30%程度との指摘がある。

v)昨年11月、国連食糧農業機関(FAO)は、昨年の北朝鮮における食糧需要量は476万トン、食糧供給量は347万トンであり、不足量が129万トンある旨発表している。

vi)例えば、米国CIAのテネット長官は、「今やエリート階層を含む民衆は現体制に対する信頼を失ってきていると我々は見ている」(本年2月の議会証言)、「軍や公安部門においてすら犯罪や規律の乱れが珍しくないものになっている」(昨年2月の議会証言)と述べている。また、1998(平成10)年12月に発表された「98年の北朝鮮情勢の評価及び99年の情勢展望」においては、「幹部階層は、革命熱気の衰退により個人蓄財に執着し、一般住民は金儲けを優先視する風潮が蔓延(まんえん)」という記述がなされている。

vii)例えば、土地改良事業の推進、ジャガイモ生産の拡大、中小の水力発電所の設置、工業生産部門の改編、98(同10)年の憲法改正における個人所有の一部拡大などの動きがある。

外交面では、北朝鮮は、諸外国との関係改善に向けて、最近、目立った取組を見せている。ロシアとの関係は、冷戦期と比べ疎遠化していたが、本年２月に、ロシア外相としては冷戦後初めてイワノフ外相が北朝鮮を訪問し、従前の条約に比して軍事協力色は薄くなったと伝えられているもの[i]の、「露朝友好善隣協力条約」に両国が署名した。また、プーチン大統領の訪朝も予定されるなど、関係改善の動きが見られる。中国との関係については、近年、両国間の貿易が減少傾向にあるなど、冷

ｉ）条約自体は、公表されていないが、従前の条約に存在した、締約国（ロシア、北朝鮮）の一方に対する軍事攻撃に対して他の締約国は直ちにその保有するすべての手段をもって軍事的その他援助を与える旨の規定は、本条約には存在しないとみられる。

朝鮮半島の軍事力の対峙（たいじ）

		北朝鮮	韓国	在韓米軍
総兵力		約110万人	約67万人	約3.6万人
陸軍	陸上兵力	27個師団約100万人	22個師団約56万人	1個師団約2.7万人
	戦車	T-62、T-54/-55等 約3,500両	88型、M-47、M-48等 約2,130両	M-1（数量は不明）
海軍	艦艇	720隻 10.6万トン	210隻 14.7万トン	支援部隊のみ
	駆逐艦		8隻	
	フリゲート	3隻	9隻	
	潜水艦	22隻	8隻	
	海兵隊		2個師団等約2.5万人	
空軍	作戦機	約590機	約520機	約90機
	第3/4世代戦闘機	Mig-23×46機 Mig-29×16機 Su-25×35機	F-4 ×130機 F-16× 88機	F-16×72機
参考	人口	約2,150万人	約4,700万人	
	兵役	陸軍　5～8年 海軍　5～10年 空軍　3～4年	陸軍　26か月 海軍及び空軍　30か月	

戦期と比べ疎遠化を示す事象も見られた。しかし、昨年６月の金永南最高人民会議常任委員会委員長の訪中以降、中朝間で外相の相互訪問が実現したほか、本年５月には、北京において金正日国防委員会委員長が江沢民国家主席などと会談し、食糧及び物資を無償で中国が北朝鮮に供与することが合意されるなど、関係改善の動きが活発化している。また、北朝鮮は、昨年来、相次いで西欧諸国などとの関係構築に努力している。昨年９月の国連総会を機に各国と外相会談などを実施したことに続き、本年１月には、イタリアとの外交関係樹立が発表され、同年３月末には、イタリアのディーニ外相が訪朝し、５月にはオーストラリアとの国交の再開が合意された。さらに、フィリピン、ニュー・ジーランド、EU（European Union）、ドイツ、カナダなどと接触しているほか、ARF（ASEAN Regional Forum）への参加を申請している（本節７参照）。さらに、同年６月には南北分断後、初めての南北首脳会談を実施した。

このような対外的な関係の増大により、北朝鮮の体制の透明性の向上が期待されるものの、北朝鮮は、依然として閉鎖的な体制を採っているため、その動向については必ずしも明確とは言えず、引き続き細心の注意を払っていく必要がある。

(2)　軍事態勢

北朝鮮は、62（昭和37）年以来、全軍の幹部化、全軍の近代化、全人民の武装化、全国土の要塞化、という４大軍事路線に基づいて軍事力を増強してきた。

現在も、深刻な経済困難に直面しているにもかかわらず、依然として、軍事面に資源を重点的に配分するとともに、その近代化を図り、即応態勢の維持・強化に努力していると考えられる。例えば、人口に占める軍人の割合も非常に高く、総人口の約５％が現役の軍人とみられている。また、そうした軍事力の多くをDMZ付近に展開させていることなどが特徴の一つとなっている。なお、本年４月の最高人民会議における北朝鮮の公式発表によれば、北朝鮮の本年の国家予算に占める国防費の割合は、14.5％となっているが、国防費として発表されているものは、実際の国防費の一部にすぎないとみられていることに留意する必要がある。

さらに、北朝鮮は、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発や配備を行うとともに、大規模な特殊部隊を保持するなどし、いわゆる非対称的な軍事能力を依然として維持・強化していると考えられる。

北朝鮮のこのような動きは、朝鮮半島の軍事的緊張を高めており、日本を含む東アジア全域の安全保障にとって重大な不安定要因となっている。

北朝鮮の軍事力[i]は、陸軍中心の構成となっており、総兵力は約110万人である。また、装備の近代化に努めているものの、その多くは旧式である。

大量破壊兵器については、北朝鮮は核兵器開発疑惑を持たれているほか、化学兵器については、化学剤を生産し得る複数の施設を保有しており、既に相当量の化学剤などを保有しているとみられ、また生物兵器についても、一定の生産基盤を保有しているとみられている。弾道ミサイルについては、既にスカッドBやCなどを生産・配備しているほか、ノドンを配備している可能性も高いと判断される。また、更

ｉ）北朝鮮の軍事上の諸決定は、国家の最高軍事指導機関である国防委員会（金正日委員長）により行われ、各国の国防省に相当する人民武力省は、内閣の下ではなく、この国防委員会の下に存するとみられる。

に弾道ミサイルの長射程化のための研究開発を行っていると考えられる。情報収集や破壊工作からゲリラ戦まで各種の活動に従事する特殊部隊については、その勢力は約10万人に達し世界有数の規模であると考えられる。さらに、北朝鮮の全土にわたって、多くの軍事関連の地下施設が存在するとみられることも特徴の一つである。

陸上戦力は、27個師団（しだん）約100万人を擁し、兵力の約3分の2をDMZ付近に展開していると考えられる。その戦力は、歩兵が中心であるが、戦車約3,500両を含む機甲戦力及び火砲を有し、また、240mm多連装ロケットや170mm砲といった長射程火砲をDMZ沿いに常時配備していると考えられ、韓国北部の都市・拠点などがその射程に入っている。

海上戦力は、約720隻約10万6,000トンの艦艇を有するが、ミサイル高速艇などの小型艦艇が主体である。また、ロメオ級潜水艦22隻のほか、特殊部隊の潜入・搬入用とみられる小型潜水艦約60隻及びエアクッション揚陸艇約130隻を有している。

航空戦力は、約590機の作戦機を有しており、その大部分は、中国や旧ソ連製の旧式機であるが、MiG－29やSu－25といった、いわゆる第4世代機も少数保有している。また、旧式ではあるが、特殊部隊の輸送に使用されるとみられているAn－2を多数保有している。なお、昨年、カザフスタンから約40機とも伝えられるMiG－21を調達した[i]。

i）MiG－21は、原形初飛行が50年代という旧式の戦闘機である。なお、カザフスタン政府は、政府自体は本事案にかかわっていない旨説明している。

なお、最近、対空砲の追加配備の動きなどが伝えられているが、こうした動きは、北朝鮮が空爆に対する自軍部隊などの残存性の強化などを図った可能性もある。

北朝鮮軍は、即応態勢の維持・強化などの観点から、冬季の大規模な演習を始めとして各種の訓練その他の所要の活動を行ってきている。一方、深刻な食糧事情などを背景に、軍によるいわゆる援農活動なども行われているとみられている。

北朝鮮による軍事的な動きとしては、近年、韓国側に対する侵入事案などが多く発生している。最近の例としては[ii]、98（平成10）年6月には、北朝鮮のユーゴ級小型潜水艦が韓国領海内で魚網にかかり拿捕（だほ）されるという事件が発生しており、同年12月には、韓国領海内に侵入した北朝鮮の半潜水艇を、韓国軍が公海上で撃沈するという事件も発生した。さらに、昨年6月には、北方限界線（NLL）（Northern Limit Line）を繰り返し越境した北朝鮮側艦艇と韓国側艦艇との間で相互に銃撃などが行われ、北朝鮮側数隻が撃沈され、ないしは損害を受け、韓国側数隻も損害を受けるという事件が発生した。その後、北朝鮮は、同年9月には、事実上の南北の海上における軍事境界線となってきた黄海側の北方限界線の無効と自己に有利な新たな海上軍事境界線の設定を宣言し、また、本年3月には、当該海上軍事境界線の内側にある韓国側が実効支配する島への通航水路（五島通航秩序）を指定するなどの動きを見せた。

ii）そのほかにも、例えば96（同8）年9月には、北朝鮮のサンオ級小型潜水艦が韓国領海内で座礁して、乗艦していた武装工作員及び乗組員が韓国領土内に侵入する事件が、97（同9）年7月には、北朝鮮兵士が軍事境界線を越境し韓国軍と銃砲撃を交わす事件が発生している。

なお、昨年3月には、北朝鮮の工作船と判断される船が日本の領海内に侵入し、北朝鮮北部の港湾に到達したと判断された事案も発生している。この際、海上自衛隊に対し、海上警備行動が発令された（能登（のと）半島沖不審船事案）（4章1節3参照）。

NLL（北方限界線）と北朝鮮の主張する海上軍事境界線

(3)　核兵器開発疑惑・弾道ミサイル開発

①　核兵器開発疑惑

北朝鮮は、従来、核兵器開発の疑惑[i]が持たれていたが、93(同5)年2月、国際原子力機関(IAEA: International Atomic Energy Agency)の特別査察要求を拒否し、同年3月に核兵器不拡散条約(NPT: Nuclear Non-Proliferation Treaty)からの脱退を宣言したことにより、ヨンビョンに所在する黒鉛減速炉などを用いた核兵器開発を行っているのではないかとの疑惑が更に深まった。本問題については、94(同6)年10月に署名された米朝間の「枠組み合意」により、話合いによる問題解決の道筋が示された。「枠組み合意」によれば、米国は、北朝鮮への軽水炉及び代替エネルギー供与などのための諸施策を講じ、これに対し、北朝鮮は、ヨンビョンなどに所在する黒鉛減速炉及び関連施設を凍結し、最終的には解体するとともに、NPT締約国にとどまり、軽水炉が完成される前にIAEAとの保障措置協定を完全に履行[ii]することなどとなっている。すなわち、「枠組み合意」においては、北朝鮮に将来の核兵器開発を放棄させるとともに、軽水炉が完成する最終段階において、過去の核兵器開発疑惑も解明される仕組みとなっている。

ⅰ)「北朝鮮は、『枠組み合意』の成立以前に、少なくとも1個の核兵器を製造するのに十分な量のプルトニウムを製造したと信じられている」(97(同9)年の米国防省「拡散・脅威と対応'97」)との指摘があり、また、「北朝鮮が、場合によっては一つか二つの核兵器を製造する能力を有している」(昨年のペリー北朝鮮政策調整官記者会見)との指摘もある。

ⅱ)「保障措置協定を完全に履行」とは、北朝鮮が、IAEAとの間で締結した保障措置協定に基づき、特別査察(IAEAが必要と認めた施設に対する査察)を含むIAEAの査察を受け入れることとされている。

「枠組み合意」に基づき、95(同7)年以降、米国が北朝鮮に対する代替エネルギーとしての重油の供給を実施してきたほか、軽水炉の供与などを実施する機関として朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)が設立された。その後、「枠組み合意」に基づく各種事業が逐次進捗(しんちょく)してきている[i]。

Korean Peninsula Energy Development Organization

一方、98(同10)年に至り、北朝鮮が、同国北西部のクムチャンニにおいて、核関連の地下施設を秘密裏に建設中ではないかとの疑惑が浮上した。米朝間で累次の協議が行われた結果、疑惑解明のための同施設への米国側の訪問が昨年5月に行われ、この結果、当該時点では、同施設は、「枠組み合意」に違反していない旨の報告が同年6月に発表されている。さらに、本年5月には、米国側による同施設への第2回目の訪問が行われ、前回の訪問以来、状況は変わっていない旨の発表がなされている。

北朝鮮の核兵器開発疑惑は、日本の安全に影響を及ぼす問題であるのみならず、大量破壊兵器の不拡散の観点から国際社会全体にとっても重要な問題である。本問題の解決には、北朝鮮が「枠組み合意」などの合意内容を誠実に履行することが重要であり、今後とも、その対応を注意深く見守っていくことが必要である。

②　弾道ミサイル開発

北朝鮮は、80年代半ば以降、スカッドBやその射程を延長したスカッドCなどを生産・配備するとともに、これらのミサイルを中東諸国などへ輸出してきたとみられている。また、引き続き、90年代までに、ノドンなど、より長射程のミサイル開発に着手したと考えられ、93(同5)年5月に行われた日本海に向けての弾道ミサイルの発射実験においては、ノドンが使われた可能性が高い。さらに、98(同10)年8月には、日本の上空を飛び越える形で、テポドン1号を基礎とした弾道ミサイルの発射が行われた。北朝鮮の弾道ミサイル開発については、同国が極めて閉鎖的な体制を採っていることもあり、その詳細についてはなお不明な点が多いが、同国は、軍事的能力の強化の観点に加え、政治外交的観点や外貨獲得の観点などからも、弾道ミサイル開発に高い優先度を与えており、ミサイルの長射程化を着実に進めてきていると考えられる。

ノドンは、単段式の液体燃料推進方式の弾道ミサイルであると考えられる。また、スカッドと同様に、発射台付き車両に搭載され移動して運用されると考えられる。このノドンについては、98年8月に発射された多段式ミサイルの第1段目として利用されていたと考えられることや、発射台付き車両などノドン本体に付随して使用されると考えられる車両が既に多数調達されているとの情報など、種々の情報を総合すれば、北朝鮮がその開発を既に完了し、その配備を行っている可能性が高いと判断される。ノドンの射程は約1,300kmに達するとみられており、日本のほぼ全域がその射程内に入る可能性がある。また、その性能の詳細は確認されていないが、命中精度については、このミサイルがスカッドの技術を基にしているとみられていることから、例えば、特定の施設をピンポイントに攻撃できる

i)95(同7)年12月には、KEDOと北朝鮮の間で軽水炉供給事業に関する取極が締結された。また、97(同9)年8月には、軽水炉の着工式が行われ、昨年12月には、KEDOと韓国電力との間で建設契約が正式に成立している。なお、北朝鮮は、軽水炉供給事業の進展が遅れていると度々非難し、米国側にその補償を要求するといった姿勢を見せている。

ような精度の高いものではないと考えられる。

また、北朝鮮は、より長射程のテポドン１号の開発も進めてきていると考えられる。テポドン１号は、ノドンを第１段目、スカッドを第２段目に利用した２段式の液体燃料推進方式の弾道ミサイルで、その射程は約1,500km以上と考えられる。テポドン１号は、98年８月に発射されたミサイルの基礎となったと考えられるが、この発射により、北朝鮮は、多段式推進装置の分離、姿勢制御及び推力制御などに関する技術などを検証し得たと推定されることから、テポドン１号の開発は急速に進展しているものと判断される。

さらに、北朝鮮は、新型ブースターを第１段目、ノドンを第２段目に利用した２段式ミサイルで、射程約3,500〜6,000kmとされるテポドン２号についても、開発中であると考えられ、派生型[i]が作られる可能性も含め、北朝鮮の弾道ミサイルの

ｉ）例えば、２段式のミサイルの弾頭部に推進装置を取り付けて、３段式とすることなどが考えられる。

長射程化が一層進展することが予想される。

北朝鮮のミサイル開発については、昨年中ごろ以降、ロケットの燃焼実験やミサイル発射施設の拡張工事を行っている可能性などの種々の指摘がなされ、北朝鮮がミサイルの発射準備を進めているとの疑惑が浮上した。こうしたことから、本問題をめぐり、米朝間で協議が行われた結果、北朝鮮は、昨年9月下旬に、米朝間の協議が行われる間は、ミサイルの発射を行わない旨を表明した。

なお、北朝鮮のミサイル開発の急速な進展の背景として、外部からの各種の資材・技術の北朝鮮への流入の可能性が考えられる。また、本体ないし関連技術の北朝鮮からの移転・拡散の動きも指摘されている。[i)]

i)例えば、北朝鮮のノドンないしその関連技術が、イランやパキスタンに対して移転されている可能性が指摘されている。

このような北朝鮮のミサイル開発は、核兵器開発疑惑とあいまって、アジア太平洋地域だけではなく、国際社会全体に不安定をもたらす要因となっており、その開発動向が強く懸念される。

(4) 米国の対応など

米国においては、98(同10)年のクムチャンニ疑惑の浮上及びミサイル発射事案の発生を踏まえ、同年11月に、ペリー前国防長官を北朝鮮政策調整官に任命し、以後、北朝鮮政策の見直しを実施してきた。その結果、昨年10月に至り、報告書が公表された。

同報告書によれば、北朝鮮の核計画及び長射程ミサイル計画が地域の不安定要因となっており、これらの計画を終わらせることを対北朝鮮政策の目標とすべきとされている。すなわち、米国は、「包括的かつ統合されたアプローチ」により北朝鮮に関与し、核計画及び長射程ミサイル計画を終わらせるという目標の下に、対話を通じ、米朝関係を改善・正常化していくこととし、他方、北朝鮮が挑発的行動に出る場合には、強制的に抑止を図る道に移行することが適切であるとしている。

米朝は、既に同年9月の米朝協議後の声明において、対話を継続することで一致しており、また、北朝鮮は、米朝間の協議が行われる間は、ミサイルの発射を行わない旨を表明している。その後、本年に入ってからも、1月、3月、5月に米朝協議が行われており、北朝鮮のミサイル問題や米朝「枠組み合意」の履行状況に関する協議が行われることとされている。また、本年6月には、米国は、昨年9月に発表した対北朝鮮経済制裁の一部緩和を実施に移し、北朝鮮も米朝間の協議が行われる間は、ミサイルの発射を行わない旨を再度表明している。こうした過程を通じ、北朝鮮の核及びミサイルをめぐる問題が解決の方向に向かうことが期待される。

さらに、これらの問題の解決に当たっては、米朝協議のみではなく、ペリー北朝鮮政策調整官の報告でも韓国及び日本との緊密な調整を確保するため、新たなメカニズムを維持すべき旨が勧告されているように、日米韓の緊密な政策の調整の確保が求められている。実際に、日米韓3か国の高官により構成される調整グループ(TCOG)(Trilateral Coordination and Oversight Group)において、対北朝鮮政策に関して緊密な協議が行われている。

なお、日本と北朝鮮との間でも、同年12月の村山元総理を団長とする超党派国会

議員団の訪朝を契機に、予備会談の開催を経て、本年４月に国交正常化交渉が再開された。

韓国

(1) 全般

韓国では、98(同10)年２月に就任した金大中大統領の下、経済危機の克服に取り組んできており、韓国経済は急速に回復しつつある。

また、金大中政権は、「包容政策」と呼ばれる対北朝鮮政策を就任以来一貫して進めている。これは、①平和を破壊する武力挑発を許さない、②吸収統一は目指さない、③和解と協力を可能な分野から促進する、との３原則を基に、確固たる安全保障体制を敷きつつ、対話と政経分離を重視して南北間の和解と交流を積極的に進めていくものであり、こうした政策の下、金剛山観光事業の開始など、民間レベルでの南北間の経済及び人的交流を増大[i]させてきたが、政府レベルでは、本年６月に、南北首脳会談が行われた。

i）例えば、昨年11月までの段階で、金剛山を訪れた韓国人は14万6,000人を超えている。

さらに、金大中政権は、日本を含む周辺諸国との間での首脳外交を推進しており、引き続き周辺諸国との良好な関係の維持に努めている。

(2) 韓国軍

韓国は、全人口の約４分の１が集中する首都ソウルがDMZから至近距離にあるという防衛上の弱点を抱えている。

韓国は、「国防白書1999」にもあるように、北朝鮮を「軍事的脅威」と認識しており、その膨大な陸上戦力を始めとする軍事力の増強を深刻な脅威と受け止め、GNP[ii]の３〜４％程度を国防費に投入してきた。なお、近年では、「国防情報化」を目指しつつ、陸軍の近代化に加えて海・空軍の近代化に努めており、潜水艦、ヘリコプター搭載駆逐艦、Ｐ－３Ｃ哨戒(しょうかい)機やＦ－16戦闘機などの導入を進めている。また、昨年２月には、本年から2004(同16)年の５年間を期間とする「国防中期５か年計画」が発表され、対象期間内に次世代駆逐艦や次世代戦闘機の調達を行うとしている。他方、1997(同９)年末の経済危機発生以降、韓国国防部は、国防費の浪費をなくし効率性を高めることを強調しており、昨年度の国防費は、対前年度比約0.4％減と初めての対前年度減少となったが、本年度の国防費は、対前年度比約５％増となっている。なお、98(同10)年７月には、組織の統廃合や兵器調達制度の改善、人事・教育制度の改革などを内容とする「国防改革５か年計画」が発表されている。

ii）Gross National Product

ii）韓国国防白書(1999)において、「国防情報化の目標は、戦時においては、戦場で必要な情報をリアルタイムで提供して必勝の指揮統制を支援し、平時においては、効率的な国防資源管理により経済的な軍運営を保障することに置かれている」とされている。

韓国軍の勢力については、陸上戦力は、３個軍22個師団と海兵隊２個師団、合わせて約59万人からなり、海上戦力は、３個艦隊約210隻約14万7,000トンからなり、航空戦力は、空軍・海軍を合わせて、８個戦闘航空団などＦ－16を含む作戦機約520機からなる。

在韓米軍

在韓米軍は、韓国の国防努力とあいまって、朝鮮半島の軍事バランスを維持し、朝鮮半島における大規模な武力紛争の発生を抑止する上で大きな役割を果たしてい

る。

米国は、米韓相互防衛条約に基づき、第2歩兵師団、第7空軍などを中心とする約3万6,000人の部隊を韓国に配備し、韓国軍と共に米韓連合軍司令部を設置している。

米韓両国は、朝鮮半島における不測事態に対処する共同防衛能力を高めるために、共同演習を実施してきている。例えば、大規模実動演習としては、後方地域における合同演習としての「フォール・イーグル」が毎年実施されており、昨年も10月から11月にかけて実施された。[i)]

なお、従来、在韓米軍司令官が行使していた韓国軍に対する平時の作戦統制権は、94(同6)年12月に韓国軍合同参謀議長に返還された。ただし、有事の際には、これまでどおり在韓米軍司令官が韓国軍に対して作戦統制権を行使することとなっている。

金大中大統領は、アジア太平洋地域における米軍の駐留の重要性に言及しており、また、米国も、韓国に対する安全保障コミットメントを維持し、在韓米軍の駐留を続けることとしている。98(同10)年11月に発表された「米国の東アジア・太平洋地域における安全保障戦略」(EASR: East Asia Strategy Report)においても、米韓同盟関係及び米国の軍事プレゼンスは、北朝鮮の脅威が過ぎ去った後でも、朝鮮半島及び地域全体の安定を引き続き支えていくとされている。

i)このほか、76(昭和51)年から、ほぼ毎年「チーム・スピリット」合同演習が実施されてきたが、94(平成6)年以降は行われていない。

朝鮮半島における平和体制の追求への動き

朝鮮半島における平和体制の追求のための枠組みについては、韓国は、かねてより朝鮮半島の問題は南北対話を通じて解決されるべきであるとの立場を表明している。南北対話については、南北高位級会談が90(同2)年9月に開始され、一定の成果を挙げた。[ii)] また、94(同6)年10月に署名された北朝鮮の核兵器開発疑惑などに関する米朝間の「枠組み合意」の中で、北朝鮮も南北対話に取り組むことを約束したが、目立った対話の進展は見られなかった。

98(同10)年4月には、韓国からの肥料支援をめぐる南北次官級当局者会談が行われ、約4年ぶりの本格的な南北直接対話となったが、何ら合意には達しなかった。さらに、昨年6月にも、南北次官級当局者会談が行われたが、同時期に発生した南北艦艇間の銃撃事件などをめぐり会談は進展しなかった。

一方で、北朝鮮は、95(同7)年までに「朝鮮軍事休戦協定」に基づく軍事休戦委員会の要員を撤収(てっしゅう)し、また、96(同8)年に発表した談話の中で「非武装地帯の地位を維持することが不可能になった」などと述べるなど、同休戦協定の死文化を図った。また、北朝鮮は、米国に対して新たな平和保障体系樹立のための直接交渉を提案するなど、南北対話の進展よりも対米関係を優先する政策を採っていると考えられる動きを見せていた。

このような北朝鮮の動きに対し、米韓両国は、97(同9)年4月、新しい恒久的な平和体制の追求を南北朝鮮が主導することを確認するとともに、朝鮮半島における

ii)例えば、92(同4)年2月には「南北間の和解と不可侵及び交流協力に関する合意書」及び「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」が発効している。

恒久的な平和協定を達成することを目指す過程を開始するため、韓国、北朝鮮、中国及び米国による「4者会合」を提案した。同年12月に第1回の「4者会合」本会談が開催され、昨年8月の本会談までに6回開催されたが、南北軍当局間の通信の設定や軍事訓練の相互通報などの個別問題から議論しようとする米韓両国と、在韓米軍撤退問題と米朝間の平和協定締結をまず議論することを主張する北朝鮮との間で、議題の設定をめぐる意見の相違が存在しており、実質的な議論の進展はみられていなかった。

このような中で、韓国の金大中大統領は、前述のように、就任以来一貫して「包容政策」を維持し、対話と政経分離を重視して南北間の和解と交流を積極的に進め、本年3月の訪欧中には、ベルリンでの講演において、北朝鮮へ政府レベルで経済支援を行う用意がある旨強調するとともに、南北の特使を交換することを北朝鮮側に提案した。

さらに、同年4月に南北首脳会談の開催が合意され、同年6月に、金大中大統領と金正日国防委員会委員長により、南北分断後初めての南北首脳会談が実現した。会談の結果、両首脳により、南北共同宣言が署名され、以下の合意がなされた。①国の統一問題を自主的に解決していくこと、②南(韓国)の連合制案と北(北朝鮮)の低い段階の連邦制案が互いに共通性があると認定し、今後、この方向で統一を指向していくこと[i]、③離散家族の問題を解決するなど、人道的問題を速やかに解決していくこと、④経済協力を通じて民族経済を均衡的に発展させ、社会、文化、体育、保健、環境などの諸般の分野の協力と交流を活性化し、互いの信頼を固めていくこと、⑤以上のような合意事項を速やかに実践に移すため、早い時期に当局間の対話を開催すること。また、金正日国防委員会委員長は、今後、適切な時期にソウルを訪問することとされた。

また、会談では、北朝鮮の核開発疑惑、ミサイル開発問題、在韓米軍についても話された。さらに、この共同宣言では触れられていないが検討すべきものとして、軍事ホットラインを開設することなどが韓国側より発表されている。

これらの成果を基礎として、南北が更に対話を継続し、進展させることによって、朝鮮半島の緊張が緩和する方向に向かうことが期待される。同時に、南北間の対話の進展が、朝鮮半島における軍事的対峙の緩和にどのように結びついていくのか、また、北朝鮮の核兵器開発疑惑や弾道ミサイル開発問題などの解決にどのように結びついていくのか、注意深く見極めていく必要がある。

i)訪朝成果に関する金大中大統領の国民報告では、次のように説明されている。韓国側の主張する南北連合とは、二つの体制、二つの政府は現在のとおりとし、南北で首脳会議、閣僚級会議、国会会議などのお互いの合意機関を作り、これらの場ですべての問題を解決していこうとするものである。一方、80(昭和55)年に、北朝鮮側は、最初からすべて中央政府が外交権、軍事統率権を持つ連邦制を主張したが、今回、この点を修正し、低い段階の連邦制においては、外交権、軍事統率権を地方政府が引き続き保持することとした。

3 極東ロシア軍

全般

冷戦終結後、極東ロシアの軍事態勢は変化している。

現在、極東地域には、地上兵力約22万人[i]、艦艇約370隻、作戦機約790機が配備され、依然として核戦力を含む大規模かつ近代化された戦力が蓄積された状態にあり、その一部においては更新・近代化の動きもある。

しかしながら、その規模は、1990（平成2）年以降、縮小傾向がみられ始め、現在も、ピーク時に比べ、大幅に削減された状態にある。また、極東ロシア軍においても、ロシアの厳しい財政事情から必要な資金が配分されず、訓練などの活動は、一部に活発化が見られたものの、依然として全般的には低調であると考えられ、さらに、徴兵忌避者の増加などにより、充足率も低下している模様である。このため、即応態勢を維持しているのは戦略核部隊などに限られ、一般の部隊の即応態勢は低

i）従来、極東地域におけるロシア軍の地上兵力について、ザバイカル軍管区及び極東軍管区における地上軍の推定兵員数を用いてきたが、1998（平成10）年12月に、ザバイカル軍管区とシベリア軍管区が統合されたことから、昨年度より、（新）シベリア軍管区及び極東軍管区における推定兵員数を掲げている。

我が国に近接した地域における極東ロシア軍の配置

（注）数値は概数。

主要航空基地　主要海軍基地

下している模様である。

こうした変化の背景には、ロシア経済の混乱・低迷により、経済的に従来と同程度の軍の規模・態勢を維持することが困難になったこと、米国との軍事的緊張関係の緩和により太平洋での軍事的プレゼンスを強調する必要性が低下したこと、ロシアが対中関係の改善を図った結果、露中間の軍事的緊張関係が緩和され、中国に対する警戒の必要性が低下したことなどがあると判断している。

しかしながら、極東ロシア軍の将来像についても、ロシア国内の流動的な政治・経済情勢とあいまって必ずしも明確ではなく、その動向については、引き続き注目しておく必要がある。

(1)　核戦力

極東地域における戦略核戦力については、SS－25などのICBM（Intercontinental Ballistic Missile）や戦略爆撃機（Tu－95H）がシベリア鉄道沿線を中心に配備され、SLBM（Submarine-Launched Ballistic Missile）を搭載したデルタⅢ級などのSSBN（Ballistic Missile Submarine, Nuclear-Powered）がオホーツク海を中心とした海域に配備されている。これら戦略核部隊については、極東地域における他の部隊の活動が全般的には低調となっているにもかかわらず、即応態勢はおおむね維持されている模様であるが、他方、98（同10）年５月から３か月間、SSBNのパトロール活動の停止が見られるなど即応態勢の一部低下をうかがわせる事象もある。

非戦略核戦力については、極東ロシア軍は、中距離爆撃機Tu－22Mバックファイア、海上（水中）・空中発射巡航ミサイルなど多様な装備を保有している。バックファイアは、バイカル湖西方、樺太対岸地域及び沿海地域に約80機配備されている。

極東ロシア軍の地上兵力の推移

（注）１　1976年：前大綱策定
　　　　　1985年：ゴルバチョフ政権誕生
　　　２　1992年までは極東旧ソ連（以下同様）

(2)　陸上戦力

極東地域の地上軍の兵力は、90（同２）年以降、その規模は縮小傾向にあり、現在、16個師団（しだん）約22万人となっている。師団の一部は、地域防御的な部隊である機関銃・砲兵師団へ改編され、また、削減された師団の中には、旅団（りょだん）化されたものや、人員の充足により他の師団と同様な戦力への回復が可能である動員基地に転換されているものもある。なお、極東地域においては、98（同10）年12月には、ザバイカル軍管区とシベリア軍管区の統合が完了し、同年６月、カムチャツカ半島などに所在する地上部隊が太平洋艦隊隷下の北東部統合コマンドへ編入され、昨年12月、地上部隊の一部部隊が解体された模様である。

また、海軍の太平洋艦隊は、揚陸艦艇は減少しているものの、海軍歩兵師団を擁しており、水陸両用作戦能力を有している。

(3) 海上戦力

海上戦力については、太平洋艦隊がウラジオストクやペトロパウロフスクを主要拠点として配備・展開されており、主要水上艦艇約20隻と潜水艦約30隻(うち原子力潜水艦約25隻)、約35万トンを含む艦艇約370隻、合計約85万トンで、近年、その規模は縮小傾向にある。

(4) 航空戦力

航空戦力については、空軍、海軍を合わせて約790機の作戦機が配備されている。その作戦機数は、ピーク時に比べ大幅に削減された状態にあり、最近も減少しているが、新型機種は維持されている。

北方領土におけるロシア軍

ロシアは、同国が不法に占拠する我が国固有の領土である北方領土のうち国後島(くなしり)、択捉島(えとろふ)と色丹島(しこたん)に、旧ソ連時代の78(昭和53)年以来、地上軍部隊を再配備してきたが、近年、人員数は減少傾向にあり、現在は、ピーク時に比べ大幅に縮小した状態にあると考えられる。なお、この地域には、依然として戦車、装甲車、各種火砲、対空ミサイルなどが配備されている。

北方領土の地上軍に関しては、93(平成５)年10月にエリツィン大統領(当時)が訪日した際、四島駐留軍の半数を既に撤退させ、国境軍を除き残りの半分も必ず撤退させる旨公に表明した。また、96(同８)年３月の日露外相会談や同年４月の日露防衛首脳会談において、ロシア側から、北方領土に駐留する地上軍は約3,500人で、色丹島には軍隊は駐留していない旨の発言があり、97(同９)年５月の日露防衛首脳会談においても、ロジオノフ国防相(当時)は、北方領土の部隊が95(同７)年までに3,500人に削減されたことを明らかにした。[i)]

いずれにせよ、我が国固有の領土である北方領土へのロシア軍の駐留は依然として継続しており、ロシア軍が早期に完全撤退することが望まれる。

i)また、98(同10)年11月の防衛事務次官訪露の際、セルゲーエフ国防相は、北方領土駐留ロシア軍兵員数については、着実に削減されている旨発言した。

日本周辺における活動

日本周辺におけるロシア軍の活動は、統合演習が行われるなど一部に活発化が見られるものの、演習・訓練を含め依然として全般的には低調であると考えられる。

地上軍については、日本に近接した地域における演習はピーク時に比べ大幅に減少しているが、昨年に引き続き、連隊規模の実動演習が実施されるなど一部に演習

極東ロシア軍の航空兵力の推移（爆撃機）

強化の動きがあった。

艦艇については、近年、外洋における活動が減少傾向にあったが、昨年に引き続き、補助艦艇を中心とした活動日数の増加が見られた。また、演習・訓練は、自国近海で実施される傾向にあるが、対潜訓練、防空訓練及び魚雷・ミサイル発射訓練は引き続き行われている。

航空機については、日本への近接飛行及び演習・訓練は、近年、おおむね減少傾向にあるが、近接飛行については、昨年に引き続き増加し、下げ止まりつつあると考えられる。また、偵察飛行を兼ねているとみられる訓練飛行が大幅に増大した。

露中国境地域の動向

ロシア・中国の間では、97(同９)年11月には、露中首脳会談において東部国境画定問題の解決が、また、98(同10)年11月には、西部国境画定が宣言され、昨年12月の首脳会談においても国境河川の島を共同利用・開発することで合意し、両国の国境問題は着実に解決に向けて進展してきた。また、96(同８)年４月には、ロシアと中国にカザフスタン、キルギスとタジキスタンを加えた５か国により、国境地帯の兵力などについての「国境地帯における軍事分野の信頼強化に関する協定」が署名された。97(同９)年４月には、上記５か国による国境兵力削減協定の署名が行われ、昨年８月にも、首脳会談が開催された。

このほか、経済、軍事など対中武器・技術移転を含む広範な分野にわたる露中関係の進展を反映して、現在、両国国境地域の軍事的緊張は冷戦期と比べて大幅に低下してきている。

4 中国

全　般

(1)　政治情勢

中国は、「富強」、「民主的」、「文明的」な社会主義国を建設することを目標に、経済建設を最重要課題として改革開放路線を推進してきており、その前提となる安定的な環境を維持するため、内政の安定と団結、特に、社会的安定を重視するとともに、対外的には、周辺諸国との関係改善と交流拡大を進めることを基本としつつ、国防面では、国防力の近代化・強化に努めている。このような中国の基本政策を創り上げた鄧小平前共産党中央軍事委員会主席の死去後もその政策に変更がないことは繰り返し強調されている[i)]。昨年10月の建国50周年国慶節祝賀行事においては、15年ぶりに軍事パレードを行い、同年12月には、マカオ返還行事を成功裏に終えるなど、江沢民国家主席は、第三代指導者としての権威を内外に誇示した。

ｉ)昨年３月の全人代第２回会議においては、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想に加え、鄧小平理論を国家の指導方針とする憲法改正が行われた。

一方、気功による心身の鍛錬を目的としているとされる「法輪功」集団が、昨年4月に北京において大規模な座り込み運動を行った。また、本年3月には、江西省の前高官が収賄罪により死刑に処せられるなど、汚職が大きな政治問題となっている。これらの問題に対し、政府は、「法輪功」を非合法化したほか、本年3月の第9期全国人民代表大会(「全人代」)第3回会議の朱鎔基総理の政府活動報告において「反腐敗闘争」を明記するなど、国内の安定を図っている。

(2) 台湾との関係

中国と台湾との関係は、近年、貿易・投資の増進、文化・学術の交流などを通じて経済関係及び人的交流が深まってきた。他方で、中国は、台湾は中国の一部であり、台湾問題は中国の内政問題であるとの原則を堅持しており、また、平和的な統一を目指すものの、外国勢力による中国統一への干渉や台湾独立をねらう動きに対しては、武力行使を放棄していないことを度々表明している。昨年7月に李登輝「総統」(当時)が中台関係を「特殊な国と国との関係」(二国論)と表現したことに対して、中国は、一つの中国の原則を否定し国家分裂を促すとして強い反発を示し、予定されていた汪道涵海峡両岸関係協会[i]会長の訪台が延期された。

中国は、本年2月に「一つの中国の原則と台湾問題」(台湾白書)という文書を発表し、その中で台湾当局が交渉による両岸統一問題の平和解決を無期限に拒否するなら武力行使を含むあらゆる可能な断固たる措置を採る旨明言し[ii]、台湾の反発と米国の懸念を招いた。その後、米国は、中台問題の平和的解決を求めて高官を派遣している。中国は、本年3月に実施された台湾「総統」直接選挙の前後には、1995(平成7)年6月の李登輝「総統」[iii](当時)の訪米後や96(同8)年3月の「総統」選の前後に見られたような大規模な各種演習は実施していない。陳水扁「総統」は、従来、「台湾独立」を綱領としてきた民主進歩党から立候補したものの、本年5月の就任演説において、中国が武力行使を行わない限り、独立宣言をせず、「中華民国」との名を変更せず、「二国論」を憲法に盛り込まず統一か独立かを問う住民投票を行わないことなどを発表し、同時に、対中政策に関しては、中台双方が共同で未来の「一つの中国」の問題を解決していきたいとの意向を表明している。しかしながら、中台間には基本的立場になお隔たりが存在しているため、今後の台湾をめぐる問題の平和的解決に向けた動向の行方が注目される。

(3) 米国との関係

米中関係では、97(同9)年の江沢民国家主席の訪米や98(同10)年のクリントン大統領の訪中の際には、両国の「建設的な戦略的パートナーシップ」が確認され、さらに、昨年4月には、朱鎔基総理が中国の総理としては15年ぶりに訪米するなど、改善の方向に向かいつつあった。

しかし、昨年4月に米国において中国への軍事技術の流出が問題となる中[iv]、同年5月のNATO(North Atlantic Treaty Organization)による在ユーゴ中国大使館の誤爆事案を契機として、米中関係は停滞した。その後、同年11月には、中国の世界貿易機関(WTO: World Trade Organization)加盟に関する二国間交渉

i)中台交流を行う上での中国側の窓口機関。台湾側の機関としては、海峡交流基金会(辜振甫理事長)がある。

ii)中国側の説明にあるように、1984(昭和59)年の鄧小平共産党中央軍事委員会主席(当時)の「文選」(語録)に記されているが、近年の中国政府の公式声明などにこの表現が見られなかったことから、新たな要件が示されたとして報道された。

iii)中国は、95(平成7)年7月から年末にかけて台湾付近における軍事演習を継続して実施したほか、96(同8)年3月には、「総統」選挙の前から直後にかけて台湾近海において各種の演習を実施し、台湾海峡において一時緊張が高まった。

iv)昨年5月には、米下院の特別調査委員会が「アメリカの国家安全及び対中軍事・商業関係に関する報告」を発表し、核・ミサイル関連技術などの流出につき指摘した。一方、中国は、同月、同報告に対する反論文書を発表した。

が、同年12月には、大使館誤爆事案の賠償問題が解決したことなどを踏まえて、両国関係は改善に向かい、本年には、米中軍事交流が再開されるなど、対話や交流も漸進的に行われている。

しかし、米中関係においては、台湾安全保障強化法案[i]や台湾への武器売却など、種々の懸案も存在している。

i）本年2月、米下院本会議で可決。米軍と台湾軍間の人事交流の強化、直接通信回線の確保など、米台軍事関係の強化を内容としており、中国政府が反発している。なお、米政府は、この法案に反対している旨、各種の機会をとらえて中国に説明している。

(4)　ロシアとの関係

中露は、共に世界の多極化と国際新秩序の構築を推進するとの認識を共有しており、両国関係は全般的に進展している。中国は、ロシアとの間で戦略的協力パートナーシップを追求しており、両国首脳の相互訪問が継続して見られるほか、米国が中心となって研究を行っているミサイル防衛システムへの懸念や、NATO軍のユーゴ連邦共和国コソヴォをめぐる軍事行動に見られるようないわゆる「人道的介入」への反対などについては、同じ立場をとっている。両国間の国境については、昨年12月のエリツィン大統領（当時）訪中時に、国境地帯の島の共同開発や東部及び西部国境などに関する議定書が両国の外相によって署名された。また、ロシアから中国には近代的な武器が売却されている。

(5)　近隣諸国などとの関係

中国は、近年、近隣諸国などへ軍人を含む最高幹部級の要人を派遣しているほか、これら諸国との間に存在する問題解決に向けた努力も行っている。最近では、ヴィエトナムとの国境地帯に敷設（ふせつ）されていた地雷の除去作業が行われるとともに、昨年12月に唐家璇外相が訪越し、両国間の陸上国境画定に関する協定への署名を行っている。また、97（同9）年12月以来、東南アジア諸国連合（ASEAN：Association of South-East Asian Nations）非公式首脳会議に日本、韓国と共に出席を続けており、昨年11月には、初めて「東アジアにおける協力に関する共同声明」を発出した。さらには、96（同8）年以降、ロシア、中国及び中央アジア3か国（カザフスタン、キルギス、タジキスタン）の5か国会議を毎年開催するなど、中央アジア諸国との交流も進めている。南アジアに対しては、パキスタンと一定の関係を有していると判断されていた一方、98（同10）年5月のインドによる核実験実施に対しては、インドが核実験実施の理由の一つとして中国の脅威を掲げたことから、これを厳しく批判する声明を発表した。しかしながら、昨年6月には、インドのシン外相が訪中し、両国とも関係改善に向けた強い意欲を表明している。

軍事

中国は、近年、核戦力や海・空軍力の近代化の推進、海洋における活動範囲の拡大などを図っており、このような動向について今後とも注目していく必要がある。

(1)　国防政策

中国は、従来、世界的規模の戦争生起の可能性があるとの情勢認識に基づいて、大規模戦争への対処を重視し、広大な国土と膨大な人口を利用したゲリラ戦主体の「人民戦争」の態勢をとってきた。しかしながら、軍の肥大化、非能率化などの弊害が生じたことに加え、世界的規模の戦争は長期にわたり生起しないとの情勢認識に

立って、80年代前半までに領土・領海をめぐる紛争などのより局地的な戦争への対処に重点を置くようになった。このため、80年代半ば以降、大幅な人員削減や組織・機構の簡素化による編成・運用の効率化、装備の近代化や研究開発の強化などを進め、軍事力について「量」から「質」への転換を図り、近代戦に対応できる正規戦主体の態勢へ移行しつつある。このような基本方針に従い、これまで陸軍を中心とした兵員の削減[i]と核戦力や海・空軍を中心とした全軍の近代化が行われてきており、97(同９)年の中国共産党第15回全国代表大会においては、今後３年間で更に50万人の兵力削減を進めると同時に、ハイテク条件下での作戦能力の向上を図る方針[ii]が発表された。本年３月の第９期全人代第３回会議では、朱鎔基総理の政府活動報告の中で「科学技術による軍事力の強化の堅持」や「ハイテク条件下における防衛戦闘能力の向上」との方針が示されるとともに、軍代表団の会議では、江沢民主席が50万人の兵力削減の達成を表明している。

中国の国防費は、89(同元)年以来、12年連続で対前年度比10％以上の伸びを示しており、本年度は約15％という伸びであった。また、これまで国防費のGDP(Gross Domestic Product)に占める割合は１％程度[iii]で推移し、国家予算に占める割合も９％前後で推移している。他方、中国は、従来、国防費の内訳の詳細について公表しておらず、中国が国防費として公表している額は、中国が実際に軍事目的に支出している額の一部にすぎないとみられていることも留意する必要がある。例えば、研究開発費などは公表国防費に含まれていないとみられており、また、武器輸出により得られた外貨が軍事目的に使用されているとの指摘もある。なお、中国は、国防費増加の理由について、これま

i)80年代後半には、少数精鋭化による軍の近代化などを図るため、100万人の兵員削減が行われている。

ii)98(同10)年には、装備の一層の近代化に対応するため、軍の中央機構に総装備部が新設され、従来の総参謀部、総政治部、総後勤部の三総部体制から、四総部体制に改編された。

iii)97(同９)年12月に開催された日本との安全保障対話の場で、中国側から、国防費は中国のGNPの１％前後にすることになっており、これは、国防法における「国家は、国防事業に必要な経費を保証する。国防経費の増加は、国防の必要性と国民経済の発展基準に応じたものでなければならない」との規定に基づくものであるとの説明がなされた。

i）従来、軍は、輸送業・サービス業など各種の商業活動を行っていたが、98(同10)年７月、今後軍の商業活動を禁止するとの方針及び職務履行に必要な経費は国家が保証することが発表された。

ii）人民解放軍には、陸・海・空軍のほかに、弾道ミサイルを有する第二砲兵が存在する。

iii）党・政府機関や国境地域の警備、治安維持のほか、民生協力事業・消防などの任務を負う。「中国の国防」では、「国から与えられた安全防衛の任務を担当し、社会秩序を維持する」とされている。

iv）戦時後方任務のほか、平時においては、経済建設などの任務を負う。「中国の国防」では、「軍事機関の指揮の下で、戦争に備える勤務及び防衛作戦の任務を担当し、社会秩序の維持に協力する」とされている。

で、軍の商業活動禁止[i]に伴う補助金や将兵の給与の引上げのためとの説明を行っている。

98(同10)年７月に公表された中国の国防白書「中国の国防」などにおいても、「国防建設は国の経済建設という大局に従う。」と説明されており、中国は、経済建設を当面の最重要課題としていることや財政赤字に直面していることなどから、国防に対する資源配分が急激に変化する可能性は大きくないものの、中国の軍事力近代化は、今後も漸進的に進むものと考えられる。

なお、中国は、95(同７)年に「中国の軍備管理・軍縮」と題する文書を発表したことに続き、98(同10)年７月には、初めての総合的な国防白書である「中国の国防」を発表し、さらに、昨年11月の日中防衛次官級協議の場で、近く３回目の文書を刊行する旨表明した。中国が、自国の安全保障についてまとまった文書を継続して発表していることは、軍事力の透明性向上に資する動きとして評価できるものの、例えば、現在の装備の保有数についての記述がないなど、内容的には十分ではない点があり、今後、中国が、国防政策、軍事力などについて一層透明性を高めていくことが望まれる。

(2)　軍事力

中国の軍事力は、核戦力のほか、陸・海・空軍からなる人民解放軍[ii]、人民武装警察部隊[iii]と民兵[iv]から構成されている。

核戦力については、抑止力の確保、通常戦力の補完及び国際社会における発言力

の確保という観点から、50年代半ばごろから独自の開発努力が続けられており、その運搬手段としては、弾道ミサイルのほか、中距離爆撃機H－6（Tu－16）を約140機保有している。なお、中国は、核戦力の近代化・多様化に必要な核弾頭の小型化・軽量化などが目的と思われる核実験をほぼ毎年実施していたが、96（同８）年７月の核実験実施以降、核実験のモラトリアム（一時休止）を実施する旨発表したほか、同年９月には、包括的核実験禁止条約（CTBT）への署名を行っている。
Comprehensive Nuclear Test-Ban Treaty

弾道ミサイルについては、現在、ICBMを若干基保有するほか、新型ICBM及びSLBMなどの開発も進めており、昨年８月には、自国内で新型ICBMである東風31（CSS－X－９）と考えられる長距離地対地ミサイルの発射実験を行った。また、中距離弾道ミサイルについては、日本を含むアジア地域を射程に収めるミサイルを合計約70基保有しており従来の東風３（CSS－２）から、命中精度などの性能が向上した新型の東風21（CSS－５）への転換が進みつつある。さらに、短距離弾道ミサイルも保有しており、台湾対岸における新たなミサイル基地の建設の動きも伝えられている。
Intercontinental Ballistic Missile　Submarine-Launched Ballistic Missile

陸上戦力は、総兵力184万人と規模的には世界最大であるものの、総じて火力、機動力が不足している。85（昭和60）年以降、軍近代化の観点から、人員の削減や組織・機構の簡素化・効率化を図っているほか、従来、歩兵のみで構成されていた軍（軍団）を、各兵種を統合化した集団軍[i]へと改編した。また、装備面では、輸出目的との指摘があった新型の90－Ⅱ型戦車が昨年10月の建国50周年国慶節祝賀行事における軍事パレードで確認された。さらに、50万人の兵力削減に伴い、陸軍の兵力の一部が人民武装警察に移管されたとみられている。

i）歩兵、砲兵、装甲兵など各兵種が共同して作戦を遂行する正規戦に対応すべく、これらの兵種を統合化したもの。

海上戦力は、北海、東海、南海の３個の艦隊からなり、艦艇約800隻（うち潜水艦約70隻）約100万7,000トンを保有している。艦艇の多くは、旧式かつ小型であるが、ヘリコプター搭載可能な新型のルーハイ級駆逐艦、ヂャンウェイⅡ級フリゲート及びソン級潜水艦の建造・配備や、ロシアからのキロ級潜水艦、ソブレメンヌイ級駆逐艦の導入などの近代化が進められている。

航空戦力は、空軍、海軍を合わせて作戦機を約4,080機保有しているが、旧ソ連の第１・第２世代の戦闘機をモデルにした旧式機がその主力となっている。近年、J－８Ⅱ（F－８Ⅱ）戦闘機やJ－10（F－10）戦闘機、JH－７（FBC－１）戦闘爆撃機の開発・配備を進めるとともに、ロシアからSu－27戦

空中給油機と戦闘機の編隊飛行（中国建国50年軍事パレード）

i)ライセンス生産は、98(同10)年より開始されているが、本格的な国産化には、なお、時間を要するとみられている。

闘機などの導入・ライセンス生産[i)]を行っており、また、空中給油や早期警戒といった近代的な航空戦力の運用に必要な能力の獲得に向けた努力を行っている。なお、空中給油機などこれらの新型航空機の多くは、昨年10月の軍事パレードで確認された。

中国軍の配置

(注) 陸軍と空軍の軍区は同一である。

(3) 軍事態勢

中国軍は、近年、運用面においても、近代化を図ることなどを目的として、陸・海・空軍間の協同演習や上陸演習などを含む大規模な演習を実施している。同時に、軍の商業活動の禁止などにより、軍の専業化にも取り組みつつあると考えられる。

ii)例えば、本年4月には、軍の機関紙「解放軍報」において、南沙群島におけるヘリポート建設などが伝えられた。

さらに、中国は、海・空軍力の近代化と合わせて、近年、ASEAN諸国などと領有権について争いのある南沙・西沙群島における活動拠点を強化[ii)]するなど、海洋における活動範囲を拡大する動きを見せており、法制面でも、92(平成4)年2月に我が国固有の領土である尖閣(せんかく)諸島のほか、南沙・西沙群島などを中国領と明記した領海法が施行され、97(同9)年3月に領土、領海、領空の安全の防衛と並んで海洋権益の擁護を明記した国防法が制定されるなどの整備が行われている。関係各国に対しては、平和的解決に向けた話合いに応じる動きも見られているが、一方では、自国の建造物を拡充し、関係各国の勢力拡大の動向に反対するとの態度を表明している。

尖閣諸島近海で確認されたルフ級ミサイル駆逐艦（左）とルダＩ級ミサイル駆逐艦（右）（昨年７月）

津軽海峡で確認されたヤンビン級砕氷艦兼情報収集艦（本年５月）

日本の近海においては、日本領海を含む海域において、近年、中国の海洋調査船により、海洋調査とみられる活動が行われている。また、中国の海軍艦艇の航行も増加しており、海上自衛隊が視認した航行は、98（同10）年には２隻であったが、昨年は27隻、本年６月末時点で14隻である。この中では、例えば、昨年５月には、尖閣諸島の近海で初めて13隻という規模で航行したことが確認されており、その後、同年７月には10隻の航行が確認された。本年に入ってからも、３月には奄美諸島北西方の海上で５隻、４月には沖縄本島北西方の海上で４隻、６月には五島列島南西方の海上で３隻の航行が確認された。

これらの海軍艦艇には陣形運動をとっているものも見られることから、何らかの訓練を行っていたと考えられる。さらに、同年５月には、海軍に所属する砕氷艦兼情報収集艦が我が国を周回し、その間、対馬海峡及び津軽海峡では反復行動を行っ

ていたことが確認された。同艦は、航行中に機器を海中に投入し、アンテナを回転させるなどしており、情報収集活動や海洋調査活動を行っていた可能性がある。このような最近の中国の海軍艦艇の我が国周辺における活動の活発化については、その動向について注目していく必要がある。

また、尖閣諸島をめぐっては、96(同８)年７月に我が国の民間団体が灯台として用いられる構造物を設置したことなどに対して、台湾と香港の民間団体の抗議活動が行われ、中国からも強い反応が示された。

台湾の軍事力など

台湾では、本年１月に「国防法」が制定され、軍政・軍令の一元化、すなわち、「総統」と文民である「国防部長」による統帥や軍の政治的中立などを明確にした。また、同年３月に「総統」選が行われ、民進党の陳水扁氏が当選し、５月に「総統」に就任した。これを受け、いわゆる「国民党の軍隊」といわれていた台湾軍は、「国軍」としての「総統」への忠誠を表明している。

台湾軍の勢力は、現在、陸上戦力が12個師団(しだん)と陸戦隊２個師団合わせて約27万人、海上戦力が約350隻約22万トン、航空戦力が空軍、海軍を合わせて作戦機約660機である。

現在、台湾は、陸軍を中心とした兵員の削減とともに、装備の近代化に力を入れており、新型地対空ミサイルの配備・導入を開始している。また、自主開発戦闘機「経国」号やF－16、ミラージュ2000といった新型戦闘機の配備も行われている。このほか、早期警戒機の配備や新型フリゲートの導入などを進めている。

5 東南アジア・大洋州

全般

東南アジアは、マラッカ海峡、南シナ海やインドネシア、フィリピンの近海を含み、太平洋とインド洋を結ぶ交通の要衝（ようしょう）を占めている。この地域の各国は、これまで、政治的安定と着実な経済的発展に努めるとともに、域内外の各国との相互依存関係を深めてきた。1997(平成９)年に始まった通貨・金融危機以降、経済的発展の停滞が見られていたが、現在では回復しつつある。他方、この地域には、南沙群島などの領有権をめぐる対立や、少数民族問題などが依然として不安定要素として存

東南アジアにおける兵力状況（概数）

（注）1　資料は、ミリタリーバランス（1999～2000）などによる。
2　作戦機には、海軍機を含む。

在しており、船舶の安全な航行を妨害する海賊行為も発生している。

軍事態勢

ASEAN諸国においては、以前から、著しい経済の発展に加え、インフレなどの影響もあって国防費は高い伸び率を示しており、旧式装備の更新を主眼とした新型の戦闘機や艦艇の導入などの近代化が進められてきた。[i)] 97(同9)年7月以降の経済危機により、国防費を削減し、新型装備の導入の見直しや訓練費の削減などを行う国も見られたが、経済の回復基調に伴い、今後の近代化の動向が注目される。

（ASEAN：Association of South-East Asian Nations）

また、この地域においては、地域諸国間の共同演習[ii)]が実施されているほか、米軍との関係強化を図る動きも見られる。シンガポールと米国は、98(同10)年1月、シンガポール国内に新たに建設している海軍基地に本年から米軍艦艇の寄港を認めることについて合意したほか、本年4月には、両国間で物品・役務相互提供協定(ACSA)への署名が行われた。また、昨年6月にフィリピンと米国との間の「訪問米軍の地位に関する米比協定」が発効したことを受けて、本年1月から3月にかけて、両国間の大規模な演習である「バリカタン」が、95(同7)年以来、初めて実施された。

（ACSA：Acquisition and Cross-Servicing Agreement）

i)マレイシアのMiG－29及びF/A－18戦闘機の導入、ヴィエトナムのSu－27戦闘機の導入、タイの中国製フリゲート及びスペイン製軽空母の導入、シンガポールのスウェーデン製潜水艦の導入などの動きが見られてきた。

ii)5か国防衛取極に参加しているマレイシア、シンガポール、英国、オーストラリア、ニュー・ジーランドによる共同演習のほか、東南アジア・大洋州間の共同演習も実施されている。

ASEANの動向

ASEANにとって、昨年4月のカンボディア正式加盟により設立後30年以上を経て「ASEAN10」が実現したことは、大きな節目であった。今後、ASEANが地域の平和・安定強化など各種の分野で協力していくことが期待されている。

また、ASEAN地域フォーラム(ARF)に加え域外国との関係発展を図る動きも見られている。ASEAN＋3(日中韓)首脳会議が97(同9)年12月に初めて開催され、98(同10)年12月の第2回会議で定例化につき合意され、昨年11月の第3回会議において、政治、安全保障、経済分野など幅広い分野で地域協力を強化するとの「東アジアにおける協力に関する共同声明」が初めて採択されたところである。

（ARF：ASEAN Regional Forum）

一方、ASEANの加盟国の拡大によりASEAN内部での加盟国間の経済格差が拡大するとともに、域内での政治体制の相違も存在している。また、現在、指導者の世代交代が見られており、さらに、内政不干渉やコンセンサス方式などの従来の原則の見直しに関する議論も生じた。今後、ASEANは、これらの問題の解決を模索しつつ域内の成長・発展の促進や安定の確保を図っていくことを目指している。

南沙群島

南沙群島は、南シナ海の中央に位置し、約100の小島及び岩礁からなる。同群島周辺は、油田、天然ガスなどの海底資源の存在が有望視されるほか、豊富な漁業資源に恵まれ、また、海上交通の要衝でもある。同群島に対しては、現在、中国、台湾とヴィエトナムが全部の、フィリピン、マレイシアとブルネイがその一部の領有権を主張している。同群島をめぐり、88(昭和63)年3月には、中越海軍が武力衝突し一時緊張が高まったが、その後、大きな武力衝突は生起していない。しかしながら、中国に対しては、92(平成4)年の領海法制定、95(同7)年のミスチーフ礁における建造物構築と98(同10)年から昨年にかけての同建造物拡充などに関して、各国が反発

している。一方、昨年には、マレイシアが新たな建造物を構築しているとして、フィリピンが抗議を行うなど、ASEAN諸国内での立場の違いも存在すると考えられる。

一方、同問題に関しては、従来、中国は、二国間交渉を主張してきたが、近年では、関係国全体として平和的な解決を目指す動きも見られる。最近では、ARF閣僚会合の議長声明において、同問題の平和的解決を図る各国の努力を歓迎する旨、毎年、言及されているほか、ASEAN諸国は、新たな礁の占拠禁止などを内容とする「南シナ海の地域行動規範」草案を取りまとめた。同草案は、昨年11月のASEAN・中国事務レベル協議において提案されたが、合意に至らず、協議が継続されている。

現在のところ、関係国間の問題解決に対する基本的な姿勢が必ずしも一致しておらず、依然として各国の利害が対立していることから、今後の関係国の動向や問題解決に向けた協議の行方が注目される。

その他

昨年は、東チモール問題に関して大きな動きが見られた。東チモールへの広範な自治の付与に関するインドネシアの政府提案の受け入れを問う東チモールの直接投票が昨年8月に実施され、自治案拒否が多数を占める結果となった。しかし、同投票後から治安が悪化し、これを受けてオーストラリア軍を中心とする多国籍軍(東チモール国際軍(INTERFET(International Force in East Timor)))が展開を行って治安の維持などに当たった。同年10月には、インドネシアによって独立が正式に承認され、現在、国連東チモール暫定行政機構(UNTAET(United Nations Transitional Administration in East Timor))の下、国家建設に向けた取組が行われている。これら一連の活動は、アジア太平洋地域の国々が中心となって対処を行ってきた。

一方、インドネシアの内政面では、昨年10月にワヒッド大統領及びメガワティ副大統領が民主的に選出され、経済対策、国軍改革[i]などに取り組んでいる。また、同国では、現在、アチェ特別州やイリアンジャヤ州などの地方で分離・独立を求める動きがみられており、このアチェ特別州については、本年6月にインドネシア政府と独立派武装組織の間で、当面3か月間の戦闘の停止などを内容とする合意が発効した。一方、同月、イリアンジャヤ州では、住民組織がインドネシアからの独立などを盛り込んだ決議を採択した。

また、INTERFETのインドネシアによる受け入れやその展開などをめぐりインドネシアがオーストラリアとの安全保障維持協定[ii]を破棄するなど、オーストラリアとインドネシアを中心とした東南アジア間の関係が停滞した。しかしながら、本年6月には、東京においてワヒッド大統領とハワード豪首相との間で首脳会談が行われるなどの動きが見られ、両国とも関係改善への意欲を表明している。

東チモール国際軍(INTERFET)
[AFP=時事]

i)国防相に文民、国軍司令官に初の海軍出身者を起用。また、現在、国軍に割り当てられている国民協議会(MPR)の議席を廃止する方針が打ち出されるなど、国軍の政治的役割を縮小する方向で改革が進められている。

ii)1995(平成7)年12月に締結され、安全保障に関する定期閣僚協議を行うこと、安全保障に脅威を受けた場合に協議し、必要があれば一国又は共同で対処することを考慮すること、安全保障分野での協力を推進することなどを定めている。

その他、マラッカ・シンガポール海峡や南シナ海などにおいて発生している海賊行為は、近年、多発の傾向にあるとみられ、関係国の間で共同パトロールや問題解決に向けた協議が行われている。

6 アジア太平洋地域の米軍

前方展開戦力の維持

太平洋国家の側面を有する米国は、アジア太平洋地域の平和と安定のために、引き続き重要な役割を果たしている。軍事的には、この地域に陸・海・空軍及び海兵隊の統合軍である太平洋軍を配置するとともに、日本を始めいくつかの地域諸国と安全保障取極を締結することにより、この地域の紛争を抑止し、米国と同盟国の利益を守る政策を採ってきている。

アジア太平洋地域における米軍の前方展開は、米国にとっては、1998（平成10）年11月に発表された「米国の東アジア・太平洋地域における安全保障戦略」（EASR（East Asia Strategy Report））にも記されているように、「アジアにおける米軍のプレゼンスは、侵略を抑止するという重要な役割を果たし、事態発生後のより大規模で、経費を要する米国の対応の必要性を度々軽減する。今日、抑止力は朝鮮半島などの地域においては引き続き重要である。アジアにおけるプレゼンスは、この重要な地域における米国・同盟国及び友好国の利益を守るという確固とした決意を示すもの」である。

米空母キティホーク［U.S.Navy］

このような考え方は、米軍がアジア太平洋地域に関与し続けるとのコミットメントを強調する観点から累次の機会に述べられており、本年２月に発表された国防報告においても「東アジア・太平洋地域に引き続き同レベルの軍事能力を維持する。」、「前方展開政策を継続する。」、「今日、米国は同地域に約10万人の兵力を駐留若しくは展開させている。」ことが記されている。

米太平洋軍の軍事態勢

米太平洋軍は、ハワイに司令部を置き、不測の事態に迅速かつ柔軟に対応するとともに、地域の安定を確保するため、海・空軍を主体とする戦力を太平洋とインド洋に前方展開している。その戦力構成は以下のとおりである。

陸軍は、２個師団（しだん）約５万1,000人から構成され、韓国に１個師団を置くほか、ハワイに司令部を置く太平洋陸軍の下に１個師団（ハワイ）を配置している。

海軍は、ハワイに司令部を置く太平洋艦隊の下、西太平洋とインド洋を担当する第7艦隊、東太平洋やベーリング海などを担当する第3艦隊などから構成され、主要艦艇約120隻、約150万トンを擁している。両艦隊は、米本土西海岸、ハワイ、日本、グアム、ディエゴガルシアなどの基地を主要拠点として展開している。

海兵隊は、太平洋艦隊の下に、米本土と日本にそれぞれ1個海兵機動展開部隊を配置しており、兵員約6万7,000人、作戦機約190機を有している。

空軍は、ハワイに司令部を置く太平洋空軍の下に、日本に第5空軍、韓国に第7空軍、アラスカに第11空軍を配置しており、作戦機約280機を有している。

アジア太平洋地域における軍事態勢

陸軍は、韓国に第2歩兵師団、第19戦域陸軍地域コマンドなど約2万7,000人、日本に第9戦域陸軍地域コマンドなど約2,000人など合計約2万9,000人をこの地域に配置している。

海軍は、日本、グアムを主要拠点として、空母2隻を含む艦艇約60隻、作戦機約130機、兵員約2万5,000人を展開している。作戦部隊である第7艦隊は、西太平洋やインド洋に展開する海軍と海兵隊の大部分を隷下に置き、平時のプレゼンスの維持、有事における海上交通の確保、沿岸地域に対する航空攻撃、強襲上陸などを任務とし、空母、水陸両用戦艦艇やイージス巡洋艦などを配備している。

海兵隊は、日本に第3海兵師団とF/A－18などを装備する第1海兵航空団を配置し、洋上兵力を含め約2万2,000人、作戦機約40機を展開している。このほか、重装備などを積載した事前集積船が西太平洋に配備されている。

空軍は、第5空軍の2個航空団(F－15・F－16装備)を日本に、第7空軍の2個航空団(F－16装備)を韓国に配備しており、作戦機約180機、兵員約2万2,000人を有している。

7 各国の安定化努力

全　般

アジア太平洋地域においては、欧州における軍備管理・軍縮などのような地域包括的な安定化に向けた動きこそ見られないものの、近年、この地域においても、域内の政治・安全保障に対する関心が高まっていることなどから、二国間の軍事交流などの機会の増加や地域的な安全保障に関する多国間の対話の努力が行われている。このような努力が域内の安全保障上の諸問題に対して具体的にいかなる寄与を行えるかはこれからの課題となっている。

二国間の交流

アジア太平洋の域内における、あるいは域外との主な軍事交流については、近年、以下のような動きが見られる(日本の防衛交流などについては4章2節3参照)。この地域の安全保障に大きな影響力を有する米国、中国とロシア間では、様々な事情を抱えつつも、首脳の相互訪問と並行して、各種の軍事交流が実現している。

(1)　米中間の交流

米国と中国との間では、1996（平成８）年末以来、軍事交流の機会も増加しつつあり、国防当局者の相互訪問や、艦艇の両国訪問などの交流が実施されていたが、昨年５月のNATO（North Atlantic Treaty Organization）による在ユーゴ中国大使館の誤爆を契機として、一時期交流の停滞が見られた。しかし、本年に入り、熊光楷人民解放軍副総参謀長の訪米やブレア米太平洋軍司令官の訪中など、交流が再開された。両国共に、軍事交流の継続は、地域における安定的な環境の構築・維持に資するとの観点からも、今後も徐々に軍事交流を行っていくものと考えられる。

中韓国防相会談（ソウル）[AFP＝時事]

(2)　中露間の交流

中国とロシアとの間では、全般的な両国関係の進展ともあいまって、昨年６月に張万年国家中央軍事委員会副主席が、本年１月に遅浩田国防部長が、ロシアを訪問し、それぞれセルゲーエフ国防相と会談するなど、近年、軍最高幹部の相互交流が定期的に行われている。また、本年３月には、カザフスタン、キルギス、タジキスタンを加えた５か国による国防相会談が開催され、信頼醸成の推進などを内容とする共同声明が発表された。

(3)　中韓間の交流

中国と韓国との間では、92（同４）年の国交樹立以降、軍事交流は漸進的なものであったが、最近になって進展が見られており、昨年８月には、趙成台韓国国防部長官による初の訪中、本年１月には、遅浩田中国国防部長による初の訪韓がそれぞれ実現し、中国と韓国との関係が政治経済のみならず安全保障の分野にも拡大しつつある。

(4)　中朝間の交流

中国と北朝鮮との間には、61（昭和36）年以来、「中朝友好協力及び相互援助条約」[i)]が存在している。92（平成４）年の中韓国交樹立を経て94（同６）年の金日成北朝鮮国家主席（当時）の死後、軍事交流は、全般的に低調になっていたが、昨年６月には、金永南北朝鮮最高人民会議常任委員会委員長の訪中の際に金鎰喆北朝鮮人民武力相が同行し、本年５月には、金正日国防委員会委員長が訪中、同年６月には金鎰喆北朝鮮人民武力相が再び訪中するなど、最近になって、関係改善の動きが活発化している。

i）公表されている条約本文によれば、締約国（中朝）のいずれか一方に対する武力攻撃に対しては、他の締約国は直ちに全力をあげて、軍事及びその他の援助を与える旨が規定されている。

(5)　韓露間の交流

韓国とロシアとの間では、近年、国防相レベルの相互訪問を隔年ごとに実施するなど軍幹部の交流が行われており、昨年９月には、セルゲーエフ国防相が訪韓し、両国による共同救助訓練の実施などを盛り込んだ軍事交流の覚書に両国が署名している。

(6) 露朝間の交流

ロシアと北朝鮮との間では、近年、目立った軍事交流が見られなかったが、本年2月にイワノフ外相が訪朝し、従前の条約に比して軍事協力色は薄くなったものの、新「露朝友好善隣協力条約」に両国が署名するなど関係改善の動きが見られる。

(7) その他

この地域では、ASEAN（Association of South-East Asian Nations）の関連会議やアジア太平洋経済協力（APEC）（Asia-Pacific Economic Cooperation）会議などの機会を利用した首脳レベルの二国間会議も行われている。このほか、本年3月のコーエン米国防長官の初のヴィエトナム訪問などに見られるように、国防大臣レベルを始めとする様々なレベルで、米国、中国、ロシアなどと東南アジア諸国との軍事交流や、東南アジア諸国の間での二国間の軍事交流も行われている。

多国間の対話

この地域における多国間の政治・安全保障対話の努力としては、ASEAN地域フォーラム（ARF）（ASEAN Regional Forum）が挙げられる。ARFは、93（同5）年7月のASEAN外相会議及び同拡大外相会議において17か国と欧州共同体（EC）（European Communities）（当時）によりアジア太平洋地域の政治・安全保障対話を行う場として創設が合意されてから、94（同6）年7月の第1回閣僚会合以来、徐々に参加国を拡大しつつ、これまで、毎年、閣僚会合が開催されている（現在の参加は21か国[i)]とEU（European Union））。また、北朝鮮が参加を申請しており、本年5月の高級事務レベル会合においてARFの発展と地域の平和と安定に資するものであるとされた。

ARFは、現状では、欧州において見られるような安全保障機構とは言い難く、その進展は緩やかなものにとどまっている。しかし、アジア太平洋地域において、全域的な政治・安全保障に関する唯一の対話協力の場であるとともに、国防当局からの参加も得た各種政府間会合が開催されているという意味で極めて重要である。今後、ARFでは、予防外交への取組についての議論が本格化することが予想され、ARFが域内の安全保障上の諸問題の解決にどのような影響を与えていくかが注目される。（4章2節3参照）

i）オーストラリア、ブルネイ、カナダ、カンボディア、中国、インド、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレイシア、モンゴル、ミャンマー、ニュー・ジーランド、ロシア、タイ、パプア・ニューギニア、フィリピン、シンガポール、米国、ヴィエトナム。

第 2 章
日本の防衛政策
－我が国の独立と平和を守る－

防衛庁新庁舎前で栄誉礼を受ける森首相（本年5月）

第１節　防衛の基本的考え方

１章で述べたように、冷戦終結後の国際社会では、世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は遠のいているものの、依然として不透明・不確実な要素をはらんでいる。これに対し、国際関係の一層の安定化を図るための様々な努力が継続されている。

本節では、このような認識に基づいた我が国の安全保障を確保する方策、憲法と自衛権の関係及び防衛政策の基本を説明する。

1 我が国の安全保障

我が国は、激動する国際社会の中にあって、第二次世界大戦後、半世紀以上にわたり平和と安全を確保し、その下で国民生活の向上と経済の発展を成し遂げてきた。

平和や安全は、これを願望するだけでは確保することはできない。貿易・金融の分野などでますます相互依存関係を深めている国際社会の現状を踏まえ、外交努力による国際的な安全保障環境の安定の確保、国内社会の安定による安全保障基盤の確立、自らの防衛努力及び日米安保体制の堅持などの施策を総合的に講じていくことによって初めて確保できる。

すなわち、我が国は、外交の分野において、日米同盟関係を始めとする二国間の協力関係を強化しつつ、アジア太平洋地域における地域的協力や国連などへの地球的規模の協力を積極的に進めるなどの努力を行い、紛争・対立の防止や解決、経済の発展、軍備管理・軍縮の促進、相互理解・信頼の深化などを図り、我が国の安全や同地域さらには世界の平和と安定を確保しつつ、より安定した安全保障環境の構築に努めている。

また、我が国は、国民生活を安定させ、国民の国を守る気概の充実を図り、侵略を招くような隙（すき）が生じることがないような様々な努力を行い、安全保障基盤の確立を図ってきている。

しかしながら、こうした努力のみでは、外部からの実力をもってする侵略を必ずしも未然に防止することはできず、また、万一侵略を受けた場合に、これを排除することもできないため、このような非軍事的手段のみによって国の安全を確保することは困難である。

一方、防衛力は、侵略を排除する国家の意思と能力を表すものとして、侵略を未然に防止し、万一侵略を受けた場合はこれを排除する機能を有する。防衛力は国の安全保障を最終的に担保するものであって、その機能は他のいかなる手段によっても代替し得ない。

このため、政府は、我が国の安全を確保するため、防衛力の適切な整備を進め、その維持・運用を図るとともに、また、日米安保体制を堅持し、日米の運用面にお

ける効果的な協力態勢の構築に努めることなどにより、その信頼性を向上させて隙のない防衛態勢をとることとしている。

このような努力は、我が国の安全を確保する上での必須の要件であるとともに、日米安保体制を通じて米国の関与や米軍の展開を確保することとあいまって、アジア太平洋地域ひいては世界の平和と安全にも資することとなる。

2 憲法と自衛権

憲法と自衛権

我が国は、第二次世界大戦後、再び戦争の惨禍（さんか）を繰り返すことのないよう決意し、平和国家の建設を目指して努力を重ねてきた。恒久の平和は、日本国民の念願であり、この平和主義の理想を掲げる日本国憲法は、第９条に戦争放棄、戦力不保持及び交戦権の否認に関する規定を置いている。もとより、我が国が独立国である以上、この規定は主権国家としての固有の自衛権を否定するものではない。

政府は、このように我が国の自衛権が否定されない以上、その行使を裏付ける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められると解している。このような考えの下に、我が国は、日本国憲法の下、専守防衛を我が国の防衛の基本的な方針として、実力組織としての自衛隊を保持し、その整備を推進し、運用を図ってきている。

憲法第９条の趣旨についての政府見解

⑴　保持し得る自衛力

我が国が憲法上保持し得る自衛力は、自衛のための必要最小限度のものでなければならない。

自衛のための必要最小限度の実力の具体的な限度は、その時々の国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わり得る相対的な面を有するが、憲法第９条第２項で保持が禁止されている「戦力」に当たるか否かは、我が国が保持する全体の実力についての問題である。自衛隊の保有する個々の兵器については、これを保有することにより、我が国の保持する実力の全体がこの限度を超えることとなるか否かによって、その保有の可否が決められる。

しかしながら、個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、これにより直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合にも許されない。したがって、例えば、ICBM（大陸間弾道ミサイル）（Intercontinental Ballistic Missile）、長距離戦略爆撃機、あるいは攻撃型空母を自衛隊が保有することは許されない。

⑵　自衛権発動の要件

自衛権の発動は、いわゆる自衛権発動の三要件、すなわち、

①　我が国に対する急迫不正の侵害があること

②　この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと

③　必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと
の三つに該当する場合に限られる。

⑶　自衛権を行使できる地理的範囲

我が国が自衛権の行使として我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使できる地理的範囲は、必ずしも我が国の領土、領海、領空に限られないが、それが具体的にどこまで及ぶかは個々の状況に応じて異なるので、一概には言えない。

しかしながら、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。

⑷　集団的自衛権

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有しているとされている。我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上当然である。しかしながら、憲法第９条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は、これを超えるものであって、憲法上許されないと考えている。

⑸　交戦権

憲法第９条第２項は、「国の交戦権は、これを認めない」と規定しているが、ここでいう交戦権とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷及び破壊、相手国の領土の占領などの権能を含むものである。

他方、我が国は、自衛権の行使に当たっては、我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することは当然のことと認められており、その行使は、交戦権の行使とは別のものである。

3 防衛政策の基本

国防の基本方針（資料８参照）

我が国が憲法の下で進めている防衛政策は、1957（昭和32）年５月に国防会議及び閣議で決定された「国防の基本方針」にその基礎を置いている。

この「国防の基本方針」は、まず、国際協調など平和への努力の推進と国民生活の安定などによる安全保障基盤の確立を、次いで効率的な防衛力の整備と日米安保体制を基調とすることを基本方針として掲げている。

その他の基本政策

この「国防の基本方針」を受けて、これまで我が国は、憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本理念に従い、日米安保体制

を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備してきている。このことは、累次の機会に内外に明らかにしており、とりわけ我が国周辺諸国に対しても、様々な機会をとらえて説明し、我が国の防衛政策について理解を求めてきている。

(1)　専守防衛

専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢をいう。

(2)　軍事大国にならないこと

軍事大国という概念については、明確に定義されたものはないが、我が国として他国に脅威を与えるような軍事大国とならないということは、自衛のための必要最小限を超えて、他国に脅威を与えるような強大な軍事力を我が国が保持することはないということである。

(3)　非核三原則の堅持

非核三原則とは、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずという原則を指し、我が国は国是としてこれを堅持している。

なお、核兵器の製造や保有は、原子力基本法の規定の上からも禁止されている。[i] さらに、76(同51)年に批准した核兵器の不拡散に関する条約(NPT: Nuclear Non-Proliferation Treaty)により、我が国は非核兵器国として、核兵器の製造や取得をしないなどの義務を負っている。[ii]

(4)　文民統制の確保

文民統制は、シビリアン・コントロールともいい、民主主義国家における軍事に

虎島防衛庁長官着任式

i)原子力基本法第2条「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし…」。

ii)NPT第2条「締約国である各非核兵器国は、…核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によって取得しないこと…を約束する」。

対する政治優先又は軍事力に対する民主主義的な政治統制を指す。

我が国の場合、終戦までの経緯に対する反省もあり、自衛隊が国民の意思によって、整備・運用されることを確保するため、旧憲法下の体制[i)]とは全く異なり、厳格なシビリアン・コントロールの諸制度を採用している。

具体的には、まず、国民を代表する国会が、自衛官の定数、主要組織などを法律・予算の形で議決し、また、防衛出動などの承認を行う。次に、国の防衛に関する事務は、一般行政事務として、内閣の行政権に完全に属しており、内閣を構成する内閣総理大臣その他の国務大臣は、憲法上文民でなければならない[ii)]こととされている。内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊に対する最高の指揮監督権を有しており[iii)]、自衛隊の隊務を統括する防衛庁長官は、国務大臣をもって充てられる。また、内閣には、国防に関する重要事項などを審議する機関として安全保障会議[iv)]が置かれている。さらに、防衛庁では、防衛庁長官が自衛隊を管理し、運営するに当たり、総括政務次官、政務次官及び事務次官が長官を助けるのはもとより、基本的方針の策定について長官を補佐するいわゆる文官の参事官が置かれている[v)]。

以上のように、シビリアン・コントロールの制度は整備されているが、それが実を挙げるためには、国民が防衛に対する深い関心をもつとともに、政治・行政両面における運営上の努力が引き続き必要である。

ｉ)軍に関する事項について、内閣の統制の及び得ない範囲が広かった。

ii)憲法第66条第２項

iii)自衛隊法第７条

iv)議長は、内閣総理大臣。

ｖ)長官の補佐機関を含む自衛隊の組織については、３章３節１参照。

第2節　日米安全保障体制

1節で述べたように、我が国はこれまで、外部からの侵略に対しては、我が国の平和と安全の確保のため、日本国憲法の下、独立国として必要最小限の基盤的な防衛力の整備に努めるとともに、日米安保体制を基調としてこれに対処することとしてきた。本節では、我が国の安全保障にとっての日米安保体制の今日における意義や役割などを記述する。

1 日米安全保障体制の意義

我が国の第二次世界大戦後における繁栄と発展は国民の叡知（えいち）と努力の賜物であるが、それに加え、我が国が第二次世界大戦後、独立を回復するに当たって、自由と人権を尊重し、民主主義を基調とする自由主義諸国の一員としての道を選び、日米安保条約を締結して米国との同盟関係を選択したことによるところも大きいと言える。

冷戦終結後においても、1章で見たように、宗教や民族などに根ざす対立が紛争として顕在化するなど、国際情勢は依然として不透明・不確実な要素をはらんでおり、アジア太平洋地域においても様々な不安定要因が存在している。このような国際社会にあって、以下に述べる日米同盟の意義はいささかも減じておらず、日米両国政府は、1996（平成8）年4月、「日米安全保障共同宣言」（資料9参照）において改めてその意義を確認している。

我が国の安全の確保

今日の国際社会において、自国の意思と力だけで国の平和と独立を確保しようとすれば、核兵器の使用を含む戦争から様々な態様の侵略事態、さらには軍事力による示威、恫喝（どうかつ）といったようなものまで、あらゆる事態に対応できる隙（すき）のない防衛態勢を構築する必要がある。しかしながら、我が国が独力でこのような態勢を保持することは、経済的にも容易でなく、何よりも我が国の政治的姿勢として適切なものとは言えない。

このため、自由と人権の尊重、民主主義といった基本的な価値観や、極東の平和と安全の維持への関心を共有し、経済面においても関係が深く、強大な軍事力を有する米国との二国間の同盟関係を継続し、その抑止力を我が国の安全保障のために有効に機能させることで、自らの適切な防衛力の保持と合わせて隙のない態勢を構築し、我が国の安全を確保することとしている。

すなわち、日米安保条約は、第5条において、我が国に対する武力攻撃があった場合、日米両国が共同して対処することを定めている。この米国の日本防衛義務により、我が国に対する武力攻撃は、自衛隊のみならず、米国の有する強大な軍事力とも直接対決する事態に陥ることを覚悟しなければならなくなる。このため、相手

国は我が国に対する侵略を躊躇（ちゅうちょ）せざるを得ず、侵略は未然に防止されることになる。

冷戦終結後においても、このような安全保障の基本的な考え方を変更する理由がない以上、政府は、日米安保体制を引き続き堅持すべきであると考えている。

我が国の周辺地域の平和と安定の確保

日米安保条約は、安全保障分野を中核とするものであるが、同時に政治的・経済的協力関係の促進についても重要な規定を置いており、同条約は、単に防衛面のみならず政治、経済、社会などの日米両国の幅広い分野における友好協力関係の基礎となっている。

また、日米安保条約第6条に基づき、我が国の安全及び極東における国際の平和と安全の維持のため、我が国は施設・区域を提供し、米国はその軍隊を我が国に駐留させている。

上記のような日米安保体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、我が国の周辺地域の平和と安定にとって必要な米国の関与や米軍の展開を確保する基盤となっており、米国と地域諸国との間で構築された同盟・友好関係とあいまって、冷戦終結後もこの地域の平和と安定を確保するために重要な役割を果たしている。

より安定した安全保障環境の構築

日米安保体制を基調とする日米協力関係は、我が国の外交における基盤であり、国際社会の平和と安定への我が国の積極的取組に資するものである。これは92（同4）年の「日米グローバル・パートナーシップに関する東京宣言」などにおいても確認されている。

2 日米安全保障共同宣言

日米両国は、冷戦後の日米安保体制の意義・役割や信頼性向上のための協力などにつき緊密な協議を行ってきた。1996（平成8）年4月、それまでの両国による協議の成果の集大成として、日米安全保障共同宣言が橋本総理（当時）とクリントン大統領の間で発表された。

日米安全保障共同宣言の概要

(1)　この共同宣言では、日米安保体制は、両国政府の努力だけではなく、日米両国民の貢献によって支えられているものであるとして、このような両国民の貢献に対して互いに深い感謝の気持ちを表明している。

(2)　その上で、この共同宣言においては、まず、アジア太平洋地域においては依然として不安定性及び不確実性が存在するとの情勢認識の下で、日米安保条約を基盤とする両国間の安全保障面の関係が、21世紀に向けてこの地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎であり続けることを再確認した上で、以下の事項について改めて確認している。

①　日本の防衛のための最も効果的な枠組みは、自衛隊の適切な防衛能力と日米安保体制の組み合わせに基づいた日米両国間の緊密な防衛協力であり、日米安

保条約に基づいた米国の抑止力は引き続き日本の安全保障のよりどころであること

② 現在の安全保障情勢の下で米国のコミットメントを守るためには、日本におけるほぼ現在の水準を含め、この地域において、約10万人の前方展開軍事要員からなる現在の兵力構成を維持する必要があること

③ 日本が日米安保条約に基づく施設及び区域の提供並びに接受国支援[i]などを通じ適切な寄与を継続すること

(3) また、この共同宣言では、日米同盟関係の信頼性を高める上で重要な柱となる次のような具体的な分野での協力を進めていくこととしている。

① 国際情勢についての情報や意見の交換の強化とこれを踏まえた防衛政策及び軍事態勢についての協議

② 「日米防衛協力のための指針」[ii]の見直し及び日本の周辺地域において発生し得る事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合における協力の研究などの政策調整の促進

③ 日米物品役務相互提供協定[iii]による協力関係の促進

④ 装備・技術分野の相互交流の充実

⑤ 大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散防止、現在進行中の弾道ミサイル防衛に関する研究における協力

(4) さらに、日米両国が、アジア太平洋地域の情勢をより平和的・安定的にするために努力するとともに、日米間の安全保障面の関係に支えられた同地域への米国の関与がその努力の基盤となっていることを確認している。また、日米両国が、国際連合平和維持活動や

日米首脳会談（本年5月　ワシントン）

i）海外に展開する米軍を支援するため各国が行う措置。

ii）1978（昭和53）年に作成された前指針。

iii）正式名称は、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（平成8年6月28日）。

人道的な国際救援活動、軍備管理・軍縮などについて、地球的規模での幅広い協力を行うことをうたっている。

このような日米安全保障共同宣言を踏まえ、より効果的かつ信頼性のある日米協力のための堅固な基礎を構築するため、97（同９）年９月の日米安全保障協議委員会（SCC）において、「日米防衛協力のための指針」（「指針」）が了承され、さらに、指針の実効性を確保するための様々な努力が行われている（３章４節参照）。
Security Consultative Committee

第3節　防衛計画の大綱

我が国は、1976(昭和51)年に我が国の防衛力の在り方やその具体的な整備目標を定めた「防衛計画の大綱」(「前大綱」)を策定し、以降、95(平成7)年度まで、これに基づき防衛力の整備に努めてきた。

しかしながら、策定後約20年が経過し、冷戦の終結などにより国際情勢が大きく変化していること、主たる任務である我が国の防衛に加えて、大規模災害など各種の事態への対応や、より安定した安全保障環境の構築への貢献といった分野においても、自衛隊の役割に対する期待が高まってきていることなどを踏まえて、前大綱を見直し、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」(「防衛大綱」)が、95(同7)年、安全保障会議及び閣議で決定された(資料10、11参照)。本節では、この防衛大綱の概要を説明する。

1 大綱が前提としている国際情勢

国際情勢認識

防衛大綱は、その策定に当たって考慮した国際情勢について、以下のように述べている。

(1) 最近の国際社会においては、東西間の軍事的対峙(たいじ)の構造は消滅し、世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は遠のいている。他方、各種の領土問題は依然存続し、宗教上の対立や民族問題などに根ざす対立は、むしろ顕在化し、複雑で多様な地域紛争が発生している。また、核を始めとする大量破壊兵器やミサイルなどの拡散といった新たな危険が増大するなど、国際情勢は不透明・不確実な要素をはらんでいる。

(2) これに対し、国際的な協力を推進し、国際関係の一層の安定化を図るための各般の努力が継続されており、各種の不安定要因が深刻な国際問題に発展することを未然に防止することが重視されている。米露間及び欧州においては関係諸国間の合意に基づく軍備管理・軍縮が引き続き進展しているほか、地域的な安全保障の枠組みの活用、多国間及び二国間対話の拡大や国連の役割の充実へ向けた努力が進められている。

(3) 我が国周辺地域においては、極東ロシア軍の量的な削減や軍事態勢の変化は見られるものの、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在し、多くの国が軍事力の拡充・近代化を行っており、また、朝鮮半島における緊張が継続するなど、不透明・不確実な要素が残されている。しかしながら、同時に、二国間対話の拡大、地域的な安全保障への取組など、国家間の協調関係を深め、地域の安定を図ろうとする様々な動きがみられる。また、日米安保体制を基調とする日米間の緊密な協力関係は、我が国の安全及び国際社会の安定を図る上で引き続き重要な役割を果たし

ていくものと考えられる。

2 我が国の安全保障と防衛力の役割

我が国の安全保障と防衛の基本方針

防衛大綱においては、我が国は、日本国憲法の下、外交努力の推進及び内政の安定による安全保障基盤の確立を図りつつ、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安保体制を堅持し、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備するとの基本方針を、引き続き堅持することとしている。

我が国の防衛力の在り方

(1)　基盤的防衛力構想の基本的踏襲（とうしゅう）

防衛大綱は、前大綱が取り入れていた、我が国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となって我が国周辺地域における不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有するという「基盤的防衛力構想」の考え方を基本的に踏襲することとしている。

(2)　防衛力の見直し

１項で述べた国際情勢などを踏まえ、防衛大綱は、防衛力の規模及び機能の見直しを行い、その合理化・効率化・コンパクト化（３章２節１、資料10参照）を一層進めるとともに、必要な機能の充実と防衛力の質的な向上を図ることにより、多様な事態に対して有効に対応し得る防衛力を整備し、同時に事態の推移にも円滑に対応できるよう適切な弾力性を確保し得るものとすることが適当であるとしている。

日米安全保障体制の重要性の再確認

日米安保体制は、我が国の安全の確保にとって必要不可欠であるだけでなく、我が国の周辺地域の平和と安定を確保し、より安定した安全保障環境を構築するためにも引き続き重要な役割を果たしていくものである。このような観点から、防衛大綱は、日米安保体制の信頼性の向上を図り、これを有効に機能させていくため、情報交換・政策協議、運用面における効果的な協力態勢の構築など各種の施策の実施に努める必要があるとしている。

防衛力の役割

防衛力の中心的な役割が、我が国の防衛にあることは言うまでもないが、近年における内外の諸情勢の変化などを踏まえつつ、大規模災害など各種の事態への対応及びより安定した安全保障環境の構築への貢献についても適時適切にその役割を担っていくべきである。防衛大綱では、これら三つを防衛力が果たすべき役割の主要な柱として掲げている。（３章１節、４章１、２節参照）

(1)　我が国の防衛

我が国周辺諸国の軍備に配意しつつ、我が国の地理的特性に応じ、防衛上必要な各種の機能を備えた適切な規模の防衛力を保有し、これを最も効果的に運用し得る

態勢を築き、我が国の防衛意思を明示することにより、日米安保体制とあいまって、我が国に対する侵略の未然防止に努める。また、核兵器の脅威に対しては、核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮の国際的努力の中で積極的な役割を果たしつつ、米国の核抑止力に依存する。

次に、間接侵略事態又は侵略につながるおそれのある軍事力をもってする不法行為が発生した場合には、これに即応して行動し、早期に事態を収拾する。さらに、直接侵略事態が発生した場合には、これに即応して行動しつつ、米国との適切な協力の下、防衛力の総合的・有機的な運用を図ることによって、極力早期にこれを排除することとする。

(2) 大規模災害など各種の事態への対応

大規模な自然災害や、テロリズムにより引き起こされた特殊な災害その他の人命又は財産の保護を必要とする各種の事態に際して、関係機関から自衛隊による対応が要請された場合などに、関係機関との緊密な協力の下、適時適切に救援活動などを実施する。

また、我が国周辺地域において我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態が発生した場合には、憲法及び関係法令に従い、必要に応じて国連の活動を適切に支持しつつ、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を図ることなどにより適切に対応することとする。

(3) より安定した安全保障環境の構築への貢献

国際平和協力業務の実施を通じ、国際平和のための努力に寄与するとともに、国際緊急援助活動の実施を通じ、国際協力の推進に寄与する。また、安全保障対話・防衛交流を引き続き推進し、周辺諸国を含む関係諸国との間の信頼関係の増進を図る。さらに、大量破壊兵器やミサイルなどの拡散の防止、地雷など通常兵器に関する規制や管理などのために国際連合、国際機関などが行う軍備管理・軍縮分野における諸活動に対し協力することとする。

3 我が国が保有すべき防衛力の内容

防衛大綱で示された防衛力は、前大綱の基盤的防衛力構想を踏襲(とうしゅう)していることから、防衛上必要な各種の機能を備え、後方支援体制を含めてその組織及び配備において均衡のとれた態勢を保有することを主眼とし、我が国の置かれた戦略環境、地理的特性などを踏まえて導き出されている。こうした観点から、防衛大綱は、各自衛隊が維持すべき体制や保持すべき各種の態勢などを示している。

各自衛隊の体制

防衛大綱では、陸・海・空各自衛隊の体制を明示し、各自衛隊の基幹となる部隊や主要装備などの具体的規模を示している（3章2節2、資料10参照）。

各種の態勢

防衛大綱では、我が国の防衛を中心とした多様な役割を果たすために各自衛隊が

保持すべき以下のような態勢を示している。また、これらの態勢を保持する際には、統合幕僚会議の機能の充実（３章２節２参照）などによる各自衛隊の統合的・有機的な運用及び関係各機関との有機的協力関係の推進に特に配意することとしている。

① 侵略事態などに対応するための態勢
② 災害救援などの態勢
③ 国際平和協力業務などの実施の態勢
④ 警戒、情報及び指揮通信の態勢
⑤ 後方支援の態勢
⑥ 人事・教育訓練の態勢

防衛力の弾力性の確保

防衛大綱では、例えば艦船・航空機及びその乗員・操縦士のように取得や養成に長期間を要する装備と要員を平素から教育訓練部門などにおいて保持することや、即応予備自衛官（３章２節２、３章３節１及び５章１節５参照）を確保することにより、事態の推移に円滑に対応できるよう、防衛力の適切な弾力性を確保することとしている。

4 防衛力の整備、維持及び運用における留意事項

防衛大綱では、①格段に厳しさを増している財政事情を踏まえ、中長期的な見通しの下に経費配分を適切に行うこと、②関係地方公共団体との緊密な協力の下に、防衛施設の効率的な維持、整備と円滑な統廃合のための所要の態勢の整備に配意すること、③調達価格などの抑制を図るため効率的な調達補給態勢の整備に配意すること、④技術研究開発の態勢の充実に努めることなどが留意事項として述べられている。

また、将来情勢に重要な変化が生じ、防衛力の在り方の見直しが必要になると予想される場合には、その時の情勢に照らして、新たに検討することとしている。

第 3 章

我が国の防衛と日米安全保障体制に関連する諸施策

－防衛力の整備・運用と日米安保体制の信頼性向上－

発進する戦闘機

日米共同訓練

訓練中の護衛艦

第１節　我が国の防衛

―防衛力の中心的な役割を果たすための活動と主な作戦―

防衛大綱では、我が国の防衛が、防衛力（下表参照）の果たすべき第一の役割として位置付けられている。自衛隊は、我が国の防衛を主たる任務とし、侵略の未然防止を図るとともに、我が国に対する侵略事態に備えるための態勢を整備している。万一、外部からの武力攻撃（そのおそれのある場合を含む。）が生じた場合において、内閣総理大臣は、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、国会の承認を得て、自衛隊の全部又は一部の出動（防衛出動：自衛隊法第76条）を命ずることができる（資料12参照）。これを受けて、陸・海・空各自衛隊は、互いに緊密に連携し、それぞれが持つ特性を十分に発揮するとともに、米軍とも共同して我が国の防衛に当たる。

本節においては、平素から常に行っている警戒監視活動などや、防衛出動時に自衛隊が行う主要作戦の概要及び有事法制の研究などを紹介する。

陸・海・空防衛力の特性

陸上防衛力

○侵攻部隊を実力をもって排除する最終的な力。敵の侵攻を強く抑止し、国を守ろうとする国民の強い意思の表明。

○特性

多様な役割・事態・様相に対応できる優れた柔軟性。困難な状況に耐え得る強靭（きょうじん）性。特定の基地に依存しない残存性。地形の活用や人的戦闘力の重要性など。

海上防衛力

○広大な海洋を主な活動の舞台とし、主に国土の防衛と我が国周辺海域における海上交通を保護する役割。

○特性

海洋を利用して迅速、容易に行動できる機動性。事態の推移に円滑に対応した行動ができる柔軟性。多様な任務に対応できる多目的性。海洋を経て諸外国と容易に交流できる国際性など。

航空防衛力

○広大な空間を活動の場とし、戦いの全般に大きな影響を与える航空優勢獲得の中心的役割を担任。

○特性

急襲的に行われる航空侵攻など各種事態に迅速に対応できる即応性。空間を高速かつ自由に行動できる機動性。多種多様な任務を遂行できる柔軟性。打撃力。陸・海の地形的障害に影響されない突破力。優れた監視能力など。

1 警戒監視活動など

侵略などの事態に際し、自衛隊が迅速に対応するためには、平素から常に、領海及び領空とその周辺の海空域を警戒監視することや防衛に必要な情報を収集・処理することが、極めて重要である。このため、自衛隊は、我が国の安全確保に直接結びつく以下のような様々な活動を行っている。

(1) 周辺海域における警戒監視

海上自衛隊は、固定翼哨戒機(しょうかい)[i](P-3C)により、北海道の周辺海域、日本海及び東シナ海を1日に1回の割合で監視している。その他必要に応じて、随時、艦艇・航空機による監視活動を行っている。

さらに、主要海峡では、陸上自衛隊の沿岸監視隊や海上自衛隊の警備所が、24時間体制で監視活動を行っている。特に、対馬(つしま)海峡と宗谷(そうや)海峡(結氷期は津軽(つがる)海峡)には、艦艇を配備している。

警戒監視活動中のP-3C

i)敵の奇襲を防いだり、情報を収集するなどの目的を持って、ある特定の地域を計画的に見まわること。

(2) 領空侵犯に備えた警戒と緊急発進(スクランブル)

航空自衛隊は、全国28か所のレーダーサイトと早期警戒機(E-2C)、本年3月より運用を開始した早期警戒管制機(E-767)などによって、我が国及びその周辺の上空を24時間体制で監視している。早期警戒管制機の導入により、航空自衛隊の警戒管制能力は大きく向上した。

また、戦闘機は、直ちに発進できるよう常に待機している。領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合には、緊急発進(スクランブル)した要撃戦闘機[ii]がその航空機に接近して、状況をみながら、必要に応じて退去の警告などを発する。

ii)空中から攻撃してくる敵を迎え撃つ役割を持つ戦闘機。

(3) 軍事情報の収集

自衛隊は、我が国の防衛に必要な資料を得るため、国外から飛んで来る軍事通信電波や電子兵器の発する電波などを収集し、整理・分析している。

また、従来、商用の地球観測衛星の画像データを活用して、軍事的観点から他国の基地などについて状況把握を行ってきたが、現在、この業務を効率化・高度化するために画像情報支援システム(IMSS)の整備に取り組んでおり、本年度末には、地上局を含めたシステムの運用を開始する予定で

IMINT(Imagery Intelligence)Support System

商業衛星イコノスが撮影した関西国際空港
[©Space Imaging LLC/日本スペースイメージング社]

外国の軍高官を訪問する防衛駐在官(右)

ある。このシステムは商用の高分解能衛星画像(分解能[i] 1m級)にも対応したものである(4章1節2参照)。

また、本年7月末現在、海外においては、防衛庁から外務省に出向した自衛官である防衛駐在官46名が、35か所の在外公館で軍事情報の収集などを行っている。

i)センサーの性能を表す指標であり、分かり易く説明すると、分解能1mの場合、1mの物体であれば、物体として認識できる。

早期警戒管制機の運用開始

早期警戒管制機(E-767)は、1992(平成4)年の安全保障会議による手続を経て、93(同5)年度及び94(同6)年度に計4機の予算が計上され、航空自衛隊は98(同10)年3月に2機、昨年2月に2機を領収しました。その後、約1年間にわたる運用試験を実施し、本年3月末から運用を開始しました。

E-767は、旅客機として世界で使用されているボーイング767をベースに、米軍などで使用されている早期警戒管制機(E-3)の警戒管制システムを搭載した新型の早期警戒管制機です。

最近の航空機の性能を見ると、運動性能や攻撃能力と並んで行動半径についても継続的な能力向上が見られます。また、ミサイルの性能も、射程、命中精度などの面で着実に進歩してきています。こうした航空軍事技術の進歩により、低高度で進出し、国土から離れた洋上から我が国の重要地域や防空の中枢である地上の警戒管制組織を正確に攻撃するなど、多種多様な侵攻が可能となっています。

このような技術進歩の下、将来にわたって有効な早期警戒監視の態勢を維持するためには、低空侵入に対する地上レーダーの覆域の限界を補完する早期警戒機(E-2C)の機能のみでは不十分と考えられます。

こうした動向に対応するため、早期警戒機の有する機能に加え、国土から離れた洋上における早期警戒監視機能を有し、地上の警戒管制組織を代替し得る高い管制能力を有する早期警戒管制機が導入されました。早期警戒管制機は、多数の航空機などの動きを、広範囲にわたって同時に探知する能力も持っています。こうした情報が、他の手段によって収集される情報とあいまって処理・分析されることにより、我が国の情報収集能力の向上に大きく寄与することが期待されます。

2 防空のための作戦

我が国に対する侵略が行われる場合には、周囲を海に囲まれた我が国の地理的な特性や近代戦の様相[i)]から、航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃で開始され、この航空攻撃は侵略が続いている間反復して行われる可能性が高い。

防空のための作戦は、このような航空攻撃に対して航空自衛隊が主体となって行う全般的な防空と、陸・海・空各自衛隊が基地や部隊などを守るために行う個別的な防空に区分できる。以下では、この作戦の中核となる全般的な防空について説明する。

全般的な防空においては、航空侵攻に即応してできる限り国土から遠方の空域で要撃して、敵に航空優勢[ii)]を獲得させず、国民と国土の被害を防ぎ、防衛作戦の遂行能力を確保するとともに、敵に大きな損害を与え、敵が航空攻撃を継続するのを困難にするよう努める。具体的には、おおむね次のように行う。

① 航空警戒管制部隊のレーダーや早期警戒管制機などにより、我が国周辺のほぼ全空域を常時監視し、侵攻してくる航空機などをできるだけ早く発見する。

② 次に、自動警戒管制組織（バッジシステム[iii)]）などにより、目標が敵か味方かを識別し、要撃戦闘機又は地対空誘導弾[iv)]部隊に対し、それぞれが対処すべき目標を指示する。

③ 航空警戒管制部隊などにより、目標に向けて誘導された要撃戦闘機又は地対空誘導弾部隊が目標を迎え撃つ。

なお、この作戦の実施に際し、米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を行う。

ペトリオットの射撃

i）近代戦においては、航空作戦は戦いの勝敗を左右する重要な要素となっており、陸上・海上作戦に先行し、又は並行して航空優勢を獲得するための作戦を行うことが必要である。

ii）空において相手航空戦力より優勢であり、相手から大きな妨害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態。

iii）BADGEシステム
Base Air Defense Ground Environmentの略。
自動化した航空警戒管制組織。指揮命令、航跡情報などを伝達・処理する全国規模の指揮通信システム。

iv）航空目標を撃ち落とすため、地上から発射されるミサイル。
航空自衛隊はペトリオットなどを保有。

防空作戦の例

監視
要撃管制
早期警戒管制機（AWACS）など
要撃管制
CAP
高高度侵入機
高高度用ミサイル
要撃管制
監視
レーダーサイト
航空基地
戦闘機部隊
航空機えん体
上級司令部など
要撃管制
情報・指示の流れ
低高度侵入機
低高度用ミサイル
地対空誘導弾部隊
DC
識別
兵器割当
要撃管制
CAP(空中警戒待機)：敵機の接近に即応できるよう、戦闘機を武装した状態で 空中待機させておくこと。
DC(防空指令所)　：レーダーサイトなどからの情報をもとに要撃管制などを行う指令所。

3 周辺海域の防衛と海上交通の安全確保のための作戦

我が国は、島国という特性[i)]を持っているため、我が国に対する侵略が行われる場合には、我が国に対する海上交通が妨害されることが考えられる。具体的には、潜水艦、航空機、水上艦艇などで、我が国の周辺海域を航行する船舶を攻撃したり、我が国の港湾などに機雷を敷設(ふせつ)するなどの方法で妨害することが予想される。

周辺海域の防衛と海上交通の安全確保のための作戦は、こうした侵略を防ぐために行う。また、我が国の生存基盤、戦闘継続能力及び米軍が来援する基盤を確保するためにも重要な作戦である。

この作戦は、対水上戦、対潜戦(たいせんせん)[ii)]、防空戦などの各種の作戦を組み合わせて行われる。各種作戦は、洋上における哨戒(しょうかい)、船舶の護衛、港湾や海峡の防備[iii)]などを目的として行われる。このような各種作戦の効果を積み重ねて、敵の進出を阻止し、その兵力を消耗させ、敵の有効な作戦を阻むことなどにより、周辺海域を防衛し、海上交通の安全を確保する。具体的には、次のように行う。

① 周辺海域においては、固定翼哨戒機部隊による広い海域の哨戒や、護衛艦部隊などによる船舶の航行海域などの哨戒を行い、外洋に展開して我が国の船舶を攻撃しようとする敵の艦艇を制圧する。

また、必要に応じ、これらの部隊などにより船舶を護衛する。哨戒や護衛においては、海上自衛隊は対潜戦、対水上戦、防空戦を行う。

② 沿岸海域においては、掃海(そうかい)部隊、回転翼哨戒機部隊、護衛艦部隊などにより主要な港湾を防備し、船舶や沿岸海域の安全を確保する。この場合、脅威の態様に応じ、対潜戦、対機雷戦などを行う。

また、主要な海峡においては、敵の艦艇を通過させないように努める。この場合、潜水艦部隊も含めて、対潜戦、対水上戦、機雷敷設戦などを行い、必要に応じ、陸上・航空自衛隊と協同して作戦を行う。

対潜訓練中の哨戒(しょうかい)ヘリコプター

③ 洋上における防空については、護衛艦部隊が防空戦を行い、航行する船舶などを防護する。また、航空自衛隊がその能力の及ぶ範囲で防空作戦を行う。

なお、この作戦の実施に際し、米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を行う。

i)このため、海上交通に大きく依存して大量の資源・エネルギー、食料などを輸入し、工業製品を輸出して国家の繁栄を支えている。

ii)対水上戦は、敵の水上艦艇に対して行う作戦。対潜戦は、敵の潜水艦に対して行う作戦。

iii)港湾や海峡という重要な地域を守るだけでなく、その周辺で行われる海上活動(海上交通や漁業)を合わせて守ること。

海上作戦の例

チ　ャ　フ：攻撃してくるミサイルの誘導装置などに対する欺瞞（ぎまん）装置。細かい金属片を射出、散布してレーダー探知、捕捉を困難にさせる。
データリンク：各種情報を相互に交換する装置。

防空戦
対水上戦
対潜戦
対機雷戦
機雷敷設戦

固定翼哨戒機
回転翼哨戒機
要撃機
空対艦ミサイル（ASM）
艦対空ミサイル（SAM）
チャフ
艦対艦ミサイル（SSM）
SSM
CIWS
砲
潜対艦ミサイル（USM）
データリンク
データリンク
データリンク
曳航（えいこう）式ソーナー
ソーナー
アスロック（魚雷）
ソノブイ
魚雷
曳航（えいこう）式ソーナー

CIWS（近接防御システム）：
艦艇に接近したミサイルなどを撃破する最終段階の防御システム。目標の捜索から発射までを自動処理する射撃指揮装置と機関砲とを組み合わせたもの。

4 着上陸侵攻対処のための作戦

我が国は、周囲を海に囲まれているという特性のため、侵略国が我が国の領土を占領しようとする場合は着上陸作戦を行わなければならない。このような特性に加えて、守勢の立場にある防衛の態勢から、陸上防衛作戦は、一般に、この着上陸侵攻に対処する形で始まる。着上陸侵攻は、通常、侵攻正面における航空・海上優勢を得た後、艦船や航空機により地上部隊を輸送し、相手国の国土に上陸又は着陸させて行う侵攻形態である。

侵攻する地上部隊は、艦船や航空機により移動する間及び上陸や着陸の直後は、組織的にその戦闘力を発揮するのが難しいという弱点がある。このため、着上陸侵攻対処のための作戦では、この弱点をとらえ、できる限り洋上から海岸地域の間や着陸地点で対処し、これを早期に撃破することが必要である。[i]

この作戦は、洋上、海岸地域及び内陸におけるそれぞれの対処に区分される。

① 洋上においては、自衛隊は、艦艇、支援戦闘機、地対艦誘導弾により、海上からの侵攻部隊をできる限り洋上で撃破し、その侵攻企図を断念させ、又はその兵力を消耗させることに努める。また、航空機を利用して侵攻する部隊に対しては、努めて空中で撃破する。

② 海岸地域においては、海上自衛隊は、機雷を敷設して、上陸する敵の行動を妨害・阻止する。

また、陸上自衛隊は、海岸付近に配置した部隊の火力を集中して、敵を水際で阻止する。敵が上陸した時点で、師団[ii]などの戦闘力を集中してこれを撃破し、我が国土から排除する。なお、敵の空挺攻撃やヘリボン攻撃に対しては、主として陸上自衛隊の特科部隊などの火力と戦車部隊などを中核とする機動打撃力を発揮してこれを撃破する。[iii]

③ 万一、敵を早期に撃破できなかったときは、内陸部で、主として陸上自衛隊が持久作戦を行う。この間に、他の地域から部隊を集めて反撃し、侵攻部隊を撃破する。

これらの各段階を通じ、海上自衛隊は、水上艦艇や潜水艦などにより、敵の増援の妨害や補給路の遮断に努める。航空自衛隊は、支援戦闘機部隊などにより敵の侵攻を阻止するか、その戦力を弱体化させるとともに、陸上・海上自衛隊を支援する。

また、作戦全般を通じ、各自衛隊は、

戦車の射撃

i)我が国の国土は、細長い弧状の列島からなり、奥行きに乏しく、相手方の戦力を十分に吸収・消耗させることが容易ではない。このため、領土に直接侵攻を受けたときには、対応に制約を受けるという特性もある。

ii)陸上自衛隊の部隊の一つで、独立して作戦する能力を有する基本的な部隊。
　陸上自衛隊では、3～4個の普通科連隊又は戦車連隊を基幹として編成。

iii)離島においては、海上・航空自衛隊との連携により、部隊を早期に集中して、侵攻部隊の着上陸を阻止・撃破する。

着上陸侵攻対処のための作戦の例
航空阻止：主として支援戦闘機により、洋上においては艦船攻撃を行って侵攻兵力を撃破（洋上撃破）し、また着上陸した部隊に対しては敵の後方連絡線、資材集積場、交通要路などに対する攻撃を行い、侵攻部隊の作戦遂行能力の減殺を図る作戦をいう。
空挺攻撃：陸上部隊が航空部隊と統合して航空機によって空中を機動し、降下又は着陸して行う攻撃であり、通常特定地域を確保してじ後の地上作戦のための態勢を確立するために行われる。
ヘリボン攻撃：地上戦闘部隊がヘリコプターを使用して空中を機動し、着陸して行う攻撃であり、相手の弱点を急襲したり、速やかに地形上の要点を確保するなど、主力部隊の地上戦闘に寄与するために行われる。
要撃機
空挺攻撃
ヘリボン攻撃
艦対空ミサイル
空対艦ミサイル
艦対艦ミサイル
護衛艦
支援戦闘機
上陸阻止用機雷原
対戦車ヘリコプター
潜対艦ミサイル
（USM）
観測ヘリコプター
魚雷
魚雷
機動打撃部隊
障害
潜水艦
高射機関砲
対戦車ミサイル
地対空ミサイル
（近距離）
地対空ミサイル
戦場監視レーダー
障害
戦車
指揮通信車
阻止部隊
地対空ミサイル
（短距離）
戦車
阻止陣地
自走無反動砲
装輪装甲車
自走りゅう弾砲
多連装ロケット
偵察警戒車
装甲戦闘車
対戦車ミサイル
対舟艇ミサイル
自走高射機関砲
機動打撃部隊
りゅう弾砲
地対艦ミサイル
警戒監視用装備：戦場監視レーダー、偵察警戒車など。
対海上火力：地対艦・空対艦・艦対艦ミサイル、対舟艇ミサイルなど。
対地火力：野戦砲など（りゅう弾砲、迫撃砲、多連装ロケットなど。）。
対戦車火器など（対戦車ミサイル、無反動砲、対戦車ヘリコプターなど。）。
装甲機動打撃力：戦車、装甲戦闘車など。
対空火力：対空ミサイル、対空機関砲など。
指揮通信：指揮通信車、指揮通信機など。

作戦に必要な防空、情報活動、部隊・補給品の輸送など[i)]を行う。

なお、この作戦の実施に際し、米軍は、主として自衛隊の能力を補完するための作戦を行う。米国は、侵攻の規模、態様その他の要素に応じ、極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の行う作戦を支援する。

i)敵のゲリラ・コマンドウ攻撃に対しては、関係機関と密接に調整して侵攻部隊の主力との連携を阻止するとともに、これを極力早期に排除する。

5 有事法制の研究など

先に述べたような活動が適切に実施され、我が国の平和と安全を確保するためには、日ごろから法制面、運用面、装備面において十分な体制を整えることが不可欠である。ここでは、法制面での検討状況などを説明する。

有事法制の研究

一般論として、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に必要と考えられる法制(「有事法制」)は、①自衛隊の行動にかかわる法制、②米軍の行動にかかわる法制、③自衛隊及び米軍の行動に直接かかわらないが国民の生命、財産保護などのための法制の三つが考えられる。

このうち、自衛隊の行動にかかわる法制の研究は、1977(昭和52)年に内閣総理大臣の了承の下、防衛庁長官の指示によって、法制化を前提とすることなく開始された。そもそも、現行の自衛隊法などにおいて、防衛出動の規定及び防衛出動時における権限に関する規定などが定められており、自衛隊の任務遂行に必要な法制の骨幹は整備されているが、ここでは、自衛隊法の規定により防衛出動を命ぜられるという事態において、自衛隊がその任務を遂行する上での国内法制上の諸問題の研究を行っている。この研究は、いうまでもなく現行憲法の範囲内で行っており、例えば旧憲法下の戒厳令や徴兵制のような制度を考えることはあり得ない。また、言論統制などの措置も検討の対象としてはいない。

この研究において、防衛庁所管の法令及び防衛庁以外の省庁所管の法令の問題点の整理は、これまでにおおむね終了したと考えている。具体的には、防衛庁所管の法令については、現行法令に基づく法令の未制定や現行規定の補備及び適用時期などの問題、防衛庁以外の省庁所管の法令については、部隊の移動・輸送や土地の使用、構築物構造に関する特例措置などの問題が指摘されている(資料13、14、15参照)。他方、所管省庁が明確でない事項に関する法令は、政府全体として取り組むべきものであり、個々の具体的検討事項の担当省庁をどこにするかなど今後の取扱いについて、内閣安全保障・危機管理室が種々の調整を鋭意行っている。

政府としては、有事法制は、我が国への武力攻撃などに際し、自衛隊が文民統制の下で適切に対処し、国民の生命・財産を確保するために必要なものであり、平時においてこそ備えておくべきものであると考えている。本件については、先般の与党の考え方[ii)]をも十分に受け止めながら、今後、政府としての対応を考えていくこととしている。

ii)本年3月14日、与党三党の安全保障に関するプロジェクトチームにおいて、有事法制に関し、「法制化を目指した検討を開始するよう、政府に要請する」ことで合意。3月16日、三党政策者会議を経て、三党の代表者からかかる考え方が政府に対して申し述べられた。

また、米軍の行動にかかわる法制、自衛隊及び米軍の行動に直接かかわらないが、

国民の生命、財産保護などのための法制については、安全保障上の課題であり、その取扱いについて、今後検討していくことが必要である。

なお、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に必要と考えられるこれらの法制は、防衛庁の所掌事務の範囲を超える事項も含まれていることから、研究に当たっては、政府全体で取り組むことが必要である。

民間防衛

我が国に対して万一侵略などがあった場合、国民の生命、財産を保護し、被害を最小限にとどめる上で、国民の防災や救護、避難のため、政府、地方公共団体と国民が一体となって民間防衛体制を確立することが必要である。このような民間防衛の努力は、国民の強い防衛意思の表明でもあり、侵略の抑止につながり、国の安全を確保するため重要な意義を有するが、現在、我が国においては民間防衛に関してみるべきものがない。今後、国民の合意を得ながら、政府全体で広い観点から慎重に検討していくべきであると考えている。

第2節　防衛力の整備と新たな体制への移行

防衛庁は、1996(平成８)年度以降、防衛大綱に示された各自衛隊の新たな体制への移行を目指して、防衛力を整備している。新たな体制への移行は、段階的に行っていくこととしている。

このため、防衛大綱の下で、95(同７)年に「中期防衛力整備計画(平成８年度～平成12年度)」(「中期防」)が閣議で決定された(資料16参照)。その後、危機的な財政事情を踏まえ、97(同９)年に中期防の見直しが閣議決定され、所要経費を縮減することとなった[i)ii)](資料17参照)。

本節では、中期防について、その見直しの状況及び平成12年度予算を受けた達成状況を含めて紹介するとともに、自衛隊の新たな体制への移行の状況、平成12年度の防衛力整備について紹介する。

1 中期防衛力整備計画とその達成状況

計画の方針

中期防は、防衛大綱に従い、その方針として以下の六つを掲げた。５年間にわたり、この方針に基づいて着実に整備を進めており、計画は平成12年度予算によりおおむね達成し得るものと評価している。

(1)　防衛力の合理化・効率化・コンパクト化

防衛大綱に定める新たな防衛力の水準への円滑な移行に配意しつつ、各自衛隊の基幹部隊、主要装備などの合理化・効率化・コンパクト化を推進する。

(2)　防衛力の機能の充実・質的向上

侵略事態はもとより、大規模災害など多様な事態に有効に対応できるよう、例えば装備の更新・近代化、情報・指揮通信機能の充実、技術研究開発の推進を図ることなどにより、必要な機能の充実及び防衛力の質的な向上に努める。

(3)　防衛力の弾力性の確保

養成や取得に長期間を要する要員及び装備[iii)]を教育訓練部門などで保持するとともに、即応予備自衛官を確保し、事態の推移に円滑に対応できるよう、防衛力に弾力性を持たせる施策に着手する。

(4)　日米安保体制の信頼性向上

運用面における効果的な協力態勢の構築や在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策などを引き続き推進する。

(5)　より安定した安全保障環境の構築への貢献

国際平和協力業務や安全保障対話・防衛交流及び軍備管理・軍縮分野における諸活動などの各種施策を推進する。

ⅰ)財政構造改革の推進について(平成９年６月３日閣議決定)
(抜粋)
「4. 防衛
・今後３年間は防衛関係費を抑制。
　総額25兆1,500億円について、残り期間の物件費総額（約９兆2,000億円）の１割に当たる金額を縮減。
・財政構造改革集中期間中、防衛関係費は、対前年度同額以下に抑制。10年度は９年度と同額以下に抑制。
・装備品の調達補給体制を効率化・合理化。調達価格の抑制など取得改革に努力。
・沖縄振興策とSACO(沖縄に関する特別行動委員会)関連事業を着実に実施。」(要約)

ⅱ)「財政構造改革の推進に関する特別措置法」の停止
(平成10年12月)
　別に法律で定める日までの間、その施行が停止されることとなった。

ⅲ)艦艇の乗員や航空機の操縦士などの養成には、数年間にわたる段階的な教育訓練が必要である。艦艇・航空機・誘導弾などは製造に数年を要する。

⑹　節度ある防衛力の整備

中期防の実施に必要な防衛関係費の総額の限度を示す「総額明示方式」を踏襲(とうしゅう)するとともに、各年度の予算編成に際しては、一層の効率化・合理化を行い、極力経費を抑制するよう努めるとともに、その時々の経済情勢、格段に厳しさを増している財政事情などを勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、節度ある防衛力整備に一層努力する。

基幹部隊の見直しなど

中期防では、防衛大綱で示された体制に移行するため、期間中に達成する目標を示している。中期防期間末（本年度末）までには、陸上自衛隊の２個師団(しだん)を旅団(りょだん)に改編する、このことなどに伴い、編成定数を下げた上、即応予備自衛官を導入する、海上自衛隊の護衛艦部隊（地方隊）のうち２個護衛隊を廃止する、航空自衛隊の要撃戦闘機部隊１個飛行隊を廃止するなどの目標は達成するものと見込まれる。（本節２、資料16参照）

検討課題など

中期防に挙げられた検討課題は次のように措置されている。

⑴　弾道ミサイル防衛（BMD）
Ballistic Missile Defense

弾道ミサイル防衛について、中期防では、「有用性、費用対効果等に関し、総合的見地から十分に検討の上、結論を得るものとする。」としていた。これについては、米国との情報交換も踏まえ、我が国が主体的に判断するために必要な調査研究を行っている。また、昨年から、「弾道ミサイル防衛に係る日米共同技術研究」に着手しており、技術的な実現可能性などを更に見極めるため、引き続き検討を行っている。なお、本件は技術研究であり、開発段階への移行・配備段階への移行は別途判断する性格のものであるとの認識に立っている。（４章１節５参照）

⑵　空中給油機能

空中給油機能について、中期防では、「空中給油機の性能、運用構想等空中給油機能に関する検討を行い、結論を得、対処する。」としていた。この件に関し、昨年12月17日の安全保障会議において、次のとおりとされた。

①　空中における航空機に対する給油機能及び国際協力活動にも利用できる輸送機能を有する航空機については、次期防において速やかに整備を行うこととする。

②　このため、平成12年度予算においては、必要な経費を計上する。

これを受けて、空中給油機能に関する運用研究として必要な経費を、平成12年度予算に計上した。

⑶　固定翼哨戒(しょうかい)機（P－３C）及び輸送機（C－１）の後継機

固定翼哨戒機（P－３C）及び輸送機（C－１）の後継機について、中期防では、「検討の上、必要な措置を講ずる。」としていた。要求される性能を精査するとともに、諸外国の動向を見極めつつ新規開発・外国機の導入・既存の航空機の改造などあらゆる取得方法を念頭に置いて検討を行っている。今後の取得方法の検討に必要な資料を

得るため、仮に両機種とも新規開発が必要となった場合、機体構造の一部や搭載システムなどの共用化を図れば、開発や量産段階でどの程度コストを減らすことができるかということについて調査検討する経費を、平成12年度予算に計上した。

空中給油機能

空中給油機能については、次のように考えています。

・我が国は、専守防衛を旨とし、相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使するなど、憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略をとっています。このような受動的な防衛戦略の下で我が国の防空という任務を果たすためには、航空侵攻に対して、直ちに対処し得る態勢を維持していくことが重要です。

最近は、航空機のステルス化(注)が進み、レーダーによる探知が困難になるとともに、搭載されるミサイルの射程が長くなるなど、航空軍事技術の進歩には著しいものがあります。

このため、要撃機編隊をあらかじめ警戒のために、常に空中待機させ、目標の発見後直ちに要撃し得る態勢をとること(空中警戒待機＝CAP(Combat Air Patrol))が必要不可欠となると見込まれます。

CAPを行う場合、要撃機は、基地からの発進、空中待機、基地への帰投を頻繁に繰り返さなければならず、結果的に多くの要撃機と操縦者が必要になります。しかし、空中給油機能を持つことにより、要撃機が空中で給油を受けて、警戒のための滞空時間を伸ばすことが可能になり、効率的にCAPを行えるようになります。

・日ごろの訓練でも、訓練する戦闘機は、基地と訓練空域との往復のため相当の飛行時間を費やしていますが、訓練空域で空中給油を行うことにより、効率的に訓練ができるようになります。

また、訓練する戦闘機の離着陸回数が減り、基地周辺の騒音対策にもなるとともに、基地周辺の天候が急変し予定の飛行場に着陸できない場合にも、燃料の少なくなった戦闘機に給油した上で他の基地に向かわせるなど、安全面の効果もあります。

さらに、一般に空中給油機能を有する航空機は、胴体上部にはスペースがあり、国際協力活動において多数の人員や、食料・医薬品といった小型の貨物を速やかに空輸することができます。例えば、1998(平成10)年に行ったホンデュラスでの国際緊急援助活動の場合、輸送機(C-130H)が現地に到着するまで3泊4日を要しましたが、こうした移動時間を短くすることができると考えています。

(注)レーダー波が反射しにくい形にしたり、レーダー波を吸収しやすい塗料を使って、相手方のレーダーに映りにくくすること。

所要経費

中期防の実施に必要な防衛関係費の総額の限度は、当初の計画において、平成7年度の価格に換算しておおむね25兆1,500億円程度をめどとしていた。しかしながら、中期防の見直しによって、総額の限度については、約9,200億円規模の減額を行い、おおむね24兆2,300億円程度をめどとすることとなった。その結果、実質的な平均伸び率[i)]は、当初計画の2.1%から0.9%となった。総額の限度の約9,200億円の削減により、正面[ii)]装備の整備の見送りや後方事業の整備ペースのダウンなど、当初の計画に

ⅰ)物価や、為替レートの変動を考慮して、7年度の価格に換算した場合の、年当たりの伸び率。

ⅱ)主として、直接戦闘に使用する戦車、戦闘機、護衛艦などの装備や弾薬をいう。それ以外の分野、すなわち、装備品の修理、油、教育訓練、施設などに関することを「後方」という。

定められた事業の実施が一部見送られた。経費の面から見た中期防の達成率は、見直し後の中期防を対象とした場合、平成8年度から同12年度までの経費を合計すると、おおむね99%程度となっている。また、正面契約額は、見直し後の中期防における見込額のおおむね98%程度であった。

このほか、将来における予見し難い事象への対応、より安定した安全保障環境の構築への貢献など特に必要と認める場合に、安全保障会議の承認を得て使用する1,100億円を限度とする調整枠が設けられている。しかし、これまで使用していない。

関係経費

区　分	前中期防（3〜7年度）[2年度価格]	中期防（8〜12年度）[7年度価格]		
		当初計画	見直し計画	達成状況（達成率）
総　　額	22兆1,700億円	25兆1,500億円	24兆2,300億円	24兆 300億円（おおむね99%程度）
実質平均伸率	2.1%	2.1%	0.9%（注）	0.6%

（注）平成9年度をベースとした計画残期間（平成10年度〜同12年度）の実質平均伸び率は0%である。

（参考）　正面契約額

区　分	前中期防[2年度価格]	中期防［7年度価格］		
		当初計画	見直し計画	達成状況（達成率）
総　　額	4兆4,400億円	4兆2,800億円	3兆9,700億円	3兆9,100億円（おおむね98%程度）
実質平均伸率	△6.2%	1.2%	△1.2%	△1.8%

平成13年度以降の防衛力整備について

現行の中期防衛力整備計画（平成8年度〜平成12年度）終了後の平成13年度以降の中期的な防衛力整備については、今後の政府の検討に係るものであるが、防衛力整備は可能な限り具体的な見通しに立って継続的・計画的に行うべきものである。防衛計画の大綱においても「中期的な見通しの下に経費配分を適切に行うことにより、防衛力全体として円滑に十全な機能を果たし得るように特に配意する」こととされている。

このため、平成13年度以降についても中期的な見通しに立って防衛力整備を進めるとともに、今後の政府としての検討に資する観点から、本年5月以降、防衛庁長官の下で、平成13年度以降の中期的な防衛力整備についての検討を行っている。

中期防衛力整備計画の達成状況

1 主要装備

		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	中期防［見直し計画］整備数量
陸上自衛隊	戦車	18両	18両	17両	17両	18両 (2両)	90両
	火砲	13門	10門	6門	4門	7門	40門
	多連装ロケットシステム	9門	9門	9門	9門	9門	45門
	装甲車	23両	36両	30両	32両	32両 (4両)	157両
	地対艦誘導弾	4両	4両	8両	4両	4両	24両
	AH-1S		1機		1機	1機	3機
	CH-47JA	2機	2機	1機	2機	2機	9機
	ホーク改善用装備品	0.5個群	0.5個群	0.25個群	0.25個群	0.25個群	1.75個群
海上自衛隊	護衛艦	1隻	2隻	2隻	1隻	1隻	7隻
	潜水艦	1隻	1隻	1隻	1隻	1隻	5隻
	その他の自衛艦	3隻	3隻	2隻	6隻	4隻	18隻
	SH-60J	6機	7機	7機	9機	7機 (1機)	37機
航空自衛隊	F-15DJ					4機	4機
	F-2	11機	8機	9機	8機	9機	45機
	CH-47J			2機	1機	(1機)	4機
	T-4	9機	13機	9機	10機	9機 (4機)	54機

（注）（ ）内は中期防（見直し計画）整備数量との差。

2 経費

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	中期防［見直し計画］
防衛関係費	おおむね20%程度	おおむね20%程度	おおむね20%程度	おおむね20%程度	おおむね20%程度	おおむね24兆2,300億円程度［7年度価格］（注）

（おおむね1%程度）

（注）1 このほか、将来における予見し難い事象への対応、より安定した安全保障環境の構築への貢献など特に必要と認める場合に使用し得る1,100億円の調整枠が設けられている。
　　2（ ）内は中期防（見直し計画）との差。

2 自衛隊の新たな体制への移行

基幹部隊の見直しなど

防衛庁は、防衛大綱に定められた体制へ移行するため、次のような基幹部隊の見直しなどを行う。このうち、中期防で計画していたものは、本年度末に達成の見込みである。

(1) 陸上自衛隊

従来の18万人体制を抜本的に見直し、体制をコンパクトにするとともに、防衛力を質的に向上し、我が国に対する武力攻撃及び多様な事態に有効に対応し得る態勢にする。

そのために、防衛大綱では、13個師団（しだん）・2個混成団などを基幹部隊とする18万人体制から、9個師団・6個旅団（りょだん）[i]などを基幹部隊とする16万人（即応予備自衛官1.5万人を含む。）の体制[ii]に移行するとしている。

中期防期間においては、5個師団を改編する。このうち2個については、旅団に改編し、そのうちの1個を空中機動性を高めた旅団とする。また、改編した師団及び旅団のそれぞれについて、その一部の部隊を即応予備自衛官を主体として編成する。これらの改編を通じ、中期防期間末において17.2万人程度（即応予備自衛官5,000人程度を含む。）の体制となる。

(2) 海上自衛隊

防衛大綱では、護衛艦部隊のうち地方隊の10個護衛隊を7個護衛隊にする、2個掃海（そうかい）隊群ある掃海部隊を1個掃海隊群に集約化する、陸上哨戒（しょうかい）機部隊を16個航空隊から13個航空隊にするとしている。中期防期間中に、上記護衛隊を8個護衛隊にするとともに、掃海部隊、陸上哨戒機部隊については移行を完了する。

陸上哨戒機部隊について具体的に述べれば、固定翼哨戒機の1個航空隊を廃止するとともに、固定翼哨戒機部隊及び陸上回転翼哨戒機部隊[iii]のうちそれぞれ1個航空隊を、搭乗員を専門に養成するための教育部隊とする。

このほか、潜水艦部隊には、中期防期間中に教育部隊を新編する。

(3) 航空自衛隊

防衛大綱では、航空警戒管制部隊を28個警戒群から8個警戒群と20個警戒隊[iv]の体制にするとしている。中期防期間中に、2個方面隊の警戒群の一部を警戒隊に改編する。また、要撃戦闘機部隊については、10個飛行隊から9個飛行隊にするとしており、中期防期間中に移行を完了する。

i）旅団は、地域の特性などに応じて普通科部隊と、これを支援する特科、機甲科、施設科、輸送科などの各職種の部隊とからなる。
　地域的にも期間的にも独立して、作戦する能力を持っているが、師団と比べると、規模が小さく、能力も限定されている。
（師団：約6,000人～9,000人、
旅団：約3,000人～4,000人）

ii）他国との距離、政治経済の中枢にあるかなどといった地理的特性に応じて、重要な地域などに師団を、これに準ずる地域などに旅団を配置する。これは、どの方面においても侵略事態の当初から、防衛行動を速やかに、また、効果的に行うためである。

iii）陸上の基地に配備されているヘリコプター部隊。

iv）警戒群の規模を縮小した部隊。

警戒隊で勤務する隊員

(4) 統合幕僚会議の機能の充実など

防衛大綱では、自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、統合幕僚会議の機能を充実させるなどして、各自衛隊の統合的かつ有機的な運用に配意するとし、中期防では必要な措置を講ずるとしている。1998（平成10）年４月に防衛庁設置法などが一部改正（昨年３月施行）され、出動時[i]以外の場合でも、自衛隊の統合運用が必要なとき[ii]には、統合幕僚会議が長官を補佐できるようになった。

i）防衛出動時及び治安出動時。

ii）２以上の自衛隊が、以下の行動などを命ぜられるか又は予測される場合で長官が必要と認める場合。
・海上における警備行動
・災害派遣・地震防災派遣
・国際緊急援助活動など
・国際平和協力業務の実施など
・在外邦人等の輸送
・「周辺事態安全確保法」の規定する対応措置（本章４節２参照）など

自衛隊の新たな体制への移行

区分			前大綱	中期防 見直し計画完成時	現大綱
陸上自衛隊	編成定数		18万人	17万2千人程度	16万人
	常備自衛官定員			16万7千人程度	14万5千人
	即応予備自衛官員数			5千人程度	1万5千人
	基幹部隊	平時地域配備する部隊	12個師団 2個混成団	10個師団 2個旅団 2個混成団	8個師団 6個旅団
		機動運用部隊	1個機甲師団 1個空挺団 1個ヘリコプター団	1個機甲師団 1個空挺団 1個ヘリコプター団	1個機甲師団 1個空挺団 1個ヘリコプター団
		地対空誘導弾部隊	8個高射特科群	8個高射特科群	8個高射特科群
	主要装備	戦車	約1，200両	約1，040両	約900両
		主要特科装備	約1，000門／両	約970門／両	約900門／両
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊（機動運用）	4個護衛隊群	4個護衛隊群	4個護衛隊群
		護衛艦部隊（地方隊）	10個隊	8個隊	7個隊
		潜水艦部隊	6個隊	6個隊	6個隊
		掃海部隊	2個掃海隊群	1個掃海隊群	1個掃海隊群
		陸上哨戒機部隊	16個隊	13個隊	13個隊
	主要装備	護衛艦	約60隻	53隻	約50隻
		潜水艦	16隻	16隻	16隻
		作戦用航空機	約220機	約170機	約170機
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊	28個警戒群 1個飛行隊	〔一部を警戒隊に改編〕 1個飛行隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個飛行隊
		要撃戦闘機部隊	10個飛行隊	9個飛行隊	9個飛行隊
		支援戦闘機部隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊
		航空偵察部隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊
		航空輸送部隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊
		地対空誘導弾部隊	6個高射群	6個高射群	6個高射群
	主要装備	作戦用航空機	約430機	約390機	約400機
		うち戦闘機	約350機	約290機	約300機

即応予備自衛官制度

(1)　即応予備自衛官の意義

防衛大綱では、平素から部隊を効率的に保持するとともに、事態の推移に円滑に対応し得る弾力性を保つとしている。このため、陸上自衛隊の一部の部隊を、新たに、即応性の高い即応予備自衛官を主体とする編成とした。即応予備自衛官は、常時勤務する自衛官[i]（「常備自衛官」）とともに、陸上自衛隊の編成定数により示された、陸上防衛力の基本的な枠組みの一部と位置付けられている。すなわち、第一線部隊の一員として運用し得るよう、即応予備自衛官には、予備自衛官よりも高い練度と即応性が要求される。（本章３節１、５章１節５参照）

(2)　即応予備自衛官制度の概要

即応予備自衛官は、自衛隊が防衛出動や治安出動、また、災害派遣などを行う際[ii]に、命令によって招集された場合には、あらかじめ指定されている部隊で自衛官として勤務する。具体的な運用は、次のとおりである。

①　部隊の編成に当たり、例えば、師団などの４個普通科連隊のうち１個連隊及びこの連隊に協同[iii]する特科（とっか）などの各職種[iv]の部隊を、即応予備自衛官を主体として編成する。

②　防衛出動時において、この部隊は、作戦地域における後方の陣地の守備、前方の部隊の予備などに運用する。また、治安出動、災害派遣などにおいては、常備自衛官からなる部隊と、同様な任務に当たることができる。

③　この運用構想を踏まえ、中隊などが、最小限、基本的な戦術行動を行えるように、練度を維持する。このため、即応予備自衛官を年間30日の訓練に従事させる。

i）これに対して、予備自衛官、即応予備自衛官は、通常、別の職業に就いており、防衛招集等を受けて出頭したときに自衛官となる。

ii）事態が緊迫し、防衛出動命令、治安出動命令が発せられることが予測される場合を含む。

iii）ある目的を達成するために、指揮関係のない２以上の部隊が相互に協力すること。

iv）作戦・戦闘において機能的に果たすべき役割に応じて区分されたもの。一般的に、この職種ごとに、基本的な教育訓練や人事管理を行う。

即応予備自衛官制度の概要（一例）

3 平成12年度の防衛力整備

主要事業

(1) **基本方針**

本年度は、特に、国民の生命と安全にかかわる重要事態に対応し得る態勢を整えるとの留意点が加わったことに特徴がある。具体的には、次のとおりである。

見直し後の中期防の最終年度として、引き続き取得改革を進めることなどにより、聖域なく経費の縮減を行いつつ、防衛力全体として均衡のとれた態勢の維持、整備を図る。その際、特に以下の点に留意する。

① 防衛大綱に示された新たな防衛力の水準への円滑な移行に配意しつつ、基幹部隊の見直しを行う。

② 正面装備は、諸外国の技術水準の動向に対応し得るよう、老朽装備を更新し、近代化を進めることを基本に整備する。

③ 自衛隊の維持運営及び教育訓練などの水準の維持向上を図る。また、生活関連施設などの整備、処遇改善など隊員の士気を保つ施策を進めるとともに、引き続き、各種の事業全般にわたって効率化と合理化を図る。

④ 不審船事案、ゲリラ・コマンドウ攻撃、NBC(Nuclear, Biological, or Chemical)[i]による攻撃や災害などに有効に対応し得るよう装備面、訓練面、研究面などで充実を図る。また、引き続き、安全保障対話などの活動、情報収集・分析体制及び指揮通信機能を充実させる。

i)核、生物、化学。
核・生物・化学物質といった、大量破壊兵器に関連する物質の総称。一般に「NBC兵器」という使い方をする。

(2) **主な事業内容**(資料18、19参照)

① 装備の更新及び近代化

・陸上自衛隊

99式自走155mmりゅう弾砲の導入に伴い、弾薬補給に使用する99式弾薬給弾車を新たに整備する。引き続き、99式自走155mmりゅう弾砲、多連装ロケットシステムMLRS(Multiple-Launch Rocket System)、90式戦車、観測ヘリコプターOH-1及び88式地対艦誘導弾などを整備する。また、改良ホークの改善を行う。

観測ヘリコプターOH-1

第3章 我が国の防衛と日米安全保障体制に関連する諸施策

潜水艦「みちしお」の進水式

救難捜索機MU-2（左）はU-125A（右）に更新

・海上自衛隊

補給能力や医療機能などを向上させた補給艦（AOE）を、新たに整備する。また、引き続き、護衛艦（DD）、潜水艦（SS）、掃海艇（MSC）、ミサイル艇（PG）、哨戒（しょうかい）ヘリコプター（SH-60J）などを整備するとともに、不審船対処関連事業として、ミサイル艇（PG）の整備に当たり速力などの向上を図る。

・航空自衛隊

新たに、初等練習機（T-3）の後継として新初等練習機を整備する。このほか、監視能力を向上させるため早期警戒機（E-2C）を改善する。また、組織的に戦闘する能力及び低高度で高速侵入する目標に対処する能力を向上させるため、地対空誘導弾（ペトリオット）の改善を行う。

また、引き続き、支援戦闘機（F-2）、輸送ヘリコプター（CH-47J）、救難捜索機（U-125A）、救難ヘリコプター（UH-60J）、中等練習機（T-4）、輸送機・救難機等基本操縦練習機（T-400）などを整備する。

② 情報・指揮通信能力

防衛力を有機的かつ迅速に運用できるよう、情報収集・分析体制を整備し、指揮通信機能を充実させる。

情報については、情報本部に緊急・動態部[i)]（仮称）を新設するとともに、情報本部の運用態勢を充実するための要員を確保する。このほか、弾道ミサイルに関する情報機能を強化するため、固定式3次元レーダー装置（J/FPS-3）の探知追尾精度などを向上させる。

i）ミサイル発射や不審船の発見などといった、緊急性が極めて高い情報（緊急情報）や周辺国の軍事的な活動などに関する情報（動態情報）を収集・処理・評価し、防衛庁の所要の部署に連絡・配布などを行う。

指揮通信については、新たに、経済新生特別枠でコンピュータ・セキュリティ基盤を整備する（4章1節5参照）。

また、引き続き、新中央指揮システム（NCCS：New Central Command System）、固定式3次元レーダー装置（J/FPS-4）、防衛統合ディジタル通信網（IDDN：Integrated Defense Digital Network）及び衛星通信機能を整備する。

新庁舎における新中央指揮システム(NCCS)の整備

防衛出動を始めとして自衛隊が行動する場合、防衛庁長官が情勢を把握し、意思決定を行い、命令を伝達するという一連の活動が行われます。防衛庁は、このような場合で、緊急に対応しなければならない際に、一連の活動を速くかつ正確に支援するためのシステムについて、昭和50年代に検討しました。その検討を踏まえ、中央指揮システムを整備し、1984(昭和59)年度から運用を開始しました。この中央指揮システムは、情報を集約する機能、命令を伝達する機能から構成され、艦艇や航空機の動きを中央で把握することが可能でした。

こうした情報集約、指揮統制の機能は、人体に例えると中枢神経に当たるといえます。いくら人員や装備を持っていても、速くかつ正確に情報を集め、命令などを伝えられなければ、防衛力を効率よく機能させることはできません。特に、近年は、自衛隊が災害派遣など多様な役割を担うことへの期待が高まるとともに、軍事技術の進歩により、戦況が速く展開するようになりました。このため、より速くより正確に情報を受け取った上で、中央で意思決定を行い、決定事項を部隊に伝えるといった、情報集約、指揮統制が従来にも増して重要になってきました。

このような変化に対応するため、中枢神経の働きをより活性化させようというのが、新中央指揮システムのねらいです。情報通信分野での技術動向を踏まえ、情報集約、指揮統制の機能をより高めるため、96(平成8)年度から整備に着手し、本年度末から市ヶ谷地区において本格運用する予定です。

この新システムは、旧システムに比べ、情報の集約を行う能力が大きく向上するほか、事態への対処計画や部隊の状況を分かりやすく表示することも可能となりました。また、首相官邸や関係省庁とも通信をすることが可能です。(5章2節　コラム参照)

新中央指揮システムの概要

③　教育訓練（本章3節2参照）

国際化に対応するため、引き続き、留学生の派遣・受け入れの充実、平素からの語学教育の充実・強化、国際平和協力業務などに関する教育訓練の充実などを行う。

また、装備品の高度化に対応した教育訓練のため、新たに、新野戦特科（とっか）射撃指揮装置（FADAC）（Field Artillery Digital Automatic Computer）の整備修理実習用教材、輸送用エアクッション艇（LCAC）（Landing Craft Air Cushioned）訓練装置、F−2用フライト・シミュレーターなどの教育器材を整備する。

さらに、部隊の練度の維持向上を図るため、引き続き、各種の訓練や演習などを行う。なお、ゲリラ・コマンドウ攻撃に備え、新たに、我が国の沿岸部などを警備地区に持つ部隊を対象に警戒監視や現地偵察の訓練を行う。

④　隊員施策

隊員の高い士気を保つため、生活関連施設の整備や諸手当の改善などを通じて処遇改善の施策を進める。生活関連施設については、隊舎[i)]の新設や改修を行う。また、宿舎[ii)]の新設や建て替え、古くなった宿舎の改修などを進める。さらに、隊員の勤務環境を改善するため、警衛所、消防所などの老朽施設を優先して建て替えなどを進める。このほか、特別警備隊員手当[iii)]の新設、危険航空作業手当の支給範囲の拡大、防衛功労章[iv)]の授与範囲の拡大などを行う。

i）駐屯地や基地内にある隊員の居住施設。

ii）駐屯地や基地の外にある結婚している隊員などの居住施設。

iii）海上警備行動時において不審船の武装解除・無力化を行うため海上自衛隊の部隊として新編される特別警備隊の隊員に対して支給する手当。

iv）自衛隊の任務達成に貢献した隊員に与えられる賞詞に添えて授与される。公式の場で着用するもので、その功績を顕彰し、隊員の士気高揚を図る。

老朽化した警衛所

建て替えた警衛所

⑤　研究開発

平成12年度に新たに開発に着手する代表的なものは、次のとおりである。

・陸上自衛隊の方面隊や師団(しだん)において、敵の通信電子活動を妨害するために使う新通信電子妨害システム

・高速化・ステルス化された対艦誘導弾や航空機を撃ち落とすために、護衛艦に装備されている76㎜砲の砲弾を最適な位置で作動させるための信管

⑥　組織の改編など（本節２参照）

陸上自衛隊は、新たな体制に移行するため、第12師団を空中機動性を高めた旅団(りょだん)に改編する。これに伴い、ヘリコプターを増やし、我が国の防衛に加え大規模災害、山林火災などの多様な事態にも軽快かつ機敏に対応する。一方、編成定数を約7,000人から約4,000人に減らすとともに、即応予備自衛官約500名を導入する。

また、従来、各学校などで個別に行われていた運用や装備などの研究については、その部門・要員を集約・一元化し研究本部を新設する。

（注）このほか、高機動車、近距離地対空誘導弾を導入するなどして装備を近代化。

海上自衛隊は、新たな体制に移行するため、固定翼哨戒機部隊１個航空隊を廃止する。

他方、舞鶴(まいづる)飛行場（仮称）の施設整備の進展に伴い、第21航空群（館山(たてやま)）を改編し、第123航空隊舞鶴航空分遣隊(ぶんけんたい)などを新編する。さらに、海上警備行動時において不審船の武装解除・無力化を行うため特別警備隊を新編する。

航空自衛隊は、新たな体制に移行するため、要撃戦闘機部隊１個飛行隊を廃止する。他方、情報機能を強化するため、主な作戦情報部門を整理・統合して作戦情報隊を新編する。

また、前に述べたとおり、情報本部に緊急・動態部（仮称）を新設する。

⑦　衛生及び航空安全

引き続き、自衛隊病院などに医療器材を整備するとともに、着陸誘導装置の更新など、各種の航空安全施策を進める。

⑧　重要事態への対応（４章１節参照）

不審船対処のため、前述のとおり特別警備隊を新編するとともに、ミサイル艇（PG）の整備に当たり速力などの向上を図る。また、ゲリラ・コマンドウ攻撃対処のため、訓練シミュレーターの整備や米陸軍における研修などを行う。NBC対処のためには、部外有識者を中心とした会議の開催、陸上自衛隊研究本部に特殊武器研究官を置き研究体制を整えることなどを進める。

在外邦人などの輸送任務に対応するため、通信器材や防弾チョッキなどを整備するとともに、訓練などを行う。

災害派遣対策としては、トラック、小型ドーザ、野外炊具など災害派遣に活用できる装備品の取得に努めるとともに、各種の災害に対処する訓練のための経費を計上する。

また、弾道ミサイル防衛については、昨年度に続き、日米共同技術研究を行う。

このほか、国際緊急援助活動及び国際平和協力業務のため、地図や地誌[i]を整備したり、熱帯医学[ii]の研修・研究などを行う。

i）自衛隊の行動に関係ある地理及びこれらに関連する地域研究の成果。

ii）我が国においては、海外からの帰国者を除いて熱帯病にかかることはない。国際緊急医療援助活動などで診療・治療に当たるため、医療技術や健康管理について海外で研修を行う。

「安全保障対話の充実等」関連予算額の推移

⑨　安全保障対話の充実及び軍備管理などに対する協力（４章２節３、４参照）

初めて、我が国で、太平洋地域陸軍管理セミナー（PAMS）[iii]を開催（米太平洋陸軍と共催）する。また、引き続き、アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラムなどの各種の政策的交流や学術的交流を行う。さらに、ミサイル輸出管理レジーム（MTCR）会合への参加などを行うほか、外国人留学生施設の建設、外国人留学生に対する給付金の支給などを行う。

Pacific Armies Management Seminar

Missile Technology Control Regime

⑩　その他

中期防の検討課題であった空中給油機能に関する運用研究、輸送機（C－１）及び固定翼哨戒機（P－３C）の後継機の検討に役立てるための調査研究を行う。

iii）米国と参加国の持ち回り共催により、アジア太平洋地域の各国陸軍が地上部隊を育成するための効率的で経済的な管理技法に関して情報交換を行う場である。1993（平成５）年の第17回より参加している。本年は、24回目で、初めて日本で開催する。

昨年に続き、防衛調達に関する改革を進めるため、防衛調達適正化事業、調達機構改革、再就職に関する施策を充実させる。具体的には、防衛装備品の調達を適正に行うための事業として、部外有識者によるチェック体制を整えるとともに、契約企業の調査などを行う。また、企業の経理処理について検証できるようにし、原価計算処理を改善するなどして、業務体制の強化などを行う。（調達機構改革について

は5章4節2を、再就職関係については、本章3節1及び5章4節2を参照）

このほか、原則として、平成11年度から同13年度までの3年間で装備品などの単価を10％低減させる。本年度は、昨年度より更に3％単価を引き下げる。[i)]

i）昨年度と本年度合わせて契約ベース（当年度と次年度以降の金額を合計したもの）で約510億円低減された。

また、公正審査会及び自衛隊離職者就職審査会を廃止し、防衛人事審議会を新設するほか、自衛隊員倫理法の成立に伴い、自衛隊員倫理審査会を新設する。

⑪　防衛施設関連施策

5章2節、3節において記述する。

防衛関係費

防衛関係費は、自衛隊を維持運営するための経費のほか、防衛施設周辺の生活環境の整備、在日米軍駐留支援、安全保障会議の運営などに必要な経費を含んでいる。

平成12年度の防衛関係費は、前に述べたとおり、中期防の最終年度としてその着実な達成を図り、防衛力全体として均衡のとれた態勢を維持、整備すること、また、引き続き、取得改革を始めとするあらゆる経費の節減努力を行うことを基本としている。この際、特に、不審船事案、ゲリラ・コマンドウ攻撃、NBCによる攻撃や災害など国民の安全にかかわる重要事態に適切に対応し得る態勢を整えることに配意している。平成12年度の防衛関係費の総額は、4兆9,218億円、対前年度17億円の増加（沖縄に関する特別行動委員会[ii)]（SACO）関係経費を除く。）と引き続き抑制されたものとなっているが、前年度からの増加は3年ぶりである。
Special Action Committee on Okinawa

ii）沖縄県に所在する米軍施設・区域に係る諸課題に関し、協議することを目的として、95（平成7）年11月に設置された日米の委員会。

なお、平成12年度予算においては、SACO関係経費について140億円が予算措置されており、これを含めた防衛関係費の総額は、対前年度比0.1％増の4兆9,358億円となる。

（資料20、21参照）

防衛関係費の概要

区　分	平成12年度	
防衛関係費	49,218億円	49,358億円
対前年度伸率	0.0％	0.1％
対ＧＤＰ比	0.987％	0.989％
対一般会計比	5.8％	5.8％
後年度負担額	29,819億円	29,884億円
（うち新規分）	（17,518億円）	（17,537億円）
（うち既定分）	（12,301億円）	（12,347億円）

（注）１金額は四捨五入によるため、計と符合しないことがある。
２左欄はSACO関係経費を除いたもの、右欄は含んだものである。

（注）防衛関係費のうち下段（　）内はSACO関係経費を含む場合。

⑴　防衛関係費の内訳

①　経費別内訳

防衛関係費は、隊員の給与や食事のための「人件・糧食費」と、装備品の修理・整備、油の購入、隊員の教育訓練、装備品の調達などのための「物件費」とに大別される。更に物件費は、過去の契約に基づき支払われる「歳出化経費」[i]と、その年度の契約に基づき支払われる「一般物件費」とに分けられる。防衛庁では、このような分類の仕方を経費別分類と呼んでいる。この分類に基づき平成12年度予算を表すと次に示す図表のとおりである。

このグラフからも分かるように、歳出予算で見た防衛関係費は人件・糧食費と歳出化経費という義務的な経費が約８割を占めている。また、一般物件費についても、装備品の修理や教育訓練に要する経費、在日米軍駐留経費、基地対策経費[ii]のような、維持的又は義務的な経費がかなりの部分を占めている。

平成12年度については、人件・糧食費が定年退職者の増加などによって前年度より増加している。また、歳出化経費は前年度より減っているが、これは、円高の進行による影響のほか、防衛関係費全体が抑制される中で、自衛隊の維持運営にかかる経費を最小限確保するという観点から、やむを得ず630億円の繰延べを行うことによるものである。一般物件費については、不審船事案を始めとする重要事態への対応や新中央指揮システム（NCCS）の本格的な運用に必要な経費が増えたことなどによって前年度より増加している。

②　機関別内訳及び使途別内訳

このほか、平成12年度防衛関係費を陸・海・空各自衛隊、防衛施設庁などの機関別、人件・糧食費、装備品等購入費などの使途別に分類すると次に示す図表のとおりである。（資料22参照）

ｉ）艦船や航空機など主要な正面装備の調達、宿舎などの建設には複数年度にわたるものがある。このため、最長５年間にわたる製造などの契約をするための予算措置が行われ、当年度の予算で支払われる前金以外は、後年度負担となる。これは、将来の一定の時期に支払うことを契約時にあらかじめ国が約束したものである。歳出化経費は、この支払い時期に応じて予算に計上される経費のことである。

ii）代表的なものは、住宅防音事業の経費。

平成12年度防衛関係費の内訳

経費別内訳

（注）1（　）は予算額、単位：億円。
2　このほか、140億円のSACO関係経費がある。

機関別内訳

（注）1（　）は予算額、単位：億円。
2　このほか、140億円のSACO関係経費がある。

使途別内訳

人件・糧食費　：隊員の給与、食糧の経費
装備品等購入費：戦車、艦船、航空機などの購入費
維持費等　　　：教育訓練費、装備品等の維持費など
基地対策経費　：基地周辺対策費、在日米軍駐留経費など
施設整備費　　：飛行場、隊舎などの整備費
研究開発費　　：装備品等の研究開発費

（注）このほか、140億円のSACO関係経費がある。

(2)　各国との比較

各国の国防費は、それぞれの社会経済体制や、例えば徴兵制を採用しているか志願制を採用しているかといった軍事制度、さらに、予算制度の違いがあり、一義的に把握することはできない。また、国際的に統一された定義もなく、公表されている国防費の内訳も明らかでない場合が多い。

さらに、各国の国防費の比較に際しては、それぞれの通貨単位を外国為替相場のレートによりドルに換算することが一般的であるが、この方法で換算した国防費は、必ずしもその国の物価水準に照らした価値を正確に反映するものとはならない。

以上のようなことから、我が国の防衛関係費と各国が公表している国防費とをドル換算した上で、単に金額のみを比較することには限界がある。

なお、各国の物価水準を考慮したレートとしては、各国においてどれだけの財及びサービスを購入し得るかを評価した購買力平価がOECD（経済協力開発機構）（Organization for Economic Co-operation and Development）によって公表されている。これを用いて、各国が公表する国防費をあえてドルに換算すれば、下の図表のとおりである（OECDが公表している購買力平価に関するデータが存在しないロシア、中国を除く。）。（資料23参照）

主要国の国防費［1998年度］

国　名	国防費（単位：百万ドル）	1人当たりの国防費（単位：ドル）	国防費のGDPに対する比率（％）
日本	30,055	237	0.95
米国	256,122	952	3.0
英国	33,697	569	2.6
ドイツ	23,226	283	1.2
フランス	27,571	469	2.2

（注）１　国防費については、各国予算書、国防報告などによるものであり、ドル換算については購買力平価（OECD公表）を用いている。
『1ドル＝164円＝0.660ポンド＝2.01マルク＝6.70フラン』
２　人口についてはOECD資料による。GDPについては、各国資料による。

第3節　防衛力を形成する基盤

―人的及び物的な基盤の充実を図るために―

自衛隊[i)]は、我が国の防衛という国家存立にとって最も基本的な役割を担う専門の組織であり、そのために必要な各種の機能を備えた様々な部隊、機関などで構成されている。自衛隊が任務を有効に遂行するため、人的及び物的な基盤を整えることが重要である。

自衛隊の隊員は、その職務の特殊性などから、採用形態や処遇などにおいて一般の公務員とは異なる特徴[ii)]を持つ。人的基盤を充実させるため、こうした特徴を反映した人事施策を行う必要がある。また、組織を効率的に運営し、多様な任務を遂行し得るよう、隊員一人ひとりが、日々の教育訓練などを通じて自らを鍛練し知識・技能を修得して向上させることなどが、人的な基盤の充実を図る上で不可欠である。

さらに、軍事科学技術の進歩に応じて装備の性能を高め、任務遂行に必要な数量を確保するという物的な基盤の充実も、自衛隊という実力組織を形成する上で重要である。

本節では、自衛隊の組織と人、日々の教育訓練について、また、装備を供給する基盤である防衛生産・技術基盤を維持する重要性について説明する。

i ）防衛庁と自衛隊は、共に同一の防衛行政組織である。
　防衛庁といった場合には、これを、陸・海・空各自衛隊を管理・運営することなどを任務とする行政組織の面をとらえているのに対し、自衛隊といった場合には、我が国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている。

ii ）自衛隊員は、自衛隊法に定められた防衛出動などの任務に当たる必要があることから、国家公務員法第２条において特別職の国家公務員と位置付けられ、一般職公務員とは独立した人事管理が行われている。

1 自衛隊の組織と人

自衛隊の組織

自衛隊は、我が国の防衛という任務を全うするため、実力組織である陸・海・空各自衛隊（巻末「陸・海・空各自衛隊の編成」、「主要部隊などの所在地」参照）を中心に、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、調達実施本部、防衛施設庁など、様々な組織で構成されている。

防衛庁長官は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、自衛隊の隊務を統括する。この長官を補佐する機関として、内部部局、陸・海・空各幕僚監部（ばくりょうかんぶ）及び統合幕僚会議が置かれている。内部部局は、自衛隊の業務の基本的事項を担当する。各幕僚監部は、各自衛隊の隊務に関するスタッフ機関であり、陸・海・空各幕僚長は、各自衛隊の隊務に関する最高の専門的助言者として長官を補佐する。また、統合幕僚会議は、統合幕僚会議議長並びに陸・海・空各幕僚長をもって組織され、出動時[iii)]及び大規模災害など出動時以外で統合運用が必要な場合に、自衛隊に対する指揮命令の基本及び統合調整、統合部隊の運用などについて長官を補佐する（２章１節３参照）。なお、同会議には、事務局、情報本部[iv)]及び統合幕僚学校が置かれている。

なお、中央省庁等改革については、来年１月に新たな体制への移行を開始する予定であり、防衛庁の主な組織改編は次ページ下の図表のとおりである。

iii）防衛出動時及び治安出動時。

iv）各種の情報を集約の上、総合的に処理・分析して、国際軍事情勢などの自衛隊全般を通じて必要とされる情報などを作成し、防衛庁の関係機関に提供しており、いわば、庁の中央情報組織として機能している。

防衛庁の組織図
内　閣
内閣総理大臣
安全保障会議
防衛庁長官
(国務大臣)
総括政務次官
政務次官
事務次官
参　事　官
(内 部 部 局)
官房長・局長
長官官房
防衛局
運用局
人事教育局
経理局
装備局
防衛施設庁
統合幕僚会議議長
統合幕僚会議
陸上幕僚長
陸上幕僚監部
海上幕僚長
海上幕僚監部
航空幕僚長
航空幕僚監部
防衛大学校
防衛医科大学校
防衛研究所
技術研究本部
調達実施本部
防衛施設中央審議会
自衛隊員倫理審査会
公正審査会
自衛隊離職者就職審査会
事務局
情報本部
統合幕僚学校
陸上自衛隊の部隊及び機関
海上自衛隊の部隊及び機関
航空自衛隊の部隊及び機関
共同機関
自衛隊体育学校
自衛隊中央病院
自衛隊地区病院
自衛隊地方連絡部
中央省庁等改革に関連した防衛庁の組織改編(平成13年1月予定)
【現行】
【改編後】
内部部局（1官房5局）
長官官房
防衛局
運用局
人事教育局
経理局
装備局
・中央省庁等改革の方針
内部部局の官房・局の数の削減。
・予算要求から最終的な防衛装備品の納入までの調達面における一貫性と統一性の確保。
内部部局（1官房4局）
長官官房
防衛局
運用局
人事教育局
管理局
原価計算部(1課5官)
調達実施本部
原価計算部門（6課）
契約部門（14課1室）
原価計算部門と契約部門の相互けん制を十分に機能させる。
契約本部
契約部門（14課1室）
防衛調達の透明性と公正性を向上。部外有職者を活用。
防衛調達審議会
公正審査会
自衛隊離職者就職審査会
・中央省庁等改革の方針
審議会の整理統合化の推進。
防衛人事審議会
防衛施設庁
労務部
防衛施設局
・中央省庁等改革の方針
政策の実施に関係する国の事務事業は独立行政法人を活用。
防衛施設庁
労務部
防衛施設局
独立行政法人
駐留軍等労働者労務管理機構(注)
(14年4月～)
(注)　駐留軍等労務者の労務管理等事務の一部。

防衛庁の組織の概要

組　織	概　要
陸上自衛隊 （巻末の「主要部隊などの所在地」参照）	○方面隊 ・複数の師団、旅団やその他の直轄部隊（施設団、高射特科群など）をもって編成。 ・5個方面隊あり、それぞれ主として担当する方面の防衛に当たる。 ○師団及び旅団 戦闘部隊と戦闘部隊に対し後方支援を行う後方支援部隊などで編成。
海上自衛隊（同上）	○自衛艦隊 ・護衛艦隊、航空集団（固定翼哨戒機部隊などからなる。）、潜水艦艦隊などを基幹として編成。 ・主として機動運用によって日本周辺海域の防衛に当たる。 ○地方隊 5個の地方隊があり、主として自衛艦隊の支援及び担当区域の警備に当たる。
航空自衛隊（同上）	○航空総隊 ・3個の航空方面隊及び南西航空混成団をもって編成。 ・主として全般的な防空任務に当たる。 ○航空方面隊 航空団（戦闘機部隊などからなる。）、航空警戒管制団（航空警戒管制部隊からなる。）及び高射群（地対空誘導弾部隊からなる。）を基幹として編成。
防衛大学校 （神奈川県横須賀市）	○将来の幹部自衛官を育成するための機関 一般の大学と同じく大学設置基準に準拠した教育を行うほか、将来の幹部自衛官を育成するための教育訓練を行う。 ○一般大学の博士課程に相当する理工学研究科（前期及び後期課程）及び修士課程に相当する安全保障研究科を設置。 高度の知識及び研究能力を修得させるための教育訓練を行う。
防衛医科大学校 （埼玉県所沢市）	○将来の医師たる幹部自衛官を育成するための機関 一般の大学と同じく大学設置基準に準拠した教育を行うほか、将来の医師たる幹部自衛官を育成するための教育訓練を行う。 ○一般大学の博士課程に相当する医学研究科を設置。 高度の知識及び研究能力を修得させるための教育訓練を行う。
防衛研究所 （東京都目黒区）	○防衛庁のいわばシンクタンクに当たる機関 ・自衛隊の管理および運営に関する基本的事項の調査研究を行う。 ・戦史に関する調査研究及び戦史の編纂を行う。 ・幹部自衛官その他の幹部職員の教育などを行う。 ・付設の図書館では、歴史的に価値のある書籍や資料などを管理。
技術研究本部 （東京都新宿区）	○装備に関する研究開発を一元的に行う機関 ・各自衛隊の運用上の要求などに応じて研究開発を行う。 ・対象となる分野は、各自衛隊が使用する火器・車両、船舶、航空機を始めとして被服や食料に至るまで幅広い。
調達実施本部 （東京都新宿区）	○自衛隊の任務遂行に必要な装備品などの調達を一元的に行う機関 ・必要な装備品などとは、火器・弾薬、燃料、誘導武器、船舶、航空機、車両など。 ・防衛費全体の約3割に相当する予算額を執行する。 ○本部と地方機関である五つの支部で構成。
防衛施設庁 （東京都新宿区）	○自衛隊施設や在日米軍施設・区域の取得、財産管理、建設事務及び周辺対策、在日米軍に勤務する日本人従業員の労務管理、在日米軍の違法な行為により生ずる損害の賠償などの事務を行う機関 ○本庁と地方支分部局である八つの防衛施設局で構成。

防衛庁職員の内訳

（2000.3.31現在の定員）

防衛庁職員	特別職			防衛庁長官
				総括政務次官
				政務次官
		自衛隊の隊員	定員内	事務次官
				参事官等 279人
				事務官等 24,359人
				自衛官 265,737人
			定員外	即応予備自衛官 4,372人
				予備自衛官 47,900人
				防衛大学校学生
				防衛医科大学校学生
				非常勤職員
	一般職	定員内		事務官等 89人
		定員外		非常勤職員

自衛官の階級と定年年齢

階級	略称	定年年齢
陸将・海将・空将	将	60歳
陸将補・海将補・空将補	将補	
1等陸佐・1等海佐・1等空佐	1佐	56歳
2等陸佐・2等海佐・2等空佐	2佐	55歳
3等陸佐・3等海佐・3等空佐	3佐	
1等陸尉・1等海尉・1等空尉	1尉	54歳
2等陸尉・2等海尉・2等空尉	2尉	
3等陸尉・3等海尉・3等空尉	3尉	
准陸尉・准海尉・准空尉	准尉	
陸曹長・海曹長・空曹長	曹長	
1等陸曹・1等海曹・1等空曹	1曹	53歳
2等陸曹・2等海曹・2等空曹	2曹	
3等陸曹・3等海曹・3等空曹	3曹	
陸士長・海士長・空士長	士長	—
1等陸士・1等海士・1等空士	1士	
2等陸士・2等海士・2等空士	2士	
3等陸士・3等海士・3等空士	3士	

（注）1　統合幕僚会議議長の定年年齢は62歳。
2　医師、歯科医師及び薬剤師である自衛官並びに音楽などの職務に携わる自衛官の定年年齢は別に定められている。

自衛隊の隊員

自衛隊員は、左図のように自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官と事務官、技官、教官などに分けられる。

(1)　**自衛官**（資料24参照）

①　採用など

自衛官は、個人の自由意思に基づき入隊するという志願制度の下で、幹部候補生、曹候補者又は、2等陸・海・空士などとして採用される（資料25参照）。自衛官の募集業務の特色は、地方公共団体などの協力の下、全都道府県に配置されている自衛隊地方連絡部という組織が行っていることにある（合計50か所（北海道のみ4か所））。自衛官は、採用後、教育訓練などによって職務の遂行に必要な知識や技能を向上させなければならない。また、勤務実績、功労に基づく選考や試験を通じて、上位の階級に昇任する道が開かれている点も特色の一つである。

自衛官の任用制度で、一般の公務員と比べ大きく異なっている点は、「若年定年制」と「任期制」という制度がとられていることである。「若年定年制」は、一般の公務員より若い年齢で退職する制度である。「任期制」は、2年又は3年という期間を区切って任用する制度であり、士の多くがこの制度で採用されている。これらは、自衛隊の精強さを保つために設けられているものであるが、隊員は、退職後の生活基盤確保のため、再就職することが必要であり、施策を講ずる必要がある（本項④参照）。

②　給与

自衛隊が、その任務を果たすため対応すべき事態は、昼夜の別なく起こるものであり、隊員は、いつでも職務に従事することのできる態勢になければならない。特に、自衛官の職務の内容は、各種の作戦を行うために航空機に搭乗する、長期間艦艇や潜水艦に乗り組む、落下傘で降下するなど、厳しい側面がある。

このため、防衛庁は、隊員が誇りを持ち安心して職務に従事できるよう、一般職国家公務員と均衡がとれ、かつ、職務の特殊性を考慮した俸給と諸手当を支給している。また、被服の支給や貸与、基地や駐屯地の中に住んでいる曹士（そうし）自衛官などに対して食事の支給を行うとともに、公務若しくは通勤によらないで負傷し、又は病気にかかった場合においても療

養の給付などを受けられる制度を備えている。

③　生活環境

隊舎や艦艇は、曹士自衛官や艦艇乗組員にとって日常生活の場でもある。したがって、その生活環境を整備・充実させることが重要である。そこで、住みやすくするため、隊舎や宿舎の新設や建て替えを進めるとともに、艦艇の生活環境の改善にも努めている。また、隊員の福利厚生の充実を図るために、談話室、図書室、各種売店などを備えた厚生センターの整備なども行っている。

④　就職援護

自衛官の任用制度の概要

（注）1　幹部の階級は、将、将補、1佐、2佐、3佐、1尉、2尉、3尉に区分。
2　医科歯科幹部候補生は、医師、歯科医師国家試験に合格し、所定の教育訓練を修了すれば、2尉に昇任。
3　通信教育などにより、生徒教育3年終了時には高等学校卒業資格を取得可能。
4　看護婦国家試験に合格すれば、2曹に昇任。
5　⇨：採用試験、⇨：試験又は選考

自衛隊は、前述のとおり、精強さを保つため、若年定年制及び任期制という任用制度をとっている。このため、若年定年制の自衛官は、50代半ば以前という一般の公務員より若年での退職を余儀なくされており、その多くは退職後の生活基盤の確保などのため再就職を必要としている。また、任期満了により若くして退職する任期制の自衛官も、その後の長い人生の生計を維持する上で再就職が必要である。（資料26参照）

防衛庁は、人事面における最重要事項の一つとして、退職する自衛官への再就職援護のための様々な施策を講じている。

具体的には、退職予定隊員に対して、社会において有用な技能を身に付ける訓練を行うとともに、再就職に当たっての心構えや再就職に必要な知識などを教育している。

このような就職援護施策は、隊員が安心して職務に励んでいくことや各部隊の士気を高め、優れた資質の若者の入隊を促進するためにも重要である。

また、若年定年で退職する自衛官は、昨年度約3,300人であったが、今後も厳しい雇用情勢が続く中、ほぼ倍増すると見込まれる。

就職補導教育（企業合同説明会）

このような退職多数期を迎えるに当たり、就職援護施策の一層の充実を図る必要があることから、各自衛隊などが有する雇用情報のネットワーク化を進めるほか、職業訓練課目などを充実させて求職希望者の資質の向上を図るなどの施策を推進しているところである。

(2)　即応予備自衛官及び予備自衛官

①　即応予備自衛官

陸上自衛隊に導入されている即応予備自衛官は、退職した自衛官のうち志願する者から選考され、本年３月末現在、約3,400名が採用されている。即応予備自衛官は、平素は別の職業に従事しているが、必要とされる練度を保つため、個人としての訓練と中隊以下の部隊訓練を合わせた年間30日の訓練を行う。これらの訓練は、即応予備自衛官が訓練に出頭しやすいよう、年間数回に分けて行っている。

即応予備自衛官に対しては、防衛招集などに応じる義務を負う対価として即応予備自衛官手当が、訓練招集に応じ訓練に従事する対価として訓練招集手当が支給される。また、一任期３年間にわたり、良好な成績で勤務した者には、勤続報奨金が

再就職援護のための主な施策

区　　分	内　　　容
職業適性検査	適性に応じた進路指導などを行うための検査。
技　能　訓　練	退職後、社会において通用する技能を付与（大型特殊自動車、情報処理技術、クレーン、自動車整備、ボイラー、危険物取扱など）。
自動車操縦訓練	大型自動車免許を取得できるよう内部の施設で実施。
業務管理教育	定年退職予定の自衛官に対し社会への適応性を啓発するとともに、再就職及び退職後の生活の安定を図るために必要な知識を付与。
就職補導教育	任期満了退職予定の自衛官に対し、職業選択の知識及び再就職に当たっての心構えを付与。
通　信　教　育	定年退職予定の自衛官に対し公的資格を取得し得る能力を付与（社会保険労務士、衛生管理者、宅地建物取引主任など）。

支給される。

②予備自衛官

訓練中の即応予備自衛官

予備自衛官制度は、自衛隊の実力を急速かつ計画的に確保することを目的としている。予備自衛官は、退職した自衛官のうち志願する者から選考され、昨年度末現在、陸・海・空各自衛隊合わせて約4万6,000名が採用されている。予備自衛官は、防衛招集された場合には、自衛官となり、後方の警備、後方支援、基地の警備などの要員として勤務する。この必要性を満たすため、予備自衛官は、平素は別の職業に従事しているが、休暇などを利用して、毎年短期間の訓練招集に応じ、練度の維持に努めている。なお、予備自衛官に対しては、予備自衛官手当及び訓練招集手当が支給される。

(3) 事務官、技官、教官など

事務官、技官、教官などは、防衛庁全体で約2万5,000名おり、その数は自衛官の約10分の1に当たる。これらの隊員は、男女を問わず、主として国家公務員採用Ⅰ種試験、防衛庁職員採用Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ種試験により採用され、様々な分野で、業

即応予備自衛官制度と予備自衛官制度との比較

項　目	即応予備自衛官	予備自衛官
基本構想	陸上防衛力の基本的な枠組みの一部として、防衛招集命令、治安招集命令、災害等招集命令を受けて自衛官となって、あらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務。	防衛招集命令を受けて自衛官となって勤務。（陸上自衛隊の予備自衛官については、陸上防衛力の基本的な枠組みの外にある人的勢力として確保。）
防衛招集など	防衛庁長官は、防衛出動命令などが発せられた場合若しくは事態が緊迫し、防衛出動命令などが発せられることが予測される場合又は災害派遣などを命じた場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、各招集命令を発することができる。	防衛庁長官は、防衛出動命令が発せられた場合又は事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、防衛招集命令を発することができる。
採　用	自衛官であった者の志願に基づき選考により採用。	
任用期間	採用の日から起算して3年。任期満了時、志願により引き続き3年を任用期間として任用。	
呼　称	指定階級に「即応予備」を冠して呼称。	指定階級に「予備」を冠して呼称。
訓練招集	1年を通じて30日の訓練に従事。	1年を通じて20日を超えない期間の訓練に従事。（現在は年5日。ただし自衛官を退職後1年未満で出身自衛隊に採用された者の初年は1日。）
手当など	・即応予備自衛官手当：月額16,000円支給 ・訓練招集手当：指定階級に応じて 日額14,200～10,400円支給 ・勤続報奨金：1任期120,000円支給 （良好な成績で勤務した場合） ・即応予備自衛官雇用企業給付金： 月額 42,700円（1人）支給（年額 512,400円）	・予備自衛官手当：月額4,000円支給 ・訓練招集手当：日額8,100円支給

務を行っている。

事務官などは、内部部局での防衛政策の立案、自衛隊の管理・運営の基本に関する業務、全国各地での自衛隊の運営に必要な行政事務(総務、基地対策など)や後方支援業務(整備・補給など)などに従事している。

また、技術研究本部などの技官は、防衛力の技術的水準の維持向上を図るために必要な研究開発などに取り組んでいる。このほか、防衛研究所の教官は、自衛隊の管理・運営に関する基本的な調査研究を行い、防衛大学校や防衛医科大学校などの教官と共に、有能な隊員を育成するための教育に取り組んでいる。なお、技官、教官で、本年3月末現在において、博士号を取得している者は、500名を超えている。

2 日々の教育訓練

自衛隊が、我が国の防衛という任務を遂行するためには、装備品などの充実を図るだけでなく、平素から、指揮官を始め各隊員が高い資質と能力を持つとともに、部隊としても高い練度を保って、実力をいつでも発揮できる態勢にあることが必要である。これは、我が国への侵略を意図する国に対し、それを思いとどまらせる抑止力としての機能をも果たす。

このため、自衛隊は、種々の制約の中で、事故防止など安全確保に細心の注意を払いつつ、隊員の教育や部隊の訓練などを行い、精強な隊員及び部隊の練成[i]に努めている。

隊員の教育

部隊を構成しているのは一人ひとりの隊員である。隊員個々の能力を高めることは、部隊が任務を遂行するための重要な要素である。このため、隊員は、自衛隊の学校及び教育部隊などで、職務を遂行する上で必要な資質を養い、知識及び技能を修得するための教育を受けている（資料27参照）。教育において重視されている事項は、次のとおりである。

① 使命感の育成と徳操の涵養（かんよう）[ii]
② 装備の近代化に対応する知識と技能の修得
③ 基礎体力の維持向上
④ 統率力ある幹部の養成

また、近年、国際平和協力業務の実施や安保対話・防衛交流の展開、軍備管理・軍縮への貢献など国際社会で活動する機会や諸外国とのかかわりが増えている。防衛庁は、こうした場面でも隊員がその能力を十分に発揮できるよう、次の施策を進めている。

① 英語、ロシア語、中国語、朝鮮語などの外国語教育の充実
② 国際平和協力業務のための教育訓練の一つとして、国連平和維持活動への参加実績が多い北欧諸国などへの自衛官の派遣
③ 外国に対する理解を深めるための留学生の交換

i）自衛隊の部隊など及び隊員が訓練を行うことにより練度を向上させ、精強な部隊などを作り上げること。

ii）このための教育は、自衛隊法第52条の「服務の本旨」に基づき、自衛官の基本的な心構えを述べた「自衛官の心がまえ」（資料28参照）に準拠して行う。

トレーナーを使用した教育

隊員に対する外国語教育

部隊の訓練

陸・海・空各自衛隊の部隊などで行われる訓練は、隊員のそれぞれの部門における練度を向上させること及び各種の状況に対応できる精強な部隊を練成することを目的としており、個々の隊員に対する訓練と部隊としての訓練に大別される。

個々の隊員に対する訓練は、職種などの専門性及び隊員の能力に応じて段階的に行われる。部隊としての訓練は、小さな単位の部隊から、大きな部隊へと規模を拡大しつつ訓練を積み重ね、総合的に能力を発揮できることを目標として行われる。

(1)　陸上自衛隊では、普通科（歩兵）、特科（とっか）（砲兵）、機甲科（戦車・偵察）などの各職種ごとの部隊行動の訓練、他の職種部隊と協同した訓練や、普通科部隊などに他の職種の部隊を配属して総合戦力を発揮できるようにした部隊の訓練を通じて、練度の向上を図っている。

これらの訓練は、可能な限り実戦に近い環境下[i)]で行うよう努めている。

また、レーザーを使った交戦訓練装置やコンピュータなどを活用し、訓練成果を客観的に評価している。このほか、大部隊の長距離機動能力を向上させるための師団（しだん）規模での北方機動特別演習などを行っている。

i）特別な器材や、航空機を使うなどして敵からの砲撃や航空攻撃が行われている状態などを設定している。

陸上自衛隊の訓練

(2) 海上自衛隊では、周期訓練方式をとっている。これは、要員の交代や艦艇の検査・修理の時期を見込んだ一定期間を一つの周期としてとらえ、その周期の中に配したいくつかの訓練期間を使って段階的に練度を向上させる方式である。

訓練の初期段階では、戦闘力の基本単位である艦艇や航空機ごとのチームワーク作りを主眼として訓練を行う。その後、練度の向上に伴って応用的な部隊訓練へと移行し、部隊規模を拡大しながら、艦艇相互、艦艇と航空機間の連携の訓練などを行っている。さらに、より大きな部隊間での連携ができるよう、海上自衛隊演習などの総合的な訓練を行っている。

海上自衛隊の訓練

(3) 航空自衛隊は、戦闘機、地対空誘導弾、レーダーなどの先端技術の装備を駆使する集団である。

このため、訓練の初期段階では個人の専門的な知識や能力を段階的に引き上げることを重視しつつ、戦闘機部隊、航空警戒管制部隊、地対空誘導弾部隊などの部隊ごとに訓練を行っている。この際、隊員と航空機などの装備品が一体となり、それぞれが有効に機能し、部隊の持つ総合的な力を発揮させることを目指している。練度が向上するに従って、これら部隊間の連携要領の訓練を行う。さらに、これに航空輸送部隊や航空救難部隊などを加えて、防空を主体とする航空総隊総合演習などの総合的な訓練を行っている。

航空自衛隊の訓練

各自衛隊の主要演習実績（1999年度）

区分	演習名	種別	期間	場所	主要参加部隊	概要
陸上自衛隊	北方機動特別演習		99.6.23～7.29	東北方面区～矢臼別演習場	第6師団基幹 人員約4,100名、車両約1,200両	師団規模での実動演習、長距離機動能力の練成など。
	陸上自衛隊演習（指揮所演習）		2000 2.14～2.24	演習参加部隊の所在する各駐屯地など	陸上幕僚監部、各方面総監部、長官直轄部隊などの人員約3,500名	情勢緊迫段階から我が国に対する武力攻撃までの対処要領を演練。
海上自衛隊	海上自衛隊演習	図上演習	99.9.6～9.9	海上自衛隊幹部学校（目黒）	海上幕僚監部、自衛艦隊司令部、各地方総監部などの人員約300名	情勢緊迫段階から我が国防衛のための海上作戦などについて演練。
		実動演習	99.10.27～11.9	日本周辺海域	自衛艦隊及び各地方隊など 艦艇約110隻、航空機約180機、人員約32,000名	
航空自衛隊	航空総隊総合演習	指揮所演習	99.9.16～9.18	航空総隊司令部（府中）など	航空総隊など 航空機約380機、人員約33,000名	情勢緊迫段階における司令部活動の演練。
		実動演習	99.11.15～11.29	日本全域及びその周辺		防空作戦・艦隊防空などの演練。

統合訓練

我が国に対する武力攻撃があった場合などにおいて、自衛隊が、その能力を最も効果的に発揮するためには、平素から、陸・海・空各自衛隊の統合運用について訓練を積み重ねておく必要がある。このため、自衛隊は、従来、二つ以上の自衛隊が協同して行う統合訓練を実施してきており、次第にその内容の充実を図ってきている。統合訓練は、機能別訓練[i]、作戦別訓練[ii]、統合演習[iii]に区分される。

このうち、統合演習は、統合幕僚会議が計画と実施を担当し、近年は、米軍も加わり日米共同統合演習を実施しており、本年２月には、指揮所演習を行った。また、本年９月には、統合防災演習が、初めて東京都と協力して行われる予定である。（４章１節４参照）

ⅰ）各自衛隊の部隊と統幕事務局などが行う、通信、情報及び後方補給などの機能ごとの統合運用について練成する訓練。

ⅱ）空地作戦、海空作戦など個々の作戦における部隊などの統合運用について練成する訓練。

ⅲ）全般的な対処構想に基づき、各自衛隊の部隊及び統幕事務局などの統合運用について練成する訓練（機能別訓練、作戦別訓練を除く。）。

統合演習の主要実績（1999年度）

演習名	期間	場所	主要参加部隊	概要
自衛隊統合防災演習（指揮所演習）	99.9.1	中央指揮所及び各幕僚監部（檜町）	内部部局、総合幕僚会議、陸・海・空各幕僚監部 人員約180名	大規模震災発生時における統合調整要領について演練。

教育訓練の制約と対応

自衛隊が教育訓練を行うに当たっては、次のような様々な制約がある。

(1)　陸上自衛隊

陸上自衛隊が訓練を行う演習場や射場のある場所は地域的に偏っており、また、その数や広さも十分でないため、大部隊の演習や戦車、対戦車ヘリコプター、誘導弾、長射程の火砲の射撃訓練などを十分には行えない状況にあり、装備の近代化に伴いこの制約は大きくなる傾向にある。また、演習場や射場の周辺地域の都市化に

伴う制約も年々増えている。

こうした制約に対応するため、師団レベルの実動演習を大規模な演習場まで移動して行うなど、限られた国内演習場を最大限に活用している。また、射程が長く国内では射撃できない地対空誘導弾(改良ホーク)や地対艦誘導弾のほか、国内ではその機能を十分に発揮した状態で射撃が行えない対戦車ヘリコプターや戦車などの実射訓練を米国で行っている。

⑵ **海上自衛隊**

訓練海域は、水深などとの関連から、使用できる場所や時期などに制約がある。特に、掃海(そうかい)訓練、潜水艦救難訓練などに適した比較的浅い海域は、一般船舶の航行や漁船の操業などと競合するため、むつ湾や周防灘(すおうなだ)などの一部に限られる。

このため、短期間により多くの部隊が訓練成果を挙げられるような計画を作り、効率的な訓練に努めている。

⑶ **航空自衛隊**

現在25か所ある訓練空域は、十分な広さがない。このため、一部の訓練を行う上で、航空機の性能や特性を十分に発揮できないことがある。

また、訓練空域との往復に長時間を要する基地が多い。さらに、早朝や夜間の飛行訓練や誘導弾の射場についても制約がある。

このため、例えば、国内では得られない訓練環境が得られる米国において、地対空誘導弾(ペトリオット)の実射訓練を行うとともに、米空軍演習(コープサンダー)に参加するなど、練度の向上を図っている。

また、昨年に引き続き、本年も、グアムにおいて実戦的な訓練環境を活用した日米共同訓練[i)]を行った。

i)F-15及びE-2Cが参加。

グアムにおける日米共同訓練

安全管理

自衛隊の任務が、我が国の防衛にあることから、その訓練や行動に危険が伴うことは避けられない。

しかし、国民の生命や財産に被害を与えたり、隊員の生命などを失うことにつながる各種の事故は、絶対に避けなければならない。

このため、自衛隊では、平素から安全管理に細心の注意を払い、射撃訓練時などにおける安全確保に努めている。また、海難防止や救難のための装備及び航空保安無線施設の整備なども進めている。

3 防衛生産・技術基盤の維持

２章１節で述べたように、防衛力は国の安全保障を最終的に担保するものであり、その機能は他のいかなる手段によっても代わり得ない。このような防衛力を適切に整備し、運用していくためには、装備の面においてもそれを支える基盤を維持していくことが不可欠である。この点について、防衛大綱は、装備品などの整備に当たっては、適切な国産化などを通じ防衛生産・技術基盤の維持に配意するとともに、技術進歩のすう勢に対応し、防衛力の質的水準の維持向上に資するため、技術研究開発の態勢の充実に努めるとしている。

装備品の国産化を通じた防衛生産・技術基盤の維持

一般的に、装備の面から見た防衛力は、工業力を中心としたその国の産業力を基盤としているといえる。我が国の場合、装備品の開発及び生産は、主として民間企業の生産能力・技術力を活用して行っており、健全な防衛産業の存在は、装備品のハイテク化・近代化への対応、我が国の国土・国情に合った装備品の取得、装備の安定的な維持・補給あるいは緊急時の急速取得など、適切な防衛力の整備を図る上で重要である。

また、こうした基盤を持つこと自体が、装備品のハイテク化・近代化を可能にするとともに、継戦能力[i]を確保することにもつながるため、抑止力をなすと考えられる。さらに、国内で高い生産能力・技術力を維持することは、外国の装備品を導入する際に、相手国に対する交渉力の保持といった観点からも重要である。

i）継続的に戦える能力。

他方、防衛産業をめぐる環境は、近年、財政事情が一層厳しさを増すとともに、調達数量が減少する傾向にある。

このような中にあって、防衛産業では人員の再配置、設備投資の抑制などの合理化・効率化を進めている。しかし、特殊な技術と設備を必要とする防衛の分野では、一たびその基盤を失うと、回復には長い年月と多くの費用を要する。したがって、厳しい環境の下でいかに健全かつ効率的な防衛生産・技術基盤を維持し、確保していくかが、これまで以上に重要な課題となっている。調達改革などへの取組（５章４節２参照）においても、防衛産業をめぐる内外の情勢を十分調査し、防衛生産・技術基盤への影響にも配意しつつ、改革施策を実施していくこととしている。（資料29参照）

技術研究開発態勢の充実

科学技術の進展に伴う、兵器とそのシステムの高性能化は、戦術・戦法から戦略にまで大きな影響を与え得る。このため、装備品などの技術的水準を将来にわたって維持、向上させることは、特に重要である。

防衛庁は従来、民間の優れた開発力及び技術力を積極的に活用して研究開発を行っている。しかしながら、近年の景気後退、防衛装備品の調達額の抑制傾向に伴い、防衛産業において技術者を削減する場合があるなど防衛産業における研究開発をめ

ぐる環境が変化しており、防衛庁の研究開発の円滑な実施にも懸念が生じかねない状況が続いている。

このような中においても、防衛技術の水準を高く維持する必要があることから、防衛庁は、厳しい経済状況にかんがみ、ライフサイクルコスト[i)]の抑制に十分配意しつつ、装備品などの研究開発を進めることとしている。また、技術進歩のすう勢に対応し、装備品などの開発に有効な先端的技術の確立に資するため、技術実証型研究[ii)]を含む各種研究を行っている。

i)装備品などの研究開発から調達・維持・修理、廃棄までに発生する費用。

ii)技術的なリスクの高い先進技術の有効性及びシステムとしての実現性の検証を行うため、具体的な装備品の開発を前提とせずに、その技術を適用してプロトタイプ(原型モデル)的なものを試作する研究。

防衛庁において開発が完了した主要な装備品など

区分	項目	開発期間（年度）	概要
航空機	中等練習機（T-4）	81～87	航空自衛隊の操縦者教育に使用しているT-33及びT-1の後継機として開発された練習機。
	新対潜ヘリコプター（艦載型）システム（SH-60J）	83～91	対潜ヘリコプター（艦載型）（HSS-2B）の後継機として開発された艦載型の対潜ヘリコプターシステム。
	観測ヘリコプター（OH-1）	92～99	陸上自衛隊の観測用に使用しているOH-6Dの後継機として開発された、小型の観測ヘリコプター。
誘導武器	91式携帯地対空誘導弾	87～90	携帯地対空誘導弾（スティンガー）の後継として、各部隊に装備し、敵の航空機を撃破するための近距離用の地対空ミサイル。
	93式空対艦誘導弾	88～92	主として侵攻する戦闘艦艇を攻撃し、その能力を無力化するために使用する空対艦ミサイル。
	81式短距離地対空誘導弾（改）	89～94	航空機を撃破するための81式短距離地対空誘導弾を改善したもの。
	96式多目的誘導弾システム	90～95	戦車などを遠距離から撃破するとともに上陸前の小型上陸用舟艇を撃破するミサイル。
	99式空対空誘導弾	94～98	2000年代初頭以降の空対空戦闘において脅威となる航空機などに有効に対処し得る中距離空対空ミサイル。
火器・車両	90式戦車	82～89	74式戦車の後継として開発された、120mm戦車砲を搭載するなど火力、機動力及び防護力の向上を図った戦車。
	96式装輪装甲車	92～95	73式装甲車の後継として開発された、道路上を高速で機動する能力及び道路以外の起伏に富んだ地形においても機動できる能力を有する装甲車。
	99式自走155mmりゅう弾砲	94～98	75式自走155mmりゅう弾砲の後継として開発された、遠方から近距離まで広い地域における火力戦闘に使用できる自走可能なりゅう弾砲。
艦艇・水中武器	97式魚雷	89～96	MK46の後継として開発された、航空機及び水上艦に搭載し、敵潜水艦攻撃に使用する魚雷。
電子機器	師団通信システム	88～93	師団などに装備し、その骨幹通信網を構成し、指揮統制及び情報伝送に使用する通信システム。
	対砲レーダー	87～94	野戦特科部隊に装備し、主として敵の野戦砲の位置を把握するために使用するレーダー装置。

99式空対空誘導弾

97式魚雷

防衛庁において開発中の主要な装備品など

区　分	項　目	開発開始（年度）	概　　要
航空機	支援戦闘機（F-2）	88	F-1の後継機としての支援戦闘機。
	救難飛行艇（US-1A改）	96	洋上救難能力の維持向上を図るため、現有のUS-1Aをベースとして改造開発する救難飛行艇。
	哨戒（しょうかい）ヘリコプター（艦載型）	97	現有のSH-60Jをベースとして、対潜能力及び対水上戦能力などを向上した艦載型の哨戒ヘリコプター。
誘導武器	軽対戦車誘導弾（XATM-5）	97	84mm無反動砲の後継として、操作人員の減少と、残存性の向上を図った軽量の対戦車ミサイル。
	新短距離空対空誘導弾（XAAM-5）	98	短距離での空対空戦闘に有効に対処し得る空対空ミサイル。
火器・車両	小型装甲車	97	普通科部隊などに装備し、敵の脅威を受けている状態の下でも、機動的に戦闘を行えるようにするための小型の装甲車。
艦艇・水中武器	水中航走式機雷掃討具（S-10）	98	掃海（そうかい）艇に装備し、機雷の捜索と処分を合わせて行える無人の航走体。
	次期潜水艦システム	97	潜水艦に装備し、潜水艦の戦闘能力を効果的に発揮するための新たな推進システム及び潜水艦統合制御システム。
電子機器	水上艦艇用EW管制システム	98	護衛艦に装備し、電子戦を迅速かつ的確に行うために使用する管制システム。

支援戦闘機（F－２）

小型装甲車

取得改革の進捗(しんちょく)状況

防衛庁は、装備品などのライフサイクルコストの抑制を含めた効率的な調達補給態勢の検討を行うとともに、その整備を進めるため、取得改革委員会を1996（平成８）年５月に設置した。同委員会は、取得改革を行うため約２年間にわたる検討を行い、98（同10）年６月、検討結果をまとめ、現在、規格・仕様の見直し、コスト低減などを進めている。特に、コスト低減は、競争状態にないなど一定の条件に当てはまる装備品など（原価計算方式により予定価格を算定している装備品などのうち、随意契約により調達しているもの及び競争契約で３年以上同一企業が受注しているものなど）の単価のうち、輸入部品・開発分担金など低減になじまない費目を除く部分について、原則３か年で10％低減するとの目標に沿って取り組んでいる。

平成12年度予算では、原則として、同11年度予算の４％低減に加え、更に３％を低減した。このコスト低減目標の反映と仕様の見直しなどの具体的な施策により、契約ベース[i]で約290億円の節減を図った。

また、民間企業に浸透している「品質システムに関する国際規格（ISO9000シリーズ）[ii]」を官庁契約において初めて導入するなど官側諸手続の合理化を進める一方、企業側からもコスト低減に関する提案を受け付けるなど、官民双方の努力によりコスト削減に取り組んでいる。

さらに、装備品のライフサイクルコスト抑制策の一つとして、平成10年度補正予算において、防衛庁CALS[iii]（Continuous Acquisition and Life-Cycle Support）共通基盤システムを整備し、昨年度から本年度にかけて装備品の研究開発、調達、維持管理の各段階におけるCALS導入の効果を検証するため、実証試験を行っている。

i）歳出（歳出化経費（本章２節３参照）を除く。）及び後年度負担額を合わせた額。

ii）国際標準化機構において制定された品質管理の国際標準。防衛庁では、1998（平成10）年４月から導入を開始した。

iii）装備品などのライフサイクルを通じた情報を電子化、データベース化、ネットワークの構築などにより共有し、装備品などのライフサイクルコストの低減、開発及び調達に係る所要期間の短縮並びに品質の向上などを目指す取組をいう。

取得改革委員会報告書の概要

○装備品のライフサイクルコストの各段階における検討
- 研究開発段階から量産コスト低減策の検討
- 調達段階における規格・仕様書の見直し
- 維持修理段階における定期整備・検査項目の検討
- ISO9000シリーズ（品質管理の国際規格）の導入による調達手続の簡素化
- CALS（コンピューターネットワークを活用した装備品のライフサイクルを通じた情報管理）の導入

○装備品のコスト低減目標の設定

装備品等のライフサイクルの各段階における諸施策と企業自らの内部努力の実施等により、競争状態にないなど一定の要件に当てはまる装備品等の単価について、原則5年間で10％削減[注]する。

（注）コスト低減目標については、防衛調達改革の取組に当たって、取得改革を推進することが必要との考え方の下、5か年で10％という目標を改め、原則3か年に短縮した。

第４節　日米安全保障体制に関連する諸施策

日米安保条約が有効に機能するためには、この条約に基づいた日米間の緊密な協力が必要である。1976（昭和51）年から、同条約及びその関連取極の目的を効果的に達成するため、軍事面を含めた日米間の協力の在り方について研究・協議が行われ、その成果を踏まえて、78（同53）年11月に「日米防衛協力のための指針」（「前指針」）が作成された。

アジア太平洋地域においては、不安定性及び不確実性が依然存在しているとの認識にかんがみ、前指針の下での協力を基盤として、新しい時代におけるより効果的な日米防衛協力関係を構築するため、96（平成８）年の日米安保共同宣言において前指針の見直しを開始することで意見の一致をみた。

その後の見直しの結果、97（同９）年９月23日、日米安全保障協議委員会（SCC）[i)]（Security Consultative Committee）において、「日米防衛協力のための指針」（「指針」）（資料30参照）が了承され、同月29日には、安全保障会議の了承を経て、閣議報告された。この閣議では、指針の実効性を確保し、もって我が国の平和と安全を確保するための態勢の充実を図るため、法的側面を含め、政府全体として検討の上、必要な措置を適切に講ずるとの閣議決定がなされた。

このような経緯を経て、昨年５月には、指針の実効性を確保するための法整備として、「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」（「周辺事態安全確保法」）など[ii)]が成立し、承認された。さらに、指針の下での日米共同の取組を進めるなど、政府として指針の実効性を確保することに努めている。

このほか、政府は、在日米軍施設・区域に係る諸施策を着実に行うことにより、その周辺地域社会との調和を図り、国民の理解と協力を得つつ、その安定的な使用の確保にも努めている。

本節では、日米安保体制に係る上記の諸施策について説明する。

ｉ）日米の安全保障に関する政策協議の場の一つ。日本は、外務大臣と防衛庁長官が、米国は、国務、国防の両長官が出席する（本節３参照）。

ⅱ）周辺事態安全確保法のほか、日米物品役務相互提供協定を改正する協定及び自衛隊法の一部を改正する法律（本節２参照）。

1 日米防衛協力のための指針(指針)

指針の目的

指針の目的は、次のとおりである。

① 平素から並びに日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際して、より効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための堅固な基礎を構築すること

② 平素からの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方につき、一般的な大枠及び方向性を示すこと

基本的な前提及び考え方

指針及びその下で行われる取組は、以下のような基本的な前提及び考え方に従って行われる。

① 日米安保条約及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。

② 日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内で、専守防衛、非核三原則などの日本の基本的な方針に従って行われる。

③ 日米両国のすべての行為は、紛争の平和的解決及び主権平等を含む国際法の基本原則並びに国連憲章を始めとする関連する国際約束に合致するものである。

④ 指針及びその下で行われる取組は、いずれの政府にも立法上、予算上又は行政上の措置を義務付けるものではないが、日米両国政府が、各々の判断に従い、具体的な政策や措置に適切に反映させることが期待される。日本のすべての行為は、その時々において適用のある国内法令に従う。

指針において定められた協力事項

(1) 平素から行う協力

日米両国政府は、日米安保体制を堅持し、各々所要の防衛態勢の維持に努める。日本は、防衛大綱にのっとり、自衛のために必要な範囲内で防衛力を保持する。米国は、核抑止力を保持するとともに、アジア太平洋地域での前方展開兵力を維持し、かつ、来援し得るその他の兵力を保持する。両国政府は、各々の政策を基礎とし、日本の防衛及びより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、密接な協力を維持するとともに、平素から以下のような様々な分野での協力を充実する。この協力には、日米物品役務相互提供協定及び日米相互防衛援助協定などに基づく相互支援活動が含まれる。

① 情報交換及び政策協議

正確な情報及び的確な分析が安全保障の基礎であると認識し、あらゆる機会をとらえ、できる限り広範なレベルと分野で次のことを行う。

・ アジア太平洋地域を中心とした国際情勢についての情報及び意見交換の強化

・　防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議の継続

②　安全保障面での種々の協力

安全保障面での地域的な、また地球的規模の諸活動を促進するため、次の活動において必要に応じ協力する。

・　安全保障対話・防衛交流及び国際的な軍備管理・軍縮
・　国連平和維持活動及び人道的な国際救援活動
・　国際緊急援助活動

③　日米共同の取組

日米協力の基礎を固め、円滑で効果的な対応を可能とするため、次のような取組を行う。

・　包括的なメカニズム（本項末参照）による共同作戦計画の検討及び相互協力計画の検討を含む共同作業の実施
・　共同作業検証等のための共同演習・訓練の強化
・　緊急事態において、日米それぞれの活動に関する調整を行うための「日米間の調整メカニズム」の構築

「平素から行う協力」

(2) 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動など

日本に対する武力攻撃に際しての共同対処行動などは、引き続き日米防衛協力の中核的要素である。日米両国政府は、以下のような協力を行うこととしている。

① 日本に対する武力攻撃に際しては、自衛隊は主として防勢作戦[i]を行い、米軍はこれを補完・支援するための作戦を行う。

② 自衛隊及び米軍は、整合性を保ちつつ、各々の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を行い、航空侵攻対処、日本周辺海域の防衛、着上陸(ちゃくじょうりく)侵攻対処など機能別の作戦構想により対処する。

③ 自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃など不正規型の攻撃を主体的に、極力早期に阻止・排除し、事態に応じて米軍の適切な支援を得る。自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。

i)敵の攻勢に対し、その企図の達成を阻止する目的をもってする作戦。
攻勢作戦とは、自ら敵を求めてこれを撃破しようとする積極的な形態をいう。

日本に対する武力攻撃がなされた場合の作戦構想

作戦等		自衛隊の活動	米軍の活動
日本に対する航空侵攻に対処するための作戦		○防空のための作戦を主体的に実施	○自衛隊の行う作戦を支援 ○打撃力の使用を伴うような作戦を含め自衛隊の能力を補完するための作戦を実施
日本周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦		○日本の重要な港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における船舶の保護並びにその他の作戦を主体的に実施	○自衛隊の行う作戦を支援 ○機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め自衛隊の能力を補完するための作戦を実施
日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦		○日本に対する着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦を主体的に実施	○主として自衛隊の能力を補完するための作戦を実施 （その際、侵攻の規模、態様その他の要素に応じ極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の作戦を支援）
その他の脅威への対応	ゲリラ・コマンドウ攻撃等日本領域に軍事力を潜入させて行う不正規型の攻撃	○極力早期に阻止し排除するための作戦を主体的に実施。その際、関係機関と密接に協力し調整	○事態に応じて自衛隊を適切に支援
	弾道ミサイル攻撃	○攻撃に対応するため密接に協力し調整	○攻撃に対応するため密接に協力し調整 ○日本に対し必要な情報を提供 ○必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮

「日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等」
1　日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合
日　本
米　国
情報交換・政策協議の強化
日米間の調整メカニズムの早期運用の開始
合意による準備段階の選択
○整合のとれた対応の確保のために必要な準備の実施
○米軍の来援基盤の構築・維持
○整合のとれた対応の確保のために必要な準備の実施
情勢の変化
○情報収集・警戒監視の強化
○周辺事態の推移により日本に対する武力攻撃が差し迫ったものになるような場合への対応準備
事態拡大抑制のための努力（外交上のものを含む。）
○情報収集・警戒監視の強化
○周辺事態の推移により日本に対する武力攻撃が差し迫ったものになるような場合への対応準備
2　日本に対する武力攻撃がなされた場合
日　本
米　国
通信電子活動についての相互支援、情報活動についての協力
武力攻撃に即応して主体的に行動し、極力早期にこれを排除
日本に対して適切に協力
相互支援活動（←中央政府・地方公共団体の権限・能力及び民間が有する能力の適切な活用）
来援のための基盤の構築・維持
適時の来援
整合のとれた共同作戦の実施、事態拡大抑制のための措置、警戒監視・情報交換等について協力
自衛隊
米　軍
効率的かつ適切な後方支援活動の実施
主に日本領域及び周辺海空域での防勢作戦
調整メカニズムによる調整（作戦、情報活動、後方支援）
○自衛隊の作戦への支援
○自衛隊の能力を補完する作戦の実施
共　同　作　戦
（整合性を確保しつつ、適時・適切な形で各々の防衛力を運用　その際双方は、各々の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を実施）
：活動（措置）の実施
：相互の協力・調整

(3) 日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合(周辺事態)の協力

日米両国政府は、周辺事態(本節2参照)が発生することのないよう、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。周辺事態における協力の対象となる機能・分野及び協力項目例は、以下のとおりである。

① 日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力

日米両国政府は、以下の活動を各々の判断の下に行うことができるが、日米間の協力により活動の実効性を高める。

- 救援活動及び避難民への対応措置
- 捜索・救難
- 非戦闘員を退避させるための活動
- 国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動

② 米軍の活動に対する日本の支援

- 施設・区域の提供及び自衛隊施設などの使用の確保
- 後方地域支援(補給、輸送、整備、衛生、警備、通信、その他)

③ 運用面における日米協力

- 警戒監視(情報交換)
- 機雷の除去
- 海・空域調整

指針の下での日米共同の取組

指針の下での日米防衛協力を効果的に進め、確実に成果を挙げるためには、①平素、②日本に対する武力攻撃、③周辺事態という安全保障上の種々の状況を通じ、両国が協議を行い、様々なレベルで十分な情報の提供を受けつつ、調整を行うことが必要不可欠である。このため、指針では、日米両国政府は、日米安全保障協議委員会(SCC)及び日米安全保障高級事務レベル協議(SSC)を含むあらゆる機会をとらえ
Security Consultative Committee　Security Subcommittee
て情報交換及び政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整及び作戦・活動分野の調整のための、包括的なメカニズムと、調整メカニズムの二つのメカニズムを構築することが定められている。

包括的なメカニズムが平素において指針の下での日米共同作業を行うためのものであるのに対し、調整メカニズムは、緊急事態において日米の実際の活動の調整を図るため、日米両国政府が平素から構築しておくものである。

(1) 包括的なメカニズム

自衛隊及び米軍のみならず、各々の政府の関係機関が関与して構築され、次のような共同作業を進める。

① 日本に対する武力攻撃や周辺事態に円滑かつ効果的に対応できるよう、計画についての検討を行う。

「日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合の協力」

1　周辺事態が予想される場合

2　周辺事態への対応

日　本

独自の判断に基づき事態の拡大抑制を含む適切な措置

自衛隊

適切な取決めに従って必要に応じ相互支援

米　国

独自の判断に基づき事態の拡大抑制を含む適切な措置

米　軍

生命財産の保護、航行の安全確保のための活動（情報収集、警戒監視、機雷除去等）

周辺事態で影響を受けた平和と安全の回復のための活動

運用面での協力

米軍の活動に対する日本の支援

○施設の使用
○後方地域支援
（補給、輸送、整備、衛生等）
〔日本領域及び戦闘地域と一線を画した公海等〕

〔日本防衛等の任務遂行との整合〕

〔中央政府・地方公共団体の権限・能力等の適切な活用〕

支援

日米安保条約の目的達成のための活動

協力・調整

両国政府が主体的に行う活動（救援活動及び避難民への対応、捜索・救難、非戦闘員を退避させるための活動、国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動）

→　⇒ :活動（措置）の実施
⟷　⟺ :相互の協力・調整

周辺事態における協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例

機能及び分野			協力項目例
日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力	救援活動及び避難民への対応のための措置		○被災地への人員及び補給品の輸送 ○被災地における衛生、通信及び輸送 ○避難民の救援及び輸送のための活動並びに避難民に対する応急物資の支給
	捜索・救難		○日本領域及び日本の周囲の海域における捜索・救難活動並びにこれに関する情報の交換
	非戦闘員を退避させるための活動		○情報の交換並びに非戦闘員との連絡及び非戦闘員の集結・輸送 ○非戦闘員の輸送のための米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 ○非戦闘員の日本入国時の通関、出入国管理及び検疫 ○日本国内における一時的な宿泊、輸送及び衛生に係る非戦闘員への援助
	国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動		○経済制裁の実効性を確保するために国際連合安全保障理事会決議に基づいて行われる船舶の検査及びこのような検査に関連する活動 ○情報の交換
米軍の活動に対する日本の支援	施設の使用		○補給等を目的とする米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 ○自衛隊施設及び民間空港・港湾における米国による人員及び物資の積卸しに必要な場所及び保管施設の確保 ○米航空機・船舶による使用のための自衛隊施設及び民間空港・港湾の運用時間の延長 ○米航空機による自衛隊の飛行場の使用 ○訓練・演習区域の提供 ○米軍施設・区域内における事務所・宿泊所等の建設
	後方地域支援	補給	○自衛隊施設及び民間空港・港湾における米航空機・船舶に対する物資（武器・弾薬を除く。）及び燃料・油脂・潤滑油の提供 ○米軍施設・区域内に対する物資（武器・弾薬を除く。）及び燃料・油脂・潤滑油の提供
		輸送	○人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の日本国内における陸上・海上・航空輸送 ○公海上の米船舶に対する人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の海上輸送 ○人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の輸送のための車両及びクレーンの使用
		整備	○米航空機・船舶・車両の修理・整備 ○修理部品の提供 ○整備用資器材の一時提供
		衛生	○日本国内における傷病者の治療 ○日本国内における傷病者の輸送 ○医薬品及び衛生機具の提供
		警備	○米軍施設・区域の警備 ○米軍施設・区域の周囲の海域の警戒監視 ○日本国内の輸送経路上の警備 ○情報の交換
		通信	○日米両国の関係機関の間の通信のための周波数（衛星通信用を含む。）の確保及び器材の提供
		その他	○米船舶の出入港に対する支援 ○自衛隊施設及び民間空港・港湾における物資の積卸し ○米軍施設・区域内における汚水処理、給水、給電等 ○米軍施設・区域従業員の一時増員
運用面における日米協力	警戒監視		○情報の交換
	機雷除去		○日本領域及び日本の周辺の公海における機雷の除去並びに機雷に関する情報の交換
	海・空域調整		○日本領域及び周囲の海域における交通量の増大に対応した海上運航調整 ○日本領域及び周囲の空域における航空交通管制及び空域調整

② 日本の防衛のための準備及び周辺事態における協力措置の準備に関して、共通の基準を確立し、日本の防衛のための作戦を円滑かつ効果的に行えるよう、共通の実施要領などを準備する。

(2) **調整メカニズム**

自衛隊及び米軍で構成される日米共同調整所を始め、日米両国の関係機関の関与を得て構築され、日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際して各々が行う活動の間の調整を行う。

2 指針の実効性を確保するための諸施策

指針の実効性確保のための措置

政府は、日本の平和と安全を確保するため、侵略を始めとする危機の発生を防止するとともに、万一危機が発生した場合には適切に対処し得るよう各種の施策を推進してきている。

指針は、平素や日本に対する武力攻撃及び周辺事態という安全保障上の様々な状況において、より効果的かつ信頼性のある日米協力のための堅固な基礎を構築することを目的としており、その実効性を確保することは、日本の平和と安全を確保するための態勢の充実を図る上で重要である。

このような考え方を踏まえ、政府は1997(平成９)年９月に、閣議決定を行い、指針の実効性を確保し、もって日本の平和と安全を確保するための態勢の充実を図るため、法的側面を含めて政府全体として検討し、必要な措置を適切に講ずることとした。

政府は、98(同10)年４月に、この検討の成果の一つとして、次の三件の法律などの案などを国会に提出し、昨年５月にこれらの法律が成立し、協定が承認をみた。

① 「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」(「周辺事態安全確保法」)

② 日米物品役務相互提供協定を改正する協定[i)]

③ 自衛隊法の一部を改正する法律(自衛隊法第100条の８)[ii)]

これらの法律などの成立・承認は、日米安保体制の信頼性を強化することを通じ、我が国の安全保障政策を一層確固たるものとするだけでなく、アジア太平洋地域の平和と安定にも資すると考える。政府は、指針の実効性を確保するための課題に引き続き取り組むとともに、これらの法律などの着実な実施に努めているところである。また、地方公共団体などの理解を得るため様々な機会をとらえて説明に努めるとともに、透明性確保の観点から、近隣諸国に対しても説明を行っている。

i)適用対象に「周辺事態に対応する活動」に関する協力を追加するなどの改正(本項末参照)。

ii)外国における緊急事態に際して、防衛庁長官が行う在外邦人などの輸送の手段として船舶及びその搭載ヘリコプターを追加するなどの改正(本項末参照)。

周辺事態安全確保法の概要

(1) 目的

周辺事態(そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態)に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定め、日米安保条約の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

(2) 周辺事態への対応の基本原則

① 政府は、周辺事態に際して、適切かつ迅速に、必要な対応措置を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努める。

② 対応措置の実施は、武力による威嚇(いかく)又は武力の行使に当たるものであってはならない。

③　内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

④　関係行政機関の長は、対応措置の実施に関し、相互に協力する。

⑶　基本計画

内閣総理大臣は、周辺事態に際して、自衛隊が実施する後方地域支援、特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要のある関係行政機関の行う後方地域支援、後方地域捜索救助活動のいずれかを実施する必要があると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

基本計画では、対応措置に関する基本方針、自衛隊の行う後方地域支援及び後方地域捜索救助活動に係る基本的事項及び実施区域の範囲、関係行政機関による対応措置、地方公共団体等に対し協力を要請する内容などについて定める。

なお、後方地域とは、我が国の領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海及びその上空の範囲をいう。

後方地域支援

後方地域捜索救助活動

⑷ 国会の承認

内閣総理大臣は、周辺事態に際して、自衛隊が実施する後方地域支援又は後方地域捜索救助活動の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないでこれらの対応措置を実施することができる。

国会の承認を得ないで対応措置を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、国会の承認を求めなければならず、不承認の議決があったときは、政府は、速やかに、当該対応措置を終了させなければならない。

⑸ 自衛隊による後方地域支援及び後方地域捜索救助活動の実施

防衛庁長官は、基本計画に従い、実施要項(実施区域の指定など)を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊などに当該活動の実施を命ずる。

⑹ 関係行政機関による対応措置の実施

関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施する。

⑺ 国以外の者による協力など

関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。また、法令及び基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。

政府は、協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずる。

⑻ 国会への報告

内閣総理大臣は、次に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

① 基本計画の決定又は変更があったときは、その内容

② 基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果

⑼ 武器の使用

後方地域支援を行う自衛官は、その職務を行うに際し、また、後方地域捜索救助活動を行う自衛官は遭難者の救助の職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

指針の実効性を確保するためのその他の法整備

(1)　日米物品役務相互提供協定を改正する協定

1996（平成８）年に署名された協定を改正し、その適用対象に「周辺事態に対応する活動」に関する協力を追加した。（本節３参照）

日米物品役務相互提供協定の改正の概要

1996年の日米物品役務相互提供協定
○自衛隊と米軍との間における共同訓練等に必要な物品又は役務の相互提供に関する基本的な条件を定める。
○自衛隊又は米軍のいずれか一方が物品又は役務の提供を要請した場合、他方はその権限の範囲内で、それらを提供することができる。

適用対象
①　自衛隊と米軍の間の共同訓練
②　国連平和維持活動又は人道的な国際救援活動

改正協定に署名
（1998.4）

上記の適用対象に「周辺事態に対する活動」を追加。

○自衛隊は、周辺事態に対処するための日本国の措置について定めた関連の法律に従って物品又は役務を提供し、当該法律によって認められた自衛隊の活動に関し、物品又は役務を受領する。
○自衛隊による武器・弾薬の提供が含まれないことを明記。

(2)　自衛隊法の一部を改正する法律（自衛隊法第100条の８）

この改正は、在外邦人などの輸送の手段として、船舶及びその船舶に搭載されたヘリコプターを加えるなど輸送の態勢を強化するとともに、周辺事態において日米両国政府がそれぞれ主体的に行う非戦闘員を退避させる活動に関連する施策として、指針の実効性の確保にも資するものである。（４章１節１参照）

自衛隊法第100条の8の改正

自衛隊法第100条の8（旧）

◇　緊急事態における在外邦人等の輸送手段
○　国賓等の輸送の用に主として供するための航空機（例：政府専用機）
使用する空港施設の状況などの事情により、上記による輸送が困難な場合
○　その他の輸送の用に主として供するための航空機（例：C-130H輸送機）

◇　武器の使用
規定なし

改正の内容

改正自衛隊法第100条の8

◇　緊急事態における在外邦人等の輸送手段に以下を追加
○　在外邦人等の輸送に適する船舶
○　上記の船舶に搭載されたヘリコプター

◇　武器の使用
在外邦人等の輸送に用いる航空機若しくは船舶の所在する場所などにおいて、隊員又は隊員の保護の下に入っている邦人等の生命・身体の防護のためやむを得ないと認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。

周辺事態安全確保法に含まれなかった事項

政府が提出していた周辺事態安全確保法案に基づく船舶検査活動は、周辺事態に際し、我が国の平和と安全の確保に資するものとして、国連安保理決議に基づく経済制裁の実効性を確保するために、状況に応じて必要と考えられる一定の措置を採るものであった。

しかしながら、船舶検査活動については、様々な議論がなされ、国会での審議の結果、その在り方などについて、更に検討する必要があることから、別途立法措置を採るという前提で法案から削除された。政府としては、その重要性にかんがみ、早期に新たな立法措置が講じられることを強く期待している。

指針の下での日米共同の取組の実施

現在、日米両国政府は、指針において定められた包括的なメカニズムの下で共同作業を行っている。

また、同じく指針において平素から構築すると定められた調整メカニズムについては、できる限り早期に構築するため、現在、具体的な調整の方法などを含め検討している。（本節１参照）

3 平素から行っている協力
政策協議及び情報交換など

(1) 日米間の主要な協議の場

日米間の安全保障に関する政策の協議は、通常の外交ルートによるもののほか、日米安全保障協議委員会(SCC)（Security Consultative Committee）など、各種のレベルで緊密に行われている。SCCは、最近では1998(平成10)年9月、ニューヨークにおいて開催された。協議では、北朝鮮によるミサイル発射が、日米両国の安全保障及びこの地域に対する重大な脅威であるとの日米の認識が再確認されるとともに、日本側から、指針関連法案などについてできる限り早く国会で成立・承認を得られるよう最善を尽くしたいと説明するなど、当時の重要かつ基本的な問題について両政府間の理解を深め、協力を強化するのに役立った。

その下には、次官・局長などの参加する日米安全保障高級事務レベル協議(SSC)（Security Subcommittee）、防衛協力小委員会(SDC)（Subcommittee for Defense Cooperation）などがある。「指針」はこのSDCにおいて研究し、その成果をまとめたものである。これら協議の枠組みは次の図表のとおりである。

安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な協議の場

協議の場	出席対象者		目　的	根　拠
	日本側	米　側		
日米安全保障協議委員会（SCC）	外務大臣 防衛庁長官	国務長官 国防長官 (注1)	日米両政府間の理解の促進に役立ち、及び安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討。	安保条約第4条を根拠とし、昭和35年1月19日付内閣総理大臣と米国国務長官との往復書簡に基づき設置。
日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）	参加者は一定していない (注2)	参加者は一定していない (注2)	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換。	安保条約第4条
日米安保運用協議会（SCG）(Security Consultative Group)	外務審議官 外務省北米局長 防衛施設庁長官 防衛庁防衛局長 統幕議長など	在日米大使館公使及び参事官 在日米軍司令官及び参謀長など	安保条約及びその関連取極の運用についての協議及び調整。	安保条約第4条を根拠とし、昭和48年1月19日外務大臣と駐日米大使との会談における合意に基づき設置。
防衛協力小委員会（SDC） (注3)	外務省北米局長 防衛庁防衛局長及び運用局長 統幕の代表 (注4)	国務次官補 国防次官補 在日米大使館、 在日米軍、 統合参謀本部、 太平洋軍の代表	緊急時における自衛隊と米軍の間の整合のとれた共同対処行動を確保するためにとるべき指針など、日米間の協力の在り方に関する研究協議。	昭和51年7月8日第16回日米安全保障協議委員会において同委員会の下部機構として設置。その後、平成8年6月28日の日米次官級協議において改組。
日米合同委員会（原則として隔週開催）	外務省北米局長 防衛施設庁長官 など	在日米軍参謀長 在日米大使館 公使・参事官など	地位協定の実施に関して協議。	地位協定第25条

（注）1　平成2年12月26日以前は、駐日米国大使・太平洋軍司令官。
2　両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。
3　平成8年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会議を設置した。
4　平成9年9月23日防衛庁運用局長が加えられた。

また、防衛庁は、日米安保体制の下、米国国防省などとの間で、必要な情報の交換を行っているが、近年、日米の防衛協力が進んだことにより、実務レベルでの情報交換の重要性が一層増してきている。

このように、あらゆる機会とレベルで意思の疎通を図り、情報と認識を共有していくことは、日米安保体制の信頼性の向上に役立つものである。

(2) 日米防衛首脳会談

日米防衛首脳会談は、最近では、昨年7月並びに本年1月及び3月に行われ、幅広く意見を交換した。3月の会談の概要は以下のとおりである。

日米防衛首脳会談(本年3月　東京)

① 地域情勢

・中国

瓦(かわら)防衛庁長官(当時)より、中台関係及び日中防衛交流について、コーエン国防長官より、対中政策及び米中軍事交流について発言した。今後の中台情勢について、日米両国が緊密に意思疎通を図っていくことの重要性を確認した。

・北朝鮮

日米両国の外交努力の進展を期待するとともに、日米韓の緊密な連携の重要性を確認した。

② 厚木海軍飛行場米軍家族住宅地区大気環境保全問題[i)]

瓦長官(当時)より、本問題は、米軍関係者及び基地周辺住民の健康にかかわる問題との認識を示した上、本問題に関し、関係省庁が一致協力して解決に努力するつもりである旨発言した。これに対し、コーエン長官より、日本国政府並びに瓦長官(当時)の取組に感謝するとした上で、本問題を引き続き注視する必要がある旨発言した。(5章2節2参照)

③ 在日米軍駐留経費負担

日米安保体制における在日米軍駐留経費負担の重要性について認識が一致した。瓦長官(当時)より、日米の事務レベルでの協議が友好的かつ生産的に行われることが肝要であり、双方が満足のいく結果となるよう努力する旨発言した。コーエン長官より、日本の経済的困難も承知しているが、戦略的な観点から、できる限り現在のレベルが維持されることを希望する旨発言した。

④ 日米韓防衛実務者協議

瓦長官(当時)より、日米韓3国の防衛当局間の協力をより実効性あるものとするため、どのような協力が行えるか、日米韓で事務的に検討させたい旨発言した。

i)米軍家族住宅地区に隣接する廃棄物焼却施設からの排ガスが米軍家族住宅に吹き付けていることによる大気環境の保全に関する問題。

⑤　「日米防衛協力のための指針」関連

瓦長官（当時）より、計画検討作業や調整メカニズムの構築など、指針の実効性確保に努力したい旨発言した。

⑥　いわゆる情報戦への対応に係る日米協力

瓦長官（当時）より、この分野で先行している米国との間で、今後協力を進めていきたい旨発言した。

⑦　沖縄基地問題

瓦長官（当時）より、先般（１月）取り上げた普天間（ふてんま）の問題については、引き続き昨年末の閣議決定に従って対処していきたい旨発言した。また、SACO（Special Action Committee on Okinawa）最終報告の着実な実施、三者連絡協議会における在日米軍の取組に対して感謝する旨発言した。（５章３節２参照）

日米共同訓練

自衛隊と米軍の共同訓練は、それぞれの戦術技量[i)]の向上を図る上で有益である。さらに、日米共同訓練を通じて、平素から戦術面などの相互理解と意思疎通を深め、インターオペラビリティ[ii)]を向上させておくことは、日米共同対処行動を円滑に行うために欠かせない。また、周辺事態安全確保法などにより新たに自衛隊に与えられた任務を行う上で、日米の連携要領を平素から訓練しておくことも重要である。このような努力は、ひいては日米安保体制の信頼性と抑止効果を維持し向上させることにもつながる。

i）個々の装備を使いこなすとともに、一定の規模の部隊を動かすための能力など。

ii）戦術、装備、後方支援などに関し、共通性、両用性を持つこと。

日米共同訓練

このため、自衛隊は、米軍との間で、各種の共同訓練をこれまでも行っており、今後ともその内容の充実に努めていく方針である。こうした観点から、本年２月の日米共同統合演習においては、周辺事態安全確保法などの成立に伴い、新たに付与された後方地域支援や艦船などによる在外邦人等の輸送などを含め種々の任務に対処することを想定して、指揮所演習を行った。（資料31参照）

日米物品役務相互提供協定

日米物品役務相互提供協定は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とするものであり、96（平成８）年10月に発効した。

この協定は、自衛隊と米軍との間で、いずれか一方が物品又は役務[iii)]の提供を要請した場合には、他方は、その物品又は役務を提供できることを基本原則としている。適用される対象は、当初は共同訓練、国連平和維持活動及び人道的な国際救援活動であったが、周辺事態に対応する活動に関する協力を追加した改正協定が国会において承認され、昨年９月に発効した。（本節２参照）

iii）提供の対象となる物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務の各項目に関するもの。

装備・技術面での交流

日米両国は、日米安保条約において、それぞれの防衛能力の維持、発展のために相互に協力するとしている。また、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」は、両国間の防衛分野における相互協力のための枠組みを定めている。日本としても、こうした相互協力の原則を踏まえ、日本の技術基盤・生産基盤の維持に留意しつつ、米国との装備・技術面に関する協力を積極的に進める必要がある。

日本は、日米技術協力体制の進展及び技術水準の向上などの状況を踏まえ、83(昭和58)年、武器輸出三原則などによらず、米国に対して武器技術を供与することとした(資料32、33参照)。以来、携行SAM[i](Surface to Air Missile)関連技術及び米海軍の船舶の建造のための技術を皮切りに、弾道ミサイル防衛共同技術研究に関連する武器の技術など12件の武器技術の対米供与を決定している。

また、両国間では、従来、双方向で技術交流を拡充することで意見が一致している。このため、装備・技術問題に関し意見を交換する場である日米装備・技術定期協議(S&TF)(Systems and Technology Forum)などで協議を行い、そこで合意された具体的な研究プロジェクトを通じて相互に技術交流の促進を図っていくこととしている。

92(平成4)年9月に政府間取極を結び、約6年の研究を経て所期の目的を達成して終了した「ダクテッドロケット・エンジン」を始めとして、これまで9件の共同プロジェクトに関する政府間取極を結び、共同研究・改修を行っている。さらに、今後の共同研究プロジェクトの拡大についても、日米双方で検討を行っている。

i)地対空ミサイル
地上から発射される航空機などの要撃用のミサイル。

第3章 我が国の防衛と日米安全保障体制に関連する諸施策

日米共同研究・改修プロジェクト

項　目	概　要	共同研究実施のための政府間取極の締結時期
ダクテッドロケット・エンジン	外部からの空気を加えて、ロケット固体燃料を2次燃焼させるための基礎技術に関する研究。	1992年9月
先進鋼技術	潜水艦の耐圧殻などに使う超高張力鋼材の溶接基礎技術に関する研究。	1995年10月
戦闘車両用セラミック・エンジン	セラミック材料を適用したディーゼルエンジンの基礎技術に関する研究。	1995年10月
アイセーフ・レーザーレーダー	目に対して安全性の高い波長のレーザーを使ったレーダー装置の基礎技術に関する研究。	1996年9月
射出座席	戦闘機の射出座席に乗員拘束装置及び座席安定化装置を付加するための研究。	1998年3月
先進ハイブリッド推進技術	固体燃料と液体酸化剤による推進の制御が可能な推進装置の基礎技術に関する研究。	1998年5月
浅海域音響技術	浅海域における音波の伝搬、海底での反射などの特性の分析・解析に関する研究。	1999年6月
弾道ミサイル防衛技術(4章1節5参照)	海上配備型上層システム(NTWD)のミサイルの四つの主要構成品(赤外線シーカ、キネティック弾頭、第2段ロケットモータ及びノーズコーン)に関する研究。	1999年8月
野戦砲用高安全性発射薬	被弾時における発射薬への意図しない誘爆を回避する発射薬の基礎技術に関する研究。	2000年3月

4 在日米軍の駐留を円滑にするための施策など

在日米軍の駐留は、日米安保体制の中核的な要素であり、日本及びアジア太平洋地域に対する米国のコミットメントについての意思表示でもある。国際社会において引き続き不安定要因が存在する中、在日米軍は、様々な形で日本及びアジア太平洋地域の平和と安定に大きく貢献しており、特に、その存在自体が目に見える形での抑止機能を果たしていると考えられる。日本としては、このように在日米軍の駐留が重要であることを踏まえ、駐留を円滑にするための諸施策を積極的に行うことによって、日米安保体制の信頼性の向上を図っていく必要がある。

在日米軍の駐留に係る経費の負担など

日本は、地位協定[i]に基づき、在日米軍が使用する施設・区域を米国に負担をかけないで提供する義務を負っている。また、在日米軍が必要とする在日米軍従業員の労働力は、地位協定により日本の援助を得て充足されることになっている。

在日米軍の駐留を円滑かつ安定的にするための経費負担は、日米安保体制の円滑で効果的な運用を確保する上で重要であるため、財政事情にも十分配慮しつつ、日本としてはできる限りの努力を払ってきた。その概略は次のとおりである。

① 米軍が使用する施設について、1979(昭和54)年度から、隊舎、家族住宅、環境関連施設などの整備を行い、これらを米軍に提供してきた。

② 在日米軍従業員の労務費について、78(同53)年度から福利費などを、また、その翌年度から国家公務員の給与条件に相当する部分を超える格差給などを負担してきた。その後、87(同62)年に特別協定を締結し、調整手当など８手当も負担することとした。

③ さらに、91(平成３)年に締結した特別協定では、在日米軍従業員の基本給及び諸手当と在日米軍が公用のため調達する光熱水料などの全部又は一部を５年間にわたって負担することとした。

i）正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」。

これにより、合衆国軍隊が使用する区域及び施設の提供や合衆国の船舶・航空機の港・飛行場への出入り、公共の役務の利用などを定めている。

④　そして、96(同８)年度から2000(同12)年度までの５年間を対象期間とする特別協定を1995(同７)年に締結し、在日米軍従業員の基本給などや、光熱水料などについて既存の仕組みを維持しつつ、運用の柔軟性などの改善を図ったことなどに加え、新たに日本側の要請による米軍の訓練の移転に伴う追加約経費(訓練移転費)を負担することとした。

このほか、在日米軍施設・区域の提供に必要な経費(施設の借料など)の負担、同施設・区域の周辺地域の生活環境などの整備のための措置、在日米軍従業員の離職対策などを行っている。また、市町村に対して固定資産税の代替である基地交付金などを交付[i]している。

i)自治省が交付。

在日米軍施設・区域の安定的な使用の確保

在日米軍の施設・区域は、在日米軍の活動の拠点となるものであり、その円滑かつ安定的な使用の確保は、日米安保体制を維持し信頼性を高めるため必要不可欠な要素である。

政府は、在日米軍施設・区域に関する諸施策(岩国(いわくに)飛行場滑走路移設事業、空母艦載機の着陸訓練場の確保、SACO最終報告の実施など)について、日米安保条約の目的達成と周辺地域社会の要望との調和を図りながら、問題解決のための努力を重ねてきた(５章２節３、３節参照)。

また、政府は、必要な施設・区域の安定的な使用を確保するため、その土地の所有者との合意の下、賃貸借契約などを結んでいる。しかし、このような合意が得られない場合には、駐留軍用地特措法[ii]により、使用権原(けんげん)[iii]を取得することとしている。

なお、昨年７月に一括法として「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が成立した。この一括法においては、地方分権推進計画に従って、国と地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、その中で、機関委任事務制度[iv]が廃止され、地方公共団体の事務を自治事務と法定受託事務[v]とに再構成した。この見直しに合わせて、駐留軍用地特措法は、従前、知事、市町村長が処理していた事務を国の直接執行事務とするほか、新規に使用又は収用する必要がある土地などについて、防衛施設中央審議会[vi]の議を経て内閣総理大臣が都道府県の収用委員会に代わり裁決(代行裁決)を行うことができる制度を導入するなど、国の安全保障上必要な土地などの使用又は収用という極めて重要な事柄について、国が最終的に執行責任を担保し得るように改正され、本年４月１日から施行された。

ii)正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」。

iii)権原とは、ある行為を正当化する法律上の原因。

iv)都道府県知事や市町村長を国の機関として構成し、国の事務を処理させる制度。

v)自治事務は、地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもの。
法定受託事務は、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律、又はこれに基づく政令に特に定めるもの。

vi)防衛庁本庁に置かれ、内閣総理大臣が内閣の承認を得て任命する７名以内の委員から構成される審議会。

在日米軍の「良き隣人となるための活動」

在日米軍は、アジア太平洋地域の平和と安定や日本の防衛に携わりつつ、地域住民の理解を得、様々な「良き隣人となるための活動」を続けています。

在日米軍人は、個人又は家族単位で部隊など周辺の児童養護施設や老人ホームを訪問し、プレゼントをしたり、施設を修理するなどの活動を40年以上にわたって続けています。海兵隊では、訓練の移転先となる演習場周辺でもこうした活動を行っています。

また、各地の米軍部隊は、毎年１回はフレンドシップ・デーなどのイベントを開催し、地域住民との交流を図っています。米海軍艦艇は、一般の港湾に入港した場合には艦艇の一般公開を行って地域住民と触れ合いの場を設けるようにしています。さらに、米軍施設・区域内の教育施設を利用した国内留学制度や音楽隊による日本各地での演奏活動などの文化交流活動も行っています。

以下、三沢市に所在する米軍基地と地域住民の交流について紹介します。

昨年10月、三沢米軍基地は、青森県の「豊かな海作り」大会において、県知事賞を受賞しました。この大会は、水産資源の維持や漁業環境の保全のために行われたものです。今回の表彰は、米軍の行っている活動、すなわち、主にみどりの日や基地で設けているアース・デーに行う市内、三沢漁港、渓流などの清掃、田植え、３月に行う稚魚の放流などの活動が認められたものです。このほかにも多くのボランティア活動を行っていますが、いずれも、地域に対して自分が何か貢献できないかといった米軍人の自発的な意思に基づくものであるとのことです。

また、地域住民との交流も盛んです。20万人以上の観衆を集める航空ショーを毎年行っているほか、日本文化を理解するイベントであるジャパン・デー、アメリカ文化を紹介するアメリカン・デー、三沢市の教育委員会と協力して行っており、米空軍の中でも高く評価されている子供のホームステイプログラムなどが代表的なものです。

特に、アメリカン・デーでは、パレードを三沢市の中心街で行うとともに、アメリカ文化紹介のための展示なども市内の各種施設で行っています。こうした形で交流が行われている背景としては、上に述べたように米軍人が積極的に地域に溶け込もうとしていることに加え、従来、市として米軍との共存共栄という方針を維持してきたことも挙げられます。

第 4 章
多様化する防衛庁・自衛隊の施策と活動

―様々な分野で防衛力を有効に発揮―

噴火する有珠山

第１節　求められる各種の事態等への対応

防衛大綱では、防衛力の役割として第一に「我が国の防衛」が、第二に「大規模災害等各種の事態への対応」が挙げられている。近年、北朝鮮によるミサイル発射や不審船事案、大規模な災害などが発生し、自衛隊の対応が求められていることにみられるように、直ちに防衛出動が求められる場合以外にも、我が国の平和と安全にかかわる重要事態に自衛隊としていかに対応するかが大きな課題となってきている。

本節では、こうした重要事態等への自衛隊の対応について、まとめて説明する。

在外邦人等輸送訓練　　海上保安庁との共同訓練

掃海部隊による神戸沖での不発弾処理

玄倉川での救助活動　　偵察機による有珠山の火山活動の偵察

1 緊急事態への対応

主な緊急事態への取組

政府は、総理の指示に基づき、1996(平成８)年５月から我が国に対する危機が発生した場合やそのおそれがある場合における、政府が採るべき種々の対応について、起こり得るもろもろのケースを想定し、必要な対応策を検討、研究するための作業を行っている。

本検討は、内閣安全保障・危機管理室が事務局となり、以下の各項目について各関係省庁が連携をとって研究、検討を進めてきている。

(1) 在外邦人などの保護

国外における緊急事態に際して、官民の航空機又は船舶を使用し多数の邦人を救出するなど、政府全体として対処することが適切である場合に、どのような手順に従って行うかの整理をしている。本検討の中で、様々な事態においてより効果的な邦人の輸送を行っていく観点から、輸送手段に自衛隊船舶を加えること及び邦人輸送を行う場合の安全性の確保の在り方について、特に検討を深める必要があるとされた。この結果、昨年５月に自衛隊法が改正され、自衛隊による在外邦人などの輸送の態勢が強化された。

輸送艦「おおすみ」

(2) 大量避難民対策

我が国の周辺地域から大量の避難民が海を渡って到着した場合に、政府全体として採るべき対処手順の整理を行っている。具体的には、避難民対策の体制のほか、避難民対策の基本要領などについて整理を行っている。

(3) 沿岸・重要施設の警備など

警察、海上保安庁の個別機関のみならず、政府全体として対処することが必要と考えられるものについて、現行制度を前提とした場合の対処の在り方及び問題点などの検討を行っている。具体的には、現行制度についての整理・検討を踏まえ、事案が発生した場合の首相官邸などへの報告要領、政府対策本部の設置、警察・海上保安庁では対処できない場合などにおける自衛隊を含めた対応である。

(4) 対米協力措置(施設・区域面での協力や米軍への後方支援)など

留意すべき現行法制度の枠組み、手続などについて、関係省庁間で一般的、実務的な検討を行ってきた。対米協力措置などに関しては、今後、「日米防衛協力のための指針」に基づく相互協力計画についての検討など日米共同作業又は各々政府部内で行う検討の場において、各種の具体的事項などを勘案しつつ、更に検討を深めていくこととなる。

なお、本検討は、あくまで憲法や集団的自衛権に関する政府の従来の解釈を前提として行うものであり、また、特定の国又は地域における紛争などの生起を前提とするものではない。

在外邦人などの輸送態勢の整備

防衛庁は、これまで、外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して、自衛隊法第100条の８の規定に基づき、外務大臣からの依頼を受けて、生命又は身体の保護を必要とする在外邦人などを政府専用機又は航空自衛隊の輸送機を使用して輸送する態勢をとってきた。例えば、98(同10)年５月のインドネシアの首都ジャカルタなどの主要都市における暴動の際には、輸送が必要となるような事態には至らなかったが、シンガポールへ航空自衛隊の輸送機を移動させ、邦人などの輸送に備えて待機させた。

昨年５月に自衛隊法が改正され、輸送に適した自衛隊の航空機に加え、船舶及び船舶に搭載したヘリコプターを使用して邦人などの輸送ができることとなり、輸送のための態勢が強化された。（３章４節２参照）

さらに、この輸送任務に万全を期すため、事態に応じて各自衛隊の有する能力を活用することが必要であると考えて、各自衛隊は輸送のための態勢を整えている。例えば、輸送すべき人員が多い場合には、自衛隊の隊員が、派遣先国の空港・港湾などにおいて在外公館から引き継ぎを受けた在外邦人などを航空機・船舶まで、より安全に誘導することができるよう、陸上自衛隊などでは、必要に応じ「誘導隊」[i)]を編成することにしている。

i）輸送部隊（自衛隊の航空機・船舶）と共に派遣され、現地において在外邦人などの誘導のため臨時に編成される部隊。

航空自衛隊は、昨年８月、小牧（こまき）基地において輸送機（C－130H）２機により在外邦人などの輸送に係る訓練を陸上自衛隊と実施した。

海上自衛隊は、自衛隊法改正後、初めての在外邦人などの輸送に係る訓練を昨年11月の海上自衛隊演習の中で行った。本訓練は、在外公館員から引き継ぎを受けた在外邦人300名を護衛艦搭載ヘリコプター及び搭載艇まで誘導し、さらに、沖合に停泊する自衛艦により我が国の港まで輸送するという想定であった。

陸上自衛隊も、昨年12月に在外邦人などの輸送に係る訓練を実施し、各自衛隊は今後も必要な訓練を行っていくこととしている。

在外邦人等輸送訓練（搭載艇への誘導）

沿岸・重要施設の警備などへの対応

一般に、不審船事案や武装工作員などによる破壊活動など平時における不法行為への対処は、第一義的には警察、海上保安庁といった警察機関の任務であるが、自衛隊は、警察機関に対して警察官などの輸送、各種資器材の提供など必要な支援を行うことが考えられる。

また、警察機関では対処が不可能又は著しく困難と認められる事態が発生した場合には、海上警備行動や治安出動[i]により自衛隊が対処することとなる。

さらに、事態が外部からの武力攻撃に該当する場合には、防衛出動により対処することとなる。

政府としては、自衛隊と警察機関との連携要領の策定など現行の法制度の下での対応の強化を進めており、今後とも自衛隊の対応の在り方や関係省庁間の連携について、法的な観点も含め、更なる検討を行う考えである。

i）間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合などに、内閣総理大臣の命令により自衛隊がとる行動。
　命令による出動と都道府県知事からの要請による出動がある。

周辺事態への対応

上記のような対応を含め、防衛大綱では、我が国周辺地域において我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態が発生した場合には、憲法及び関係法令に従い、必要に応じ国連の活動を支持しつつ、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を図ることなどにより適切に対応することとしている。これについては、指針の実効性を確保するために法整備が行われたところであり、これに基づいて対応することとなる。（3章4節2参照）

在外邦人を自衛隊の船舶、航空機で　～在外邦人等輸送訓練～

外国で戦争や政変が起きて混乱状態に陥った際、一刻も早く在外邦人を保護し、日本又は安全な地域に輸送することが必要となる場合があります。昨年の自衛隊法改正により「在外邦人等の輸送」の手段に自衛隊の船舶と搭載ヘリコプターが追加されました。

これを受けて、海上自衛隊は、昨年11月、外務省の協力を得つつ陸上自衛隊と「在外邦人等輸送訓練」を行いました。この訓練は、“空港が閉鎖され使用できないものの、小型舟艇が利用できる桟橋とヘリポートが確保できる”との状況を想定したものでした。

参加部隊は護衛艦「しらね」、同「むらさめ」、同「あまぎり」、掃海母艦「うらが」及び補給艦「とわだ」の計５隻で編成されました。陸上自衛隊からは第１空挺団員からなる「誘導隊」が参加したほか、300名の海上自衛隊横須賀地方隊の隊員が模擬邦人役を務めました。

在外邦人に対するパスポートによる身分確認、出国カードの記入、審査、乗艦先配分、出国者名簿の作成及びセキュリティチェックなどの手続が行われる中、現地人の亡命希望者や動物を連れた人などの様々な状況を想定した大使館員や警務官などの対応も併せて検証しました。

出国手続を終えた邦人などは、誘導隊による誘導を受けながらヘリポート又は桟橋へ移動し、護衛艦搭載の哨戒ヘリコプター４機と各艦の搭載艇10隻でそれぞれの自衛艦にピストン輸送されました。

邦人などの居住に利用できる区画に限りがある護衛艦では乗員の居住区を提供し、補給艦では倉庫区画などを活用し収容しました。艦内では食事や風呂が用意され収容された模擬邦人たちは、リラックスした艦内生活を過ごすことができました。

また、同様の訓練を航空自衛隊が昨年８月、陸上自衛隊と小牧基地において実施し、さらに、陸上自衛隊も同年12月に陸上自衛隊木更津飛行場において実施しました。これらの訓練では、在外公館が行うセキュリティチェックの支援に関する活動要領の訓練に続いて、不審者の出現などといった状況を想定しました。このような状況設定の中、陸上自衛隊の誘導隊及び輸送機の搭乗員などが連携して、邦人などを空港ターミナルからC－130H輸送機やCH－47ヘリコプターまで、より安全に誘導を行い航空機に搭乗させました。これは、航空機の防護要領についても訓練するものであり、それぞれの対処能力を向上させることができました。

このように各自衛隊は、在外邦人などの輸送を的確に実施できるようにし、暴徒などによる不測の事態へも対応できるよう訓練していくこととしています。

2 ミサイル発射への対応

北朝鮮によるミサイル発射の概要

北朝鮮は、弾道ミサイルの開発を進めており、1998(平成10)年8月31日、北朝鮮東部大浦洞(テポドン)付近のミサイル発射施設から、「テポドン1号」を基礎としたと見られる弾道ミサイルを警告もなく発射した。ミサイルの一部は日本海に落下し、さらに、一部が日本の上空を通過し三陸沖の太平洋に落下したと推定される。この事実から、北朝鮮は、日本全域をカバーし得るミサイルを製造する技術を保有するに至ったことが明らかである。

北朝鮮から発射されたミサイル[朝鮮通信=時事]

これは日本の安全保障に直接かかわるものとして極めて憂慮すべき事態である。

防衛庁は、艦艇、航空機などにより日本の周辺海域において常続的に情報収集活動を行っており、本事案においては、各種の情報などから総合的に判断して、特にその態勢を強化し、独自にこの北朝鮮のミサイル発射に関する情報をとらえた。防衛庁は、収集した情報を公表するとともに、詳細な分析を行った。

北朝鮮のミサイルの飛翔状況及び各物体の落下地点

第1段推進装置切り離し
飛翔体
物体A
物体C
物体D
物体B
物体C
約200〜300Km
約160Km
約60Km
領海
約60Km
約520Km
約180Km
約1,100Km
約1,600Km
約1,600Km
約1,100Km
約180Km
発射地点
大浦洞(テポドン)
物体A
物体B
物体C

ミサイル発射事案に関する教訓と対応

情報収集活動に従事したイージス艦「みょうこう」

今回の北朝鮮によるミサイルの発射に関しては、防衛庁は、独自の情報収集態勢を通じて得られた情報も含め、各種情報を総合的に分析した。他方、弾道ミサイルに関する情報の収集・分析・伝達面において、次のような問題があった。

①　発射直後の情報収集・分析について、極めて短時間の解析に基づいて迅速に伝達する必要があることから、精度に限界があった。

②　また、じ後の分析の段階においても、防衛庁として、これまで必ずしもミサイルに関する情報の分析を実施するための十分な能力を有していなかった結果、事実関係の正確な見極めに必要な精密分析を実施するために相当の時間を要した。

以上のことから、今後のミサイル発射などに、より的確に対応するため、次の点について所要の措置を講じた。

①　兆候把握段階における十分な情報収集・分析態勢の確保

②　米国との情報交換のより一層の密接化・迅速化

③　防衛庁の保有する種々の情報収集センサーの能力向上

④　収集した情報の集約の迅速化

⑤　収集した情報の精密解析能力の強化

⑥　情報のより適時適切な連絡・公表態勢の整備

J／FPS－３警戒監視レーダー

情報収集衛星の導入

政府は、北朝鮮によるミサイル発射を契機として、衛星による画像情報の利用方法につき検討を行った結果、98（同10）年12月、我が国の安全確保に必要な情報を収集することを目的として、2002（同14）年度をめどに情報収集衛星を導入することを閣議決定した。現在、内閣官房を中心として科学技術庁などの開発官庁において、この開発に取り組んでいる。

防衛庁としては、情報収集衛星を通じて安全保障に資する貴重なデータが得られることから、これを導入することは極めて意義あるものと考えている。防衛庁においては、1984（昭和59）年度以来、商用の地球観測衛星の画像データを用いて画像情報業務を行ってきており、解析、システム運用、解析要員の育成などに関する各種知識・経験を持っていることから、運用組織への当庁要員の派遣など、政府としての取組に積極的に協力している。（３章１節１参照）

防衛庁における検討態勢など

防衛庁は、今回のミサイル発射事案などを踏まえ、自衛隊の出動などが必要とされる重要事態が発生する場合における情報の収集、分析、伝達の円滑な実施の確保及び必要とされる対応の在り方について、あらかじめ検討を行うため、昨年１月、防衛庁長官の下に重要事態対応会議を設置した。この会議において、我が国に向け

てミサイルが発射された場合の防衛庁の対応などについて検討、議論が行われた。

防衛庁としては、日ごろから艦艇、航空機などにより、我が国周辺において常続的に情報収集活動を行っているが、必要に応じ、現在の態勢に加え、更に艦艇、航空機を投入することなどにより、情報収集活動を強化することを考えている。また、我が国に向けミサイルが発射された際の自衛隊の対応については、早期警戒情報を含む関連情報の公表などに努め、落下状況及び被害の発生状況を迅速に確認するとともに、ミサイル発射の状況に応じて適切な対処を行う。

3 不審船対処

能登(のと)半島沖の不審船事案の経緯

昨年3月23日早朝、警戒監視活動中の海上自衛隊の哨戒(しょうかい)機P－3Cが、佐渡島(さどがしま)西方及び能登半島東方の領海内で不審船らしい船舶を発見した。防衛庁は、訓練に向かっていた護衛艦を現場に向かわせ、この船舶の船名を確認し、海上保安庁に通報した。海上保安庁が、これらの船舶について確認したところ、第二大和丸については、兵庫県浜坂(はまさか)沖で操業中であること、第一大西丸については、漁船原簿から抹消されていることが確認されたため、最終的に不審船であると判断した。

海上保安庁では、両船に対し停船命令、威嚇(いかく)射撃を実施したが、両船は無視して高速で逃走を続けた。同月24日午前0時30分、運輸大臣から防衛庁長官に対し、海上保安庁の能力を超える事態に至ったので、この後は内閣において判断されるべきものである旨の連絡があった。

防衛庁では、直ちに、海上警備行動[i]が必要と判断し、防衛庁長官は、自衛隊法第82条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、海上警備行動の承認の閣議を求めた。内閣総理大臣は、同日午前0時45分、安全保障会議と閣議を経て海上警備行動を承認した。この承認を受け、防衛庁長官は、午前0時50分に海上自衛隊に対し自衛隊創設以来初めての海上警備行動を発令し、海上自衛隊は直ちに不審船への対処を開始した。護衛艦による停船命令、警告射撃やP－3Cによる警告としての爆弾投下な

i）防衛庁長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため、特別の必要がある場合に、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

不審船「第二大和丸」

不審船「第一大西丸」

i）第二大和丸に対しては、護衛艦「みょうこう」から停船命令を発した後、合計13回警告射撃を実施するとともに、P－３Cが警告として爆弾を投下した。
第一大西丸に対しては、護衛艦「はるな」から停船命令を発した後、合計12回の警告射撃を実施するとともにP－３Cが警告として爆弾を投下した。

どの対処を行った[i)]。しかし、第二大和丸は午前３時20分に、第一大西丸は午前６時６分に我が国の防空識別圏の外に出た。今回のケースにおいては、自衛隊が日本の防空識別圏を越えて追跡した場合には、他国に無用の刺激を与えることにもなりかねないと考えられたため、護衛艦による追尾を終了し、同日午後３時30分、防衛庁長官より海上警備行動の終結が発令された。その後、同月30日には、更に種々の情報を総合的に分析した結果、政府として、不審船２隻は、北朝鮮の工作船であるとの判断に至ったことから、北朝鮮に対し抗議を行った。

教訓・反省事項などを踏まえたその後の対応

本事案については、不審船の停船や立入検査に至らなかったが、自衛隊創設以来初めての海上警備行動を発令することにより、政府の断固たる決意を示したものであり、この種の事案の発生に対する抑止力になっているものと考えている。

他方、政府においては、この不審船事案における一連の活動の問題点について検討し、現行法の枠組みの下での必要な措置について、昨年６月４日の関係閣僚会議で教訓・反省事項の取りまとめを行った。内容としては、関係省庁間の情報連絡や協力の強化、対応能力の整備、政府全体としての対応要領の充実などを図るというものである。

防衛庁では、このような不審船事案に関し、不審船の停船手段としてどのようなものが有効か、今回のような武装の可能性がある不審船などへの立入検査を行うために訓練面・装備面などでどのような準備を行うことが適当か、といった点を中心に検討を行い、海上保安庁などとの連携の重要性を改めて認識した。

不審船事案における教訓・反省事項について（検討要旨）

1　関係省庁間の情報連絡や協力の在り方

①　海上保安庁及び防衛庁は、不審船を視認した場合には、速やかに相互通報するとともに、他の関係省庁に連絡。内閣官房は、情報の一元化を図りつつ、首相官邸への報告及び関係省庁への伝達を迅速に実施。

②　民間関係者から不審船情報を速やかに入手できる体制の強化など

2　海上保安庁及び自衛隊の対応能力の整備

①　海上保安庁の対応能力の整備（巡視船艇の能力の強化、航空機の能力の強化、既存の高速小型巡視船の配備の見直し、新たな捕捉手法の研究等）

②　自衛隊の対応能力の整備（艦艇の能力の強化、航空機の能力の強化、立入検査用装備の整備、新たな捕捉手法の研究等）

③　海上保安庁と自衛隊間の相互の情報通信体制の強化など

3　海上警備行動の迅速かつ適切な発令の在り方

状況により、首相官邸対策室を設置するとともに、必要に応じ関係閣僚会議を開催し、海上警備行動の発令を含め対応について協議。海上警備行動の発令が必要となった場合には、安全保障会議及び閣議を迅速に開催。

4　実際の対応に当たっての問題点

①　不審船に対しては、漁業法、関税法等で対応。今後、各種の事案を想定しつつ、具体的な運用要領の充実を実施。所要の法整備の必要性の有無については、更に検討。

②　停船手段、停船後の措置についての運用研究及びマニュアルの作成

③　海上保安庁・自衛隊の間の共同対処マニュアルの整備

④　要員の養成及び訓練の実施など

5　適切な武器使用の在り方

不審船への対応については、警察機関としての活動であることを考慮すれば、警察官職務執行法の準用による武器の使用が基本。ただし、不審船を停船させ、立入検査を行うという目的を十分達成するとの観点から、対応能力の整備や運用要領の充実に加え、危害射撃の在り方を中心に法的な整理を含め検討。

6　各国との連携の在り方

平素からの関係国との連絡体制の整備、関係国への適時適切な情報の提供及び協力の要請など

7　広報等の在り方

国民の理解を得るため、迅速かつ十分な対外公表を実施

具体的な対応策と関連する法的整理

前述の検討を受け、防衛庁では順次、次のような具体的な対応策をとってきた。

(1)　不審船対処関連事業（３章２節３参照）

能登半島東方海域における海上保安庁との共同訓練

①　ミサイル艇の整備に当たり速力などを向上
②　不審船の武装解除・無力化を行うため特別警備隊を新編
③　護衛艦、哨戒ヘリコプターへの機関銃の装備
④　不審船を停船させる新たな装備品の研究として、強制停船措置用装備品の研究
⑤　立入検査活動を円滑に行うために必要な艦艇要員を確保するための海上自衛隊充足率の向上など

(2)　海上保安庁との連携強化

不審船事案以後、海上自衛隊と海上保安庁は、これまで昨年10月に房総半島沖で射撃などの共同訓練を行った。

また、同年10月及び11月、能登半島東方海域において、「不審船に係る共同対処マニュアル」検証のための図上及び実動訓練を行い、同年12月、同マニュアルを策定した。このマニュアルは、不審船が発見された場合の初動対処、海上警備行動の発令前後における相互間の役割分担などについて規定するものであり、概要は次のとおりである。

①　基本的考え方
・不審船への対処は、警察機関たる海上保安庁が第一に対処
・海上保安庁では対処することが不可能又は著しく困難と認められる事態に至った場合に、防衛庁長官が、内閣総理大臣の承認を得て、迅速に海上警備行動を発令
・防衛庁は、海上保安庁と連携、共同して不審船に対処

②　情報連絡体制など
・海上保安庁及び防衛庁は、所定の情報連絡体制を確立し、初動段階から行動終了まで的確な連絡通報を実施

③　海上警備行動発令前における共同対処
・海上保安庁が、必要な勢力を投入し、第一に不審船に対処
・海上自衛隊は、海上保安庁からの求めに応じ可能な協力を実施

④　海上警備行動発令下における共同対処
・海上警備行動が発令された場合には、海上自衛隊は、海上保安庁と連携、共同して停船のための措置などを実施

⑤ 共同訓練など

・防衛庁及び海上保安庁は、定期的な相互研修、情報交換及び共同訓練などを実施

(3) 不審船対処に関連する法的整理

昨年6月に関係閣僚会議で了承された「能登半島沖不審船事案における教訓・反省事項について」においては、不審船を停船させ、立入検査を行うという目的を十分に達成するという観点から、不審船に適用される国内法令の在り方や武器使用の在り方について法的な検討を行うこととされている。

防衛庁としては、まずは、現行の国内法制度の下で最善の努力を払うべきものと考えており、各種の検討を行い、検討が終了したものから速やかに実施してきている。政府としては、先般の教訓・反省を踏まえ内閣安全保障・危機管理室が事務局となって関係省庁で法的な検討を行っているが、防衛庁としても関係省庁の一員として、新たな法整備の必要性を含めて検討を進めていく考えである。

4 災害への対応

災害派遣の実施状況

自衛隊は、災害派遣に際し、被災者や遭難した船舶・航空機の捜索・救助、水防、医療、防疫、給水、人員や物資の輸送など、様々な活動を行っている。一方、自衛隊発足以来、最大の規模となった阪神・淡路大震災における災害派遣以降、自衛隊

災害派遣の実績（最近5年間）

	項目	件数	人員	車両	航空機	艦船
99年度内訳	風水雪害・震災・噴火対策	12	5,305	450	45	0
	急患輸送	597	3,120	10	638	0
	捜索救難	63	10,792	923	190	14
	消火支援	116	5,324	533	149	0
	その他	27	1,826	238	11	6
	合計	815	26,367	2,154	1,033	20

の災害救援活動に対する国民の期待はますます大きくなっている。その後も自然災害だけでなく、1995(平成7)年3月の地下鉄サリン事件や97(同9)年1月のナホトカ号海難・流出油災害など多様な災害に際して、自衛隊が大きな役割を果たしている。

i)核分裂で中性子が放出され、核分裂反応が連鎖的に続いていく状態。

また、昨年9月、茨城県東海村の民間ウラン加工工場で発生した臨界事故[i]においては、現地対策本部に連絡要員を派遣するとともに、陸上自衛隊の化学防護車、除染車などを派遣、待機させた。

有珠(うすざん)山噴火における住民避難の支援

ここでは、昨年度に行った主な災害派遣などを紹介する。なお、災害派遣の要請手順などについては、5章1節3で説明する。

(1)　災害への対処

昨年6月下旬から7月上旬の西日本を中心とする大雨による災害に際しては、3県の知事から災害派遣の要請を受け、陸上自衛隊第4後方支援連隊(福岡県福岡市)及び第46普通科連隊(広島県安芸(あき)郡)などが捜索・救助、水防活動などを行った。

また、昨年8月14日、神奈川県足柄上郡山北町(あしがらかみぐんやまきたまち)の玄倉川(くろくらがわ)で集中豪雨により中洲に18名が取り残され、13名が行方不明となった。この災害に際して、陸上自衛隊第1師団(しだん)長[ii]は、神奈川県知事から災害派遣の要請を受け、陸上自衛隊第1特科(とっか)連隊(静岡県御殿場(ごてんば)市)などが行方不明者13名の捜索及び対岸に孤立した4名の救助活動に当たった。翌15日、消防・警察と協力の上、ボートにより対岸に孤立した4名を救助した。本災害での派遣規模は、延べにして、人員約2,000名、車両約370両、航空機約20機、渡河ボート約70艘(そう)であった。

ii)東京都練馬(ねりま)区

さらに、昨年9月30日、茨城県東海村の民間ウラン加工工場で臨界事故が発生した際には、茨城県知事の要請により陸上自衛隊第101化学防護隊(埼玉県大宮(おおみや)市)の化学防護車、除染車などを派遣・待機させた。本災害での派遣規模は、延べにして人員約360名、車両約130両であった。

加えて、本年3月以降、有珠山(うすざん)の噴火に際しては、同月29日の北海道知事からの災害派遣要請に基づき、陸上自衛隊第7師団の第11普通科連隊(北海道千歳(ちとせ)市)を始めとする部隊などが避難に係る輸送支援、住民避難の支援、避難住民に対する生活支援などの災害派遣活動を行っている。海上自衛隊については、艦艇などを、航空自衛隊については、輸送機及び偵察機などを派遣するとともに、待機させている。

(2)　地震に関する情報の収集

防衛庁は、95(同7)年2月の大規模災害発生時の情報収集体制の強化などに関する閣議決定を受けて、自衛隊の部隊などが気象庁などから震度5弱以上の地震発生の情報を得たときは、いわゆる自主派遣として、航空機などを使用して情報を収集し、それらを首相官邸及び国土庁へ伝達している。昨年度は、和歌山県北部を震源

主要な災害派遣実施地域

12年3月～
有珠山噴火に係る災害派遣
北海道（伊達市、壮瞥町、虻田町）

11年9月～10月
民間ウラン加工工場の臨界事故に係る災害派遣
茨城県（東海村）

11年6月～7月
豪雨災害に係る災害派遣
福岡県（大野城市、北九州市）
広島県（広島市、呉市）
兵庫県（神戸市）

11年8月
豪雨災害に係る災害派遣
神奈川県（山北町）

11年9月
台風18号に係る災害派遣
山口県（防府市、関門海峡）
大分県（九重町）

とする地震において、航空機による情報収集活動を行った。

(3) 救急患者の輸送

従来、自衛隊は、医療施設に恵まれない離島などの救急患者を、災害派遣として航空機で緊急輸送してきている。昨年度は、全体の災害派遣815件のうち597件がこの急患輸送であり、南西諸島(沖縄県、鹿児島県)、五島列島(長崎県)、伊豆・小笠原諸島(東京都)などへの派遣が多かった。陸・海・空各自衛隊別に見ると、昨年度は、陸上自衛隊が255件、海上自衛隊が313件、航空自衛隊が29件となっている。

(4) コンピュータ西暦2000年問題に関連する派遣待機

コンピュータ西暦2000年問題について、政府としての対応の一環として、防衛庁長官は、同問題による万一の事態に備え、都道府県知事などからの災害派遣の要請を受けた場合、迅速かつ的確な初動対処を実施するため、通常の態勢を維持した上で、特に即応を求め

救急患者の航空輸送

主要幹部に指示する瓦防衛庁長官(当時)

ｉ)急患輸送関連部隊、通信関連部隊、化学科部隊など。

られる部隊[i]に待機態勢の強化を命じた。

自衛隊の部隊などは、通常の年末年始の態勢に加え、昨年12月31日から本年１月１日の間を中心として、基幹部隊の約９万6,000人の人員を待機させたが、結果的に災害派遣という事態には至らなかった。

原子力事故対処

(1)　事故の概要

昨年９月30日午前10時半ごろ、茨城県東海村のウラン加工工場㈱ジェー・シー・オーで臨界事故が発生し、同社員３人が大量に被ばくしたほか、付近の住民150人以上が公民館などに避難した。

東海村原子力事故で出動する除染車

防衛庁では、同日の政府対策本部会議における内閣総理大臣の指示を受け、現地対策本部に連絡要員を派遣するとともに、陸上自衛隊第101化学防護隊（埼玉県大宮市）の化学防護車、除染車などを事故現場に近い勝田（かつた）駐屯地（茨城県ひたちなか市）に前進させるなど、直ちに必要な対応を行った。さらに、翌10月１日、陸上自衛隊施設学校[ii]長、海上自衛隊横須賀地方総監、航空自衛隊第７航空団[iii]司令は、それぞれ茨城県知事から災害派遣の要請を受けた。各自衛隊は、関東周辺の救急車などを勝田駐屯地などに進出させ、住民の避難に備えるとともに、除染車を病院などに派遣・待機させた。

(2)　今後の対応

ⅱ)茨城県ひたちなか市

ⅲ)茨城県東茨城郡

科学技術庁は、この事故の教訓を踏まえ、原子力防災対策の抜本的な強化を図るという観点から、

①　迅速な初期動作と国、都道府県、市町村の有機的連携の確保

②　原子力災害の特殊性に応じた国の緊急時対応体制の強化

③　原子力防災における事業者の役割の明確化

を行うため、新たな法案を作成し、同年12月、「原子力災害対策特別措置法」が成立し、本年６月、施行された。

同法では、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が緊急事態応急対策の的確かつ迅速な実施のため、防衛庁長官に対し自衛隊の支援を要請することができると規定され、これに伴って自衛隊法が一部改正された。

自衛隊法の一部改正の骨子は、次のとおりである。

①　原子力災害対策本部長の要請により、部隊などを支援のために派遣することができる旨の規定の新設

②　原子力災害派遣を命ぜられた自衛官が必要な権限を行使できる旨の改正

③　原子力災害派遣についても、必要に応じ特別の部隊を臨時に編成などできる

旨の改正

④　原子力災害派遣を行う場合についても、即応予備自衛官に招集命令を発することができる旨の改正

また、前述のとおり先の臨界事故においては、陸上自衛隊の第101化学防護隊などが出動した。自衛隊は、限定的ではあるが、放射線の検知及び汚染地域の偵察などを行うことができる。しかしながら、放射線のうち、中性子線[i]については、鉛板でも簡単に透過してしまうほど透過性が高く、米軍などでも中性子線防護能力を有する車両などは保有していない。自衛隊においても中性子線に対する防護能力はなく、結果的にその活動は、病院での住民などに対するシャワー除染などにとどまった。このため防衛庁では、放射線災害の対処能力の向上が喫緊（きっきん）の課題であるとして、平成11年度第２次補正予算で、化学防護車への中性子線遮へい板の装備化など装備面での充実を図るとともに、現在対応マニュアルの作成などに関する検討を行っている。

i)核分裂反応中にのみ発生する放射線で、より遠くまで空中を飛び透過力が極めて大きい。

更に重要視される防災体制への取組

(1)　統合防災演習

昨年３月の防衛庁設置法及び自衛隊法の一部改正の施行により、統合幕僚会議[ii]の機能の充実が図られ、大規模災害発生時など出動時（防衛出動、治安出動）以外においても、自衛隊の統合運用が必要な場合には、長官の補佐を行い得ることとなった（３章２節２参照）。

これを受けて、統合幕僚会議は、同年９月１日の「防災の日」に自衛隊統合防災演習（指揮所演習）を行った。演習では、自衛隊の災害対処を総合的、有機的に行うことを目的として、統合幕僚会議事務局などが、「演習防衛庁災害対策本部事務局」と一体となって、各自衛隊の現場からの情報を集約するとともに、輸送及び衛生

ii)統合幕僚会議議長及び陸・海・空各幕僚長をもって組織される。

神奈川県庁での災害指揮所演習（昨年10月）

などに関し、陸・海・空各自衛隊間の統合調整を行った。

本年度においては、統合防災演習（指揮所演習）を引き続き実施するほか、統合防災演習（実動演習）を実施し、大規模災害発生に際しての、統合幕僚会議、陸・海・空各幕僚監部（ばくりょうかんぶ）及び各自衛隊の主要な部隊の相互連携、各種応急対処活動について演練する予定である（3章3節2参照）。

(2)　**地方公共団体が行う防災訓練への協力**

防衛庁としては、自衛隊を含む関係行政機関と地方公共団体とが緊密に連携して訓練を行うことは、南関東地域震災や東海地震のような大規模な災害に効果的に対処する上で必要不可欠であると認識している。このような観点から、自衛隊は、従来、災害派遣に備え訓練を行い、また地方公共団体の実施する防災訓練に支援参加するなどして、災害への対処に努めてきたところである。

7都県市合同防災訓練

昨年度は、全国すべての都道府県主催の総合防災訓練に自衛隊の部隊などが参加し、政令指定都市についても、すべての都市（12都市）で市主催又は都道府県と市の共同主催の訓練に参加するまでになった。

また、昨年9月1日、東京都など7都県市[i]の合同防災訓練に海上自衛隊の輸送艦「おじか」が参加し、都内に残された帰宅困難者を海上搬送する訓練を行った。さらに、同日、東海地震を想定した静岡県・富士市合同総合防災訓練が行われた。ここでは海上漂流者の捜索救助、孤立避難民の空輸、陸上自衛隊部隊の海上輸送などの訓練を実施するため、海上自衛隊のUS－1A救難飛行艇及び輸送艦「おおすみ」を始めとして陸・海・空各自衛隊から計約650名の隊員などが支援参加した。

i）東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市

本年度は、東京都から各自衛隊と合同で防災訓練を実施したいとの要望があったことを踏まえ、防衛庁としては、現在、今秋の実施をめどに東京都と事務的な調整・準備を行っているところである（3章3節2参照）。

また、東京都、神奈川県などに自衛隊出身者が災害対処担当の幹部として採用されている。これらは、大規模災害時などにおける自衛隊と地方公共団体の連携強化に大きな役割を果たすものと考えている。

5 様々な事態への対応に関する研究など

弾道ミサイル防衛に関する日米共同技術研究

(1)　**日米共同技術研究の必要性**

冷戦終結後の核を始めとする大量破壊兵器や弾道ミサイルが拡散している状況や、我が国が弾道ミサイル対処を想定したシステムを保有していないという現状を踏まえると、弾道ミサイル防衛（BMD）[ii]が専守防衛を旨とする我が国の防衛政策上の重要

ii）政府は、弾道ミサイルに対する防衛を「BMD:Ballistic Missile Defense（弾道ミサイル防衛）」と呼称。これは、在外米軍などを防護する米国固有のプロジェクト「TMD:Theater Missile Defense」の名称を使用することは我が国の防衛の観点からは必ずしも適切でないことから、より一般的なものとして使用する。

弾道ミサイルの特性

な課題であり、また、純粋に防御的なシステムであり、専守防衛という我が国の政策に適することから、我が国の主体的取組が必要であるとの認識の下、これまで検討を行ってきた。

これまでの調査研究の成果及び米国の研究開発の状況などを踏まえれば、現段階において我が国として具体的な装備の導入を判断する段階になく、システムの実現に必要な要素技術の検証などを行うことが適切である。政府としては、今後の我が国の取組として、米国との間においてBMDに係る共同技術研究を行うことが最も効率的かつ実りあるものであり、また、このような日米間の協力は、日米安全保障体制の信頼性の向上に資するものであると考えている。

(2) 日米共同技術研究に至る経緯

このような考え方に立って、1998(平成10)年12月25日、安全保障会議における了承を経て、政府として、昨年度から海上配備型上層システム(NTWD)を対象として米国との間で共同技術研究に着手することを決定した。
Navy Theater Wide Defense

これに基づき、平成11年度予算に必要な経費が計上された。なお、閣議決定と同日付けで政府としての考え方について、官房長官談話が発表された。(資料34参照)

以後、共同技術研究の開始に向けて米国との調整が行われ、昨年８月に閣議決定がなされ、BMDに係る日米共同技術研究に関する書簡を外務大臣と駐日米国大使との間で交換した。これを受けて、防衛庁と米国防省との間で了解覚書を締結し、共同技術研究を開始した(３章４節３参照)。

米国のTMDの概念図（一例）

赤外線センサー（宇宙）
上層用のミサイルによる要撃
上層用のミサイルによる要撃
下層用のミサイルによる要撃
下層用のミサイルによる要撃
BMC3I
THAAD
ペトリオット
弾道ミサイル
NTWD
NAD

米国国防省資料を基に作成

BMC3I：戦闘管理・指揮・統制・通信・情報
THAAD：戦域高高度地域防衛
NAD　：海軍地域防衛
NTWD：海上配備型上層システム

海上配備型上層システム（NTWD）に関する日米技術協力の概要

(3) 平成11・12年度予算の概要と今後の取扱い

防衛庁は、海上配備型上層システム(NTWD)の四つの主要構成品[i]の設計及び赤外線シーカの構成要素の試作に必要な経費として、平成11年度予算に９億6,200万円、同12年度予算に20億4,800万円を計上した。

一般に、装備品の技術研究開発及び配備を行う場合には、「技術研究」、「技術開発」、「量産・配備」の３段階を経る。しかし、今回の共同技術研究は、あくまでBMDの技術的な実現可能性などを更に見極めるために行う「技術研究」段階のものである。開発段階への移行、配備段階への移行は、別途判断するものであり、これらの判断は、BMDの技術的実現可能性及び将来の我が国の防衛の在り方などについて十分検討した上で行う。

i)前ページの図表参照

調査・研究、開発、量産・配備の段階

NBC対処

NBC[ii]対処については、昨年８月、野呂田防衛庁長官(当時)より、その機能の充実・強化を図るべく幅広く検討するよう指示があった。このため我が国に対し、NBC兵器が使用された場合の対処に係る予算として、平成11年度予算に約３億円であったところ、同12年度予算では約24億円を計上した(３章２節３参照)。また、生物・化学兵器の拡散の脅威については、日米間の情報交換などの必要性について、本年１月の日米防衛首脳会談において、コーエン国防長官とその分野の重要性を再認識している。防衛庁としても、このような特殊な武器が使用された場合も念頭に置き、今後の対応に取り組んでいく必要があると考えている。

Nuclear, Biological, or Chemical

ii)核、生物、化学。
核、生物、化学物質といった、大量破壊兵器に関連する物質の総称。一般に「NBC兵器」という使い方をする。

特に、生物兵器対処については、自衛隊では今まで本格的な研究を行ったことがなく、生物剤に対する検知、防護などの能力が欠落しているか、又は未検証である。このため、まずは、この分野における本格的な研究に取り組んでいくこととしている。

NBC対処に係る具体的な取組は、次のとおりである。

① 生物兵器などの対処に関する研究
・防衛庁長官が開催を求める部外有識者を中心とした会議の開催
・米国における米軍が開発中の生物剤検知器材、生物兵器対処要領、各種防護器材などの調査
・米陸軍感染症研究所などにおける生物剤傷者の治療などの調査
・生物兵器対処を検討するための専門誌などの取得
・陸上自衛隊研究本部に「特殊武器研究官」を設置し生物兵器などの特殊武器防護に関する運用研究
・医学、生物兵器などの対処に関する装備などを研究する組織を陸上自衛隊に新編[i]

② 各種防護器材の充実
・個人を防護するための新規装備品の取得
・部隊や個人を防護するための装備品の取得[ii]

③ 教育訓練体制の充実、部隊の新編
・陸上自衛隊化学学校が行っている化学防護などの教育を支援する部隊の新編[iii]

④ 米国での研修の実施
・生物、化学兵器対処に関し米陸軍化学学校、感染症研究所などでの研修

コンピュータ・セキュリティ

コンピュータ・システムの広範囲な導入及びそのネットワーク化により、近年、社会の情報化の進展が著しい。反面、ハッカー[iv]などによるコンピュータ・システムへの侵入・データの改ざんなどが社会生活に深刻な影響を与える可能性も大きくなっている。[v]従来、防衛庁・自衛隊は、原則として、コンピュータを用いた各種指揮通信システムなどについてはセキュリティ確保の観点[vi]から外部との連接を行っていないが、今後のネットワーク化の更なる進展などにかんがみれば、外部との連接の必要性が高まることも考えられる。

仮に、同システムへの侵入、データの改ざんなどが行われた場合には、我が国の防衛に重大な支障が生じ得るため、防衛庁は、本年度予算において、以下のとおりコンピュータ・セキュリティのための施策を推進することとした（３章２節３参照）。

(1) 技術基盤整備

① 高度セキュリティ・システムの試験的構築

防衛庁保有のコンピュータ・システムを外部の侵入などから防護する高度なセキュリティを確保するため、各種機能を一元的に管理するシステムを試験的に構築する。

② 運用評価環境の整備

陸・海・空の各自衛隊の駐屯地などの構内LAN（Local Area Network）[vii]及びそれらの駐屯地など相互を結ぶWAN（Wide Area Network）[viii]を構築し、上記①において構築されたシステムを運用評価する環境を整備する。

i）「部隊医学実験隊」（約20名）。これに「医学・特殊武器衛生研究科」を設置し、研究開発体制の充実を図る。

ii）化学防護車、部隊用防護装置など。

iii）「化学教導隊」（約40名）

iv）コンピュータ技術に長じた人をいうが、現在は、コンピュータ技術を用いて悪事を働く人という意味の方が強調されている。

v）本年１月下旬、中央省庁などのホームページが不正にアクセスされ、内容が相次ぎ書き換えられるといった事案が発生した。

vi）自衛隊の指揮通信システムについては、セキュリティ確保の観点から外部との連接を行わないほか、例えばソフトウェアの製造などを外部委託する場合においても、納入時のチェックを始め委託作業に関する記録の取得によるトレーサビリティ（追跡可能性）の確保などの措置を講じている。

vii）閉域ネットワーク。電子メール、電話などの通信機能やデータ処理、データベースなどの多面的な要素を一つのネットワークに統合し運用できるディジタルネットワーク。

viii）LANのエリアを拡大したネットワーク。

⑵ 人的基盤整備

防衛庁におけるコンピュータ・セキュリティのエキスパート育成を目指し、同分野の最先端を走っている米国の大学・研究機関などへ要員を派遣する。

⑶ 先端技術動向調査

防衛庁のコンピュータ・セキュリティ水準向上のため、定期的に海外における先端技術の動向を調査する必要があり、米軍などへ要員を派遣する。

そのほか、昨年9月、「情報セキュリティ関係省庁局長等会議」が設置され、本年2月29日に「情報セキュリティ対策推進会議」に拡大改組された。同会議において本年1月、「ハッカー対策等の基盤整備に係る行動計画」が決定された。防衛庁は、同会議にも参加しており、関係省庁と共にハッカー対策やサイバーテロ[i)]対策といった項目についての検討を行っている。

自衛隊の運用上の重要問題に関する研究

昨年の能登(のと)半島沖不審船事案や東海村における原子力災害のような多様な事態に迅速かつ適切に対応するためには、平素から自衛隊の運用をめぐる様々な課題について研究を進めることが重要である。このため、防衛庁では、自衛隊の運用に関する諸課題について、その検討状況の報告を日ごろから防衛庁長官に行うとともに、関係幹部が一堂に会して議論を行い、認識を統一しておくことが、検討を進める上で必要かつ効果的であると考えている。このような観点から、本年3月より、自衛隊の運用に関する諸課題の検討の進捗(しんちょく)を図るため、防衛庁長官の下で、運用上の重要問題に関する研究を実施している。[ii)]

i)必ずしも確定的な定義がある訳ではないが、例えば「コンピュータ内に侵入、プラント制御系などを不能にして企業活動をストップさせたり重大な混乱に陥れる行為」をいう。

ii)これまで、研究テーマとして、部隊の的確な任務遂行に資する手順・要領としての「部隊行動基準(仮称)」や防衛庁の市ヶ谷移転後の中央指揮所における業務の流れ、情報セキュリティなどをとりあげ議論を行った。

第２節　より安定した安全保障環境の構築への貢献

－国際平和と各国との信頼関係増進のための努力－

日本の平和と安全の確保のためには、適切な防衛力を保持し、日米安保体制を堅持する一方で、国際社会において、より安定した安全保障環境を構築していくための様々な努力を行うことが重要である。

このような認識から防衛大綱においては、より安定した安全保障環境の構築への貢献を防衛力の役割の一つとして位置付けている。

防衛庁・自衛隊は、日米間の協力関係を基礎としつつ、

① 国際平和協力業務を通じての国際平和のための努力への寄与
② 国際緊急援助活動などによる国際協力の推進への寄与
③ 安全保障対話・防衛交流を通じた関係諸国との信頼関係の増進
④ 軍備管理・軍縮分野への協力

などの国際社会の平和と安定を維持・増進していくための様々な取組を積極的に行っている。

本節では、これらに関連する施策や活動について、最近の状況を説明する。

東チモール派遣部隊の輸送活動

東チモール派遣部隊を見送る政務次官

訪日したフェルナンデス・インド国防大臣と瓦（かわら）防衛庁長官（当時）

トルコへ向かう輸送艦「おおすみ」

1 国際平和協力業務

国際平和協力業務の仕組みなど

1992(平成4)年6月に「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(「国際平和協力法」)が成立した。自衛隊は、国際連合平和維持活動としてカンボディア及びモザンビークへ部隊などを、また、人道的な国際救援活動としてザイール(現コンゴー民主共和国)などへ部隊を派遣しており、現在もゴラン高原で国際連合平和維持活動を行う部隊などが活動している。

また、昨年11月から本年2月にかけ、人道的な国際救援活動として、航空自衛隊の部隊などをインドネシアに派遣した。(資料35参照)

インドネシアに到着した派遣部隊

(1) 国際平和協力法と自衛隊が実施する国際平和協力業務

国際平和協力法は、①国際連合平和維持活動[i]、②人道的な国際救援活動[ii]及び③国際的な選挙監視活動に対し適切かつ迅速な協力を行うための国内体制を整備するとともに、人的な面を中心に、より積極的に国際平和のための努力に寄与することを目的としている。

もとより、伝統的な国際連合平和維持活動[iii]は、強制的手段によって平和を回復しようとするものではない。これを踏まえ、国際平和協力法では、国連平和維持隊への参加に当たっての基本方針(いわゆる5原則)が法制化されている。

したがって、この法律に基づき自衛隊が参加することは、憲法第9条に禁止された武力の行使、あるいは、武力の行使の目的をもって武装した部隊を他国に派遣するいわゆる海外派兵に当たるものではない。

平和維持隊への参加に当たっての基本方針(いわゆる5原則)

Ⅰ　紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること。
Ⅱ　当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動及び当該平和維持隊への我が国の参加に同意していること。
Ⅲ　当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること。
Ⅳ　上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収することができること。
Ⅴ　武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること。

i)国連決議に基づき、武力紛争当事者間の武力紛争再発防止に関する合意の遵守の確保など、紛争に対処して国際の平和と安全を維持するために国連の統括の下に行われる活動。

ii)国連決議又は国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)などの国際機関の要請に基づき、紛争による被災民の救援や被害の復旧のため、人道的精神に基づいて国連その他の国際機関又は各国が行う活動。

iii)伝統的には、①平和維持隊としての活動、②停戦監視団としての活動、③選挙監視などその他の活動の三つに大別できる。平和維持隊や停戦監視団は、紛争地域の停戦監視などを任務とし、選挙監視は自由かつ公正な選挙の実施を監視するものである。また、これらの活動は、紛争当事者の間で停戦の合意が成立し、紛争当事者がこの活動に同意していることを前提として行われる。その際、中立、非強制の立場で、国連の権威と説得により停戦の監視や選挙監視などの任務を遂行する。

自衛隊が、国際平和協力業務を実施しているのは、軍事的専門知識や経験が必要とされるものがあり、また、国の防衛という任務を果たすために、訓練を通じて培(つちか)った自衛隊員の技能、経験及び自衛隊の組織としての力を活用することが、これらの活動を行う上で最適であるとの理由によるものである。

自衛隊は、「部隊等」が行う国際平和協力業務として、国際平和協力法第3条第3号に列挙された業務のうち、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、図表に示す業務を行うことになっている。そのほか、自衛隊員は、派遣された国際平和協力隊の隊員が行う国際平和協力業務として、平和維持隊の司令部や停戦監視団

国際平和協力業務のうち自衛隊の部隊などが行う業務

(注)1　上記に類する業務が政令により追加されることもあり得る。
2　平和維持隊後方支援業務として⑫～⑯の業務を、また、人道的な国際救援活動として⑦及び⑧の業務を行うこともあり得る。

などへの個人単位の参加を行うこともできることとなっている。

(2) 国際平和協力法の改正

政府は、95(同7)年8月、同法附則に基づきその実施の在り方について見直しを開始したが、その一環として、個々の隊員の判断によるものとされていた武器の使用について、隊員の心理的負担が大きかったことなどの教訓・課題を踏まえて、検討が行われた。その結果、98(同10)年6月、武器使用などに関して同法の改正が行われた。

武器使用に関する改正については、自己保存のための必要最小限の武器の使用であることは維持し、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くことを未然に防止し、その一層の適正を確保するため、現場に上官が在るときは、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、この上官の命令を受けるいとまがない場合を除き、その命令によらなければならないものとした。なお、この法改正は、いわゆる5原則の枠内で行われたものである。

(3) 自衛隊の実施する国際平和協力業務に関する議論

自衛隊の「部隊等」による、いわゆる平和維持隊本体業務[i]については、国際平和協力法案の国会審議の過程で、内外の一層の理解と支持を得るため、別に法律で定める日までの間は、これを実施しないこととされている(いわゆる平和維持隊(PKF(Peacekeeping Forces))本体業務の凍結)。昨年来、国会などにおいて、PKF本体業務の凍結解除について取り上げられている。

政府としては、国際社会への日本としてふさわしい貢献を行うべきことは当然であり、国連平和維持活動への一層の協力について、国民の理解の下、積極的に進めていきたいと考えている。

ゴラン高原国際平和協力業務

日本の国連兵力引き離し監視隊(UNDOF(United Nations Disengagement Observer Force))[ii]への参加は、停戦に合意した主権国家の間に設定された兵力引き離し地域に展開している国連平和維持活動への参加である。

また、中東和平のための国際的努力に対する、日本の人的な協力としての意義を有するものである。

政府は、95(同7)年12月、自衛隊の部隊などのUNDOFへの派遣を決定し、96(同8)年2月に第1次ゴラン高原派遣輸送隊43名がカナダの輸送部隊と交代した。以来、本年6月現在派遣中の第9次派遣輸送隊まで、約6か月交代でゴラン高原において国際平和協力業務として輸送などの業務に従事している。

派遣輸送隊は、UNDOFの活動に必要な食料などの日常生活物資などを、イスラエル、シリア及びレバノンの港湾、空港、市場などから各宿営地まで輸送したり、各種の施設器材による道路の補修などの後方支援業務を行っている。現地において派遣輸送隊は、カナダ部隊などと同一宿営地に居住し、隊員の給食などを共同で実施しており、関係国との交流を深めている。

また、航空自衛隊による物資補給のための輸送機(C－130H)の派遣や、派遣部隊を

i)前ページの図表参照

ii)シリア南西部のゴラン高原におけるイスラエルとシリア間の停戦監視及び両軍の兵力引き離しなどに関する合意の履行状況の監視を任務としている。1974(昭和49)年に設立され現在まで約26年にわたり活動を継続。

ゴラン高原周辺図
トルコ
シリア
ラタキア
ホムス
ベイルート
ダマスカス
レバノン
ハイファ
ゴラン高原
イスラエル
テル・アビブ
ジョルダン
エジプト
N
ラタキア
ホムス
レバノン
ベイルート
ザハレ
シュトゥーラ
ベカー高原
ダマスカス
ダマスカス空港
ジウアニ宿営地
ファウアール宿営地
シリア
ゴラン高原
兵力分離地帯（AOS）
ハイファ
ハイファ港
ガリラヤ湖
イスラエル
注：…… は輸送部隊の主要なルート
UNDOFの概要
国際連合本部
事務総長
UNDOF司令官
司令部
歩兵大隊（オーストリア・スロヴァキア）
歩兵大隊（ポーランド）
後方支援大隊（日本・カナダ）
補給部隊（カナダ）
通信部隊（カナダ）
整備部隊（カナダ）
その他の部隊（カナダ）
輸送部隊（日本）
隊本部
輸送班
分遣班

支援する連絡調整要員の派遣により、現地活動の基盤維持に努めている。さらに、派遣輸送隊のほかに、UNDOFの司令部要員として、自衛官2名が派遣され、輸送などの後方支援分野に関する企画及び調整やUNDOFの活動に関する広報及び予算関連の業務を担当している。司令部要員は、おおむね1年ごとに交代することとしており、本年6月現在、第5次の司令部要員がUNDOFの司令部に派遣されている。

UNDOFへの派遣期間については、派遣当初、2年をめどとすることとされ、その後、97(同9)年7月29日の内閣官房長官の閣議における発言において、更に2年(本年2月まで)をめどとして延長することとされたが、昨年7月16日の内閣官房長官の閣議における発言において、更に2年(2002(同14)年2月まで)をめどとして延長することとされた。これは、国連からの強い要請、我が国要員の活動に対する国連や関係国からの高い評価及び中東和平への人的協力の重要性などを考慮して総合的に検討した結果である。

ゴラン高原での活動

東チモール避難民救援国際平和協力業務

東チモールにおいて、昨年8月に行われた直接投票の後、発砲、殺害、放火などの犯罪行為が開始され紛争が発生するとともに、治安が極度に悪化した。この過程で、大量の避難民が発生し、西チモールにも多数の避難民が流入した。これらの避難民の生活状況は、人道的な観点から見て危機的なものとなっていた。このような状況に対処するために、国際連合難民高等弁務官事務所(UNHCR)を始めとする各種の人道援助機関が援助活動を実施し、同年10月には、各国に対し、国際連合が東チモール避難民救援に関する協力の要請を行った。

United Nations High Commissioner for Refugees

我が国に対しても、UNHCRから、西チモールに所在する東チモール避難民に供与する援助物資を自衛隊の輸送機によりインドネシアのスラバヤ(ジャワ島)からクパン(西チモール)に輸送することについて要請があった。この要請を踏まえ、インドネシア共和国の同意を得て、政府は、自衛隊の部隊及び連絡調整要員を現地に派遣することとし、同年11月19日に国際平和協力法に基づき、東チモール避難民救援国際平和協力業

インドネシア周辺図

インドネシアでのC-130Hによる輸送活動

務の実施計画及び関係政令を閣議決定した。

航空自衛隊は、スラバヤとクパン間でのUNHCRのための物資輸送などを任務とする人員113名、輸送機（C-130H）3機などからなる東チモール避難民救援空輸隊を編成し、同年11月24日、同部隊の本隊が小牧（こまき）基地から出発した。同部隊は、同年11月29日から本年2月1日までの間、延べ47便、計約400トンの援助物資の航空輸送を行い、UNHCRから、約12万人の東チモール避難民に対する援助物資の輸送が可能になったとの評価を得た。

また、人員30名、輸送機等（C-130H×1機、U-4×1機）2機からなる支援飛行隊を併せて編成し、輸送機（C-130H）により日本からの物資補給を行った。

東チモール避難民救援国際平和協力業務の思い出

航空自衛隊のC－130H型輸送機３機は、フィリピンを経由し赤道を越えジャワ島の東部に位置するスラバヤのジュアンダ空港に昨年11月25日に到着しました。

空輸隊は、ジュアンダ空港内のインドネシア共和国海軍などの施設を一部借用して航空輸送業務を行うこととなりましたが、空輸隊の指揮官が同年２月の国外運航訓練で現地インドネシア共和国軍の指揮官と既に知り合いであったこともあり非常に好意的に迎えてくれました。

スラバヤは、冬間近の日本とは大きく異なる熱帯地域の雨季に当たり、高温、多湿の厳しい気候及び習慣、言語の異なる環境の中で、航空輸送開始に向けた準備を行いました。その際、空輸隊の要員は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が手配した現地業者に、UNHCRが調達した石けん、キッチン・セット、スリーピング・マットなどの援助物資のC－130H型輸送機への搭載要領などについて身振り手振りや英語、片言のインドネシア語で助言を行っていましたが、いったん、作業の要領を覚えると見違えるほどのスピードと正確さで実施できるようになりました。我々はその潜在能力の高さに驚きを覚えるとともに、そのような中ではぐくんだ信頼関係は言葉の壁を越えて、帰国の途につくまで良好に保つことができました。

航空輸送の準備を終え、11月29日からジュアンダ空港から西チモールのクパンにあるエル・タリ空港への援助物資の航空輸送を開始しました。この２空港の間は、約1,300kmの距離があり、往復で約７時間かかるため、空輸隊は、早朝から出発準備を行い、午前９時ごろに離陸してエル・タリ空港に援助物資を届け、夕方４時ごろに戻るという運航を行いました。現地は、雨季を迎えて積乱雲が発生することが多く、航空輸送の安全を確保しつつ所定の時刻までに援助物資を届けるために、輸送機の航路の選定を慎重に行う必要がありました。また、エル・タリ空港ではレーダーによる管制が受けられないことから、空輸隊は、クパン付近の気象状況に常に注意しつつ輸送機を運航しました。

航空輸送業務が順調に進む中、宿舎では、従業員が自分たちの家族のように隊員を気遣ってくれ、病気になれば、「この薬が効くから試してみたら？」、「食事はどうしたか？」などと声をかけてくれました。

また、本年１月15日には、この任務でお世話になったインドネシア共和国海軍やUNHCRなどの関係者を招待し、餅つき大会を開催しました。この餅つき大会は、インドネシア共和国の関係者に日本文化の一部を紹介する絶好の機会となりました。

今回の国際平和協力業務は、航空自衛隊の部隊が活動の主体となる初めての業務であった上、雨季のため天候が不安定なクパンに向けて一定の期間継続的に航空輸送を行わなければならないものでしたが、航空輸送に関する能力を十分に発揮して、効果的かつ安定的に業務を実施し完遂することができました。空輸隊は、本任務を通じて国際社会に貢献するとともに、日本とインドネシア共和国との交流を深めることができたと思います。今後とも、更に能力を高め、国民の皆様の期待に応えられるように努力して参ります。

2 国際緊急援助活動

国際緊急援助活動への取組

1992（平成４）年６月の「国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律」の成立により、自衛隊が国際緊急援助隊として派遣されることが可能となった。以来、自衛隊は、現地において移動、宿泊、給食、給水、通信、衛生などの支援が受けられない場合であっても、その装備や組織、そして平素からの訓練などの成果をいかし、自己完結的に医療活動などの国際緊急援助活動を行い得る態勢を維持してきた。

防衛庁としては、人道的な見地及びより安定した安全保障環境の構築という見地から国際緊急援助活動に積極的に取り組むこととしている。その意味で、初めての国際緊急援助活動となった98（同10）年11月のホンデュラス共和国への自衛隊の派遣[i]、また、昨年８月に発生したトルコ北西部地震災害に際して、海上自衛隊の輸送艦などが行った、国際緊急援助活動のための物資（仮設住宅約500戸）の海上輸送は、国際社会に対する我が国の貢献として、意義あるものであった。

ｉ）ハリケーンにより大きな被害を受けた首都テグシガルパに陸上自衛隊の部隊を派遣し、医療活動と防疫活動を行った。また、航空自衛隊の部隊は医療器材などの往復輸送を行った。

(1) 国際緊急援助隊法

87（昭和62）年の「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（「国際緊急援助隊法」）の施行以来、日本は海外、特に開発途上地域において大規模な災害が発生した場合に、被災国政府などの要請に応じ、国際協力事業団などにより国際緊急援助活動を行ってきた。

しかしながら、これらの活動を通じ、①災害の規模によっては更に大規模な援助隊を派遣する必要があること、②被災地において自己完結的に活動を行い得る体制を充実すべきこと、③輸送手段の改善を図る必要があること、などの課題が明らかとなった。これらの解決を図るため、自衛隊が国際緊急援助活動やそのための人員などの輸送を行うことができるとした「国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律」が92（平成４）年に成立、施行された。

ホンデュラスでの医療活動

(2) 自衛隊が行う国際緊急援助活動と自衛隊の態勢

自衛隊が行う国際緊急援助活動は、個々の災害の規模及び態様、被災国政府や国連など国際機関からの要請内容など、その時々の状況により異なったものになると考えられる。しかし、これまでの国内における各種災害派遣の実績から見て、

①応急治療、防疫（ぼうえき）活動などの医療活動

②ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの輸送活動

③浄水装置を活用した給水活動

などの面で協力が可能であり、また、輸送の面については、自衛隊の輸送機・輸送艦などを活用して、人員・資器材を被災地まで輸送することが可能である。

陸上自衛隊は、医療、空輸の各活動及びこれらに給水活動を組み合わせた活動を、それぞれ自己完結的に実施できるよう、各方面隊が6か月ごとに持ち回りで任務に対応できる態勢をとっている。

被害を受けたトルコの町並み

国際緊急援助活動を実施する部隊や同部隊への補給品などの輸送ができるよう、海上自衛隊については、自衛艦隊、各地方隊が、また、航空自衛隊は、航空支援集団などが任務に対応できる態勢をとっている。

なお、援助活動などを実施する部隊の規模については、その態勢の範囲内において、被災国政府や国際機関からの要請内容、被災地域の状況などを踏まえ、外務省との協議によりその都度判断することとなる。

トルコ共和国における国際緊急援助活動に必要な物資の輸送

トルコ共和国では、昨年8月17日に発生した地震により、北西部を中心に甚大な被害が生じた。これにより、被災者に対する仮設住宅の供給が緊急の課題となり、同国政府から日本政府に対して、可能な限り早期に仮設住宅の提供を受けたい旨の要請がなされた。

これを受け、同年9月10日、外務大臣から防衛庁長官に対し、国際緊急援助隊法に基づき、国際緊急援助活動に必要な物資(仮設住宅)のトルコへの輸送につき協力を求めるための協議がなされた。

防衛庁長官は、同日、この協議に基づき、海上幕僚長に対し、輸送部隊の編成の準備、情報収集、装備品などの調達、補給整備などについて所要の措置を採るよう指示した。海上自衛隊は、同法に基づく、トルコまでの仮設住宅の輸送を行うことを任務とする、人員約430名と輸送艦「おおすみ」、補給艦「ときわ」、掃海母艦「ぶんご」の3隻からなる「トルコ共和国派遣海上輸送部隊」を編成した。

トルコ周辺図

洋上補給中のトルコ共和国派遣海上輸送部隊

輸送部隊は、神戸港において約500戸の仮設住宅を３艦に搭載し、同年９月23日に同港を出港した。途中、補給のためにエジプトのアレキサンドリアに寄港し、10月19日、トルコのイスタンブール、ハイダルパシヤ港に入港した。入港後、直ちに仮設住宅の陸揚げ作業が行われ、トルコ政府に引き渡された。

同輸送部隊は10月23日にハイダルパシヤ港を出港し、アレキサンドリア及びシンガポールを経由し、11月22日、「ぶんご」及び「おおすみ」が呉基地、「ときわ」が横須賀基地にそれぞれ帰港した。神戸港を出港してから約２か月間、総航程（こうてい）約１万8,000マイル（約３万3,000km）の輸送任務であった。

1日も早く仮設住宅をトルコへ　～海上自衛隊初の23日連続航海で～

イスタンブールのハイダルパシヤ港は、青森県とほぼ同じ緯度に位置しています。仮設住宅を搭載した掃海（そうかい）母艦「ぶんご」、輸送艦「おおすみ」、補給艦「ときわ」で編成された「トルコ共和国派遣海上輸送部隊」が入港する時は、曇り空、しかもトルコ海軍の軍人も震えるほどの寒さで、艦内も暖房を入れる状況でした。

ところがそんな寒さも吹き飛ばすようなトルコ式の盛大な歓迎を受けました。岸壁ではトルコの小学生が日本とトルコの国旗を振り、まず最初に掃海母艦「ぶんご」が岸壁に近付くと一斉に花を投げかけ、接岸後は全員が合唱して歓迎してくれました。

かわいい子供たちの姿を目にして輸送部隊指揮官以下、乗員一同、27日間の長い航海の疲れが一気になくなってしまう感じでした。

仮設住宅引渡し式を行った後、その日の深夜までには、仮設住宅の入っているコンテナの陸揚げ作業を完了しました。

日本の海上自衛隊とトルコ海軍との友好関係は1890（明治23）年の軍艦エルトゥールル号遭難事件に端を発しています。明治天皇にあてたオスマン帝国スルタンの最初の外交文書を届けるという使命を果たした同号は、その帰路遭難沈没してしまいました。この事件において、日本海軍は、懸命な救助活動を行い、生存者を海軍軍艦でトルコまで送り届けるといった手厚い措置を採りました。これにトルコ国民は感動し、以来、110年の長きにわたって両国間の親密な関係を維持してきました。今回の支援で、この友好親善関係を一段と深めることができました。

	区　間	航海	所要日数
往路	神戸～アレキサンドリア	8080マイル	23日
	アレキサンドリア～トルコ共和国	850マイル	3日
復路	トルコ共和国～アレキサンドリア	850マイル	3日
	アレキサンドリア～シンガポール	5290マイル	16日
	シンガポール～呉・横須賀	2790マイル	9日

海上自衛隊にとっては初めての経験であるコンテナの搭載やこれらに対する荷崩れ予防など苦労の多い航海でした。また、一日でも早く現地に届けるため往路はエジプトのアレキサンドリアに１日寄港しただけで、平均速力18ノット（約33km/h）で連続23日間という海上自衛隊史上初の長距離連続航海でもありました。派遣部隊が我が国の代表として、「顔の見える貢献」という役割を果たすことができたことは何よりの収穫であり、海上自衛隊のみならず、防衛庁全体にとって大きな財産となりました。今後とも、この経験をいかし、国際社会の期待に十分応えられるよう努力して参ります。

3 安全保障対話・防衛交流

安全保障対話・防衛交流の意義

軍事的対峙（たいじ）の状態にある国家間では、軍備管理・軍縮への取組の一方で、偶発的な軍事衝突を防ぐため、一定の軍事行動の規制、軍事情報の公開などによる透明性の確保、防衛交流など、様々な努力が行われてきている。

とりわけ、東西両陣営が軍事的に対峙していた冷戦期の欧州では、欧州安全保障・協力会議（CSCE）[i]（Conference on Security and Cooperation in Europe）の場を中心に、大規模軍事演習など一定の軍事行動の規制などによる、奇襲攻撃の防止や情勢緊迫時の危機管理に重点が置かれた信頼醸成のための制度が確立した。一方、冷戦終結後においては、安全保障環境をより安定化させるため、各国がその保有する軍事力及び国防政策の透明性を高め、防衛当局者間の対話・交流などを通じて相互の信頼関係を深めることにより、無用な軍備増強や不測の事態の発生とその拡大を抑えていくことが重要になってきている（１章２節２、３参照）。

i）1970年代から欧州で進められた、安全保障・経済・人権など広範にわたる東西間の対話の場。1995（平成７）年「欧州安全保障・協力機構（OSCE）」へと発展的に解消した。

アジア太平洋地域は、地理的、歴史的に多様性に富み、各国の安全保障観も多様である。また、冷戦期にも、中国という第三極が存在していたため、欧州における

二国間の防衛交流と多国間の安全保障対話

区分	類型	意義	概要
二国間の防衛交流	防衛首脳などハイレベルの交流	双方の重要な関心事項である地域情勢や国防政策などについての率直な意見交換を通じて、相互の理解や信頼関係を増進するとともに、じ後の交流にはずみをつける。	・防衛庁長官と各国国防大臣の対話・相互訪問 ・総括政務次官、政務次官、事務次官、統合幕僚会議議長、陸・海・空各幕僚長クラスの対話・相互訪問
	防衛当局者間の定期協議など	国防政策の企画立案者同士が継続的に直接意見を交換し合うことは、ハイレベルの対話・交流の基礎になるとともに、そこで培われる人的な関係は、当該国との相互の理解や信頼関係の増進に寄与。	・局長、審議官クラスの実務者同士による協議 ・統合幕僚会議事務局、陸・海・空各自衛隊と関係諸国の統合参謀本部、陸・海・空軍との間の対話
	部隊間の交流	共同訓練や交流行事などを通じて相互理解と信頼関係を増進する。	・練習艦隊などの艦艇の相互訪問 ・捜索・救難に関する共同訓練の実施
	留学生の交換	本来的な教育上の目的のほかに、比較的長期の滞在による人的交流を通じて友好親善を増進し、相手国の防衛政策や部隊の実態などに対する理解や信頼関係の増進に寄与。	・留学生の受け入れ（注） ・海外の軍関係機関への留学生の派遣
	研究交流	研究者の立場からの自由な意見交換が行われ、相互理解を深めるとともに、防衛交流の幅を広げることに寄与。	防衛研究所と諸外国の軍関係の研究機関などとの研究交流
多国間の安全保障対話		関係諸国の間に各々の情勢認識・安全保障観についての相互理解が深まることや多国間にまたがる問題について効率的・効果的に協議し得る。	・ARFにおける対話 ・防衛庁主催の多国間対話 ・政府主催の多国間対話 ・民間主催の多国間対話

（注）留学生の受け入れ：従来、一定の国からの留学生について授業料の徴収免除など、受け入れ基盤の整備を行ってきたところであるが、平成10年度から新たに開発途上にある地域の政府から委託された留学生に対し、教育訓練の履修を支援するための給付金を支給することとし、その一層の充実に努めている。

ような明確な東西対立は存在していなかった。このような諸要因を背景として、この地域では、今日に至るまで欧州のような多国間の安全保障の枠組みが構築されていない。

したがって、この地域の平和と安定のためには、米国を中心とした二国間の同盟・友好関係と米軍の存在が重要な役割を果たしてきている。このような状況は現在においても基本的には変わっていない。その一方で、冷戦終結後には、従来イデオロギーや領土をめぐって対立や紛争を続けてきた国家間においても関係改善の動きが見られ、対話や交流が活発化している。また、ASEAN地域フォーラム(ARF)[i]（ASEAN Regional Forum）のように、様々な多国間の安全保障分野での対話が試みられ、次第に定着してきている（1章3節7参照）。

i）ASEAN諸国を中心としたアジア・太平洋地域の安全保障にかかわる国・機関が、同地域内全般の政治・安全保障問題について意見交換を行う多国間安全保障対話の場。現在、21か国、1機関が参加している。

このような情勢の下、日本の安全を確保するためには、適切な防衛力の保持と日米安保体制の堅持とともに、より安定した安全保障環境を国際社会、特に、アジア太平洋地域において構築していくことが重要である。そのため防衛庁は、この地域における関係諸国との信頼関係の増進を図り不安定要因を取り除く上で、関係諸国との二国間交流やARFなどの多国間の安全保障対話などを重視し積極的に取り組んでいる。今後ともこれらを継続的に実施するとともに、関係諸国の動向をも見つつその内容を深めることで、より安定した安全保障環境の構築に努めることが必要である。

様々な二国間の防衛交流

二国間の防衛交流は、相手国との相互理解や友好親善、信頼関係の増進などを目的として、国の安全保障に携わる者が様々な交流を行うものである。その特徴は、相手国との関係に応じてきめ細かな対応が可能であることや、これを通じて構築さ

れる二国間の信頼関係が多国間の安全保障対話を効果的に進める際の基礎にもなり得る点にある。（資料36参照）

(1)　日韓防衛交流

韓国は、日本の最も近くに位置する友好国であり、双方が共に関心を有する安全保障上の諸問題について意見交換を行うとともに、様々な交流を通じて相互理解を深めることは、両国の友好関係をより強固なものとする上で有益である。また、朝鮮半島を含む東アジア全域の平和と安定に役立つものである。

訪日した趙成台韓国国防部長官

1998（平成10）年10月の小渕総理(当時)と金大中大統領との日韓首脳会談では、65（昭和40）年の国交正常化以来築かれてきた両国間の緊密な友好協力関係をより高い次元に発展させ、新たなパートナーシップを構築するとの共通の決意を「21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ共同宣言」として発表した。両首脳は、両国間の安全保障対話及び防衛交流を歓迎し、一層強化していくこととした。また、昨年３月の日韓首脳会談では、日韓防衛交流の着実な進展について評価した。

①　防衛首脳クラスなどのハイレベルの交流

94（平成６）年以降、両国防衛首脳が、毎年交互にそれぞれの国を訪問して会談が開かれている。昨年１月には、防衛庁長官が、本年３月には、統合幕僚会議議長が訪韓した。また、本年５月には、韓国国防部長官が訪日し、地域情勢、防衛政策、日韓防衛交流などについて意見交換を行った。

日韓海上共同訓練

②　防衛当局者間の定期協議など

94（同６）年以降、毎年、審議官級協議である日韓防衛実務者対話が行われているほか、98（同10）年以降は、日韓安保対話が行われている。また、統合幕僚会議事務局と韓国合同参謀本部、陸・海・空各自衛隊と韓国陸・海・空軍間でも活発な対話などが行われるとともに、留学生の交換や研究交流も盛んに行われている。

③　部隊間の交流

海上自衛隊と韓国海軍の間で、94（同６）年以来、艦艇が相互に訪問するなど交流が深まる中、昨年８月には、九州と韓国との間の海域で、海上自衛隊と韓国海軍による捜索・救難活動に関する初の海上共同訓練を実施した。

防衛庁は、このような交流を積み重ね、今後とも緊密な日韓防衛関係の構築に努力していく。

(2) 日露防衛交流

ロシアは、欧州のみならず、アジア太平洋地域においても安全保障に関して大きな影響力を持ち、かつ日本に隣接した国であるため、冷戦終結後の国際情勢の変化を背景として、日露の防衛交流を深め信頼関係の増進を図っていくことは極めて重要である。

防衛庁は、97(同9)年のクラスノヤルスクでの首脳会談以降、日露関係があらゆる分野で着実に進展している中で、着実にロシアとの防衛交流を進めている。

98(同10)年11月の小渕総理(当時)公式訪露の際に署名された「モスクワ宣言」において、両国首脳は、日露間の安全保障・防衛の分野におけるこれまでの交流を肯定的に評価し、これを継続し深化させる用意があることを確認した。

日露防衛首脳会談(セルゲーエフ・ロシア国防相代行と野呂田防衛庁長官(当時))［AFP＝時事］

これを踏まえ、昨年8月に防衛庁長官が訪露し、ロシア国防相(代行)との間で「対話及び交流の発展のための基盤構築に関する覚書」に署名し、双方間の信頼関係の増進と相互理解の向上を図るとの決意を表明した。(資料37参照)

① 防衛首脳クラスなどハイレベルの交流

96(同8)年に、ソ連時代を含めて初めての防衛庁長官の訪露が行われて以来、97(同9)年のロシア国防大臣の初の訪日、98(同10)年の統合幕僚会議議長とロシア参謀総長との初の相互訪問、昨年の防衛庁長官の2度目の訪露、本年2月の海上幕僚長の訪露など毎年ハイレベルの交流を継続している。

② 防衛当局者間の定期協議など

外交・防衛当局が中心となり両国の安全保障政策などについて意見交換を行う日露政策協議が、92(同4)年から96(同8)年までに4回実施され、防衛当局間の局長、審議官級協議が96(同8)年及び97(同9)年に実施された。このほか、今後の両国間の防衛交流の進め方全般について協議する共同作業グループが98(同10)年から本年3月までに5回行われている。

さらに、93(同5)年の日露海上事故防止協定締結に伴い、その実施状況などを検討する日露間の年次会合が本年2月までに6回行われている。一方、防衛研究所は、ロシア連邦軍参謀本部軍事戦略研究センターなどのロシア国防省関係研究機関との間で、日露防衛研究交流を93(同5)年から本年2月までに11回行っている。

③ 部隊間の交流

96(同8)年7月に海上自衛隊艦艇がウラジオストクで行われたロシア海軍300周年記念観艦式に参加して以来、昨年9月までに毎年艦艇の相互訪問が行われている。昨年9月には、房総(ぼうそう)半島沖において海上自衛隊とロシア海軍による第2回目

の捜索・救難活動に関する共同訓練が行われた。

(3) 日中防衛交流

アジア太平洋地域において大きな影響力を持つ中国との間で、防衛分野での相互理解を深め信頼関係を増進することは、両国間の安全保障のみならず、同地域の平和と安定にも有益である。

訪日した傅全有人民解放軍総参謀長と統合幕僚会議議長

98(同10)年11月の小渕総理(当時)と江沢民国家主席との日中首脳会談においては、「平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言」を発表し、両首脳は、両国の安全保障対話が相互理解の増進に有益な役割を果たしていることを積極的に評価したほか、安全保障・防衛分野での交流を徐々に深めることで意見が一致した。

防衛庁は、中国国防当局との交流の中で、特に、日本の防衛政策に対する中国側の理解の促進に努めるとともに、中国の軍事力や国防政策の透明性が向上するよう働きかけている。

① 防衛首脳クラスなどのハイレベルの交流

98(同10)年２月、中国国防部長の初の公式訪日が実現し、その際の日中防衛首脳会談では、情勢認識などについて意見交換が行われ、今後両国間で防衛交流を促進していくことで合意した。

また、同年５月に防衛庁長官が訪中した。その際の防衛首脳会談で、今後の防衛交流の進め方に関して合意[i]している。この合意を受け、昨年11月には、事務次官が訪中し、中国人民解放軍副総参謀長との間で日中次官級協議を行い、アジア太平洋地域の情勢、両国の防衛政策などについて意見交換を行った。さらに、本年４月には、中国人民解放軍総参謀長の初の公式訪問が実現した。また、同総参謀長の訪日を受け、本年６月に統合幕僚会議議長が中国を訪問した。

i）防衛首脳レベルの対話の継続的実施、中国人民解放軍総参謀長の訪日及びじ後早期の統合幕僚会議議長の訪中、次官級協議の実施、分野別・軍種別の交流の積極的推進、艦艇相互訪問の実現に向けた事務的調整の実施など。

② 防衛当局者間の定期協議など

93(同５)年の日中外相会談の際に、安全保障に関する対話の合意をみて以来、両国の外交・防衛当局間による日中安保対話が本年６月までに７回開催されている。これまでにアジア太平洋地域の情勢、両国の防衛政策などについて意見交換が行われている。また、98(同10)年の防衛首脳会談で防衛交流の積極的推進が合意されたことを踏まえ、昨年１月に開催された日中防衛医療セミナーなどの医療分野の交流に加え、防衛研究所を中心とした研究交流などの交流が進められてい

るほか、同年９月には、中国人民解放軍友好代表団、同年11月には、中国人民解放軍教育代表団が訪日した。

(4) 東南アジア諸国との防衛交流

海上交通の要衝（ようしょう）を占める地域に位置している東南アジア諸国は、日本と密接な経済関係を有しており、これらの国々と安全保障上の諸問題について対話を促進し、相互理解を増進することは、双方にとって有意義である。また、特に近年、ASEANではARFの開催など、政治・安全保障対話を模索する動きが強まりつつあり、日本としてもこれに積極的に関与していく必要があると考えている。

総括政務次官フィリピン訪問（メルカド国防長官との会談）

防衛首脳クラスなどのハイレベルの交流は、着実に継続されてきている。最近では、昨年９月に事務次官がシンガポール、マレイシア、ヴィエトナムを、本年１月に総括政務次官がインドネシア、フィリピンを、同年５月に防衛庁長官がシンガポール、ヴィエトナムを訪問した。

その他、実務者レベルの防衛当局者間の定期協議も順調に実施されており、安全保障・防衛分野における意見交換を通じて相互理解と信頼関係の増進に努めている。

諸外国などとの定期的な協議の実施状況

平成12年6月現在

日本
米国
ロシア：日露政策企画協議（'92から4回実施）、日露防衛当局間協議（'96から2回実施）
韓国：日韓安保対話（'98から2回実施）、日韓防衛実務者対話（'94から6回実施）
インドネシア：日・インドネシアMM協議（'97から1回実施）
中国：日中安保対話（'93から7回実施）
マレイシア：日・マレイシアMM協議（'99から1回実施）
英国：日英PM協議（'90から6回実施）
シンガポール：日・シンガポールMM協議（'97から2回実施）
ドイツ：日独PM協議（'94から4回実施）、日独MM協議（'94から4回実施）
タイ：日・タイPM協議（'98から2回実施）、日・タイMM協議（'98から2回実施）
フランス：日仏PM協議（'97から3回実施）、日仏MM協議（'94から4回実施）
オーストラリア：日豪PM協議（'96から4回実施）、日豪MM協議（'96から4回実施）
NATO：日-NATO高級事務レベル協議（'93から3回実施）
カナダ：日加PM協議（'97から2回実施）、日加MM協議（'98から1回実施）

PM協議:　局長、審議官クラスの外交、防衛当局者間の安全保障対話
MM協議:　局長、審議官クラスの防衛当局者間の対話

また、研究交流や留学生の受け入れ及び派遣など幅広い交流が行われている。部隊間の交流については、艦艇の訪問が活発に行われており、海上自衛隊の艦艇が練習航海により、毎年、東南アジア地域を訪問して交流を深めている。

(5)　その他の諸国との防衛交流

安全保障環境をより安定したものにするため、これまで述べてきた近隣諸国のほかにもアジア太平洋諸国の一員であるオーストラリアやカナダ、さらには、欧州諸国を始め多くの国々との防衛交流に努めている。お互いの軍事力及び国防政策を理解し、友好関係を深めることが重要である。このような観点から、本年１月のインド国防大臣の訪日を含む防衛首脳などのハイレベルの交流を行っている。

また、留学生の交換、海上自衛隊の艦艇の訪問を実施するとともに、二国間の実務者レベルの定期協議を通じた安全保障・防衛分野での意見交換などを行っている。

深まる多国間の安全保障対話

多国間の安全保障対話は、複数の国家からの出席者が一堂に会し、安全保障に関する共通の事項についての意見交換を通じて信頼関係の増進を図るものである。その特徴は、関係諸国の間に各々の情勢認識、安全保障についての相互理解が深まることや、多国間にまたがる問題について平和と安定のためのイニシアティブを発揮し得る点である。（資料38参照）

ARF関連の会合の流れ

(1) ASEAN地域フォーラム(ARF)

ARFは、アジア太平洋地域における唯一の全域的な政治・安全保障対話の場として、94(同6)年の第1回閣僚会合以降、その活動の裾野を広げつつ着実に進展している。

95(同7)年の第2回閣僚会合では、ARFの今後のプロセスとして、①信頼醸成の促進、②予防外交の進展、③紛争へのアプローチの充実の3段階が漸進的に進められるべきことなどが合意された。また、98(同10)年7月の第5回閣僚会合では、多国間の包括的な安全保障対話・協力の重要なフォーラムとしてのARFの発展及び地域の平和と安定のためにARFが重要な役割を担うとの認識の下、今後の着実な発展の必要性について合意された。さらに、昨年7月の第6回閣僚会合では、ARFが、地域における安全保障に関する対話と協力の場として機能してきたことに満足の意が表明された。

防衛庁は、ARFがアジア太平洋諸国の共同体意識を醸成し、地域の安全保障環境を安定化させるものとなるには、ARFのプロセスが進展する中で、防衛当局間の信頼関係の増進が重要であると考えている。この観点から、防衛庁は、ARFにおける防衛政策の透明性の向上、防衛当局間の率直な意見交換などを通じた相互理解及び信頼関係の増進を図るための努力を続けている。

95(同7)年の第2回ARF・SOM(Senior Officials Meeting)(高級事務レベル会合)では、域内における軍備や防衛政策の透明性向上のために、日本の防衛政策について記述した文書を提示して、各国も同様に国防政策ペーパーをARFに提出するよう提案し、合意された。これにより、発足後間もないARFにおける信頼醸成のための貴重な第一歩が記された。

また、防衛庁では、ARF閣僚会合を始めARF関連の各種会合に積極的に参加し、各国の防衛当局との交流の促進に努めているほか、昨年11月に東京で行われたARF・ISG(Inter-sessional Support Group)(インターセッショナル支援グループ)会合の開催に際しては、防衛当局が率直な意見交換を行える場を設けるなど、防衛当局のARFのプロセスへの参加を働きかけている。

(2) 防衛庁主催による多国間の安全保障対話

防衛庁は、各国防衛当局者との情報・意見交換を通じた相互理解を進めるため、自ら主体となって、以下のような対話の機会を設けている。

防衛庁主催の主要な多国間安全保障対話

アジア・太平洋地域
防衛当局者フォーラム

国際防衛学セミナー

アジア・太平洋諸国
安全保障セミナー

①　内部部局など

第４回アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラム

昨年10月、東京において第４回アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラムを開催した。同フォーラムは、96(同８)年から防衛庁主催で開催しているもので、アジア太平洋地域の国防政策担当局長・局次長クラスの国防担当者が一堂に会し、地域の安全保障について直接対話を行う唯一の場である。

各国の国防政策に関する相互理解を深め、その透明性を深めて地域の安定化に寄与することを目的とし、防衛当局間の信頼関係を増進させるとの観点から、各国の国防政策や、国防面に焦点を当てた信頼醸成措置への取組につき発表、意見交換を行ってきた。このような意見交換などを通じて、参加各国の防衛当局が信頼関係増進のための安保対話・防衛交流に積極的に取り組んでいることが紹介され、防衛当局間で対話・交流を進めていくことが重要であるとの共通認識が得られている。今回は、アジア太平洋地域の20か国と１機関(EU)の参加を得て、災害救助に焦点を当てた軍隊の役割及び過去一年間の各国の国防政策の動きなどについて意見交換が行われた。

European Union

②　防衛大学校

第５回目となる国際防衛学セミナーを昨年７月に開催した。防衛学教育・研究の充実、発展及び参加国間の相互理解の促進を目的として、96(同８)年から太平洋諸国の軍学校の教官などを招き開催している。今回は、戦略教育の現状と将来についての研究会などを行った。

また、本年３月、第３回国際士官候補生会議を開催した。学生の国際感覚を養うとともに、参加国間の相互理解の促進などを目的とし、防衛交流などについての研究会などを行った。

③　防衛研究所

昨年11月、第６回アジア・太平洋諸国安全保障セミナーを開催した。これは、信頼醸成の一助として防衛分野での相互理解を促進し、自衛官の国際感覚の向上などのため、94（同６）年から毎年開催しているものである。今回は、19か国からの参加を得て、各国の安全保障政策やアジア太平洋地域の信頼醸成などについての発表や討議が行われた。

第６回アジア・太平洋諸国安全保障セミナー

また、東南アジア諸国との間で、防衛政策についての相互理解の促進と人的交流の拡大のため、89（同元）年より毎年、安全保障問題の専門家を招き研究会を行っている。

さらに、地域の軍事に関する透明性の向上などのため、研究者による研究成果を取りまとめた「東アジア戦略概観」を96（同８）年より毎年刊行している。

④　陸上自衛隊

昨年11月、米国、タイ、マレイシア、シンガポール、ヴィエトナムの陸軍の兵站実務担当者などを招待して、第３回陸軍兵站実務者交流（MLST: Multilateral Logistics Staff Talks）を主催した。これは、後方支援体制の在り方などについて意見を交換し、相互理解を深めることを目的とし、国内外における災害派遣に係る後方支援についての意見交換を行った。

⑤　海上自衛隊

本年１月、第３回アジア・太平洋諸国海軍大学セミナーを主催した。これは、参加者相互の意見交換及び交流を通じ、相互理解を深めるとともに、参加国間の信頼醸成に寄与することなどを目的とし、11か国の海軍大学教官などの参加を得て、海軍間の信頼関係の増進などについて意見交換などを行った。

⑥　航空自衛隊

昨年11月、第４回国際航空防衛教育セミナーを主催した。これは、アジア太平洋地域から各国の空軍大学関係者などを招待して、防衛教育などについて意見交換を行うもので、今回は、６か国が参加し、空軍大学などにおける戦史教育などについての討論を通じて、参加国の実情を把握するとともに、相互理解を深めた。

(3)　その他の多国間の対話への参加

前述した多国間の安全保障対話以外にも、次の図表のような対話の場に参加し、様々な分野での意見交換に努めている。

その他の多国間対話など

その他の多国間対話など			概　要
政府主催	内部部局など	日米韓防衛実務者協議	日本、米国、韓国3か国の防衛当局の実務者が安全保障上の諸問題について広く意見交換を行う場である。94年に開始され、96年以降政府間会合として位置付けられた。
		アジア太平洋地域後方補給セミナー（PASOLS）	参加国の持ち回り開催により、アジア太平洋諸国が参加して後方支援活動に関する情報交換などを行う場である。正式会員国としては95年の第24回より参加している。
		アジア太平洋防衛分析会議（AMORS）	参加国の持ち回り開催により、アジア太平洋諸国が参加して防衛オペレーションズ・リサーチ技法（注）に関する情報交換などを行う場である。93年の第2回より参加している。
	統合幕僚会議	アジア・太平洋諸国参謀長等会議（CHOD）	米国の主催により毎年開催され、アジア・太平洋諸国の参謀総長などが安全保障分野における意見交換を行う場である。98年の第1回より参加している。
	陸上自衛隊	太平洋地域陸軍管理セミナー（PAMS）	米国と参加国の持ち回り共催により、アジア太平洋地域の各国陸軍が地上部隊を育成するための効率的で経済的な管理技法に関して情報交換を行う場である。93年の第17回より参加している。
		太平洋地域陸軍参謀総長等会議（PACC）	米国と参加国の持ち回り共催により、PAMS開催に合わせて隔年ごとに開催される太平洋地域の各陸軍参謀総長などの意見交換の場である。99年の第1回より参加している。
	海上自衛隊	国際シーパワーシンポジウム（ISS）	米国の主催により隔年ごとに開催され、各国海軍参謀総長などが海軍の共通の課題について意見交換を行う場である。69年の第1回より参加している。
		西太平洋海軍シンポジウム（WPNS）	参加国の持ち回り開催により、ISSの行われない年に西太平洋諸国の海軍参謀総長などが意見交換を行う場である。90年の第2回より参加している。
	航空自衛隊	太平洋地域空軍参謀総長等会同（PACC）	米国と参加国の持ち回り共催により隔年ごとに開催され、各国空軍参謀総長などが共通の課題について意見交換を行う場であり、89年の第1回から参加している。
		環太平洋空軍作戦部長会議（DO CONF）	米国と参加国の持ち回り共催により毎年開催（96年及び97年は2回開催）され、環太平洋地域の空軍作戦部長が意見交換を行う場である。95年の第1回より参加している。
民間主催	北太平洋安全保障三極フォーラム		米国、ロシア、日本3か国の民間研究機関（日本国際問題研究所など）の主催により、3か国の外交・防衛当局者や民間研究者が北太平洋地域の安全保障にかかわる諸問題に関して自由に意見交換を行う場である。94年の第1回より参加している。
	北東アジア協力ダイアログ（NEACD）		米カリフォルニア大学サンディエゴ校の世界紛争・協力研究所（IGCC）や米国、ロシア、中国、韓国、日本5か国の民間研究機関など（日本国際問題研究所など）が中心となり、参加国から民間研究者や政府関係者が参加して、この地域の安全保障情勢や信頼醸成措置などについて自由に意見交換を行う場である。93年の第1回より参加している。

（注）　部隊の配備や運用計画などを定量的に評価し、最良策を決定するための手法。

日韓の信頼醸成に向け大きな成果　～初の海上共同訓練～

昨年８月５日、火災発生により遭難した船舶のSOSを受信、漂流している救命ボートを海上自衛隊の哨戒機（P－３C）が発見、日韓両国の艦艇を誘導し、両国艦艇と艦艇搭載ヘリコプターにより乗組員３名を救出、火災船舶を消火するというシナリオで共同訓練が実施されました。

日韓両国の防衛交流は、着実に進展してきており、海上自衛隊と韓国海軍の間でも1994（平成６）年以来、練習艦隊などの艦艇の相互訪問が行われています。98（同10）年に韓国で行われた国際観艦式にも海上自衛隊の艦艇が参加しました。このような流れの中、今回の共同訓練は日韓防衛首脳会談の合意に基づいて実施されました。

この訓練の準備段階における諸調整などを通じ、“Good Partnership（共同）”の育成、また、訓練における両国艦艇・航空機による共同活動を通じて“Good Cooperation（協力）”の実現を図ることができました。このように共通の目的に向け共同で作業することにより相互理解を深めるとともに友好関係の増進は両国にとって有意義でした。

韓国・釜山に入港した際は、韓国が歓迎し、また、同訓練の終了後は佐世保に入港し、事後研究会、レセプション、スポーツ交歓などを通じ交流を深め、隊員レベルでの相互親睦を図ることができました。今回、韓国側の共同訓練を始めとする様々な行事や海上自衛隊との関係強化に対する強い熱意が大いに感じられました。

4 軍備管理・軍縮分野への協力

高性能兵器や大量破壊兵器を含む兵器全般の拡散・移転問題への対応が、国際社会の平和と安定にとって重要な課題となっている。軍備管理・軍縮分野における国際社会の努力に対して、日本が積極的に貢献することが必要であると認識している。このため、防衛庁も、国連や国際機関などが行う軍備管理・軍縮分野の努力に対して、様々な協力を行っている。なお、軍備の透明性の問題に関しては、防衛白書などで自衛隊の保有する装備の種類や数量などの情報を毎年公開し、透明性の確保に努めている。（資料39、40、41、42参照）

国連軍備登録制度への協力

本制度は、軍備の透明性や公開性の向上をねらいとしており、日本がEC（European Communities）[i]諸国などと共に提案し、1991（平成３）年12月の国連総会で採択された「軍備の透明性」決議に基づいて実施されている。

i）欧州共同体。1967（昭和42）年に発足した欧州における地域統合。外交・安全保障、経済・通貨、社会の三分野での統合が進み、93（平成５）年「欧州連合（European Union）」に名称変更した。

この制度では、①戦車、②装甲戦闘車両、③大口径火砲システム、④戦闘用航空機、⑤攻撃ヘリコプター、⑥軍用艦艇、⑦ミサイル及びミサイル発射装置の７種類の装備品についての年間輸出入数量を国連に登録することとなっている。

防衛庁は、毎年、装備品の年間輸出入数量を登録するとともに、保有数や国内調達に関する情報を提供して、より一層の透明性の確保と公開に努めている。

また、本登録制度の改善・強化のために行われている見直し作業には、防衛庁の職員を参加させている。

軍縮関連条約への協力

(1)　化学兵器禁止条約（CWC）

Chemical Weapons Convention

本条約は、化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵、保有、使用、移譲を禁止し、その廃棄を義務付けることにより化学兵器の廃絶を目指すものである。また、その実効性を確保するために、広範かつ厳重な検証制度を定める画期的な軍縮条約である。本条約は、93（同５）年１月、パリにおいて署名され、日本は、95（同７）年９月に批准し、97（同９）年４月に発効した。なお、米国、中国、ロシアなども批准している。

OPCWの査察の受け入れ(陸上自衛隊化学学校)

防衛庁からは、80（昭和55）年以降、本条約の交渉の場に、陸上自衛隊から化学防護の専門家が随時派遣され、日本代表団の一員として、条約案の作成に寄与してきた。また、条約の発効に伴って、条約の定める検証措置を実施するためオランダのハーグに設立された化学兵器禁止機関（OPCW）（Organization for the Prohibition of Chemical Weapons）にも97（平成９）年６月以降、化学防護の専門家である陸上自衛官を査察局長及び査察員として派遣している（査察員は、本年６月任期満了。）。自衛官が国際機関の幹部ポストに起用されたのは初めてである。なお、陸上自衛隊化学学校（埼玉県大宮（おおみや）市）

において、条約で規定される化学物質を少量合成していることから、条約の規定に基づき、97(同９)年に引き続き、昨年１月にも同学校に対する査察を受け入れている。

(2) 生物兵器禁止条約(BWC)
Biological Weapons Convention

本条約は、生物兵器及び毒素兵器の開発・生産・貯蔵などを包括的に禁止する条約であり、75(昭和50)年に発効し、日本は82(同57)年に批准した。

しかし、本条約は、禁止の対象となる生物剤などの範囲があいまいであることや、検証制度がないことなどから、条約の強化に向けた交渉が行われている。同交渉には、92(平成４)年の検証手段に関する政府専門家会合以来、薬学・医学を専門とする陸上自衛官を随時派遣している。

(3) 包括的核実験禁止条約(CTBT)
Comprehensive Nuclear Test-Ban Treaty

本条約は、地下、海中、空中を問わず、核実験を禁止する条約であり、96(同８)年の第50回国連総会の再開会期で採択されて成立した。日本は、その早期発効に向けて努力を続けているが、米国議会での批准否決やその批准が発効要件となっている国の説得が進んでいないことから、条約発効の見通しは立っていない。本条約に関して、防衛庁は、外務省などに対しできる限りの協力を行っている。

(4) 特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)
Convention on Prohibitions or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May be Deemed to be Excessively Injurious or to Have Indiscriminate Effects

本条約は、地雷、ブービートラップ[i]、焼夷兵器[ii]などが使用される場合に、過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがないように、使用の態様などを制限した条約である。日本は、82(昭和57)年に受諾書を寄託し、条約はその翌年に発効した。

また、98(平成10)年７月には、失明をもたらすレーザー兵器に関する第四議定書が追加されるとともに、同年12月には、地雷の使用制限などの大幅な強化がなされた改正第二議定書が発効した。

防衛庁は、本条約の交渉の場に地雷処理などの専門家である陸上自衛官を派遣している。

対人地雷への国際社会と日本の対応

対人地雷は、紛争地域を中心として68か国に１億1,000万個以上が埋設されているといわれる。紛争中のみならず紛争終結後も一般市民への被害が多発し、人道上の問題となるとともに、紛争終結後の復興にとって大きな障害となっている。

このため、国際社会においては、このような対人地雷の問題を緊急に解決すべきであるとの認識が高まった。

このような中、96(同８)年10月、オタワで対人地雷に関する国際会議がカナダ政府の主催により開催され、対人地雷の禁止について国際的な合意を可能な限り早期に成立させることを求めるオタワ宣言が採択された。その後、いわゆるオタワ・プロセスの名の下に一連の国際的な会合[iii]において検討が行われ、97(同９)年12月には、オタワにおいて同プロセスで作成された対人地雷禁止条約の署名式が行われ小渕外

ⅰ)外見上は無害であるが、近寄ったり触れたりすると突然機能する殺傷を目的とする装置。

ⅱ)物質の化学反応による火炎又は高熱により、火災を生じさせたり、人に火傷を負わせたりすることを目的とする武器。

ⅲ)97(同９)年２月のウィーン会議、同年６月のブラッセル会議など。

務大臣（当時）が出席して署名した。本年６月現在、137か国が署名し、96か国が締結している。

日本は、98（同10）年９月30日には、「対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律」を成立させるとともに、国会の承認を得て本条約を締結した。なお、本条約は、日本について昨年３月１日から発効している。防衛庁は、条約交渉に関して随時所要の情報を外務省に提供するなどの協力を行った。

対人地雷処理の指示ボタンを押す小渕首相（当時）

また、本条約の発効に伴い、日本の防衛に万全を期するため、防衛庁としては、条約上の対人地雷に該当せず、一般市民に危害を与えるおそれのない代替手段の導入などを行うこととした。代替手段の装備化に努め、それまでの間は、指向性散弾（しこうせいさんだん）[i]を使用するなどして対応する。

また、自衛隊が約100万個保有する対人地雷の廃棄は、安全性などを考慮し、国内事業者に委託しており、本年１月から処分を実施している。条約で認められた地雷の探知、除去の技術開発及び訓練用の必要最小限の例外保有分を除き、すべての対人地雷を条約で定められた発効後４年（我が国については、2003（同15）年の２月末）以内に廃棄することとしている。

UNSCOMへの貢献

国連は、湾岸危機終結後、イラクの化学兵器などの大量破壊兵器及びミサイルの脅威を除去することを目的として、1991（同３）年５月に特別委員会（UNSCOM（United Nations Special Commission））[ii]を設置した。UNSCOMは、その活動の一環として、イラクの大量破壊兵器の廃棄を監視するチームなどを同国に派遣した。防衛庁は、化学防護の専門家である陸上自衛官を２名ずつ４回にわたって、監視チームなどに参加させた。また、98（同10）年、ミサイル分野の関連実験、施設などの査察及び監視活動などに技官を参加させた。

兵器の不拡散体制への取組

防衛庁は、92（同４）年からミサイル輸出管理レジーム（MTCR（Missile Technology Control Regime））[iii]の会合に、94（同６）年からは生物・化学兵器の原材料などの輸出規制を実施しているオーストラリア・グループ（AG（Australia Group））と呼ばれる会合に参加している。毎年、それぞれ１名の専門家を参加させ、専門的な助言や意見交換を通じて、これらの規制が実効性のあるものとなるよう貢献している。また、96（同８）年から97（同９）年にかけて、小型武器[iv]の規制について検討する国連小型武器政府専門家会合に陸上自衛官を派遣し、会合の議長を務める日本代表を補佐した。

ｉ）敵歩兵の接近を妨害するために使用する対歩兵戦闘用爆薬である。隊員が目標を視認して作動させるものであり、人の存在、接近又は接触により爆発するように設計されたものではなく、対人地雷禁止条約上の対人地雷に該当しない。

ii）湾岸危機の停戦決議に基づき、イラクの核・化学・生物兵器や弾道ミサイルの廃棄を目的として設立された国連組織。なお、昨年12月の国連決議に基づき、主に査察活動を行ってきた現在のUNSCOMに代えて強化された継続的な監視を実施するUNMOVIC（国連監視検証査察委員会）が設置されることとなった。

iii）参加国の自主的な措置により、大量破壊兵器を運搬可能なミサイル・同関連技術の移転を規制する多国間の枠組み。

iv）97（同９）年「国連事務総長の小型武器に関する報告書」によれば、戦争における使用を目的に軍用規格の下に製造された拳銃、小銃などのいわゆる「小火器」、携帯式対戦車砲、携帯式対空ミサイルなどの「軽兵器」及び「弾薬・爆発物類」を指す。

自衛隊の多彩な部隊

陸・海・空各自衛隊は、我が国の防衛の任務を遂行するため、直接戦闘を行う部隊とともに、その装備や隊員の能力を継続して発揮し得るように支援する多様な機能を備えた部隊を有しています。これらの部隊は、平素から、我が国に対する侵略や大規模災害など各種の事態に備える一方で、その組織、装備、能力をいかすことにより日々の国民生活にも貢献しています。

ここでは本章で取り上げた内容に関連する部隊などから陸・海・空各自衛隊からそれぞれ一つずつ紹介します。

☆第１空挺団（陸上自衛隊）☆

第１空挺団は、主として落下傘降投下により任務を遂行する陸上自衛隊唯一の部隊です。空挺団は、陸上自衛隊の機動運用部隊として、必要な時期と地域に各種の戦略あるいは戦術目的のために、通常、空挺作戦、状況によっては、ヘリボン作戦又は空輸などによる地上作戦に使用されます。

千葉県船橋市に所在する空挺団は、１個普通科群、１個特科大隊、対戦車隊などの直轄部隊及び空挺教育隊の８個部隊からなり、全体で約1,500名の隊員で構成されています。主要装備として、小銃、機関銃、無反動砲、対戦車誘導弾発射装置及び迫撃砲などを有しています。また、降下訓練などでは陸上自衛隊のヘリコプター（CH－47、UH－１）や航空自衛隊の輸送機（C－１、C－130H）の支援・協力を得ています。

空挺団は、発足以来、現在までに約55万回の降下回数を数え、年間約200～250名の空挺隊員を養成するとともに、降下長課程、空挺レンジャー課程などを通じてそれぞれの任務に必要な能力を身に付けるよう日夜訓練に励んでいます。

空挺隊員にとって強靱な体力と不撓不屈の気力は必要不可欠であるとともに、極めて困難な状況においても任務達成に邁進するといった資質と能力が要求されています。

このように精強な部隊である空挺団は、災害派遣にも即応できる態勢を整えているほか、在外邦人などの輸送に際し、現地で在外邦人などを誘導するための陸上自衛隊誘導隊を迅速に派遣できるよう待機態勢を維持しています。

☆掃海部隊（海上自衛隊）☆

掃海部隊は、1954（昭和29）年に海上自衛隊が発足して以来、海上保安庁から航路啓開業務を引き継ぎ、我が国周辺の危険海域の掃海に従事し、戦後日本の復興に大きく寄与するとともに、91（平成３）年のペルシャ湾への派遣など数々

の業績を挙げてきました。

本年３月13日、掃海部隊が改編されました。今回の改編は、防衛計画の大綱に示された新たな体制に移行するため、機動的に運用する掃海部隊を従来の２個掃海隊群から１個掃海隊群へ集約化したものです。また、掃海隊群司令部に幕僚長を新設して司令部機能を充実するとともに、集約化された掃海隊群隷下に掃海業務支援隊を新編しました。掃海業務支援隊は、機雷戦に必要な資料の収集、処理及び配布に関する業務を行うことなどを任務としています。

集約化された掃海隊群は、神奈川県横須賀市に所在する掃海隊群司令部、掃海母艦２隻、５個掃海隊及び掃海業務支援隊をもって編成され、定員は約920名となっています。

最近では、掃海母艦「ぶんご」が昨年のトルコへの仮設住宅の輸送を任務とした「トルコ共和国派遣海上輸送部隊」において、高い物資搭載能力をいかし、旗艦としての大役を果たしました。また、昨年10月から約１か月半にわたり神戸空港建設のための埋立工事現場において、多数の爆発性危険物を処理しました。

☆偵察航空隊（航空自衛隊）☆

偵察航空隊は、偵察機による航空偵察を任務とする航空自衛隊唯一の偵察機部隊です。同隊は、偵察機に装備されている光学カメラ、赤外線カメラ、側方偵察レーダーなどにより、陸・海・空各作戦遂行に必要な情報資料を収集、獲得します。

偵察航空隊は、百里基地（茨城県東茨城郡）に所在し、隊務を統轄する隊本部及び偵察機により航空偵察を行う第501飛行隊、航空機の整備を行う整備群、撮影してきた航空写真の現像、処理、判読などを行う偵察情報処理隊の３個部隊、約600名により構成されています。主要装備としては偵察機（RF－４E、RF－４EJ）及び練習機（T－４）を保有しています。

地震や火山噴火などの災害派遣に際しては、航空偵察能力をいかして、被害状況の撮影や火山活動の偵察を実施し、関係機関への資料提供などを行っています。主な活動実績としては、阪神・淡路大震災時の偵察やナホトカ号の原油流出事故の状況確認などを行ってきました。また、91（同３）年長崎県島原の雲仙普賢岳の噴火において、気象庁の要請に基づき、雲仙普賢岳を上空から写真撮影し、気象庁の行う火山観測活動を支援しました。さらに、本年は、北海道南西部の有珠山における火山活動の偵察も実施しました。62（昭和37）年に偵察航空隊が創隊されて以来、本年３月末現在までに39件の災害派遣を行ってきました。

このほか、平素から火山活動の状況把握や地震などの災害対処計画作成支援のため、日本全国を飛行して基礎資料（航空写真）の収集活動を行っています。

第５章
身近な自衛隊と諸問題への取組

－信頼と協力の下、国民と共に歩むための努力－

基地の一般公開

土砂流出防止対策事業

基地祭で太鼓演奏を披露する隊員

不祥事防止特別行動チーム調達分科会

民家での消毒作業

第１節　自衛隊と国民及び地方公共団体などとのかかわり

－国民生活へ貢献するために必要な理解と協力－

自衛隊は、我が国の防衛など防衛大綱に示された役割だけでなく、その組織、装備、能力をいかし、地方公共団体や関係機関などからの依頼に基づき、様々な協力活動を行っている。また、国民が防衛に対する理解を深められるよう、広報活動などにも努力している。これらの活動は、直接又は間接的に国民生活とかかわっており、その安定に貢献している。そして、隊員に日ごろから国民生活に貢献しているという誇りと生きがいを与え、国民と自衛隊との触れ合いを深めるとともに、防衛基盤の育成に役立っている。

また、自衛隊の様々な活動は、自衛隊だけですべてを行えるものではなく、関係省庁や地方公共団体、各種民間団体あるいは国民一人ひとりの理解と協力があって初めて可能となる。

本節では、様々な活動における自衛隊と国民、地方公共団体などとのかかわりを説明する。

基地祭で装備品を見学する人々

災害派遣における関係機関との調整

1 国民生活への貢献など

自衛隊が国民生活と深くかかわっている活動として、風水害、地震、山林火災などにおける災害派遣が広く知られる。しかし、このほかにも自衛隊は、様々な活動を通じ、国民生活とかかわる。災害派遣については後で詳しく述べるが、ここでは、あまり知られていない活動について説明する。

危険物の処理

不発弾は、今日なお、全国各地で土地開発や建設工事の際などに発見され、陸上自衛隊が、地方公共団体などの要請を受けてその処理に当たっている。昨年度の処理実績は、件数2, 359件、量にして約79トンにのぼる。特に、沖縄県での処理量が、昨年度は約29トンと全国の処理量の約37%を占めている。

機雷の雷管を取り外す隊員

また、海上自衛隊は、1954(昭和29)年の創設時に保安庁から航路啓開業務[i]を引き継ぎ、日本周辺の危険海域の掃海[ii]を行ってきた。この結果、危険海域にあった機雷[iii]の掃海はおおむね終了(約93%完了)した。現在では、地方公共団体などからの要請を受けて、その都度、爆発性の危険物の除去や処理を行っている。その処理実績は、昨年度において約176トンにのぼる。

医療面での貢献

防衛医科大学校(埼玉県所沢市：3章3節1参照)には医学の教育・研究に役立てるため病院が設置され、隊員とその家族だけでなく、広く一般の市民の診療も行っている。また、同病院は、第3次救急医療施設である救命救急センター[iv]を運営し、地域医療にも貢献している。

そのほか、自衛隊は、全国16か所に自衛隊病院を設置するとともに、師団、旅団などの主要部隊にも衛生部隊を保有しており、医療を含む各種衛生機能を持つ。地方公共団体などからの要請があった場合は、これらの機能を活用し、災害発生時の救急医療、防疫などにも努める。

また、調査研究の分野では、陸上自衛隊衛生学校(東京都世田谷区)や海上自衛隊潜水医学実験隊(神奈川県横須賀市)、航空自衛隊航空医学実験隊(東京都立川市)で、それぞれ野外衛生、飽和潜水[v]、航空医学などの研究を行っている。これらは、大学や民間研究機関などの要請に応

防衛医科大学校病院

i)機雷、沈船などの障害を取り除いて船舶の経路を切り開くこと。

ii)海中の機雷などを取り除き航海の安全を維持する作業。

iii)水面下に敷設し、艦船が触れたり近づいた時に爆発し、破壊・沈没させる兵器。

iv)重傷や重体、危篤疾病者の医療を行うための施設。

v)窒素酔いや酸素中毒を防ぐため、ヘリウムを加えた特殊な空気を吸入しての深深度潜水。

じ、講師を派遣するなどして、長年培（つちか）った知識・技術を社会に提供している。

運動競技会に対する協力

自衛隊は、関係機関から依頼を受けて、国内でのオリンピック競技大会、アジア競技大会や国民体育大会の運営について、式典、通信、輸送、音楽演奏、医療・救急などの面で協力している。また、このほかにも、自衛隊は、パラリンピック競技大会、ユニバーシアード大会、マラソン大会、駅伝大会などに際し、輸送支援、通信支援などを行っている。

箱根駅伝における協力

昨年度は、国民体育大会（54回夏・秋、55回冬）や、ワールドカップ（モーグル）斑尾（まだらお）大会などの運動競技会に協力した。

国家的行事での礼式など

自衛隊は、国家的行事などにおける天皇・皇族、国賓（こくひん）などに対して儀じょう、と列、礼砲[i)]などの礼式を行う。諸外国からの国賓に対する歓迎式典などにおける儀じょうや礼砲は、国際儀礼上欠くことのできないものである。

輸送への協力

自衛隊は、関係省庁などからの依頼に基づき、陸・海・空各自衛隊のヘリコプターや政府専用機などの輸送機により、国賓や内閣総理大臣などの輸送を行う。

また、外務大臣からの依頼に基づき、海外での災害や騒乱などの緊急事態に際して、生命又は身体の保護を必要とする在外邦人などの輸送を航空機のほか船舶により行う（４章１節１参照）。さらに、厚生省が行う硫黄島（いおうじま）[ii)]戦没者の遺骨収集に対する輸送の支援なども行っている。

密航船対策への協力

自衛隊は、日ごろから航空機などにより、日本周辺海域において、監視活動を行っている（３章１節１参照）。このような監視活動や訓練の際に密航船と思われる船舶を発見した場合には、直ちに海上保安庁に通報する。特に、集団密航事件については、依然として多発傾向にあり、根本的な解決には至っていないことから、防衛庁は、関係省庁に協力するため、自衛隊の航空機による監視態勢を強化している。

教育訓練の受託など

自衛隊は、部外からの委託を受けた場合において他に教育の施設がないと認めるときなどは、そのノウハウや訓練施設を活用して、隊員以外の者に対し教育訓練を行っている。

現在まで、警察、海上保安庁の職員や消防職員に対するレンジ

防衛大学校研究科での研究

i）儀じょう：国としての敬意を表するため、儀じょう隊が銃を持って敬礼などすること。
と列：路上に整列し、敬礼をすること。
礼砲：敬意を表するために大砲などで空砲を撃つこと。

ii）小笠原諸島南端に位置し、太平洋戦争において激戦が繰り広げられた島。

ャー訓練、水中における捜索や救助法・化学災害などへの対処要領に関する教育、警察や海上保安庁の職員に対する航空機の操縦訓練を実施している。また、防衛研究所や防衛大学校研究科は他省庁及び民間企業などからの職員の教育を受託している。

南極地域観測への協力

自衛隊は、国が行う南極地域における科学的調査に、南極地域観測が再開された65(同40)年から砕氷艦「ふじ」により、83(同58)年以降は、砕氷艦「しらせ」により、人員・物資の輸送などの協力を行っている。

昨年11月から本年4月までの第41次観測支援では、観測隊員や物資約1,100トンの輸送を行うほか、南極大陸周辺海域での海洋観測[i)]の支援も行い、日本の南極地域観測事業に大きく貢献している。

氷海を航行する砕氷艦「しらせ」

その他の協力

このほか、気象庁の要請により航空機での火山観測や北海道沿岸地域の海氷観測など各種の観測支援、放射能対策本部の要請による高空の浮遊塵の収集や放射能分析を行っている。また、建設省国土地理院の要請による地図作製のための航空測量業務、環境庁の行う野鳥生息調査に対する航空機の支援なども行う。さらに、自衛隊は、訓練の目的に適合する場合に、国や地方公共団体などの委託を受け、土木工事なども行う。

i)塩分濃度、海洋構造、海洋生態系などの観測。

札幌雪祭りへの支援

委託を受けて行う土木工事

2 自衛隊への理解を深めてもらうための活動など

防衛庁は、防衛問題や自衛隊に対する国民の理解と関心を深めてもらうため、様々な広報活動や、国民からの情報公開の要請に応える取組などを行っている。

広報活動

(1)　自衛隊に関する情報の提供

自衛隊や防衛に関する正確な知識を普及するため、防衛庁・自衛隊は、防衛諸施策や自衛隊の活動などを説明したパンフレットや広報ビデオを作成するなど、情報の提供に力を入れている。また、インターネット上にホームページ[i]を開いているほか防衛白書にCD－ROMを付けるなど、マルチメディアを活用した広報にも取り組んでいる。

i）URL
http://www.jda.go.jp/

(2)　自衛隊の部隊や施設の公開など

防衛庁は、自衛隊の現状を広く国民に紹介する活動も重視している。その代表的なものとして、毎年富士山麓で実施する総合火力演習（陸上自衛隊）や、各地での護衛艦による体験航海（海上自衛隊）、基地航空祭でのブルーインパルスの展示飛行（航空自衛隊）などがある。また、全国に所在する駐屯地や基地では、部隊の創立記念日などに、装備品の展示や部隊見学、航空機への体験搭乗、音楽隊によるコンサートを行うほか、広報館や資料館などの施設[ii]を公開している。

さらに、防衛庁は、自衛隊記念日行事の一つとして、自衛隊音楽まつり[iii]を開催している。昨年も日本武道館で開催され延べ約４万人の観客を集めた。

ii）主要な広報施設としては、市ヶ谷記念館（東京都新宿区）、海上自衛隊佐世保史料館（長崎県佐世保市）、航空自衛隊浜松広報館（静岡県浜松市）がある。また、陸上自衛隊広報センター（仮称）（埼玉県朝霞市）が来年度公開予定。

iii）陸・海・空各自衛隊の音楽隊、儀じょう隊、防衛大学校学生などが出演する音楽イベント。毎年11月ごろ開催。

平成11年度航空観閲式

このほかにも、1996（平成８）年以来、陸・海・空各自衛隊が交互に主担当となって、観閲式、観艦式、航空観閲式を行っている。これらを通じて自衛隊の装備や訓練の成果を国民に紹介している。昨年10月には、小渕総理（当時）を観閲官に迎え、百里基地（茨城県東茨城郡）で航空観閲式を開催した。

⑶　地域社会との交流を深めるための活動

全国に所在する駐屯地や基地の多くは、前述の部隊や施設の公開のほか、地元からの要請により、駐屯地や基地内のグラウンド、体育館、プールなどの施設を開放している。

また、駐屯地や基地に所在する部隊や機関は、市民や地方公共団体などが主催する様々な行事に参加し、周辺の地方公共団体との協調、協力など地域社会に溶け込むよう努めている。さらに、部隊などに勤務する多くの隊員が個人的に、スポーツ競技の審判や指導員を引き受けるなどして、地元の人々との交流を深めている。

大学生の体験入隊

⑷　体験入隊などの実施

自衛隊は、国民の理解を深めるための一助として、民間企業や各種団体などからの依頼を受け、新入社員などの体験入隊を行っている。これは、自衛隊の駐屯地や基地に2～3日間宿泊し、隊員と同じような日課で自衛隊の生活や訓練を体験するものであり、昨年度の体験入隊者は、約3万人にのぼる。

情報公開

防衛庁は、防衛行政を行う上で国民の理解と協力が不可欠であると認識している。このため、防衛行政に対する国民の信頼を得るとの観点から、国民が必要とする情報を有効に利用できるよう、情報公開に積極的に取り組んでいる。現在、防衛庁は、長官官房広報課や防衛施設庁総務課、各防衛施設局などに文書閲覧窓口を設置して、国民からの情報公開の要請に応じている。

さらに、来年4月からは、情報公開法[i]が施行され、防衛庁が保有する行政文書も、国民からの開示請求の対象となる。防衛庁は、本法による情報公開を通じ、国民生活の基盤である防衛行政の活動について、国民の一層の理解を得ることが重要と考えている。そのため、国民の情報公開の要請と国家の安全と利益に直結する防衛庁の情報の特殊性と重要性との調和を図りながら、これらの行政文書を適切に公開するための準備を進めている。

i)「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」

3 災害派遣などにおける地方公共団体などとのかかわり

自衛隊の災害派遣について、阪神(はんしん)・淡路(あわじ)大震災の教訓から自衛隊と地方公共団体などとの連携強化の必要性が指摘された。これを踏まえ、情報連絡体制の充実や地方公共団体が行う防災訓練への参加などの改善を進めるな

航空機によるけが人の輸送

ど、日ごろから連携強化を図ってきており、今後も、引き続き関係強化を進めていかなければならない。

ここでは、自衛隊が行う災害派遣などの活動の概要と、地方公共団体や民間などがどのようにかかわるのかを説明する。

災害派遣など

自衛隊は、侵略事態などに即応するため、独自で建設、輸送、通信、医療、給食、給水、発電などを行う能力を有している。これらを活用して被災者や遭難した船舶・航空機の捜索・救助、被災地での水防・医療・防疫・給水・物資輸送、離島からの救急患者輸送、冬山登山の遭難者救出など、様々な災害救援活動を行っている。

山岳地での遭難者救助

一方、阪神・淡路大震災での災害派遣以降、自衛隊の災害救援活動に対する国民の期待は大きくなっている。その後も自然災害だけでなく、地下鉄サリン事件での化学防護部隊の派遣、ナホトカ号海難・流出油災害など多様な災害においても、自衛隊は大きな役割を果たしている。（4章1節4参照）

(1)　災害派遣などの形態

①　災害派遣

・要請による派遣（一般的な派遣形態）

災害派遣は、自衛隊法第83条の規定上、都道府県知事など[i]からの要請により派遣することを原則とする。これは、知事などが災害対策の第一次的責任を負っており、災害の状況を全般的に把握できる立場にあることから、知事などの要請を受けて自衛隊の派遣を判断することが最適と考えたことによる。

i）都道府県知事のほか海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長。

・自主派遣

要請による派遣を補うため、防衛庁長官又は長官が指定する者は、特に緊急な事態で、要請を待つ時間がないときには、例外的に部隊などを派遣することができる。

この自主派遣をより実効性のあるものとするため、1995（平成7）年10月に「防衛庁防災業務計画」を修正し、部隊などの長が自主派遣する基準を、関係機関への情報提供のために情報収集を行う必要がある場合、都道府県知事などが要請を行うことができないと認められるときで直ちに救援の措置を採る必要がある場合、人命救助に関する救援活動の場合など、と定めた。

航空機による消火活動

このほか、部隊などの長は、防衛庁の施設又はその近辺に火災などの災害が発生した場合に、部隊などを派遣

することができる。

② 地震防災派遣

「大規模地震対策特別措置法」に基づく警戒宣言が出されたときには、地震災害警戒本部長(内閣総理大臣)の要請に基づき、防衛庁長官は、地震発生前でも地震防災派遣を命じることができる。

③ 原子力災害派遣

「原子力災害対策特別措置法」に基づく原子力緊急事態宣言が出されたときには、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)の要請に基づき、防衛庁長官は、原子力災害派遣を命じることができる。

(2) 災害派遣の仕組み

自衛隊の災害派遣は次のような流れで行われる。

要請から派遣、撤収(てっしゅう i))までの流れ

i)部隊をまとめて引き上げること。

⑶　災害派遣、地震防災派遣及び原子力災害派遣における自衛官の権限

自衛隊法などでは、災害派遣、地震防災派遣又は原子力災害派遣を命ぜられた自衛官の権限を次のように定めている。

関係機関との現場調整

① 警察官がその場にいない場合に限り、周囲の者などに警告を発し、特に緊急の場合には、危害を受けるおそれのある者を、その場の危害を避けさせるために必要な限度で、引き留めたり避難させたり、周囲の者などに危害防止のため通常必要と認められる措置を採ることを命じたり、自らその措置を採ることができる。

② 警察官がその場にいない場合で、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、被害者を救助するため、やむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物などに立ち入ることができる。

③ 警察官がその場にいない場合には、自衛隊の緊急通行車両の通行を確保するため、道路上の放置車両の除去などの措置ができる。（地震防災派遣を除く。）

④ 市町村長又はその委任を受けた職員や警察官、海上保安官がその場にいない場合、次の行為などを行うことができる。（地震防災派遣を除く。）

・建物の倒壊や崖崩れ（がけくず）の危険性の高い場合などに、警戒区域を設定し、立入制限・禁止、退去を命ずること
・救援活動における活動拠点や緊急患者の空輸に必要な通信中継所の確保などのため、土地や建物を使用すること
・倒壊家屋から人命救助を行う場合などに、障害となる被災した建物などを移動し、あるいは撤去すること
・現場の自衛官では足りない場合などに、住民又は現場にいる者に人命救助や水防などの業務を行わせること

被災地での救助活動

より有効な災害救援活動を行うために

自衛隊が有効な災害救援活動を実施するためには、普段から都道府県と調整し防災計画の整合を図り、定期的に防災訓練などを実施して災害に備えておくことが重要です。そして、災害が発生した場合、各地方公共団体など関係機関の協力を得て救援活動を行います。

自衛隊が災害救援活動を行うためには、活動基盤が必要であり、これらを確保しておくことが、災害救援活動をより有効なものにします。ここでは活動の実態を知っていただくため、主な活動基盤について説明します。

1　集結地

災害派遣部隊の宿泊や駐車場のための地域で、被災地近くの公園、グラウンドなどが適切です。連隊で約15,000㎡以上、師団などを集結させるためには約140,000㎡以上の広さが必要です。

2　ヘリポート

緊急患者輸送、物資輸送及び消火活動などの目的に応じ、被災地内又はその近くに設置することが必要です。ヘリコプターが離発着するため、避難者との競合を避ける必要があり、普段から住民に知らせておく必要があります。ヘリポートの広さは、ヘリコプターの活動内容や機種によって異なりますが、1機当たり50～100m四方が基準となります。

3　建物の番号表示

航空機が、情報収集、人員・物資の輸送などを有効に行うため、空中から建物を確認しやすいように、県庁、学校など防災上重要な施設の屋上に写真のような番号を表示しています。これによって、建物の確認が容易となり、航空機の防災活動がより迅速となります。

4　その他

その他にも、自衛隊との連絡調整のための活動施設が都道府県庁内に必要です。これには、連絡調整業務に必要な通信所、連絡官の待機所、車両の駐車場などが含まれます。また、避難場所、ヘリポート位置などが記入された各防災機関が共通して使用する防災地図の整備が必要です。さらに、消火器材などを整備するとともに、溜め池など水源地の確保についても普段から調整しておく必要があります。

4 自衛隊の活動や自衛官の募集・就職援護などに対する協力

自衛隊の活動に対する支援・協力

現在、陸・海・空各自衛隊は、日本国内とその周辺、さらに、国際平和協力業務や国際緊急援助活動などのために遠く海外にも派遣され、活動内容も多岐にわたり、関係機関との密接な相互協力の下に活動している。また、駐屯地や基地の管理及び教育訓練を行っていくためには、地方公共団体を始めとする地元からの様々な協力、隊員への支援などが不可欠である。

第９次ゴラン高原派遣輸送隊の見送り（本年２月　成田空港）

さらに、国民の自衛隊に対する理解はもちろん、住民有志や自衛隊関係者などによって作られた各種の団体による支援・協力が自衛隊の活動を支えている。こうした各種団体の日ごろの支援・協力活動に加え、国際平和協力業務などに従事する隊員に対してこれまで多くの激励の手紙などが送られている。これらは、隊員の士気を高め、自衛隊が国民と共にあることへの自覚を強めるものである。

自衛官の募集・就職援護に対する協力

質の高い自衛官を確保するために、防衛庁は、募集業務に一層努力をするとともに、退職自衛官の就職援護を充実させていかなければならない。これらの活動は、防衛庁だけで行えるものではなく、地方公共団体のほか、各種の団体や企業などの協力を得て行われている。

(1)　募集業務に対する協力

災害派遣や国際平和協力業務などを通じて自衛隊に対する国民の理解と認識が深まったこと、隊員に対する処遇改善が進められていること、さらに、ここ数年の厳しい雇用情勢の影響などにより、自衛官などの採用試験の応募の倍率は高く、質の高い隊員を確保している。しかしながら、２士男子の募集対象となる18歳以上27歳未満の人口が、1994（平成６）年の約900万人をピークに、2013（同25）年ごろには約570万人にまで減少することが見込まれている。また、高校卒業者の進学率の向上も見込まれるため、防衛庁では、中長期的な募集環境が厳しいものになると予想している。

資料出所：平成10年以前　総務庁統計局「人口推計月報」（毎年10月1日現在）
平成11年以降　厚生省国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成9年1月の中位推計値）

このような状況の中で、全国50か所の自衛隊地方連絡部は、都道府県、市町村、

教育委員会、学校、隊友会、全国自衛隊父兄会、募集相談員などの協力を得ながら募集業務を行っている(資料25参照)。自衛官募集については、自衛隊法第97条の規定に基づき、地方公共団体が募集事務の一部[i]を行うこととされ、防衛庁は、そのための委託費を地方に配分している。自衛隊が、今後も優れた人材を確保し、精強性を維持していくためには、地方公共団体及び関係機関などの協力が不可欠である。

自衛隊募集相談員に栗林文男さんと徳丸源治さん

6月22日(火)午後1時から役場応接室で、自衛隊募集相談員の委嘱式が行われました。

式では、藤井康括町長から鶴川の栗林文男さん(78歳)と大恩寺の徳丸源治さん(67歳)に委嘱書が手渡されました。

栗林 文男さん　徳丸 源治さん

平成11年度防衛庁各種学生募集案内

募集種目		資格	受付期間	試験期日	待遇・その他
一般曹候補学生(男女)		18歳以上24歳未満の者	*8月2日(月)〜9月10日(金)	1次 9月18日 2次 10月6日〜12日	・教育期間2年 終了後 3等陸・海・空曹
曹候補士(男女)		18歳以上27歳未満の者			・平成2年度から新たに設けられた制度です ・入隊後約3年経過以降 3等陸・海・空曹
航空学生		高卒(見込)21歳未満の者		1次 9月23日 2次 10月16日〜22日 3次(空)11月14日〜12月11日	・入隊後約6年で 3等海、空尉
防衛大学校学生	推薦		9月6日(月)〜9月10日(金)	9月17日〜18日	・修学年限4年 卒業後1年で 3等陸、海、空尉
	一般		9月14日(火)〜10月13日(水)	1次 11月13日〜14日 2次 12月14日〜17日	
防衛医科大学生				1次 11月6日〜7日 2次 12月8日〜10日	・修学年限6年 医師免許取得後 2等陸、海、空尉
看護学生		高卒(見込)22歳未満の女子		1次 10月28日 2次 11月21日〜25日	・修学年限3年 看護師免許取得後 2等陸曹

*平成11年3月新規高等学校卒業予定者の受付及び試験期日については、上表にかかわらず文部・労働両省から示された期日以降実施します。

地方公共団体広報誌上での募集案内

(2) **就職援護に対する協力**

自衛隊は、任務の性格上、精強性を維持する必要があるため、自衛官の大半が若年定年制により54歳から56歳に、また、任期制[ii]では多くの隊員が20歳代に退職している。このうちの多くは退職後の再就職を必要としている。防衛庁は、一般の公務員に比べ若年で退職する自衛官が再就職しやすいように、各種教育訓練(3章3節1参照)を行うなどの援護施策を行っている。

定年退官者の見送り

一方、防衛庁には独自に職業紹介を行う権限がないため、財団法人自衛隊援護協会が、労働大臣や運輸大臣の許可を得て、退職自衛官に対する無料職業紹介事業などを行っている。

再就職した退職自衛官は、製造業やサービス業など幅広い分野で活躍している。退職自衛官は、全般的に責任感、勤勉性、気力、体力、規律などの面で優れていること、特に、定年退職自衛官は高い指導力を有することなどから、雇用者側に高く評価されている(資料26参照)。

部外における自衛官教育に対する協力

装備品の近代化などに伴い、自衛官は、幅広い分野で高度な知識や技能を要求されるようになっている。このため、自衛隊は、そうした知識・能力を自衛隊内で修得させることが困難な場合などに、部外の教育機関の協力を得て教育を行っている。

i)募集期間の告示、応募資格の調査及び受験票の交付、試験日・場所の告示、広報宣伝など。

ii)一般から募集されて入隊する隊員に対し、2年又は3年の任用期間で採用する制度(3章3節1参照)。

また、部外の人との接触を通して幅広い視野や考え方などを吸収させるため、中堅幹部に対して国内企業で１年程度の研修などを行っている。こうした教育や研修は、自衛官を受け入れている大学院や大学、専門学校、企業などの自衛隊に対する理解や協力の下に行われている。隊員に高い資質と能力を身に付けさせるため、今後とも、部外の教育機関や企業の積極的な協力が望まれる。

即応予備自衛官の訓練招集

5 即応予備自衛官及び予備自衛官制度の運用に対する協力

即応予備自衛官や予備自衛官は、日ごろはそれぞれの職業に就いているが、必要な練度を維持するため、毎年、仕事のスケジュールを調整し、休暇を利用するなどして訓練招集に応じている。

このような即応予備自衛官や予備自衛官の制度を運用するためには、退職自衛官の再就職先企業などの理解と協力が不可欠である。特に即応予備自衛官は、年間30日の訓練招集のほか予測困難な災害などの招集に応じるため、雇用企業などに、不在時の業務調整や休暇取得の配慮など、必要な協力を求めることとなる。

このため、防衛庁は、即応予備自衛官を雇用する企業などの負担に対しできるだけ報いるとともに、即応予備自衛官が安心して訓練に参加できるよう、企業に対し、即応予備自衛官雇用企業給付金を支給している（３章３節１参照）。

第２節　地域社会と防衛施設

－周辺地域と調和を図るために－

防衛施設は、自衛隊や在日米軍の各種活動の拠点であり、我が国の防衛力と日米安保体制を支える基盤として必要不可欠なものである。それらの機能を十分に発揮させるためには、その周辺地域との調和を図り、周辺住民の理解と協力を得て、常に安定して使用できる状態に維持することが必要である。

このため、防衛施設の設置・運用に当たっては、周辺地域住民の生活に及ぼす影響をできる限り少なくするよう配慮している。また、防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止などのため、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（「環境整備法」）などに基づき、各種施策[i]に努めている。

i）障害防止事業、騒音防止事業、民生安定事業など。

ii）「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（昭和35年６月23日）

1 防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策

防衛施設は、自衛隊施設と在日米軍施設・区域に区分され、その用途は、演習場、飛行場、港湾、営舎など多岐にわたっている。防衛施設の土地面積は、本年１月１日現在、約1，394㎢であり、国土面積の約0.37％を占める。このうち、自衛隊施設の土地面積は約1，077㎢であり、その約42％が北海道に所在する。また、用途別にみると、演習場が全体の約75％を占める。一方、在日米軍施設・区域（専用施設）の土地面積は約314㎢であり、このうち約35㎢については、地位協定[ii]により、自衛隊が共同使用している。

防衛施設には、飛行場や演習場のように、広大な土地を必要とするものが多い。また、日本の地理的特性から、狭い平野部に都市や諸産業と防衛施設が競合して存在している場合もある。特に、経済発展の過程で多くの防衛施設の周辺地域で都市化が進んだ結果、防衛施設の設置や運用が制約されるという問題が大きくなっている。また、航空機の頻繁な離着陸

自衛隊施設（土地）の状況

在日米軍施設・区域（専用施設）の状況

や射撃・爆撃、火砲による射撃、戦車の走行などによって、周辺地域の生活環境に騒音などの影響を及ぼすという問題もある。

公園の整備への助成（神奈川県）

これらの諸問題を解決するため、防衛庁は、次の施策を行い、防衛施設と周辺地域との調和を図るよう努めている（資料43参照）。

① 射撃訓練などによる演習場内の荒廃に伴う洪水や水不足の対策としての、河川の改修、ダムの建設などへの助成
② 航空機の騒音対策としての、夜間の離着陸の制限、学校、病院、住宅などの防音工事への助成、移転者に対する補償、緑地帯などの緩衝地帯の整備など
③ 防衛施設の設置や運用による周辺地域住民の生活や事業活動への阻害を緩和するための、道路、公園、農林漁業用施設などの整備への助成
④ ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃を実施する演習場などの存在により、周辺地域の生活環境や開発に著しく影響を受ける市町村への各種公共用施設整備のための交付金の交付
⑤ 航空機の頻繁な離着陸などにより、農林漁業などの事業経営に損失が生じた場合の補償

なお、航空機騒音問題は、これまでに小松、横田、厚木、嘉手納（かでな）飛行場の周辺住民から、夜間の離着陸の差止請求、騒音被害に対する損害賠償請求などを内容とする訴訟が起こされてきている。このうち、横田（１～３次）、小松（１・２次）、厚木（１・２次）及び嘉手納（１～３次）の各基地騒音訴訟については、過去の騒音被害に対する損害賠償請求を認めた判決が確定している。

政府は、以前から、住宅防音工事への助成を始めとする生活環境の整備などの施策を重点的に講じてきているところであり、今後とも、飛行場周辺住民の理解を得られるよう引き続き努力していくこととしている。

学校の防音工事への助成（宮城県）

防衛庁本庁庁舎などの移転

防衛庁本庁などは、1960(昭和35)年1月に霞ヶ関から移転して以来、約40年間、檜町地区(東京都港区)に所在してきました。しかし、昭和50年代から60年代にかけて周辺の商業地化が著しく進展し、これに伴う交通渋滞の慢性化、あるいは周囲の商業ビルの高層化による警備面での諸問題が生じるようになりました。また、施設の大半が昭和20年代に建設されたもので手狭になってきたこともあり、長期的にみた場合、檜町地区は防衛中枢の所在地としては適当なものではなくなってきていました。そのため防衛庁本庁などを、檜町地区の約3倍の敷地を有する市ヶ谷地区(東京都新宿区)に移転することとし、あわせて関連する東京都内及び周辺の防衛施設(目黒、朝霞(あさか)、大宮(おおみや)、霞ヶ浦(かすみがうら)及び十条の5地区)を機能別に集約・再配置することにより国有財産の有効活用を図るとの観点から、88(同63)年度から必要な施設の整備を行ってきました。

市ヶ谷地区では、93(平成5)年度から新庁舎の建設を進めてきました。そして、整備状況に応じ、情報本部の一部は97(同9)年1月の新設時から業務を行っており、技術研究本部も三宿(みしゅく)地区(東京都世田谷区)から本年2月末までに移転しました。その後、3月末までに庁舎など主要施設が完成したことから、内部部局、統合幕僚会議事務局、情報本部、陸・海・空各幕僚監部(ばくりょうかんぶ)及び調達実施本部並びに防衛施設庁の8個機関・約7,000人がゴールデンウィークを中心に4月26日から5月7日にかけて移転しました。本移転は、これまでの中央省庁の庁舎移転の中でも最大規模のものでしたが、危機管理官庁としての防衛庁の任務の重要性にかんがみて、移転作業をできるだけ集中させるなど、緊急事態への対応も含め、移転期間中も業務を間断なく遂行できるよう配慮してきました。

新しい防衛庁の庁舎は、一般執務室にOAフロア構造を採用するなど、行政需要の変化に対応できるように設計されています。また、近年の防衛交流の高まりなども踏まえて、会議室の中には、同時通訳も可能な施設を備え、国際会議室としても使用できるようになっているものもあります。

さらに、屋上は、災害派遣や内外要人などの輸送などに利用するため、ヘリコプターの離着陸ができるようになっており、地下には、防衛庁・各自衛隊のオペレーションの中枢機能を担う中央指揮所が設置され、各種事態に的確に対応できるようになっています(3章2節3コラム参照)。

このように、これから21世紀に向けて防衛庁が所在する市ヶ谷地区は、ますます多様化する防衛庁・自衛隊の任務遂行に必要な機能と、時代の変化に対応し得る柔軟性を兼ね備えています。

2 環境保全への取組など

自衛隊施設における環境保全への取組

自衛隊は、全国に演習場や営舎などの施設を有するとともに、航空機、艦船、車両など多数の装備を維持管理している。これらの維持管理において、粉塵（ふんじん）やばい煙、汚水などが発生する場合には、環境保全の観点から、その防止、軽減に努めている。

ばい煙の測定をする隊員

また、環境基本計画に基づく閣議決定[i]を踏まえ、防衛庁として同行動計画を推進・点検するための委員会を設け、資源やエネルギーの有効活用においても、環境保全に配慮している。

ｉ)「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画について」(平成７年)

在日米軍施設・区域をめぐる環境問題への取組

在日米軍施設・区域をめぐる環境問題については、基地問題とあいまって、周辺住民を始め国民の重大な関心事の一つとなっている。このため、政府として、日米合同委員会の枠組みなどを通じて、米側と十分協議の上、我が国の公共の安全や市民生活に妥当な考慮がなされるよう対処している。具体的には、在日米軍施設・区域内のゴミ焼却施設などについて、ダイオキシン類の排出状況などの調査などを行うことにしている。

また、在日米軍施設・区域において環境問題が発生した場合、例えば、1998(平成10)年の嘉手納（かでな）飛行場PCB投棄報道問題については、日米合同委員会の枠組みなどを通じて、米側からの情報提供、日米協議の上での実態調査の実施、周辺住民への情報の開示を行うなど、適切に対処してきた。さらに、返還された在日米軍施設・区域における問題として、旧恩納（おんな）通信所PCB等含有汚泥問題及び嘉手納弾薬庫地区一部返還土地土壌汚染問題のように、在日米軍からの返還後に各種有害物質が発見される場合があり、これらについては、防衛庁において、原状回復措置の一環として適切に処理した。

一方、在日米軍施設・区域に隣接する民間施設に起因する問題も生じている。92(同４)年以降、日米合同委員会において、厚木海軍飛行場内の米軍家族住宅地区に隣接する廃棄物処理業者の焼却炉からの排出ガスが、米軍の要員及びその家族の健康リスクを増大させているとして、米側から同地区の大気環境の改善の要望がなされた。

政府としては、本問題について、米軍の要員及びその家族並びに周辺住民や同飛行場内で働く日本人従業員の健康にかかわる問題として深く憂慮しており、問題解決のため関係省庁が一致協力して取り組んでいるところである(３章４節３参照)。

3 在日米軍施設・区域に関する諸施策

在日米軍施設・区域の安定的な使用の確保は、日米安保条約の目的達成のため必要であり、政府としては、これら施設・区域の安定的使用と周辺地域社会の要望との調和を図るため、従来、岩国(いわくに)飛行場滑走路移設事業や空母艦載機着陸訓練場の確保に関する施策などを行ってきている。さらに、在日米軍施設・区域が沖縄県民に多大な負担を強いている状況にかんがみ、その負担軽減を図るべく、沖縄に所在する在日米軍施設・区域に係る施策を行っている（本章3節参照）。

岩国飛行場滑走路移設事業

山口県にある岩国飛行場は、米海兵隊と海上自衛隊が使用している。政府は、地元岩国市などの要望を受け、同飛行場の運用や安全、騒音をめぐる問題を解決し、同飛行場の安定的使用を図るため、滑走路を東側（沖合）へ1,000m程度移設する事業を進めることとした。1993（平成5）年度以降、政府は、移設事業に必要な地元関係漁業協同組合の同意を得るとともに、環境アセスメント[i]に係る事務や埋立承認手続などを行い、96（同8）年度から工事に着手している。

i）開発を行う場合に、自然環境にどのような影響を与えるかを調査・予測・評価すること（環境影響評価）。

空母艦載機の着陸訓練場の確保

空母艦載機が洋上の空母へ着艦するには、非常に高度な技術が要求される。したがって、空母が、補給・整備などのために入港している間も、パイロットは、飛行場での着陸訓練を十分に行い、その技量の維持に努めなければならない。この訓練は、主として厚木飛行場で行われてきたが、飛行場周辺が市街化していることから、深刻な騒音問題が生じた。このため、政府は、三宅島(みやけじま)に代わりの訓練場を設置することが適当と考え、そのための努力を続けている。しかしながら、三宅村当局を始め地元住民の間に、なお反対の意向が強く、実現までには相当の期間を要すると見込まれる。

一方、厚木飛行場周辺の騒音問題をこのまま放置しておくことができないため、日米間の協議により、三宅島に訓練場を設置するまでの暫定措置として、硫黄島(いおうじま)を利用することとし、89（同元）年から艦載機着陸訓練に必要な施設の整備を進め、91（同3）年8月から米軍による訓練が開始された。本年5月末までに、延べ24回の訓練が実施されている。

政府は、今後とも、暫定措置として硫黄島での艦載機着陸訓練の実施に努めるとともに、三宅村当局及び地元住民の理解と協力が得られるよう努力している。

硫黄島の全景

第3節　沖縄に所在する在日米軍施設・区域

沖縄は、先の大戦において、我が国で住民を巻き込んだ地上戦が行われた地であり、本土と異なり、米軍が単独で占領した。その後、朝鮮戦争の勃発(ぼっぱつ)などの東アジア情勢にかんがみ、1950年代を中心に米軍により土地が接収され、基地の整備が行われた。

このような歴史的経緯により、駐留の基盤となる基地、練度や即応性の維持・向上に必要な演習場及び後方支援施設などが県内に現に存在している。また、沖縄は、米本土やハワイ、グアム島からよりも日本を含む東アジアの各地域に近いため、同地域内において緊急な展開を必要とする場合に、迅速な対応が可能である。一方、我が国の周辺諸国との間に一定の距離があるという地理上の利点を有しており、これらが、緊急事態への第一次的な対処を担当する海兵隊を始めとする米軍が沖縄に駐留する主な理由として考えられる。

他方、沖縄に在日米軍施設・区域が集中し、県民生活に多大な影響が出ているのも事実であり、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小を始めとする、沖縄に関連する諸課題については、内閣の最重要課題の一つとして政府を挙げて取り組んできている。防衛庁としても、従来、日米安保条約の目的達成と地元の要望との調和を図りながら、問題の解決のため様々な施策を行い、鋭意努力してきている。なかでも、日米両国政府がまとめた「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO：Special Action Committee on Okinawa)最終報告の内容を着実に実施することが、沖縄県民の負担軽減のためには最も確実な道であると考えており、引き続き、その的確かつ迅速な実施に向けて努力を続けている。

1 SACO設置以前における整理・統合・縮小への取組

1972(昭和47)年5月15日、沖縄の復帰に伴い、政府は、日米安保条約に基づき、83施設、約278km²を在日米軍施設・区域(専用施設)として提供した。これらは、日米安保条約の目的を達成する上で不可欠であるが、一方で、沖縄県に在日米軍施設・区域が集中し、特に沖縄本島中部の枢要な部分に施設・区域の多くが所在するため、地域の振興開発や計画的発展の制約が生ずるとともに、県民生活に多大の影響が出ているとして、その整理・縮小が強く要望されてきた。このような状況を踏まえ、日米両国は、地元の要望の強い事案を中心に、整理・統合・縮小の努力を継続的に行ってきた。

同年1月の佐藤・ニクソン共同発表における確認事項[i]を踏まえ、日米安全保障協議委員会(SCC：Security Consultative Committee)において、沖縄県における在日米軍施設・区域の整理統合計画が了承された。また、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会からの要請なども踏まえ、90(平成2)年6月、日米合同委員会で、いわゆる23事案について、返還に向けて日米双方で必要な調整・手続を進めることにつき合意した。これらは、昨年4月まで

ｉ)「在沖米軍施設・区域、特に人口密集地域及び産業開発と密接な関係にある地域に所在するものが、復帰後できる限り整理縮小されることが必要である」(佐藤総理)こと。「双方に受諾し得る施設・区域の調整を日米安保条約の目的に沿いつつ復帰後行うに当たって、これらの要素は十分に考慮する」(ニクソン大統領)こと。

に、すべて返還済みあるいは返還することについて日米間で合意がなされた。

一方、県民の強い要望である、いわゆる沖縄３事案[i]についても、95(同７)年１月の日米首脳会談での意見の一致により、戦後50年の節目として解決に向けて努力することになり、その解決が、防衛庁長官及び外務大臣に指示された。

以上のような取組の結果、沖縄復帰時に83施設、約278k㎡であった在日米軍施設・区域(専用施設)は、本年１月現在、37施設、約235k㎡となっている。しかしながら、依然、面積にして在日米軍施設・区域(専用施設)の約75%が沖縄県に集中し、県面積の約10%、沖縄本島の約18%を占めている状況となっている。

i)那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場の返還及び県道104号線越え実弾射撃訓練の移転。

沖縄在日米軍施設・区域（専用施設）の件数及び面積の推移

2 SACO設置以降の在日米軍施設・区域に係る問題解決への取組

SACO設置などの経緯

1995(平成７)年９月に起きた不幸な事件や、沖縄県知事が駐留軍用地特措法に基づく署名・押印を拒否したことなどを契機として、全国的にも沖縄に関する諸問題に対する世論の関心が高まった。

政府は、沖縄県民の負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考えの下、沖縄県の将来発展のため、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払うとともに、振興策についても全力で取り組むこととした。そして、沖縄県に所在する米軍施設・区域に係る諸課題を協議する目的で、同年11月、国と沖縄県との間に「沖縄米軍基地問題協議会」を、また、日米間にSACOを設置した。防衛庁も、これらの協議機関における検討を推進するため、庁内に「在日米軍基地に関する特別委員会」を設置した。

政府は、96(同8)年4月、SACO中間報告を受けて、問題解決のための検討を一層促進することを閣議決定し、同年5月、「普天間(ふてんま)飛行場等の返還に係る諸課題の解決のための作業委員会」(タスクフォース)を設置した。また、防衛施設庁は、「普天間飛行場全面返還等問題対策本部」を設置し、関係地方公共団体などとの調整を続けてきている。

一方、「沖縄問題についての内閣総理大臣談話」(同年9月閣議決定)に基づき、国と沖縄県の協議母体として、内閣官房長官が主宰する「沖縄政策協議会」が設置された。これは、県民生活の向上に資するとともに、我が国経済社会の発展に寄与する地域として整備されるよう、沖縄に関連する基本政策の協議を目的としたものである。本協議会には、社会資本、産業・経済及び環境・技術・国際交流の各部会が置かれ、協議が進められるとともに、各省庁において各種の調査活動や事業が展開されている。

また、沖縄米軍基地所在市町村の今後の在り方を展望していくため、同年8月、内閣官房長官の懇談会として「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」が開催され、町づくりなどの施策の検討が始められた。政府は、同懇談会が取りまとめた提言[i]を重く受け止め、有職者による懇談会の助言を踏まえて、調査や事業に着手してきている。

i)「基地所在市町村の閉塞(へいそく)感(かん)を緩和し、将来への自立的発展への可能性を見出すためには、特別プロジェクトを実施していくための相当期間にわたる新しい枠組みが必要」(平成8年11月)

さらに、98(同10)年3月、「沖縄振興開発特別措置法」が改正され、新たな地域指定制度を創設し、税制上の優遇措置を講ずるなど、沖縄県における産業振興のために諸施策を進めることとしている。

SACO最終報告の概要

SACOは、96(同8)年12月、普天間飛行場の全面返還を始めとする土地の返還、県道104号線越え実弾射撃訓練の本土演習場での分散実施など、諸問題の改善に向けた計画及び措置を取りまとめ(SACO最終報告：資料44参照)、SCCに報告し了承を得た。

SACO最終報告関連施設・区域

沖縄県における在日米軍施設・区域に関連する問題は、SACO最終報告によって一つの区切りが示された。これを受け、同月、法制面及び経費面を含め、政府として適切な措置を講ずることを閣議決定した。防衛庁は、関係省庁とも協力しつつ、閣議決定の趣旨を踏まえ、引き続き米側と緊密に協議しつつ、その解決に取り組んできた。

(1)　土地の返還

SACO最終報告は、沖縄県及び県民の要望を受け、米側の理解により意見の一致が見られた普天間飛行場など計6施設の全部返還と、北部訓

練場など5施設の一部返還を示している。これら返還される土地は、沖縄県における在日米軍施設・区域の面積の約21％(約50㎢)に相当し、復帰時からSACO最終報告までの間の返還面積約43㎢を上回るものとなる。

(2) 訓練及び運用の方法の調整など

SACO最終報告は、土地の返還のほかに、訓練及び運用の方法の調整[i]、騒音軽減並びに地位協定の運用改善についても示している。

i)県道104号線越え実弾射撃訓練の本土への移転、パラシュート降下訓練の伊江島補助飛行場への移転など。

SACO最終報告の進捗状況

SACO最終報告の実施に取り組んできた結果、安波訓練場の返還が実現し、北部訓練場の一部返還、楚辺通信所のキャンプ・ハンセンへの移設、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧における住宅統合が進んでいる。また、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練の伊江島補助飛行場への移転については、昨年10月21日の合同委員会で合意したところであり、読谷補助飛行場の返還についても見通しが得られている。このほか、地位協定の運用改善については、最終報告に盛り込まれた9項目の措置がすべて実施に移されている。

防衛庁は、最終報告に盛り込まれた措置を実現するためには、地元地方公共団体などの理解と協力が不可欠と認識している。また、稲嶺沖縄県知事も、地元の意向を踏まえ、国と連携し、SACOの合意事案の実現を始め、在日米軍施設・区域の整理・縮小に前向きに取り組む意向である。防衛庁は、今後とも、稲嶺知事の考えを十分に聞き、地元の理解と協力を得ながら、SACO最終報告の実現に向け、最大限の努力を払っていくこととしている。

(1) 普天間飛行場の返還

普天間飛行場は、市街地にあり危険であるとの沖縄県民の強い返還要請を出発点として、日米間で首脳レベルによる交渉を行った結果、県内に代替施設を移設し返還することを合意した。98(同10)年12月に就任した稲嶺知事は、代替施設の候補地について検討を続けてきた結果、昨年11月22日、移設候補地を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野子沿岸域」に決定した旨を表明し、名護市に理解と協力を要請し、同年12月27日に名護市長が受け入れを表明した。

こうした中、沖縄県及び地元から、住民生活や自然環境への特別の配慮、移設先及び周辺地域の振興、沖縄県北部地域の振興及び駐留軍用地跡地の利用などの要請が寄せられている。政府は、こうした経緯及び要請を踏まえ、同月28日、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(資料45参照)を閣議決定し、今後の取組方針を明らかにした。防衛庁も、この閣議決定の下、最大限の努力をしていくこととしている。

(2) 那覇港湾施設の返還

稲嶺知事は、軍港機能の浦添地先への移設などを求める県議会や那覇市議会の決議、浦添市議会で採択された地元商工会議所の提案なども踏まえ、前向きに取り組んでいる。

防衛庁は、今後、沖縄県の考えを十分に聞き、浦添市を始めとする地元の理解と

協力を得て、本問題の解決に取り組んでいくこととしている。

⑶　北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設

北部訓練場については、ヘリコプター着陸帯の移設について関係する国頭村及び東村の理解が得られ、昨年４月の日米合同委員会で７か所のヘリコプター着陸帯の移設などの後、一部返還することを合意した。

防衛庁は、沖縄本島北部の自然環境の保全に十分配慮するとの観点から、ヘリコプター着陸帯の移設候補地の自然環境調査及び環境影響予測・評価を行った。

今後、これら調査の結果を踏まえ、環境庁、沖縄県など関係機関とも調整の上、移設先を決定することとしており、移設に当たっては自然環境に与える影響を最小限にとどめる考えである。

⑷　県道104号線越え実弾射撃訓練の本土移転

沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施は、在日米軍施設・区域が集中している沖縄県の負担軽減を図るという考えから、本土５演習場の関係地方公共団体などの理解と協力を得て、97（同９）年度から実施している。本年度は、６月に矢臼別演習場で訓練が行われたところであり、９月に東富士、11月に北富士、来年２月に日出生台の各演習場において訓練が行われる予定である。今後も、防衛庁は、実弾射撃訓練が円滑に実施できるよう努力していくこととしている。

県道104号線越え実弾射撃訓練分散実施先演習場
（本土5演習場）

SACO最終報告の進捗状況

① 土地の返還

施設名など	進捗状況など
普天間飛行場	・昨年11月、稲嶺知事は、移設候補地をキャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域に決定し、軍民共用、15年の使用期限などを要望。 ・同年12月27日、岸本名護市長は受け入れを表明。 ・同月28日、移設に関する政府方針について閣議決定。
北部訓練場	昨年4月、ヘリコプター着陸帯7か所を移設などの後、返還することで日米合同委員会合意。
安波訓練場	平成10年12月22日、全部返還済み。
ギンバル訓練場	引き続き調整中。
楚辺通信所	昨年4月、アンテナ施設などのキャンプ・ハンセンへの移設後、返還することで日米合同委員会合意。
読谷補助飛行場	昨年10月、パラシュート降下訓練の移転について日米合同委員会合意。
キャンプ桑江	引き続き調整中。
瀬名波通信施設	引き続き調整中。
牧港補給地区	国道58号線拡幅について、関係機関と引き続き調整中。
那覇港湾施設	・稲嶺知事は、浦添地先への移設を検討する意向。 ・沖縄県は、昨年3月、「普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策室」を発足し、検討中。 ・沖縄県は、同年4月、「那覇港開発促進室」を発足。
住宅統合	・昨年4月、第一段階（ゴルフレンジ地区における住宅などの整備）の措置について日米合同委員会合意。一部の地方公共団体と引き続き調整中。

② 騒音軽減措置の実施

事項	進捗状況など
嘉手納飛行場の海軍駐機場の移転	普天間飛行場の返還に必要な追加的施設の整備スケジュールを踏まえて、調整する予定。
嘉手納飛行場の遮音壁の設置	昨年12月27日完成。
KC-130航空機の岩国飛行場への移駐	平成9年2月、山口県岩国市及び由宇町は移駐受け入れ容認。

③ 訓練及び運用の方法の調整

事項	進捗状況など
県道104号線越え実弾射撃訓練	平成9年度に本土の5演習場に移転済み。
パラシュート降下訓練	昨年3月、移転先地方公共団体が移転受け入れを表明し、同年10月、訓練移転について日米合同委員会合意。

第４節　新しい時代に向けた管理施策

１ 職場の一層の活性化を目指して

防衛庁では、新しい時代に向けて、種々の新たな人事施策を行っている。また、昨今の不祥事に対しては、庁内に不祥事防止会議を設け、次官を長とする「不祥事防止特別行動チーム」を全国各地に派遣するなど、再発防止に努力している。

官民人事交流制度の導入

政府は、1997（平成９）年３月の人事院の意見の申し出を受け、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律案」を国会に提出し、同法は昨年12月に成立し、本年３月から施行された。この法律は、公務の能率的な運営に役立てることを目的として、次の措置を行うとしている。

⑴　職員に民間企業の実務を経験させ、行政の課題に柔軟かつ的確に対応するのに必要な知識と能力を有する人材を育成する。

⑵　民間企業の人材を採用して行政運営を活性化する。

本法律では、特別職たる防衛庁の職員についても、一般職の国家公務員とおおむね同様の官民人事交流が実施できることとされた。

新たな再任用制度の導入

我が国で高齢化が進んでいる中、高齢者の労働力を活用するため、一般職国家公務員について定年後の再任用制度が導入された。防衛庁でも、同じように高齢者の労働力を活用するための取組は必要である。また、将来募集対象人口が減ると予測されることなどを考えると、自衛隊で長年かけて育成した者を貴重な人的資源として活用するのは適切な方向である。さらに、雇用と年金の連携を可能な限り保つとともに、若年で定年退職を余儀なくされる自衛官の定年後における人生設計の選択肢をより広めることができることなどからも、本制度の導入は意義あることである。以上のような考えに基づいて、定年で退職した者などのうち、退職後も自衛隊員として働く意欲と能力のある者を選考により改めて任用できるよう、昨年８月に自衛隊法などの一部改正を行った。本制度の導入によって65歳まで自衛隊員として勤務することが可能となった。現在、来年４月からの施行に向けて諸準備を進めている。

新たな再任用制度の導入

区　分	事務官など	自衛官
基本的考え方	現行の定年年齢を維持した上で、60歳代前半に公務内で働く意欲と能力ある職員を再任用。	現行若年退職年齢を維持した上で、退職後も自衛官として働く意欲と能力のある者を、長官が定める業務を行うポストに引き続き再任用。
任用形態	・フルタイム勤務 ・短時間勤務	フルタイム勤務に限定。
任　期	1年以内、更新可能。	・1年以内更新可能。 ・出動などの際は、一定の期間（1年～6か月）延長可能。
任用上限年齢	65歳（平成13年度から15年度においては61歳、以後、3年ごとに1年づつ段階的に引き上げ。）	

自衛隊員倫理法の施行

昨年８月、国家公務員倫理法とともに、自衛隊員倫理法が成立し、本年４月から施行された。その目的は、自衛隊員の職務における倫理を保つために必要な措置を採り、職務が公正に行われているとの国民の信頼を得ることである。

この法律では、自衛隊員の職務に関する倫理原則[i)]を定めている。この原則に基づいて政令で自衛隊員倫理規程を設けることのほか、「贈与等」や「株取引等」についての報告義務、自衛隊員倫理審査会や倫理監督官を設置すること、などが規定されている。この法律の成立を受け、事務次官及び防衛施設庁長官を倫理監督官としたほか、所要の措置を講じている。

i）①国民に対し不当な差別的取り扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
②職務や地位を私的利益のために用いてはならない。
③国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

2 調達改革の現況

調達改革の具体的措置とその実施状況

防衛庁は、調達実施本部（「調本」）をめぐる背任事件[ii)]により防衛調達に対する国民の信頼が著しく損なわれたことを踏まえ、21世紀に向け透明で公正な調達制度・体制の構築を図るべく、部外有識者からなる「防衛調達制度調査検討会」を1998(平成10)年９月から開催するとともに、調本解体をも視野に入れた徹底的な検討を行うため、同年10月、防衛庁長官を本部長とする「防衛調達改革本部」を設置した。

防衛調達改革本部は、「防衛調達制度調査検討会」の議論や検討成果などを踏まえ、背任事件の背景となった問題点として、①随意契約における透明性が十分ではなかったこと、②調本内及び内部部局によるチェック機能が十分に働かなかったこと、③契約企業に対する審査能力・体制が十分整備されていなかったことなどの点を指摘した上で、防衛調達を抜本的に改革するための基本的方向をまとめた「防衛調達改革の基本的方向について」を取りまとめた。

ii）調本元幹部らが、防衛庁から多額の過払いを受けていた東洋通信機㈱、ニコー電子㈱の２社からの返還処理に当たり、企業関係者と共謀の上、1994(平成６)年から95(同７)年にかけて、会計法令などに違反して返還額を不正に減額し、国に損害を与えたとして逮捕・起訴されたもの。昨年10月、元調本長ほか12名に対し判決が言い渡され、有罪が確定している。一方、元調本副本部長については、引き続き公判が係属している。

契約方式の概要

方　式	内　容	調達例
一般競争契約	一定の資格のある者を入札に参加させ、国に最も有利な条件を提示した者と契約する方式	医療機器、フォークリフト、電源装置、ベッドなど
指名競争契約	一定の資格のある者の中から、条件などに合致する者を選定し、その中から競争入札により相手方を決定して契約する方式	潜水艦ソーナー、航空用タービン燃料、鉄帽など
随意契約	競争に適さない契約の場合、緊急の必要により競争契約できない場合、その他法令に定める場合に、一定の条件の下で特定した者と契約する方式	90式戦車、89式小銃、F–2など

さらに、この基本的方向を踏まえ、昨年４月２日、調達制度改革、調達機構改革及び自衛隊員の再就職の在り方の見直しに関する具体的方策として、「調達改革の具体的措置」（資料48参照）を取りまとめた。

「調達改革の具体的措置」の概要

調達制度改革	・供給ソースの多様化の追求等競争原理の強化 ・原価計算方式等の妥当性の検討 ・企業側提出資料の信頼性確保のための施策 ・工数をマクロ的にチェックするための体制の整備 ・監査担当官の巡回・派遣制度 ・過払事案処理に関する統一的かつ明確な基準の策定 ・企業側のコスト低減に向けたインセンティブ向上のための施策等 ・具体的措置の実効性確保
調達機構等改革	・新しい中央調達機関の在り方 ・第三者による監視体制の確立 ・防衛調達業務に係る教育研修の充実
自衛隊員の再就職の在り方の見直し	・再就職手続の見直し ・再就職支援及び人材の公務内での活用 ・退職後の生活を支えるための施策等

関係訓令の改正などを行い、現在、各種の改革施策などの徹底と実施状況のフォローアップに努めており、本年４月に「調達改革の具体的措置の実施状況について」を公表した。その概要は以下のとおりである。

1998（平成10）年度契約方式別の調達実績

（1）調達制度改革

① 具体的施策の実施状況

・　供給ソースの多様化の追求等競争原理の強化

仕様書の見直しにより民生品・部品を活用するとともに、機能性能仕様書への移行、銘柄指定の見直しを実施している。また、規格・仕様書の見直しを促進するため、汎用技術・製品に関する情報などを収集することとしており、そのための経費を平成12年度予算に計上した。

随意契約においても、実質的に競争契約と同様の手続を採ることを徹底するため、昨年７月以降、新規に随意契約により調達する装備品等又は役務について、複数の企業から見積・提案を徴取し、かかる手続について指名随意契約審査会において審議することとした。また、契約に先立ち調達の相手方を選定していた「長官の指示」を昨年７月に見直した。

昨年２月からインターネットによる規格・仕様書の概要の公開[i]を推進しているほか、一般的に市販されているものなどについて指名競争契約・随意契約から一般競争契約（制限付を含む。）への移行を推進するとともに、昨年４月以降、随意契約の理由などについて公表している。

i）URL
http://jda.go.jp/j/info/nds/

予定価格算定について、経費率の算定に係る標準的な数値、調整規定の適用基準及び調整基準の概要を昨年９月から公表している。

予定価格の算定方式

市場価格方式	市場価格を基準として計算する方式
原価計算方式	生産費用を構成要素ごとに積み上げた製造原価に適正利益などを付加して計算する方式（一般市場において購入できないものに適用）

・ 原価計算方式等の妥当性の検討

原価計算研究会（大学教授及び公認会計士による。）の提言を受けて、昨年７月、訓令を改正し、計算方式を改善した。また、同研究会における更なる検討の結果、本年３月に支払利子率及び利益率の計算方式に係る改善などについて提言されたことを踏まえ、訓令改正を予定している。

・ 企業側提出資料の信頼性確保のための施策

制度調査[ii]の受入義務及び虚偽資料提出の禁止について、昨年６月に「入札及び契約心得」を改正してその旨規定するとともに、契約完了年度の翌年度末までの資料保存義務について、昨年６月から特約条項として規定している。また、不適切な資料提出を行った企業に対する違約金の支払い義務についても、同年６月以降、特約条項として規定している。

ii）契約相手方の原価計算システムの適正性を確認するための調査。

・ 工数をマクロ的にチェックするための体制の整備

各事業所の工数を集計し、防衛庁として工数の適正さの評価能力を高めるため、昨年度分のオフライン集計を本年７月をめどに実施する予定である。また、今後、CALS（Continuous Acquisition and Life-Cycle Support）ネットワークを活用したオンライン集計を推進していく。

・ 監査担当官の巡回・派遣制度の整備

原価計算能力及び原価監査能力の向上のため、見積資料審査への原価監査官の参加、原価監査官の巡回、監督・検査官と原価監査官の連携強化を推進するとともに、ISO9000シリーズの導入に伴う監督・検査方式の合理化・効率化を推進している。

・ 過払事案処理に関する統一的かつ明確な基準の策定

過払事案の統一的かつ明確な処理を行うことを目的とする過払事案処理要領

を昨年9月に制定した。

・　企業側のコスト削減に向けたインセンティブ向上のための施策等

「減価提案制度」を同年7月に定め、原則として中央調達分につき調本で試行することとした。

・　具体的施策の実効性確保

制度調査、特別調査に際し監査法人、公認会計士などから助力を得ている。このほか、調達改革・取得改革を側面から支援するため、新法人である(財)防衛調達基盤整備協会[i]を本年4月に発足させた。

i)(財)防衛装備協会と(財)防衛生産管理協会を統合。

②　改革の深化のための施策

・　適正な競争契約の実施及び調達業務の処理

防衛調達適正化会議における指摘、会計検査院による平成10年度決算検査報告、総務庁による本年1月の行政監察の指摘及び防衛庁長官の指示により行われた本年3月の入札契約の監査報告などを踏まえ、以下のような改善策の実施を図る。

a　契約方式の適正な選択

前例にとらわれず改めて契約の前提条件を十分吟味した上、最も適切な契約方式の選定を徹底するなど。

b　入札契約における競争性の強化

適正に選択された契約方式の下においても競争原理の強化を図る。

c　透明性に留意した随意契約の選択

随意契約の適用要件に該当すると判断される場合には、透明性に留意しつつ随意契約を選択するなど。

d　予定価格の適正な算定

安易に企業見積りや前例価格などによることなく、様々な工夫により予定価格の適正化に努めるなど。

e　政府調達手続の適正な実施

f　関係機関相互の連携・調整の緊密化

原価計算部及び契約本部が地方調達におけるアドバイザー的な役割を果たせるよう態勢整備を図るなど。

・　監査体制の充実

内部監査体制の充実を図るため、以下のような措置を講ずるよう検討する。

a　調達業務に係る課題についての認識の統一と内部部局による直接監査

b　各機関における監査の充実

c　防衛調達適正化会議(防衛調達審議会)への報告

d　内部部局における政策評価・監査機能の集約・整理

⑵ 調達機構等の改革

① 新しい中央調達機関の在り方（3章3節1参照）

以下のとおり、中央省庁等改革に合わせて組織改編を行うとともに、業務体制を強化するため所要の増員を実施する。

- ・ 調本を廃止し、原価計算部門を内局に吸収するとともに、契約部門については、特別の機関として契約本部を設置する。
- ・ 経理局と装備局の機能を統合して管理局を新設し、同局に原価計算部を置く。

② 第三者による監視体制の確立

防衛調達適正化会議は、防衛調達の透明性・公正性を向上させるため、第三者による監視体制の当面の措置として発足したものである。同会議は、調達などに関する専門知識を有する大学教授、公認会計士、弁護士などの部外有識者による防衛庁長官の懇談会として、昨年4月から現在（6月21日）までに、合計14回開催されている。

本会議では、これまでに新初等練習機の調達への入札手続の導入、過払事案処理要領及び「調達改革の具体的措置」の実施状況などについて討議しているほか、昨年度分の契約についてもサンプリング調査[i)]を行っている。サンプリング調査では、これまでに、仕様や入札参加条件などを見直して競争性の拡大を図ること、同種民生品との比較などを通じて予定価格の適正性を更に追求すること、防衛装備品の特殊性を踏まえた調達の検討が必要であることなどが指摘された。

また、本会議は、平成12年度予算において、来年1月の中央省庁などの改革に合わせ発展的に解消し、新たに「防衛調達審議会」[ii)]が設置されることになった。

③ 防衛調達業務に係る教育・研修の充実

調本、各幕僚監部（ばくりょうかんぶ）などにおいて、研修、課程教育の新設、拡充などを実施するとともに、更なる見直しについても実施中である。また、倫理教育についても、各研修において実施し、調達業務に従事する各人の意識改革を徹底していく。

⑶ 自衛隊員の再就職の在り方の見直し

① 再就職手続

昨年8月に成立した自衛隊法の改正（本年7月1日施行）により、長官の承認を要する再就職の範囲を拡大[iii)]するとともに、長官による再就職の承認状況の国会への報告義務を定めた。

また、自衛隊離職者就職審査会の意見も踏まえ、具体的な承認基準などを定めるとともに、審査のための所要の要員も増員した。

自衛隊離職者就職審査会についても、昨年11月に関係政令を改正（同月施行）し、委員をすべて部外有識者[iv)]とした。

i）幾つかの標本を抜き取って調査し、全体を評価する方法（抜き取り検査）。

ii）国家行政組織法第8条に基づく審議会。

iii）任期制自衛官などは適用除外。

iv）従来は、5人のうち3人は防衛庁、人事院、総務庁の職員を任命。

人事をめぐる新たな施策を反映した審議会・審査会

旧

- 公正審査会（委員11名）
  任務：隊員の不服申し立てに関する調査
  - 第一部会　陸上自衛官等の審査
  - 第二部会　海上自衛官等の審査
  - 第三部会　航空自衛官等の審査
  - 第四部会　施設庁職員等の審査
  - 第五部会　内局職員等の審査
- 自衛隊離職者就職審査会（委員5名）
  任務：隊員の再就職に関する審査

新

- 防衛人事審議会（委員16名）
  - 公正審査分科会（委員5名）
    任務：隊員の不服申し立てに関する審査
  - 離職者就職審査分科会（委員5名）
    任務：隊員の再就職及び官民交流の実施計画に関する審査など
  - 職員処遇問題部会（予定）（委員6名）
    任務：給与法に定める一定事項の政令案などへの意見及び職員の処遇の基準などに関する調査審議など
- 自衛隊員倫理審査会（委員5名）
  任務：隊員の職務に関する倫理の保持に関する長官の事務の補佐

②　再就職支援など

・　退職自衛官の公的部門における採用などを推進する。

・　就職援護策を推進（雇用情報のネットワーク化、職業訓練などの見直し）する。

過払事案への対応

防衛庁は、背任事件に至った東洋通信機とニコー電子事案に対し、損害賠償額を東洋通信機㈱については約62億円、ニコー電子㈱については約31億円と確定し、昨年２月、返還請求を行った。これに対し、ニコー電子㈱は、同年３月、防衛庁の請求額どおり国に一括返納した。一方、東洋通信機㈱は、防衛庁の請求額の全額（約62億円）を支払う意思がなく、同年２月、債務不存在確認の訴えを東京地方裁判所に提起し、約22億円を供託[i]した。防衛庁は、法務大臣に対して訴訟提起依頼を行い、同年３月、国（代表は法務大臣）から同社に対して、供託金額を差し引いた約40億円の損害賠償及び遅延損害金の支払を求める反訴を東京地方裁判所に提起し、両訴訟は、現在も係属中である。

i）民法第494条

また、日本航空電子工業㈱、日本電気㈱、㈱富士通ゼネラル及び日本電気電波機器エンジニアリング㈱に対する過払いについても、損害賠償額をそれぞれ約77億円、約318億円、約１億6,000万円、約44億円と確定し、昨年から本年３月までに返還請求を行い、全額が国に返還された。

また、制度調査により過払いがあることが判明している㈱トキメック及び東急車輛製造㈱については、現在、過払い額算定のための調査を進めているところである。

防衛庁としては、過払いが判明している企業については、徹底的な調査を行い、できる限り速やかに、過払事案処理要領に従い過払い額を算定し、返還請求を行うこととしている。また、他の企業において過払いが生じていないか確認するため、監査法人を活用するなどして企業の会計システムの適正性などの調査に取り組んでいる。

入札に関する諸問題への対応

過払事案への取組の中、昨年秋、石油製品入札談合問題や自衛艦の修理契約問題などが生起したことを防衛庁として深刻に受け止め、それぞれの問題について改善措置を講じるとともに、昨年11月から防衛庁自ら入札契約の競争性の確保などに取り組んでいる。

⑴ 石油製品入札談合問題に対する防衛庁の取組

公正取引委員会は、昨年10月、調本発注石油製品の入札に関して独占禁止法[i]に違反する犯罪があったとして、コスモ石油㈱のほか10社を検事総長に告発[ii]するとともに、昨年11月には、石油製品販売会社11社に対し、排除勧告[iii]を行い、調本に対しても入札における公正かつ自由な競争を確保し、入札制度の適切な運用を行うための改善措置を講ずることなどを要請した。

また、東京高等検察庁は、昨年11月、11社と関係会社の従業員9名を独占禁止法違反の罪により、東京高等裁判所に起訴した。

防衛庁では、98(同10)年11月に、会計検査院により、航空タービン燃料(JP－4)の調達に関し、競争入札が十分に行われていないなどと指摘されたことを受け、次のような措置を講じ、調達事務の適正化を図った。

① 燃料の市況を考慮するとともに、見積資料を徴収するなどして予定価格の算定方法を見直し、その算定事務の適正化を図る。

② 指名の範囲をJP－4が供給可能なすべての会社に拡大するとともに、再予定価格を容易に推定されることのないよう、予定価格の取扱いに十分配意し、契約事務の適正化を図る。

また、その他の石油製品についても、JP－4と同様の措置を講じており、これらの入札事務については、改善が図られている。さらに、防衛庁は、公正取引委員会の要請も踏まえ、複数の担当者による入札事務の実施や管理者の立会などの監督体制の見直し、研修などによる入札に係る情報の管理の徹底などの措置を講じ、再発防止に万全を期している。

また、コスモ石油㈱ほか6社については昨年10月から、扶桑石油㈱ほか3社については同年11月から、それぞれ9か月間の取引停止措置を行った。取引停止期間中においては、取引停止会社以外から最大限調達するとの方針の下、取引停止措置を受けていないエッソ石油㈱[iv]又はモービル石油㈱[v]などからできる限り調達し、その上で取引停止会社の子会社や関連会社を除いた独立系店から調達を行ったところであるが、それでも必要量を確保できなかった場合には、我が国防衛上支障を生じさせないよう必要量を確保する観点から取引停止会社からの調達を行った。

⑵ 自衛艦の修理契約問題

自衛艦[vi]の修理契約については、原則として指名競争入札を行うため複数の造船所を指名することとしていたが、指名通知の後、入札前までに1社を除きすべての造船所が辞退し、残りの1社と随意契約を行っている状況となっていた。本件については、昨年11月、会計検査院から改善措置を求める内容の指摘があり、防衛庁では、この指摘の趣旨を踏まえ、自衛艦修理の契約事務について調査・分析を行った。この調査・分析をもとに、自衛艦修理は母港近傍の造船所において実施することが最も適切であるという、従来の自衛艦修理の基本的な考え方の趣旨も踏まえて検討した結果、次のような改善措置を講ずることとした。

i)「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年)

ii)公正取引委員会は、石油製品販売会社が共同して、調本発注の各石油製品の受注に係る事業活動を相互に拘束し遂行することにより、公共の利益に反して、当該取引分野における競争を実質的に制限したことが、独占禁止法により禁止されている不当な取引制限に当たるとして、検事総長に告発した。

iii)独占禁止法第48条

iv)現エッソ石油㈲

v)現モービル石油㈲

vi)海上自衛隊の艦船には自衛艦と支援船がある。自衛艦には、護衛艦、潜水艦、輸送艦、掃海艇などがある。

ドックでの自衛艦修理

① **指名競争入札制度を機能発揮させるための措置**

技術的調査により造船所の能力評価を行い、これに基づき「標準指名基準」を策定する。修理時期の概要の事前通知やドック繰り調査により、指名競争入札に参加しやすい環境を整備する。指名競争を行うことの趣旨を徹底し、入札まで行うことを勧奨するとともに、辞退する場合は辞退理由を聴取する。また、再度の指名競争の実施を可能とする契約スケジュールの見直しを行う。

② **当初から随意契約を行う場合の明確化**

警備区内の造船所で修理を行うという基本的な考え方を明確化することとし、大湊（おおみなと）や舞鶴（まいづる）地方総監部在籍の自衛艦などは、警備区内に造船所が１か所しかない現状においては、当初から随意契約を行う。また、技術的専門性が高い潜水艦は、当該艦を建造した造船所と当初から随意契約を行うことを基本とする。

③　**予定価格の算定方法の明確化など**

自衛艦修理の指名競争入札のための予定価格算定に当たって適用する経費率は、従来の海上幕僚監部が定める予定価格算定要領では明確にされていなかったことから、海上自衛隊で統一的な適用方法を明確にするなど、同要領の見直しを行う。また、当初から随意契約を行うものなどについて、予定価格算定事務の充実、原価監査付契約の件数拡充など、予定価格の十分なチェック体制を整備する。

(3) 入札契約の監査

①　**監査の経緯及び方法**

入札契約に関し、上記のような問題が起こったことを重く受け止め、防衛調達の更なる透明性・公正性を確保するため、昨年10月、調達改革本部において、瓦（かわら）防衛庁長官（当時）は「調達改革の具体的措置」の推進とその趣旨の全隊員への徹底、さらには入札契約の問題点を検証できる電子システムの構築などを指示した。しかし、システムの構築には時間がかかるため、同年11月、防衛庁長官は入札契約に関し、その手続や落札状況の監査を可能なものから実施し、改革の継続性を図るため、緊急の内部監査を指示した。

監査の方法としては、平成10年度の競争契約から無作為抽出して会計法令等に照らした入札手続の適正性をチェックするとともに、平成８年度から同10年度の

競争契約について落札シェアの推移等、落札状況をチェックした。

入札契約の監査を指示する瓦（かわら）防衛庁長官（当時）

② 監査結果と改善措置

監査の結果、一般競争入札における公告期間が十分でなかったもの、適正な政府調達手続が行われていなかったもの、指名競争入札における適切かつ十分な数の業者の指名が行われていなかったもの、予定価格が業者に類推されていた可能性があるもの、一定期間の落札シェアが固定的又は規則的であり競争性が不十分と考えられるものなどが明らかになった。

これらについては、以下のような改善措置を講じていくこととしている。

・ 一般競争入札が原則であることを改めて認識するとともに、指名競争入札を行う場合には、契約を履行する能力のある業者をできるだけ多く指名することにより、十分な競争性を確保する。

・ 中央調達及び地方調達の双方の分野で各々連絡会議を設置するなどの方法で、調達要求部署、調達実施部署、予算部署、監査・監察部署との緊密な連携を確保する。

・ 部隊などの掲示板での公告に加え、調達に関するホームページ[i)]を設立しての公告などにより、できるだけ幅広く公告し、競争性、公正性を確保する。

・ 政府調達を適正に実施するため、研修などを通じて教育の徹底を図るとともに、計画的な実施により確実に官報公告し、参入のための十分な機会を内外無差別で確保する。

・ 予定価格の算定に当たっては、安易な前例価格の採用を避け、なるべく多くの業者から見積りを徴し、関連の物価指標などにも留意しつつ、できる限り様々

i ）URL
http://www.jda-cpo.go.jp/

に工夫する。

・　落札状況の点検やフォローアップを実施する。

・　会計法令、規則、マニュアルなどの遵守を徹底する。

防衛庁としては、このような取組を継続することにより、入札契約を含め防衛調達の更なる透明性・公正性の確保に努めていくこととしている。

資　　料

目　次

第１章　国際軍事情勢

第２章　日本の防衛政策

第３章　我が国の防衛と日米安全保障体制に関連する諸施策

第4章　多様化する防衛庁・自衛隊の施策と活動

第5章　身近な自衛隊と諸問題への取組

その他

資料１　第二次世界大戦後の武力紛争

地域	紛争名	期間	当事者	摘要
アジア	国共内戦	1945～49	中国国民党↔中国共産党	中国国民党と中国共産党の直接対立化を契機として中国共産党による中国の統一
	インドネシア独立戦争	1945～49	オランダ↔インドネシア	オランダからの独立をめぐる紛争
	インドシナ戦争	1946～54	フランス↔ヴィエトナム民主共和国（北ヴィエトナム）	フランスからの独立をめぐる紛争
	第１次印パ紛争	1947～49	インド↔パキスタン	独立直後のカシミールの帰属をめぐる紛争
	マラヤの反乱	1948～57	英国↔共産ゲリラ	英領マレー各州の支配権を握ろうとする共産ゲリラの試み
	マラヤの反乱	1957～60	マラヤ連邦↔共産ゲリラ	マラヤ連邦各州の支配権を握ろうとする共産ゲリラの試み
	朝鮮戦争	1950～53	韓国、米国など（国連）↔北朝鮮、中国	北朝鮮の武力による朝鮮半島の統一の試み
	金門・馬祖砲撃	1954～78	台湾↔中国	金門・馬祖両島をめぐる砲撃、宣伝戦
	ラオス内戦	1959～75	ラオス政府（右派、中立派）↔パテト・ラオ（左派）、北ヴィエトナム	ラオス政府と北ヴィエトナムの支援を受けたパテト・ラオ軍との間の紛争
	チベット反乱	1959	ダライ・ラマ派↔中国政府	チベット問題をめぐるダライ・ラマ派の反乱
	中印国境紛争	1959～62	インド↔中国	国境線をめぐる紛争
	ヴィエトナム戦争	1960～75	南ヴィエトナム、米国など↔南ヴィエトナム民族解放戦線、北ヴィエトナム	米国の支援を受けた南ヴィエトナム政府と北ヴィエトナム及び南ヴィエトナム民族解放戦線との間の紛争
	ゴア紛争	1961	インド↔ポルトガル	インドによるポルトガル領ゴアなどの植民地の併合
	西イリアン紛争	1961～62	インドネシア↔オランダ	西ニューギニアの領有をめぐる紛争
	マレイシア紛争	1963～66	英国、マレイシア↔フィリピン	北ボルネオの領有をめぐる紛争
	マレイシア紛争	1963～66	英国、マレイシア↔インドネシア	マレイシア結成に反対したインドネシアの対決政策
	第２次印パ紛争	1965～66	インド↔パキスタン	カシミールの帰属をめぐる紛争
	中ソ国境紛争	1969	中国↔ソ連	国境をめぐって珍宝島（ダマンスキー島）、新疆裕民地区などで衝突が発生
	カンボディア内戦	1970～75	カンボディア政府↔カンプチア民族統一戦線	政府（ロンノル派）と民族統一戦線（シハヌーク派・カンボディア共産党）との内戦
	第３次印パ紛争	1971	インド、バングラデシュ↔パキスタン	バングラデシュ（東パキスタン）の独立を契機とした紛争
	西沙群島紛争	1974	南ヴィエトナム↔中国	西沙群島の領有をめぐる紛争
	チモール内戦	1975～78	親インドネシア派・インドネシア（義勇兵）↔即時独立派（左派）	ポルトガルの非植民地化政策に伴う内戦
	ヴィエトナム・カンボディア紛争	1977～91	ヴィエトナム↔カンボディア	ヴィエトナムとカンボディアとの国境紛争とヴィエトナムのカンボディアへの軍事介入
	中越紛争	1979	中国↔ヴィエトナム	ヴィエトナムのカンボディアへの軍事介入に反対する中国とヴィエトナムとの紛争
	タジク紛争	1992～97	タジキスタン政府↔反政府イスラム武装勢力	1992年の内戦後、アフガン領内に流出したイスラム系武装勢力とタジク政府との間のタジク・アフガン国境地域での紛争 1997.6　和平協定成立
	カンボディア武力衝突	1997～98	ラナリット第１首相（当時）派部隊↔フン・セン第２首相派部隊	政府の主導権を握るラナリット第１首相（当時）派部隊とフン・セン第２首相派部隊との武力衝突
	ジャンムー・カシミール地方における戦闘	1999	インド↔イスラム武装勢力	ジャンムー・カシミール地方における、パキスタンから侵入した武装勢力とインド軍との戦闘
	黄海における銃撃戦	1999	韓国↔北朝鮮	「北方限界線」を越境した北朝鮮警備艇などと韓国警備艇の間の銃撃戦
中東・北アフリカ	第１次中東戦争	1948～49	イスラエル↔エジプト、シリア、ジョルダン、レバノン、イラク	イスラエル国家の独立を否定するアラブの試み
	アルジェリア戦争	1954～62	フランス政府↔FLN（アルジェリア民族解放戦線）	フランスからの独立をめぐる紛争
	サイプラス紛争	1955～59	英国政府↔EOKA（サイプラス戦士全国組織）	英国の支配を排除してサイプラスをギリシアと併合させようとしたギリシア系住民の試み
	第２次中東戦争	1956	英国、フランス、イスラエル↔エジプト	スエズ運河をめぐるエジプトと英仏間の紛争、イスラエルは英仏側で参戦
	レバノン出兵	1958	レバノン政府、米国↔レバノン反乱派	キリスト教徒大統領シャムーンが再度就任しようとしたため、反乱が発生。米国はレバノン政府の要請で派兵
	クウェイト出兵	1961	クウェイト、英国↔イラク	イラクがクウェイト併合を図ったため、英国が派兵
	イエメン内戦	1962～69	イエメン政府、エジプト↔イエメン王党派	共和政府に対する王党派の闘争
	サイプラス内戦	1963～64	サイプラス政府、ギリシア↔トルコ系サイプラス人、トルコ	ギリシア系サイプラス人の権力強化に反対するトルコ系サイプラス人の反発
	アルジェリア・モロッコ国境紛争	1963～88	アルジェリア↔モロッコ	国境地区の領有をめぐる紛争

地域	紛争名	期間	当事者	摘要
中東・北アフリカ	第３次中東戦争	1967	イスラエル↔エジプト、シリア、ジョルダン	イスラエルの独立保持をめぐる紛争
	第４次中東戦争	1973	イスラエル↔エジプト、シリア	アラブが第３次中東戦争によってイスラエルに占領された失地の回復を企図した紛争
	西サハラ紛争	1973～	モロッコ政府、モーリタニア政府(78年、モーリタニアはポリサリオ解放戦線と平和協定を締結)↔ポリサリオ解放戦線(アルジェリアが支援)	スペイン領サハラ(西サハラ)からスペイン撤退後の主権を巡る紛争 1988.8　モロッコとポリサリオ解放戦線は帰属を住民投票で決定することで合意(その後住民投票は実施されず) 97.9　モロッコとポリサリオ解放戦線は、88年の合意の実施を妨げていた諸問題につき原則合意
	サイプラス紛争	1974～	サイプラス↔トルコ	中立派大統領(マカリオス)の追放によるサイプラスのギリシアへの併合阻止及びトルコ系住民の保護のためトルコが軍事介入
	レバノン内戦	1975～76	キリスト教徒右派↔イスラム教徒左派	各宗各派間の政治的、経済的利益をめぐる紛争 1976.10 アラブ首脳会議で停戦及びアラブ平和維持軍派遣を決定
	南北イエメン紛争	1978～79	北イエメン↔南イエメン、反北イエメン政府グループ	政府軍と北イエメン民族解放戦線などの反政府グループ、南イエメン軍による国境付近における紛争
	アフガニスタン紛争	1979～89	カルマル政権、ソ連↔反カルマル・反ソ勢力 1986.5以降、ナジブラ政権、ソ連↔反ナジブラ・反ソ勢力	タラキ・アミン政権の土地改革などに対する反抗が国内で続いていたが、ソ連がこれに軍事介入 1989.2　ソ連軍撤退完了
	アフガニスタン内戦	1989～	1989.2以降、ナジブラ政権↔反ナジブラ政府勢力 1992.6以降、ラバニ政権↔反ラバニ政府勢力 1996.9以降、タリバーン政権↔反タリバーン政府勢力	ソ連軍撤退後も内戦が継続
	イラン・イラク紛争	1980～90	イラン↔イラク	国境河川の領有権などをめぐる紛争 1990.9　和平合意
	レバノン紛争	1980～	キリスト教徒右派(イスラエル、イラク支援)↔アラブ平和維持軍(シリア軍)・イスラム教徒左派	キリスト教徒右派とイスラム教徒左派との抗争にシリアが介入 1990.11 政府軍首都ベイルートを掌握 1991.5　レバノン・シリア協力条約 その後も内戦は継続
	レバノン侵攻	1982	イスラエル↔PLO、シリア	PLO制圧のため、イスラエル軍レバノンに侵攻(1985、撤退完了)
	スーダン南部内戦	1983～	スーダン中央政府↔南部反政府勢力(スーダン人民解放軍など) 細部は武装勢力の分裂により不明	スーダン中央政府による南部３州のアラブ化政策に反発する南部反政府勢力との間の紛争
	トルコ・クルド紛争	1994～	トルコ政府↔PKK(クルド労働者党)	「クルディスタンの分離・独立と統一」を志向するPKKの反政府武装ゲリラ闘争 1999.2　オジャランPKK党首逮捕
	湾岸危機	1990～91	イラク↔クウェイト、米国、英国、サウディ・アラビア、エジプトなど	イラクがクウェイトに侵攻、米国、英国等28か国が国連決議を受けて派兵 1991.4　正式停戦
	イエメン内戦	1994	サーレハ大統領(北)とベイド副大統領(南)を中心とする旧南北政治指導者	統一後の政治運営をめぐり旧南北指導者層間での対立が激化、旧南北両軍の衝突で内戦に突入 北軍のアデン制圧で内戦終結
中部・南部アフリカ	コンゴー動乱	1960～63	コンゴー政府↔分離派、ベルギー	コンゴーの統一保持に対する分離独立派の反乱、国連による調停で国家統一保持
	南ローデシア紛争	1965～79	南ローデシア政府↔ZANU(ジンバブエ・アフリカ民族同盟)、ZAPU(ジンバブエ・アフリカ人民同盟)	スミス白人政権と黒人ゲリラ組織との紛争
	ナイジェリア内戦	1967～70	ナイジェリア政府↔ビアフラ州	ナイジェリアの統一保持に対する分離独立派による紛争
	ルワンダ内戦	1990～94	ルワンダ政府↔RPF(ルワンダ愛国戦線)	フツ族による政権とツチ族主導のRPFとの間の紛争
	ナミビア独立紛争	1975～90	南アフリカ政府↔SWAPO(南西アフリカ人民機構)	ナミビアの独立を求めるSWAPOと南アフリカ政府との対立
	アンゴラ内戦	1975～91	MPLA(アンゴラ解放人民運動)↔FNLA(アンゴラ民族解放戦線)、UNITA(アンゴラ全面独立民族同盟)FNLAはアンゴラ独立後弱体化	ポルトガルからの独立(1975.11)に伴った解放グループ間の対立抗争
	モザンビーク内戦	1975～91	モザンビーク解放戦線(FRELIMO)↔反政府組織モザンビーク民族抵抗運動(RENAMO)	1975年のポルトガルからの独立以来続いた社会主義路線を歩む政府勢力FRELIMOと南アフリカ共和国の支援を受けたRENAMOとの紛争
	エティオピア・ソマリア紛争	1977～78	エティオピア↔西ソマリア解放戦線、ソマリア	オガデン地方をめぐる紛争
	エティオピア内戦	1962～93	エティオピア政府↔エリトリア・ティグレ解放勢力	政府とエリトリア州・ティグレ州の分離独立を要求する反政府勢力との紛争 1993.5　エリトリア独立

地域	紛争名	期間	当事者	摘要
中部・南部アフリカ	チャード・リビア紛争	1960～94	チャード↔リビア	政権をめぐる部族間の対立とアオズ地区の領有をめぐるチャード・リビア間の対立 1994.5　リビア軍がアオズ地区から完全撤収
	ソマリア内戦	1988～	バーレ政権↔反政府勢力、その後複数の武装勢力間	北部で激化したバーレ政権と反政府ゲリラとの間の戦闘が、全国に波及し、複数勢力間の内戦に発展
	リベリア内戦	1989～97	ドウ政権↔NPFL(国民愛国戦線)、その後複数の武装勢力間	ドウ政権とNPFLとの間の武力闘争が発展・複雑化した、複数勢力間の内戦 1997.7　大統領選挙等が行われ、NPFLのテーラー議長を大統領に選出
	ザイール内戦	1996～97	モブツ政権↔コンゴ・ザイール解放民主勢力連盟(ADFL)等	ザイール東部地域のツチ族系住民バニャムレンゲが、武装蜂起したことを契機に始まった、モブツ大統領の独裁政権とそれに反対する勢力の武力闘争 1997.5　コンゴー・ザイール解放民主勢力連盟(ADFL)がコンゴー民主共和国への国名変更を宣言
	シエラ・レオーネ紛争	1997～98	AFRC(軍事革命評議会)↔ECOMOG(西アフリカ諸国経済共同体平和維持軍)	下級兵士のクーデター(民選のカバ大統領を追放)により発足したAFRC政権と民政回復を求めたナイジェリア、ECOMOGとの紛争 1998.5　カバ大統領が帰国
	コンゴ共和国内戦	1997	政府軍↔前大統領派(アンゴラが支援)	大統領選挙をめぐってリスバ大統領派(政府軍)とサス・ンゲソ前大統領派の私兵が衝突 1997.10　サス・ンゲソ前大統領が大統領に復帰
	エティオピア・エリトリア紛争	1998～2000	エティオピア↔エリトリア	両国間の未確定の国境線をめぐる紛争 2000.6　両国が休戦合意受け入れ
	ギニア・ビサオ内戦	1998～	政府軍↔元参謀長派	大統領派と元参謀長派との紛争
	コンゴー民主共和国内戦	1998～	カビラ政権(アンゴラ等が支援)↔DRC(コンゴー民主連合)等の反政府勢力(ルワンダ等が支援)	ツチ族とフツ族の対立に起因する、カビラ大統領率いる政府軍と反政府勢力との紛争。周辺諸国を巻き込んで拡大
	アンゴラ内戦	1998～	政府軍↔UNITA(アンゴラ全面独立民族同盟)	政府軍と反政府勢力UNITAとの紛争
	シエラ・レオーネ内戦	1998～	ECOMOG(西アフリカ諸国経済共同体平和維持軍)↔RUF(革命統一戦線)	政府を支援するナイジェリア主導のECOMOGと旧軍事政権の兵士が合流した反政府勢力RUFとの紛争
欧州	ギリシア内戦	1946～49	ギリシア政府↔ELAS(ギリシア人民解放軍)	共産党が反乱軍を指導して山岳を利用したゲリラ戦を展開
	ベルリン封鎖	1948～49	英国、米国、フランス↔ソ連	ソ連による西ベルリンへの交通路しゃ断をめぐる紛争
	ハンガリー動乱	1956	ハンガリー政府、ソ連↔ハンガリー民族主義派	ハンガリー国民の民族革命的運動に対するソ連の介入、これに対する運動
	チェッコ事件	1968	チェッコ・スロヴァキア↔ソ連を含むワルシャワ条約機構加盟5か国	チェッコ・スロヴァキアの自由化を阻止するための武力介入
	北アイルランド紛争	1969～98	カトリック系過激派組織↔プロテスタント系過激派組織	北アイルランドの少数派であるカトリック系住民の地位向上と独立をめぐる紛争 1998年に和平合意
	ナゴルノ・カラバフ紛争	1988～	アゼルバイジャン↔アルメニア武装勢力	アゼルバイジャン、ナゴルノ・カラバフ自治州のアルメニア系住民がアルメニアへの帰属換えを要求し、アゼルバイジャン軍と武力衝突
	ルーマニア政変	1989	チャウシェスク政権(国内軍・秘密警察)↔ルーマニア民主化グループ(ルーマニア人民軍)	独裁、抑圧政策を強行するチャウシェスク政権を民主化運動グループ及び市民側を支持する人民軍が打倒
	アブハジア紛争	1991～	アブハジア↔グルジア	グルジア共和国アブハジア自治共和国が「アブハジア共和国」として独立宣言。グルジア政府と武力紛争
	スロヴェニア内戦	1991	スロヴェニア↔旧ユーゴ連邦軍	旧ユーゴ連邦からの独立を目指すスロヴェニアとそれを阻止すべく介入した連邦軍側との紛争 1991年7月停戦成立
	クロアチア内戦	1991～95	クロアチア↔旧ユーゴ連邦軍、セルビア人武装勢力	旧ユーゴ連邦からの独立を目指すクロアチアとそれを阻止すべく介入した連邦軍側との紛争 旧ユーゴ連邦解体後もセルビア人武装勢力との内戦が継続 1995年11月に和平協定成立
	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内戦	1992～95	ムスリム政府(武装)勢力、クロアチア人武装勢力↔セルビア人武装勢力	ボスニア・ヘルツェゴヴィナの旧ユーゴからの独立問題を契機としたムスリム、セルビア人、クロアチア人3民族間の勢力争い 1995年12月に和平協定成立
	チェチェン紛争	1994～96 1999～	ロシア政府↔チェチェン武装勢力	ロシアからの独立を目指すチェチェン共和国武装勢力とそれを阻止しようとするロシア政府との紛争 1996年に停戦合意。1999年から武力衝突。
	コソヴォ紛争	1998～99	ユーゴ連邦政府、セルビア共和国政府↔アルバニア系武装勢力	ユーゴ連邦からの独立を目指すアルバニア系武装勢力とそれを阻止しようとするユーゴ連邦政府及びセルビア共和国政府との紛争。1999年ユーゴースラヴィア連邦政府、米欧露提示の和平案を受諾。

資料

地域	紛争名	期間	当事者	摘要
米州	グァテマラの反革命	1954	グァテマラ政府↔反革命派	政府の農地改革などに反抗した保守勢力のクーデターで政権が交代
	キューバ革命	1956～59	バチスタ政権↔反政府派	極端な弾圧政策のため国民の支持を失ったバチスタ政権を、反政府派が打倒
	キューバ進攻	1961	キューバ政府↔キューバ亡命者	在米キューバ人がキューバに進攻して敗退
	キューバ危機	1962	米国↔ソ連、キューバ	ソ連の中距離ミサイルがキューバに持込まれたことから起きた危機
	ヴェネズエラの反乱活動	1962～63	ヴェネズエラ政府↔反乱派	社会改革の穏健派の政権に対する共産党、MIRなどの反乱活動
	ドミニカ共和国内乱	1965	ドミニカ政府、米国↔反乱派	若手将校グループが立憲主義復帰を目指して反乱を起こしたことから内戦状態に発展、米軍及び米州機構平和維持軍が介入
	ニカラグァ内戦	1979～90	ニカラグァ政府↔反政府派	サンディニスタ民族解放戦線(FSLN)などによる革命・政権樹立後、同政権の左傾化に反対する勢力(コントラ)がゲリラ戦を展開
	エル・サルヴァドル内戦	1979～92	エル・サルヴァドル政府↔反政府派	ファラブンド・マルチ民族解放戦線(FMLN)が現政府打倒のためゲリラ戦を展開
	フォークランド(マルビーナス)紛争	1982	英国↔アルゼンティン	フォークランド(マルビーナス)諸島の領有権をめぐる軍事衝突
	グレナダ派兵	1983	グレナダ反乱派↔米国、ジャマイカ、バルバドス、東カリブ海諸国	東カリブ海諸国機構設立条約加盟国が同条約に基づく集団措置として、また、米国などが上記措置への支援の要請に応じて、グレナダに派兵
	パナマ派兵	1989	米国↔パナマ	パナマの実権を握るノリエガ国防軍最高司令官と米国との間の対立

資料2　各国の主要な核戦力

		米国	ロシア	英国	フランス	中国
ミサイル	ICBM (大陸間弾道ミサイル)	550基 ミニットマンⅢ型 500 ピースキーパー 50	771基 SS-18型 180 SS-19型 100 SS-24型 46 SS-25型 370 SS-27型 15	—	—	若干基 DF-5(CSS-4)
	IRBM MRBM	—	—	—	—	約70基 DF-3(CSS-2) DF-4(CSS-3) DF-21(CSS-5)
	SLBM (潜水艦発射弾道ミサイル)	432基 トライデントC-4型 192 トライデントD-5型 240 (弾道ミサイル搭載原子力潜水艦18隻)	332基 SS-N-8型 48 SS-N-18型 112 SS-N-20型 60 SS-N-23型 112 (弾道ミサイル搭載原子力潜水艦21隻)	48基 トライデントD-5型 48 (弾道ミサイル搭載原子力潜水艦3隻)	64基 M-4型 64 (弾道ミサイル搭載原子力潜水艦4隻)	12基 CSS-N-3 12 (弾道ミサイル搭載原子力潜水艦1隻)
長距離(戦略)爆撃機		115機 B-2 21 B-52 94	74機 TU-95(ベア) 68 TU-160 6 (ブラックジャック)	—	—	—

(注) 1　資料は、ミリタリー・バランス(1999～2000)などによる。
　　 2　ロシアのTU-160には、ウクライナから移転される8機を含まない。

資料３　主要核ミサイルの性能緒元

区　分	国　別	名　　　称	射程（km）	弾頭（威力）	誘 導 方 式	備　　　考
ICBM	米国	ミニットマンⅢ	13,000	MIRV （335KT×３）	慣　　性	固燃３段
		ピースキーパー	9,600	MIRV （500KT×10）	慣　　性	固燃３段
	ロシア	SS−18	9,250〜 16,000	MIRV（500KT×10 又は 900KT×８） 又は 単弾頭（20〜24MT）	慣　　性	液燃２段
		SS−19	9,000	MIRV（750KT×6）	慣　　性	液燃２段
		SS−24	10,000	MIRV （550KT×10）	慣　　性	固燃３段
		SS−25	10,500	単弾頭（550KT）	慣　　性	固燃３段
		SS−27	10,500	単弾頭（550KT）	慣　　性	固燃３段
	中国	DF−５（CSS−４）	12,000〜 13,000	単弾頭（３〜４MT）	慣　　性	液燃２段
SLBM	米国	トライデントC−４	7,400	MIRV（100KT×８）	慣　性　＋ 天　　　測	固燃３段
		トライデントD−５	12,000	MIRV（100KT×８ 又は475KT×８）	慣　性　＋ 天　　　測	固燃３段
	ロシア	SS−N−８	7,800〜 9,100	単弾頭１MT 又は800KT	慣　性　＋ 天　　　測	液燃２段

区分	国別	名称	射程(km)	弾頭(威力)	誘導方式	備考
SLBM	ロシア	SS−N−18	6,500〜8,000	単弾頭(450KT)又はMIRV(200KT×3又は100KT×7)	慣性＋天測	液燃2段
		SS−N−20	8,300	MIRV(100K×10)	慣性＋天測	固燃3段
		SS−N−23	8,300	MIRV(100KT×4)	慣性＋天測	液燃3段
	英	トライデントD−5	12,000	MIRV(100KT×8又は475KT×8)	慣性＋天測	固燃3段
	仏	M−4	4,000	MRV(150KT×6)	慣性	固燃3段
	中国	JL−1(CSS−N−3)	2,150	単弾頭(250KT)	慣性	固燃2段
IRBM MRBM	中国	DF−3(CSS−2)	2,800	単弾頭(1〜3MT)	慣性	液燃1段
		DF−4(CSS−3)	4,750	単弾頭(2MT)	慣性	液燃2段
		DF−21(CSS−5)	2,150〜2,500	単弾頭(250KT)	慣性	固燃2段
巡航ミサイル(長射程)	米国	トマホーク(TLAM−N)	2,500	単弾頭(200KT)	慣性＋地形照合	海上／海中発射型
		ALCM	2,500	単弾頭(200KT)	慣性＋地形照合	空中発射型
	ロシア	SS−N−21	3,000	単弾頭(200KT)	慣性＋地形照合	海中発射型
		AS−15	3,000	単弾頭(200KT)	慣性＋地形照合	空中発射型

(注) 資料は、「ジェーン戦略兵器システム」などによる。

資料4　国連平和維持活動一覧

1　活動が終了した国連平和維持活動

（2000年3月現在）

P　K　O　活　動	活動期間	活動規模	展　開　地　域
第1次国連緊急隊 (UNEF I)	56.11～ 67.6	6,073	スエズ運河地帯、シナイ半島、ガザ
レバノン国連監視団 (UNOGIL)	58.6～ 58.12	591	レバノン・シリア国境
コンゴー国連軍 (ONUC)	60.7～ 64.6	19,828	コンゴー
西イリアン国連保安隊 (UNSF)	62.10～ 63.4	1,576	西イリアン
イエメン国連監視団 (UNYOM)	63.7～ 64.9	189	イエメン
ドミニカ事務総長代表使節団 (DOMREP)	65.5～ 66.10	2	ドミニカ共和国
国連インド・パキスタン監視団 (UNIPOM)	65.9～ 66.3	96	インド・パキスタン国境
第2次国連緊急隊 (UNEFII)	73.10～ 79.7	6,973	スエズ運河地帯、シナイ半島
国連アフガニスタン・パキスタン仲介ミッション(UNGOMAP)	88.5～ 90.3	50	アフガニスタン・パキスタン国境
国連イラン・イラク軍事監視団 (UNIIMOG)	88.8～ 91.2	400	イラン・イラク国境
国連アンゴラ監視団 (UNAVEM)	89.1～ 91.6	70	アンゴラ
国連ナミビア独立支援グループ (UNTAG)	89.4～ 90.3	約8,000	ナミビア
国連中米監視団 (ONUCA)	89.11～ 92.1	1,098	コスタリカ、エル・サルヴァドル、グァテマラ、 ホンデュラス、ニカラグァ
第2次国連アンゴラ監視団 (UNAVEMII)	91.6～ 95.2	1,114	アンゴラ
国連エル・サルヴァドル監視団 (ONUSAL)	91.7～ 95.4	約1,146	エル・サルヴァドル
国連カンボディア先遣ミッション (UNAMIC)	91.10～ 92.3	1,504	カンボディア
国連保護隊 (UNPROFOR)	92.3～ 95.12	39,789	92.3～95.3 旧ユーゴ 95.3～95.12 ボスニア・ヘルツェゴヴィナ
国連カンボディア暫定機構 (UNTAC)	92.3～ 93.9	約22,000	カンボディア
国連ソマリア活動 (UNOSOM)	92.4～ 93.4	～約4,469	ソマリア
国連モザンビーク活動 (ONUMOZ)	92.12～ 94.12	7～8,000	モザンビーク
第2次国連ソマリア活動 (UNOSOM II)	93.5～ 95.3	約30,800	ソマリア
国連ウガンダ・ルワンダ監視団 (UNOMUR)	93.6～ 94.9	81	ウガンダ
国連リベリア監視団 (UNOMIL)	93.9～ 97.9	935	リベリア
国連ハイティ・ミッション (UNMIH)	93.9～ 96.6	6,980	ハイティ
国連ルワンダ支援団 (UNAMIR)	93.10～ 96.3	6,138	ルワンダ
国連アオゾウ帯監視団 (UNASOG)	94.5～ 94.6	15	リビア・チャド国境
第3次国連アンゴラ監視団 (UNAVEMIII)	95.2～ 97.6	4,220	アンゴラ
国連クロアチア信頼回復活動 (UNCRO)	95.3～ 96.1	15,522	クロアチア
国連予防展開隊 (UNPREDEP)	95.3～ 99.2	1,050	マケドニア
国連東スラヴォニア、バラニャ及び西スレム暫定機構(UNTAES)	96.1～ 98.1	2,847	東スラヴォニア、バラニャ、西スレム
国連ハイティ支援団 (UNSMIH)	96.7～ 97.6	1,600	ハイティ
国連グァテマラ人権監視団 (MINUGUA)	97.1～ 97.5	519	グァテマラ
国連アンゴラ監視団 (MONUA)	97.7～ 99.2	1,326	アンゴラ
国連ハイティ暫定ミッション (UNTMIH)	97.8～ 97.11	300	ハイティ
国連文民警察サポート・グループ (UNPSG)	98.1～ 98.10	309	東スラヴォニア、バラニャ、西スレム(クロアチア)

P K O 活 動	活動期間	活動規模	展 開 地 域
国連ハイティ文民警察ミッション (MIPONUH)	97.12〜 00.3	284	ハイティ
国連中央アフリカ共和国ミッション (MINURCA)	98.4〜 00.2	1,369	中央アフリカ
国連シエラ・レオーネ監視ミッション(UNOMSIL)	98.7〜 99.10	61	シエラ・レオーネ

（注）1 出典：国連資料等
2 活動規模については、活動中の最大規模あるいは権限が付与された規模。
3 UNAMICは後にUNTACに吸収された。

2 活動中の国連平和維持活動

P K O 活 動	活動期間	活動規模	展 開 地 域
国連休戦監視機構 (UNTSO)	48.6〜	157	エジプト、ジョルダン、レバノン、イスラエルなど
国連インド・パキスタン軍事監視団 (UNMOGIP)	49.1〜	45	ジャム・カシミール、印パ間停戦ライン
国連サイプラス平和維持隊 (UNFICYP)	64.3〜	1,273	サイプラス
国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)	74.6〜	1,054	ゴラン高原(シリア)
国連レバノン暫定隊 (UNIFIL)	78.3〜	4,528	南部レバノン
国連イラク・クウェイト監視団 (UNIKOM)	91.4〜	1,099	イラク・クウェイト
国連西サハラ住民投票監視団 (MINURSO)	91.9〜	411	西サハラ
国連グルジア監視団 (UNOMIG)	93.8〜	100	アブハジア(グルジア)
国連タジキスタン監視団 (UNMOT)	94.12〜	33	タジキスタン
国連ボスニア・ヘルツェゴヴィナ・ミッション(UNMIBH)	95.12〜	1,985	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ
国連プレブラカ監視団 (UNMOP)	96.1〜	26	プレブラカ半島(クロアチア)
国連コソヴォ・ミッション (UNMIK)	99.6〜	2,073	コソヴォ
国連シエラ・レオーネミッション (UNAMSIL)	99.10〜	4,558	シエラ・レオーネ
国連東チモール暫定行政機構 (UNTAET)	99.10〜	8,445	東チモール
国連コンゴー民主共和国ミッション (MONUC)	99.11〜	83	コンゴー民主共和国及び周辺国首都

（注）活動規模については、2000年２月末現在の人員規模。

資料５　欧州通常戦力（CFE）条約の概要

項目	内容
条約の目的	欧州における通常戦力の軍事バランスをより低いレベルで均衡させ、奇襲攻撃、大規模侵攻能力を排除すること
参加国	ＮＡＴＯ：ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノー（16か国）　ルウェー、ポルトガル、スペイン、トルコ、英国、米国 旧ＷＰＯ：ブルガリア、チェッコ、スロヴァキア、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、ロシア、ベラルーシ、ウクライナ、アルメニ（14か国）　ア、グルジア、アゼルバイジャン、カザフスタン、モルドヴァ
対象地域	大西洋からウラルまでの欧州の参加国の領土
条約対象兵器及び保有上限 ＊現有戦力は条約暫定発効時（92.7.17）現在のもの ＊旧ＷＰＯのデータには、アルメニア分を含まず	（下表）

		ＮＡＴＯ	旧ＷＰＯ	米国	ロシア
戦車	現有戦力	24,093	31,773	5,163	9,338
	保有上限	20,000	20,000	4,006	6,400
	削減率	17%	37%	22%	31%
装甲戦闘車輌	現有戦力	33,827	44,218	4,963	19,399
	保有上限	30,000	30,000	5,372	11,480
	削減率	11%	32%	0%	41%
火砲	現有戦力	19,831	26,575	1,973	8,326
	保有上限	20,000	20,000	2,492	6,415
	削減率	0%	20%	0%	23%
戦闘用航空機	現有戦力	5,118	8,542	398	4,624
	保有上限	6,800	6,800	784	3,450
	削減率	0%	21%	0%	25%
攻撃ヘリ	現有戦力	1,685	1,512	349	1,005
	保有上限	2,000	2,000	518	890
	削減率	0%	0%	0%	11%

項目	内容
削減方法など	保有上限を超える兵器の削減は、破壊又は民生転用などの方法で、３段階に分けて実施され、条約発効後40か月以内に完了 ①第１段階（条約発効後16か月間） 　条約規制対象兵器について、それぞれの総削減量の25%以上を削減 ②第２段階（条約発効後28か月間） 　条約規制対象兵器について、それぞれの総削減量の60%以上を削減 ③第３段階（条約発効後40か月間） 　削減完了
署名及び発効年月日	署名年月日：90年11月19日 暫定発効年月日：92年７月17日 正式発効年月日：92年11月９日
ＣＦＥ兵員交渉の最終文書について	○交渉の概要：CFE条約署名後、条約当事国の兵力上限を設定するための交渉を開始 ○最終文書の署名及び発効年月日：署名92年７月10日、発効92年11月９日

（注）１　条約対象兵器及び保有上限の欄のNATO及び旧WPOには、米国及びロシアがそれぞれ含まれる。
　　　２　条約の運用開始日は92年７月17日。
　　　３　1995年11月17日、兵器削減の最終期限を迎えたが、国内及び近隣の民族問題を抱えたロシアが、当該地域周辺（翼側地域）の軍備削減に反対し、条約の修正を要求した。さらに、ロシアはNATO拡大の動きを踏まえ、CFE条約の根本的修正を要求、96年12月OSCE首脳会議（リスボン）で、兵器上限数割当の枠組みの変更などの検討作業を行うことが決定され、99年11月OCSE首脳会議（イスタンブール）でCFE適合条約が調印された（未発効）。
　　　４　旧WPO諸国のハンガリー、ポーランド、チェッコは、99年３月NATOに加盟した。

資料6　主要国・地域の兵力一覧（概数）

陸上兵力		海上兵力			航空兵力	
国名など	陸上兵力（万人）	国名など	トン数（万トン）	隻数	国名など	作戦機数
中国	183.0	米国	500.0	970	中国	4,080※
北朝鮮	100.0	ロシア	232.2	950	米国	3,560※
インド	98.0	中国	100.7	800	ロシア	2,180※
韓国	56.0	英国	85.5	280	インド	860※
トルコ	52.5	フランス	43.1	300	台湾	660※
パキスタン	52.0	インド	31.5	160	フランス	620※
米国	46.9	台湾	22.0	350	エジプト	600
ヴィエトナム	41.2	トルコ	21.6	230	北朝鮮	590
イラク	37.5	イタリア	20.3	170	シリア	590
エチオピア	35.0	ドイツ	20.0	190	ウクライナ	580※
イラン	35.0	スペイン	19.6	130	韓国	520※
ロシア	34.8	ブラジル	18.8	180	ドイツ	520※
ミャンマー	32.5	インドネシア	17.9	120	英国	510※
エジプト	32.0	ギリシア	15.4	210	イスラエル	510
台湾	24.0	イラン	14.9	260	ギリシャ	460※
日本	14.9	日本	37.4	140	日本	500

（注）1　資料は、陸、空については「ミリタリー・バランス（1999～2000）」など、海については「ジェーン年鑑（2000～2001）」などによる。
2　日本は、1999年度末における各自衛隊の実勢力を示し、作戦機数は航空自衛隊の作戦機（輸送機を除く）及び海上自衛隊の作戦機（固定翼機のみ）の合計である。
3　作戦機数のうち、※は空軍、海軍及び海兵隊の作戦機数を含んでいることを示す。
4　配列は、兵力の大きい順になっている。

資料7　主要国・地域の正規軍及び予備兵力（概数）

国名など	兵役制	軍種	正規軍（万人）	予備兵力（万人）
米国	志願	陸軍	46.9	130.3
		海軍	54.1	
		空軍	36.1	
ロシア	徴兵・志願	戦略ロケット軍	14.9	200.0
		陸軍	34.8	
		海軍	17.2	
		空軍	18.5	
英国	志願	陸軍	11.4	24.2
		海軍	4.4	2.6
		空軍	5.5	4.7
フランス	徴兵	陸軍	17.8	24.3
		海軍	6.3	9.7
		空軍	7.6	7.8
ドイツ	徴兵	陸軍	22.8	27.6
		海軍	2.8	0.9
		空軍	7.6	6.0
イタリア	徴兵	陸軍	16.6	2.9
		海軍	3.8	2.8
		空軍	6.2	1.5
インド	志願	陸軍	98.0	33.3
		海軍	5.3	5.5
		空軍	14.0	14.0

国名など	兵役制	軍種	正規軍（万人）	予備兵力（万人）
中国	徴兵	陸軍	183.0	120.0
		海軍	23.0	
		空軍	42.0	
北朝鮮	徴兵	陸軍	100.0	60.0
		海軍	4.6	6.5
		空軍	8.6	――
韓国	徴兵	陸軍	56.0	450.0
		海軍	6.0	
		空軍	5.2	
エジプト	徴兵	陸軍	32.0	15.0
		海軍	2.0	1.4
		空軍	3.0	2.0
イスラエル	徴兵	陸軍	13.0	40.0
		海軍	0.7	0.5
		空軍	3.7	2.0
日本	志願	陸	14.9	4.4(0.34)
		海	4.3	0.11
		空	4.4	0.08

（注）1　資料は、「ミリタリー・バランス（1999～2000）」などによる。
2　日本は、1999年度末における各自衛隊の実勢力を示す。（　）内は即応予備自衛官の現員数であり、外数。
3　フランスは、2002年までに志願制に移行するとしている。
4　米国、ロシア、英国、フランス、イタリア、インド、中国、韓国の海軍兵力には、海兵隊などを含む。
5　エジプトは、上記の他に防空軍（正規軍８万人、予備兵力７万人）を保有している。

資料８　国防の基本方針

（昭和32年５月20日国防会議決定
昭和32年５月20日閣　議　決　定）

国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある。この目的を達成するための基本方針を次のとおり定める。

(1)　国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。
(2)　民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。
(3)　国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。
(4)　外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果し得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。

資料9　日米安全保障共同宣言―21世紀に向けての同盟―(仮訳)

(東京.1996年4月17日)

1．本日、総理大臣と大統領は、歴史上最も成功している二国間関係の一つである日米関係を祝した。両首脳は、この関係が世界の平和と地域の安定並びに繁栄に深甚かつ積極的な貢献を行ってきたことを誇りとした。日本と米国との間の堅固な同盟関係は、冷戦の期間中、アジア太平洋地域の平和と安全の確保に役立った。我々の同盟関係は、この地域の力強い経済成長の土台であり続ける。両首脳は、日米両国の将来の安全と繁栄がアジア太平洋地域の将来と密接に結びついていることで意見が一致した。

この同盟関係がもたらす平和と繁栄の利益は、両国政府のコミットメントのみによるものではなく、自由と民主主義を確保するための負担を分担してきた日米両国民の貢献にもよるものである。総理大臣と大統領は、この同盟関係を支えている人々、とりわけ、米軍を受け入れている日本の地域社会及び、故郷を遠く離れて平和と自由を守るために身を捧げている米国の人々に対し、深い感謝の気持ちを表明した。

2．両国政府は、過去一年余、変わりつつあるアジア太平洋地域の政治及び安全保障情勢並びに両国間の安全保障面の関係の様々な側面について集中的な検討を行ってきた。この検討に基づいて、総理大臣と大統領は、両国の政策を方向づける深遠な共通の価値、即ち自由の維持、民主主義の追求、及び人権の尊重に対するコミットメントを再確認した。両者は、日米間の協力の基盤は引き続き堅固であり、21世紀においてもこのパートナーシップが引き続き極めて重要であることで意見が一致した。

地域情勢

3．冷戦の終結以来、世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は遠のいている。ここ数年来、この地域の諸国の間で政治及び安全保障についての対話が拡大してきている。民主主義の諸原則が益々尊重されてきている。歴史上かつてないほど繁栄が広がり、アジア太平洋という地域社会が出現しつつある。アジア太平洋地域は、今や世界で最も活力ある地域となっている。

しかし、同時に、この地域には依然として不安定性及び不確実性が存在する。朝鮮半島における緊張は続いている。核兵器を含む軍事力が依然大量に集中している。未解決の領土問題、潜在的な地域紛争、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散は全て地域の不安定化をもたらす要因である。

日米同盟関係と相互協力及び安全保障条約

4．総理大臣と大統領は、この地域の安定を促進し、日米両国が直面する安全保障上の課題に対処していくことの重要性を強調した。

これに関連して総理大臣と大統領は、日本と米国との間の同盟関係が持つ重要な価値を再確認した。両者は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」(以下、日米安保条約)を基盤とする両国間の安全保障面の関係が、共通の安全保障上の目標を達成するとともに、21世紀に向けてアジア太平洋地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎であり続けることを再確認した。

(a)　総理大臣は、冷戦後の安全保障情勢の下で日本の防衛力が適切な役割を果たすべきことを強調する1995年11月策定の新防衛大綱において明記された日本の基本的な防衛政策を確認した。総理大臣と大統領は、日本の防衛のための最も効果的な枠組みは、日米両国間の緊密な防衛協力であるとの点で意見が一致した。この協力は、自衛隊の適切な防衛能力と日米安保体制の組み合わせに基づくものである。両首脳は、日米安保条約に基づく米国の抑止力は引き続き日本の安全保障の拠り所であることを改めて確認した。

(b)　総理大臣と大統領は、米国が引き続き軍事的プレゼンスを維持することは、アジア太平洋地域の平和と安定の維持のためにも不可欠であることで意見が一致した。両首脳は、日米間の安全保障面の関係は、この地域における米国の肯定的な関与を支える極めて重要な柱の一つとなっているとの認識を共有した。

大統領は、日本の防衛及びアジア太平洋地域の平和と安定に対する米国のコミットメントを強調した。大統領は、冷戦の終結以来、アジア太平洋地域における米軍戦力について一定の調整が行われたことに言及した。米国は、周到な評価に基づき、現在の安全保障情勢の下で米国のコミットメントを守るためには、日本におけるほぼ現在の水準を含め、この地域において、約10万人の前方展開軍事要員からなる現在の兵力構成を維持することが必要であることを再確認した。

(c)　総理大臣は、この地域において安定的かつ揺るぎのない存在であり続けるとの米国の決意を歓迎した。総理大臣は、日本における米軍の維持のために、日本が、日米安保条約に基づく施設及び区域の提供並びに接受国支援等を通じ適切な寄与を継続することを再確認した。大統領は、米国は日本の寄与を評価することを表明し、日本に駐留する米軍に対し財政的支援を提供する新特別協定が締結されたことを歓迎した。

日米間の安全保障面の関係に基づく二国間協力

5．総理大臣と大統領は、この極めて重要な安全保障面での関係の信頼性を強化することを目的として、以下の分野での協力を前進

させるために努力を払うことで意見が一致した。

(a) 両国政府は、両国間の緊密な防衛協力が日米同盟関係の中心的要素であることを認識した上で、緊密な協議を継続することが不可欠であることで意見が一致した。両国政府は、国勢情勢、とりわけアジア太平洋地域についての情報及び意見の交換を一層強化する。同時に、国際的な安全保障情勢において起こりうる変化に対応して、両国政府の必要性を最も良く満たすような防衛政策並びに日本における米軍の兵力構成を含む軍事態勢について引き続き緊密に協議する。

(b) 総理大臣と大統領は、日本と米国との間に既に構築されている緊密な協力関係を増進するため、1978年の「日米防衛協力のための指針」の見直しを開始することで意見が一致した。

両首脳は、日本周辺地域において発生しうる事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合における日米間の協力に関する研究をはじめ、日米間の政策調整を促進する必要性につき意見が一致した。

(c) 総理大臣と大統領は、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」が1996年4月15日署名されたことを歓迎し、この協定が日米間の協力関係を一層促進するものとなるよう期待を表明した。

(d) 両国政府は、自衛隊と米軍との間の協力のあらゆる側面における相互運用性の重要性に留意し、次期支援戦闘機(F－2)等の装備に関する日米共同研究開発をはじめとする技術と装備の分野における相互交流を充実する。

(e) 両国政府は、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散は、両国の共通の安全保障にとり重要な意味合いを有するものであることを認識した。両国政府は、拡散を防止するため共に行動していくとともに、既に進行中の弾道ミサイル防衛に関する研究において引き続き協力を行う。

6．総理大臣と大統領は、日米安保体制の中核的要素である米軍の円滑な日本駐留にとり、広範な日本国民の支持と理解が不可欠であることを認識した。両首脳は、両国政府が、米軍の存在と地位に関連する諸問題に対応するためあらゆる努力を行うことで意見が一致した。両首脳は、また、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるため、一層努力を払うことで意見が一致した。

特に、米軍の施設及び区域が高度に集中している沖縄について、総理大臣と大統領は、日米安保条約の目的との調和を図りつつ、米軍の施設及び区域を整理し、統合し、縮小するために必要な方策を実施する決意を再確認した。このような観点から、両首脳は、「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO)を通じてこれまで得られた重要な進展に満足の意を表するとともに、1996年4月15日のSACO中間報告で示された広範な措置を歓迎した。両首脳は、1996年11月までに、SACOの作業を成功裡に結実させるとの確固たるコミットメントを表明した。

地域における協力

7．総理大臣と大統領は、両国政府が、アジア太平洋地域の安全保障情勢をより平和的で安定的なものとするため、共同でも個別にも努力することで意見が一致した。これに関連して、両首脳は、日米間の安全保障面の関係に支えられたこの地域への米国の関与が、こうした努力の基盤となっていることを認識した。

両首脳は、この地域における諸問題の平和的解決の重要性を強調した。両首脳は、この地域の安定と繁栄にとり、中国が肯定的かつ建設的な役割を果たすことが極めて重要であることを強調し、この関連で、両国は中国との協力を更に深めていくことに関心を有することを強調した。ロシアにおいて進行中の改革のプロセスは、地域及び世界の安定に寄与するものであり、引き続き慫慂し、協力するに足るものである。両首脳は、また、アジア太平洋地域の平和と安定にとり、東京宣言に基づく日露関係の完全な正常化が重要である旨述べた。両者は、朝鮮半島の安定が日米両国にとり極めて重要であることにも留意し、そのために両国が、韓国と緊密に協力しつつ、引き続きあらゆる努力を払っていくことを再確認した。

総理大臣と大統領は、ASEAN地域フォーラムや、将来的には北東アジアに関する安全保障対話のような、多数国間の地域的安全保障についての対話及び協力の仕組みを更に発展させるため、両国政府が共同して、及び地域内の他の国々と共に、作業を継続することを再確認した。

地球的規模での協力

8．総理大臣と大統領は、日米安保条約が日米同盟関係の中核であり、地球的規模の問題についての日米協力の基盤たる相互信頼関係の土台となっていることを認識した。

総理大臣と大統領は、両国政府が平和維持活動や人道的な国際救援活動等を通じ、国際連合その他の国際機関を支援するための協力を強化することで意見が一致した。

両国政府は、全面的核実験禁止条約(CTBT)交渉の促進並びに大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散の防止を含め、軍備管理及び軍縮等の問題についての政策調整及び協力を行う。両首脳は、国連及びAPECにおける協力や、北朝鮮の核開発問題、中東和平プロセス及び旧ユーゴースラヴィアにおける和平執行プロセス等の問題についての協力を行なうことが、両国が共有する利益及び基本的価値が一層確保されるような世界を構築する一助となるとの点で意見が一致した。

結語

9．最後に、総理大臣と大統領は、安全保障、政治及び経済という日米関係の三本の柱は全て両国の共有する価値観及び利益に基づいており、また、日米安保条約により体現された相互信頼の基盤の上に成り立っているとの点で意見が一致した。総理大臣と大統領は、21世紀を目前に控え、成功を収めてきた安全保障協力の歴史の上に立って、将来の世代のために平和と繁栄を確保すべく共に手を携えて行動していくとの強い決意を再確認した。

資料10　平成８年度以降に係る防衛計画の大綱について

（平成７年11月28日　安全保障会議決定
平成７年11月28日　閣　議　決　定）

平成８年度以降に係る防衛計画の大綱について別紙のとおり定める。

これに伴い、昭和51年10月29日付け閣議決定「防衛計画の大綱について」は、平成７年度限りで廃止する。

（別紙）

平成８年度以降に係る防衛計画の大綱

Ⅰ　策定の趣旨

1　我が国は、国の独立と平和を守るため、日本国憲法の下、紛争の未然防止や解決の努力を含む国際政治の安定を確保するための外交努力の推進、内政の安定による安全保障基盤の確立、日米安全保障体制の堅持及び自らの適切な防衛力の整備に努めてきたところである。

2　我が国は、かかる方針の下、昭和51年、安定化のための努力が続けられている国際情勢及び我が国周辺の国際政治構造並びに国内諸情勢が当分の間大きく変化しないという前提に立ち、また、日米安全保障体制の存在が国際関係の安定維持等に大きな役割を果たし続けると判断し、「防衛計画の大綱」（昭和51年10月29日国防会議及び閣議決定。以下「大綱」という。）を策定した。爾来、我が国は、大綱に従って防衛力の整備を進めてきたが、我が国の着実な防衛努力は、日米安全保障体制の存在及びその円滑かつ効果的な運用を図るための努力と相まって、我が国に対する侵略の未然防止のみならず、我が国周辺地域の平和と安定の維持に貢献している。

3　大綱策定後約20年が経過し、冷戦の終結等により米ソ両国を中心とした東西間の軍事的対峙の構造が消滅するなど国際情勢が大きく変化するとともに、主たる任務である我が国の防衛に加え、大規模な災害等への対応、国際平和協力業務の実施等より安定した安全保障環境の構築への貢献という分野においても、自衛隊の役割に対する期待が高まってきていることにかんがみ、今後の我が国の防衛力の在り方について、ここに「平成８年度以降に係る防衛計画の大綱」として、新たな指針を示すこととする。

4　我が国としては、日本国憲法の下、この指針に従い、日米安全保障体制の信頼性の向上に配意しつつ、防衛力の適切な整備、維持及び運用を図ることにより、我が国の防衛を全うするとともに、国際社会の平和と安定に資するよう努めるものとする。

Ⅱ　国際情勢

この新たな指針の策定に当たって考慮した国際情勢のすう勢は、概略次のとおりである。

1　最近の国際社会においては、冷戦の終結等に伴い、圧倒的な軍事力を背景とする東西間の軍事的対峙の構造は消滅し、世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は遠のいている。他方、各種の領土問題は依然存続しており、また、宗教上の対立や民族問題等に根ざす対立は、むしろ顕在化し、複雑で多様な地域紛争が発生している。さらに、核を始めとする大量破壊兵器やミサイル等の拡散といった新たな危険が増大するなど、国際情勢は依然として不透明・不確実な要素をはらんでいる。

2　これに対し、国家間の相互依存関係が一層進展する中で、政治、経済等の各分野において国際的な協力を推進し、国際関係の一層の安定化を図るための各般の努力が継続されており、各種の不安定要因が深刻な国際問題に発展することを未然に防止することが重視されている。安全保障面では、米ロ間及び欧州においては関係諸国間の合意に基づく軍備管理・軍縮が引き続き進展しているほか、地域的な安全保障の枠組みの活用、多国間及び二国間対話の拡大や国際連合の役割の充実へ向けた努力が進められている。

主要国は、大規模な侵略への対応を主眼としてきた軍事力について再編・合理化を進めるとともに、それぞれが置かれた戦略環境等を考慮しつつ、地域紛争等多様な事態への対応能力を確保するため、積極的な努力を行っている。この努力は、国際協調に基づく国際連合等を通じた取組と相まって、より安定した安全保障環境を構築する上でも重要な要素となっている。このような中で、米国は、その強大な力を背景に、引き続き世界の平和と安定に大きな役割を果たし続けている。

3　我が国周辺地域においては、冷戦の終結やソ連の崩壊といった動きの下で極東ロシアの軍事力の量的削減や軍事態勢の変化がみられる。他方、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在している中で、多数の国が、経済発展等を背景に、軍事力の拡充ないし近代化に力を注いでいる。また、朝鮮半島における緊張が継続するなど不透明・不確実な要素が残されており、安定的

な安全保障環境が確立されるには至っていない。このような状況の下で、我が国周辺地域において、我が国の安全に重大な影響を与える事態が発生する可能性は否定できない。しかしながら、同時に、二国間対話の拡大、地域的な安全保障への取組等、国家間の協調関係を深め、地域の安定を図ろうとする種々の動きがみられる。

日米安全保障体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、こうした安定的な安全保障環境の構築に資するとともに、この地域の平和と安定にとって必要な米国の関与と米軍の展開を確保する基盤となり、我が国の安全及び国際社会の安定を図る上で、引き続き重要な役割を果たしていくものと考えられる。

Ⅲ　我が国の安全保障と防衛力の役割

（我が国の安全保障と防衛の基本方針）

1　我が国は、日本国憲法の下、外交努力の推進及び内政の安定による安全保障基盤の確立を図りつつ、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安全保障体制を堅持し、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備してきたところであるが、かかる我が国の基本方針は、引き続きこれを堅持するものとする。

（防衛力の在り方）

2　我が国はこれまで大綱に従って、防衛力の整備を進めてきたが、この大綱は、我が国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となって我が国周辺地域における不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有するという「基盤的防衛力構想」を取り入れたものである。この大綱で示されている防衛力は、防衛上必要な各種の機能を備え、後方支援体制を含めてその組織及び配備において均衡のとれた態勢を保有することを主眼としたものであり、我が国の置かれている戦略環境、地理的特性等を踏まえて導き出されたものである。

このような基盤的な防衛力を保有するという考え方については、国際情勢のすう勢として、不透明・不確実な要素をはらみながら国際関係の安定化を図るための各般の努力が継続されていくものとみられ、また、日米安全保障体制が我が国の安全及び周辺地域の平和と安定にとって引き続き重要な役割を果たし続けるとの認識に立てば、今後ともこれを基本的に踏襲していくことが適当である。

一方、保有すべき防衛力の内容については、冷戦の終結等に伴い、我が国周辺諸国の一部において軍事力の削減や軍事態勢の変化がみられることや、地域紛争の発生や大量破壊兵器の拡散等安全保障上考慮すべき事態が多様化していることに留意しつつ、その具体的在り方を見直し、最も効率的で適切なものとする必要がある。また、その際、近年における科学技術の進歩、若年人口の減少傾向、格段に厳しさを増している経済財政事情等に配意しておかなければならない。

また、自衛隊の主たる任務が我が国の防衛であることを基本としつつ、内外諸情勢の変化や国際社会において我が国の置かれている立場を考慮すれば、自衛隊もまた、社会の高度化や多様化の中で大きな影響をもたらし得る大規模な災害等の各種の事態に対して十分に備えておくとともに、より安定した安全保障環境の構築に向けた我が国の積極的な取組において、適時適切にその役割を担っていくべきである。

今後の我が国の防衛力については、こうした観点から、現行の防衛力の規模及び機能について見直しを行い、その合理化・効率化・コンパクト化を一層進めるとともに、必要な機能の充実と防衛力の質的な向上を図ることにより、多様な事態に対して有効に対応し得る防衛力を整備し、同時に事態の推移にも円滑に対応できるように適切な弾力性を確保し得るものとすることが適当である。

（日米安全保障体制）

3　米国との安全保障体制は、我が国の安全の確保にとって必要不可欠なものであり、また、我が国周辺地域における平和と安定を確保し、より安定した安全保障環境を構築するためにも、引き続き重要な役割を果たしていくものと考えられる。

こうした観点から、日米安全保障体制の信頼性の向上を図り、これを有効に機能させていくためには、①情報交換、政策協議等の充実、②共同研究並びに共同演習・共同訓練及びこれらに関する相互協力の充実等を含む運用面における効果的な協力態勢の構築、③装備・技術面での幅広い相互交流の充実並びに④在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための各種施策の実施等に努める必要がある。

また、このような日米安全保障体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、地域的な多国間の安全保障に関する対話・協力の推進や国際連合の諸活動への協力等、国際社会の平和と安定への我が国の積極的な取組に資するものである。

（防衛力の役割）

4　今後の我が国の防衛力については、上記の認識の下に、以下のとおり、それぞれの分野において、適切にその役割を果たし得るものとする必要がある。

(1)　我が国の防衛

ア　周辺諸国の軍備に配意しつつ、我が国の地理的特性に応じ防衛上必要な機能を備えた適切な規模の防衛力を保有するとと

資料

もに、これを最も効果的に運用し得る態勢を築き、我が国の防衛意思を明示することにより、日米安全保障体制と相まって、我が国に対する侵略の未然防止に努めることとする。

核兵器の脅威に対しては、核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮の国際的努力の中で積極的な役割を果たしつつ、米国の核抑止力に依存するものとする。

イ　間接侵略事態又は侵略につながるおそれのある軍事力をもってする不法行為が発生した場合には、これに即応して行動し、早期に事態を収拾することとする。

直接侵略事態が発生した場合には、これに即応して行動しつつ、米国との適切な協力の下、防衛力の総合的・有機的な運用を図ることによって、極力早期にこれを排除することとする。

(2)　大規模災害等各種の事態への対応

ア　大規模な自然災害、テロリズムにより引き起こされた特殊な災害その他の人命又は財産の保護を必要とする各種の事態に際して、関係機関から自衛隊による対応が要請された場合などに、関係機関との緊密な協力の下、適時適切に災害救援等の所要の行動を実施することとし、もって民生の安定に寄与する。

イ　我が国周辺地域において我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態が発生した場合には、憲法及び関係法令に従い、必要に応じ国際連合の活動を適切に支持しつつ、日米安全保障体制の円滑かつ効果的な運用を図ること等により適切に対応する。

(3)　より安定した安全保障環境の構築への貢献

ア　国際平和協力業務の実施を通じ、国際平和のための努力に寄与するとともに、国際緊急援助活動の実施を通じ、国際協力の推進に寄与する。

イ　安全保障対話・防衛交流を引き続き推進し、我が国の周辺諸国を含む関係諸国との間の信頼関係の増進を図る。

ウ　大量破壊兵器やミサイル等の拡散の防止、地雷等通常兵器に関する規制や管理等のために国際連合、国際機関等が行う軍備管理・軍縮分野における諸活動に対し協力する。

Ⅳ　我が国が保有すべき防衛力の内容

Ⅲで述べた我が国の防衛力の役割を果たすための基幹として、陸上、海上及び航空自衛隊において、それぞれ１に示される体制を維持し、２及び３に示される態勢等を保持することとする。

１　陸上、海上及び航空自衛隊の体制

(1)　陸上自衛隊

ア　我が国の領域のどの方面においても、侵略の当初から組織的な防衛行動を迅速かつ効果的に実施し得るよう、我が国の地理的特性等に従って均衡をとって配置された師団及び旅団を有していること。

イ　主として機動的に運用する各種の部隊を少なくとも１個戦術単位有していること。

ウ　師団等及び重要地域の防空に当たり得る地対空誘導弾部隊を有していること。

エ　高い練度を維持し、侵略等の事態に迅速に対処し得るよう、部隊等の編成に当たっては、常備自衛官をもって充てることを原則とし、一部の部隊については即応性の高い予備自衛官を主体として充てること。

(2)　海上自衛隊

ア　海上における侵略等の事態に対応し得るよう機動的に運用する艦艇部隊として、常時少なくとも１個護衛隊群を即応の態勢で維持し得る１個護衛艦隊を有していること。

イ　沿岸海域の警戒及び防備を目的とする艦艇部隊として、所定の海域ごとに少なくとも１個護衛隊を有していること。

ウ　必要とする場合に、主要な港湾、海峡等の警戒、防備及び掃海を実施し得るよう、潜水艦部隊、回転翼哨戒機部隊及び掃海部隊を有していること。

エ　周辺海域の監視哨戒等の任務に当たり得る固定翼哨戒機部隊を有していること。

(3)　航空自衛隊

ア　我が国周辺のほぼ全空域を常時継続的に警戒監視するとともに、必要とする場合に警戒管制の任務に当たり得る航空警戒管制部隊を有していること。

イ　領空侵犯及び航空侵攻に対して即時適切な措置を講じ得る態勢を常時継続的に維持し得るよう、戦闘機部隊及び地対空誘導弾部隊を有していること。

ウ　必要とする場合に、着上陸侵攻阻止及び対地支援の任務を実施し得る部隊を有していること。

エ　必要とする場合に、航空偵察、航空輸送等の効果的な作戦支援を実施し得る部隊を有していること。

２　各種の態勢

自衛隊が以下の態勢を保持する際には、自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、統合幕僚会議の機能の充実等による

各自衛隊の統合的かつ有機的な運用及び関係各機関との間の有機的協力関係の推進に特に配意する。

(1) 侵略事態等に対応する態勢

ア 日米両国間における各種の研究、共同演習・共同訓練等を通じ、日米安全保障体制の信頼性の維持向上に努めるとともに、直接侵略事態が発生した場合、各種の防衛機能を有機的に組み合わせることにより、その態様に即応して行動し、有効な能力を発揮し得ること。

イ 間接侵略及び軍事力をもってする不法行為が発生した場合には、これに即応して行動し、適切な措置を講じ得ること。

ウ 我が国の領空に侵入した航空機又は侵入するおそれのある航空機に対し、即時適切な措置を講じ得ること。

(2) 災害救援等の態勢

国内のどの地域においても、大規模な災害等人命又は財産の保護を必要とする各種の事態に対して、適時適切に災害救援等の行動を実施し得ること。

(3) 国際平和協力業務等の実施の態勢

国際社会の平和と安定の維持に資するため、国際平和協力業務及び国際緊急援助活動を適時適切に実施し得ること。

(4) 警戒、情報及び指揮通信の態勢

情勢の変化を早期に察知し、機敏な意思決定に資するため、常時継続的に警戒監視を行うとともに、多様な情報収集手段の保有及び能力の高い情報専門家の確保を通じ、戦略情報を含む高度の情報収集・分析等を実施し得ること。

また、高度の指揮通信機能を保持し、統合的な観点も踏まえて防衛力の有機的な運用を迅速かつ適切になし得ること。

(5) 後方支援の態勢

各種の事態への対処行動等を効果的に実施するため、輸送、救難、補給、保守整備、衛生等の各後方支援分野において必要な機能を発揮し得ること。

(6) 人事・教育訓練の態勢

適正な人的構成の下に、厳正な規律を保持し、各自衛隊・各機関相互間及び他省庁・民間との交流の推進等を通じ、高い士気及び能力並びに広い視野を備えた隊員を有し、組織全体の能力を発揮し得るとともに、国際平和協力業務等の円滑な実施にも配意しつつ、隊員の募集、処遇、人材育成・教育訓練等を適切に実施し得ること。

3 防衛力の弾力性の確保

防衛力の規模及び機能についての見直しの中で、養成及び取得に長期間を要する要員及び装備を、教育訓練部門等において保持したり、即応性の高い予備自衛官を確保することにより、事態の推移に円滑に対応できるように適切な弾力性を確保することとする。

主要な編成、装備等の具体的規模は、別表のとおりとする。

V 防衛力の整備、維持及び運用における留意事項

1 各自衛隊の体制等Ⅳで述べた防衛力を整備、維持及び運用することを基本とし、その具体的実施に際しては、次の諸点に留意してこれを行うものとする。

なお、各年度の防衛力の具体的整備内容のうち、主要な事項の決定に当たっては、安全保障会議に諮るものとする。

(1) 経済財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力の整備、維持及び運用を行うものとする。

その際、格段に厳しさを増している財政事情を踏まえ、中長期的な見通しの下に経費配分を適切に行うことにより、防衛力全体として円滑に十全な機能を果たし得るように特に配意する。

(2) 関係地方公共団体との緊密な協力の下に、防衛施設の効率的な維持及び整備並びに円滑な統廃合の実施を推進するため、所要の態勢の整備に配意するとともに、周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。

(3) 装備品等の整備に当たっては、緊急時の急速取得、教育訓練の容易性、装備の導入に伴う後年度の諸経費を含む費用対効果等についての総合的な判断の下に、調達価格等の抑制を図るための効率的な調達補給態勢の整備に配意して、その効果的な実施を図る。

その際、適切な国産化等を通じた防衛生産・技術基盤の維持に配意する。

(4) 技術進歩のすう勢に対応し、防衛力の質的水準の維持向上に資するため、技術研究開発の態勢の充実に努める。

2 将来情勢に重要な変化が生じ、防衛力の在り方の見直しが必要になると予想される場合には、その時の情勢に照らして、新たに検討するものとする。

別表

陸上自衛隊	編成定数 常備自衛官定員 即応予備自衛官員数		16万人 14万5千人 1万5千人
	基幹部隊	平時地域配備する部隊	8個師団 6個旅団
		機動運用部隊	1個機甲師団 1個空挺団 1個ヘリコプター団
		地対空誘導弾部隊	8個高射特科群
	主要装備	戦車 主要特科装備	約900両 約900門／両
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊（機動運用） 護衛艦部隊（地方隊） 潜水艦部隊 掃海部隊 陸上哨戒機部隊	4個護衛隊群 7個隊 6個隊 1個掃海隊群 13個隊
	主要装備	護衛艦 潜水艦 作戦用航空機	約50隻 16隻 約170機
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊 要撃戦闘機部隊 支援戦闘機部隊 航空偵察部隊 航空輸送部隊 地対空誘導弾部隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個飛行隊 9個飛行隊 3個飛行隊 1個飛行隊 3個飛行隊 6個高射群
	主要装備	作戦用航空機 うち戦闘機	約400機 約300機

資料11 「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」に関する内閣官房長官談話

（平成7年11月28日）

1　政府は、本日、安全保障会議及び閣議において、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」を決定いたしました。これは、昭和51年にいわゆる「基盤的防衛力構想」を取り入れて策定された「防衛計画の大綱」に代わるものであります。今後はこれを受けまして、平成8年度以降の中期的な防衛力整備計画の策定作業が進められることになります。

2　今般、このように「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」を策定し、新たな指針を示すこととしたのは、「防衛計画の大綱」策定後約20年が経過し、冷戦の終結等により東西間の軍事的対峙の構造が消滅するなど国際情勢が大きく変化するとともに、主たる任務である我が国の防衛に加え、大規模な災害等への対応、より安定した安全保障環境の構築への貢献という分野においても、自衛隊の役割に対する期待が高まっていることを考慮したものであります。

3　新「防衛大綱」においては、まず、日本国憲法の下にこれまで我が国がとってきた防衛の基本方針については、引き続き堅持することとしております。

なお、集団的自衛権の行使のように我が国の憲法上許されないとされている事項について、従来の政府見解に何ら変更がないことは当然であります。

4　次に今後の我が国の防衛力については、基盤的な防衛力を保有するというこれまでの考え方を基本的に踏襲することとしておりますが、これは国際情勢のすう勢として、不透明・不確実な要素をはらみながら国際関係の安定化を図るための各般の努力が継続されていくものとみられ、また、日米安全保障体制が我が国の安全及び周辺地域の平和と安定にとって引き続き重要な役割を果たし続けるとの認識に立っていることによるものであります。

また、今後の防衛力の内容については、現行の防衛力の規模及び機能について見直しを行い、その合理化・効率化・コンパクト化を一層進めるとともに、必要な機能の充実と防衛力の質的な向上を図ることにより、多様な事態に対して有効に対応し得る防衛力を整備することとしております。その際、近年における科学技術の進歩、若年人口の減少傾向、格段に厳しさを増している経済財政事情等に配慮して、最も効率的で適切な態勢を追求しており、主要な部隊の編成や装備の具体的な規模については、別表に掲げているところであります。

5　日米安全保障体制については、これが、我が国の安全確保にとって不可欠なものであり、また、我が国周辺地域における平和と安定を確保し、より安定した安全保障環境を構築するためにも引き続き重要な役割を果たしていくとの認識を示しております。

これは、日米安全保障体制に基づく米軍の存在と米国の関与が我が国周辺地域の安定要因となっており、また、日米安全保障体制を基調とする日米両国間の安全保障、政治、経済など各般の分野における幅広く緊密な協力関係が我が国周辺地域の平和と安定に貢献しているとの趣旨を示したものであります。したがって、ここでいう「我が国周辺地域における平和と安定を確保し」との表現により、日米安全保障条約にいう「極東」の範囲の解釈に関する政府統一見解を変更するようなものではありません。

また、日米安全保障体制の信頼性の向上を図り、これを有効に機能させていくため、政策協議等の充実、運用面における効果的な協力態勢の構築、装備・技術面での幅広い相互交流の充実及び在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための各種施策の実施等に努める必要があるとしていますが、この在日米軍に関連した施策には、在日米軍駐留支援のみならず、在日米軍の施設・区域が高度に集中している沖縄において、日米安全保障条約の目的達成との調和を図りつつ、施設・区域の整理・統合・縮小を推進することが含まれているところであり、これに積極的に取り組んでいく所存であります。

6　防衛力の役割については、我が国への侵略に対する防衛がその中心であることは当然の前提でありますが、大規模災害等への対応として、関係機関との緊密な協力の下、適時適切に災害救援等の行動を実施するとともに、我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態が発生した場合に、憲法及び関係法令に従い、適切に対応していく旨述べております。また、より安定した安全保障環境の構築への貢献として、国際平和協力業務や安全保障対話・防衛交流の推進、軍備管理・軍縮分野における諸活動への協力を進めていくこととしております。

なお、武器輸出三原則等に関しては、装備・技術面での幅広い相互交流の充実による日米安全保障体制の効果的運用との調和を図りつつ、国際紛争等を助長することを回避するというその基本理念を維持していく所存であります。

7　政府は、今回の決定を国会に御報告いたします。

国民の皆様におかれましても、御理解と御協力を切に希望する次第であります。

資料

資料12　自衛隊の主な行動

区　　分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など
防衛出動 （自衛隊法第76条）	外部からの武力攻撃（そのおそれのある場合を含む）に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合	①命令権者： 内閣総理大臣 ②国会の承認：必要（原則として事前承認） ③その他： 安全保障会議に付議	○　武力の行使（「おそれのある場合」では不可） ○　公共の秩序維持のための権限（治安出動時と同じ） ○　その他（海上保安庁の統制、物資の収用など）
命令による治安出動 （自衛隊法第78条）	間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合	①命令権者： 内閣総理大臣 ②国会の承認：必要（原則として出動命令から20日以内に付議）	○　警職法（注1）の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止、武器使用など） ○　海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査など。3等海曹以上のみ） ○　警護又は鎮圧のための武器使用 ○　海上保安庁の統制（命令による治安出動の場合のみ）
要請による治安出動 （自衛隊法第81条）	治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合	①命令権者： 内閣総理大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：都道府県公安委員会と協議の上で都道府県知事が内閣総理大臣に要請	
海上における警備行動 （自衛隊法第82条）	海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合	①命令権者：防衛庁長官 ②国会の承認：不要 ③その他：内閣総理大臣の承認	○　海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査など。3等海曹以上のみ） ○　警職法の一部準用（武器使用）
災害派遣 （自衛隊法第83条）	天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認める場合（注2）	①命令権者：防衛庁長官又はその指定する者 ②国会の承認：不要 ③その他：都道府県知事その他政令で定める者の要請（ただし、その事態に照らし特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認めるときを除く）	○　警職法の一部準用（避難、立入など。警察官がその場にいない場合に限る） ○　海上保安庁法の一部準用（協力要請。3等海曹以上のみ） ○　災害対策基本法に規定する権限（警戒区域の設定、緊急通行車両の通行確保など。警察官がその場にいない場合に限る）
地震防災派遣 （自衛隊法第83条の2）	地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため自衛隊の支援を求める必要があると地震災害警戒本部長が認める場合（大規模地震対策特別措置法第13条第2項）	①命令権者：防衛庁長官 ②国会の承認：不要 ③その他：地震災害警戒本部長（内閣総理大臣）の要請	○　警職法の一部準用（災害派遣時と同じ） ○　海上保安庁法の一部準用（災害派遣時と同じ）
原子力災害派遣 （自衛隊法第83条の3）	緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると原子力災害対策本部長が認める場合（原子力災害対策特別措置法第20条第4項）	①命令権者：防衛庁長官 ②国会の承認：不要 ③その他：原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の要請	○　警職法の一部準用（災害派遣時と同じ） ○　海上保安庁法の一部準用（災害派遣時と同じ） ○　災害対策基本法に規定する権限（災害派遣時と同じ）
領空侵犯に対する措置 （自衛隊法第84条）	外国の航空機が国際法規又は航空法その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したとき	①命令権者：防衛庁長官 ②国会の承認：不要	領空侵犯機を着陸させ又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置（誘導、無線などによる警告、武器使用など）（注3）

（図中の権限などについては、すべて自衛隊法に規定されている）
（注1）警察官職務執行法の略。
（注2）このほか、庁舎、営舎その他の防衛庁の施設またはこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は、部隊等を派遣できる（第83条第3項。いわゆる近傍派遣）。
（注3）武器使用について明文の規定はないが、「必要な措置」の中に含まれると解される。

資料13　防衛庁における有事法制の研究について

（昭和53年9月21日）

1　現在、防衛庁が行っている有事法制の研究は、シビリアン・コントロールの原則に従って、昨年8月、内閣総理大臣の了承の下に、三原前防衛庁長官の指示によって開始されたものである。

2　研究の対象は、自衛隊法第76条の規定により防衛出動を命ぜられるという事態において自衛隊がその任務を有効かつ円滑に遂行する上での法制上の諸問題である。

現行の自衛隊法によって自衛隊の任務遂行に必要な法制の骨幹は整備されているが、なお残された法制上の不備はないか、不備があるとすればどのような事項か等の問題点の整理が今回の研究の目的であり、近い将来に国会提出を予定した立法の準備ではない。

また、最近問題となった防衛出動命令下令前に急迫不正の侵害を受けた場合の部隊の対応措置に関するいわゆる奇襲対処の問題

は、本研究とは別個に検討している。

3　自衛隊の行動は、もとより国家と国民の安全と生存を守るためのものであり、有事の場合においても可能な限り個々の国民の権利が尊重されるべきことは当然である。今回の研究は、むろん現行憲法の範囲内で行うものであるから、旧憲法下の戒厳令や徴兵制のような制度を考えることはあり得ないし、また、言論統制などの措置も検討の対象としない。

4　この研究は、別途着手されているいわゆる防衛研究の作業結果を前提としなければならない面もあり、また、防衛庁以外の省庁等の所管にかかわる検討事項も多いので、相当長期に及ぶ広範かつ詳細な検討を必要とするものである。

幸い、現在の我が国をめぐる国際情勢は、早急に有事の際の法制上の具体的措置を必要とするような緊迫した状況にはなく、また、いわゆる有事の事態を招来しないための平和外交の推進や民生の安定などの努力が重要であることはいうまでもないが、有事の際における自衛隊の行動のための法制に係る研究も当然必要なことであり、むしろこの種の研究は、今日のような平穏な時期においてこそ、冷静かつ慎重に進められるべきものであると考える。

5　今回の研究の成果は、ある程度まとまり次第、適時適切に国民の前に明らかにし、そのコンセンサスを得たいと考えている。

資料14　有事法制の研究について

（昭和56年４月22日）

有事法制の研究については、その基本的な考え方を昭和53年９月21日の見解で示したところであり、現在、これに基づいて作業を進めている。

この見解でも述べているように、有事に際しての自衛隊の任務遂行に必要な法制は、現行の自衛隊法によってその骨幹は整備されている。しかし、なお残された法制上の不備はないか、不備があるとすれば、どのような事項か等の問題点の整理を目的としてこれまで研究を行ってきたところである。

研究はまだその途中にあり、全体としてまとまる段階には至っていないが、現在までの研究の状況及び問題点の概要を中間的にまとめれば、次のとおりである。

1　研究の経過

(1)　研究の対象となる法令の区分

研究の対象となる法令を大別すると、次のように区分される。

防衛庁所管の法令（第１分類）

他省庁所管の法令（第２分類）

所管省庁が明確でない事項に関する法令（第３分類）

第１分類に属するものとしては、防衛庁設置法、自衛隊法及び防衛庁職員給与法があり、これらには有事の際の関係規定が設けられているが、これで十分かどうかについて検討する必要がある。

第２分類に属するものとしては、部隊の移動、資材の輸送等に関連する法令、通信連絡に関連する法令、火薬類の取扱いに関連する法令など、自衛隊の有事の際の行動に関連ある法令多数が含まれる。これらの法令の一部については、自衛隊についての適用除外ないし特例措置が規定されているが、有事の際の自衛隊の行動の円滑を確保するうえで、これで十分かどうかについて検討する必要がある。

第３分類に属するものとしては、有事に際しての住民の保護、避難又は誘導の措置を適切に行うための法制あるいは人道に関する国際条約（いわゆるジュネーブ４条約）の国内法制のような問題がある。これらの問題は、法制的に何らかの整備が必要であるとは考えられ、また、自衛隊の行動と関連はするが、防衛庁の所掌事務の範囲を超える事項も含まれているところから、より広い立場からの研究が必要である。

(2)　各区分の検討状況

このように大別した三区分については、第１分類を優先的に検討することとし、第２分類については第１分類に引き続いて検討することとし、第３分類についてはこの問題をどのような場で扱うことが適当であるかが決められた後に研究することとして、作業を進めてきた。

したがって、現段階においては、第１分類についてはかなり検討が進んでいるが、第２分類については他省庁との調整事項等も多く、検討が進んでいる状況にはなく、第３分類については未だ研究に着手していない。

2　第１分類についての問題点の概要

(1)　現行法令に基づく法令の未制定の問題

ア　自衛隊法第103条は、有事の際の物資の収用、土地の使用等について規定しているが、物資の収用、土地の使用等について知事に要請する者、要請に基づき知事が管理する施設、必要な手続等は、政令で定めることとされており、この政令が未だ制定されていない。

したがって、同条の規定により必要な措置をとりうることとするためには、この政令を整備しておくことが必要であり、この政令に盛り込むべき内容について検討した。

この概略は、別紙のとおりである。

イ　防衛庁職員給与法第30条は、出動を命ぜられた職員に対する出動手当の支給、災害補償その他給与に関し必要な特別の措置について別に法律で定めると規定しているが、この法律は、未だ制定されていない。

この法律に盛り込むべき内容としては、支給すべき手当の種類、支給の基準、支給対象者、災害補償の種類等が考えられ、これらの項目について検討を進めているところである。

(2)　現行規定の補備の問題

ア　自衛隊法第103条の規定による措置をとるに際して、処分の相手方の居所が不明の場合等、公用令書の交付ができない場合についての規定がない。このため、物資の収用、土地の使用等を行いえない事態が生ずることがあり、そのような場合に措置をとりうるようにすることが必要であると考えられる。

イ　自衛隊法第103条の規定により土地の使用を行う場合、その土地にある工作物の撤去についての規定がない。このため、土地の使用に際してその使用の有効性が失われることがあり、工作物を撤去しうるようにすることが必要であると考えられる。

ウ　自衛隊法第103条の規定により物資の保管命令を発する場合に、この命令に従わない者に対する罰則規定がないが、災害救助法等の同種の規定には罰則があるので権衡上必要ではないかとの見方もあり、必要性、有効性等につき引き続いて検討していくこととしている。

エ　なお、有事法制の研究と直接関連するものではないが、自衛隊法第95条に規定する防護対象には、レーダー、通信器材等が含まれていないので、これらを防護対象に加えることが必要であると考えられる。

(3)　現行規定の適用時期の問題

ア　自衛隊法第103条の規定による土地の使用に関しては、陣地の構築等の措置をとるには相当の期間を要するので、そのような土地の使用については、防衛出動命令下令後から措置するのでは間に合わないことがあるため、例えば、防衛出動待機命令下令時から、これを行いうるようにすることが必要であると考えられる。

イ　自衛隊法第22条の規定による特別の部隊の編成等に関しては、編成等に相当の期間を要し、防衛出動命令下令後から行うのでは間に合わないことがあるので、例えば、防衛出動待機命令下令時から、これを行いうるようにすることが必要であると考えられる。

ウ　自衛隊法第70条の規定による予備自衛官の招集に関しては、招集に相当の期間を要し、防衛出動命令下令後から行うのでは間に合わないことがあるので、例えば、防衛出動待機命令下令時から、これを行いうるようにすることが必要であると考えられる。

(4)　新たな規定の追加の問題

ア　自衛隊法には、自衛隊の部隊が緊急に移動する必要がある場合に、公共の用に供されていない土地等を通行するための規定がない。このため、部隊の迅速な移動ができず、自衛隊の行動に支障をきたすことがあるので、このような場合には、公共の用に供されていない土地等の通行を行いうることとする規定が必要であると考えられる。

イ　自衛隊法には、防衛出動待機命令下にある部隊が侵害を受けた場合に、部隊の要員を防護するために必要な措置をとるための規定がない。このため、部隊に大きな被害を生じ、自衛隊の行動に支障をきたすことがあるので、当該部隊の要員を防護するため武器を使用しうることとする規定が必要であると考えられる。

3　今後の研究の進め方及び問題点の取扱い

今後の有事法制の研究については、今回まとめた内容にさらに検討を加えるとともに、未だ検討が進んでいない分野について検討を進めていくことを予定しているところである。

なお、今回の報告で取り上げた問題点の今後の取扱いについては、有事法制の研究とは別に、防衛庁において検討するとともに、関係省庁等との調整を経て最終的な決定を行うこととなろう。

（別紙省略）

資料15　有事法制の研究について

（昭和59年10月16日）

1　経緯及び第2分類の検討

(1)　経緯

ア　有事法制の研究は、昭和52年8月、内閣総理大臣の了承の下に、防衛庁長官の指示によって開始されたものであり、自衛隊法第76条の規定により防衛出動を命ぜられるという事態において自衛隊がその任務を有効かつ円滑に遂行する上での法制上の

諸問題を研究の対象とするものである。自衛隊は有事に際して我が国の平和と独立を守り国の安全を保つためのものである以上、日ごろからこれに備えて研究しておくことは当然であると考える。研究を進めるに当たっての基本的な考え方については、昭和53年９月21日の見解で示したところであり、現在これに基づいて作業を進めているところである。

イ　有事法制の研究の対象となる法令は、防衛庁所管の法令（第１分類）、他省庁所管の法令（第２分類）及び所管省庁が明確でない事項に関する法令（第３分類）に区分され、そのうち第１分類については、問題点の概要を取りまとめて、昭和56年４月、国会の関係委員会に報告したところである。

ウ　その後の有事法制の研究では、第１分類に引き続いて第２分類に重点を置いて検討を進めた。

(2)　第２分類の検討

他省庁所管の法令について、現行規定の下で有事に際しての自衛隊の行動の円滑を確保する上で支障がないかどうかを防衛庁の立場から検討し、検討項目を拾い出した上、当該項目に関係する条文の解釈、適用関係について関係省庁と協議、調整を行った。

現在までに検討した事項と問題点の概要を整理すれば、次のとおりである。

2　第２分類で検討した事項と問題点の概要

現行自衛隊法においては、他省庁所管の法令について、特例や適用除外の規定があり、自衛隊の任務遂行に必要な法制の骨幹は、整備されているが、今回検討した項目には、なお法令上特例措置が必要と考えられる事項もあり、また法令上必要とされる特定行政庁の承認、協議等手続に係る事項も相当数含まれている。

特定行政庁の承認、協議等の手続は、有事に際しての自衛隊の行動の円滑を確保するため関係省庁の協力を得て迅速に措置されることが必要である。

自衛隊と他省庁との連絡協力については、自衛隊法第86条の関係機関との連絡及び協力の規定並びに同法第101条の海上保安庁等との関係の規定によって、基本的枠組が整備されており、また、具体的な手続に際して、手続の迅速化を配慮するなど関係省庁の協力が当然得られるものと考えられるところである。

このような基本的枠組等を踏まえて、有事に際しての自衛隊の行動等の態様に区分して検討した事項と問題点の概要を整理すれば、次のとおりである。

(1)　部隊の移動、輸送について

ア　陸上移動等

有事に際しては、速やかに部隊を移動させ、その任務遂行上必要な物資を輸送する必要があるが、これについては「道路交通法」に基づく公安委員会等による交通規制の実施及び公安委員会の指定に係る緊急自動車の運用により、おおむね円滑に行えるものと考えられる。

しかしながら、道路、橋が損傷している場合に、部隊の移動、物資の輸送のためその道路等を応急補修し、通行しなければならないことが考えられるが、この場合「道路法」上、部隊自らがその補修を行うことができないことがある。したがって、部隊自らが応急補修を行うことも含めて、損傷した道路等を滞りなく通行できるよう「道路法」に関して特例措置が必要であると考えられる。

イ　海上移動等

有事に際して自衛隊の使用する船舶は、その任務の有効かつ円滑な遂行を図るため、速やかに移動、輸送を行う必要があるが、その航行等については民間船舶と同様に船舶交通の安全を図るための「港則法」、「海上交通安全法」及び「海上衝突予防法」が適用される。

この場合、一定の港における「港則法」による夜間入港の制限又は特定海域における「海上交通安全法」による航路航行義務等の航行規制を受けるが、これらについては、夜間入港の際の港長の迅速な許可又は緊急用務船舶の指定により、自衛隊の任務遂行上支障がないと考えられる。

なお、「海上衝突予防法」の適用について検討を加えたが特に問題とする事項はないと思われる。

ウ　航空移動等

有事に際して自衛隊機は、その任務の有効かつ円滑な遂行を図るため、速やかに移動、輸送を行う必要がある。

防衛出動時の自衛隊機の飛行については、その任務と行動の特性から自衛隊法第107条により「航空法」の規定の相当部分が適用除外されている。

しかし、自衛隊機は、その任務遂行のため、計器気象状態（悪天候）であっても計器飛行方式によらないで飛行する必要があり、このような飛行は、「航空法」によって、やむを得ない事由がある場合又は運輸大臣の許可を受けた場合でなければできないとされている。また、特別管制空域を計器飛行方式によらないで飛行する必要があり、これについても、同法によって運輸大臣の許可を得なければならないとされている。これらの飛行については、同法に基づく運輸大臣の迅速な許可等の措置がな

されれば、自衛隊機の行動に支障がないものと考えられる。

(2) 土地の使用について

部隊は、侵攻が予想される地域に陣地を構築するために土地を使用する必要がある。

一方、国土の利用について海岸、河川、森林などの態様に応じて「海岸法」、「河川法」、「森林法」、「自然公園法」等の法令により、国土の保全に資する等の観点から、一定の区域について立入り、木竹の伐採、土地の形状の変更等に対する制限等が設けられ、土地を使用する場合には、原則として法令で定められている手続が必要である。

部隊があらかじめ陣地を構築するために土地を使用する場合においても、法令に定められた許可手続に従い又は許可手続の例により行うほかなく、侵攻の態様によってはそれらの手続をとるいとまがないことが考えられ、また、法令によっては「非常災害」に際しての応急的な措置について、手続をとらなくても一定の範囲内で土地を使用し得るとされているものもあるが、これにも当たらないとされている。さらに、構築される陣地の形態によっては、これらの法令上許可し得る範囲を超えることも考えられる。

したがって、有事に際しての自衛隊による土地の使用等については、「海岸法」等に関して特例措置が必要であると考えられる。

(3) 構築物建造について

有事に際して、航空基地等では、他の基地に所在する航空部隊の機動展開を受け入れ、あるいは、抗たん性を強化するために航空機用えん体、指揮所、倉庫等を建築することがある。

一方、「建築基準法」は、建築物を建築する際の工事計画の建築主事への通知等の手続、構造の基準等を定めている。

航空機用えん体、指揮所、倉庫等を建築する際にも、同法に定められている手続を行い、構造の基準を満たさなければならないため、速やかに建築を進めることができないことも考えられる。

したがって、有事に際して自衛隊の建築する建築物については、「建築基準法」に関して特例措置が必要であると考えられる。

(4) 電気通信について

有事に際しては、部隊等相互間において通信量が増大することが予想され、また、通信系の抗たん性を確保することが必要となる。

自衛隊法第104条では、防衛庁長官は、防衛出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行上必要があると認める場合には、緊急を要する通信を確保するため、郵政大臣に対し、公衆電気通信設備を優先的に利用すること及び「有線電気通信法」第3条第3項第3号に掲げる者が設置している電気通信設備を使用することについて必要な措置をとることを求めることができ、郵政大臣はその要求に沿うように適当な措置をとるものとすることが規定されており、また「有線電気通信法」、「公衆電気通信法」及び「電波法」では、天災、事変等一般的に住民の生命、財産の安全又は公共の安全が脅かされるような非常事態の際の重要な通信の確保について規定されている。防衛出動下令事態における自衛隊の任務遂行上必要な通信の確保については、これらの諸規定に従って措置されるものであり、自衛隊の任務遂行に支障がないものと考えられる。

(5) 火薬類の取扱いについて

ア 自衛隊の保有する火薬類は、各地の自衛隊の施設内の弾薬庫に貯蔵されており、有事に際して部隊が展開する地域へ輸送する必要がある。火薬類の輸送手段としては、鉄道輸送、車両輸送、船舶輸送等が考えられ、火薬類の積載方法、積載重量、運搬方法等について、「火薬類取締法」等の法令によって規制されているが、自衛隊機及び自衛艦による輸送については、自衛隊法第107条及び第109条により、積載方法、積載重量等について適用除外されている。火薬類の輸送については、これらの法令に従いおおむね円滑に実施できるものと考えられる。

しかしながら、火薬類を車両に積載して輸送する場合に、状況によっては夜間に火薬類の積卸しを行う必要があるが、「火薬類の運搬に関する総理府令」によって火薬類の積卸しは夜間を避けて行うこととされている。また、隊員が一定量以上の火薬類を携帯して民間自動車渡船(フェリー)に乗船する場合や、火薬類を積載した車両を一般の隊員とともに自動車渡船に積載する場合もあるが、「危険物船舶運送及び貯蔵規則」によれば、一定量以下の火薬類を除き船舶に持ち込んではならず、また、火薬類を積載した車両の運転手、乗務員及び貨物の看守者以外の者が乗船している自動車渡船に火薬類を積載した車両を積載してはならないとされている。

したがって、これらについて自衛隊の任務遂行に支障が生じないよう措置することが必要であると考えられる。

イ 防衛行動において使用される火薬類を、使用又は輸送するために必要な範囲内で、一時的に野外に集積することが考えられるが、そのような集積は、「火薬類取締法」上の「消費」又は「運搬」に当たるものと解される。「消費」に当たる場合は、自衛隊法第106条により規制が適用除外とされており、また、「運搬」に当たる場合は、安全措置等を講じることが必要とはなるが、自衛隊の任務遂行に支障はないものと考えられる。

(6) 衛生医療について

有事に際しては負傷者が多数発生することが考えられるが、負傷者の容体からみて早急に処置を必要とする場合又は既設の病

院、診療所へ輸送する手段がない場合には、自衛隊の設置する野戦病院等に負傷者を収容し、医療を行わなければならないことがある。

一方、「医療法」によれば病院等を設置する場合には厚生大臣に協議等を行うこと、また、その病院等は同法に定める構造設備を有することとされている。

自衛隊の設置する野戦病院等は、部隊の移動に合わせて移動する必要があるため、構造設備等の基準を満たすことは困難であると思われる。

したがって、有事に際して自衛隊の設置する野戦病院等については、「医療法」に関して特例措置が必要であると考えられる。

(7) 戦死者の取扱いについて

有事に際して戦死者については、人道上、衛生上の見地から、部隊が埋葬又は火葬することが考えられる。

一方、「墓地、埋葬等に関する法律」によって、墓地以外の場所に埋葬すること、火葬場以外の場所で火葬することが禁じられており、また、墓地に埋葬し、火葬場で火葬する場合にも、市町村長の許可が必要であるとされている。

死者が一時期に広範な地域にわたって生じた場合には、既存の墓地、火葬場で埋葬、火葬することが困難となり、市町村長の許可を迅速に得ることも困難であると思われる。

したがって、有事に際して部隊が行う埋葬及び火葬については、「墓地、埋葬等に関する法律」に関して特例措置が必要であると考えられる。

(8) 会計経理について

自衛隊が必要とする工事用資材等の物資を調達する場合、現行の会計法令上では、いわゆる同時履行の原則によることとされているが、自衛隊が必要とする船舶、航空機等については、前金払及び概算払の方式が認められているところである。

有事に際しては、自衛隊の任務遂行に支障が生じないよう工事用資材等の物資の調達についても、前金払等の方式が講ぜられるよう措置されることが必要であると考えられる。

3 今後の研究の進め方

以上に述べたとおり、第2分類について問題点の整理はおおむね終了したと考えられるが、なお、研究は今後も引き続き進める必要があり、その際、有事において自衛隊の行動が円滑に行われるための準備の重要性にかんがみ、陣地の構築のための土地の使用、建築物の建築等の特例措置について、例えば、防衛出動待機命令下令時から適用するというような点をも考慮する必要があると考えている。

また、これまでの検討を踏まえて整理すれば、有事における、住民の保護、避難又は誘導を適切に行う措置、民間船舶及び民間航空機の航行の安全を確保するための措置、電波の効果的な使用に関する措置など国民の生命財産の保護に直接関係し、かつ、自衛隊の行動にも関連するため総合的な検討が必要と考えられる事項及び人道に関する国際条約(いわゆるジュネーブ4条約)に基づく捕虜収容所の設置等捕虜の取扱いの国内法制化など所管省庁が明確でない事項が考えられ、これらについては、今後より広い立場において研究を進めることが必要であると考えている。

(資料省略)

資料16　中期防衛力整備計画(平成8年度～平成12年度)について

(平成7年12月14日　安全保障会議決定
平成7年12月15日　閣　議　決　定)

平成8年度から平成12年度までを対象とする中期防衛力整備計画について、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定)に従い、別紙のとおり定める。

(別　紙)

中期防衛力整備計画(平成8年度～平成12年度)

1．計画の方針

平成8年度から平成12年度までの防衛力整備に当たっては、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定。以下「新防衛大綱」という。)に従い、以下を計画の基本として、適切な防衛力の整備に努めることとする。

1 基幹部隊、主要装備等については、新防衛大綱に定める新たな防衛力の水準への円滑な移行に配意しつつ、合理化・効率化・コンパクト化を推進する。

2 多様な事態に対して有効に対応し得るよう必要な機能の充実及び防衛力の質的な向上に努める。

3 養成及び取得に長期間を要する要員及び装備を、教育訓練部門等において保持したり、即応性の高い予備自衛官を確保することにより、事態の推移に円滑に対応し得るように適切な弾力性を確保する施策に着手する。

4 日米安全保障体制の信頼性の向上を図るための各種施策を引き続き推進する。

5　より安定した安全保障環境の構築への貢献のための各種施策を推進する。

6　その時々の経済情勢、格段に厳しさを増している財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、節度ある防衛力の整備に一層努力する。

2．基幹部隊の見直し等

1　陸上自衛隊については、装備の近代化にも配意しつつ、5個の師団について改編を実施する。その際、2個の師団については旅団に改編し、このうち1個を空中機動性を高めた旅団とするとともに、改編した師団及び旅団のそれぞれについて、その一部の部隊を即応性の高い予備自衛官を主体として編成する。また、即応性の高い予備自衛官に係る所要の施策を講ずる。

これらの改編に伴い、陸上自衛隊の編成定数及び常備自衛官定員を計画的かつ段階的に削減することとし、計画期間末の編成定数については、おおむね17万2千人程度、常備自衛官定員については、おおむね16万7千人程度、即応予備自衛官員数については、おおむね5千人程度をめどとする。なお、陸上自衛隊の常備自衛官の充足については、定員の削減を踏まえつつ、計画期間末において、おおむね14万7千人程度をめどとする。

2　海上自衛隊については、護衛艦部隊(地方隊)のうち2個護衛隊を廃止するとともに、潜水艦部隊に教育部隊を新編するほか、機動的に運用する掃海部隊を1個掃海隊群へ集約化する。また、固定翼哨戒機部隊については1個航空隊を廃止するとともに、固定翼哨戒機部隊及び陸上回転翼哨戒機部隊のうちそれぞれ1個航空隊を搭乗員を専門に養成するための教育部隊とする。

3　航空自衛隊については、警戒管制部隊のうち2個方面隊の一部の警戒群を警戒隊とするとともに、要撃戦闘機部隊について1個飛行隊を廃止する。

4　各自衛隊の統合的かつ有機的な運用に特に配意するとの観点から、統合幕僚会議の機能の充実等について検討の上、必要な措置を講ずる。

3．主要事業内容

1　防空能力

(1)　防空要撃能力については、将来における技術的水準の動向に対応して、現有の要撃戦闘機(F－15)を今後とも有効に活用するため、近代化のための試改修を行う。

(2)　重要地域等の防空火力については、引き続き、現有の地対空誘導弾(ペトリオット)の能力向上を行うとともに、地対空誘導弾(ホーク)改善用装備品を整備する。

また、短距離地対空誘導改善用装備品、近距離地対空誘導弾、高射機関砲等を整備する。

2　周辺海域の防衛能力及び海上交通の安全確保能力

(1)　艦艇については、護衛艦、潜水艦、掃海艇、ミサイル艇等を建造する。護衛艦の建造に当たっては、護衛艦部隊全般の効率的な在り方に留意しつつ、更新・近代化を推進する。

(2)　航空機については、引き続き、哨戒ヘリコプター(SH－60J)を整備するとともに、将来の技術的水準の動向に対応して、現有の固定翼哨戒機(P－3C)を今後とも有効に活用するため、所要の能力向上のための改修を行う。また、固定翼哨戒機(P－3C)の後継機に関し、検討の上、必要な措置を講ずる。

3　着上陸侵攻対処能力

(1)　洋上・水際撃破能力等については、現有の支援戦闘機(F－1)の後継機として、新たな支援戦闘機(F－2)を整備するとともに、引き続き地対艦誘導弾(SSM－1)を整備する。

(2)　火力、装甲機動力、対戦車火力については、老朽装備の更新・近代化を主体に、火砲、多連装ロケットシステム、戦車、装甲車、多目的誘導弾システムを含む対戦車火器等を整備するとともに、空中火力の向上のため、引き続き、対戦車ヘリコプター(AH－1S)を整備する。

4　輸送力及び機動力

輸送力及び機動力については、引き続き、輸送ヘリコプター(CH－47)、輸送艦等を整備する。また、輸送機(C－1)の後継機に関し、検討の上、必要な措置を講ずる。

空中給油機の性能、運用構想等空中給油機能に関する検討を行い、結論を得、対処する。

5　情報・指揮通信能力

(1)　警戒監視等については、引き続き、固定式3次元レーダー装置及び移動式警戒監視システムを整備するとともに、早期警戒管制機の運用態勢の整備を行うほか、艦艇、航空機等による周辺海・空域の監視態勢を充実する。また、警戒管制部隊の効率化・合理化を図るために必要な措置を講ずる。

(2)　情報については、戦略情報を含む高度の情報収集・分析等を総合的に実施し得る体制等の充実を図るため、既存の情報組織の見直しを行うとともに、中央情報組織を新編しその機能の充実を図るほか、情報部隊の効率的な体制の整備を行う。また、各種情報収集手段等を整備するとともに、能力の高い情報専門家を確保する。

(3) 指揮通信については、中央において適時適切かつ総合的な観点から指揮し得る体制を確保するため、防衛庁本庁庁舎の移転に伴い、新中央指揮システムの整備を行う。また、引き続き、防衛統合ディジタル通信網(IDDN)の整備、指揮機能の充実、衛星通信の利用等各種施策を推進する。

6 継戦能力及び抗たん性

継戦能力及び抗たん性の確保については、引き続き、弾薬の整備等各種施策を推進する。

7 教育訓練体制

教育訓練体制の充実及び効率化・合理化を図るため、戦闘部隊において保持する装備と同様のものを教育訓練部門において保持する。この一環として、要撃戦闘機(F－15DJ)及び新たな支援戦闘機(F－2)を整備する。

また、中等練習機(T－4)等の航空機、訓練支援艦及び各種の教育訓練用器材等を整備するとともに、訓練施設等教育訓練環境の改善を図る。

8 救難体制

救難体制の向上及び効率化を図るため、引き続き、救難飛行艇(US－1A)、救難ヘリコプター(UH－60J)、救難捜索機(U－125A)等を整備する。

9 人事及び衛生

高い士気及び能力並びに広い視野を備えた隊員を保持するため、隊員の処遇改善、他省庁・民間との交流等各種の人事及び衛生諸施策を引き続き推進する。

その際、隊員の生活勤務環境の向上を図るため、地域や勤務の特性、新たな体制への移行等に配意しつつ、隊舎、宿舎等の建設・改修を引き続き推進するとともに、厚生施設等の整備・充実を図る。

10 施設

(1) 老朽建物の建替を推進するとともに、新たな体制への移行をも考慮しつつ、装備品等の取得、部隊の編成に必要な施設を整備するほか、弾薬施設、訓練施設等の整備を図る。

(2) 周辺地域とのより一層の調和を図るため、引き続き、基地周辺対策を推進する。

11 技術研究開発

新中距離地対空誘導弾を始めとする各種誘導弾、救難飛行艇(US－1A改)その他の装備、器材等について、ライフサイクルコストの抑制に十分配意しつつ、研究開発を推進する。また、技術研究開発体制の充実を図るほか、技術進歩のすう勢等を十分に勘案して、先端的な技術の確立に資するため、技術実証型研究を含む各種研究を行う。

12 日米安全保障体制の信頼性の向上を図るための施策

(1) 情報交換、政策協議等の充実を図る。

(2) 共同研究並びに共同演習・共同訓練及びこれらに関する相互協力の充実等を含む運用面における効果的な協力態勢を構築する。

(3) 日米共同研究等装備・技術面での幅広い相互交流の充実に努める。

(4) 引き続き在日米軍駐留支援及び沖縄の施設・区域の整理・統合・縮小を含む在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。

13 災害救援等

大規模な災害等人命又は財産の保護を必要とする各種の事態に対して、適時適切に災害救援等の行動を実施するための各種施策を実施する。

14 より安定した安全保障環境の構築への貢献

(1) 国際平和協力業務等を適時適切に実施するための各種施策を実施する。

(2) 安全保障対話・防衛交流を引き続き推進し、我が国の周辺諸国を含む関係諸国との間の信頼関係の増進を図る。

(3) 国際連合、国際機関等が行う軍備管理・軍縮分野における諸活動に対し協力する。

15 その他

(1) 弾道ミサイル防衛については、その有用性、費用対効果等に関し、総合的見地から十分に検討の上、結論を得るものとする。

(2) 調達価格等の抑制を図るため、情報化等に対応しつつ、効率的な調達補給態勢の整備に努める。

4．整備規模

前記3．(主要事業内容)に示す装備品のうち、主要なものの具体的整備規模は、別表のとおりとする。

5．所要経費

1 この計画の実施に必要な防衛関係費の総額の限度は、平成7年度価格でおおむね25兆1,500億円程度をめどとする。

2 各年度毎の予算の編成に際しては、一層の効率化、合理化に努め、極力経費を抑制するよう努力するとともに、その時々の経

済情勢、格段に厳しさを増している財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、この計画の所要経費の枠内で決定するものとする。なお、将来における予見し難い事象への対応、より安定した安全保障環境の構築への貢献等特に必要と認める場合にあっては、安全保障会議の承認を得て、この計画の所要経費の他、1,100億円を限度として、これらの事業の実施について措置することができるものとする。

その際、「今後の防衛力整備について」(昭和62年1月24日安全保障会議及び閣議決定)に示された節度ある防衛力の整備を行うという精神は、引き続きこれを尊重するものとする。

3　この計画については、3年後には、その時点における国際情勢、技術的水準の動向、経済財政事情等内外諸情勢を勘案し、この計画に定める所要経費の総額の範囲内において、必要に応じ見直しを行う。

（別　表）

区　分	種　類	整備規模
陸上自衛隊	戦車	96両
	火砲(追撃砲を除く。)	45門
	多連装ロケットシステム	45両
	装甲車	168両
	地対艦誘導弾	24両
	対戦車ヘリコプター(AH－1S)	4機
	輸送ヘリコプター(CH－47JA)	12機
	地対空誘導弾(ホーク)改善用装備品	2個群
海上自衛隊	護衛艦	8隻
	潜水艦	5隻
	その他	18隻
	自衛艦建造計 (トン数)	31隻 (約10.0万トン)
	哨戒ヘリコプター(SH－60J)	37機
航空自衛隊	要撃戦闘機(F－15DJ)	4機
	支援戦闘機(F－2)	47機
	輸送ヘリコプター(CH－47J)	6機
	中等練習機(T－4)	59機

資料17　中期防衛力整備計画（平成８年度～平成12年度）の見直しについて

（平成９年12月19日
安全保障会議決定
閣　議　決　定）

（防衛力整備の考え方）

1　現在、我が国の防衛力整備は、中期防衛力整備計画（平成８年度～平成12年度）（平成７年12月14日安全保障会議決定、平成７年12月15日閣議決定）の下で実施されている。同計画は、「平成８年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成７年11月28日安全保障会議及び閣議決定。以下「防衛大綱」という。）に従い策定したものであり、防衛大綱に定める新たな防衛力の水準への円滑な移行に配意しつつ、合理化・効率化・コンパクト化を推進すること等を計画の基本として、適切な防衛力の整備に努めることとしている。

（財政構造改革の推進と計画の見直しの取扱い）

2　防衛大綱策定に当たって考慮された国際情勢のすう勢については基本的に変化はないものの、経済・財政事情についてはその後一層厳しさを増している。

今般の財政構造改革は、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえ、経済構造改革を推進しつつ、財政収支を健全化し、様々な課題に十分対応できる財政構造を実現するために行われるものであり、これをできる限り早期に、かつ強力に推進する必要がある。

以上を踏まえ、同計画において３年後に行うこととされている計画の見直しをこれを待たずして行うこととする。

（見直しの方針）

3　同計画の１．（計画の方針）に示す計画の基本のうち、１の主要装備については、新たな防衛力の水準への円滑な移行に配意し、防衛大綱に定める防衛力の水準を全体として適切に維持しつつより緩やかな形で整備を進めるとの観点から、防衛力の弾力的な運用を図ることを念頭に、計画に定める事業の実施を一部見送ることとする。

（整備規模）

4　同計画の（別表）に示す主要な装備品の具体的整備規模は別表のとおりとする。

（所要経費）

5　上記３（見直しの方針）に基づく主要な装備品の整備規模の見直しその他の措置により、同計画の５．（所要経費）に示す防衛関係費の総額の限度は、平成７年度価格でおおむね24兆2,300億円程度をめどとすることとする。

（その他）

6　SACO（沖縄に関する特別行動委員会）関連事業については着実に実施し、その所要経費については別途明らかにすることとする。

（別　表）

区　分	種　類	整　備　規　模
陸上自衛隊	戦車	90両
	火砲（迫撃砲を除く。）	40門
	多連装ロケットシステム	45両
	装甲車	157両
	地対艦誘導弾	24両
	対戦車ヘリコプター（AH－１S）	３機
	輸送ヘリコプター（CH－47JA）	９機
	地対空誘導弾（ホーク）改善用装備品	1.75個群
海上自衛隊	護衛艦	７隻
	潜水艦	５隻
	その他	18隻
	自衛艦建造計	30隻
	（トン数）	（約9.4万トン）
	哨戒ヘリコプター（SH－60J）	37機
航空自衛隊	要撃戦闘機（F－15DJ）	４機
	支援戦闘機（F－２）	45機
	輸送ヘリコプター（CH－47J）	４機
	中等練習機（T－４）	54機

資料18　2000年度(平成12年度)主要事業の経費

1　装備の充実

（単位：百万円）

区　分	数　量	総　額	00年度の予算額	後年度負担額
陸上装備				
90式戦車	18両	15,494	0	15,494
89式装甲戦闘車	2両	1,269	0	1,269
96式装輪装甲車	28両	3,686	0	3,686
99式自走155mmりゅう弾砲	7両	7,280	0	7,280
多連装ロケットシステムMLRS	9両	16,563	0	16,563
87式自走高射機関砲	1両	1,444	0	1,444
87式偵察警戒車	2両	550	0	550
化学防護車	3両	531	0	531
その他		8,982	0	8,982
合　計		55,800	0	55,800
誘導弾				
地対空誘導弾ホーク改善用装備品	0.25個高射特科群分	13,047	0	13,047
地対空誘導弾(ペトリオット)	―	19,963	50	19,912
地対空誘導弾ペトリオット改善用装備品	0.5個高射群分	6,480	69	6,411
81式短距離地対空誘導弾改善用装備品	2セット	7,816	0	7,816
93式近距離地対空誘導弾	8セット	5,538	0	5,538
91式携帯地対空誘導弾	11セット	909	0	909
88式地対艦誘導弾	4両	4,856	0	4,856
96式多目的誘導弾システム	3セット	4,445	0	4,445
その他		1,885	305	1,580
合　計		64,939	425	64,515
航空機				
陸上自衛隊				
観測ヘリコプター(OH-I)	4機	8,265	0	8,265
多用途ヘリコプター(UH-60JA)	3機	10,109	0.2	10,109
多用途ヘリコプター(UH-IJ)	7機	8,574	0	8,574
輸送ヘリコプター(CH-47JA)	2機	10,159	0.2	10,159
連絡偵察機(LR-2)	1機	1,313	0	1,313
小　計	17機	38,419	0.4	38,419
海上自衛隊				
哨戒ヘリコプター(SH-60J)	7機	35,522	0	35,522
計器飛行練習機(TC-90)	3機	2,150	0	2,150
初級操縦練習ヘリコプター(OH-6DA)	1機	296	14	282
哨戒ヘリコプター(SH-60J)の能力向上	(9機)	1,053	0	1,053
小　計	11機	39,020	14	39,007

（単位：百万円）

区　　　分	数　量	総　額	00年度の予算額	後年度負担額
航空自衛隊				
支援戦闘機（F-2）	9機	106,468	3	106,465
輸送ヘリコプター（CH-47J）	1機	4,457	0	4,457
早期警戒機E-2C改善用装備品	（2機）	8,614	79	8,536
救難捜索機（U-125A）	2機	7,739	0	7,739
救難ヘリコプター（UH-60J）	2機	7,195	0	7,195
中等練習機（T-4）	9機	22,650	6	22,644
新初等練習機	2機	748	3	746
輸送機・救難機等基本操縦練習機（T-400）	2機	4,939	0	4,939
小　　計	27機	162,812	90	162,721
合　　計	55機	240,252	105	240,147
艦船				
甲型警備艦（DD）	1隻	64,071	99	63,973
潜　水　艦（SS）	1隻	46,394	67	46,327
掃　海　艇（MSC）	1隻	14,745	10	14,735
ミサイル艇（PG）	2隻	18,632	31	18,601
補　給　艦（AOE）	1隻	45,101	155	44,946
輸送用エアクッション艇（LCAC）	（2隻）	10,858	0	10,858
ミサイル艇の能力向上	（2隻）	2,714	354	2,360
支　援　船	3隻	2,259	164	2,095
合　　計	9隻	204,774	879	203,895

（注）1　金額は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。
2　地対空誘導弾（ペトリオット）の金額は、射耗用ミサイルの整備等に要する経費などである。
3　E-2Cの改善については、既就役機の改善に係る事業であるため、2000年度の機数の合計には含まない。
4　哨戒ヘリコプター（SH-60J）の能力向上については、99年度調達の哨戒ヘリコプター（SH-60J）の不審船対処能力を向上させる事業であるため、機数の合計には含まない。
5　輸送用エアクッション艇（LCAC）については、99年度建造輸送艦（LST）の搭載艇であるので、隻数の合計には含まない。
6　ミサイル艇の能力向上については、99年度建造ミサイル艇の不審船対処能力を向上させる事業であるため、隻数の合計には含まない。

2　その他の主要事項

（単位：百万円）

区　　　分	99年度予算額	00年度予算額	対前年度伸率（%）
指揮通信・情報機能	(96,287) 115,147	(94,707) 119,541	3.8
教育訓練等	(525,962) 752,220	(515,313) 782,046	4.0
隊員施策	(80,427) 236,740	(79,582) 215,173	△9.1
防衛施設	(151,295) 182,244	(149,235) 168,732	△7.4
研究開発	(116,044) 145,237	(117,276) 134,774	△7.2
基地対策	(104,729) 540,180	(102,729) 544,683	0.8

（注）上段（　）内は、新規国庫債務負担行為の後年度負担額である。

資料

資料19　2000年度(平成12年度)に調達する主要装備

種別		単位	調達量	
			99年度	00年度
陸上自衛隊	89式小銃	丁	3,308	2,937
	9mm機関けん銃	丁	70	100
	5.56mm機関銃MINIMI	丁	157	174
	12.7mm重機関銃	丁	124	124
	87式対戦車誘導弾発射装置	セット	23	22
	81mm迫撃砲L16	門	42	52
	120mm迫撃砲RT	門	27	22
	96式自走120mm迫撃砲	両	3	3
	99式自走155mmりゅう弾砲	両	4	7
	多連装ロケットシステムMLRS	両	9	9
	87式自走高射機関砲	両	1	1
	90式戦車	両	17	18
	89式装甲戦闘車	両	2	2
	96式装輪装甲車	両	28	28
	87式偵察警戒車	両	1	2
	87式砲側弾薬車	両	3	3
	99式弾薬給弾車	両	—	2
	90式戦車回収車	両	2	1
	91式戦車橋	両	1	1
	78式雪上車	両	17	17
	化学防護車	両	1	3
	観測ヘリコプター(OH—I)	機	3	4
	多用途ヘリコプター(UH—60JA)	機	3	3
	多用途ヘリコプター(UH—IJ)	機	5	7
	輸送ヘリコプター(CH—47JA)	機	2	2
	連絡偵察機(LR—2)	機	1	1
	改良ホークの改善	個群	0.25	0.25
	81式短距離地対空誘導弾の改善	セット	2	2
	93式近距離地対空誘導弾	セット	7	8
	91式携帯地対空誘導弾	セット	12	11
	88式地対艦誘導弾	両	4	4
	96式多目的誘導弾システム	セット	6	3

種別		単位	調達量	
			99年度	00年度
海上自衛隊	4,600トン型護衛艦	隻	1	1
	2,700トン型潜水艦	隻	1	1
	510トン型掃海艇	隻	2	1
	200トン型ミサイル艇	隻	2	2
	8,900トン型輸送艦	隻	1	—
	13,500トン型補給艦	隻	—	1
	980トン型多用途支援艦	隻	1	—
	90トン型輸送用エアクッション艇	隻	2	2
	哨戒ヘリコプター(SH—60J)	機	9	7
	救難飛行艇(US—1A)	機	1	—
	計器飛行練習機(TC—90)	機	3	3
	初級操縦練習ヘリコプター(OH—6DA)	機	—	1
航空自衛隊	支援戦闘機(F—2)	機	8	9
	輸送ヘリコプター(CH—47J)	機	2	1
	早期警戒機E—2Cの改善	機	—	2
	救難捜索機(U—125A)	機	2	2
	救難ヘリコプター(UH—60J)	機	2	2
	中等練習機(T—4)	機	10	9
	新初等練習機	機	—	2
	輸送機・救難機等基本操作練習機(T—400)	機	—	2
	地対空誘導弾(ペトリオット)	個群	(注)	—
	地対空誘導弾ペトリオットの改善	個群	—	0.5

（注）現有の地対空誘導弾（ペトリオット）について所要の能力向上を行った。

資料

資料20　防衛関係費(当初予算)の推移

(単位：億円，%)

区分 年度	GNP･GDP(当初見通し)(A)	一般会計歳出(B)	対前年度伸び率	一般歳出(C)	対前年度伸び率	防衛関係費(D)	対前年度伸び率	防衛関係費の対GNP･GDP比(D/A)	防衛関係費の対一般会計歳出比(D/B)	防衛関係費の対一般歳出比(D/C)
55(昭30)	75,590	9,915	△ 0.8	8,107	△ 2.8	1,349	△ 3.3	1.78	13.61	16.6
65(40)	281,600	36,581	12.4	29,198	12.8	3,014	9.6	1.07	8.24	10.3
75(50)	1,585,000	212,888	24.5	158,408	23.2	13,273	21.4	0.84	6.23	8.4
85(60)	3,146,000	524,996	3.7	325,854	△ 0.0	31,371	6.9	0.997	5.98	9.6
91(3)	4,596,000	703,474	6.2	370,365	4.7	43,860	5.45	0.954	6.23	11.8
92(4)	4,837,000	722,180	2.7	386,988	4.5	45,518	3.8	0.941	6.30	11.8
93(5)	4,953,000	723,548	0.2	399,168	3.1	46,406	1.95	0.937	6.41	11.6
94(6)	4,885,000	730,817	1.0	408,548	2.3	46,835	0.9	0.959	6.41	11.5
95(7)	4,928,000	709,871	△ 2.9	421,417	3.1	47,236	0.86	0.959	6.65	11.2
96(8)	4,960,000	751,049	5.8	431,409	2.4	48,455	2.58	0.977	6.45	11.2
97(9)	5,158,000	773,900	3.0	438,067	1.5	49,414 49,475	1.98 2.1	0.958 0.959	6.39 6.39	11.3 11.3
98(10)	5,197,000	776,692	0.4	445,362	1.7	49,290 49,397	△ 0.3 △ 0.2	0.948 0.950	6.35 6.36	11.1 11.1
99(11)	4,963,000	818,601	5.4	468,878	5.3	49,201 49,322	△ 0.2 △ 0.2	0.991 0.994	6.01 6.03	10.5 10.5
00(12)	4,989,000	849,871	3.8	480,914	2.6	49,218 49,358	0.0 0.1	0.987 0.989	5.79 5.81	10.2 10.3

(注) 1　93年度までは国民総生産(GNP)、94年度以降は、国内総生産(GDP)であり、いずれも当初見通しである。
2　97年度、98年度、99年度、2000年度の防衛関係費の欄等の上段はSACO関係経費(97年度：61億円、98年度：107億円、99年度：121億円、2000年度：140億円)を除いたもの、下段は含んだものである。

資料21　一般会計歳出(当初予算)の主要経費の推移

(単位：億円，%)

区分 年度	一般会計歳出	防衛関係費	構成比	社会保障関係費	構成比	文教及び科学振興費	構成比	公共事業関係費	構成比
55(昭30)	9,915	1,349	13.6	1,043	10.5	1,308	13.2	1,635	16.5
65(40)	36,581	3,014	8.2	5,183	14.2	4,751	13.0	7,333	20.0
75(50)	212,888	13,273	6.2	39,282	18.5	25,921	12.2	29,120	13.7
85(60)	524,996	31,371	5.98	95,740	18.2	48,409	9.2	63,689	12.1
91(3)	703,474	43,860	6.2	122,132	17.4	53,944	7.7	66,657	9.5
92(4)	722,180	45,518	6.3	127,378	17.6	56,834	7.9	80,970	11.2
93(5)	723,548	46,406	6.4	131,457	18.2	58,205	8.0	86,001	11.9
94(6)	730,817	46,835	6.4	134,816	18.4	59,578	8.2	111,461	15.3
95(7)	709,871	47,236	6.7	139,244	19.6	60,765	8.6	92,398	13.0
96(8)	751,049	48,455	6.5	142,879	19.0	62,270	8.3	96,184	12.8
97(9)	773,900	49,414 49,475	6.4 6.4	145,501	18.8	63,436	8.2	97,447	12.6
98(10)	776,692	49,290 49,397	6.3 6.4	148,431	19.1	63,457	8.2	89,853	11.6
99(11)	818,601	49,201 49,322	6.0 6.0	161,123	19.7	64,632	7.9	94,307	11.5
00(12)	849,871	49,218 49,358	5.8 5.8	167,666	19.7	65,222	7.7	94,307	11.1

(注) 1　91年度以降は比較対照のため99年度予算ベースに組み替えたものである。ただし、99年度については、2000年度との比較対照のため2000年度予算ベースに組み替えたものである。
2　92年度以降の公共事業関係費は、「社会資本整備特別措置法」に基づき91年度まで貸付けを受けて実施されていた公共的建設事業のうち、当面、当該株式の売払収入以外の財源をもって行うこととした金額及び「社会資本整備特別措置法」に基づき、公共的建設事業に係る貸付金の償還時において負担又は補助することとした金額を含んだものである。
3　97年度、98年度、99年度、2000年度の防衛関係費の欄等の上段は、SACO関係経費(97年度：61億円、98年度：107億円、99年度：121億円、2000年度：140億円)を除いたもの、下段は含んだものである。

資料22　防衛関係費（当初予算）の使途別構成の推移

（単位：億円，％）

区分＼年度	91（3）		92（4）		93（5）		94（6）		95（7）	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件・糧食費	17,568	40.1	18,808	41.3	19,396	41.8	19,975	42.6	20,714	43.9
物件費	26,293	59.9	26,711	58.7	27,011	58.2	26,861	57.4	26,522	56.1
装備品等購入費	12,162	27.7	11,419	25.1	10,792	23.3	9,986	21.3	8,699	18.4
研究開発費	1,029	2.3	1,148	2.5	1,238	2.7	1,255	2.7	1,401	3.0
施設整備費	1,360	3.1	1,617	3.6	2,003	4.3	2,006	4.3	2,162	4.6
維持費等	6,969	15.9	7,457	16.4	7,541	16.3	7,932	16.9	8,314	17.6
基地対策経費	4,247	9.7	4,515	9.9	4,842	10.4	5,050	10.8	5,311	11.2
SACO関係経費										
その他	526	1.2	554	1.2	594	1.3	631	1.3	635	1.3
合計	43,860	100.0	45,518	100.0	46,406	100.0	46,835	100.0	47,236	100.0

区分＼年度	96（8）		97（9）		98（10）		99（11）		00（12）	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件・糧食費	20,760	42.8	21,260	43.0 43.0	21,739	44.1 44.0	21,674	44.1 43.9	22,034	44.8 44.6
物件費	27,695	57.2	28,154 28,215	57.0 57.0	27,551 27,657	55.9 56.0	27,527 27,648	55.9 56.1	27,183 27,324	55.2 55.4
装備品等購入費	9,157	18.9	9,347	18.9 18.9	9,442	19.2 19.1	9,629	19.6 19.5	9,141	18.6 18.5
研究開発費	1,496	3.1	1,605	3.2 3.2	1,277	2.6 2.6	1,307	2.7 2.6	1,205	2.4 2.4
施設整備費	2,291	4.7	2,194	4.4 4.4	1,897	3.8 3.8	1,822	3.7 3.7	1,687	3.4 3.4
維持費等	8,736	18.0	8,929	18.1 18.0	9,015	18.3 18.2	8,601	17.5 17.4	8,906	18.1 18.0
基地対策経費	5,352	11.0	5,384	10.9 10.9	5,206	10.6 10.5	5,402	11.0 11.0	5,447	11.1 11.0
SACO関係経費			61	0 0.1	107	0 0.2	121	0 0.2	140	0 0.3
その他	662	1.4	696	1.4 1.4	714	1.4 1.4	765	1.6 1.6	797	1.6 1.6
合計	48,455	100.0	49,414 49,475	100.0	49,290 49,397	100.0	49,201 49,322	100.0	49,218 49,358	100.0

（注）1　装備品等購入費は、武器車両等購入費、航空機購入費、艦船建造費である。
2　維持費等は、営舎費、被服費、訓練活動経費などである。
3　数字は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。
4　97年度、98年度、99年度、2000年度については、金額欄、構成比欄の上段はSACO関係経費（97年度：61億円、98年度：107億円、99年度：121億円、2000年度：140億円）を除いたもの、下段は含んだものである。

資料23　各国国防費の推移

国名＼年度	96 （8）	97 （9）	98 （10）	99 （11）	00 （12）
日本 （億円）	48,455 2.58%	49,414 49,475 1.98% 2.1%	49,290 49,397 △0.3% △0.2%	49,201 49,322 △0.2% △0.2%	49,218 49,358 0.0% 0.1%
米国 （百万ドル）	253,187 △2.4%	258,311 2.0%	256,122 △0.8%	261,380 2.1%	277,476 6.2%
英国 （百万ポンド）	21,425 △1.3%	21,122 △1.4%	22,240 5.3%	22,280 0.2%	
ドイツ （百万マルク）	48,237 0.8%	46,290 △4.0%	46,685 0.8%	47,519 1.8%	
フランス （百万フラン）	189,599 △2.4%	190,922 0.7%	184,725 △3.2%	189,959 2.8%	
ロシア （億ルーブル）	801.851 65.1%	1,043.175 30.1%	817.650 △21.6%	937.025 14.6%	1,408.521 50.3%
中国 （億元）	702.3 11.3%	805.7 14.7%	909.9 12.9%	1,046.5 15.0%	1,205 15.1%

（注）1　資料は、各国予算書、国防白書などによる。
　　　2　%表示は、対前年度伸び率。
　　　3　英国については、退役軍人年金、遺族年金が除かれている。
　　　4　ミリタリー・バランス（1999―2000）の第2部、諸表と分析「国防支出と兵力の国際比較」によれば、98年度の上記諸国の国防費は、米国265, 890百万ドル、英国36, 613百万ドル、ドイツ32, 387百万ドル、フランス39, 807百万ドル、ロシア53, 912百万ドル、中国36, 709百万ドル、日本36, 990百万ドルとなっている。
　　　5　日本の97年度、98年度、99年度、2000年度については、上段は、SACO関係経費（97年度：61億円、98年度：107億円、99年度：121億円、2000年度：140億円）を除いたもの、下段は含んだものである。
　　　6　ロシアにおいては、98年に1000分の1デノミが行われており、96、97年については調整済みの数値。

資料24　自衛官の定員及び現員

（2000.3.31現在）

区分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚会議	合計
定員	171,262	45,752	47,236	1,487	265,737
現員	148,557	42,655	44,207	1,402	236,821
充足率（%）	86.7	93.2	93.6	94.3	89.1

区分	非任期制自衛官				任期制自衛官
	幹部	准尉	曹	士	士
定員	43,737	5,385	138,121	78,494	
現員	42,947（1,335）	5,210（　1）	137,256（3,413）	15,203（1,101）	36,205（4,024）
充足率（%）	98.2	96.8	99.4	65.5	

（注）（　）内は、女子で内数。

資料25　自衛官などの応募及び採用状況（1999年度）

区分			応募者数	採用者数	倍率
一般・技術幹部候補生		陸	6,806（951）	100（10）	68.1（95.1）
		海	3,238（373）	79（5）	41.0（74.6）
		空	2,880（380）	49（4）	58.8（95.0）
		計	12,924（1,704）	228（19）	56.7（89.7）
曹	技術海曹	海	297（63）	23（3）	12.9（21.0）
	看護（ナース）	陸	97	9	10.8
一般曹候補学生		陸	17,825（3,122）	450（36）	39.6（86.7）
		海	5,496（843）	375（25）	14.7（33.7）
		空	7,159（1,031）	408（16）	17.5（64.4）
		計	30,480（4,996）	1,233（77）	24.7（64.9）
自衛隊生徒		陸	8,121	240	33.8
		海	1,562	55	28.4
		空	1,741	58	30.0
		計	11,424	353	32.4
航空学生		海	1,693（100）	70（2）	24.2（50.0）
		空	2,981（155）	64（2）	46.6（77.5）
		計	4,674（255）	134（4）	34.9（63.8）
看護学生		陸	6,269	94	66.7
曹候補士		陸	23,380（3,858）	1,696（100）	13.8（38.6）
		海	6,789（1,006）	490（21）	13.9（47.9）
		空	9,172（1,208）	439（22）	20.9（54.9）
		計	39,341（6,072）	2,625（143）	15.0（42.5）
2士	男子	陸	15,118	3,189	4.7
		海	2,847	336	8.5
		空	3,385	444	7.6
		計	21,350	3,969	5.4
	女子	陸	3,693	499	7.4
		海	786	85	9.2
		空	919	90	10.2
		計	5,398	674	8.0
防衛大学校学生	推薦	理工	225（37）	63（5）	3.6（7.4）
		人社	169（55）	17（5）	9.9（11.0）
		計	394（92）	80（10）	4.9（9.2）
	一般	理工	10,768（1,473）	393（27）	27.4（54.6）
		人社	6,065（1,709）	96（6）	63.2（284.8）
		計	16,833（3,182）	489（33）	34.4（96.4）
防衛医科大学校学生			6,528（1,749）	54（7）	120.9（249.9）

（注）（　）は女子で内数。

資料26　退職自衛官の産業別就職状況

（単位：人（%））

区分＼年度	95	96	97	98	99
農林水産鉱業	42 （ 0.6）	40 （ 0.6）	34 （ 0.5）	35 （ 0.5）	28 （ 0.5）
建設	896 （12.4）	720 （10.7）	691 （ 9.4）	561 （ 8.3）	402 （ 7.7）
製造	1,126 （15.5）	1,048 （15.5）	1,285 （17.5）	987 （14.7）	668 （12.8）
卸売小売	385 （ 5.3）	422 （ 6.3）	397 （ 5.4）	388 （ 5.8）	246 （ 4.7）
金融保険不動産	688 （ 9.5）	674 （10.0）	732 （ 9.9）	740 （11.0）	603 （11.6）
運輸・通信電気・水道ガス	1,166 （16.1）	1,071 （15.9）	1,174 （15.9）	931 （13.8）	692 （13.3）
サービス	2,186 （30.2）	2,030 （30.1）	2,214 （30.1）	2,332 （34.7）	1,893 （36.3）
公務・団体	678 （ 9.4）	694 （10.3）	794 （10.8）	723 （10.7）	647 （12.4）
その他	71 （ 1.0）	45 （ 0.7）	42 （ 0.6）	33 （ 0.5）	30 （ 0.6）
合計	7,238 （100.0）	6,744 （100.0）	7,363 （100.0）	6,730 （100.0）	5,209 （100.0）

（注）比率は四捨五入によっているので、計と符合しないことがある。

資料27　自衛官の教育体系の概要

1　幹部自衛官及び幹部候補生

2　曹士自衛官

資料28　自衛官の心がまえ

（昭和36年6月28日制定）

古い歴史とすぐれた伝統をもつわが国は、多くの試練を経て、民主主義を基調とする国家として発展しつつある。

その理想は、自由と平和を愛し、社会福祉を増進し、正義と秩序を基とする世界平和に寄与することにある。これがためには民主主義を基調とするわが国の平和と独立を守り、国の存立と安全を確保することが必要である。

世界の現実をみるとき、国際協力による戦争の防止のための努力はますます強まっており、他方において、巨大な破壊力をもつ兵器の開発は大規模な戦争の発生を困難にし、これを抑制する力を強めている。しかしながら国際間の紛争は依然としてあとを絶たず、各国はそれぞれ自国の平和と独立を守るため、必要な防衛態勢を整えてその存立と安全をはかっている。

日本国民は、人類の英知と諸国民の協力により、世界に恒久の平和が実現することを心から願いつつ、みずから守るため今日の自衛隊を築きあげた。

自衛隊の使命は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことにある。

自衛隊は、わが国に対する直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行なわれるときは、これを排除することを主たる任務とする。

自衛隊はつねに国民とともに存在する。したがって民主政治の原則により、その最高指揮官は内閣の代表としての内閣総理大臣であり、その運営の基本については国会の統制を受けるものである。

自衛官は、有事においてはもちろん平時においても、つねに国民の心を自己の心とし、一身の利害を越えて公につくすことに誇りをもたなければならない。

自衛官の精神の基盤となるものは健全な国民精神である。わけても自己を高め、人を愛し、民族と祖国をおもう心は、正しい民族愛、祖国愛としてつねに自衛官の精神の基調となるものである。

われわれは自衛官の本質にかえりみ、政治的活動に関与せず、自衛官としての名誉ある使命に深く思いをいたし、高い誇りをもち、次に掲げるところを基本として日夜訓練に励み、修養を怠らず、ことに臨んでは、身をもって職責を完遂する覚悟がなくてはならない。

1　使命の自覚

(1)　祖先より受けつぎ、これを充実発展せしめて次の世代に伝える日本の国、その国民と国土を外部の侵略から守る。

(2)　自由と責任の上に築かれる国民生活の平和と秩序を守る。

資料

2　個人の充実

(1)　積極的でかたよりのない立派な社会人としての性格の形成に努め、正しい判断力を養う。

(2)　知性、自発率先、信頼性及び体力等の諸要素について、ひろく調和のとれた個性を伸展する。

3　責任の遂行

(1)　勇気と忍耐をもって、責任の命ずるところ、身をていして任務を遂行する。

(2)　僚友互いに真愛の情をもって結び、公に奉ずる心を基とし、その持場を守りぬく。

4　規律の厳守

(1)　規律を部隊の生命とし、法令の遵守と命令に対する服従は、誠実厳正に行なう。

(2)　命令を適切にするとともに、自覚に基づく積極的な服従の習性を育成する。

5　団結の強化

(1)　卓越した統率と情味ある結合のなかに、苦難と試練に耐える集団としての確信をつちかう。

(2)　陸、海、空、心を一にして精強に励み、祖国と民族の存立のため、全力をつくしてその負託にこたえる。

資料29　日本の防衛生産額などの推移

(単位：百万円)

項目 / 年度	防衛庁向け生産額(A)	特需額(B)	防衛生産総額(C＝A＋B)	工業生産総額(D)	比率(%)(C／D)
89	1,631,235	1,831	1,633,066	300,533,093	0.54
90	1,757,680	1,738	1,759,418	309,240,866	0.57
91	1,872,612	1,439	1,874,051	342,995,488	0.55
92	1,872,140	1,901	1,874,041	329,355,283	0.57
93	1,781,404	1,659	1,783,063	310,130,630	0.57
94	1,827,273	1,501	1,828,774	298,039,512	0.61
95	1,856,821	1,090	1,857,911	306,625,837	0.61
96	1,959,113	1,394	1,960,507	313,617,190	0.63
97	1,857,573	1,356	1,858,929	323,914,665	0.57
98	1,739,827	947	1,740,774	305,510,465	0.57

(注)　1　「防衛庁向け生産額」は、「装備品等の統計調査に関する訓令」に基づく「装備品等調達契約額調査」による。ただし、昭和37年度以降の「航空機」及び「武器弾薬」については、通商産業大臣官房調査統計部編「機械統計年報」による。

2　「特需額」は、昭和44年度までは通商産業省貿易振興局輸出業務課編「特需調査」によっていたが、昭和45年度以降は、同調査が行われなくなったため、通算産業大臣官房調査統計部編に基づく「機械統計年報」による「航空機」の数値のみを計上している。

3　「工業生産額」は、通商産業大臣官房調査統計部編「工業統計表」による。ただし、「航空機」及び「武器弾薬」については、同部編「機械統計年報」による。また、昭和42年度までは、従業者10人以上の事業所について、昭和51年度までは従業者20人以上の事業所について、昭和52年度以降は従業者４人以上の事務所についての調査となっている。

4　「比率」は小数点第３位で四捨五入している。

資料30　日米防衛協力のための指針(平成９年９月23日)

Ⅰ．指針の目的

この指針の目的は、平素から並びに日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための、堅固な基礎を構築することである。また、指針は、平素からの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方について、一般的な大枠及び方向性を示すものである。

Ⅱ．基本的な前提及び考え方

指針及びその下で行われる取組みは、以下の基本的な前提及び考え方に従う。

1　日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。

2　日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。

3　日米両国のすべての行為は、紛争の平和的解決及び主権平等を含む国際法の基本原則並びに国際連合憲章を始めとする関連する国際約束に合致するものである。

4　指針及びその下で行われる取組みは、いずれの政府にも、立法上、予算上又は行政上の措置をとることを義務づけるものではない。しかしながら、日米協力のための効果的な態勢の構築が指針及びその下で行われる取組みの目標であることから、日米両

国政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策や措置に適切な形で反映することが期待される。日本のすべての行為は、その時々において適用のある国内法令に従う。

Ⅲ．平素から行う協力

日米両国政府は、現在の日米安全保障体制を堅持し、また、各々所要の防衛態勢の維持に努める。日本は、「防衛計画の大綱」にのっとり、自衛のために必要な範囲内で防衛力を保持する。米国は、そのコミットメントを達成するため、核抑止力を保持するとともに、アジア太平洋地域における前方展開兵力を維持し、かつ、来援し得るその他の兵力を保持する。

日米両国政府は、各々の政策を基礎としつつ、日本の防衛及びより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、平素から密接な協力を維持する。

日米両国政府は、平素から様々な分野での協力を充実する。この協力には、日米物品役務相互提供協定及び日米相互防衛援助協定並びにこれらの関連取決めに基づく相互支援活動が含まれる。

1　情報交換及び政策協議

日米両国政府は、正確な情報及び的確な分析が安全保障の基礎であると認識し、アジア太平洋地域の情勢を中心として、双方が関心を有する国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議を継続する。

このような情報交換及び政策協議は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議(SSC)を含むあらゆる機会をとらえ、できる限り広範なレベル及び分野において行われる。

2　安全保障面での種々の協力

安全保障面での地域的な及び地球的規模の諸活動を促進するための日米協力は、より安定した国際的な安全保障環境の構築に寄与する。

日米両国政府は、この地域における安全保障対話・防衛交流及び国際的な軍備管理・軍縮の意義と重要性を認識し、これらの活動を促進するとともに、必要に応じて協力する。

日米いずれかの政府又は両国政府が国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に参加する場合には、日米両国政府は、必要に応じて、相互支援のために密接に協力する。日米両国政府は、輸送、衛生、情報交換、教育訓練等の分野における協力の要領を準備する。

大規模災害の発生を受け、日米いずれかの政府又は両国政府が関係政府又は国際機関の要請に応じて緊急援助活動を行う場合には、日米両国政府は、必要に応じて密接に協力する。

3　日米共同の取組み

日米両国政府は、日本に対する武力攻撃に際しての共同作戦計画についての検討及び周辺事態に際しての相互協力計画についての検討を含む共同作業を行う。このような努力は、双方の関係機関の関与を得た包括的なメカニズムにおいて行われ、日米協力の基礎を構築する。

日米両国政府は、このような共同作業を検証するとともに、自衛隊及び米軍を始めとする日米両国の公的機関及び民間の機関による円滑かつ効果的な対応を可能とするため、共同演習・訓練を強化する。また、日米両国政府は、緊急事態において関係機関の関与を得て運用される日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

Ⅳ．日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

日本に対する武力攻撃に際しての共同対処行動等は、引き続き日米防衛協力の中核的要素である。

日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するための措置をとるとともに、日本の防衛のために必要な準備を行う。日本に対する武力攻撃がなされた場合には、日米両国政府は、適切に共同して対処し、極力早期にこれを排除する。

1　日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合

日米両国政府は、情報交換及び政策協議を強化するとともに、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。日本は、米軍の来援基盤を構築し、維持する。また、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、日本に対する武力攻撃に発展し得る行為に対応するための準備を行う。

日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。

なお、日米両国政府は、周辺事態の推移によっては日本に対する武力攻撃が差し迫ったものとなるような場合もあり得ることを念頭に置きつつ、日本の防衛のための準備と周辺事態への対応又はそのための準備との間の密接な相互関係に留意する。

2　日本に対する武力攻撃がなされた場合

(1)　整合のとれた共同対処行動のための基本的な考え方

資料

(イ) 日本は、日本に対する武力攻撃に即応して主体的に行動し、極力早期にこれを排除する。その際、米国は、日本に対して適切に協力する。このような日米協力の在り方は、武力攻撃の規模、態様、事態の推移その他の要素により異なるが、これには、整合のとれた共同の作戦の実施及びそのための準備、事態の拡大を抑制するための措置、警戒監視並びに情報交換についての協力が含まれ得る。

(ロ) 自衛隊及び米軍が作戦を共同して実施する場合には、双方は、整合性を確保しつつ、適時かつ適切な形で、各々の防衛力を運用する。その際、双方は、各々の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を行う。自衛隊は、主として日本の領域及びその周辺海空域において防勢作戦を行い、米軍は、自衛隊の行う作戦を支援する。米軍は、また、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ハ) 米国は、兵力を適時に来援させ、日本は、これを促進するための基盤を構築し、維持する。

(2) 作戦構想

(イ) 日本に対する航空侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する航空侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、防空のための作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ロ) 日本周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦

自衛隊及び米軍は、日本周辺海域の防衛のための作戦及び海上交通の保護のための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における船舶の保護並びにその他の作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ハ) 日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本に対する着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。

米軍は、主として自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。その際、米国は、侵攻の規模、態様その他の要素に応じ、極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の行う作戦を支援する。

(ニ) その他の脅威への対応

(i) 自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃等日本領域に軍事力を潜入させて行う不正規型の攻撃を極力早期に阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。その際、関係機関と密接に協力し調整するとともに、事態に応じて米軍の適切な支援を得る。

(ii) 自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、日本に対し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。

(3) 作戦に係る諸活動及びそれに必要な事項

(イ) 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下、各々の指揮系統に従って行動する。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、役割分担の決定、作戦行動の整合性の確保等についての手続をあらかじめ定めておく。

(ロ) 日米間の調整メカニズム

日米両国の関係機関の間における必要な調整は、日米間の調整メカニズムを通じて行われる。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、作戦、情報活動及び後方支援について、日米共同調整所の活用を含め、この調整メカニズムを通じて相互に緊密に調整する。

(ハ) 通信電子活動

日米両国政府は、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

(ニ) 情報活動

日米両国政府は、効果的な作戦を共同して実施するため、情報活動について協力する。これには、情報の要求、収集、処理及び配布についての調整が含まれる。その際、日米両国政府は、共有した情報の保全に関し各々責任を負う。

(ホ) 後方支援活動

自衛隊及び米軍は、日米間の適切な取決めに従い、効率的かつ適切に後方支援活動を実施する。

日米両国政府は、後方支援の効率性を向上させ、かつ、各々の能力不足を軽減するよう、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用しつつ、相互支援活動を実施する。その際、特に次の事項に配慮す

る。

（ⅰ）　補給

米国は、米国製の装備品等の補給品の取得を支援し、日本は、日本国内における補給品の取得を支援する。

（ⅱ）　輸送

日米両国政府は、米国から日本への補給品の航空輸送及び海上輸送を含む輸送活動について、緊密に協力する。

（ⅲ）　整備

日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を支援し、米国は、米国製の品目の整備であって日本の整備能力が及ばないものについて支援を行う。整備の支援には、必要に応じ、整備要員の技術指導を含む。また、日本は、サルベージ及び回収に関する米軍の需要についても支援を行う。

（ⅳ）　施設

日本は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従って新たな施設・区域を提供する。また、作戦を効果的かつ効率的に実施するために必要な場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及びその関連取極に従って、自衛隊の施設及び米軍の施設・区域の共同使用を実施する。

（ⅴ）　衛生

日米両国政府は、衛生の分野において、傷病者の治療及び後送等の相互支援を行う。

Ⅴ．日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態である。周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである。日米両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。日米両国政府は、個々の事態の状況について共通の認識に到達した場合に、各々の行う活動を効果的に調整する。なお、周辺事態に対応する際にとられる措置は、情勢に応じて異なり得るものである。

1　周辺事態が予想される場合

周辺事態が予想される場合には、日米両国政府は、その事態について共通の認識に到達するための努力を含め、情報交換及び政策協議を強化する。

同時に、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払うとともに、日米共同調整所の活用を含め、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。また、日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。更に、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、情勢に対応するための即応態勢を強化する。

2　周辺事態への対応

周辺事態への対応に際しては、日米両国政府は、事態の拡大の抑制のためのものを含む適切な措置をとる。これらの措置は、上記Ⅱに掲げられた基本的な前提及び考え方に従い、かつ、各々の判断に基づいてとられる。日米両国政府は、適切な取決めに従って、必要に応じて相互支援を行う。

協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例は、以下に整理し、別表に示すとおりである。

⑴　日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力

日米両国政府は、以下の活動を各々の判断の下に実施することができるが、日米間の協力は、その実効性を高めることとなる。

(ｲ)　救援活動及び避難民への対応のための措置

日米両国政府は、被災地の現地当局の同意と協力を得つつ、救援活動を行う。日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、必要に応じて協力する。

日米両国政府は、避難民の取扱いについて、必要に応じて協力する。避難民が日本の領域に流入してくる場合については、日本がその対応の在り方を決定するとともに、主として日本が責任を持ってこれに対応し、米国は適切な支援を行う。

(ﾛ)　捜索・救難

日米両国政府は、捜索・救難活動について協力する。日本は、日本領域及び戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の海域において捜索・救難活動を実施する。米国は、米軍が活動している際には、活動区域内及びその付近での捜索・救難活動を実施する。

(ﾊ)　非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有する。日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員

資料

の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。日本国民又は米国国民以外の非戦闘員について同様の必要が生じる場合には、日米両国が、各々の基準に従って、第三国の国民に対して退避に係る援助を行うことを検討することもある。

(ニ) 国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動

日米両国政府は、国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動に対し、各々の基準に従って寄与する。

また、日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、適切に協力する。そのような協力には、情報交換、及び国際連合安全保障理事会決議に基づく船舶の検査に際しての協力が含まれる。

(2) 米軍の活動に対する日本の支援

(イ) 施設の使用

日米安全保障条約及びその関連取極に基づき、日本は、必要に応じ、新たな施設・区域の提供を適時かつ適切に行うとともに、米軍による自衛隊施設及び民間空港・港湾の一時的使用を確保する。

(ロ) 後方地域支援

日本は、日米安全保障条約の目的の達成のため活動する米軍に対して、後方地域支援を行う。この後方地域支援は、米軍が施設の使用及び種々の活動を効果的に行うことを可能とすることを主眼とするものである。そのような性質から、後方地域支援は、主として日本の領域において行われるが、戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の公海及びその上空において行われることもあると考えられる。

後方地域支援を行うに当たって、日本は、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。自衛隊は、日本の防衛及び公共の秩序維持のための任務の遂行と整合を図りつつ、適切にこのような支援を行う。

(3) 運用面における日米協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与えることから、自衛隊は、生命・財産の保護及び航行の安全確保を目的として、情報収集、警戒監視、機雷の除去等の活動を行う。米軍は、周辺事態により影響を受けた平和と安全の回復のための活動を行う。

自衛隊及び米軍の双方の活動の実効性は、関係機関の関与を得た協力及び調整により、大きく高められる。

Ⅵ. 指針の下で行われる効果的な防衛協力のための日米共同の取組み

指針の下での日米防衛協力を効果的に進めるためには、平素、日本に対する武力攻撃及び周辺事態という安全保障上の種々の状況を通じ、日米両国が協議を行うことが必要である。日米防衛協力が確実に成果を挙げていくためには、双方が様々なレベルにおいて十分な情報の提供を受けつつ、調整を行うことが不可欠である。このため、日米両国政府は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議を含むあらゆる機会をとらえて情報交換及び政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整及び作戦・活動分野の調整のための以下の２つのメカニズムを構築する。

第一に、日米両国政府は、計画についての検討を行うとともに共通の基準及び実施要領等を確立するため、包括的なメカニズムを構築する。これには、自衛隊及び米軍のみならず、各々の政府のその他の関係機関が関与する。

日米両国政府は、この包括的なメカニズムの在り方を必要に応じて改善する。日米安全保障協議委員会は、このメカニズムの行う作業に関する政策的な方向性を示す上で引き続き重要な役割を有する。日米安全保障協議委員会は、方針を提示し、作業の進捗を確認し、必要に応じて指示を発出する責任を有する。防衛協力小委員会は、共同作業において、日米安全保障協議委員会を補佐する。

第二に、日米両国政府は、緊急事態において各々の活動に関する調整を行うため、両国の関係機関を含む日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

1 計画についての検討並びに共通の基準及び実施要領等の確立のための共同作業

双方の関係機関の関与を得て構築される包括的なメカニズムにおいては、以下に掲げる共同作業を計画的かつ効率的に進める。これらの作業の進捗及び結果は、節目節目に日米安全保障協議委員会及び防衛協力小委員会に対して報告される。

(1) 共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃に際して整合のとれた行動を円滑かつ効果的に実施し得るよう、平素から共同作戦計画についての検討を行う。また、日米両国政府は、周辺事態に円滑かつ効果的に対応し得るよう、平素から相互協力計画についての検討を行う。

共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討は、その結果が日米両国政府の各々の計画に適切に反映されることが期待されるという前提の下で、種々の状況を想定しつつ行われる。日米両国政府は、実際の状況に照らして、日米両

国各々の計画を調整する。日米両国政府は、共同作戦計画についての検討と相互協力計画についての検討との間の整合を図るよう留意することにより、周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合又は両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るようにする。

(2) 準備のための共通の基準の確立

日米両国政府は、日本の防衛のための準備に関し、共通の基準を平素から確立する。この基準は、各々の準備段階における情報活動、部隊の活動、移動、後方支援その他の事項を明らかにするものである。日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府の合意により共通の準備段階が選択され、これが、自衛隊、米軍その他の関係機関による日本の防衛のための準備のレベルに反映される。

同様に、日米両国政府は、周辺事態における協力措置の準備に関しても、合意により共通の準備段階を選択し得るよう、共通の基準を確立する。

(3) 共通の実施要領等の確立

日米両国政府は、自衛隊及び米軍が日本の防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に実施できるよう、共通の実施要領等をあらかじめ準備しておく。これには、通信、目標位置の伝達、情報活動及び後方支援並びに相撃防止のための要領とともに、各々の部隊の活動を適切に律するための基準が含まれる。また、自衛隊及び米軍は、通信電子活動等に関する相互運用性の重要性を考慮し、相互に必要な事項をあらかじめ定めておく。

2 日米間の調整メカニズム

日米両国政府は、日米両国の関係機関の関与を得て、日米間の調整メカニズムを平素から構築し、日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際して各々が行う活動の間の調整を行う。

調整の要領は、調整すべき事項及び関与する関係機関に応じて異なる。調整の要領には、調整会議の開催、連絡員の相互派遣及び連絡窓口の指定が含まれる。自衛隊及び米軍は、この調整メカニズムの一環として、双方の活動について調整するため、必要なハードウェア及びソフトウェアを備えた日米共同調整所を平素から準備しておく。

Ⅶ. 指針の適時かつ適切な見直し

日米安全保障関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況に照らして必要と判断される場合には、日米両国政府は、適時かつ適切な形でこの指針を見直す。

(別表略 P.133参照)

資料31　日米共同訓練の実績（1999年度）

統合幕僚会議

訓　練　名	期　間	場　所	参加部隊等		備　考
			日本側	米国側	
日米共同統合演習（指揮所演習）	2000.2.16～2.24	檜町など 在日米軍司令部など	統合幕僚会議、陸・海・空各幕僚監部、各方面隊、自衛艦隊、航空総隊など 約5,000名	在日米軍司令部、在日米軍各軍司令部など 約1,350名	調整要領の演練

陸上自衛隊

訓　練　名	期　間	場　所	参加部隊等		備　考
			日本側	米国側	
方面隊指揮所演習	99.6.6～6.15	米国ハワイ州米陸軍施設	陸幕など 約85名	在日米陸軍など 約110名	調整要領の演練
実動演習	99.10.27～11.7	あいば野演習場など	中部方面隊 約750名	第3海兵師団 約800名	連携要領の演練
実動演習	99.11.3～11.19	上富良野演習場など	北部方面隊 約1,100名	第25軽歩兵師団 約550名	連携要領の演練
方面隊指揮所演習	2000.1.20～1.29	伊丹駐屯地など	中部方面隊など 約2,200名	在日米陸軍司令部、第1軍団など 約1,000名	調整要領の演練
実動訓練	2000.2.15～2.29	弘前演習場など	東北方面隊 約600名	第25軽歩兵師団 約450名	連携要領の演練
実動訓練	2000.2.21～3.6	然別演習場など	北部方面隊 約200名	第3海兵師団 約200名	連携要領の演練

海上自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊等		備考
			日本側	米国側	
対潜特別訓練	99.7.6～7.10	横須賀から東海沖、四国沖、豊後水道を経て呉に至る海域並びに呉	艦艇 4隻	艦艇 1隻	対潜訓練など
日米共同訓練(輸送)	99.7.11～7.14	呉及び四国沖の海域	艦艇 1隻	艦艇 1隻	輸送部隊間における連携要領の演練
掃海特別訓練	99.7.17～7.29	むつ湾	艦艇 20隻 航空機(延) 27機	航空機(延) 2機 水中処分員など 8名	掃海訓練
対潜特別訓練	99.8.30～9.8	九州南西海域	艦艇 3隻 航空機若干	艦艇 4隻 航空機若干	対潜訓練
小規模特別訓練	99.9.9～9.12	室蘭及び室蘭から津軽東方に至る海域	艦艇 1隻	艦艇 1隻	戦術運動訓練等
掃海特別訓練	2000.2.15～2.27	周防灘	艦艇18隻 航空機(延) 18機	艦艇 2隻 航空機 1機 水中処分員など 9名	掃海訓練
衛生特別訓練	2000.3.13	自衛隊横須賀病院及び米海軍横須賀基地	自衛隊横須賀病院、横須賀衛生隊など 約270名	米海軍横須賀病院、同横須賀基地隊 約730名	衛生分野における連携要領の演練
指揮所演習	2000.3.13～3.23	米海軍大学校	海幕など 約30名	在日米海軍司令部、第7艦隊など 約50名	調整要領の演練

航空自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊等		備考
			日本側	米国側	
防空戦闘訓練 戦闘機戦闘訓練 再発進準備訓練	99.6.21～6.25	米国グアム島アンダーセン空軍基地及び同周辺空域	航空機(延) 53機	航空機(延) 40機	連携要領の演練 空中戦闘
救難訓練	99.7.12～7.16	沖縄本島周辺及び同海域浮原島訓練場	航空機(延) 11機	航空機(延) 4機	連携要領の演練
指揮所演習	99.7.26～8.1	米国アラスカ州エレメンドルフ空軍基地	空幕など 18名	米第5空軍など 11名	調整要領の演練
防空戦闘訓練 戦闘機戦闘訓練 再発進準備訓練	99.11.8～11.19	三沢東方空域(B) 秋田西方空域(C)	航空機(延) 541機	航空機(延) 445機	連携要領の演練 空中戦闘
防空戦闘訓練	2000.3.17	秋田西方空域(C)	航空機(延) 62機	航空機(延) 16機	連携要領の演練

資料32　武器輸出三原則など

○「武器」の輸出は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和24年法律第228号）及び輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）により通商産業大臣の許可が必要。

1　武器輸出三原則

佐藤内閣総理大臣、昭42．4．21、衆・決算委

（要旨）

外国為替及び外国貿易管理法及び輸出貿易管理令についての政府の運用方針として、具体的には、次の場合は、武器輸出は認められないこととされている旨を明らかにしたもの。

① 共産国向けの場合

② 国連決議により武器等の輸出を禁止されている国向けの場合

③ 国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合

2　武器輸出に関する政府統一見解

三木内閣総理大臣、昭51．2．27、衆・予算委

（全文）

(1) 政府の方針

「武器」の輸出については、平和国家としての我が国の立場からそれによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはしない。

① 三原則対象地域については、「武器」の輸出を認めない。

② 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。

③ 武器製造関連設備（輸出貿易管理令別表第一の第109の項など）の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。

(2) 武器の定義

「武器」という用語は、種々の法令又は運用の上において用いられており、その定義については、それぞれの法令等の趣旨によって解釈すべきものであるが、

① 武器輸出三原則における「武器」とは、「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」をいい、具体的には、輸出貿易管理令別表第一の第197の項から第205の項までに掲げるもののうちこの定義に相当するものが「武器」である。

② 自衛隊法上の「武器」については、「火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は、武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等」であると解している。なお、本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段として物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものは、右の「武器」に当たると考える。

（注）平成3年11月の輸出貿易管理令の一部改正により、(1)③の「第109の項」及び(2)①の「第197の項から第205の項」は、「第1項」に変わっている。

3　武器輸出問題等に関する決議

昭56．3．20衆・本会議、昭56．3．31参・本会議

（全文）

我が国は、日本国憲法の理念である平和国家としての立場をふまえ、武器輸出三原則並びに昭和51年政府統一方針に基づいて、武器輸出について慎重に対処してきたところである。

しかるに、近時右方針に反した事例を生じたことは遺憾である。よって政府は、武器輸出について、厳正かつ慎重な態度をもって対処すると共に制度上の改善を含め実効ある措置を講ずるべきである。

右決議する。

資料33　対米武器技術供与についての内閣官房長官談話

（昭和58年1月14日）

一昨年6月以来米国政府から日米間の防衛分野における技術の相互交流の要請があり、その一環としての対米武器技術供与の問題について政府部内で慎重に検討を重ねてきた結果、この度、次の結論に達し、本日の閣議において了承を得た。

1　日米安保体制の下において日米両国は相互に協力してそれぞれの防衛力を維持し、発展させることとされており、これまで我が国は米国から防衛力整備のため、技術の供与を含め各種の協力を得てきている。近年我が国の技術水準が向上してきたこと等の新たな状況を考慮すれば、我が国としても、防衛分野における米国との技術の相互交流を図ることが、日米安保体制の効果的運用を

確保する上で極めて重要となっている。これは、防衛分野における日米間の相互協力を定めた日米安保条約及び関連取極の趣旨に沿うゆえんであり、また、我が国及び極東の平和と安全に資するものである。

2　政府は、これまで武器等の輸出については武器輸出三原則(昭和51年2月27日の武器輸出に関する政府方針等を含む。)によって対処してきたところであるが、上記にかんがみ、米国の要請に応じ、相互交流の一環として米国に武器技術(その供与を実効あらしめるため必要な物品であって武器に該当するものを含む。)を供与する途を開くこととし、その供与に当たっては、武器輸出三原則によらないこととする。この場合、本件供与は日米相互防衛援助協定の関連規定に基づく枠組みの下で実施することとし、これにより国際紛争等を助長することを回避するという武器輸出三原則のよって立つ平和国家としての基本理念は確保されることとなる。

3　なお、政府としては、今後とも、基本的には武器輸出三原則を堅持し、昭和56年3月の武器輸出問題等に関する国会決議の趣旨を尊重していく考えであることは言うまでもない。

資料34　弾道ミサイル防衛(BMD)に係る日米共同技術研究に関する官房長官談話

(平成10年12月25日)

1．本日、政府は、安全保障会議の了承を経て、平成11年度から海上配備型上層システム(NTWD)を対象として米国との間で共同技術研究に着手することを決定した。

2．政府としては、冷戦終結後の核を始めとする大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散状況を踏まえると、弾道ミサイル防衛(BMD)が専守防衛を旨とする我が国防衛政策上の重要な課題であり、我が国の主体的取り組みが必要であるとの認識の下、これまで所要の検討を行ってきたところである。

3．政府としては、今後の我が国の取り組みとしては、米国との間において、NTWDを対象として共同技術研究を行うことが、最も効率的かつ実りあるものであり、また、かかる日米間の協力は、日米安保体制の信頼性の向上等に資するものであると考えている。

4．宇宙の開発及び利用に関する国会決議との関係については、もとより国会決議の有権解釈は国会においてなされるべきものであるが、政府としては、近年弾道ミサイルが拡散している状況にあるところ、BMDシステムが、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であることを踏まえれば、BMDシステムに関して我が国が主体的に取り組んでいくことは、本件国会決議の趣旨及びそのよって立つ平和国家としての基本理念にも沿ったものであり、国民各位の御理解をいただけるものと考えている。

　なお、この関連で、本年9月、衆議院においてなされた北朝鮮によるミサイル発射に関する国会決議において「政府は我が国国民の安全確保のためのあらゆる措置をとる」べきこととされているところである。

　また、BMDに係る日米共同技術研究における武器技術供与は、対米武器技術供与取極の枠組みの下で実施されるものである。

5．なお、本件は技術研究であり、開発段階への移行、配備段階への移行については別途判断する性格のものである。これらの判断は、BMDの技術的な実現可能性及び将来の我が国の防衛の在り方等について十分検討した上で行うこととする。

資料35　自衛隊が実施した国際平和協力業務の実績

（2000.5.31現在）

		派　遣　期　間	人　数	延べ人数	主　な　業　務　内　容
国連カンボディア暫定機構（UNTAC）	停戦監視要員	平成4年9月～ 平成5年9月	8人	16人	・集めた武器の保管状況の監視及び停戦遵守状況の監視 ・国境における停戦遵守状況の監視
	施設部隊	平成4年9月～ 平成5年9月	600人	1200人	・道路、橋等の修理等 ・UNTAC構成部門等に対する給油・給水 ・UNTAC構成部門等の要員に対する給食、宿泊又は作業のための施設の提供、医療
国連モザンビーク活動（ONUMOZ）	司令部要員	平成5年5月～ 平成7年1月	5人	10人	・ONUMOZ司令部における中長期的な業務計画の立案並びに輸送の業務に関する企画及び調整
	輸送調整部隊	平成5年5月～ 平成7年1月	48人	144人	・輸送手段の割当て、通関の補助その他輸送に関する技術的調整
ルワンダ難民救援	ルワンダ難民救援隊	平成6年9月～ 12月	260人		・医療、防疫、給水活動
	空輸派遣隊	平成6年9月～ 12月	118人		・ナイロビ（ケニア）とゴマ（ザイール）の間で、ルワンダ難民救援隊の隊員や補給物資等の航空輸送 ・能力上の余裕を活用して難民救援を実施している人道的な国際機関等の要員、物資の航空輸送
国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）	司令部要員	平成8年2月～	2人	10人	・UNDOF司令部におけるUNDOFの活動に関する広報・予算の作成並びに輸送・整備等の業務に関する企画及び調整
	輸送部隊	平成8年2月～	43人	387人	・食料品等の輸送 ・補給品倉庫における物資の保管、道路等の補修、重機材等の整備、消防、除雪
東チモール避難民救援	空輸部隊	平成11年11月～ 平成12年2月	113人		・東チモール避難民救援のための援助物資の航空輸送 ・能力上の余裕を活用し、UNHCR関係者の航空輸送

（注）1　このほか、海上自衛隊（カンボディア）及び航空自衛隊（カンボディア、モザンビーク、ゴラン高原及び東チモール避難民救援）の部隊が、輸送、補給面での支援活動を実施。
2　ルワンダ難民救援については、このほか先遣隊23名を派遣した。
3　「人数」は1回の派遣ごとの人数であり、「延べ人数」はこれに派遣回数を乗じたものである。

資料36　二国間防衛交流の主要実績（アジア太平洋地域・最近５年間）

（2000.6.30現在）

	項　目	実　績
韓国	○防衛庁長官の訪韓	97年４月、99年１月
	○防衛政務次官の訪韓	96年９月
	○防衛事務次官の訪韓	98年７月
	○総合幕僚会議議長の訪韓	96年12月、00年３月
	○韓国国防部長官の訪日	96年５月、98年９月、00年５月
	○韓国合同参謀本部議長の訪日	96年７月、97年７月
	○日韓安保対話	98年６月、99年７月
	○日韓防衛実務者対話	96年10月、97年８月、98年６月、99年９月
	○海上自衛隊艦艇の訪韓	96年９月、98年10月、99年８月
	○韓国海軍艦艇の訪日	96年12月、98年12月、99年８月
	○捜索・救難に関する海上共同訓練	99年８月
	○自衛隊機と韓国軍機との間の偶発事故防止措置の書簡交換	95年６月
ロシア	○防衛庁長官の訪露	96年４月、99年８月
	○防衛事務次官の訪露	98年１月
	○統合幕僚会議議長の訪露	98年５月
	○ロシア国防大臣の訪日	97年５月
	○ロシア参謀総長の訪日	98年12月
	○日露政策企画協議	96年11月
	○日露防衛当局間協議	96年12月、97年３月
	○日露防衛研究交流	96年２月、９月、97年２月、10月、98年２月、10月、99年２月、00年２月
	○日露海上事故防止協定年次会合	96年２月、97年１月、98年１月、99年２月、00年２月
	○海上自衛隊艦艇の訪露	96年７月、98年７月
	○ロシア海軍艦艇の訪日	97年６月、99年９月
	○捜索・救難活動の共同訓練	98年７月、99年９月
中国	○防衛庁長官の訪中	98年５月
	○防衛事務次官の訪中	96年８月、99年11月
	○統合幕僚会議議長の訪中	00年６月
	○中国国防部長の訪日	98年２月
	○中国総参謀長の訪日	00年４月
	○中国副総参謀長の訪日	97年12月
	○日中安保対話	96年１月、97年３月、12月、99年10月、00年６月
	○日中防衛医療交流	97年４月、７月、98年３月、９月、12月
	○日中防衛医療交流セミナー	99年１月、00年３月
東南アジア諸国	○防衛庁長官のヴィエトナム訪問	98年１月、00年５月
	○防衛庁長官のシンガポール訪問	00年５月
	○防衛総括政務次官のインドネシア及びフィリピン訪問	00年１月
	○防衛政務次官のシンガポール訪問	97年７月
	○防衛事務次官のインドネシア、ヴィエトナム、タイ及びシンガポール訪問	97年１月
	○防衛事務次官のシンガポール及びインドネシア訪問	98年７月
	○防衛事務次官のシンガポール、マレイシア及びヴィエトナム訪問	99年９月
	○統合幕僚会議議長のシンガポール、マレイシア及びインドネシア訪問	96年12月
	○タイ国防軍最高司令官の訪日	99年２月
	○ヴィエトナム国防大臣の訪日	98年11月
	○ヴィエトナム国防次官の訪日	97年３月
	○シンガポール国防大臣の訪日	98年12月
	○シンガポール環境大臣兼第２国防大臣の訪日	96年７月
	○シンガポール教育大臣兼第２国防大臣の訪日	97年８月、98年11月
	○シンガポール国防次官の訪日	98年９月
	○日・インドネシアMM協議	97年12月
	○日・シンガポールMM協議	97年12月、99年７月
	○日・タイPM協議	98年５月、99年９月
	○日・タイMM協議	98年５月、99年９月
	○日・マレイシアMM協議	99年３月
	○海上自衛隊練習艦隊のヴィエトナム初訪問	99年５月
オーストラリア	○防衛庁長官の訪豪	98年１月
	○オーストラリア国防大臣の訪日	97年９月、99年５月
	○日豪PM協議	96年２月、97年５月、98年６月、99年８月
	○日豪MM協議	96年２月、97年５月、98年６月、99年８月
カナダ	○防衛事務次官の訪加	98年４月
	○統合幕僚会議議長の訪加	99年７月
	○カナダ国防大臣の訪日	96年５月
	○カナダ国防軍参謀総長の訪日	98年６月
	○日加PM協議	97年９月、00年１月
	○日加MM協議	98年４月

資料37　日本国防衛庁とロシア連邦国防省との間の対話及び交流の発展のための基盤構築に関する覚書

（モスクワ　1999年８月16日）

日本国防衛庁とロシア連邦国防省（以下「双方」という）は、

1993年10月13日に東京で細川日本国総理大臣及びエリツィン・ロシア連邦大統領により署名された「日露関係に関する東京宣言」において、両首脳が、安全保障面を含む広範な諸問題に関する両政府当局間の対話の重要性を確認し、このような交流を更に活発化させることに同意したことに基づき、

1998年11月13日にモスクワで小渕日本国総理大臣及びエリツィン・ロシア連邦大統領により署名された「日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言」において、両首脳が、最近発展してきている日露間の安全保障及び防衛分野における交流を肯定的に評価し、これを継続及び深化させる用意があることを確認したことに基づき、

21世紀に向けた双方の間の関係の発展が、日露間の相互理解と信頼関係の深化及びアジア太平洋地域の平和と安全の強化に資することを認識し、

国際及び地域の安全と安定の維持に関する対話並びに両国の防衛政策の正確な相互理解の重要性を確認し、

双方の間の信頼関係の増進及び相互理解の向上を図ることを決意し、

安全保障対話及び防衛交流の円滑な実施の必要性を認識し、

以下のとおり表明する。

１．双方は、自国の法令及び予算の範囲内で以下の対話及び交流を実施する意図を有する。

⑴　日本国防衛庁長官及びロシア連邦国防大臣の相互訪問の継続的実施

⑵　日露防衛当局間において、防衛庁次官と国防省次官、統合幕僚会議議長と参謀総長、各幕僚長と各軍司令官との間のハイレベル対話の継続的実施

⑶　安全保障、信頼醸成、軍備管理及び防衛当局間の協力の問題に関する双方の局長・審議官レベルの定期協議の開催

⑷　翌年の年次交流計画の作成、信頼醸成措置に関する検討及び双方の局長級協議の結果に基づき選定されるその他の問題の検討を行うための共同作業グループの日本及びロシアにおける年２回の交互の開催

⑸　双方が主催する地域及び自国の安全保障に関する諸問題を討議するための会議、シンポジウム及びセミナーへの参加

⑹　日本国防衛庁統合幕僚会議事務局とロシア連邦軍参謀本部との間のスタッフ・トークス

⑺　日本国陸上自衛隊とロシア連邦軍地上軍との代表団の相互訪問

⑻　艦艇の相互訪問の継続的実施並びにその機会を利用した共同訓練及び親善訓練の実施

⑼　双方の教育機関及び研究機関の代表団による交流

⑽　1993年10月13日付けの領海の外側に位置する水域及びその上空における事故の防止に関する日本国政府及びロシア連邦政府との間の協定に基づく年次会合の開催

２．両国防衛当局間の協力は、上記の措置に限定されるものではない。双方は協力の新たな分野の追求、相互関係の拡大及び深化に向けて努力していく。

毎年一致された時期までに、共同作業グループにより作成される交流計画の中で、翌年の具体的案件及びその実施時期が決定される。

３．双方は、各々自国の国内法令に基づき、対話及び交流の過程で知り得た情報を、双方の要望を踏まえ、適切に管理する意図を表明する。

資料38　多国間安全保障対話の主要実績（アジア太平洋地域・最近５年間）

（2000.6.30現在）

	項目	実績
アジア太平洋地域における安保対話への参加	○ASEAN地域フォーラム（ARF）	
	・閣僚会合	97年７月、98年７月、99年７月
	・高級事務レベル会合（ARF・SOM）	96年５月、97年５月、98年５月、99年５月、00年５月
	・信頼醸成に関するインターセッショナル支援グループ（ARF・ISG）	96年１月、４月、97年３月、11月、98年３月、11月、99年３月、11月、00年４月
	・捜索・救難に関するインターセッショナル会合（ARF・ISM）	96年３月、97年３月
	・PKOに関するインターセッショナル会合（ARF・ISM）	96年４月
	・災害救助に関するインターセッショナル会合（ARF・ISM）	97年２月、98年２月、99年４月、00年５月
防衛庁主催による安保対話	○アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラム 各国の防衛政策に関する相互理解を深め、その透明性を高めて、地域の安定化に資することを目的として、アジア太平洋地域諸国（ARF参加国・機関）の政策担当者（防衛政策若しくは信頼醸成担当の局長、局次長クラス）の参加を得て、96年より開催。	96年10月、97年10月、98年10月、99年10月
	○アジア・太平洋諸国安全保障セミナー アジア太平洋地域の信頼醸成の一環として、防衛分野における相互理解を促進することを目的として、域内諸国の中堅軍人を招き、防衛研究所の主催により、94年から開催。	95年11月、96年10月、97年11月、98年11月、99年11月
	○国際防衛学セミナー 防衛大学校の防衛学教育・研究の充実、発展と参加各国との相互理解の促進等を目的として、アジア太平洋諸国の軍学校の教官（中佐若しくは大佐クラス）等を招き、防衛大学校主催により、96年から開催。	96年３月、97年３月、98年３月、99年３月、99年７月
	○国際士官候補生会議 防衛大学校の学生の国際感覚の醸成や、参加各国との相互理解の促進等を目的として、アジア太平洋地域などの諸国の士官候補生を招き、防衛大学校主催により、98年から開催。	98年３月、99年３月、00年３月

資料39　戦車、主要火器などの保有数・性能諸元

保有数

（2000.3.31現在）

種類	保有概数
無反動砲	3,250
迫撃砲	1,800
野戦砲	790
ロケット弾発射機	120
高射機関砲	110
戦車	1,070
装甲車	690

（注）装甲車以外の各種砲には、自走砲を含む。

性能諸元（その１）

品目	口径（mm）	全長（m）	重量（kg）	最大射程（km）
84mm無反動砲	84	1.1	16	1
81mm迫撃砲L16	81	1.3	38	6
155mmりゅう弾砲FH70	155	12.4	9,600	30（RAP）
75式自走155mmりゅう弾砲	155	7.8	25,300	19
203mm自走りゅう弾砲	203	10.7	28,500	30（RAP）
87式自走高射機関砲	35	7.99	38,000	―

（注）１　射程距離は、りゅう弾による。
２　RAP：噴進弾（Rocket Assisted Projectile）
３　155mmりゅう弾砲FH70の重量は補助動力装置を含む。

資料

性能諸元（その２）

品　目	車両総重量（トン）	最高速度（km時）	乗員（人）	主要搭載火器
90式戦車	約50	70	3	120mm戦車砲
96式装輪装甲車	約15	100	10	12.7mm重機関銃 又は自動てき弾銃
89式装甲戦闘車	約27	70	10	35mm機関砲
82式指揮通信車	約14	100	8	12.7mm重機関銃
87式偵察警戒車	約15	100	5	25mm機関砲

資料40　主要艦艇の就役数・性能諸元

就役数

（2000.3.31現在）

区　分	数（隻）	基準排水量（千トン）
護衛艦	55	192
潜水艦	16	39
機雷艦艇	32	27
哨戒艦艇	3	―
輸送艦艇	9	18
補助艦艇	29	98
計	144	374

性能諸元

種別	型別	基準排水量（トン）	最大速力（ノット）	主要装備
護衛艦	こんごう型	7,250	30	127ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 イージス装置一式 垂直発射装置一式 SSM装置一式 短魚雷発射管×2
	しらね型	5,200	32	5インチ砲×2 高性能20ミリ機関砲×2 短SAM装置×1 アスロック装置×1 短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×3
	はたかぜ型	4,600 (4,650)	30	5インチ砲×2 高性能20ミリ機関砲×2 ターター装置×1 SSM装置一式 アスロック装置×1 短魚雷発射管×2
	むらさめ型	4,550	30	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 短SAM装置(VLS)一式 アスロック装置(VLA)一式 SSM装置一式 短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
	あさぎり型	3,500 (3,550)	30	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 短SAM装置一式 SSM装置一式 アスロック装置一式 短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
	はつゆき型	2,950 (3,050)	30	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 短SAM装置一式 SSM装置一式 アスロック装置一式 短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
	あぶくま型	2,000	27	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×1 SSM装置一式 アスロック装置一式 短魚雷発射管×2
潜水艦	おやしお型	2,750	20	魚雷発射管一式 USM装置一式
掃海艦	やえやま型	1,000	14	20ミリ機関砲×1 深深度掃海具一式
掃海艇	すがしま型	510	14	20ミリ機関砲×1 掃海具一式
	うわじま型	490	14	20ミリ機関砲×1 掃海具一式
輸送艦	おおすみ型	8,900	22	高性能20ミリ機関砲×2 輸送用エアクッション艇×2
	みうら型	2,000	14	3インチ砲×1 40ミリ機関砲×1

（注）（　）内は、一部の艦艇についての性能諸元を示す。

資料

資料41　主要航空機の保有数・性能諸元

（2000.3.31現在）

所属	形式	機種	用途	保有数（機）	最大速度（ノット）	乗員（人）	全長（m）	全幅（m）	エンジン
陸上自衛隊	固定翼	LR-1	連絡偵察	14	290	2（5）	10	12	ターボプロップ、双発
		LR-2	連絡偵察	2	300	2（7）	14	18	ターボプロップ、双発
	回転翼	AH-IS	対戦車	88	120	2	14	3	ターボシャフト
		OH-6J/D	連絡観測	183	130/150	1（3）	7	2	ターボシャフト
		OH-1	観測	7	140	2	12	3	ターボシャフト、双発
		UH-1H/J	多用途	148	120/130	2（11）	12/13	3	ターボシャフト
		V-107A	輸送	3	140	2（26）	14	5	ターボシャフト、双発
		CH-47J/JA	輸送	44	150/140	3（55）	16	4/5	ターボシャフト、双発
		UH-60JA	多用途	10	150	2（12）	16	3	ターボシャフト、双発
海上自衛隊	固定翼	P-3C	哨戒	100	400	11	36	30	ターボプロップ、4発
	回転翼	HSS-2B	哨戒	30	130	4	17	5	ターボシャフト、双発
		SH-60J	哨戒	68	150	3	15	3	ターボシャフト、双発
		MH-53E	掃海輸送	10	160	7	22	6	ターボシャフト、3発
航空自衛隊	固定翼	F-15J/DJ	戦闘	203	2.5マッハ	1/2	19	13	ターボファン、双発
		F-4EJ	戦闘	104	2.2マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
		F-1	戦闘	46	1.6マッハ	1	18	8	ターボファン、双発
		RF-4E/EJ	偵察	27	2.2マッハ/1.8マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
		C-1	輸送	27	440	5（60）	29	31	ターボファン、双発
		C-130H	輸送	16	340	5（92）	30	40	ターボプロップ、4発
		E-2C	早期警戒	13	330	5	18	25	ターボプロップ、双発
		E-767	早期警戒管制	4	0.75マッハ	20	49	48	ターボファン、双発
	回転翼	CH-47J	輸送	16	150	3（55）	16	4	ターボシャフト、双発

（注）1　保有数は、2000.3.31現在の国有財産台帳数値である。
　　　2　乗員の項で（　）内の数値は、輸送人員を示す。
　　　3　F-4EJには、F-4EJ改87機を含む。

資料42　誘導弾の性能諸元

用途	名称	所属	重量(kg)	全長(m)	直径(m)	誘導方式
対航空機	ペトリオット	空	約1,000	約 5.0	約 0.41	プリプログラム＋指令＋TVM
	改良ホーク	陸	約 640	約 5.0	約 0.36	レーダー・ホーミング
	81式短距離地対空誘導弾(改)(SAM-1C)		約 100	約2.7/2.9	約 0.16	画像＋赤外線ホーミング レーダー・ホーミング
	81式短距離地対空誘導弾(SAM-1)	陸海空	約 100	約 2.7	約 0.16	空中ロックオン 赤外線ホーミング
	携帯SAM(スティンガー)		約 10	約 1.5	約 0.07	赤外線ホーミング
	91式携帯地対空誘導弾(SAM-2)		約 12	約 1.4	約 0.08	画像＋ 赤外線ホーミング
	93式近距離地対空誘導弾(SAM-3)	陸	約 12	約 1.4	約 0.08	画像＋ 赤外線ホーミング
	スタンダード(SM-1)	海	約 630	約 4.5	約 0.34	レーダー・ホーミング
	スタンダード(SM-2)		約 710	約 4.7	約 0.34	慣性誘導＋ レーダー・ホーミング
	シースパロー(AIM-7E)		約 200	約 3.7	約 0.20	レーダー・ホーミング
	シースパロー(RIM-7F)		約 230	約 3.7	約 0.20	レーダー・ホーミング
	シースパロー(RIM-7M)		約 230	約 3.7	約 0.20	レーダー・ホーミング
	スパロー(AIM-7E)	空	約 200	約 3.7	約 0.20	レーダー・ホーミング
	スパロー(AIM-7F)		約 230	約 3.7	約 0.20	レーダー・ホーミング
	スパロー(AIM-7M)		約 230	約 3.7	約 0.20	レーダー・ホーミング
	サイドワインダー(AIM-9L)		約 89	約 2.9	約 0.13	赤外線ホーミング
	90式空対空誘導弾(AAM-3)		約 91	約 3.0	約 0.13	赤外線ホーミング
対艦船	88式地対艦誘導弾(SSM-1)	陸	約 660	約 5.1	約 0.35	慣性誘導＋ レーダー・ホーミング
	ハープーン(SSM)	海	約 680	約 4.6	約 0.34	慣性誘導＋ レーダー・ホーミング
	ハープーン(USM)		約 680	約 4.6	約 0.34	慣性誘導＋ レーダー・ホーミング
	ハープーン(ASM)		約 520	約 3.9	約 0.34	慣性誘導＋ レーダー・ホーミング
	90式艦対艦誘導弾(SSM-1B)		約 660	約 5.1	約 0.35	慣性誘導＋ レーダー・ホーミング
	91式空対艦誘導弾(ASM-1C)	海	約 510	約 4.0	約 0.35	慣性誘導＋ レーダー・ホーミング
	80式空対艦誘導弾(ASM-1)	空	約 600	約 4.0	約 0.35	慣性誘導＋ レーダー・ホーミング
	93式空対艦誘導弾(ASM-2)		約 530	約 4.0	約 0.35	慣性誘導＋ 赤外線画像ホーミング
対戦車	64式対戦車誘導弾	陸	約 16	約 1.0	約 0.12	有線誘導
	87式対戦車誘導弾		約 12	約 1.1	約 0.11	レーザー・ホーミング
	TOW		約 18	約 1.2	約 0.15	赤外線半自動有線誘導
対舟艇対戦車	79式対舟艇対戦車誘導弾	陸	約 33	約 1.6	約 0.15	赤外線半自動有線誘導
	96式多目的誘導弾システム(MPMS)		約 59	約 2.0	約 0.16	慣性誘導＋赤外線画像 光ファイバTVM

資料43　防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要

（障害などの原因）　（障害などの態様）　（施策の内容）

- 自衛隊などの行為
  - 演習場の荒廃など――障害防止工事の助成
  - 騒音
    - （障害防止工事）学校、病院などの防音工事の助成
    - 第１種区域――住宅の防音工事の助成（注１）
    - 第２種区域
      - 移転などの補償――移転先地の公共施設の整備の助成
      - 土地の買入れ――買い入れた土地の無償使用
    - 第３種区域――緑地帯の整備など
  - 農林漁業などの事業経営上の損失――損失の補償（注２）
    （自衛隊の行為によるものに限る。）
- 防衛施設の設置・運用
  - 生活又は事業活動の阻害――民生安定施設の整備の助成
  - 生活環境又は開発に及ぼす影響――特定防衛施設関連市町村――特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付

（注１）１　第１種区域、第２種区域、第３種区域
飛行場などの周辺で航空機の騒音に起因する障害の度合に応じて次のように定める。
第１種区域：WECPNL 75以上の区域
第２種区域：第１種区域内で、WECPNL 90以上の区域
第３種区域：第２種区域内で、WECPNL 95以上の区域
２　WECPNL（Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level、加重等価継続感覚騒音レベル）
特に夜間の騒音を重視して、音響の強度のほかにその頻度、継続時間などの諸要素を加味して、人の生活に与える影響を評価する航空機騒音の単位である。

（注２）　在日米軍などの行為によるものについては、「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」（1953年制定）により損失の補償を行っている。

資料44　SACO最終報告（仮訳）

（平成８年12月２日）

沖縄に関する特別行動委員会（SACO）は、平成７年11月に、日本国政府及び米国政府によって設置された。両国政府は、沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化するために、SACOのプロセスに着手した。

この共同の努力に着手するに当たり、SACOのプロセスの付託事項及び指針が日米両国政府により定められた。すなわち、日米双方は、日米安全保障条約及び関連取極の下におけるそれぞれの義務との両立を図りつつ、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、沖縄県における米軍の運用の方法を調整する方策について、SACOが日米安全保障協議委員会（SCC）に対し勧告を作成することを決定した。このようなSACOの作業は、１年で完了するものとされた。

平成８年４月15日に開催されたSCCは、いくつかの重要なイニシアティブを含むSACO中間報告を承認し、SACOに対し、平成８年11月までに具体的な実施スケジュールを付した計画を完成し、勧告するよう指示した。

SACOは、日米合同委員会とともに、一連の集中的かつ綿密な協議を行い、中間報告に盛り込まれた勧告を実施するための具体的な計画及び措置をとりまとめた。

本日、SCCにおいて、池田大臣、久間長官、ペリー長官及びモンデール大使は、このSACO最終報告を承認した。この最終報告に

盛り込まれた計画及び措置は、実施されれば、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減することとなろう。同時に、これらの措置は、安全及び部隊の防護の必要性に応えつつ、在日米軍の能力及び即応態勢を十分に維持することとなろう。沖縄県における米軍の施設及び区域の総面積(共同使用の施設及び区域を除く。)の約21パーセント(約5,002ヘクタール)が返還される。

SCCの構成員は、このSACO最終報告を承認するにあたり、一年間にわたるSACOのプロセスの成功裡の結実を歓迎し、また、SACOの最終報告の計画及び措置の着実かつ迅速な実施を確保するために共同の努力を継続するとの堅い決意を強調した。このような理解の下、SCCは、各案件を実現するための具体的な条件を取り扱う実施段階における両国間の主たる調整の場として、日米合同委員会を指定した。地域社会との所要の調整が行われる。

また、SCCは、米軍の存在及び地位に関連する諸問題に対応し、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるために、あらゆる努力を行うとの両国政府のコミットメントを再確認した。これに関連して、SCCは、主として日米合同委員会における調整を通じ、これらの目的のための努力を維持すべきことに合意した。

SCCの構成員は、SCC自体と日米安全保障高級事務レベル協議(SSC)が、前記の日米合同委員会における調整を監督し、適宜指針を与えることに合意した。また、SCCは、SSCに対し、最重要課題の一つとして沖縄に関連する問題に真剣に取り組み、この課題につき定期的にSCCに報告するよう指示した。

平成８年４月の日米安全保障共同宣言に従い、SCCは、国際情勢、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議、両国間の政策調整並びにより平和的で安定的なアジア太平洋地域の安全保障情勢に向けた努力の重要性を強調した。SCCは、SSCに対し、これらの目的を追求し、同時に、沖縄に関連する問題に取り組むよう指示した。

土地の返還

―普天間飛行場　付属文書のとおり

―北部訓練場

以下の条件の下で、平成14年度末までを目途に、北部訓練場の過半(約3，987ヘクタール)を返還し、また、特定の貯水池(約159ヘクタール)についての米軍の共同使用を解除する。

・北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため、平成９年度末までを目途に、土地(約38ヘクタール)及び水域(約121ヘクタール)を提供する。

・ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設する。

―安波訓練場

北部訓練場から海への出入のための土地及び水域が提供された後に、平成９年度末までを目途に、安波訓練場(約480ヘクタール)についての米軍の共同使用を解除し、また、水域(約7,895ヘクタール)についての米軍の共同使用を解除する。

―ギンバル訓練場

ヘリコプター着陸帯が金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成９年度末までを目途に、ギンバル訓練場(約60ヘクタール)を返還する。

―楚辺通信所

アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成12年度末までを目途に、楚辺通信所(約53ヘクタール)を返還する。

―読谷補助飛行場

パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に、平成12年度末までを目途に、読谷補助飛行場(約191ヘクタール)を返還する。

―キャンプ桑江

海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設され、キャンプ桑江内の残余の施設がキャンプ瑞慶覧又は沖縄県の他の米軍の施設及び区域に移設された後に、平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江の大部分(約99ヘクタール)を返還する。

―瀬名波通信施設

アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された後に、平成12年度末までを目途に、瀬名波通信施設(約61ヘクタール)を返還する。ただし、マイクロ・ウェーブ塔部分(約0.1ヘクタール)は、保持される。

―牧港補給地区

国道58号を拡幅するため、返還により影響を受ける施設が牧港補給地区の残余の部分に移設された後に、同国道に隣接する土地(約３ヘクタール)を返還する。

―那覇港湾施設

浦添埠頭地区(約35ヘクタール)への移設と関連して、那覇港湾施設(約57ヘクタール)の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続する。

―住宅統合（キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧）

平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域内の住宅地区の土地の一部を返還する。（キャンプ瑞慶覧については約83ヘクタール、さらにキャンプ桑江については35ヘクタールが、それぞれ住宅統合により返還される。このキャンプ桑江についての土地面積は、上記のキャンプ桑江の項の返還面積に含まれている。）

訓練及び運用の方法の調整

―県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練

平成９年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練を取り止める。

―パラシュート降下訓練

パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転する。

―公道における行軍

公道における行軍は既に取り止められている。

騒音軽減イニシアティヴの実施

―嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置

平成８年３月に日米合同委員会により発表された嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意は、既に実施されている。

―KC－130ハーキュリーズ航空機及びAV－８ハリアー航空機の移駐

現在普天間飛行場に配備されている12機のKC－130航空機を、適切な施設が提供された後、岩国飛行場に移駐する。岩国飛行場から米国への14機のAV－８航空機の移駐は完了した。

―嘉手納飛行場における海軍航空機及びMC－130航空機の運用の移転

嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移転する。これらの措置の実施スケジュールは、普天間飛行場の返還に必要な嘉手納飛行場における追加的な施設の整備の実施スケジュールを踏まえて決定される。嘉手納飛行場におけるMC－130航空機を平成８年12月末までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転する。

―嘉手納飛行場における遮音壁

平成９年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を建設する。

―普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用の制限

米軍の運用上の即応態勢と両立する範囲内で、最大限可能な限り、普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用を制限する。

地位協定の運用の改善

―事故報告

平成８年12月２日に発表された米軍航空機事故の調査報告書の提供手続に関する新しい日米合同委員会合意を実施する。

さらに、良き隣人たらんとの米軍の方針の一環として、米軍の部隊・装備品等及び施設に関係する全ての主要な事故につき、日本政府及び適当な地方公共団体の職員に対して適時の通報が確保されるようあらゆる努力が払われる。

―日米合同委員会合意の公表

日米合同委員会合意を一層公表することを追求する。

―米軍の施設及び区域への立入

平成８年12月２日に日米合同委員会により発表された米軍の施設及び区域への立入に関する新しい手続を実施する。

―米軍の公用車両の表示

米軍の公用車両の表示に関する措置についての合意を実施する。全ての非戦闘用米軍車両には平成９年１月までに、その他の全ての米軍車両には平成９年10月までに、ナンバー・プレートが取り付けられる。

―任意自動車保険

任意自動車保険に関する教育計画が拡充された。さらに、米側は、自己の発意により、平成９年１月から、地位協定の下にある全ての人員を任意自動車保険に加入させることを決定した。

―請求に対する支払い

次の方法により、地位協定第18条６項の下の請求に関する支払い手続を改善するよう共同の努力を行う。

・前払いの請求は、日米両国政府がそれぞれの手続を活用しつつ、速やかに処理し、また、評価する。前払いは、米国の法令によって認められる場合には常に、可能な限り迅速になされる。

・米側当局による請求の最終的な裁定がなされる前に、日本側当局が、必要に応じ、請求者に対し無利子の融資を提供するとの新たな制度が、平成９年度末までに導入される。

・米国政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない過去の事例は極めて少ない。しかし、仮に将来そのような事例が生じた場合には、日本政府は、必要に応じてその差額を埋めるため、請求者に対し支払いを行うよう努力する。

―検疫手続

12月２日に日米合同委員会により発表された更改された合意を実施する。

―キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去

キャンプ・ハンセンにおいては、米国における米軍の射場に適用されている手続と同等のものである米海兵隊の不発弾除去手続を引き続き実施する。

―日米合同委員会において、地位協定の運用を改善するための努力を継続する。

普天間飛行場に関するSACO最終報告（仮訳）
（この文書は、SACO最終報告の不可分の一部をなすものである。）

（平成８年12月２日、東京）

１．はじめに

(a) 平成８年12月２日に開催された日米安全保障協議委員会（SCC）において、池田外務大臣、久間防衛庁長官、ペリー国防長官及びモンデール大使は、平成８年４月15日の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）中間報告及び同年９月19日のSACO現状報告に対するコミットメントを再確認した。両政府は、SACO中間報告を踏まえ、普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力を維持しつつ、同飛行場の返還及び同飛行場に所在する部隊・装備等の沖縄県における他の米軍施設及び区域への移転について適切な方策を決定するための作業を行ってきた。SACO現状報告は、普天間に関する特別作業班に対し、３つの具体的代替案、すなわち⑴ヘリポートの嘉手納飛行場への集約、⑵キャンプ・シュワブにおけるヘリポートの建設、並びに⑶海上施設の開発及び建設について検討するよう求めた。

(b) 平成８年12月２日、SCCは、海上施設案を追求するとのSACOの勧告を承認した。海上施設は、他の２案に比べて、米軍の運用能力を維持するとともに、沖縄県民の安全及び生活の質にも配意するとの観点から、最善の選択であると判断される。さらに、海上施設は、軍事施設として使用する間は固定施設として機能し得る一方、その必要性が失われたときには撤去可能なものである。

(c) SCCは、日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）の監督の下に置かれ、技術専門家のチームにより支援される日米の作業班（普天間実施委員会（FIG：Futenma Implementation Group）と称する。）を設置する。FIGは、日米合同委員会とともに作業を進め、遅くとも平成９年12月までに実施計画を作成する。この実施計画についてSCCの承認を得た上で、FIGは、日米合同委員会と協力しつつ、設計、建設、試験並びに部隊・装備等の移転について監督する。このプロセスを通じ、FIGはその作業の現状について定期的にSSCに報告する。

２．SCCの決定

(a) 海上施設の建設を追求し、普天間飛行場のヘリコプター運用機能の殆どを吸収する。この施設の長さは約1，500メートルとし、計器飛行への対応能力を備えた滑走路（長さ約1，300メートル）、航空機の運用のための直接支援、並びに司令部、整備、後方支援、厚生機能及び基地業務支援等の間接支援基盤を含む普天間飛行場における飛行活動の大半を支援するものとする。海上施設は、ヘリコプターに係る部隊・装備等の駐留を支援するよう設計され、短距離で離発着できる航空機の運用をも支援する能力を有する。

(b) 岩国飛行場に12機のKC－130航空機を移駐する。これらの航空機及びその任務の支援のための関連基盤を確保すべく、同飛行場に追加施設を建設する。

(c) 現在の普天間飛行場における航空機、整備及び後方支援に係る活動であって、海上施設又は岩国飛行場に移転されないものを支援するための施設については、嘉手納飛行場において追加的に整備を行う。

(d) 危機の際に必要となる可能性のある代替施設の緊急時における使用について研究を行う。この研究は、普天間飛行場から海上施設への機能移転により、現有の運用上の柔軟性が低下することから必要となるものである。

(e) 今後５乃至７年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する。

３．準拠すべき方針

(a) 普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力は今後も維持することとし、人員及び装備の移転、並びに施設の移設が完了するまでの間も、現行水準の即応性を保ちつつ活動を継続する。

(b) 普天間飛行場の運用及び活動は、最大限可能な限り、海上施設に移転する。海上施設の滑走路が短いため同施設では対応できない運用上の能力及び緊急事態対処計画の柔軟性（戦略空輸、後方支援、緊急代替飛行場機能及び緊急時中継機能等）は、他の施設によって十分に支援されなければならない。運用、経費又は生活条件の観点から海上施設に設置することが不可能な施設があ

資料

れば、現存の米軍施設及び区域内に設置する。

(c) 海上施設は、沖縄本島の東海岸沖に建設するものとし、桟橋又はコーズウェイ(連絡路)により陸地と接続することが考えられる。建設場所の選定においては、運用上の所要、空域又は海上交通路における衝突の回避、漁船の出入、環境との調和、経済への影響、騒音規制、残存性、保安、並びに他の米国の軍事施設又は住宅地区への人員アクセスについての利便性及び受入可能性を考慮する。

(d) 海上施設の設計においては、荒天や海象に対する上部構造物、航空機、装備及び人員の残存性、海上施設及び当該施設に所在するあらゆる装備についての腐食対策・予防措置、安全性、並びに上部構造物の保安を確保するため、十分な対策を盛り込むこととする。支援には、信頼性があり、かつ、安定的な燃料供給、電気、真水その他のユーティリティ及び消耗資材を含めるものとする。さらに、海上施設は、短期間の緊急事態対処活動において十分な独立的活動能力を有するものとする。

(e) 日本政府は、日米安全保障条約及び地位協定に基づき、海上施設その他の移転施設を米軍の使用に供するものとする。また、日米両政府は、海上施設の設計及び取得に係る決定に際し、ライフ・サイクル・コストに係るあらゆる側面について十分な考慮を払うものとする。

(f) 日本政府は、沖縄県民に対し、海上施設の構想、建設場所及び実施日程を含めこの計画の進捗状況について継続的に明らかにしていくものとする。

4．ありうべき海上施設の工法

日本政府の技術者等からなる「技術支援グループ」(TSG)は、政府部外の大学教授その他の専門家からなる「技術アドバイザリー・グループ」(TAG)の助言を得つつ、本件について検討を行ってきた。この検討の結果、次の3つの工法がいずれも技術的に実現可能とされた。

(a) 杭式桟橋方式(浮体工法)：海底に固定した多数の鋼管により上部構造物を支持する方式。

(b) 箱(ポンツーン)方式：鋼製の箱形ユニットからなる上部構造物を防波堤内の静かな海域に設置する方式。

(c) 半潜水(セミサブ)方式：潜没状態にある下部構造物の浮力により上部構造物を波の影響を受けない高さに支持する方式。

5．今後の段取り

(a) FIGは、SCCに対し海上施設の建設のための候補水域を可能な限り早期に勧告するとともに、遅くとも平成9年12月までに詳細な実施計画を作成する。この計画の作成に当たり、構想の具体化・運用所要の明確化、技術的性能諸元及び工法、現地調査、環境分析、並びに最終的な構想の確定及び建設地の選定という項目についての作業を完了することとする。

(b) FIGは、施設移設先において、運用上の能力を確保するため、施設の設計、建設、所要施設等の設置、実用試験及び新施設への運用の移転を含む段階及び日程を定めるものとする。

(c) FIGは、定期的な見直しを行うとともに、重要な節目において海上施設計画の実現可能性について所要の決定を行うものとする。

資料45 普天間飛行場の移設に係る政府方針

(平成11年12月28日 閣議決定)

政府においては、沖縄県における米軍施設・区域の負担を軽減するため、「沖縄に関する特別行動委員会」(以下「SACO」という)最終報告の着実な実現に向けて、全力で取り組んできたところである。

SACO最終報告において大きな課題となっている普天間飛行場の移設・返還について、平成11年11月22日、沖縄県知事は移設候補地を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とする旨表明し、更に12月27日、名護市長から同飛行場代替施設に係る受け入れの表明が行われた。

こうした中で、沖縄県及び地元から、住民生活や自然環境への特別の配慮、移設先及び周辺地域の振興、沖縄県北部地域の振興及び駐留軍用地跡地の利用の促進等の要請が寄せられてきたところである。

政府としては、こうした経緯及び要請に基づき、本件に係る12月17日の第14回沖縄政策協議会の了解を踏まえつつ、今後下記の方針に基づき取り組むこととする。

記

Ⅰ 普天間飛行場代替施設について

普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という)については、軍民共用空港を念頭に整備を図ることとし、米国とも緊密に協議しつつ、以下の諸点を踏まえて取り組むこととする。

1．基本計画の策定

建設地点を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とし、今後、代替施設の工法及び具体的建設場所の検討を含めて基本計画の策定を行う。基本計画の策定に当たっては、移設先及び周辺地域(以下「地域」という)の住民生活に著しい影響を与えない施設計画となるよう取り組むものとする。

代替施設の工法及び具体的建設場所については、地域住民の意向を尊重すべく、沖縄県及び地元地方公共団体とよく相談を行い、最善の方法をもって対処することとする。

2．安全・環境対策

(1) 基本方針

地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行うものとする。

(2) 代替施設の機能及び規模

代替施設については、SACO最終報告における普天間飛行場移設に伴う機能及び民間飛行場としての機能の双方の確保を図る中で、安全性や自然環境に配慮した最小限の規模とする。

(3) 環境影響評価の実施等

① 環境影響評価を実施するとともに、その影響を最小限に止めるための適切な対策を講じる。

② 必要に応じて、新たな代替環境の積極的醸成に努めることとし、そのために必要な研究機関等の設置に努める。

(4) 代替施設の使用に関する協定の締結

地域の安全対策及び代替施設から発生する諸問題の対策等を講じるため、①飛行ルート、②飛行時間の設定、③騒音対策、④航空機の夜間飛行及び夜間飛行訓練、廃弾処理等、名護市における既存施設・区域の使用に関する対策、⑤その他環境問題、⑥代替施設内への地方公共団体の立入りにつき、地方公共団体の意見が反映したものとなるよう、政府は誠意をもって米国政府と協議を行い、政府関係当局と名護市との間で協定を締結し、沖縄県が立ち会うものとする。

(5) 協議機関等の設置

代替施設の基本計画の策定に当たっては、政府、沖縄県及び地元地方公共団体の間で協議機関を設置し、協議を行うこととする。

また、航空機騒音や航空機の運用に伴う事故防止等、生活環境や安全性、自然環境への影響等について、専門的な考察による客観的な分析・評価を行えるよう、政府において、適切な体制を確保することとする。

(6) 実施体制の確立

代替施設の基本計画に基づく建設及びその後の運用段階においても、適切な協議機関等を設置し、地域の住民生活に著しい影響を及ぼさないよう取り組むこととする。また、協議機関においては、代替施設の使用に関する協定及び環境問題についての定期的なフォローアップを行うこととする。

3．使用期限問題

政府としては、代替施設の使用期限については、国際情勢もあり厳しい問題があるとの認識を有しているが、沖縄県知事及び名護市長から要請がなされたことを重く受け止め、これを米国政府との話し合いの中で取り上げるとともに、国際情勢の変化に対応して、本代替施設を含め、在沖縄米軍の兵力構成等の軍事態勢につき、米国政府と協議していくこととする。

4．関連事項

(1) 米軍施設・区域の整理・統合・縮小への取組

沖縄県における米軍施設・区域の負担を軽減するため、県民の理解と協力を得ながら、SACO最終報告を踏まえ、さらなる米軍施設・区域の計画的、段階的な整理・統合・縮小に向けて取り組む。

(2) 日米地位協定の改善

地位協定の運用改善について、誠意をもって取り組み、必要な改善に努める。

(3) 名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項

① キャンプ・シュワブ内の廃弾処理については、市民生活への影響に配慮し、所要の対策について取り組む。

② 辺野古弾薬庫の危険区域の問題について取り組む。

③ キャンプ・シュワブ内の兵站地区に現存するヘリポートの普天間飛行場代替施設への移設については、米国との話し合いに取り組む。

Ⅱ 地域の振興について

1．普天間飛行場移設先及び周辺地域の振興

代替施設の受入れに伴い新たな負担を担うこととなる地域の振興については、平成11年12月17日の第14回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙1の方針により、確実な実施を図ることとする。

2．沖縄県北部地域の振興

資料

沖縄県北部地域の振興については、上記第14回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙2の方針により、確実な実施を図ることとする。

3．駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等

沖縄における駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等については、上記第14回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙3の方針により、確実な実施を図ることとする。

（別紙1～3省略）

資料46　調達方法別の装備品などの調達額の推移

（単位：億円）

年度＼区分	国内調達額（A）	輸入			合計（E=A+D）	国内調達額の比率(%)（A/E）
		一般輸入額（B）	有償援助額（C）	小計（D=B+C）		
89	17,497	928	923	1,852	19,348	90.4
90	18,103	834	1,376	2,211	20,313	89.1
91	17,010	869	1,023	1,893	18,903	90.0
92	17,676	1,011	474	1,486	19,162	92.2
93	16,408	1,356	1,574	2,930	19,338	84.8
94	17,349	1,195	1,056	2,251	19,600	88.5
95	18,131	914	598	1,512	19,642	92.3
96	18,725	938	541	1,478	20,204	92.7
97	18,479	1,173	376	1,548	20,027	92.3
98	17,344	1,127	348	1,474	18,818	92.2

（注）1　「国内調達額」、「一般輸入額」及び「有償援助額」は、それぞれ「装備品など調達契約額調査」の当該年度結果による。
　　　2　有償援助額とは、日米相互防衛援助協定に基づき、米国政府から調達した装備品などの金額である。
　　　3　数値は、四捨五入によっているので、計と符合しないことがある。

資料47　平成10年度調達実施本部の調達実績

（単位：億円）

品目等＼件数・金額	件　数	金　額
電　気	415	138.3
測　定　器	342	87.4
通　信	1,117	509.3
電　波	742	1,526.3
需　品　等	1,171	144.7
繊　維	683	154.4
弾　火　薬	591	844.3
燃　料	2,223	479.3
船　舶	60	1,471.3
機　械	428	128.4
車　両	448	559.2
武　器	113	226.6
航　空　機	460	2,258.4
航　空　機　修　理	123	725.3
誘　導　武　器	90	1,234.5
試　作　品	59	979.7
一　般　輸　入	392	655.7
F　M　S	159	308.2
計	9,616	12,431.1

資料48　「調達改革の具体的措置」のポイント（防衛調達改革本部報告の概要）（11.4.2）

調達制度の改革

1　供給ソースの多様化の追求等競争原理の強化

①　民生品等を活用した防衛庁規格・仕様書の見直しを促進。このため、民間企業からの提案を受け、処理する体制を整備。

②　随意契約の場合であっても、防衛装備品の導入段階及び研究開発着手段階における仕様書作成の際、複数企業からの提案を聴取の上、実質的には競争契約と同様の手続をとり企業を概定。

③　「長官の指示」につき、競争原理の導入等の観点から見直しを行った結果、契約に先立って適切な企業を選定しておく必要性があるものは、以下に限定。企業の選定は、装備審査会議の諮問事項に新たに加えることとし、これを公表。

a. 航空機製造事業法等による製造に関する許可を新たに必要とするとき。

b. ライセンス等の取得を新たに必要とするとき。

c. 航空機製造事業法の趣旨に鑑み、適切な開発体制を構築する必要があるとき。

なお、護衛艦等複数企業が製造能力を有するものについては、実施体制を整備することにより、原則として競争契約に移行。

④　規格・仕様書の概要のインターネットによる公開を推進。

⑤　随意契約の透明性の向上を目的として、随契理由を開示するとともに、原価計算ルール、防衛装備品の価格の分析結果等を

資料

公開。必要なデータの収集分析を実施。契約内容の細部についても第三者監視体制を活用するなど、必要に応じて部外の意見を受ける等の措置を実施。

2　原価計算方式等の妥当性の検討

○　経費率計算等に当たっての運用基準を明確化し、公表。また、試験研究費を明確化するとともに、交際費の計算価格項目への不算入化など予定価格訓令等を改正。

3　企業側提出資料の信頼性確保のための施策

①　制度調査の受入義務、契約完了年度の翌年度末までの資料の保存義務を「入札及び契約心得」に規定。

②　不適切な資料提出に関して、過払い額と同一金額の違約金の支払い義務、違約金支払い段階までの取引停止措置を個別契約に規定。平成11年度末までは９カ月間(ただし、９ヶ月を過ぎて相手方が係争する場合は合意成立までの間)の取引停止措置。

③　民間企業における過払い事案の再発防止に関する自主的な社内管理体制を整備することを期待。

4　工数をマクロ的にチェックするための体制の整備

○　今後、工数データのオフラインによる集計を実施するとともに、一元的なオンライン工数集計のためのシステムを開発。

5　監査担当官の巡回・派遣制度の整備

○　原価監査官の巡回により、工数等のチェックを実施するとともに、監督・検査官が有する工程管理に関する情報等を原価監査官へ提供。

6　過払い事案処理に関する統一的かつ明確な基準の策定

○　次の基本的考え方に基づく過払い事案処理要領を策定。

①　個別契約毎の過払い額算定が原則。これが困難な場合には、契約相手方の決算書の作成の基礎となる資料等に基づき算定。その際には、予定価格訓令に基づいて実施。国の債権の管理等に関する法律等に従い、返納。

②　処理過程の節目において、第三者による監視体制に報告し、公表するとともに、法務省等関係省庁とも調整を実施。

7　企業のコスト削減に向けたインセンティブ向上のための施策等

①　企業が有する技術等を活用したコスト低減につき、その50%を減価提案技術料として、原則３年間支払うという「減価提案制度」の試行を実施。

②　契約手続きによる企業側のコスト負担等については、取得改革委員会等で検討。

8　具体的施策の実効性確保

①　防衛庁の職員一人一人が、自らが改革の担い手になるという意識改革が必要。

②　調達制度改革は、防衛庁の全機関を通じて推進することとし、その実施状況をフォローアップする体制を確立。

③　欧米と比較した調達職員の相対的な少なさを考慮し、制度調査等に、監査法人・公認会計士を活用するほか、改革施策の実施を側面支援する外部の中立的な機関の活用を考慮。

④　今後、個別の改革施策を実施していくに当たっては、内外の事情を十分に調査し、防衛生産・技術基盤への影響にも配慮しつつ実施。

調達機構等の改革

1　新しい中央調達機関の在り方

①　調達実施本部を解体し、原価計算部門と契約部門を組織的に分離。

・　原価計算部門については、内部部局に吸収し、装備局と経理局の機能を有機的に統合して新設する管理局（仮称）に置く。同部門の在り方については、中央省庁等改革における内部部局の再編に合わせて措置。

・　契約部門については、各自衛隊や各機関の防衛装備品の調達に係る共通的要素を集約して、契約本部（仮称）を設置。

②　原価計算・契約両機能の組織的分離に係る当面の措置として、調達実施本部の廃止等の措置を採るまでの間、現在、同一副本部長が所掌する両部門を、平成11年度の業務から、それぞれ別の副本部長に担当させ、相互牽制を強化。

2　第三者による監視体制の確立

①　従前の調達業務の閉鎖性に対する反省を踏まえ、部外有識者を活用した第三者による監視体制を確立。これについては、中央省庁等改革に合わせ、例えば防衛調達審査会（仮称）を設置する方向で検討。

②　この体制は、防衛装備品の調達に係る基準の審議等を行うとともに、防衛庁の調達業務の実態等の把握を実施。

③　当面の措置として、平成11年４月から、調達等に関する高い専門知識を有する部外者（大学教授・公認会計士・弁護士等）の参集を求め、防衛調達適正化会議を開催。

3　防衛調達業務に係る教育・研修の充実

①　防衛調達改革を実効あるものとするため、教育・研修の充実により、調達業務についての専門知識を体系的に習得した専門家を養成するとともに、先般の防衛調達に関わる一連の不祥事を踏まえ、調達担当職員としての意識の向上を図る。

②　このため、調達業務についての専門知識習得のための研修を拡充。その際、教育・研修の充実に際しては、部外講師や民間企業等における研修の活用等の拡充により、民間における専門的知見・能力を積極的に活用するとともに、調達業務に従事する職員の倫理教育を充実・強化。

自衛隊員の再就職の在り方に関する見直し

1　再就職手続の見直し

①　再就職手続を通じて幅広く審査にかからせることにより、公務の公正性を確保するとともに、個々人の再就職をいわれなき批判等から保護し、適正な再就職を可能にする。

②　具体的な変更内容は、以下のとおり。

・　離職後２年間に長官による承認の対象となる再就職の範囲を、「離職前５年以内に従事していた職務と密接な関係にある企業（登録営利企業体）の役員等の地位への再就職」から、「離職前５年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁と密接な関係にある企業（登録営利企業体）の全ての地位への再就職」に変更。
ただし、任期制自衛官については、地位や職務等を勘案し、承認の対象外。

・　具体的な承認基準を、自衛隊法施行規則（総理府令）等において規定。その際に、企業との間で防衛装備品の調達等に当たる隊員については携わった契約額等が一定水準以上の場合には再就職を承認しないなど、その基本的考え方を一般職公務員と同じに。その一方で、自衛官の職務や任用制度の特殊性等にも配慮。

・　長官による再就職の承認状況についての国会報告義務を、自衛隊法に新たに規定する等により透明性を確保。

・　審査の中立性・公正性の向上のため、自衛隊離職者就職審査会の構成等について検討するとともに、新たな承認基準は同審査会の審議を経て決定。
また、同審査会において、再就職者本人等の意見を聴取する機会を設定。

2　再就職支援及び人材の公務内での活用

①　就職援護施策

各自衛隊や各機関が有する雇用情報を有効に活用するための情報のネットワーク化への着手(平成11年度一部実施)等を含め、就職援護施策を一層推進。

②　退職自衛官の公務部門における採用等

事務官等への採用予定状況や自衛官の退職情報を相互に提供する等の手段により、可能な限り退職自衛官の任用に努めるとともに、地方公共団体等への働きかけを行うなど、防衛庁以外の公的機関での採用の推進に努力。

③　高齢者の再任用制度の導入

一般職公務員に準じて、平成13年度から定年退職者等を再任用し得る制度を導入することとし、所要の自衛隊法改正案について閣議決定の上、国会に提出。

④　勧奨退職時期の引上げ

勧奨退職の対象となっている一部の自衛隊員について、平成11年度夏を目途に勧奨退職時期を延伸するための措置に着手。

3　退職後の生活を支えるための施策等

退職した自衛官が実りある第二の人生を送れるようにする施策として、民間企業等への再就職以外にも適切な措置があるかどうか、諸外国制度を幅広く参考としつつ、不断の見直しを実施。

資料49　自衛隊・防衛問題に関する世論調査（平成11年度）

4　防衛体制についての考え方
①自衛隊の防衛力
増強した方がよい
今の程度でよい
縮小した方がよい
わからない
平成2年度 7.7 62.1 20.0 10.3
平成5年度 6.3 66.2 15.3 12.1
平成8年度 7.5 64.3 15.5 12.8
平成11年度 13.5 66.1 8.7 11.6
0 20 40 60 80 100 (%)
②防衛費の規模
増強した方がよい
今の程度でよい
縮小した方がよい
わからない
昭和56年度 20.1 47.3 15.0 17.6
59年度 14.2 54.1 17.7 14.0
62年度 11.2 58.0 19.2 11.7
平成2年度 8.1 55.6 26.1 10.3
5年度 6.2 58.5 19.7 15.6
8年度 7.4 56.0 21.9 14.7
11年度 10.7 61.7 13.9 13.7
0 20 40 60 80 100 (%)
③日米安全保障条約についての意識
役立っている（役立っている＋どちらかと言えば役立っている）
役立っていない（役立っていない＋どちらかと言えば役立っていない）
わからない
昭和56 59 62 平成2 5 8 11（年度）
④日本の安全を守るための方法
現状（日米安保＋自衛隊）
その他・わからない
安保条約破棄・自衛隊増強
安保条約破棄・自衛隊縮小
昭和56 59 62 平成2 5 8 11（年度）
5　国際貢献等に対する意識
①外国での災害等の救援活動
賛成する
どちらかと言えば賛成する
どちらかと言えば反対する
反対する
一概には言えない
わからない
平成2年度 25.7 28.5 17.0 13.4 11.2 4.1
平成5年度 26.2 35.4 15.2 6.7 12.3 4.1
平成8年度 39.0 39.0 8.8 3.1 6.5 3.6
平成11年度 50.1 36.2 4.0 1.4 4.3 4.0
0 20 40 60 80 100 (%)
②今後の国連平和維持活動への参加
賛成する
どちらかと言えば賛成する
どちらかと言えば反対する
反対する
一概には言えない
わからない
平成2年度 20.6 24.9 19.1 18.8 10.9 5.7
平成5年度 17.1 31.3 19.8 10.8 14.3 6.7
平成8年度 24.1 39.9 10.5 3.1 8.2 14.2
平成11年度 40.5 39.0 6.0 2.7 5.5 6.4
0 20 40 60 80 100 (%)

③ 各国の防衛当局者との対話・交流

④ 国連などが行う軍備管理・軍縮分野の活動への協力

6　防衛についての意識

① 国を守る気持ちの強さ

② 外国から侵略された場合の態度

③ 日本が戦争に巻き込まれる危険性

④ 日本の平和と安全の面から関心を持っていること

資料

防衛年表

年	防衛		国内		国際	
1945 (昭和20)			8. 15 8. 17 9. 2 10. 9 10. 15 11. 30	第2次大戦終了 東久邇内閣成立 GHQ設置 幣原内閣成立 参謀本部・軍令部廃止 陸・海軍省廃止	10. 24	国際連合成立
1946 (昭和21)			1. 27 2. 26 4. 5 4. 24 5. 3 5. 22 11. 3	GHQ、琉球列島・小笠原群島の日本行政権停止指令 極東委員会成立 第1回対日理事会開催 沖縄民政府発足 極東国際軍事裁判開廷 吉田内閣成立 日本国憲法公布	1. 10 3. 5 10. 1 12. 19	国際連合第1回総会開幕(～2.14、ロンドン) チャーチル、「鉄のカーテン」演説 ニュールンベルグ国際裁判判決 第1次インドシナ戦争開始
1947 (昭和22)			5. 3 6. 1 12. 17	日本国憲法施行 片山内閣成立 警察法公布(国家地方警察、自治体警察設置)	3. 12 6. 5 10. 5	トルーマン・ドクトリン発表 マーシャル・プラン発表 コミンフォルム設置
1948 (昭和23)			3. 10 4. 27 10. 19 11. 12	芦田内閣成立 海上保安庁法公布 吉田内閣成立 極東国際軍事裁判判決	4. 1 5. 14 6. 26 8. 15 9. 9	ソ連、ベルリン封鎖(～1949.5.12) 第1次中東戦争開始(～1949.2.24) ベルリン空輸開始 大韓民国樹立宣布 朝鮮民主主義人民共和国成立
1949 (昭和24)			7. 5 7. 15 8. 17	下山事件 三鷹事件 松川事件	1. 25 4. 4 4. 21 5. 6 9. 24 10. 1 10. 7 12. 7	コメコン設置 北大西洋条約12か国署名(8.24発効) 国共会談決裂、中共軍総攻撃開始 ドイツ連邦共和国(西独)成立 ソ連、原爆所有を公表 中華人民共和国成立 ドイツ民主共和国(東独)成立 国民党政権、台湾へ移転
1950 (昭和25)	7. 8 8. 10 8. 13 8. 14 9. 7	マッカーサー元帥、警察予備隊75,000人創設、海上保安庁8,000人増員を許可 警察予備隊令公布・施行 警察予備隊一般隊員募集開始 警察予備隊初代増原長官就任 警察予備隊本部、国警本部から越中島へ移転	6. 21 11. 24	米国務省ダレス顧問来日 米国、対日講和7原則発表	1. 27 2. 14 6. 25 7. 7 9. 15 10. 25 12. 18	米国・NATO諸国とMSA協定署名 中・ソ友好同盟相互援助条約署名 朝鮮戦争(～53.7.27) 朝鮮派遣の国連軍創設 国連軍・仁川上陸 中国人民志願軍、朝鮮戦争に参戦 北大西洋条約防衛委員会、NATO軍創設決定
1951 (昭和26)	1. 23 3. 1 10. 20	大橋国務大臣、警察予備隊担当に決定 陸士・海兵等出身者(1、2等警察士要員)特別募集開始 小月部隊、ルース台風による山口県北河内村の災害救援のため初出動	1. 29 9. 8 9. 8 10. 26	第1回吉田・ダレス会談(講和会議交渉) 対日講和49か国署名 日米安全保障条約署名 衆議院、講和・安保両条約を承認(11.18参議院)	8. 30 9. 1	米・比相互防衛条約署名 オーストラリア、ニュー・ジーランド、米国間3国安全保障(ANZUS)条約署名
1952 (昭和27)	2. 28 4. 26 7. 26 7. 31 8. 1 8. 1 8. 1 10. 15 10. 30 11. 12	日米行政協定署名 海上保安庁に海上警備隊発足 日米施設区域協定署名 保安庁法公布 保安庁設置 吉田首相、保安庁長官を兼務 警備隊発足 保安隊発足 木村長官就任 日米船舶貸借協定署名	4. 28 4. 28 4. 28 5. 1 7. 21	日華平和条約署名 対日講和・日米安全保障条約発効 極東委員会・対日理事会・GHQ廃止 メーデー、皇居前広場で暴動化 破壊活動防止法公布・施行	1. 18 5. 26 5. 27 10. 3 11. 1	韓国「隣接海洋に対する主権宣言」(李承晩ライン) 米・英・仏、対独平和取極署名 欧州防衛共同体(EDC)条約署名 英国、初の原爆実験 米国、初の水爆実験
1953 (昭和28)	1. 1 4. 1 8. 1 10. 30	在日米保安顧問団発足 保安大学校(後の防衛大学校)開校 武器等製造法公布 池田・ロバートソン会談、自衛力漸増の共同声明	12. 25	奄美群島復帰	3. 5 7. 27 8. 12 10. 1	スターリン・ソ連首相死去 朝鮮休戦協定署名 ソ連、初の水爆実験 米・韓相互防衛条約署名

年	防衛		国内		国際	
1954 (昭和29)	3. 8 5. 14 6. 2 6. 9 7. 1 12. 10	MDA協定署名 日米艦艇貸与協定署名 参議院、自衛隊の海外出動禁止決議 防衛庁設置法・自衛隊法・MDA協定等に伴う秘密保護法公布 防衛庁設置、陸・海・空自衛隊発足 大村長官就任	3. 1 12. 10	第5福竜丸事件 鳩山内閣成立	3. 1 7. 21 9. 3 9. 8 12. 2	米国、ビキニ水爆実験 インドシナ休戦に関するジュネーブ協定署名 中国人民解放軍、金門・馬祖初砲撃 東南アジア集団防衛条約(SEATO)署名 米台相互防衛条約署名
1955 (昭和30)	3. 19 5. 6 5. 8 7. 31 11. 22	杉原長官就任 米軍北富士演習場で実射・反対闘争激化 砂川基地闘争始まる 砂田長官就任 船田長官就任	8. 6 8. 31 11. 14 12. 19	第1回原水禁世界大会開催(広島) 重光・ダレス会談、日米安保条約改定について共同声明 日米原子力協定署名 原子力基本法公布	4. 18 5. 5 5. 14	アジア・アフリカ会議(バンドン) 西独、NATOに正式加盟 ワルシャワ条約署名
1956 (昭和31)	1. 30 3. 22 3. 23 4. 26 7. 2 9. 20 12. 23	防衛分担金削減についての日米共同声明 MDA協定に基づく日米特許権及び技術上の知識交流協定署名 防衛庁霞が関庁舎へ移転 国産1番艦「はるかぜ」しゅん工 国防会議構成法公布 F—86F戦闘機国内生産第1号機領収 石橋首相、防衛庁長官を兼務	2. 9 10. 19 12. 18 12. 23	衆議院原水爆実験禁止決議(2.10参議院) 日・ソ国交回復に関する共同宣言 日本、国連に加盟 石橋内閣成立	2. 14 4. 17 7. 26 10. 23 10. 29	ソ連共産党第20回大会でスターリン批判がなされ、フルシチョフ平和共存路線を採択 ソ連、コミンフォルム解散を発表 ナセル・エジプト大統領スエズ運河の国有化宣言 ハンガリー動乱 第2次中東戦争(スエズ戦争)(〜11.6)
1957 (昭和32)	1. 31 2. 2 5. 20 6. 14 6. 21 7. 10	岸臨時首相代理、防衛庁長官を兼務 小滝長官就任 「国防の基本方針」国防会議・閣議決定 「防衛力整備目標」(1次防)国防会議決定、閣議了解 岸・アイゼンハワー会談、在日米軍早期引揚げに関する共同声明 津島長官就任	2. 25 3. 15 8. 6	岸内閣成立 参議院、原水爆禁止決議 日米安全保障委員会発足	5. 15 8. 26 10. 4 11. 23	英国、初の水爆実験 ソ連、ICBM実験に成功と発表 ソ連、世界初の人工衛星スプートニク1号打上げ成功 世界共産党会議、モスクワ宣言
1958 (昭和33)	1. 14 2. 17 6. 12	第1回遠洋練習航海(ハワイ、〜2.28) 航空自衛隊、対領空侵犯措置を開始 左藤長官就任	4. 18 9. 11 10. 4	衆議院、原水爆禁止決議 藤山・ダレス会談(ワシントン)、安保改定同意 安保改定日米会談始まる	10. 23 12. 17	ダレス・蔣介石会談、本土反攻否定の共同声明 米国、ICBMアトラスの試射に成功
1959 (昭和34)	1. 12 3. 30 6. 18 12. 16	伊能長官就任 東京地裁、砂川事件について米軍駐留違憲と判決 赤城長官就任 最高裁、砂川事件の原判決を破棄			8. 25 9. 18 9. 27 12. 1	中・印国境紛争 フルシチョフ・ソ連首相、国連で全面完全軍縮を提案 米ソ首脳会談、キャンプデービット共同声明 南極条約署名
1960 (昭和35)	1. 11 7. 19 12. 8	防衛庁、桧町庁舎へ移転 江崎長官就任 西村長官就任	1. 19 7. 19	日米安全保障新条約署名(6.23発効) 池田内閣成立	2. 13 5. 1 7. 20 12. 20	フランス、初の原爆実験 米U—2型機撃墜事件(ソ連上空) 米国、SLBMポラリスの水中発射に成功 南ヴィエトナム民族解放戦線結成
1961 (昭和36)	1. 13 7. 18 7. 18	「陸上自衛隊の部隊改編」(13個師団への改編)国防会議決定、1.20閣議報告 藤枝長官就任 「第2次防衛力整備計画」国防会議・閣議決定			5. 16 7. 6 7. 11 8. 13	韓国で軍事クーデター、軍事政権成立 ソ・朝友好協力相互援助条約署名 中・朝友好協力相互援助条約署名 ベルリンの壁構築
1962 (昭和37)	7. 18 11. 1 11. 9	志賀長官就任 防衛施設庁発足 志賀長官、現職長官として初の訪米(〜11.26)			10. 20 10. 24 10. 28	中・印国境紛争(〜11.22) 米海軍、キューバ海上隔離(〜11.20) フルシチョフ・ソ連首相、キューバのミサイル撤去言明
1963 (昭和38)	7. 18	福田長官就任	8. 14	日本、部分的核実験停止条約署名	6. 20 8. 5	米・ソのホットライン協定署名 米・英・ソ部分的核実験停止条約署名

年	防衛		国内		国際	
1964 (昭和39)	7. 18	小泉長官就任	6. 15	部分的核実験停止条約批准	8. 2	トンキン湾事件
			11. 9	佐藤内閣成立	10. 16	中国、初の原爆実験に成功
1965 (昭和40)	2. 10	国会、三矢研究に関する質疑	6. 22	日韓基本条約署名	2. 7	米軍、北爆開始
	6. 3	松野長官就任	11. 12	米原潜(シードラゴン)初めて日本に寄港(佐世保)	9. 1	第2次印・パ紛争(～9.22)
	11. 20	砕氷艦「ふじ」、初めて南極観測協力に出港(～41.4.8)				
1966 (昭和41)	8. 1	上林山長官就任			5. 16	中国、文化大革命開始
	11. 29	「第3次防衛力整備計画の大綱」国防会議・閣議決定			7. 1	フランス、NATO軍事機構を脱退
	12. 3	増田長官就任			10. 27	中国、初の核ミサイル実験成功
1967 (昭和42)	3. 13	「第3次防衛力整備計画の主要項目」国防会議決定、3.14閣議決定			6. 5	第3次中東戦争(～6.9)
	3. 29	札幌地裁、恵庭事件判決			6. 17	中国、初の水爆実験成功
					7. 1	EC結成
					8. 8	東南アジア諸国連合(ASEAN)結成
1968 (昭和43)	11. 30	有田長官就任	1. 19	米原子力空母(エンタープライズ号)初めて日本に寄港(佐世保)	1. 23	北朝鮮、米海軍の情報収集艦(プエブロ号)をだ捕
			6. 26	小笠原諸島復帰	5. 13	第1回ヴィエトナム和平公式会談(パリ)
					7. 1	核不拡散条約署名
					8. 20	ソ連・東欧軍、チェッコ侵入
					8. 24	仏、南太平洋で水爆初実験
1969 (昭和44)	1. 10	「F-4E 104機の国産」国防会議決定、閣議了解	11. 21	佐藤・ニクソン共同声明(安保条約継続、72年沖縄返還)	3. 2	珍宝島にて中・ソ武力衝突
					6. 10	南ヴィエトナム臨時革命政府樹立宣言
					7. 25	ニクソン・ドクトリン発表
1970 (昭和45)	1. 14	中曽根長官就任	2. 3	核不拡散条約署名	1. 24	ワルシャワ条約機構統合軍結成(7か国)
	10. 20	第1回防衛白書「日本の防衛」発表	2. 11	国産初の人工衛星打上げ成功	3. 5	核不拡散条約発効
			3. 31	「よど号」事件	8. 12	西独・ソ連武力不行使条約に署名
			6. 23	日米安保条約自動継続		
			11. 25	三島由紀夫陸上自衛隊東部方面総監部(市ヶ谷)で割腹自殺		
1971 (昭和46)	6. 29	沖縄防衛取極(久保・カーチス取極)署名	6. 17	沖縄返還協定署名	2. 11	海底軍事利用禁止条約署名
	7. 5	増原長官就任	11. 24	衆議院非核決議	9. 30	核戦争の危険を減少するための措置に関する米ソ間協定署名
	7. 30	全日空機、自衛隊機と衝突(雫石)			10. 25	国連総会・中国招請、台湾追放決議
	8. 2	西村長官就任			12. 3	第3次印・パ紛争(～12.17)
	12. 3	江崎長官就任				
1972 (昭和47)	2. 7	「第4次防衛力整備5か年計画の大綱」国防会議決定、2.8閣議決定	1. 7	佐藤・ニクソン共同声明、沖縄返還・基地縮小で合意	2. 28	ニクソン米大統領訪中、米・中共同声明
	4. 17	「自衛隊の沖縄配備」国防会議決定、4.18閣議報告	5. 15	沖縄返還	4. 10	生物兵器禁止条約署名
	7. 7	増原長官就任	7. 7	田中内閣成立	5. 26	ニクソン米大統領訪ソ、SALTI署名、ABM制限に関する協定署名
	10. 9	「4次防の主要項目」、「文民統制強化の措置」など国防会議・閣議決定	9. 29	田中首相訪中、日中国交正常化	7. 3	印・パ平和協定署名
					12. 21	東西両独基本条約署名
1973 (昭和48)	1. 23	第14回日米安保協議委員会、在日基地整理統合(関東計画)に合意	9. 21	日本、北ヴィエトナムと国交樹立	1. 27	ヴィエトナム和平協定署名(1.28停戦)
	2. 1	防衛庁「平和時の防衛力」発表	10. 8	日ソ首脳会談(モスクワ)	3. 29	米軍、ヴィエトナム撤兵完了
	5. 29	山中長官就任			6. 22	ブレジネフ・ソ連書記長訪米、核戦争防止協定署名
	7. 1	自衛隊の沖縄防空任務開始			10. 6	第4次中東戦争(～10.25)
	9. 7	札幌地裁、自衛隊違憲判決(長沼判決)			10. 17	アラブ石油輸出国機構の10か国、石油の供給削減決定
1974 (昭和49)	4. 25	防衛医科大学校開校	12. 9	三木内閣成立	5. 18	インド、初の地下核実験
	11. 12	宇野長官就任			7. 3	ニクソン米大統領訪ソ、地下核実験制限条約署名
	12. 9	坂田長官就任				
1975 (昭和50)	3. 2	「防衛を考える会」発足			4. 30	サイゴン陥落、南ヴィエトナム政府、無条件降伏
	8. 29	日米防衛首脳会談(坂田・シュレシンジャー、東京)			8. 1	欧州安全保障・協力会議(CSCE)、最終文書を採択(ヘルシンキ)
					11. 15	第1回主要国首脳会議(ランブイエ～11.17)、以降毎年開催
1976 (昭和51)	6. 4	第2回防衛白書「日本の防衛」発表(以降毎年発表)	6. 8	核不拡散条約批准	7. 2	ヴィエトナム社会主義共和国(統一ヴィエトナム)正式発足
	7. 8	日米防衛協力委員会設置	12. 24	福田内閣成立	8. 18	板門店米軍将校殺害事件
	9. 6	ミグ25、函館空港に強行着陸			9. 9	毛沢東中国共産党主席死去

年	防衛		国内		国際	
1976 (昭和51)	10. 29 11. 5 12. 24	「防衛計画の大綱について」国防会議・閣議決定 「当面の防衛力整備について」など国防会議・閣議決定 三原長官就任				
1977 (昭和52)	4. 15 11. 28 12. 28	防衛計画の体系化確立 金丸長官就任 「F-15、P-3C導入」国防会議決定、12.29閣議了解	7. 1	海洋二法(200海里漁業水域法、領海12海里法)施行	6. 30 8. 1	SEATO解体(条約は存続) 北朝鮮、日本海及び黄海に軍事境界線を設定
1978 (昭和53)	9. 21 11. 27 11. 27 12. 7	防衛庁、有事法制研究、奇襲対処に関する見解発表 (空)初の日米共同訓練(三沢東方・秋田西方、～12.1) 「日米防衛協力のための指針」日米安保協議委員会了承、11.28国防会議で審議の上閣議報告了承 山下長官就任	4. 12 8. 12 12. 7	中国漁船団、尖閣諸島周辺領海を侵犯 日中平和友好条約署名(北京) 大平内閣成立	9. 7 12. 16 12. 25	キャンプデービッド合意 米台相互防衛条約破棄 ヴィエトナム軍、カンボディア侵攻
1979 (昭和54)	1. 11 7. 17 7. 25 11. 9	「E―2C導入」国防会議・閣議決定 「中期業務見積りについて(昭和55年度～昭和59年度)」発表 山下長官、現職長官として初の訪韓(～7.26) 久保田長官就任			1. 1 1. 7 2. 1 2. 17 3. 26 6. 18 10. 26 12. 27	米中国交正常化 プノンペン陥落、「ヘン・サムリン政権」樹立発表 イラン、イスラム革命 中・越紛争(～3.5) エジプト・イスラエル平和条約署名 SALTⅡ署名 朴正熙韓国大統領射殺事件 ソ連、アフガニスタン侵攻
1980 (昭和55)	2. 4 2. 26 7. 17	細田長官就任 海上自衛隊、リムパックに初参加(～3.18) 大村長官就任	7. 17 12. 1	鈴木内閣成立 総合安全保障関係閣僚会議設置	4. 11 5. 18 9. 22	中・ソ友好、同盟及び相互援助条約失効 中国、初めて南太平洋へ向けてのICBM実験 イラン・イラク両国、本格的交戦状態に入る
1981 (昭和56)	10. 1 11. 30	(陸)初の日米共同訓練(通信訓練)(東富士、～10.3) 伊藤長官就任			12. 13	ポーランド、戒厳令布告、救国軍事評議会を設置
1982 (昭和57)	2. 15 5. 15 7. 23 9. 9 11. 27	(陸)初の日米共同指揮所訓練(滝ヶ原、～2.19) 駐留軍用地特措法に基づき、沖縄所在施設・区域内の一部土地の使用を開始 「56中期業務見積り」を国防会議に報告、了承 最高裁、長沼ナイキ基地訴訟判決 谷川長官就任	11. 27	中曽根内閣成立	4. 2 6. 6 6. 29 10. 12	フォークランド紛争(～6.14) イスラエル軍、レバノン侵攻 第1次米ソ戦略兵器削減交渉(STARTⅠ)開始(ジュネーヴ) 中国、SLBMの水中発射実験に成功
1983 (昭和58)	1. 14 12. 12 12. 27	政府、対米武器技術供与の途を開くことを決定 (空)初の日米共同指揮所訓練(府中、～12.15) 栗原長官就任			3. 23 9. 1 10. 9 10. 25	レーガン米大統領、戦略防衛構想(SDI)発表 ソ連、樺太上空付近で大韓航空機を撃墜 ビルマで北朝鮮のテロ行為により韓国閣僚ら19人爆死 米、カリブ海6か国の軍隊とともにグレナダに派兵
1984 (昭和59)	6. 11 11. 1	(海)初の日米共同指揮所訓練(横須賀、～6.15) 加藤長官就任				
1985 (昭和60)	4. 2 9. 18 12. 27	米空軍戦闘機F―16三沢に配備開始 「中期防衛力整備計画」国防会議・閣議決定 対米武器技術供与実施細目取極締結	8. 12	日航機墜落事故	2. 1 3. 11 3. 12 6. 4	ニュー・ジーランド、米駆逐艦ブキャナンの寄港拒否 ゴルバチョフソ連書記長就任 米ソ軍備管理交渉開始 中国、解放軍の100万人削減を発表
1986 (昭和61)	2. 24 7. 1 7. 22 9. 5 10. 27	初の日米共同統合指揮所演習(～2.28) 「安全保障会議設置法」施行 栗原長官就任 対米武器技術供与第1号政府決定 初の日米共同統合実動演習(～10.31)			4. 26 8. 10 9. 22 10. 11	ソ連、チェルノブイリ原子力発電所事故発生 米国、ニュー・ジーランドに対し、ANZUS条約上の義務を停止すると発表 欧州軍縮会議(CDE)、最終文書を採択(ストックホルム) 米ソ首脳会合(レイキャビク、～10.12)

年	防衛		国内		国際	
1986 （昭和61）	12. 30	「昭和62年度予算における『当面の防衛力整備について』（昭和51年11月５日閣議決定）の取扱いについて」安全保障会議・閣議決定				
1987 （昭和62）	1. 24 1. 30 5. 28 5. 29 7. 3 11. 6 12. 18	「今後の防衛力整備について」安全保障会議・閣議決定 「在日米軍労務費特別協定」署名（6.1発効） 最高裁、日本原演習場行政処分取消訴訟判決 栗原長官、現職長官として初の訪中（～6.4） 米空軍、三沢にF－16配備完了 瓦長官就任 「洋上防空体制の在り方に関する検討」安全保障会議了承	5. 27 8. 26 10. 6 11. 6	警視庁、東芝機械社員２名をココム規制違反不正輸出事件で逮捕 「国際緊急援助隊派遣法」成立 第１回日米ココム協議（東京、～10.7） 竹下内閣成立	11. 29 12. 8	大韓航空機、ベンガル湾上空を飛行中に北朝鮮のテロ行為により爆破される INF条約署名
1988 （昭和63）	3. 2 4. 12 6. 1 7. 23 8. 24 11. 29	「在日米軍労務費特別協定改正議定書」署名（6.1発効） 「日米相互防衛援助協定に基づく日本国に対する一定の防衛分野における技術上の知識の供与に関する交換公文」署名 最高裁、自衛官合祀訴訟判決 潜水艦・遊漁船衝突事故（横須賀沖） 田沢長官就任 FS－X共同開発に関する日米政府間の交換公文及び細目取極署名	1. 22 3. 13 7. 19	「国の機関等の移転について」閣議決定 青函トンネル開業 79機関11部隊等移転閣議決定	3. 14 5. 29 8. 17 8. 20 12. 7	中国・ヴィエトナム、南沙群島周辺海域で武力衝突 米ソ首脳会談（モスクワ、～6.1、INF条約批准書交換） 米ソ、初の地下核実験共同検証実施（ネバダ） イラン・イラク紛争、停戦成立 ゴルバチョフ・ソ連書記長、国連で50万人兵力削減等に関する演説
1989 （昭和64）			1. 7	昭和天皇崩御		
（平成元）	1. 27 3. 30 6. 3 6. 20 8. 10	「防衛力検討委員会」設置 （空）新バッジシステム運用開始 山崎長官就任 最高裁、百里基地訴訟判決 松本長官就任	2. 24 6. 3 8. 10	大喪の礼 宇野内閣成立 海部内閣成立	2. 15 5. 17 5. 17 6. 4 11. 9 12. 2	ソ連軍、アフガニスタンから撤退完了 中ソ首脳会談（北京）、党・国家関係を正常化 ゴルバチョフ・ソ連書記長、極東ソ連軍の12万人削減等について発表（北京） 天安門事件 東独、西側への自由出国を許可（ベルリンの壁の実質的崩壊） 米ソ首脳会談（マルタ、～12.3）
1990 （平成２）	2. 28 6. 19 6. 21 12. 20 12. 29	石川長官就任 日米合同委員会で沖縄の米軍施設（23事案）につき、返還に向けて日米双方で所要の調整手続きを進めることを確認 安全保障関係閣僚会議の設置について日米で原則同意 「中期防衛力整備計画（平成３年度～平成７年度）について」安全保障会議・閣議決定 池田長官就任	8. 29 8. 30 9. 14 10. 16 11. 10 11. 12	政府、中東への当面の貢献策発表 政府、湾岸での平和回復活動に対する10億ドルの協力を決定 政府、中東貢献策として湾岸での平和回復活動に対する10億ドル追加協力、紛争周辺３か国へ20億ドル経済援助を決定 「国連平和協力法案」提出 「国連平和協力法案」廃案 即位の礼	8. 2 9. 30 10. 3 11. 19	イラク軍、クウェイト侵攻 韓ソ国交樹立 ドイツ統一 CFE条約・22か国共同宣言、パリ憲章に署名、CSBMウィーン文書承認
1991 （平成３）	1. 14 1. 25 4. 24 4. 26 6. 3	「在日米軍駐留経費新特別協定」署名（4.17発効、96.3.31失効） 「湾岸危機に伴う避難民の輸送に関する暫定措置に関する政令」閣議決定（1.29公布施行） 「ペルシャ湾への掃海艇等の派遣について」安全保障会議・閣議決定 掃海艇など計６隻、ペルシャ湾へ出港 雲仙普賢岳噴火に伴う災害派遣（～1995.12.16）	1. 17 1. 24 1. 30 5. 27	「湾岸危機対策本部設置」閣議決定 政府、湾岸地域の平和回復活動に対し90億ドル追加支援を決定 第１回日朝国交正常化交渉（平壌、～1.31） 第２回国連軍縮京都会議（～5.30）	1. 17 2. 24 2. 28 3. 31 6. 25 7. 10 7. 31 9. 6 9. 17	多国籍軍によるイラク及びクウェイトへの空爆開始、「砂漠の嵐」作戦を開始 多国籍軍地上部隊、クウェイト及びイラクに進攻 多国籍軍、イラクに対する戦闘行動を停止 WPO軍事機構解体 ユーゴースラヴィアのクロアチア、スロベニア両共和国が独立を宣言 エリツィン・ロシア共和国大統領就任 米ソ首脳、START Ⅰに署名（モスクワ） ソ連国家評議会、バルト３国独立を承認 南北朝鮮、国連に同時加盟

年	防衛		国内		国際	
1991 (平成３)	10. 9	国連のイラク化学兵器調査団に初の自衛官派遣	11. 5	宮澤内閣成立	12. 8	ロシア、ベラルーシ、ウクライナ３共和国首脳会談、「独立国家共同体協定」に署名(ベラルーシ)
	10. 30	掃海艇など計６隻ペルシャ湾から帰国				
	11. 5	宮下長官就任				
1992 (平成４)			1. 31	日・露初の首脳会談(ニューヨーク、国連本部)		
					2. 7	EC12か国、欧州連合条約(マーストリヒト条約)署名
					2. 25	中国、尖閣諸島を中国領と明記した「領海法」を公布・発効
	4. 1	政府専用機(B-747)防衛庁へ所属替え				
			5. 15	沖縄復帰20周年	5. 25	北朝鮮で初のIAEA特定査察実施(～6.5)
			6. 22	カンボディア復興閣僚会議「東京宣言」採択	6. 16	米・露首脳会談、戦略核兵器の大幅削減につき合意達成(ワシントン、～6.17)
			6. 29	「国際緊急援助隊法改正法」施行		
	7. 30	防衛庁、「情報委員会」を設置			7. 2	ブッシュ米大統領、米国外の地上、海上配備戦術核兵器の国内への撤去完了発表
			8. 10	「国際平和協力法」施行		
					8. 24	中韓、国交樹立
	9. 8	「カンボディア国際平和協力業務実施計画」など閣議決定				
	9. 17	国連カンボディア暫定機構(UNTAC)へ自衛隊の部隊等を派遣(～1993.9.26)				
			10. 23	天皇皇后両陛下訪中(～10.28)		
	12. 11	中山長官就任	11. 2	日朝国交正常化第８回本会談(北京)、北朝鮮が一方的打ち切り		
	12. 18	「中期防衛力整備計画(平成３年度～平成７年度)の修正について」安全保障会議・閣議決定			11. 9	CFE条約正式発効
					11. 19	韓露両首脳、韓露基本条約に署名
					11. 24	米、比からの撤退完了
					12. 18	「中露共同宣言(声明)」署名
1993 (平成５)	2. 25	最高裁、第１・２次横田基地騒音訴訟判決	1. 26	国連軍備登録制度に関するアジア・大洋州会議(～1.27)	1. 3	米露首脳会談(モスクワ)STARTⅡ署名
					1. 13	化学兵器禁止条約の署名
	3. 25	イージス艦「こんごう」就役	4. 8	カンボディアで、国連ボランティア(UNV)中田厚仁氏が殉職	3. 12	北朝鮮、NPT脱退を宣言
	4. 27	「モザンビーク国際平和協力業務実施計画」など閣議決定			5. 4	ソマリアに展開中の多国籍軍、UNOSOMⅡに任務移行
			5. 4	カンボディアで、文民警察要員高田晴行警視が殉職		
	5. 11	国連モザンビーク活動(ONUMOZ)へ自衛隊の部隊等を派遣(～1995.1.8)			5. 29	北朝鮮、日本海中部に向けて、弾道ミサイルの発射実験を実施
			6. 9	皇太子徳仁親王殿下の結婚の儀		
			7. 7	第19回主要国首脳会議(東京サミット、～7.9)	6. 11	米朝協議第１ラウンド共同声明で北朝鮮はNPT脱退を留保
	7. 12	北海道南西沖地震災害に対する災害派遣(～8.12)				
			8. 9	細川内閣発足	9. 1	米国防省、「ボトムアップ・レビュー」発表
	8. 9	中西長官就任			9. 13	イスラエルとPLO、ワシントンで「暫定自治原則宣言」署名
	9. 9	最高裁、池子米軍家族住宅建設工事続行禁止訴訟判決				
					10. 3	UNOSOMⅡとソマリア武装勢力が武力衝突、米兵18名が死亡した他、多数の死傷者
	10. 13	「日露海上事故防止協定」署名			11. 1	EU発足
	12. 2	愛知長官就任			12. 25	ロシア新憲法発効
1994 (平成６)	2. 23	内閣総理大臣の下に「防衛問題懇談会」発足			1. 11	NATO首脳会議、「平和のためのパートナーシップ(PFP)」協定採択
	2. 25	防衛庁の「防衛力の在り方検討会議」発足			1. 14	米露首脳会談で、双方の戦略核の標的から相手国を外すことに合意
	3. 1	第１回日中安保対話(北京)			3. 3	IAEA核査察チーム、北朝鮮の申告済み核関連施設７か所に対する核査察開始(～3.14)
	3. 30	東京高裁、第３次横田基地騒音訴訟判決(原告・国ともに上告せず。4.14判決確定)			3. 25	ソマリア派遣の米軍、撤退完了
					3. 31	国連安保理、北朝鮮に核査察完了を促す議長声明採択(4.4北朝鮮拒否)
	4. 28	神田長官就任	4. 28	羽田内閣発足		
					3. 31	ココム解体
					6. 14	北朝鮮、IAEAからの脱退をIAEA憲章寄託国の米国に通知
	6. 30	玉澤長官就任	6. 30	村山内閣発足	6. 17	カーター元米大統領北朝鮮訪問、金日成主席と会談
	8. 12	防衛問題懇談会終了、村山総理に報告			6. 23	国連安保理決議929(6.22付)を受け、仏軍を主導とする多国籍軍がルワンダに展開開始
	9. 13	「ルワンダ難民救援国際平和協力業務実施計画」など閣議決定			7. 8	金日成北朝鮮主席、死亡
					7. 25	第１回ASEAN地域フォーラム(バンコク)
	9. 17	ルワンダ難民救援のためザイールへ自衛隊の部隊等を派遣(～12.28)			8. 11	徐恵滋中国軍副参謀長訪米(天安門事件後初の軍高官訪米)
	11. 9	第１回日韓防衛実務者対話(ソウル)			8. 31	ロシア軍、旧東独地域およびバルト３国からの撤退完了
	12. 1	第１回アジア・太平洋安全保障セミナー(防衛研究所主催、～12.17)			10. 16	ペリー米国防長官訪中(天安門事件後初の国防長官訪中)
	12. 13	日露海上事故防止協定第１回年次会合(～12.15)			10. 21	米朝「枠組み文書」に署名
					12. 1	米韓連合軍司令官、平時の作戦統制権を韓国軍に委譲
	12. 20	初の韓国海軍練習艦隊訪日(～12.23、晴海)				

年	防衛		国内		国際	
1994 （平成6）	12. 26	名古屋高裁金沢支部、第1・2次小松基地騒音訴訟判決（原告・国ともに上告せず。7.1.10判決確定）			12. 5	START I 発効
					12. 18	ロシア、対チェチェン軍事作戦開始
1995 （平成7）	1. 17	阪神・淡路大震災に伴う災害派遣（～4.27）	9. 4	沖縄駐留3米兵による女子児童暴行事件	1. 1	CSCE、OSCEに発展解消
	3. 20	地下鉄サリン事件に伴う災害派遣（～3.23）	9. 15	化学兵器禁止条約を批准	2. 27	米国防省、EASRを発表
	6. 5	自衛隊機と韓国軍機との間の偶発事故防止措置の書簡交換	11. 17	「沖縄米軍基地問題協議会の設置について」閣議決定	3. 9	朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）発足
	6. 9	今後の防衛力の在り方についての第1回安全保障会議開催（以降、12.14までに計13回実施）	11. 19	村山首相・ゴア米副大統領会談（沖縄に関する特別行動委員会（SACO）設置につき合意）	5. 11	NPTの無期限延長を採択
	8. 8	衛藤長官就任			6. 7	李登輝台湾「総統」、訪米
	9. 1	「災害対策基本法の一部を改正する法律」施行			7. 11	クリントン米大統領、米越国交正常化発表
	9. 27	「在日米軍駐留経費新特別協定」署名（96.4.1発効）				
	9. 29	駐留軍用地特措法による使用権原取得手続の一部を沖縄県知事が拒否				
	11. 28	「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」安全保障会議・閣議決定				
	12. 14	「中期防衛力整備計画（平成8年度～平成12年度）について」安全保障会議決定（12.15、閣議決定）				
	12. 15	「ゴラン高原国際平和協力業務実施計画」など閣議決定				
	12. 26	東京高裁、第1次厚木基地騒音訴訟差戻控訴審判決（原告・国ともに上告せず。8.1.10、判決確定）			12. 14	ボスニア和平協定がパリで正式調印
					12. 15	東南アジア10か国、ASEAN首脳会議で東南アジア非核兵器地帯条約に署名
					12. 20	NATO主体のIFOR、国連保護隊に代わり正式活動開始
1996 （平成8）	1. 1	「国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律」施行	1. 11	橋本内閣成立	1. 26	米上院、START II 批准
	1. 11	臼井長官就任	4. 12	橋本首相・モンデール米駐日大使会談（普天間飛行場の5～7年以内の条件が整った後の全部返還について合意）	1. 27	フランス、核実験実施（29終了宣言）
	1. 25	「災害対策基本法及び大規模地震対策措置法の一部を改正する法律」施行	4. 15	SACOの中間報告が日米安全保障協議委員会で了承	3. 8	中国、3.8～25日の期間に計3回、台湾近海においてミサイル発射訓練、海・空軍の実弾演習、陸海空統合演習を実施
	1. 31	国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）へ自衛隊の部隊等を派遣（～継続中）	4. 16	「沖縄県における米軍の施設・区域に関連する問題の解決促進について」閣議決定	3. 23	台湾、初の「総統」直接選挙、李登輝「総統」再選
	3. 29	駐留軍用地特措法による使用権原取得のための総理代理署名、裁決申請	5. 8	「普天間飛行場等の返還に係る諸課題の解決のための作業委員会」設置	4. 16	米韓首脳、北朝鮮に「4者会合」提案
	4. 1	楚辺通信所一部土地使用期限切れ	7. 20	国連海洋法条約、日本について発効	4. 26	中、露、カザフ、キルギス、タジキスタン、国境地帯における信頼醸成措置に関する協定に署名
	4. 15	日米物品役務相互提供協定及び手続取極署名	8. 19	「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」開催	7. 11	ワッセナー・アレンジメント設立総会（～7.12、ウィーン）
	4. 17	「日米安全保障共同宣言」	9. 8	沖縄県民投票	7. 29	中国、地下核実験実施（45回目）、同日に核実験のモラトリアム（一時休止）の実施を発表
	4. 27	臼井長官、現職長官として初の訪露（～4.30）	9. 17	「沖縄政策協議会の設置について」閣議決定	9. 10	国連総会、CTBT採択
	5. 13	防衛庁、「取得改革委員会」設置	11. 19	「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」提言	9. 18	北朝鮮の小型潜水艦が韓国東海岸で座礁、乗員が韓国領土に侵入
	7. 26	海自艦艇の初の訪露（～7.30、ウラジオストク）	11. 21	行政改革会議設置	9. 27	タリバーンはアフガニスタンの首都カブールを制圧、暫定政権樹立を宣言
	8. 28	最高裁、駐留軍用地特措法による代理署名についての職務執行命令訴訟判決	12. 2	SACO最終報告が日米安全保障協議委員会で了承	10. 3	ロシアとチェチェン、停戦合意
	9. 2	海自艦艇の初の訪韓（～9.6、釜山）			11. 5	米国大統領選挙、クリントン大統領が再選
	9. 18	駐留軍用地特措法による公告・縦覧手続を沖縄県知事が代行（～10.2）			11. 18	NATO、ボスニア駐留IFORの後継部隊（SFOR）を派遣することで基本合意
	10. 8	陸自・海自による屈斜路湖老朽化化学弾の引揚げ作業実施（～10.24）			12. 29	北朝鮮外交部報道官、小型潜水艦侵入事件に関し、「深い遺憾の意」を表明
	10. 29	第1回アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラム（～10.31、東京）				
	11. 7	久間長官就任				
	12. 6	蒲原沢土石流災害に係る災害派遣（～12.20、1997.5.7～5.11）				
	12. 13	第1回日露防衛当局間協議（東京）				

年		防衛		国内		国際
1996（平成８）	12. 15	那覇市沖に米軍が投棄した爆弾の海上自衛隊による捜索作業（～12.24）				
	12. 24	「我が国の領海及び内水で潜没航行する外国潜水艦への対処について」安全保障会議・閣議決定				
1997（平成９）	1. 2	ナホトカ号海難・流出油災害に係る災害派遣（～3.31）	1. 31	「普天間実施委員会」（FIG）設置	2. 19	鄧小平氏、死去
	1. 20	情報本部の新設	4. 25	日米首脳会談	2. 19	米国務省は北朝鮮に対し1000万ドルの人道援助を実施すると発表
	3. 31	「陸上自衛隊南関東地域震災災害派遣計画」の見直し	6. 10	CCW第二改正議定書及び第四議定書締結	3. 3	米・パレスチナ自治政府首脳会談（ワシントン）
	4. 7	韓国籍タンカー油流出事故に係る災害派遣（～4.14）	7. 3	在沖縄米海兵隊実弾演習の初の本土移転射撃（北富士）（～7.9）	3. 14	中国、国防法制定
	4. 23	「駐留軍用地特措法の一部を改正する法律」公布・施行	9. 2	地方分権推進委員会第３次勧告（駐留軍用地特措法・労務管理事務関係）	4. 2	ロシアとベラルーシ、「連邦条約」に署名
	4. 25	楚辺通信所一部土地の暫定使用開始	9. 11	第２次橋本改造内閣発足	4. 24	中国、ロシア、カザフスタン、キルギス、タジキスタンの５カ国首脳、国境兵力削減協定に署名
	5. 15	嘉手納飛行場など12施設の一部土地の暫定使用開始	11. 5	海上ヘリポート案を地元に提示	5. 12	ロシアとチェチェン、「平和条約」に署名
	6. 7	日米防衛協力のための指針見直しに関する中間とりまとめ公表	11. 21	沖縄復帰25周年記念式典	5. 19	コーエン米国防長官、QDRを発表
	6. 16	中期防衛力整備計画（平成８年度～平成12年度）の見直しに係る「防衛力検討委員会」設置	12. 3	行政改革会議最終報告	5. 27	NATO外相理事会、NATO・ロシア間の協力関係に関する「基本文書」に署名
	7. 2	ダイヤモンド・グレース号油流出事故に係る災害派遣（～7.4）	12. 5	「財政構造改革の推進に関する特別措置法」施行	6. 26	ロシア、日本向け核ミサイルの照準解除を発表
	7. 10	平成９年７月梅雨前線豪雨災害に係る災害派遣（～7.11及び7.13）	12. 21	名護市における米軍のヘリポート基地建設の是非を問う市民投票	7. 1	香港、中国へ返還
	7. 12	レンジャー訓練中の隊員の死亡事故（陸自、青森県八甲田山ろく）	12. 25	名護市長海上ヘリポート受入を正式発表	7. 8	NATO首脳会議（～7. 9）、ポーランド、チェッコ、ハンガリーを新規加盟交渉国とすることで合意）
	7. 12	カンボディアにおける武力衝突に際して、自衛隊法第100条の８を根拠とする準備行為としてC-130Hをタイ・ウタパオへ移動（～7.16）			7. 16	北朝鮮兵士、軍事境界線（MDL）越境、韓国軍と銃砲撃戦
	9. 16	台風19号に係る災害派遣（～9.19）			7. 18	NATO・ロシア常設合同理事会が発足
	9. 23	新日米防衛協力のための指針を日米安全保障協議委員会了承			7. 23	ラオス、ミャンマーのASEAN新規加盟
	12. 19	中期防衛力整備計画（平成８年度～平成12年度）の見直しについて」安全保障会議・閣議決定			7. 23	CFE条約枠組み修正合意
					8. 19	KEDO、北朝鮮に供与する軽水炉の着工式を実施
					9. 26	米露外相はニューヨークで、STARTⅡの履行を延期する議定書に署名
					10. 8	金正日朝鮮労働党書記、党総書記に就任
					11. 10	中露首脳会談、中露共同声明に署名（北京）、中露東部国境の画定を宣言
					12. 3	オタワで対人地雷禁止条約署名式。121カ国が署名（～12.4）
					12. 9	４者会合第１回本会談（～12.10、ジュネーブ）
					12. 11	第１回米中定期安保協議（～12.12、ワシントン）
					12. 18	ロシア大統領、「国家安全コンセプト」を承認
1998（平成10）	3. 26	即応予備自衛官制度の導入、補給統制本部の新設	2. 6	沖縄県知事海上ヘリポート受入れ拒否を表明	2. 23	国連とイラク、イラクが即時、無条件、無制限の査察を受け入れるとの了解覚書に署名
	4. 24	任期付研究員制度の導入	5. 29	地方分権推進計画閣議決定	3. 31	国連安保理、コソヴォ情勢について公式協議を開催し、対ユーゴ武器禁輸決議を採択
	4. 28	日米物品役務相互提供協定を改正する協定の署名	6. 12	中央省庁等改革基本法公布・施行	4. 6	英仏、CTBT批准
	5. 18	インドネシアにおける暴動に際して、自衛隊法第100条の８を根拠とする準備行為としてC-130Hをシンガポール・パヤレバに移動（～5.27）	6. 23	中央省庁等改革推進本部設置	5. 11	インド地下核実験実施（13日にも実施）
	5. 19	沖縄県収用委員会は、嘉手納飛行場など13施設の土地について、大部分の土地を使用裁決、一部土地について却下裁決	7. 30	小渕内閣発足	5. 14	インドネシアの首都ジャカルタで大規模な暴動発生
	5. 22	福岡高裁那覇支部、第１～３次嘉手納基地騒音訴訟判決（原告・国ともに上告せず。10.6.6判決確定）			5. 21	インドネシアのスハルト大統領が辞任。ハビビ副大統領が大統領に就任
	5. 31	夏川統幕議長、統幕議長として初の訪露（～6.7）			5. 28	パキスタン、地下核実験実施（30日にも実施）
	6. 12	「ゴラン高原国際平和協力業務実施計画」変更など閣議決定（業務実施期間の延長など）			5. 30	パキスタン、再度の地下核実験を実施
					6. 6	安保理、印パ核実験非難決議採択
					6. 8	北朝鮮と国連軍司令部、７年ぶりの将官級会談の開催で合意

年	防衛		国内		国際	
1998 (平成10)	6. 12	「国際平和協力法改正法」公布、施行(武器使用に係る部分は7.12施行)			6. 8	金大中韓国大統領訪米(～6.13)
					6. 11	パキスタン政府、核実験の一方的なモラトリアムを発表
	6. 26	第1回日韓安保対話(ソウル)			6. 22	北朝鮮潜水艦、韓国東岸に侵入、韓国軍がこれを拿捕
	7. 28	UNSCOMバグダット監視検証センターへ防衛庁技官を派遣(～11.3)				
					6. 27	米中首脳会談、戦略核ミサイルの照準の相互解除等で合意
	7. 29	海・空各自衛隊とロシア海軍との捜索・救難活動の共同訓練(初の本格的な日露共同訓練)				
					7. 2	韓国国防部、「国防改革5か年計画」を大統領に報告
	7. 30	額賀長官就任			7. 8	英政府、「戦略防衛見直し」を下院に提出
					7. 12	韓国東岸で北朝鮮武装工作員の死体等を発見
					7. 22	イラン、MRBM「シャハブ3」を発射
					7. 27	中国、初の総合的な国防白書「中国の国防」を発表
	8. 4	新潟県を中心とした豪雨災害に係る災害派遣(～8.10)	8. 24	経済戦略会議始動	8. 5	イラク、UNSCOMとIAEAの査察活動への協力を全面凍結
			8. 31	政府、北朝鮮のミサイル発射を受け、KEDO(朝鮮半島エネルギー機構)分担調印拒否		
	8. 27	平成10年8月末の豪雨災害に係る災害派遣(～9.4)			8. 11	ジュネーブ軍縮会議、カットオフ条約の交渉を行う特別委員会設置で合意
	8. 31	北朝鮮、日本上空を超えるミサイル発射を実施	9. 1	日朝交渉当面凍結	8. 20	米軍、アフガニスタンとスーダンのテロ施設を爆撃
			9. 2	北朝鮮に追加制裁(チャーター便不可)		
	9. 3	調本元幹部、背任容疑で逮捕。防衛庁に対する強制捜査			8. 21	米朝高官協議(ニューヨーク、～9.10)
			9. 22	日米首脳会談	9. 5	金正日朝鮮労働党総書記、国防委員会委員長に再任
	9. 3	沖縄県収用委員会の使用裁決(5.19)に基づき、嘉手納飛行場など12施設の大部分の土地の使用開始	9. 24	日韓漁業協定決着(竹島問題は棚上げ)		
					9. 23	国連安保理、コソヴォ紛争に関する停戦要求決議を採択
			9. 30	日本、対人地雷禁止条約締結		
	10. 12	韓国国際観艦式への海自護衛艦の参加(～10.16、鎮海、釜山)	10. 7	韓国金大中大統領来日(～10.10)	9. 28	米朝テロ協議(ワシントン)
			10. 21	KEDO署名(協力凍結を解除)、食糧支援の見合わせ、国交正常化交渉、チャーター便の運行停止等は引き続き継続	10. 1	米朝ミサイル協議(ニューヨーク、～10.2)
	10. 16	参議院における額賀長官問責決議			10. 18	台湾の辜振甫海峡交流基金会理事長訪中、江沢民中国国家主席・共産党総書記と会談
	10. 16	「自衛隊員の再就職の在り方に関する検討会」設置				
					10. 21	4者会合第3回本会議(ジュネーブ、～10.24)、2分科委の設置で合意
	10. 22	防衛調達改革本部設置	10. 23	日中平和条約20周年		
					10. 23	イスラエルパレスチナ自治政府、ワイリバー合意に調印
	11. 13	ホンデュラスにおける国際緊急援助活動に自衛隊の部隊等を派遣(～12.9)	11. 15	沖縄知事選、稲嶺候補現職の大田知事を破る		
					10. 29	ハリケーン「ミッチ」、中米諸国に上陸、甚大な被害与える
			11. 20	日米首脳会談		
	11. 15	3自衛隊初の統合演習、陸海空で2,400人規模(硫黄島)	11. 25	江沢民中国国家主席来日(～11.30)	11. 12	金大中韓国大統領訪中、「パートナー関係」の構築で合意
				日韓首相会談実施		
					11. 16	第1回米朝核施設協議(平壌、～11.18)
					11. 20	韓国北西部領海内に不審船舶侵入
	11. 19	「4社事案関連文書管理実態に関する報告」及び「防衛調達改革の基本的方向について」を公表、「自衛隊員の再就職の在り方に関する検討会」中間報告、長官に提出			11. 23	米国防省、EASR改訂版発表
					12. 4	第2回米朝核施設協議(ニューヨーク等、～12.11)
			12. 3	CCW第二改正議定書発効		
	11. 20	野呂田長官就任				
	12. 4	砕氷艦「しらせ」により、豪南極観測船「オーロラ・オーストラリス」の氷海離脱のための支援を実施(～12.18)	12. 17	イラク空爆、政府米英支持明言	12. 17	米英両軍・イラクに対し、UNSCOM査察協力拒否への制裁措置として、「砂漠の狐作戦」を開始(～12.20)
			12. 18	「財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律」施行		
					12. 18	北朝鮮の半潜水艇、韓国南岸に進入、韓国軍、これを撃沈
	12. 4	クヴァシニン露参謀総長、参謀総長として初の来日(～12.6)	12. 22	情報収集衛星の導入について閣議決定		
	12. 8	海自補給本部の新設	12. 22	安波訓練場返還(SACO事案では初)		
	12. 10	ペリー米国北朝鮮政策調整官来日(浜田政務次官と会談)				
			12. 23	経済戦略会議が中間報告まとめる「日本経済再生への戦略」		
	12. 25	「弾道ミサイル防衛に係る日米共同技術研究について」安全保障会議了承				
1999 (平成11)	1. 7	日韓防衛首脳会談(野呂田・千、ソウル)	2. 23	カンボジア首相来日(～2.28)	1. 16	第2回米朝地下核施設協議(～1.25)
			3. 1	対人地雷禁止条約、日本について発効	1. 19	四者会合(第4回、～1.22)
	1. 12	第3回日仏PM協議(東京)			2. 21	印パ首脳会談、信頼醸成措置の構築等で合意
	1. 13	第4回日仏MM協議(東京)	3. 19	小渕首相訪韓		
	1. 13	日米防衛首脳会談(野呂田・コーエン、東京)	3. 25	NATO軍コソヴォ空爆開始で政府「理解」を表明	3. 19	コソヴォ紛争和平交渉決裂
					3. 24	NATO、ユーゴスラヴィア連邦に対する空爆開始(～6.10)
	1. 18	日仏防衛首脳会談(野呂田・リシャール、東京)				
					3. 24	米朝ミサイル協議(第4回、～3.30)
	1. 21	第1回重要事態対応会議				
	3. 10	ペリー米国北朝鮮政策調整官来日(野呂田長官と会談)				
	3. 24	3月23日に能登半島沖で発見された2隻の不審船舶に対処するため、海上における警備行動を発令				

年	防衛		国内		国際	
1999 （平成11）	3. 24	第１回日・マレイシアMM会議（クアラルンプール）	4. 1	情報収集衛星推進委員会設置（内閣）	4. 8	インド、弾道ミサイル発射実験
					4. 11	パキスタン、２日連続で弾道ミサイル発射実験（～4.15）
	3. 29	旅団の創設	4. 11	エジプト大統領来日		
	3. 29	防衛庁災害対策本部設置運営要領一部改正	4. 29	小渕首相、2000年サミットの首脳会議の開催地として沖縄県を決定	4. 14	四者会合（第５回、～4.27）
					4. 24	NATO首脳会議、「新戦略概念採択」
	4. 2	「調達改革の具体的措置」を公表	5. 3	日米首脳会談	4. 30	カンボジア、ASEAN加盟
	4. 22	第１回防衛調達適性化会議開催	5. 7	情報公開法成立	5. 5	東ティモールの住民投票を99年８月に行うとの合意文書に、国連・インドネシア・ポルトガル署名
	5. 24	「周辺事態安全確保法」及び「自衛隊法の一部を改正する法律」国会で成立」、「日米物品役務相互提供協定」を改正する協定国会承認				
					5. 7	NATO軍、在ユーゴースラヴィア中国大使館誤爆
	5. 27	日豪防衛首脳会談（野呂田・ムーア東京）			5. 17	イスラエル総選挙でバラク労働党党首当選
					5. 20	米国査察団、北朝鮮の核施設（クムチャンニ）立入
	5. 28	「周辺事態安全確保法」公布、「自衛隊法の一部を改正する法律案」（在外邦人等の輸送）公布・施行				
					5. 26	インド側ジャムー・カシミール地方管理ライン沿いで戦闘
		「在外邦人等の輸送のための自衛隊の航空機及び船舶の使用等について」閣議決定			5. 27	「フィリピンに一時立ち寄り中の米軍の地位に関する米比協定（VFA）」フィリピン批准
					6. 3	金永南・北朝鮮最高人民会議常任委員長訪中
	6. 5	「能登半島沖不審船事案における教訓、反省について」関係閣僚会議了承			6. 4	ユーゴースラヴィア連邦政府、米欧露提示のコソヴォ紛争和平案受諾
					6. 7	インドネシア総選挙
	6. 10	陸自による屈斜路湖老朽化化学弾の査察支援（～6.11）			6. 10	国連安保理、国際安全保障部隊（KFOR）のコソヴォ展開を含む和平決議を採択
					6. 15	北方限界線を越境した北朝鮮警備艇等と韓国側警備艇との間での銃撃事件
			6. 17	小渕首相ケルンサミット出席のため訪独（20日Ｇ８宣言採択）21日、日英首脳会談、22日、日・北欧首脳会談に出席、24日帰国		
	6. 18	浅海域音響技術に係る日米共同研究に関する日米政府間の交換公文及び了解覚書署名			6. 22	南北次官級当局者会談
					6. 25	米政府、北朝鮮の核疑惑施設（クムチャンニ）について、現時点では94年の枠組み合意に違反していないとの報告を公表
	6. 29	平成11年６月３日から７月３日までの梅雨前線豪雨に係る災害派遣（～7.2）	6. 29	ブゼク・ポーランド首相来日（～7.2）		
			7. 5	ハワード・オーストラリア首相来日（～7.9）		
			7. 8	「中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律」及び「地方分権の推進を図るための関係法律」成立		
					7. 9	李登輝・台湾「総統」、中台関係について「特殊な国と国との関係」であると発言
	7. 13	第２回日韓安保対話（～7.14、東京）				
				小渕首相訪中（～7.11）		
	7. 22	第３回日露防衛当局間共同作業グループ（課長レベル協議）（～7.23、東京）	7. 22	シップリー・ニュージーランド首相来日（～7.23）		
	7. 23	東京高裁、第２次厚木基地騒音訴訟判決（原告・国ともに上告せず。11.8.7判決確定）				
	7. 27	第２回日・シンガポールMM協議（シンガポール）				
			8. 9	「国旗及び国歌に関する法律」成立（13日施行）		
	7. 28	日米防衛首脳会談（野呂田・コーエン、東京）			8. 2	中国、自国領内で新型の長距離地対地ミサイル発射実験
					8. 3	米朝協議（～8.10）
					8. 5	四者会合（第６回、～8.9）
	8. 5	海上自衛隊と韓国海軍との初の捜索・救難活動の共同訓練（九州西方海域）			8. 7	チェチェン共和国に拠点を置くイスラム武装勢力、ダゲスタン共和国に侵入、ロシア軍と戦闘
	8. 14	平成11年８月豪雨に伴う玄倉川中州キャンプ者水難事故に係る災害派遣（～8.25）			8. 10	北朝鮮、日朝関係に関する政府声明発表
					8. 10	印パ南部国境付近でインド軍機がパキスタン機を撃墜
	8. 15	F－４EJ改墜落（空自、九州西方海上）				
	8. 16	日露防衛首脳会談（野呂田・セルゲーエフ、モスクワ）			8. 17	トルコで大地震発生
	8. 16	防衛庁とロシア国防省との間の対話及び交流の発展のための基盤構築に関する覚書署名（モスクワ）				
	8. 16	弾道ミサイル防衛（BMD）に係る日米共同技術研究に関する日米政府間の交換公文及び了解覚書署名			8. 23	キルギスで日本人技師らがイスラム武装勢力により拉致
	8. 24	「空中給油機能に関する検討について」安全保障会議審議				
	8. 25	「周辺事態安全確保法」施行				
	8. 26	第４回日豪PM協議（キャンベラ）				
	8. 27	第４回日豪MM協議（キャンベラ）			8. 30	東チモールでインドネシアからの独立の是非を問う住民投票実施

年	防衛		国内		国際	
1999 （平成11）					9. 2	北朝鮮、黄海での北方限界線の無効と新たな海上軍事分界線の設定を宣言
					9. 4	東チモールでの住民投票結果発表、自治案拒否（独立支持）が圧倒的多数
					9. 5	イスラエル・パレスチナ自治政府、ワイ・リバー合意の履行再開に関する修正合意文書に調印
					9. 7	北朝鮮のミサイル発射問題等をめぐる米朝協議、対話を継続することで合意、共同新聞声明を発表（～9.12）
	9. 8	第6回日韓防衛実務者対話（東京）				
	9. 10	江間事務次官の東南アジア諸国訪問（～9.17、シンガポール、マレイシア、ヴィエトナム）	9. 12	APEC首脳会談、日米韓首脳会談（ニュージーランド）		
					9. 15	国連安全保障理事会、東チモールへの多国籍軍派遣承認決議案を採択
			9. 14	クレティエン・カナダ首相来日（～9.18）		
	9. 20	海上自衛隊とロシア海軍との捜索・救難活動の第2回共同訓練（房総半島沖）			9. 17	米、北朝鮮に対する制裁を一部緩和する声明を発表
					9. 21	台湾で大地震発生
	9. 23	トルコ共和国における国際緊急救助活動に必要な物資の輸送を実施するため自衛隊を派遣（～11.22）			9. 24	北朝鮮、今後米朝間で高位級会談を行うこと及びこの会談が行われる期間はミサイルの発射を凍結する旨表明
	9. 25	「日米物品役務相互提供協定を改正する協定」発効			9. 29	ロシア軍部隊、チェチェン共和国に進攻
	9. 27	第2回日・タイPM協議（東京）				
	9. 27	第2回日・タイMM協議（東京）				
	9. 30	東海村ウラン加工施設における事故に係る災害派遣（～10.3）	9. 30	茨城県東海村の民間のウラン加工施設で臨海事故が発生、69人が被ばく、うち作業員2人重体（1人は12月21日死亡）		
					10. 1	中国、建国50周年を迎え、軍事パレードを実施
	10. 5	瓦長官就任	10. 5	自民、自由、公明の3党連立の小渕第2次改造内閣発足		
	10. 7	第6回日中安保対話（～10.8、東京）			10. 6	CTBT発効促進会議（～10.8、ウィーン）
	10. 12	諸冨被告人ほか12名に対し、背任罪等で有罪判決（東京地裁）			10. 12	米政府、ペリー報告を公表
					10. 12	パキスタンにおいて政変発生、シャリフ首相解任
	10. 18	第4回日露防衛当局間共同作業グループ（課長レベル協議）（東京）				
					10. 13	米上院、CTBT批准を否決
	10. 19	第4回アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラム（～10.21、東京）			10. 15	パキスタン軍部、非常事態宣言を発表、ムシャラフ陸軍参謀総長が政権を掌握
					10. 20	インドネシア国民協議会は、インドネシアによる東チモール併合の取消を正式に決定
					10. 20	インドネシア国民協議会は、大統領にイスラム組織ナフダトール・ウラマのアブドルラーマン・ワヒド議長を、副大統領に闘争民主党のメガワティ総裁を、それぞれ選出（～10.21）
	10. 22	第13回TMD日米作業グループ会合（東京）				
					10. 25	国連安全保障理事会、東チモール暫定統治機構（UNTAET）設置の決議案を採択
			10. 31	平成11年度航空観閲式開催（航空自衛隊百里基地）		
			10. 31	シュレーダー・ドイツ首相来日（～11.2）		
			11. 2	政府、10年8月の北朝鮮のミサイル発射に対し取った制裁措置のうち、チャーター便の運行停止を解除		
			11. 10	国会で初の党首討論		
			11. 12	天皇陛下御在位10年記念式典挙行	11. 12	トルコで大地震発生
			11. 15	H2ロケット、打ち上げ失敗	11. 15	米朝協議（～11.22）
	11. 19	「東チモール避難民救援国際平和協力業務実施計画」など閣議決定	11. 15	ワヒッド・インドネシア大統領訪日（～11.16）		
	11. 22	東チモール避難民救援のため、インドネシアへ自衛隊を派遣（～2000.2.8）	11. 22	沖縄県知事、普天間飛行場の移設候補地を表明		
	11. 22	T―33A墜落（空自、入間川河川敷）				
	11. 22	江間防衛事務次官訪中（～11.28）				
	11. 29	日蘭次官級協議（東京）	11. 30	アブドッラー・ヨルダン国王来日（～12.3）		
			12. 1	村山訪朝団、北朝鮮へ出発。同訪朝団と朝鮮労働党は共同発表に調印（～12.3）		
			12. 3	オウム関連2法（「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」、「特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法」）成立		

年	防衛		国内		国際	
1999 （平成11）			12. 14	日本政府は北朝鮮との間で国交正常化交渉再開のための予備会談及び人道問題に関する赤十字会談を開始する旨発表。また、対北朝鮮食糧支援の見合わせと措置の解除を発表		
					12. 15	シリア・イスラエル交渉再開
			12. 16	ジョスパン・フランス首相来日（～12.19）	12. 17	国連安全保障理事会、イラク問題に関する包括的決議案を採択し、UNSCOMに代えてUNMOVICを設置
	12. 17	「空中給油機能に関する検討について」安全保障会議了承				
			12. 19	日朝赤十字会談		
			12. 20	日朝国交正常化交渉予備会談（～12.21）	12. 20	ポルトガル統治下のマカオ、中国に返還
					12. 31	エリツィン・ロシア大統領、辞任
	12. 27	海上保安庁との間で「不審船に係る共同対処マニュアル」策定	12. 27	沖縄県名護市長、普天間飛行場の代替施設の受け入れを表明		
				公安調査庁、公安審査委員会に「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（25日施行）により、オウム真理教に対する観察処分を請求		
			12. 28	「普天間飛行場の移設に係る政府方針」閣議決定		
2000 （平成12）	1. 5	日米防衛首脳会談（瓦・コーエン、ワシントン）	1. 1	コンピュータ西暦2000年問題、大きなトラブルなし	1. 4	イタリア、北朝鮮と国交樹立（G７の中で初めて）
	1. 11	日印防衛首脳会談（瓦・フェルナンデス、東京）	1. 10	首相、東南アジア３カ国歴訪（カンボジア、ラオス、タイ）（～1.15）		
	1. 11	依田防衛総括政務次官のインドネシア・フィリピン訪問（～1.18）				
	1. 13	第21回日米装備・技術定期協議（東京）	1. 17	民間事業者による対人地雷廃棄開始		
	1. 18	第２回日加PM協議（オタワ）				
					1. 22	米朝協議（～1.28）両国は近く再協議を行い、北朝鮮高官訪米に向けて最終的な詰めを行うことで合意
			1. 24	科学技術庁のホームページが侵入され、内容を書き換えられる（最終的に19省庁が不正アクセス等を受ける）		
			2. 1	オウム真理教（アレフと改称）の観察処分決定、官報に公示		
			2. 2	衆議院定数削減法案成立		
			2. 6	ムラリエフ・キルギス首相来日（～2.9）	2. 6	プーチン・ロシア大統領代行、チェチェン共和国の首都攻略作戦の終結を宣言
	3. 14	藤縄統合幕僚会議議長訪韓（～3.17）				
					2. 9	新「露朝友好善隣協力条約」署名
	3. 16	日米防衛首脳会談（瓦・コーエン、東京）	2. 13	フェルナンデス・ドミニカ大統領来日（～2.17）		
	3. 16	有事法制に関し、自自公３党が法制化を目指した検討を開始するよう官邸に申し述べ	2. 16	参議院の憲法調査会初会合（17日衆議院）		
					2. 21	中国、「一つの中国の原則と台湾問題」（台湾白書）発表
	3. 22	T―２墜落（空自、宮城県女川町山岳地）	2. 20	コックス・オランダ首相来日（～2.22）		
	3. 24	野戦砲用高安全性発射薬に係る日米共同研究に関する日米政府間の交換公文及び了解覚書署名	2. 29	オウム関連企業、防衛庁、文部省ら中央省庁・大企業のコンピュータソフト開発を請け負ったことが判明		
	3. 28	「防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律」（自衛官の定数及び予備自衛官の員数の変更）施行			3. 8	米朝協議（～3.15）
	3. 29	有珠山噴火に伴う災害派遣開始			3. 18	台湾「総統」選挙実施、民進党の陳水扁候補が当選
	3. 31	東富士演習場の使用に関する第８次協定締結				
					3. 26	ロシア大統領選挙実施、プーチン大統領代行が当選
	4. 1	傅全有中国総参謀長、総参謀長として初の公式来日（～4.6）				
					4. 14	ロシア下院、戦略兵器削減条約（STARTⅡ）を批准
	4. 1	「自衛隊員倫理法」施行				
	4. 1	「地方分権一括法による改正駐留軍用地特措法」施行			4. 24	2000年NPT再検討会議（～5.19、ニューヨーク）
			3. 31	有珠山噴火、避難住民17000人。政府対策本部を設置		
	4. 1	防衛施設中央審議会発足			5. 7	プーチン・ロシア大統領代行、正式に大統領に就任
	5. 2	日星防衛首脳会談（瓦・タン、シンガポール）				
					5. 8	オーストラリアと北朝鮮が外交関係の再開に合意
	5. 4	日越防衛首脳会談（瓦・チャー、ハノイ）				
					5. 24	米朝協議（～5.30）
	5. 8	防衛庁、市ヶ谷庁舎へ移転	4. 4	日朝国交正常化交渉第９会本会議（～4.7）	6. 13	南北首脳会談（～6.15、平壌）
	5. 22	日韓防衛首脳会談（瓦・趙、東京）			6. 19	米国、北朝鮮に対する経済制裁の一部緩和を実施
	6. 19	第７会日中安保対話（北京）	4. 5	森内閣成立		
	6. 19	藤縄統合幕僚会議議長訪中（～6.25）	4. 8	アールパード・ハンガリー大統領来日（～4.14）	6. 21	北朝鮮、米朝協議が行われている間のミサイルの発射の凍結を再度表明

※）本白書の対象期間にかかる直近の２年（1999～2000年）については、詳しく記載してある。

用　語　索　引

（注）1　本索引は、本文、コラム、図表のタイトルに使用されている用語を対象として作成しています。ただし、防衛庁内の各組織に関する説明、契約の方式及び予定価格の算定方式に関する説明のある図表については、図表中の用語も対象としています。

2　ゴシック体の用語は、防衛政策や自衛隊の行動に関する基本的な用語。また、(cf)は関連する用語又は略語。→のある場合は、→の示す用語又は略語をご確認下さい。

3　数字はその用語の出ているページ（*2～5*は、その間の全ページに連続して出ていることを表しています）。また、ゴシック体のページは、その用語に関する説明（用語が国名の場合は、国防政策に関する説明）のあるページ。

あ

い

か

略語表及び略語索引

（注）1　右側の収録ページのうち、ゴシック体のものはその略語について詳しい記述のあるページ。また、(　)書きは側注又は図表中に略語があるページ。___（下線）は日本語のみの記述のあるページ。

2　本表に記載のない略語については、CD-ROMの略語集もご確認下さい。

A

ABM ／ Anti Ballistic Missile　弾道弾迎撃ミサイル ／ *13*
相手の戦略核弾道ミサイルを迎撃してこれを破壊するミサイル。（ABM条約：米ソ間で戦略攻撃兵器の競争を制限するため、各々の領域を戦略弾道ミサイルから防衛する対弾道ミサイルの展開を制限する条約。）

ACSA ／ Acquisition and Cross-Servicing Agreement　物品・役務相互提供協定 ／ *58*
米軍と外国軍との間で物品・役務を相互に提供し合う枠組みを定める協定の米国内法上の名称。日米間でこれに該当するのは日米物品役務相互提供協定であり、自衛隊と米軍が、共同訓練、国連平和維持活動及び人道的国際救援活動に必要な物品・役務を相互主義の原則に基づき提供し合う枠組みを定める（1996（平成８）年６月発効）。99（平成11）年に改正協定を締結し、周辺事態に対応する活動も対象となった。

AEF ／ Aerospace Expeditionary Force　航空機動展開部隊 ／ *14*
2001年度中に編成する予定の、輪番で緊急展開する米空軍部隊。

AG ／ Australia Group　オーストラリア・グループ ／ *23, 196*
生物・化学兵器の原材料・製造設備・関連技術の輸出規制を実施する、我が国を含む30か国が参加する軍備管理・軍縮のグループ。

APEC ／ Asia-Pacific Economic Cooperation　アジア太平洋経済協力 ／ *63*

ARF ／ ASEAN Regional Forum　ASEAN地域フォーラム ／ *3, 32, 36, 58, 59, 63,（182）, 183, 187,（188）, 189*
ASEAN諸国を中心としたアジア太平洋地域の安全保障にかかわる各国外相及び機関が参加して、同地域内全般の政治・安全保障問題について意見交換を行う多国間安全保障対話の場（93年創設）。

ASEAN ／ Association of South-East Asian Nations　東南アジア諸国連合 ／ *50, 54, 58, 59, 63,（183）, 187*

ASM ／ Air to Surface（Ship）Missile　空対地（艦）ミサイル ／ *（86）,（88）*

AWACS ／ Airborne Warning and Control System　早期警戒管制機 ／ *（84）*
国土から離れた洋上における早期警戒管制機能を有し、地上の警戒管制組織を代替する管制能力を有する航空機。

B

BADGE ／ Base Air Defense Ground Environment　自動警戒管制組織 ／ *（83）*

BMC3（4）I ／ Battle Management, Command, Control, Communication,（Computer,）and Intelligence　戦闘管理・指揮・統制・通信・（コンピュータ）・情報 ／ *（13）,（166）*

BMD ／ Ballistic Missile Defense　弾道ミサイル防衛 ／ *13, 73, 92, 164, 165, 167*
米国が研究中の、海外駐留米軍や友好・同盟国を戦術・戦域弾道ミサイルから防衛するTMDと米国本土を長射程の弾道ミサイルから防衛するNMDなどからなる弾道ミサイルからの防衛の構想。

BPC ／ Bilateral Planning Committee　共同計画検討委員会 ／ *（134）*
新しい日米防衛協力の指針の下で、共同作戦計画及び相互協力計画についての検討や、共通の基準及び実施要領などについての検討の実施を行う自衛隊及び米軍による制服を中心とした委員会であり、包括的メカニズムの一部をなすもの。

BWC ／ Biological Weapons Convention　生物兵器禁止条約 ／ *23, 195*
細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約（75年発効）。

C

C4ISR ／ Command, Control, Communications, Computers, Intelligence, Surveillance, and Reconnaissance　指揮・統制・通信・コンピュータ・情報・監視・偵察 ／ *9, 30*

CALS ／ Continuous Acquisition and Life-Cycle Support　継続的な調達とライフサイクルを通じての支援 ／ *125, 227*
装備品などのライフサイクルコストの情報の電子化・データベース化などによる共有化を通じたコスト削減、開発及び調達に係る所要期間の短縮、品質の向上の取組。

CAP ／ Combat Air Patrol　空中警戒待機 ／ *（84）, 93*

CBM ／ Confidence Building Measures　信頼醸成措置 ／ *26, 27, 190*
偶発的な軍事衝突を防ぐとともに国家間の信頼を醸成する見地から、軍事情報の公開や一定の軍事行動の規制、軍事交流などを進める努力。

CCW ／ Convention on Prohibitions or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May be Deemed to be Excessively Injurious or to Have Indiscriminate Effects　特定通常兵器使用禁止・制限条約 ／ *24, 195*
過度の障害又は無用の苦痛を与える兵器及び無差別に効果を及ぼすと認められる地雷・ブービートラップ、焼夷（しょうい）兵器などの使用の態様などを制限・禁止した条約（83年発効）。

CFE ／ Conventional Armed Forces in Europe　欧州通常戦力 ／ *3, 26, 27*
CFE条約（戦車、装甲戦闘車両などの５つのカテゴリーの兵器について、東西両グループの保有の上限を定めた、東西の通常戦力における初めての軍備管理・軍縮のための条約（92年発効）。99年11月、地域別保有上限に代わり、国別・領域別上限メカニズムの導入に合意。

CIS ／ Commonwealth of Independent States　独立国家共同体 ／ *16,（25）,（29）*

CJTF ／ Combined Joint Task Forces　共同統合任務部隊 ／ *31*
平和維持活動などの各種任務の効果的実施、ESDIの具体的反映などを目的として、94年のNATOブラッセル首脳会議において、正式承認された概念（2000年をめどに設立予定）。

CMD ／ Cruise Missile Defense　巡航ミサイル防衛 ／ *（13）*

COCOM ／ Coordinating Committee for Multilateral Strategic Export Controls　対共産圏輸出規制委員会 ／ *24*

CSBM ／ Confidence and Security-Building Measures　信頼・安全醸成措置 ／ *27*
80年代後半から欧州を中心に進められた、軍事情報の交換、軍事交流、演習の通報・査察・制限などの、信頼醸成の試み。

CSCE ／ Conference on Security and Cooperation in Europe　欧州安全保障・協力会議 ／ *27, 31, 182*
70年代から欧州で進められた安全保障、経済、人権などの広範にわたる東西間の対話の場（95年にOSCEへと発展解消）。

CTBT ／ Comprehensive Nuclear Test-Ban Treaty　包括的核実験禁止条約 ／ *7, 8, 14, 22, 23, 53, 195*

地下、海中、空中を問わず、核爆発を伴うあらゆる核実験を禁止する条約（未発効）。

CWC ／ Chemical Weapons Convention　化学兵器禁止条約 ／ *23, 194*
化学兵器の開発・生産・貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（97年４月発効）。

D

DCI ／ Defense Capabilities Initiative　防衛能力イニシアティブ ／ *(28)*
NATOの相互運用性を高めようとする構想。

DMZ ／ Demilitarized Zone　非武装地帯 ／ *7, 34, 36, 37, 42, 43*
韓国・北朝鮮間の休戦ラインの南北に設置された軍事力の配備を制限した地域。

E

EAPC ／ Euro-Atlantic Partnership Council　欧州・大西洋パートナーシップ理事会 ／ *(29)*
北大西洋協力会議（NACC）を通じた政治的協力関係及びPFPによる協力の双方を一層強化する枠組みとしてNACCに代わり創設したもの。

EASR ／ East Asia Strategy Report　東アジア戦略報告（東アジア・太平洋地域における安全保障戦略） ／ *43, 60*
東アジア太平洋地域における米軍のプレゼンス維持などを唱えた包括的な安全保障戦略の報告書（95年２月、98年11月報告）。

ESDI ／ European Security Defense Identity　欧州安全保障・防衛アイデンティティ ／ *18, 30, 31*
欧州のNATO加盟国が欧州共通の安全と防衛により大きな責任を持つようにすること。

EU ／ European Union　欧州連合 ／ *6, 18, 27, (29), 30, 31, 36, 63, 190*

EUROCORPS ／ European Corps　欧州軍団 ／ *30*
WEUに固有の軍事的能力を付与することなどを目的として92年の独仏首脳会談において創設が決定された機構。95年、実戦配備を宣言。現在、ドイツやフランスを始め５か国が参加。

F

FADAC ／ Field Artillery Digital Automatic Computer　野戦特科射撃指揮装置 ／ *102*

G

GDP ／ Gross Domestic Product　国内総生産 ／ *51, (105), (108)*

GNP ／ Gross National Product　国民総生産 ／ *42, (51)*

I

IAEA ／ International Atomic Energy Agency　国際原子力機関 ／ *22, 38*

ICBM ／ Intercontinental Ballistic Missile　大陸間弾道ミサイル ／ *13, 17, 25, 46, 53, 67*
射程5,500Km以上の弾道ミサイル（SALTⅡでの米ソの規定）。その他、6,400Km以上の射程を持つものを入れる分類がある。

IDDN ／ Integrated Defense Digital Network　防衛統合ディジタル通信網 ／ *100*
通信網の抗たん性などの向上のため、回線のディジタル化などを中心として整備中の通信網。

IFOR ／ Implementation Force　和平履行部隊 ／ *18, 21, 30*
国連安保理の承認を受け、ボスニアの平和維持活動に従事し、平和強制のための武力行使も容認されたNATO指揮下の多国籍軍。

IMSS ／ IMINT（Imagery Intelligence）Support System　画像情報支援システム ／ *81*

INF ／ Intermediate-range Nuclear Forces　中距離核戦力 ／ *17*
射程500～5,500Kmのミサイルとその発射台、支援施設・装備（INF全廃条約での規定）。

INTERFET ／ International Force in East Timor　東チモール国際軍 ／ *3, 59*
広範な自治案の付与とその受け入れを問う住民投票の結果発表後に、治安が悪化したことを受けて、東チモールに展開した多国籍軍（99年～）。

ISG ／ Inter-sessional Support Group　インターセッショナル支援グループ ／ *(188), 189*
ARFのプロセスにおける、信頼醸成措置について協議する実務者レベルの政府間グループ。

ISM ／ Inter-sessional Meeting　インターセッショナル会合 ／ *(188)*
ARFのプロセスにおける、個々の具体的分野における協力的活動について協議する実務者レベルの政府間会合（捜索救難・PKO・災害救助会合）。

ISO ／ International Organization for Standardization　国際標準化機構 ／ *125, 227*

J

JSF ／ Joint Strike Fighter　統合攻撃戦闘機 ／ *14*
米国における、基本設計を共通にした、米空軍・海軍・海兵隊などが共同開発中の戦闘攻撃機。

K

KEDO ／ Korean Peninsula Energy Development Organization　朝鮮半島エネルギー開発機構 ／ *39*
米朝間の「枠組み合意」に基づき、北朝鮮の黒鉛減速原子炉の軽水炉への転換や代替エネルギーの供与を実施する国際共同事業体（95年３月設立）。

KFOR ／ Kosovo Force　国際安全保障部隊 ／ *6, 18, 30*
国連安保理決議に基づき、コソヴォに展開されたNATO軍を主体とする多国籍軍（99年～）。

L

LANDCENT ／ Allied Land Forces Central Europe　中欧連合地上軍 ／ *30*
中央地域を担任するNATO隷下の地上部隊。

LCAC ／ Landing Craft Air Cushioned　輸送用エアクッション艇 ／ *102*

M

MIRV / Multiple Independently-Targetable Reentry Vehicle　複数個別誘導弾頭 / (25)
攻撃力・残存性の増大のためミサイルの弾頭を複数に分割させているもの。

MLRS / Multiple-Launch Rocket System　多連装ロケットシステム / 99

MLST / Multilateral Logistics Staff Talks　陸軍兵站実務者交流 / 191

MONUC / United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo　国連コンゴー民主共和国ミッション / (21), 22

MTCR / Missile Technology Control Regime　ミサイル関連技術輸出規制 / 23, 104, 196
ミサイル関連機材・技術の不拡散を目的に、これら機材・技術の輸出管理を行う我が国を含む32か国が参加する枠組み。

N

NAD / Naval Area Defense　海軍地域防衛 / 13, (166)
米国で開発中のTMDの主要構成要素の一つで、海上配備型の下層システム。

NATO / North Atlantic Treaty Organization　北大西洋条約機構 / 2, 3, 5, 6, 14, 17, 18, 19, 20, 26, 27, 28, (29), 30, 31, 49, 50, 62, (187)
北大西洋条約に基づき創設された欧米諸国を中心とする安全保障同盟機構。現在19か国体制。本部はベルギーのブリュッセル。

NBC / Nuclear, Biological, or Chemical　核、生物、化学 / 99, 104, 105, 167
核・生物・化学物質といった大量破壊兵器に関連する物質の総称。一般に「NBC」兵器という使い方をする。

NCCS / New Central Command System　新中央指揮システム / 100, 101, 106

NLL / Northern Limit Line　北方限界線 / 37, (38)

NMD / National Missile Defense　国家ミサイル防衛 / 13
現在米国において研究開発中の、米国本土を長距離の弾道ミサイルから防衛するためのミサイル防衛体制。

NPT / Nuclear Non-Proliferation Treaty　核兵器不拡散条約 / 7, 8, 22, 23, (25), 38, 69
核兵器の不拡散と平和利用のための核物質・技術の普及を目的とした条約。

NSG / Nuclear Suppliers Group　原子力供給国グループ / 22
原子力専用品・汎用品とその関連技術の輸出管理を行う、我が国を含む35か国が参加するグループ。

NTWD / Navy Theater Wide Defense　海上配備型上層システム / 13, (143), 165, (166), 167
日米で共同技術研究を行うこととしている、米国の弾道ミサイル防衛システムのうちの海上配備型の上層システム。

O

OPCW / Organization for the Prohibition of Chemical Weapons　化学兵器禁止機関 / 194
化学兵器禁止条約の定める検証措置などの実施を担当する機関。

OSCE / Organization for Security and Co-operation in Europe　欧州安全保障・協力機構 / 16, 17, 26, (29), 30, 31, (182)
欧州全域を対象とした安全保障と協力のための地域機構（95年にCSCEから発展）。

P

PAMS / Pacific Armies Management Seminar　太平洋地域陸軍管理セミナー / 104, (192)

PFP / Partnership for Peace　平和のためのパートナーシップ / 3, (26), 28
NATOとNATO非加盟国欧州各国との間の、軍事面を中心とする各種協力を強化するため、94年に設立された枠組み。

PKF / Peacekeeping Forces　国連平和維持隊 / 171, 172, 173

PLO / Palestine Liberation Organization　パレスチナ解放機構 / 6

Q

QDR / Quadrennial Defense Review　4年ごとの国防計画の見直し / 11
「軍隊の戦力構成見直し法」（96年9月発効）により、米国防長官が4年ごとに行う国防計画の見直し（97年5月に議会に報告）。

R

RMA / Revolution in Military Affairs　軍事における革命 / 10, 11, 12
技術進歩などの変化により、軍事作戦や戦争そのものに生ずる大きな変革のこと。

S

S & TF / Systems and Technology Forum　日米装備・技術定期協議 / 143
共同研究開発や取得政策などの日米間の装備技術協力に関する協議の場。

SACO / Special Action Committee on Okinawa　沖縄に関する特別行動委員会 / (91), 105, (106), (107), 142, 145, 218, 219, 220, 221, (223)
沖縄に所在する米軍施設・区域に係る諸課題に関し協議することを目的として設置された日米間の委員会（95年11月設置）。

SAM / Surface(ship)-to-Air Missile　地（艦）対空ミサイル / 56, (86), (88), 143

SCC / Security Consultative Committee　安全保障協議委員会 / 74, 126, 131, (134), 140, 218, 220
日米の外交・防衛の担当閣僚による政策協議の場。

SCG / Security Consultative Group　日米安保運用協議会 / (140)
安保条約及びその関連取極の運用についての協議の場。

SDC / Subcommittee for Defense Cooperation　防衛協力小委員会 / (134), 140
日米間の協力の在り方に関する研究協議を目的としたSCCの下部機関。

SFOR / Stabilization force　安定化部隊 / 3, 18, 21, 30

96年12月にボスニアの平和維持のための和平履行部隊(IFOR)から任務を引き継いだ多国籍軍。

SLBM / Submarine-Launched Ballistic Missile 潜水艦発射弾道ミサイル / 13, 17, 25, 46, 53

SLCM / Sea-Launched Cruise Missile 海洋発射巡航ミサイル / (25)

SOM / Senior Officials Meeting 高級事務レベル会合 / 63, (188), 189
ARFにおいて、閣僚会合に先立って行われる高級事務レベルによる会合。

SSBN / Ballistic Missile Submarine Nuclear-Powered 弾道ミサイル搭載原子力潜水艦 / 13, 17, 46

SSC / Security Subcommittee 安全保障高級事務レベル協議 / 131, 140
日米間における安全保障体制に係る、実質的かつ事務的な協議の場。

SSM / Surface(Ship)-to-Surface(Ship) Missile 地(艦)対地(艦)ミサイル / (86), (88)

START / Strategic Arms Reduction Treaty 戦略兵器削減条約 / 13, 24, 25 (START I(第1次戦略兵器削減条約)が記載されているページ。)
一定数以上の戦略核弾頭及び運搬手段の廃棄などを定めた米露(ソ)間の条約。第1次条約を91年米ソ間で署名し、以後2次条約へと続く。

START II / Strategic Arms Reduction Treaty II 第2次戦略兵器削減条約 / 13, 14, 25, 26
93年に米露間で署名された、START I に続く戦略核弾頭の削減を目指した条約。米国は96年に、ロシアは2000年に批准。

START III / Strategic Arms Reduction Treaty III 第3次戦略兵器削減条約 / 13, 26
START II 発効後、直ちに交渉を開始することとされた、米露間の第3次の戦略兵器削減のための条約。

T

T-ADC(X) / Auxiliary Dry Cargo Carrier 新型後方支援艦 / 14
洋上の艦艇に弾薬や予備の部品、乾燥、冷蔵又は冷凍した糧食を補給する艦船。

TAMD / Theater Air and Missile Defense 戦域防空・ミサイル構想 / (13)
TMDの構成要素を含む様々なシステムを柔軟に組み合わせることにより、戦域において敵の各種のミサイルや航空機に一体的に対処し得るようなシステムを構築するという米国の構想。

TCOG / Trilateral Coordination and Oversight Group 北朝鮮問題に関する日米韓三国調整グループ / 41

THAAD / Theater High Altitude Area Defense 戦域高高度地域防衛 / 13, (166)
米国で現在開発中のTMDの主要構成要素の一つで、地上配備型の上層システム。

TMD / Theater Missile Defense 戦域ミサイル防衛 / 13, (164), (166)
米国が研究開発を行っている、海外駐留米軍や友好・同盟国を戦術・戦域弾道ミサイルから防衛するためのシステム。

U

UAV / Unmanned Aerial Vehicle 無人機 / 9

UNAMSIL / United Nations Mission in Sierra Leone 国連シエラ・レオーネミッション / (21), 22

UNDOF / United Nations Disengagement Observer Force 国連兵力引き離し監視隊 / (21), 173, (174), 175
シリア南部のゴラン高原におけるイスラエルとシリア間の停戦監視及び両軍の兵力引き離しなどに関する合意の実施状況の監視を任務とする国連平和維持隊(第4次中東戦争後の74年に設立され現在まで約26年にわたり活動を継続)。

UNHCR / United Nations High Commissioner for Refugees 国連難民高等弁務官事務所 / (171), 175, 176, 177
難民に国際的保護を与え自発的帰国又は第三国での定住を援助することを任務とする機関。

UNMIK / United Nations Interim Administration Mission in Kosovo 国連コソヴォ暫定行政ミッション / (21), 31

UNMOVIC / United Nations Monitoring Verification and Inspection Commission 国連監視検証査察委員会 / 7, (196)
包括的安保理決議1284(99年12月採択)に基づき設置された。UNSCOMに代えて強化された継続的な監視及び検証を実施。

UNOSOM II / United Nations Operation in Somalia II 第2次国連ソマリア活動 / 20, 22
ソマリアでの停戦監視及び武装解除を任務としていた国連平和維持活動。国連憲章第7章に基づき、強制措置を採ることが認められていた(93年～95年)。

UNPROFOR / United Nations Protection Force 国連防護隊 / 21, 22
旧ユーゴに派遣され、UNHCRなどの支援、停戦の促進、民生の安定向上などを任務として武力行使も容認された国連平和維持活動部隊(95年12月にIFORに権限を委譲)。

UNSCOM / United Nations Special Commission 国連特別委員会 / 6, 196
国連が、湾岸危機の正式停戦決議に基づき、イラクの大量破壊兵器及びミサイルの脅威を除去することを目的として設置した特別委員会(91年～99年)。

UNTAET / United Nations Transitional Administration in East Timor 国連東チモール暫定行政機構 / 3, (21), 22, 32, 59
東チモールの正式独立までの間、立法、行政、司法のすべての分野での暫定統治に当たる機構(99年設立)。

USM / Underwater-to-Surface(ship) Missile 水中(潜)対地(艦)ミサイル / (86), (88)

W

WEU / Western European Union 西欧同盟 / (29), (30), 31
経済的、社会的及び文化的協力並びに集団的自衛のため、欧州諸国の間で48年に設立された機構。

WPO / Warsaw Pact Organization ワルシャワ条約機構 / 2, 26, 28, (29)
旧ソ連及び東欧諸国を中心とした軍事機構(91年解体)。

あなたと自衛隊をむすぶ窓口に……

方面	名称	郵便番号	現所在地	電話番号
北部方面	札幌	〒060-0004	札幌市中央区北４条西15丁目１	011（札幌）(631)5471～３
	函館	〒042-0934	函館市広野町６-25	0138(函館)(53)6241～２
	旭川	〒070-8630	旭川市春光町無番地	0166(旭川)(51)6055,6060
	帯広	〒080-0024	帯広市西14条南14丁目４	0155(帯広)(23)2485,5882
	総監部	〒064-8510	札幌市中央区南26条西10丁目	011（札幌）(511)7116内2231～3、2473～4
東北方面	青森	〒030-0861	青森市長島１丁目３-５　青森第２合同庁舎内	017（青森）(776)1594～５
	岩手	〒020-0021	盛岡市中央通３丁目４-11	019（盛岡）(623)3236～８
	宮城	〒983-0842	仙台市宮城野区五輪１丁目３-15　仙台第３合庁舎内	022（仙台）(295)2611～３
	秋田	〒010-0951	秋田市山王４丁目３-34	018（秋田）(823)5404～５
	山形	〒990-0031	山形市十日町４丁目３-21	023（山形）(622)0711～２
	福島	〒960-8162	福島市南町86	024（福島）(546)1919～21
	総監部	〒983-8580	仙台市宮城野区南目館１-１	022（仙台）(231)1111内2231～3、2308～9
東部方面	茨城	〒310-0011	水戸市三の丸３丁目11-９	029（水戸）(231)3315～７
	栃木	〒320-0043	宇都宮市桜５丁目１-13　宇都宮地方合同庁舎内	028（宇都宮）(634)3385～７
	群馬	〒371-0805	前橋市南町３丁目64-12	027（前橋）(221)4471～３
	埼玉	〒336-0001	浦和市常盤４丁目11-15　浦和合同庁舎内	048（浦和）(831)6043～５
	千葉	〒263-0021	千葉市稲毛区轟町１丁目１-17	043（千葉）(251)7151～４
	東京	〒162-0845	東京都新宿区市谷本村町５-２	03（東京）(3260)0543
	神奈川	〒240-0062	横浜市保土ヶ谷区岡沢町273	045（横浜）(331)4945～７
	新潟	〒951-8035	新潟市船場町２丁目3423	025（新潟）(229)3232,3237、0320
	山梨	〒400-0005	甲府市北新１丁目７-９	055（甲府）(253)1591～２
	長野	〒380-0846	長野市旭町1108　長野第２合同庁舎内	026（長野）(233)2108～９
	静岡	〒420-0821	静岡市柚木366	054（静岡）(261)3151～４
	総監部	〒178-8501	東京都練馬区大泉学園町	048（浦和）(460)1711内2231～3、2432～6
中部方面	富山	〒930-0856	富山市牛島新町６-24	076（富山）(441)3271,3273
	石川	〒921-8506	金沢市新神田４丁目３-10　金沢新神田合同庁舎内	076（金沢）(291)6250
	福井	〒910-0017	福井市文京１丁目17-24	0776(福井)(23)1910～１
	岐阜	〒502-0817	岐阜市長良福光2675	058（岐阜）(232)3127～８
	愛知	〒454-0003	名古屋市中川区松重町３-41	052（名古屋）(331)6266～９
	三重	〒514-0003	津市桜橋１丁目91	059（津）(228)4722
	滋賀	〒520-0806	大津市打出浜13-39	077（大津）(524)6446,7717
	京都	〒604-0043	京都市中京区御池通り西洞院西入ル石橋町438-１　京都地方合同庁舎内	075（京都）(211)3471～２
	大阪	〒540-0008	大阪市中央区大手前４-１-67　大阪合同庁舎２号館	06（大阪）(6942)0541～５
	兵庫	〒650-0042	神戸市中央区波止場町１-１　神戸第２地方合同庁舎別館	078（神戸）(331)9896～８
	奈良	〒630-8301	奈良市高畑町552　奈良第２合同庁舎内	0742(奈良)(23)7001～２
	和歌山	〒640-8287	和歌山市築港１丁目14-６	0734(和歌山)(22)5116～８
	鳥取	〒680-0845	鳥取市富安２-89-４　鳥取第１合同庁舎内	0857(鳥取)(23)2251～２
	島根	〒690-0824	松江市学園１丁目１-14	0852(松江)(21)0015
	岡山	〒700-8517	岡山市下石井１丁目４-１　岡山第２合同庁舎内	086（岡山）(226)0361～２
	広島	〒730-0012	広島市中区上八丁堀６-30　広島合同庁舎４号館内	082（広島）(221)2957
	山口	〒753-0092	山口市八幡馬場814	083（山口）(922)2325
	徳島	〒770-0862	徳島市城東町２丁目６-25	088（徳島）(623)2220～３
	香川	〒760-0062	高松市塩上町３丁目11-５	087（高松）(831)0231～３
	愛媛	〒790-0003	松山市三番町８丁目352-１	089（松山）(941)8381～３
	高知	〒780-0065	高知市塩田町８-１	088（高知）(822)6128～30
	総監部	〒664-0012	伊丹市緑ヶ丘７丁目１-１	0727(伊丹)(82)0001内2231～3、2320
西部方面	福岡	〒810-0043	福岡市中央区城内２-１	092（福岡）(781)0361～３
	佐賀	〒840-0047	佐賀市与賀町２-18	0952(佐賀)(24)2291～３
	長崎	〒850-0862	長崎市出島町２-25　防衛庁合同庁舎	095（長崎）(826)8844～６
	大分	〒870-0003	大分市生石５丁目５-１	097（大分）(536)6267、6271～２
	熊本	〒862-0971	熊本市大江４丁目２-21	096（熊本）(366)1271～３
	宮崎	〒880-0901	宮崎市東大淀２丁目１-39	0985(宮崎)(53)2643～５
	鹿児島	〒890-0068	鹿児島市東郡元町４-１　鹿児島第２合同庁舎内	092（鹿児島）(253)8920
	沖縄	〒900-0016	那覇市前島３丁目24-１	098（那覇）(866)5457
	総監部	〒862-8710	熊本市東町１-１-１	096（熊本）(368)5111内2231～3、2322～3
防衛庁		〒162-8801	東京都新宿区市谷本村町５-１	03（東京）(3268)3111内20301～20303(広報課)

○防衛庁関係ホームページ

防衛庁	http://www.jda.go.jp
陸上自衛隊	http://www.jda.go.jp/jgsdf/
海上自衛隊	http://www.jda.go.jp/JMSDF/
航空自衛隊	http://www.jda.go.jp/jasdf/
防衛施設庁	http://www.dfaa.go.jp/

自衛隊の広報施設など

駐屯地・基地等	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
【陸上自衛隊】				
名寄駐屯地	北勝館	096-8584	名寄市内淵84	01654-3-2137
留萌駐屯地	駐屯地史料館	077-8555	留萌市緑ヶ丘町1-6	0164-42-2655
遠軽駐屯地	駐屯地史料館	099-0497	北海道紋別郡遠軽町向遠軽272	01584-2-5275
旭川駐屯地	顕彰記念館・北鎮記念館	070-8630	旭川市春光町	0166-51-6111
滝川駐屯地	資料館「ソーラップチ」	073-8510	滝川市泉町236	0125-22-2141
上富良野駐屯地	史料館	071-0595	北海道空知郡上富良野町南町4	0167-45-3101
美幌駐屯地	北辰館	092-8501	北海道網走郡美幌町字田中	01527-3-2114
釧路駐屯地	大原野	088-0604	北海道釧路郡釧路町字別保112	0154-40-2011
岩見沢駐屯地	史料館	068-0822	岩見沢市日の出台4-313	0126-22-1001
丘珠駐屯地	北翔館	007-8503	札幌市東区丘珠町161	011-781-8321
真駒内駐屯地	史料館	005-8543	札幌市南区真駒内17	011-581-3191
北恵庭駐屯地	広報史料館	061-1423	恵庭市柏木531	0123-32-2101
東千歳駐屯地	史料館	066-8577	千歳市祝梅1016	0123-23-5131
帯広駐屯地	道東史料館	080-8639	帯広市南町南7線31	0155-48-5121
鹿追駐屯地	駐屯地史料館	081-0294	北海道河東郡鹿追町笹川北12線10	01566-6-2211
南恵庭駐屯地	広報資料館	061-1411	恵庭市恵南63	0123-32-3101
島松駐屯地	資料館	061-1393	恵庭市西島松308	0123-36-8611
倶知安駐屯地	史料館	044-0076	北海道虻田郡倶知安町字高砂232-2	0136-22-1195
函館駐屯地	史料館	042-8567	函館市広野町6-18	0138-51-9171
青森駐屯地	防衛館	038-0022	青森市浪館字近野45	017-781-0161
弘前駐屯地	防衛館	036-8533	弘前市大字原ケ平字山中18-117	0172-87-2111
八戸駐屯地	防衛館	039-2295	八戸市大字市川町字桔梗野	0178-28-3111
岩手駐屯地	史料館	020-0173	岩手県岩手郡滝沢村滝沢字後268-433	019-688-4311
霞目駐屯地	防衛館	984-8580	仙台市若林区霞目1-1-1	022-286-3101
多賀城駐屯地	防衛館	985-0834	多賀城市丸山2-1-1	022-365-2121～3
大和駐屯地	防衛館	981-3684	宮城県黒川郡大和町吉岡字西原21-9	022-345-2191～3
仙台駐屯地	碇（いしずえ）	983-8580	仙台市宮城野区南目館1-1	022-231-1111
船岡駐屯地	防衛館	989-1694	宮城県柴田郡柴田町大字船岡字大沼端1-1	022-455-2301
秋田駐屯地	史料館	011-8611	秋田市寺内将軍野1	018-845-0125
神町駐屯地	史料館	999-3797	東根市神町南3-1-1	0237-48-1151
福島駐屯地	防衛館	960-2192	福島市荒井字原宿1	024-593-1212
郡山駐屯地	防衛館	963-0292	郡山市大槻町字長右エ門林1	024-951-0225～7
勝田駐屯地	防衛館	312-8509	ひたちなか市勝倉3433	029-274-3211
土浦駐屯地	武器資料館・雄翔館	300-0301	茨城県稲敷郡阿見町青宿121-1	0298-87-1171
霞ケ浦駐屯地	広報センター	300-8619	土浦市右籾町2410	0298-42-1211
古河駐屯地	広報展示室	306-0234	茨城県猿島郡総和町上辺見1195	0280-32-4141
北宇都宮駐屯地	航空資料館	321-0106	宇都宮市上横田町1360	028-658-2151
相馬原駐屯地	友碑記念館・桜武記念館	370-3549	群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017-2	0279-54-2011
宇都宮駐屯地	防衛資料館	321-0145	宇都宮市茂原1-5-45	028-653-1551
吉井分屯地	資料館	370-2104	群馬県多野郡吉井町大字馬庭2529	0273-88-2818
新町駐屯地	史料館	370-1301	群馬県多野郡新町1080	0274-42-1121
大宮駐屯地	史料館	331-8550	大宮市日進町1-40-7	048-663-4241
朝霞駐屯地	振武台記念館	178-8501	東京都練馬区大泉学園町	048-460-1711
十条駐屯地	広報展示室	114-8564	東京都北区十条台1-5-70	03-3908-5121
座間分屯地	広報資料室	228-0027	座間市座間	046-253-7670
松戸駐屯地	広報展示室	270-2288	松戸市五香六実17	047-387-2171
習志野駐屯地	空挺館	274-0077	船橋市薬円台町3-20-1	047-466-2141
下志津駐屯地	広報史料館	264-8501	千葉市若葉区若松町902	043-422-0221
木更津駐屯地	航空資料館	292-8510	木更津市吾妻地先	0438-23-3411
練馬駐屯地	広報史料館	179-0081	東京都練馬区北町4-1-1	03-3933-1161
市ヶ谷駐屯地	市ヶ谷記念館	162-0845	東京都新宿区市谷本村町5-1	03-3268-3111
三宿駐屯地	彰古館	154-0001	東京都世田谷区池尻1-2-24	03-3411-0151
用賀駐屯地	広報展示資料室薬草資料室	158-0098	東京都世田谷区上用賀1-20-1	03-3429-5241
立川駐屯地	広報史料館	190-8501	立川市緑町5	042-524-9321
久里浜駐屯地	通信参考館	239-0828	横須賀市久比里2-1-1	0468-41-3300
武山駐屯地	少年工科学校広報史料室	238-0317	横須賀市御幸浜1-1	0468-56-1291
新発田駐屯地	広報史料館	957-8530	新発田市大手町6-4-16	0254-22-3151
高田駐屯地	郷土記念館	943-8501	上越市南城町3-7-1	0255-23-5117
北富士駐屯地	史料館	401-0511	山梨県南都留郡忍野村忍草3093	0555-84-3135
松本駐屯地	秀峰館	390-8508	松本市高宮西1-1	0263-26-2766
富士駐屯地	資料館	410-1432	静岡県駿東郡小山町須走481-27	0550-75-2311
滝ケ原駐屯地	広報展示室	412-8550	御殿場市中畑2092-2	0550-89-0711
板妻駐屯地	資料館	412-8634	御殿場市板妻40-1	0550-89-1310
駒門駐屯地	広報資料館	412-0038	御殿場市駒門5-1	0550-87-1212
金沢駐屯地	尚古館	921-8520	金沢市野田町1-8	076-241-2171
守山駐屯地	史料館	463-8686	名古屋市守山区守山3-12-1	052-791-2191

資料

駐屯地・基地等	施設名	郵便番号	所　在　地	電話番号
豊川駐屯地	三河史料館	442-8602	豊川市穂ノ原１-１	0533-86-3151
久居駐屯地	広報資料館	514-1118	久居市新町975	059-255-3133
明野駐屯地	航空記念館顕彰室	519-0596	三重県度会郡小俣町明野5593-11	0596-37-0111
今津駐屯地	顕彰館	520-1621	滋賀県高島郡今津町大字今津字平郷995	0740-22-2581
大津駐屯地	資料館・広報展示室	520-0002	大津市際川１-１-１	0775-23-0034
福知山駐屯地	史料館	620-8502	福知山市天田堀	0773-22-4141
宇治駐屯地	彰史館	611-0011	宇治市五ヶ庄	0774-31-8121
大久保駐屯地	史料室	611-0031	宇治市広野町風呂垣外１-１	0774-44-0001
八尾駐屯地	広報展示室	581-0043	八尾市空港１-81	0729-49-5131
信太山駐屯地	修史館	594-8502	和泉市伯太町	0725-41-0090
伊丹駐屯地	広報展示館	664-0012	伊丹市緑ヶ丘７-１-１	0727-82-0001
千僧駐屯地	広報資料館	664-0014	伊丹市広畑１-１	0727-81-0021
青野原駐屯地	広報館	675-1351	兵庫県小野市桜台１	0749-66-7301
姫路駐屯地	史料館	670-8580	姫路市峰南町１-70	0792-22-4001
米子駐屯地	史料館	683-0853	米子市両三柳2603	0859-29-2161
出雲駐屯地	史料館	693-0052	出雲市松寄下町1142-１	0853-21-1045
日本原駐屯地	顕彰館	708-1393	岡山県勝田郡奈義町滝本	0868-36-5151
三軒屋駐屯地	頌史館	700-0001	岡山市宿978	086-228-0111
海田市駐屯地	顕彰館	736-8502	広島県安芸郡海田町寿町２-１	082-822-3101
山口駐屯地	防長尚武館	753-8503	山口市上宇野令784	0839-22-2281
善通寺駐屯地	乃木館	765-8502	善通寺市南町２-１-１	0877-62-2311
松山駐屯地	広報展示室	791-0298	松山市南梅本町乙の115	089-975-0911
高知駐屯地	先人の足跡	781-5331	高知県香美郡香我美町岸本469-１	08875-5-3171
福岡駐屯地	広報史料館(閉鎖中)	816-8666	春日市大和町５-12	092-591-1020
小倉駐屯地	史料館	802-8567	北九州市小倉南区北方５-１-１	093-962-7681
飯塚駐屯地	広報館	820-8607	飯塚市大字津島282	0948-22-7651
小郡駐屯地	広報館	838-0193	小郡市小郡2277	0942-72-3161
久留米駐屯地	広報史料館	839-0863	久留米市国分町100	0942-43-5391
前川原駐屯地	史料館	839-8505	久留米市高良内町2728	0942-43-5215
大村駐屯地	鎮西精武館	856-8516	大村市西乾馬場町416	0957-52-2131
竹松駐屯地	広報資料館(閉鎖中)	856-0806	大村市富の原１-1000	0957-52-3141
健軍駐屯地	広報館	862-8720	熊本市東町１-１-１	096-368-5111
北熊本駐屯地	防衛館	860-8529	熊本市八景水谷２-17-１	096-343-3141
別府駐屯地	広報資料室	874-0849	別府市大字鶴見4548-143	0977-22-4311
都城駐屯地	郷土館	885-0086	都城市久保原町１街区12	0986-23-3944
国分駐屯地	資料館	899-4392	国分市福島２-４-14	0995-46-0350
那覇駐屯地	広報資料館	901-0192	那覇市鏡水679	098-857-1155
【海上自衛隊】				
大湊地方総監部	北洋館	035-8511	むつ市大湊町４-１	0175-24-1111
舞鶴地方総監部	海軍記念館	625-8510	舞鶴市字余部下1190	0773-62-2250
呉地方総監部	呉教育隊史料館	737-8554	呉市幸町１-１	0823-22-5511
佐世保地方総監部	佐世保史料館	857-0058	佐世保市上町	0956-22-3040
第１術科学校	教育参考館	737-2195	広島県安芸郡江田島町	0823-42-1211
第２術科学校	海軍機関術参考資料室	237-0071	横須賀市田浦港町	0468-22-3500
第１航空群	鹿屋航空基地史料館	893-8510	鹿屋市西原３-11-２	0994-43-3111
第２航空群	八戸航空基地隊史料館	039-1180	八戸市大字河原木字高館	0178-28-3011
第21航空群	館山航空基地隊記念館	294-8501	館山市宮城	0470-22-3191
第31航空群	岩国航空基地隊史料館	740-8555	岩国市三角町２丁目	0827-22-3181
徳島教育航空群	徳島航空基地隊記念館	771-0292	徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓38	0886-99-5111
潜水艦教育訓練隊	潜水艦資料室	737-8554	呉市幸町７-１	0823-22-5511
【航空自衛隊】				
松島基地	教育参考館	981-0503	宮城県桃生郡矢本町矢本字板取85	0225-82-2111
熊谷基地	教育参考館	360-8546	熊谷市大字拾六間839	048-532-3554
入間基地	修武台記念館	350-1394	狭山市稲荷山２-３	042-953-6131
静浜基地	基地資料館	421-0201	静岡県志太郡大井川町上小杉1602	054-622-1234
浜松基地	浜松広報館	432-8001	浜松市西山町	053-479-1073
浜松基地	基地資料館	432-8001	浜松市西山町	053-472-1111
岐阜基地	広報館	504-0000	各務原市那加	0583-82-1101
小松基地	広報資料館	923-0961	小松市向本折町戊267	0761-22-2101
奈良基地	松林苑	630-8001	奈良市法華寺町1578	0742-33-3951
美保基地	基地広報館	684-0053	境港市小篠津町2258	0859-45-0211
防府北基地	教育参考館	747-0834	防府市田島	0835-22-1950
築城基地	航空参考館	829-0151	福岡県築上郡椎田町西八田	09305-6-1150
芦屋基地	航空参考館	807-0133	福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-１	093-223-0981
春日基地	広報館	816-0804	春日市原町３-１-１	092-581-4031
新田原基地	航空参考館	889-1406	宮崎県児湯郡新富町大字新田19581	0983-35-1121

陸・海・空

防

陸上幕僚長
陸上幕僚監部
北部方面隊
第2師団(旭川)
第5師団(帯広)
第7師団(東千歳)
第11師団(真駒内)
第1特科団(北千歳)
第1高射特科団(東千歳)
第1戦車群 (北恵庭)
第3施設団(南恵庭)
その他
東北方面隊
第6師団(神町)
第9師団(青森)
第2特科群(仙台)
第5高射特科群(八戸)
第2施設団(船岡)
その他
東部方面隊
第1師団(練馬)
第12師団(相馬原)
第1空挺団(習志野)
第2高射特科群(松戸)
第1施設団(朝霞)
第1教育団(武山)
その他
中部方面隊
第3師団(千僧)
第10師団(守山)
第13旅団(海田市)
第2混成団(善通寺)
第8高射特科群(青野原)
第4施設団(大久保)
第2教育団(大津)
その他
西部方面隊
第4師団(福岡)
第8師団(北熊本)
第1混成団(那覇)
第2高射特科団(飯塚)
第3特科群(湯布院)
第5施設団(小郡)
第3教育団(相浦)
その他
第1ヘリコプター団 (木更津)
通信団 (市ヶ谷)
富士教導団 (富士)
補給統制本部 (十条)
その他の部隊・機関
海上幕僚長
海上幕僚監部
自衛艦隊
護衛艦隊
航空集団
潜水艦隊
横須賀地方隊
呉地方隊
佐世保地方隊
舞鶴地方隊
大湊地方隊
教育航空集団 (下総)
練習艦隊 (呉)
中央通信隊群 (市ヶ谷)
海洋業務群 (横須賀)
補給本部 (十条)
その他の部隊・機関

礼文島
稚内
第2師団
名寄
当別
旭川
北部航空方面隊
奥尻島
真駒内
札幌
北部方面隊
第11師団
千歳
東千歳
網走
第7師団
帯広
第5師団
根室
青森
大湊
襟裳
加茂
三沢
東北方面隊
八戸
佐渡
第9師団
大湊地方隊
山田
神町
仙台
第6師団
相馬原
大滝根山
入間
朝霞
練馬
府中
厚木
市ヶ谷
松戸
百里
船越
横須賀
習志野
木更津
峯岡山
館山
防衛庁、
陸・海・空幕僚監部
陸上自衛隊
方面総監部
師団司令部・旅団司令部
及び混成団本部
空挺団
地対空誘導弾部隊
ヘリコプター団
海上自衛隊
自衛艦隊司令部
地方総監部
主要艦艇基地
主要航空基地（固定翼哨戒機部隊）
主要航空基地（回転翼哨戒機部隊）
航空自衛隊
航空総隊司令部
航空方面隊司令部及び
南西航空混成団司令部
戦闘機部隊
地対空誘導弾部隊
航空警戒管制部隊（レーダーサイト）

各自衛隊の編成

衛庁長官

- 第１護衛隊群（横須賀）
- 第２護衛隊群（佐世保）
- 第３護衛隊群（舞鶴）
- 第４護衛隊群（呉）
- その他

- 第１航空群（鹿屋）
- 第２航空群（八戸）
- 第４航空群（厚木）
- 第５航空群（那覇）
- 第 21 航空群（館山）
- 第 22 航空群（大村）
- 第 31 航空群（岩国）
- その他

- 第１潜水隊群（呉）
- 第２潜水隊群（横須賀）
- その他

- 掃海隊群（横須賀）
- 開発指導隊群（横須賀）
- 情報業務群（横須賀）
- その他

航空幕僚長
航空幕僚監部

- 航空総隊
  - 北部航空方面隊
    - 第２航空団（千歳）
    - 第３航空団（三沢）
    - 北部航空警戒管制団（三沢）
    - 第３高射群（千歳）
    - 第６高射群（三沢）
    - その他
  - 中部航空方面隊
    - 第６航空団（小松）
    - 第７航空団（百里）
    - 中部航空警戒管制団（入間）
    - 第１高射群（入間）
    - 第４高射群（岐阜）
    - その他
  - 西部航空方面隊
    - 第５航空団（新田原）
    - 第８航空団（築城）
    - 西部航空警戒管制団（春日）
    - 第２高射群（春日）
    - その他
  - 南西航空混成団
    - 第８３航空隊（那覇）
    - 南西航空警戒管制隊（那覇）
    - 第５高射群（那覇）
    - その他
  - その他
- 航空支援集団
  - 航空救難団（入間）
  - 第１輸送航空隊（小牧）
  - 第２輸送航空隊（入間）
  - 第３輸送航空隊（美保）
  - 航空保安管制群（入間）
  - 航空気象群（府中）
  - その他
- 航空教育集団
  - 第１航空団（浜松）
  - 第４航空団（松島）
  - 第１１飛行教育団（静浜）
  - 第１２飛行教育団（防府北）
  - 第１３飛行教育団（芦屋）
  - 航空教育隊（防府南）
  - その他
- 航空開発実験集団
  - 飛行開発実験団（岐阜）
  - 電子開発実験群（入間）
  - 航空医学実験隊（立川）
  - その他
- 補給本部（十条）
- その他の部隊・機関

主要部隊などの所在地

0
200 km
竹島
西部航空方面隊
海栗島
見島
高尾山
福江島
背振山
福岡
佐世保
飯塚
竹松
春日
大村
築城
佐世保地方隊
北熊本
健軍
第4師団
第13旅団
岩国
海田市
呉
中部方面隊
経ヶ岬
舞鶴地方隊
輪島
舞鶴
小松
下甑島
西部方面隊
善通寺
青野原
伊丹
千僧
第10師団
岐阜
第12師
第8師団
新田原
第2混成団
東部方面
鹿屋
高畑山
第3師団
守山
笠取山
串本
第1師団
御前崎
呉地方隊
横須賀地方隊
南西航空混成団
中部航空方面隊
尖閣諸島
南西航空混成団
宮古島
久米島
沖永良部島
与座岳
那覇
第1混成団

平成12年版
防衛白書CD-ROM
ユーザーズガイド

このCD-ROMには、平成12年版防衛白書のほか、平成11年版防衛白書(日本語/英語)を収録しています。CD-ROMならではの「目次検索」と「キーワード検索」による使いやすい検索機能を始め、各種資料集や動画、写真、専門用語解説の表示、さらには防衛庁・自衛隊関連ホームページへのリンクなど、便利な機能を装備しています。

動作環境

O　S	Microsoft® Windows®95および Windows®98 & WindowsNT®SP3以上 & Windows2000®
C　P　U	Pentium® 133MHz以上(166MHz以上推奨)
メ　モ　リ	16MB以上
ハードディスク	10MB以上の空き容量が必要(Internet Explorerは別途100MB程度の空き容量が必要)
CD-ROMドライブ	4倍速以上
モ　ニ　タ	表示色　32,000色(High Color)以上(256色には対応していません) 解像度　800×600ドット以上
そ　の　他	Microsoft Internet Explorer4.0 SP1以降が必須 Windows Media Playerが必須 音声再生にはPCM対応サウンドカードが必要

※Windows3.1、Macintoshでは動作しません。

セットアップ方法

平成12年度版防衛白書を動作させるには、3つのソフトが必要です。

1. Internet Explorer4.01(SP1以上)、Internet Explorer5 のどちらか
2. Windows Media Player(通常 Internet Explorer がインストールされている場合は、同時にインストールされております)
3. 平成12年版防衛白書閲覧ソフト

インストールするソフトウエア

	Internet Explorerのバージョン		
	Internet Explorer4 SP1以前	Internet Explorer4 SP1、SP2	Internet Explorer5
Windows Media Playerがインストールされている。	本CD-ROMから Internet Explorer5.5を インストールして下さい。	ソフトウエアのインストールは必要ありません。	ソフトウエアのインストールは必要ありません。
Windows Media Playerがインストールされていない。	本CD-ROMから Internet Explorer5.5を インストールして下さい。	本CD-ROMから Internet Explorer5.5を インストールして下さい。※	本CD-ROMから Internet Explorer5.5を インストールして下さい。※

※Windows Media Playerだけをインストールされたい方は http://www.microsoft.com/windows/mediaplayer にアクセスし、インストーラをダウンロードしてご使用ください。(無料でダウンロードできます)

●Internet Explorer5.5以前のバージョンをインストールされたい方はインターネット・雑誌等でインストーラを入手して下さい。

●WindowsNTでは管理者権限を持つユーザーがインストールして下さい。

Internet Explorer4.01（SP1以上）、Internet Explorer5 もしくは Windows Media Player がインストールされていない場合、Internet Explorer5.5 のボタンのみクリックすることができます。そのボタンをクリックし Internet Explorer5.5 のインストールを進めて下さい。

防衛白書閲覧ソフトは必ずインストールが必要です。クリックするとインストーラが起動するので、インストーラの指示に従ってインストールして下さい。

収録コンテンツ

<防衛白書 12年版>

日本語版 本文

平成12年版　防衛白書（冊子）の本文、コラム、写真、図表、資料編を収録しています。

<防衛白書 11年版>

日本語版 本文

平成11年版 防衛白書（冊子）の本文、囲み記事、写真、図表、資料編を収録しています。

英語版 本文

平成11年版 防衛白書（冊子）の本文、囲み記事を収録しています。

<防衛白書 CD-ROM版 資料>

動　画

本CD-ROM版オリジナルの内容を含む、23本の動画を収録しています。

写　真

主要装備品写真30点を収録しています。

資料集

平成12年版　防衛白書(冊子)に含まれていない関連資料を収録しています。

1 メイン画面（目次）

- **A 種類選択プルダウンリスト**　書類の種類を選択します。
- **B 進む、戻るボタン**　書類の閲覧履歴の前又は後ろを表示します。
- **C 次項、前項へボタン**　現在表示されているページの前又は後のページを表示します。
- **D 図表表示**　表示されている写真または図表をクリックすると大きな画像を表示します。
- **E 日英切替ボタン**　日本語・英語を同時に表示します。
- **F 印刷ボタン**　表示されているページを印刷します。
- **G インターネットリンク一覧**　表示されているページに関連したホームページにジャンプします。
- **H お気に入りメニューバー**　お気に入りのページを登録します。また登録したページを表示します。

※右側の文章、図表表示領域で右クリックして表示される「お気に入りに追加」は Internet Explorerのお気に入りに追加されます。

2 検索画面

A 年度選択　検索する書類の年度を選択します。

B 種類選択　検索する書類の種類を選択します。

C キーワード一覧　キーワード一覧が表示されます、ダブルクリックすると、キーワード入力欄に入力されます。

D キーワード入力　キーワードを入力します、検索ボタンをクリックすると検索結果が表示されます（｜（たて棒）で区切ることによってAND検索ができます）

E 検索結果　検索結果を表示します。クリックすると右側に該当の文章、図表が表示されます。

F 目次リンク　通常の目次検索画面の該当箇所にジャンプすることができます。

G 検索履歴　このCD-ROMを初めて利用してから現在までに検索したキーワードの履歴を一覧表示します、選択すると検索結果が表示されます。（全20件）

3 動画について

23本(約30分)の動画が、収録（ナレーション付）されています。
標準表示、拡大表示、最大表示の三種類の表示方法で閲覧ができます。

標準表示をします。

拡大表示をします。

モニタいっぱいに動画を表示をします。
ESCキーでもとのサイズに戻ります。

4 写真表示について

陸上・海上・航空自衛隊の各主要装備品などの写真30点が収録されています。

BGMを再生しながら写真をスライド表示します。

5 資料集について

資料集は、冊子には含まれていない略語集や政府見解等の各種関連資料が収録されています。

メニューバーについて

ファイル

メニュー	説明
収録テキストフォルダを開く	12年、11年版の本文、コラム（囲み）、注、資料編の全テキストファイルを収録しているフォルダを開きます。
プリンタ設定…	プリンタの設定画面を表示します。
印刷…	右側のエリアに表示している画面を印刷します。
終了	本ソフトウエアを終了します。

お気に入り

メニュー	説明
お気に入りの追加	右側に表示しているページをお気に入りに追加します。
お気に入りの整理…	お気に入りを削除する画面を表示します。
お気に入りのヘルプ	お気に入りのヘルプを表示します。

ヘルプ

メニュー	説明
ヘルプ…	表示しているページに該当するヘルプを表示します。
防衛庁のホームページ…	防衛庁のホームページにリンクします。
バージョン情報…	バージョン情報を表示します。

インターネットへの接続には、パソコン側にモデムやブラウザソフトの設定が正しくされている必要があります。また、プロバイダーとの契約が必要です。

警告：このディスクは「CD-ROM」です。一般オーディオ用CDプレーヤーでは絶対に再生しないでください。大音量によって耳に障害を被ったり、スピーカーを破損する恐れがあります。

映像・音楽提供
株式会社　あだち　ビデオ制作室
株式会社　小学館プロダクション
有限会社　東陽カメラセンター
株式会社　バンエイト

音楽提供
吉永光里

ナレーション協力
横井弘海

写真提供
赤塚聡
瀬尾央

問い合わせ先 お気付きの点がございましたら下記までご連絡ください

本文内容について
〒107-8513
東京都新宿区市谷本村町5－1
電話／03－3268－3111・03－5366－3111
防衛庁ホームページ　http://www.jda.go.jp/

製品について
〒105-8445
東京都港区虎ノ門2丁目2番4号　大蔵省印刷局業務部図書課
電話／03-3587-4285～9
大蔵省印刷局ホームページ　http://www.pb-mof.go.jp/

防 衛 白 書 (平成12年版)

平成12年8月28日　発　行　　定価は表紙に表示してあります。

編　集　防　衛　庁
〒162-8801
東京都新宿区市谷本村町5－1
電　話　03(3268)3111

発　行　大蔵省印刷局
〒105-8445
東京都港区虎ノ門2－2－4
電　話　03(3587)4283～9

落丁、乱丁本はお取り替えします。

ISBN4-17-390375-8

本書は再生紙を使用しています。

ISBN4-17-390375-8 C0031 ¥2200E

平成12年版

防衛白書

Defense of Japan 2000

大蔵省印刷局　発行　定価：本体 2,200 円(税別)

郵 便 は が き

お手数ですが、郵便切手をお貼りください。

162-8801

東京都新宿区市谷本村町5－1

防衛庁長官官房広報課

防衛白書アンケート係　行

ご住所	〒		
フリガナ お名前			
お電話		性別　男・女	年齢　　歳
E-mail			
ご職業	会 社 員(業種：　　　　) 団体勤務(業種：　　　　) 公 務 員(国家・地方) 教　　員(小・中・高・大・その他) 自　　営(商・工・農・漁・医・その他) 学　　生(小・中・高・大・専・その他) 自 由 業(　　　　) 無　　職(主婦・家事・その他) そ の 他(　　　　)		

平成12年版防衛白書をお買い上げいただき、誠にありがとうございます。今後、より良い防衛白書をつくるために皆様のご意見を反映させていただきたいと存じます。お手数ですが、ご記入の上、ご投函下さいますようお願いいいたします。
（お送りいただいたハガキは、防衛庁長官官房広報課で保管いたします。）

---

① 平成12年版防衛白書をお知りになったきっかけは？（複数回答可）
1. 新聞広告（新聞名：　　　　）　2. 書店で見て
3. 雑誌広告（雑誌名：　　　　）　4. チラシ広告
5. 知人から　6. インターネット　7. その他（　　　　）

② これまでに購入されたことは？
1. 毎年購入（　　年版より）　2. 年による　3. 昨年から購入
4. 今年初めて購入

③ 購入目的は？
1. 仕事　2. 研究・授業　3. 教養　4. その他（　　　　）

④ 最も興味を持たれた箇所は？
1. グラビア　2. 1章　3. 2章　4. 3章　5. 4章　6. 5章
7. 資料編　8. CD-ROM

⑤ サイズ（A 4 変判）は？
1. 小さい　2. ちょうど良い　3. 大きい　4. その他（　　　　）

⑥ 価格は？
1. 安い　2. 普通　3. 高い　4. その他（　　　　）

⑦ デザインは？
1. 良い　2. 普通　3. 悪い　4. その他（　　　　）

⑧ 内容は？
1. 良い　2. 普通　3. 悪い　4. その他（　　　　）

⑨ 添付のCD-ROMは？
1. 便利　2. 普通　3. 不便　4. 見ていない　5. その他（　　　）

⑩ お使いのOSは？（コンピューターをお持ちの方のみ）
1. Windows95/98　2. WindowsNT/2000　3. Macintosh　4. その他

⑪ 取り上げて欲しい内容（CD-ROMを含む。）は何ですか？
［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］

⑫ その他ご意見、ご感想がございましたらお聞かせください。
［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］

JAPAN SELF DEFENSE FORCES
PKO
JMSDF
JAPAN SELF DEFENSE FORCES
JSDF
JAPAN SELF DEFENSE FORCES
JASDF
PRINCE PICKLES
JMSDF
RESCUE
JGSDF

防衛庁のイメージキャラクター
ピクルス王子&パセリちゃん

ピクルス王子とパセリちゃんは
防衛庁のイメージキャラクター。
シールをはじめ、ポスター、パンフレットなど
さまざまな防衛庁広報資料や音楽祭などに登場、
活躍しています。
みなさん、どうかよろしくお願いします。

イラスト/友永たろ

●部隊見学へどうぞ

自衛隊では、記念日などに部隊を開放し、日頃の訓練の様子を見ていただいたり、航空機や戦車等の展示を行っています。ぜひ、おいでください。部隊見学についてのお問い合わせは、最寄りの自衛隊地方連絡部または、部隊の広報窓口まで。

〒107-8513　東京都港区赤坂9−7−45
防衛庁長官官房広報課ピクルス係

防衛庁のイメージキャラクター

ピクルス王子♥パセリちゃん

ピクルス王子とパセリちゃんは、防衛庁のイメージキャラクターです。「明るく」「親しみやすく」をテーマに、シール、パンフレット、ポスターなど、さまざまな場面で活躍しています。これからもみなさん、どうぞよろしくお願いします。

ピクルス王子とパセリちゃんの物語

ピクルス王子は、パプリカ王国の王子。平和な国・パプリカ王国に「防衛隊」があることに疑問を感じていました。

ピクルスは友好国ブロッコリ王国を訪れ、村長の娘パセリと知り合いますが、ブロッコリ王国は、強大な軍事力を持つゴーマ帝国に攻め込まれてしまいます。

わずかな国境警備隊しか持たないブロッコリ王国は、ピクルスの必死の抵抗もむなしくゴーマ軍に略奪され、パセリも捕らえられてしまいます。

ピクルスは自国・パプリカ王国の防衛隊に応援を頼もうとしますが、父・国王は「防衛隊はあくまで自国を守るためのもの」と許してくれません。

ゴーマ軍は、ブロッコリ王国をわがものとし、さらにパプリカ王国の国境に迫ってきます。父・国王はピクルスに防衛隊の指揮をとるよう命じました。

鍛え上げられたパプリカ王国防衛隊は、強力なゴーマ軍を追い返し、パセリも無事もどってきます。

平和のもどったブロッコリ王国では、新たに防衛隊ができ、ピクルスは「今度は指輪を持って」パセリに会いに来ることを約束して皆に別れを告げます。
このできごとを通して一回りたくましくなったピクルスは、祖国を守る「防衛隊」をより充実させるために「自衛隊」に留学中。勉強と訓練の日々を送っています。

部隊見学へどうぞ

自衛隊では、記念日等に部隊を開放しています。日頃の訓練の状況を皆さんに見ていただいたり、航空機や戦車等を展示したりしています。ぜひ、一度おいでください。
お問い合わせは、最寄りの自衛隊地方連絡部または、部隊の広報窓口へ。

〒107 東京都港区赤坂9-7-45 防衛庁長官官房広報課ピクルス係

イラスト：友永たろ